

社会保障研究資料第10号
2010年3月25日

ISSN 1348-0537
Social Security Research
Series, No. 10
March 25, 2010

社会保障統計年報

平成21年版

ANNUAL REPORT ON SOCIAL SECURITY STATISTICS

(2009)



National Institute of Population and
Social Security Research

Tokyo, Japan

本年報の内容についてのお問い合わせは下記まで。

国立社会保障・人口問題研究所

企画部

TEL 03-3595-2985

FAX 03-3591-4912

研究所ホームページ <http://www.ipss.go.jp>

平成21年版
社会保障統計年報

ま え が き

社会保障統計年報は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和33年以来刊行を重ねてきました。本号でまとめた統計は平成21年度中に公表された統計値であり、社会保障に関わる制度の確定値は平成19年度が直近となっています。社会保障に関心を持つ多くの方々に本資料が利用され、近年ますます盛んになっている「社会保障改革」の議論に役立てていただければ幸いです。

平成20年度のわが国の国内総生産（GDP）は、名目494兆1,987億円、実質541兆4,944億円となり、経済成長率は、名目△4.2%、実質△3.7%となりました。賃金の動向を見ると、平成20年の現金給与総額（月額）は33万1,300円で、前年比0.3%減となりました。年金などの給付額に影響を与える平成21年の消費者物価は、総合指数は平成17年を100として100.3となり、前年比1.4%の下落となりました。

「平成20年簡易生命表」によると、男の平均寿命は79.29年、女の平均寿命は86.05年で、前年と比較して男は0.1年、女は0.06年上回り男女とも世界最高の水準を保っています。また平成20年の「人口動態統計」によると、合計特殊出生率は1.37と3年連続でやや上昇したものの、依然として低い水準にあります。平成20年10月1日現在の総人口は1億2,769万人で、3年ぶりに減少に転じています。

平成21年度、国立社会保障・人口問題研究所は、『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』を2009年12月に公表しました。本資料では都道府県単位の詳細データは紙面の制約から収載していませんが、研究所のホームページから推計結果をご覧ください。また、『2007年社会保障実態調査』を2009年12月に公表しました。本調査についても研究所のホームページに結果を掲載しています。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

平成22年3月

国立社会保障・人口問題研究所

所長 京極 高宣

社会保障統計年報の構成内容

第Ⅰ部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障給付費について
- 第4節 日本の将来推計人口(平成18年12月推計)

(本文頁)	(目次頁)	節番号
25－30	7	1
31－86	7	2
87－120	7	3
121－154	8	4

第Ⅱ部 社会保障の体系と現状

- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
157－193	8	1
194－210	8	2

第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障給付及び再配分効果
- 第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等
- 第4節 社会保険関係
- 第5節 高齢者保健(医療)福祉
- 第6節 医療供給と医療費
- 第7節 公衆衛生
- 第8節 福祉サービス
- 第9節 生活保護
- 第10節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第11節 関連制度・関係機関
- 第12節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第13節 財政
- 第14節 国際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
213－227	9	1
228－242	9	2
243－257	10	3
258－405	10	4
406－430	15	5
431－440	15	6
441－460	16	7
461－480	17	8
481－485	18	9
486－491	18	10
492－518	18	11
519－525	19	12
526－536	19	13
537－564	20	14

目次

第 I 部 社会保障の動向

第 1 節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－

1 景気の動向	25
2 財政・金融	26
3 雇 用	28
4 家計収支	29
5 人口・世帯	29

第 2 節 社会保障の動向

1 概 況	31
2 高齢者保健医療福祉	35
3 児童福祉等	39
4 障害者福祉等	44
5 医療保険	50
6 年金保険	55
7 労働保険等	58
8 生活保護	61
9 保健医療と環境衛生	62
10 人材の確保と資質の向上	66
11 社会福祉基礎構造改革について	68
(表 1) 子ども・子育てビジョン	69
(表 2) 少子化対策プラスワン(要点)	72
(表 3) 障害者基本計画(概要)	77
(表 4) 重点施策実施 5 か年計画(抜粋)	80

第 3 節 社会保障給付費について

I 社会保障給付費の範囲	87
II 平成 19 年度社会保障給付費の概要	88
III 平成 19 年度社会保障財源の概要	93
統計表	95

【付録】OECD基準の社会支出の国際比較	116
----------------------	-----

第4節 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）

結果および仮定の要約	121
I 日本の将来推計人口について	124
II 推計結果の概要	124
III 推計方法の概要	128

第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに	157
2 社会保険、児童手当及び長寿医療制度の内容一覧	158
① 医療保険制度	158
② 年金制度	160
③ 業務災害補償制度	168
④ 雇用保険制度	172
⑤ 児童手当	176
⑥ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）	177
⑦ 介護保険	178
3 老人福祉	179
① 施設福祉対策	179
② 介護保険制度におけるサービス	180
③ 介護保険制度における地域支援事業	181
4 障害者保健福祉施策	182
① 障害福祉サービス体系の再編	182
② 身体障害者施設福祉施策の概要	185
③ 障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要	186
5 精神保健福祉関連制度の概要	187
6 年齢別児童家庭福祉施策の一覧	188
7 社会（家族）手当	189
8 生活保護制度	190
〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略	192

第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度	194
② 年金保険制度	196

③ 業務災害補償制度	198
④ 雇用保険制度	199
[参考] 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	200
2 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧	203

第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移	213
第2表 「日本の将来推計人口」の要約	214
第3表 年齢3区分別人口の推移	215
第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	216
第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）	217
第6表 人口動態	220
第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）	222
第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移	223
第9表 年次別死因順位及び死亡率	224
第10表 世帯数（世帯業態別）	225
第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移	225
第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	226
第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	226
第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	227
第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	227

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	228
第17表 制度別社会保障給付費の推移	229
第18表 社会保障移転の推移	230
第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較	231
第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較	231
第21表 一般会計予算の内訳	232
第22表 社会保障給付費等の年次推移	233
第23表 社会保障関係費の推移	233
第24表 社会保障の給付と負担の見通し（平成18年5月推計）	234
第25表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	238
第26表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化	238
第27表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況	239

第28表	世帯類型別所得再分配状況	240
第29表	世帯構造別所得再分配状況	241
第30表	当初所得階級別所得再分配状況	242

第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第31表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の対国民所得比の推移	243
第32表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	244
第33表	国内総生産（支出側、名目）	246
第34表	家計（個人企業を含む）	248
第35表	常用労働者1人当り平均月間現金給与額	249
第36表	1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	251
第37表	賞与支給状況	252
第38表	全世帯年平均1か月間の消費支出	252
第39表	勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出	253
第40表	年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）	254
第41表	消費者物価指数（中分類）	256
第42表	販売農家1戸当りの経営収支	257

第4節 社会保険関係

1 総括

第43表	医療保険適用者数（制度別）	258
第44表	公的年金適用者数（制度別）	259
第45表	雇用保険適用者数（制度別）	259
第46表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	259
第47表	社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）	260
第48表	制度別被保険者1人当り診療費	261
第49表	公的年金受給権者数	262
第50表	公的年金における年金総額（制度別）	264
第51表	公的年金受給権者1人当り年金額	266
第52表	公的年金積立金状況	268
第53表	年金財政指標	269
第54表	業務災害補償保険年金受給者数	272
第55表	業務災害補償保険年金支払総額	272
第56表	業務災害補償保険年金受給者1人当り金額	273
第57表	介護保険適用者数	274
第58表	介護保険認定者数	274
第59表	介護保険給付における介護給付・予防給付	275
第60表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費	275

第61表	介護保険保険料収納額	275
2 健康保険		
① 政府管掌健康保険		
第62表	政府管掌健康保険適用状況	276
第63表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	277
第64表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	278
第65表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	279
第66表	政府管掌健康保険給付決定状況	280
第67表	政府管掌健康保険診療費決定状況	284
第68表	政府管掌健康保険給付諸率	286
第69表	政府管掌健康保険収支状況	290
② 組合管掌健康保険		
第70表	組合管掌健康保険適用状況	291
第71表	組合管掌健康保険平均保険料率	291
第72表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	292
第73表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	293
第74表	組合管掌健康保険給付決定状況	294
第75表	組合管掌健康保険診療費決定状況	297
第76表	組合管掌健康保険給付諸率	298
第77表	組合管掌健康保険収支状況	300
3 国民健康保険		
第78表	国民健康保険適用状況	301
第79表	国民健康保険給付決定状況	301
第80表	国民健康保険療養の給付等決定状況	302
第81表	国民健康保険療養費等決定状況	302
第82表	国民健康保険療養の給付諸率	303
第83表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	303
第84表	国民健康保険諸率	304
第85表	国民健康保険診療施設経理状況	305
第86表	国民健康保険料（税）収納状況	305
第87表	国民健康保険収支状況	306
4 厚生年金保険		
① 厚生年金保険		
第88表	厚生年金保険適用状況	307
第89表	厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	308
第90表	厚生年金保険適用状況（業態別）	309
第91表	厚生年金保険年金受給権者状況	310
第92表	厚生年金保険一時金裁定状況	311

第 93 表	厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額	311
第 94 表	厚生年金保険保険料徴収状況	312
第 95 表	厚生年金保険収支状況	312
②	厚生年金基金	
第 96 表	厚生年金基金適用状況	314
第 97 表	厚生年金基金年金受給権者状況	314
第 98 表	厚生年金基金一時金裁定状況	315
第 99 表	厚生年金基金給付 1 人当り金額	315
○	参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）	
第 100 表	加入件数	316
第 101 表	加入者数	316
5	国民年金	
第 102 表	国民年金被保険者数	317
第 103 表	国民年金保険料収納済歳入額状況	317
第 104 表	拠出制年金受給権者状況	318
第 105 表	福祉年金受給権者状況	319
第 106 表	国民年金特別会計収支状況	320
6	農業者年金基金	
第 107 表	農業者年金被保険者数	322
第 108 表	農業者年金受給権者状況	322
第 109 表	農業者年金年金勘定経理状況	323
7	国家公務員共済組合	
第 110 表	国家公務員共済組合適用状況	324
第 111 表	国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	326
第 112 表	国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）	328
第 113 表	国家公務員共済組合短期部門給付諸率	329
第 114 表	国家公務員共済組合長期部門支払状況	331
第 115 表	国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	332
第 116 表	国家公務員共済組合長期部門 1 人当り金額	333
第 117 表	国家公務員共済組合短期経理状況	334
第 118 表	国家公務員共済組合長期経理状況	335
第 119 表	国家公務員共済組合業務経理状況	336
第 120 表	国家公務員共済組合保健経理状況	337
第 121 表	国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	338
第 122 表	国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	339
8	地方公務員等共済組合	
第 123 表	地方公務員等共済組合適用状況	340
第 124 表	地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	342

第 125 表	地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）	345
第 126 表	地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	346
第 127 表	地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	348
第 128 表	地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	349
第 129 表	地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額	350
第 130 表	地方公務員等共済組合短期経理状況	351
第 131 表	地方公務員等共済組合長期経理状況	352
第 132 表	地方公務員等共済組合業務経理状況	353
第 133 表	地方公務員等共済組合保健経理状況	353
9 私立学校教職員共済		
第 134 表	私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	354
第 135 表	私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	355
第 136 表	私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	356
第 137 表	私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	357
第 138 表	私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	359
第 139 表	私立学校教職員共済短期部門給付諸率	360
第 140 表	私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	362
第 141 表	私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	363
第 142 表	私立学校教職員共済長期部門 1 人当り金額	364
第 143 表	私立学校教職員共済短期経理状況	365
第 144 表	私立学校教職員共済長期経理状況	366
第 145 表	私立学校教職員共済業務経理状況	367
第 146 表	私立学校教職員共済保健経理状況	367
10 農林漁業団体職員共済組合		
第 147 表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	368
第 148 表	農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	368
第 149 表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	369
第 150 表	農林漁業団体職員共済組合金年受給権者状況	370
第 151 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額	371
第 152 表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	372
第 153 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	373
11 船員保険		
第 154 表	船員保険適用状況	374
第 155 表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	375
第 156 表	船員保険疾病部門給付決定状況	376
第 157 表	船員保険疾病部門診療費決定状況	378
第 158 表	船員保険疾病部門給付諸率	379
第 159 表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	381

第 160 表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	381
第 161 表	船員保険年金部門（職務上）1人当り金額	381
第 162 表	船員保険失業部門給付決定状況	382
第 163 表	船員保険収支状況	383
第 164 表	船員保険保険料徴収状況	384
12 雇用保険		
第 165 表	雇用保険適用状況	385
第 166 表	雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	386
第 167 表	雇用保険給付状況	387
第 168 表	一般求職者給付の状況	388
第 169 表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	389
第 170 表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	389
13 労働者災害補償保険		
第 171 表	労働者災害補償保険適用状況	390
第 172 表	労働者災害補償保険保険給付支払状況	391
第 173 表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	392
第 174 表	労働者災害補償保険保険給付平均支払額	392
第 175 表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	392
14 公務災害補償		
第 176 表	国家公務員災害補償費支払状況	393
第 177 表	国家公務員災害補償1件当り金額	393
第 178 表	地方公務員災害補償費支払状況	394
第 179 表	地方公務員災害補償1件当り補償費	394
15 介護保険		
第 180 表	介護保険適用状況	395
第 181 表	介護保険要介護（要支援）認定者数	395
第 182 表	介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	396
第 183 表	介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数	398
第 184 表	介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数	398
第 185 表	介護保険施設介護サービス受給者数	399
第 186 表	居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・ 施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況	400
第 187 表	介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	402
第 188 表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）	404
第 189 表	介護保険における保険料収納額	404
第 190 表	介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	405

第5節 高齢者保健（医療）福祉

1 総括

第191表 介護保険施設等の比較	406
------------------	-----

2 老人福祉

第192表 老人福祉施設の施設数及び在所者数	408
第193表 介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所者数	408
第194表 職種別にみた従事者数	410
第195表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	416
第196表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	417

3 老人医療

第197表 老人医療受給対象者数	418
第198表 老人医療費の状況	418
第199表 制度別老人医療費の状況	419
第200表 老人医療費（診療費）の状況	419
第201表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	420
第202表 老人医療費と国民医療費の推移	421
第203表 老人医療費の負担	422
第204表 老人医療費の負担の状況	422
第205表 老人医療費拠出金積算内訳	423

4 老人保健施設

第206表 開設者別にみた施設数及び入所定員数	424
-------------------------	-----

5 老人保健（ヘルス事業）

第207表 老人保健事業実施状況	425
第208表 老人保健健康手帳の交付状況	426
第209表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	427
第210表 基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	428
第211表 がん検診の受診人員・結果別人員状況	429

第6節 医療供給と医療費

1 総括

第212表 国民医療費推計額	431
第213表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	432
第214表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	432

2 医療機関

第215表 病院・診療所数（開設者別）	434
第216表 病床数（開設者・種類別）	435
第217表 医療法人数の推移	435

目 次

第 218 表	薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	436
第 219 表	病院 1 施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	436
第 220 表	一般診療所 1 施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	437
第 221 表	歯科診療所 1 施設当り収支状況（構成比率）	437

3 地域医療計画

第 222 表	地域医療計画の内容	438
第 223 表	地域医療計画の作成手続きと達成の推進	439
第 224 表	都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況	440

第 7 節 公衆衛生

1 結核等

第 225 表	結核医療費推計額	441
第 226 表	結核医療費予算額	441
第 227 表	結核登録者	441
第 228 表	結核病床数・患者数・病床利用率	442
第 229 表	ハンセン病療養所入所者数	443
第 230 表	ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	443
第 231 表	エイズ対策の概要	444
第 232 表	H I V 感染者及びエイズ患者の現状	445

2 感染症（伝染病）

第 233 表	感染症患者数	446
第 234 表	予防接種被接種者数	447

3 精神保健

第 235 表	精神病床数・患者数・病床利用率	448
第 236 表	措置入院患者数及び医療費国庫負担額	448
第 237 表	通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	448
第 238 表	医療保護入院届出件数	448

4 難 病

第 239 表	難病対策の概要	449
第 240 表	特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数	450

5 環境衛生

第 241 表	全国水道普及状況	451
第 242 表	下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	451
第 243 表	下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	451
第 244 表	廃棄物の分類と処理体制	452
第 245 表	ゴミ処理等の流れ	453
第 246 表	市町村のごみ処理費用の推移	454

6 公害

第 247 表	公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	455
第 248 表	都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況	456
第 249 表	典型 7 公害の種類別苦情件数の推移	457
第 250 表	典型 7 公害以外の種類別苦情件数	457
第 251 表	公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	458

7 保健所及び保健センター

第 252 表	保健所の活動	459
第 253 表	保健所数及び保健所職員総数	459
第 254 表	保健所活動状況	460

第 8 節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第 255 表	障害者数	461
第 256 表	障害別障害者数（在宅）の推移	461
第 257 表	身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度・原因別）	462
第 258 表	知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）	463
第 259 表	身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	464
第 260 表	身体障害者に対する補装具購入等の状況	465
第 261 表	身体障害者更生援護状況	466
第 262 表	身体障害者に対する更生医療給付決定状況	466
第 263 表	障害者職業能力開発校の障害種別入校状況	467
第 264 表	知的障害者の就労状況	467

2 児童福祉

第 265 表	児童相談所処理件数	468
第 266 表	児童福祉施設数及び在所者数	469
第 267 表	里親・保護受託者及び委託児童数	470
第 268 表	育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	471
第 269 表	1 歳 6 か月児健康診査実施件数、受診者数	472
第 270 表	3 歳児健康診査受診者数	472
第 271 表	児童扶養手当受給世帯数	472
第 272 表	特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	472
第 273 表	児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況	473
第 274 表	児童手当拠出金徴収状況	473
第 275 表	児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	474
第 276 表	児童手当制度の費用負担	475

3 社会福祉関係機関・施設等

第 277 表	社会福祉行政機関等設置状況	476
---------	---------------	-----

第 278 表	社会福祉施設数（施設の種別）	477
第 279 表	生活福祉資金貸付状況	479
第 280 表	母子福祉資金貸付状況	479
第 281 表	災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	480

第 9 節 生活保護

第 282 表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	481
第 283 表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	481
第 284 表	扶助別人員	482
第 285 表	保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	482
第 286 表	保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	483
第 287 表	保護費（扶助別）	483
第 288 表	医療扶助決定状況（診療費分）	483
第 289 表	生活保護基準額改定の推移	484
第 290 表	保護施設の施設数及び在所者数	485

第 10 節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第 291 表	文官恩給年金受給権者状況	486
第 292 表	軍人恩給年金受給権者状況	486
第 293 表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	488

2 戦争犠牲者援護

第 294 表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	490
第 295 表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	490
第 296 表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	490
第 297 表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	491
第 298 表	原爆被爆者対策状況	491

第 11 節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第 299 表	住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り 居住室の畳数（住宅の所有関係別）	492
第 300 表	住宅の所有関係別普通世帯数	493
第 301 表	住宅の所有関係別世帯数（地域別）	493
第 302 表	1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	494
第 303 表	公営住宅等建設戸数	494

② 雇用関係一般

第 304 表	労働力人口・非労働力人口（年平均）	496
第 305 表	年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	497
第 306 表	就業者数（産業別、年平均）	498
第 307 表	就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	504
第 308 表	年齢別有効求人倍率	506
第 309 表	職業転換給付金関係予算の推移	507
第 310 表	地域別最低賃金額の改定状況	508
第 311 表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	509
第 312 表	障害者雇用の現状	510
第 313 表	定年制等の状況	511

2 関係機関

第 314 表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	512
第 315 表	年金資金運用基金の運用資産状況	514
第 316 表	独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）	515
第 317 表	独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	516
第 318 表	独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	517
第 319 表	独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数	517
第 320 表	中小企業退職金共済加入状況	518
第 321 表	中小企業退職金共済支給状況	518

第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 322 表	医師数（業務別）	519
第 323 表	歯科医師数（業務別）	519
第 324 表	歯科衛生士数（就業場所別）	520
第 325 表	歯科技工士数（就業場所別）	520
第 326 表	薬剤師数（業務別）	520
第 327 表	看護職員需給見通し	521
第 328 表	保健師数（就業場所別）	522
第 329 表	助産師数（就業場所別）	522
第 330 表	看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	523
第 331 表	就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	523
第 332 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	523
第 333 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	524
第 334 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	525

第 13 節 財 政

第 335 表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	526
---------	--------------------	-----

目 次

第 336 表	一般会計歳入・歳出（目的別）	527
第 337 表	地方財政（普通会計）歳入歳出	528
第 338 表	地方の民生費と衛生費の状況	530
第 339 表	国内総支出に対する財政規模	534
第 340 表	国税及び地方税	535
第 341 表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	535
第 342 表	市町村税納税義務者数	536

第 14 節 国際統計及び比較

1 人 口

第 343 表	世界の主要地域別人口及び人口増加率	537
第 344 表	平均寿命の国際比較	538
第 345 表	主要国の 65 歳以上人口比率の推移と予測	539
第 346 表	主要先進国の合計特殊出生率	542
第 347 表	諸外国の出生率	544

2 社会保障

第 348 表	I L O 条約及び勧告（社会保障関係）	545
第 349 表	国民負担率の国際比較等	547
第 350 表	国民負担率の推移（対国民所得比）	547
第 351 表	日本の公的社会支出	548
第 352 表	日本の義務化されている私的社会支出	549

3 医 療

第 353 表	医療費費用負担制度の国際比較	550
第 354 表	医療費の対国内総生産比の国際比較	554
第 355 表	医療供給に関する指標の国際比較（人口 1,000 人当たり）	555

4 年 金

第 356 表	諸外国の公的年金制度の概要	556
---------	---------------	-----

5 児童手当

第 357 表	主要国の児童手当制度等	558
---------	-------------	-----

6 労 働

第 358 表	主要国の失業者数及び失業率	560
第 359 表	年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2006 年）	560
第 360 表	国際労働機関労働統計報告による週当り労働時間（製造業）	561
第 361 表	労働費用構成の国際比較	561

7 国際協力

第 362 表	WHO への分担率（分担金の占有率）の推移	562
第 363 表	厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移	562

8 国民所得

第 364 表 国民総所得	563
第 365 表 1 人当り国民総所得	564

第 I 部

社会保障の動向

第1節 社会保障の背景

——最近の経済・社会の動向——

1 景気の動向

平成19年末頃から景気後退局面に入った日本の景気は、平成20年9月のリーマンショックにより、急速な悪化へと転じた。アメリカにおける個人消費の崩壊は、自動車・IT製品等に依存する我が国の輸出に大きな打撃を与え、雇用不安や「格差」に対する懸念が大きな社会問題となった。景気は、平成21年の春になって「底打ち」となり、持ち直しの動きが見られるようになったが、これは、輸出とこれまでの経済対策にけん引されたもので自律的な回復といえる状況には至っておらず、依然として危機的な状況であるといえる。

平成21年12月の景気ウォッチャー調査によると、12月の先行き判断DI（景気各経済部門への波及度合いを表す指数）は、前月比1.8ポイント上昇の36.3となった。家計動向関連DIは、消費者の節約志向が続いているものの、エコポイント付与の影響によって家電の販売が増加したこと等により、上昇した。企業動向関連DIは、受注や出荷が持ち直している企業がある一方、受注や売上が極めて低調で資金繰りが悪化している企業があること等から、やや低下した。雇用動向関連DIは、求人数が少なく、雇用に対する企業の態度が依然として慎重であること等から、ほぼ横ばいとなった。総合すると、景気は下げ止まっていたものの、引き続き弱い動きがみられるようである。

アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発する金融市場の混乱は、リーマンショックを契機に金融資本市場全体の危機に発展し、米欧の金融システムを機能不全に陥れた。今後の景気を展望するに当たってのリスク要因としては、①大幅な雇用調整のリスク、②デフレに逆戻りする可能性、③海外経済の下振れといった可能性があげられる。

平成20年度のわが国の国内総生産(GDP)は、名目494兆1,987億円、実質541兆4,944億円となり、経済成長率は、名目△4.2%、実質△3.7%となった。わが国の実質経済成長率は、1990年代に入ってバブル崩壊後低下し、名目成長率は、緩やかなデフレが進展する中で弱い動きとなっており、特に平成10年以降は平成12年を除きマイナス成長となっていたが、平成15年度以降若干持ち直したものの6年ぶりに再び減少に転じている。

賃金の動向を見ると、平成20年の現金給与総額(月額)は33万1,300円で、前年比0.3%減となった。春季賃金交渉における賃上げ率は、懸念材料はあったものの、平成19年度の好調な業績予想を背景に、額・率ともに5年連続で前年を上回った。しかし、企業収益の賃金への配分は、概ね横ばいで推移しており、中小企業を中心に価格転嫁の難しさがみられ、また、原油や原材料費

が高まる中で、収益力が低下したことが働いているものと考えられる。

労働時間は、所定外労働時間は7年ぶりに減少、所定内労働時間も2年連続で減少したことから、総実労働時間は1,792時間と、事業所規模5人以上の調査が始まった平成2年以來初めて1,800時間を割り込んだ。所定外労働時間は、景気の後退と製造業の減産の影響を直接的に受け、特に製造業においては、鉱工業生産指数の急激な落ち込みとなり、平成20年末時点で、指数としては今回の景気回復以前の水準にまで落ち込んでいる。

平成21年の消費者物価は、総合指数は平成17年を100として100.3となり、前年比は1.4%の下落となった。

資料：「平成21年度年次経済財政報告」（平成21年7月24日 内閣府HP）
「景気ウォッチャー調査」（平成21年12月調査結果 内閣府HP）
「日本経済」（平成21年12月11日 内閣府HP）
「平成20年度国民経済計算確報」（平成21年12月25日 内閣府SNA（国民経済計算）HP）
「平成21年版労働経済の分析」（平成20年6月30日 厚生労働省HP）
「平成17年基準 消費者物価指数（全国 平成21年平均）」（平成22年1月29日 総務省統計局HP）

2 財政・金融

平成21年度予算は、「基本方針2006」に定められた歳出改革を引き続き確実に実施することとし、「国民生活を守る」、「日本経済を守り、将来の成長の芽を育てる」というふたつの重要な政策課題に予算配分を重点化した。なお、これまで5年連続で減額させてきた新規国債発行額を、税収の大幅な減少により前年比8兆円増の33.3兆円とするとともに、一般会計約5,500億円程度の政策棚卸し等、支出の徹底した見直しを行い、予算に反映することとされた。

平成21年度の一般会計予算の規模は88兆5,480億円（対前年度4,867億円増）、一般歳出の規模は51兆7,310億円（対前年度4兆4,465億円増）となっている。また、平成21年度における公債発行額は33兆2,940億円、公債依存度は37.6%と悪化し、極めて厳しい状況となった。

社会保障予算については、急速な高齢化の進展等に伴い、経済の伸びを上回って給付が増大していくことが見込まれる中で、制度の持続可能性を確保する観点から、将来世代に負担を先送りしないよう、改革努力を継続し、給付と負担のバランスを図っていく必要があるという考えのもと、21

年度予算においては、道路特定財源の一般財源化に際した社会保障財源への拠出、年金特別会計に設置された特別保健福祉事業資金の清算による財源確保を行うとともに、歳出の効率化を図るため、後発医薬品の使用を促進することとされた。また、基礎年金については、臨時的財源を確保し、2分の1を国庫で負担することとするとともに、喫緊の重要課題である医師確保・救急医療対策、出産・子育て支援等については、重要課題推進枠を活用するなどにより、重点化を図ることとされた。

その結果、21年度の社会保障関係費は、20年度当初予算額に対して3兆515億円（14.0%）増の24兆8,343億円計上された。

医療については、現下の医師不足問題への対応や救急医療対策の充実を図るため、医師派遣の推進、病院勤務医の勤務環境の整備、救急患者受入れ体制の整備、ドクターヘリ事業の推進等の各般の施策を推進することとされた。

年金については、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入れにより臨時的財源を確保し、基礎年金の2分の1を国庫で負担することとされた。

介護については、介護報酬について3.0%の引上げを行うことにより、介護従事者の処遇改善を図るとともに、福祉・介護人材の確保対策や医療も含めた総合的な認知症対策等を推進することとされた。

生活保護については、自立支援プログラムによる就労支援など被保護者に対する自立支援を着実に推進するとともに、就労意欲が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者に対する支援等を実施することとされた。

少子化対策については、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略等を踏まえ、保育所待機児童の解消を目指し、保育所運営費負担金を増額したほか、出産育児一時金の引上げ、すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実、総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進等といった各般にわたる総合的な施策を推進することとされた。

障害保健福祉施策については、障害福祉サービス費用について5.1%の引上げを行うなどにより、障害者の自立した地域生活を支援するとともに、障害者の職業的自立に向けた就労支援等を推進することとされた。

また、雇用対策については、非正規労働者等の解雇・雇止め等の問題に対応するため、住宅・生活支援、雇用維持、再就職支援等の対策を行うこととし、住宅・生活資金の貸付、休業等を行った事業主への助成、派遣労働者等を正規雇用した事業主への特別奨励金等の施策を推進することとされた。また、雇用保険制度について、雇用保険料率の引下げ、非正規労働者に対する適用拡大等の見直しを実施することとされた。

なお、消費税に対する国民の理解を一層深める観点から、消費税収の使途（地方交付税交付金を除く。）を基礎年金、老人医療及び介護に限る旨が予算総則に明記された。

平成21年度財政投融资計画策定に当たっては、現下の厳しい経済金融情勢を踏まえ、企業の資金

繰り対策等必要な資金需要に的確に対応することとした。財政投融资の規模は15兆8,632億円（対前年度当初計画比14.4%増）となった。厚生福祉については、5,409億円（20年度5,566億円）の財政投融资を予定し、このうち独立行政法人福祉医療機構において、少子高齢化の進行に対応するため、貸付計画額を確保することとしたほか、独立行政法人国立病院機構等において、病院等の整備促進を図ることとされた。地方公共団体の病院等の事業については、所要の財政融資資金を確保することとされた。

一方、税制については、平成21年度税制改正では、現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等、所要の措置を講ずることとされた。

金融政策については、日本銀行の現在の金融政策の大きな枠組みは、以下のとおりである。

- ① 新しい金融市場調節方式（日本銀行当座預金残高を主たる目標とする金融市場調節方式）
- ② 金融緩和の時間軸効果（量的緩和政策継続のコミットメント）
- ③ 長期国債の買い入れ増額
- ④ 補完貸付制度（いわゆるロンバート型貸出制度）
- ⑤ 金融緩和の波及メカニズム強化（資産担保証券の買入措置等）

平成20年10月31日には、米欧の金融危機に端を発する世界経済の調整が一層厳しさを増している状況のもと、日本経済は、輸出の頭打ちや既往のエネルギー・原材料高の影響などから、当面、停滞色の強い状態が続くものと見込まれることから、金融市場調節方針を公表した。さらに、平成20年12月19日には、海外経済の減速により輸出が減少していることに加え、企業収益や家計の雇用・所得環境が悪化する中で、内需も弱まってきた経済情勢を背景に、わが国の景気は悪化して

第1部 社会保障の動向

おり、当面、厳しさを増す可能性が高いことから、以下の追加措置が講じられた。

① 金融市場調節方針の変更

無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標を10月に0.2%、12月にさらに0.2%引き下げ、0.1%前後で推移するよう促す。

② 基準貸付利率の変更

補完貸付については、その適用金利である基準貸付利率を10月に0.25%、12月にさらに0.2%引き下げ、0.3%とする。

③ 補完当座預金制度の導入

金融市場の安定を確保する観点から、年末、年度末に向け、積極的な資金供給を一層円滑に行い得るよう、日本銀行当座預金のうち所要準備額を

超える金額について利息を付す措置を臨時に導入し、11月積み期から平成21年3月積み期までの間、実施することとする。適用利率は、0.1%とする。

以後、平成21年度に入ってから「現状維持」の金融政策を展開してきたが、平成21年12月1日、新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることとされた。

資料：「21年度予算」（財務省HP）

「平成21年度予算及び財政投融资計画の説明」（平成21年1月19日 財務省HP）

「平成21年度税制改正の要綱」（平成21年1月23日 財務省HP）

「金融政策」（日本銀行HP）

3 雇 用

平成20年の雇用情勢は、完全失業率が上昇するとともに、有効求人倍率は大幅に低下している。さらに、非正規労働者の雇止めなど雇用調整の動きが急速に広がり、雇用情勢は悪化するとともに、厳しさを増している。また、雇用者数は、ほぼ横ばいとなり、正規の職員・従業員は3年ぶりに減少に転じた。また、新規学卒者の就職状況も悪化に転じ、企業業績の急速な悪化を背景とした採用内定取消しも発生し、改善してきた若年層の雇用情勢にも懸念がみられはじめている。

有効求人倍率と新規求人倍率（季節調整値）の動きをみると、平成19年央以降低下傾向となり、平成20年1月には有効求人倍率が1倍を切るなど、急速に悪化した。また、平成21年1月の新規求人倍率（季節調整値）は平成14年11月以来6年2か月ぶりに1倍を下回った。有効求人倍率は0.88倍と、平成17年以来3年ぶりに1倍を下回っている。

平成21年3月の新規学卒者の就職率は、大卒

で95.7%（前年比1.2%減）と悪化している。

平成20年平均の就業者数は6,385万人（前年差27万人減）と減少した。雇用者数は平成20年平均で5,524万人（前年差1万人増）とほぼ横ばいとなった。産業別に見ると、情報通信業、医療、福祉などで増加する一方、製造業、建設業などで減少した。特に製造業は減少幅が増大している。なお、サービス業では1～3月期にマイナスとなったが、それ以降は増加した。平成15年から大企業で雇用者数が増加したが、中小規模の企業は減少傾向を示した。正規の職員・従業員の割合は、平成20年も引き続き低下を続けている。

平成20年平均の完全失業者数は265万人（前年差8万人増）となり、平成14年以来6年ぶりに増加した。離職理由別に見ると、非自発的離職失業者、自発的離職失業者ともに増加に転じており、特に非自発的失業者の増加寄与が拡大している。

平成20年平均の完全失業率は男女計で4.0%

となり、6年ぶりに対前年差で上昇し、失業の深刻度が高まっている。

地域ブロック別に有効求人倍率、完全失業率の動向をみると、平成20年の完全失業率は、四国が前年差0.6ポイント上昇、北関東・甲信が同0.3ポイント上昇、南関東及び東海が同0.2ポイント上昇、北海道及び近畿が同0.1ポイント上昇となったが、九州では同0.1ポイント低下となった。また、東北、北陸、中国は前年と同水準であ

った。また、有効求人倍率については、すべての地域において前年差でマイナスとなっており、東海で前年差0.26ポイント低下、北陸で同0.25ポイント低下、近畿で同0.22ポイント低下と特に低下幅が大きい。

資料：「平成21年版労働経済の分析」（平成20年6月30日 厚生労働省HP）

4 家計収支

平成20年の勤労者世帯（平均世帯人員2.82人、世帯主の平均年齢45.5歳）の実収入は、1世帯当たり1か月平均48万6,805円で、前年に比ベ名目1.4%増、実質0.2%の減少となった。また、実収入から税金・社会保険料等を控除した可処分所得も、1世帯当たり1か月平均40万2,932円で、名目0.2%増、実質は1.4%の増加となった。

勤労者世帯の消費支出の動向についても、平成20年には1世帯当たり1か月平均29万1,498円で、名目0.6%増、実質1.0%減となった。

二人以上の世帯のうち勤労者世帯について、実質可処分所得と平均消費性向の関係の推移を見ると、昭和58年から平成9年にかけては、実質可処分所得が増加するにつれて、平均消費性向は低下しており、両者は右肩下がりの関係にあった。平成10年に実質可処分所得は減少に転じ、平成

17年までは、平均消費性向は徐々に増加していたが、平成18年は低下した。平成19年は実質可処分所得が増加し平均消費性向は上昇した。平成20年は実質可処分所得が減少し平均消費性向は上昇した。

また、直接税や社会保険料等の非消費支出は83,873円で、名目7.6%増となった。非消費支出の内訳を見ると、個人住民税は名目19.4%の増加、他の税は名目13.5%の増加、勤労所得税は名目0.6%の増加となった。公的年金保険料、健康保険料などの社会保険料は、名目5.1%の増加となった。

資料：「家計調査年報（二人以上の世帯）平成20年」（総務省統計局HP）

5 人口・世帯

平成20年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,769万2千人であり、3年ぶりに減少に転じた。これを年齢3区分別に見れば、年少人口

（0～14歳）は1,717万6千人（総人口の13.5%）、生産年齢人口（15～64歳）は8,230万人（総人口の64.5%）、老年人口（65歳以上）は2,821

第1部 社会保障の動向

万6千人（総人口の22.1%）となっている。年少人口は過去最低、老年人口は過去最高となった。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の出生・死亡中位推計によると、総人口は長期の人口減少過程に入ると予測されている。老年人口の割合は平成17年現在の20.2%から平成26年には25%台に達し、4人に1人が65歳以上となり、その後も上昇を続け、平成35年に30%台に達し、平成64年には40%台となるものと予測されている。

世帯数は、平成20年6月5日現在で、4,795万7千世帯で平均世帯人員は2.63人となっている。世帯構造別に見ると、「核家族世帯」が

2,866万4千世帯で、全世帯の59.8%を占めている。世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」は、925万2千世帯で全世帯に占める割合は19.3%となっている。また、65歳以上の高齢者のみの世帯は923万7千世帯で、高齢者世帯の46.7%を占めている。

資料：「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
「平成20年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）
「平成20年 国民生活基礎調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）

第2節 社会保障の動向

1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医術の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成20年簡易生命表によると、男の平均寿命は79.29年、女の平均寿命は86.05年で、前年と比較して男は0.1年、女は0.06年上回り、男女とも世界最高の水準を維持している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成20年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.37と3年連続でやや上昇したものの、依然として低い水準にある。今後、一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会になる見通しとなっている。また財政赤字の拡大等の社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成7年以降、次のような動きが見られた。

まず、平成7年7月、社会保障制度審議会から、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。同勧告は、平成3年から行って

きた社会保障についての理論及び将来像についての検討の成果を踏まえ、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げるとともに、社会保障制度改革の具体策として、公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備、雇用・所得保障、子どもの健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策等、広汎な分野にわたって提言したものである。

同年11月には、第135回臨時国会において、参議院国民生活に関する調査会の提出による「高齢社会対策基本法」が成立し、公布された。同法では、①公正で活力ある社会、②地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、③豊かな社会、が構築されることを基本理念とするとともに、内閣総理大臣を会長とする高齢社会対策会議を設置すること、政府が推進すべき高齢社会対策の大綱を定めること、等を規定している。なお、これに基づき、平成8年7月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。この中では、政府が高齢社会対策を策定し、施策の展開を図るに当たっての基本的考え方として、①高齢者の自立、参加及び選択の重視、②国民の生涯にわたる施策の体系的な展開、③地域の自主性の尊重、④施策の効果

的推進、⑤関係行政機関の連携、⑥医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用、の6つが示されている。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として策定されたものである。「障害者基本計画」「障害者対策に関する新長期計画」と「障害者プラン」が平成14年度に終了することに伴い、平成14年2月、障害者施策推進本部において、平成15年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定を決定し、検討を重ねた。12月、「障害者基本計画」が閣議決定され、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向が示された。

今日、少子・高齢化の進展、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、社会福祉制度は、かつてのような限られた者の救済だけでなく、国民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たすことが期待されている。こうした認識のもと、平成12年5月、第147回通常国会において、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成12年6月に公布された。同法では、①昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等、社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行うこと、②この見直しは、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資するものである、ということ趣旨とし、①利用者の立場に立

った社会福祉制度の構築、②サービスの質の向上、③社会福祉事業の充実・活性化、④地域福祉の推進を行う、ことを内容としている。

平成20年度以降には、以下のような社会保障関係法が成立した。

【公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律】

公布年月日：平成20年4月16日

施行年月日：平成20年4月16日

大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成20年度から平成29年度までの間においては、政府は、引き続き、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する措置を講ずるものとする。

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律】

公布年月日：平成20年5月2日

施行年月日：公布の日から10日を経過した日

新型インフルエンザ等感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザ等感染症にかかっている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等所要の規定を整備する。

【介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律】

公布年月日：平成20年5月28日

施行年月日：平成21年5月1日

介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者の保護を義務付ける等の

措置を講ずる。

〔介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律〕

公布年月日：平成20年5月28日

施行年月日：平成20年5月28日

高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成21年4月1日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年6月18日

施行年月日：平成20年12月1日

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、医療費等の支給対象期間の拡大、認定の申請を行うことなく死亡した者の遺族に対する特別遺族弔慰金等の支給、特別遺族弔慰金及び特別遺族給付金の請求期限の延長、特別遺族給付金の支給対象の拡大等の措置を講ずる。

〔原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年6月18日

施行年月日：平成20年12月15日

国外において被爆者健康手帳の交付を希望する者の実情にかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにする措置を講ずる。

〔ハンセン病問題の解決の促進に関する法律〕

公布年月日：平成20年6月18日

施行年月日：平成21年4月1日

国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に

起因するハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定める等の措置を講ずる。

〔児童福祉法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年12月3日

施行年月日：平成21年4月1日等

地域における次世代育成支援対策の推進として、新たな子育て支援サービスの創設、困難な状態にある子どもや家族に対する支援の強化等の措置を講ずる。

〔労働基準法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年12月12日

施行年月日：平成22年4月1日

長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働以外の生活のための時間を確保しながら働くことができるようにするため、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げるとともに、年次有給休暇について一定の範囲で時間を単位として取得できることとする等の措置を講ずる。

〔障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年12月26日

施行年月日：平成21年4月1日等

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、中小企業に関して障害者雇用納付金の徴収等の対象範囲を拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等、施策の充実強化を図る措置を講ずる。

〔国民健康保険法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成20年12月26日

施行年月日：平成21年4月1日

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、世帯主等が国民健康保険の保険料等の滞納に

第1部 社会保障の動向

より被保険者証を返還した場合であっても、その世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者がいるときは、当該世帯主等に対し、当該被保険者に係る有効期間を6月とする被保険者証を交付する措置を講ずる。

〔雇用保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成21年3月30日

施行年月日：平成21年3月31日

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を重点に、所要の法改正を行うこととした。

〔社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成21年5月1日

施行年月日：平成22年1月1日等

現下の厳しい経済社会情勢に影響を受け、厚生年金保険料等の支払いに困窮している事業主等に配慮し、納期限から一定期間の日数については、延滞金利率を軽減することとした。

〔厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律〕

公布年月日：平成21年5月1日

施行年月日：公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、年金記録の訂正がなされた上で年金給付等を受ける権利に係る裁定が行われた場合において適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするための加算金を支給することとした。

〔高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成21年5月20日

施行年月日：平成21年8月19日等

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、基本方針の拡充、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等の措置を講ずる。

〔国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成21年6月26日

施行年月日：平成21年6月26日等

年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとするとともに、将来的な給付水準（現役世代の手取り収入の50%）を確保し、国民の年金制度への信頼確保を図る観点から、平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するための所要の措置を講ずる。

〔育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成21年7月1日

施行年月日：平成22年6月30日等

男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するとし、育児休業に関する制度及び子の看護休暇に関する制度の見直し等を行うとともに、介護休暇に関する制度及び所定外労働の制限に関する制度を設けるとした。

〔子ども・若者育成支援推進法〕

公布年月日：平成21年7月8日

施行年月日：平成22年4月1日

教育、福祉、雇用等各関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備を行うとともに、ニート等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備をすることとした。

〔保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成21年7月15日

施行年月日：平成 22 年 4 月 1 日

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験資格を改めるとともに、新たに業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師の臨床研修その他の研修等について定めるとした。

〔水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法〕

公布年月日：平成 21 年 7 月 15 日

施行年月日：平成 21 年 7 月 15 日等

水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を行うこととした。

〔肝炎対策基本法〕

公布年月日：平成 21 年 12 月 4 日

施行年月日：平成 22 年 1 月 1 日

肝炎が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めた。

〔新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法〕

公布年月日：平成 21 年 12 月 4 日

施行年月日：平成 21 年 12 月 4 日

厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の迅速な救済を図るとともに、必要な海外生産分の輸入を行うため副作用被害等に関する企業への国の損失補償を行うために、新たな立法措置を講ずる。

〔原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律〕

公布年月日：平成 21 年 12 月 9 日

施行年月日：平成 22 年 4 月 1 日

原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療の給付を受けるための認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定める。

資料：「平成 20 年 簡易生命表」（厚生労働省HP）

「平成 20 年 人口動態統計（確定数）」（厚生労働省HP）

「平成 21 年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65歳以上人口は、昭和45（1970）年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、平成20（2008）年10月1日現在では約2,821.6万人（全人口の22.1%）と急増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成18年12月推計の出生・死亡中位推計によれば、

平成24（2012）年に3,000万人を突破し、平成67（2055）年の3,646万人（全人口の40.5%）へと急速な増加を続けるものとみられている。

〔ゴールドプラン21の策定〕

政府は、平成6年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」。平成元年策定）の全面的な見直しを行い、「新・高齢

第1部 社会保障の動向

者保健福祉推進十か年戦略」(「新ゴールドプラン」)を策定した。これは、地域ニーズを踏まえて当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービスの供給体制の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービスの供給体制の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。

高齢化がますます進行し、世界最高水準に達する一方で、平成12年度から介護保険法が施行され、その一環として全国の地方自治体において介護保険事業計画等が策定されること、同じく平成12年度から「健康日本21」とも連携して保健事業第4次計画が開始されること等から、政府は、平成11年12月、「今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向」(「ゴールドプラン21」)を策定した。これは、介護保険法に基づくサービスを中核に据えながら、いかに地域の高齢者保健水準の向上を図るべきか、施策の大きな方向性を示したものである。

〔介護保険制度の普及と見直し〕

介護保険法は、平成6年12月の高齢者介護・自立支援システム研究会報告、平成7年7月の社会保障制度審議会勧告、老人保健福祉審議会や与党における検討を経て、平成8年11月29日に第139回臨時国会に提出され、以来約1年間にわたる国会審議を経て成立し、平成9年12月17日に公布された。

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い高齢者介護の問題が社会全体にとって大きな問題となり新たな社会的支援体制の確立が求められている中、福祉と医療に分かれている高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用者本位の仕組みとするとともに、増加する費用を社会全体の連帯によって、安定的に賄うことができるようにしようとするものである。制度の概要は以下のとおり。

- ① 保険者 市町村(特別区を含む)
- ② 市町村への支援 市町村に対する支援策としては、要介護認定に係る事務経費の2分の1相

当額を国が交付するとともに、都道府県に設置される財政安定化基金を通じての資金の貸付・交付や調整交付金の交付を通じて安定的な財政運営の確保を図り、また、実施体制面からも種々の支援策を講ずることとしている。

- ③ 被保険者 第1号被保険者：65歳以上の者
第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者

- ④ 保険給付 保険者による適切な要介護認定を受けたうえで在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供。

当初、訪問通所サービスと短期入所サービスの利用限度額を別々に設定していたが、区分することによってサービスの選択性が低くなっていたため、平成14年1月からは限度額が一本化されている。

- ⑤ 公費負担 給付費の2分の1
- ⑥ 利用者負担 費用の1割(施設の場合の食費は厚生労働大臣が定める標準負担額だけだったが、平成17年10月からは居住費・食費部分は保険給付の対象外となり、所得に応じて自己負担することになった。)

- ⑦ 保険料 65歳以上の被保険者(第1号被保険者)のうち、一定額以上の老齢・退職年金受給者については、年金保険者による特別徴収(天引き)が行われ、それ以外の者については、市町村が個別に徴収。40歳から64歳の被保険者(第2号被保険者)は医療保険者が徴収のうえ一括して社会保険診療報酬支払基金に納付し、全国プールしたものを市町村に配付。

- ⑧ 施行日 在宅サービス、施設サービスともに平成12年4月1日から同時実施。

介護保険制度は、3年を1つの事業運営期間としており、各自治体は、3年ごとにそれぞれの自治体における介護サービスの見込み量や必要な介護サービスを確保するための方策等を定めた「介護保険事業計画」を策定することになる。この計画における介護サービスの見込み量をもとに、保

保険料の水準が決定される。

平成15年4月から各自治体で介護保険事業計画の見直し、保険料の改定が行われたのに合わせ、各サービス事業者に支払われる介護報酬の見直しも行われた。介護報酬の改定については、保険料の上昇幅をできる限り抑制する見地から引下げを行いつつも、必要な介護サービスの確保と質の向上を図る観点から所要の財源を確保することとし、在宅分は平均で0.1%のプラス改定、施設分は4.0%のマイナス改定、全体で2.3%のマイナス改定となった。

平成15年5月から、介護保険法附則第2条において、施行後5年を目途として制度全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととされていることを受け、平成16年7月には社会保障審議会介護保険部会で「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられ、「介護予防」の視点から、高齢者の心身機能、活動、参加といった生活機能の低下を予防して、要介護状態に陥らない、あるいは状態が悪化しないようにすることを重視する「予防重視型システム」へと切り換えていくことが求められる」等の指摘がなされた。第162回通常国会に提出され、平成17年6月に成立した「介護保険法等の一部を改正する法律」により、平成18年4月（②は平成17年10月）から、①総合的な介護予防システムの確立、②施設給付の見直し、③新たなサービス体系の確立のための措置を講ずることとされた。この改正で「痴呆」という用語は「認知症」に見直された。

平成20年の第169回通常国会では、近年の介護分野の人材不足という深刻な問題を解決すべく「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」が成立した。これを受け、平成21年4月の介護報酬改定は3.0%のプラス改定となり、介護従事者の人材確保・処遇改善を実現するための多角的な対策が講じられた。

〔老人保健制度の見直し〕

平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関し健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講じることとされ、同年10月から全面的に施行されている。

また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目途として老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。

平成8年12月には、老人保健福祉審議会において「今後の老人保健制度改革と平成9年改正について」の意見書がとりまとめられた。この意見書では、厳しい医療保険財政の状況等にかんがみ、介護保険制度の施行時を目途に老人保健制度に代わる新たな仕組みの創設を含め、老人医療費負担の仕組みを抜本的に見直す必要があるとしたうえで、当面取り組むべき課題として、①高齢者の心身の特性に応じた適切な保健医療サービスの提供、保健事業の充実等、②老人医療の効率化、適正化、③老人医療費の公平な負担（給付と負担の見直し）、④拠出金算定方法の見直し、等を挙げている。

なお、平成10年6月に成立した国民健康保険法等の一部を改正する法律により、近年の人口高齢化に伴い、退職者に係る老人医療費拠出金が増大していること及び老人加入率が著しく高い保険者数が増加してきていることを踏まえ、現行制度下における老人医療費拠出金の負担の公平化を図

第1部 社会保障の動向

るため、退職者に係る老人医療費拠出金について、市町村国民健康保険が負担していた額の2分の1を、退職者医療制度において負担することとする改正が行われた。

平成12年4月からの介護保険制度の実施に合わせ、老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費、療養型病床群等の介護的色彩が強い医療費の公費負担割合を5割とする仕組みを廃止し、老人保健制度による医療費に対する公費負担割合を3割に統一し、老人保健施設を要介護者に対しサービスを提供する施設として介護保険法に根拠を移す等の改正が行われた。

また、平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成14年10月から、高齢者の定率1割負担（一定以上所得者は2割）、老人医療の対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなった。

老人保健事業の一環として行われている生活習慣病予防や健康づくりを通じた介護予防は、平成17年の介護保険法の改正により、平成18年4月から、市町村の特性に応じて介護保険事業と一体的に整備し、有機的に連携させ、高齢者に最適な形で総合的に提供することが求められるようになった。

なお、平成20年4月から、「老人保健法」が改正されて「高齢者の医療の確保に関する法律」となったことに伴い、老人保健事業として実施してきた「基本健康診査」等については、①40歳から74歳までの者は、特定健康診査及び特定保健指導として、医療保険者にその実施を義務づけることとなり、75歳以上の者は、後期高齢者医療広域連合の努力義務である保健事業の一環として実施する方向とされ、老人保健事業として実施してきた「歯周疾患検診」、「骨粗鬆症検診」等については、健康増進法に基づく事業として実施することとされた。また、老人保健事業における基本健康診査の一環として実施されてきた「生活機能

評価」は、介護保険法による地域支援事業の介護予防事業として実施することとなった。平成20年4月には、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）がスタートし、医療費適正化計画の策定作業も進められるなど、本格的に施行された。この制度においては、75歳以上の高齢者の心身の特性に応じた、生活を支える医療を提供するとともに、保険料、現役世代からの支援金や公費を財源として、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合が運営することとなった。なお、この長寿医療制度（後期高齢者医療制度）で新たに保険料を負担することとなる者（被用者保険の被扶養者）の保険料負担については、制度加入時から2年間の軽減措置を講ずることとしているが、さらに、平成20年4月から9月までの6か月間はこれを凍結し、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、9割軽減の措置をとることとした。この措置は、平成21年4月からの1年間も継続された。また、平成21年度は、低所得者に対する保険料についても軽減措置を講ずることとされた。これらの軽減措置は、平成21年度の第二次補正予算を財源として、平成22年度においても継続される見込みとなっている。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、平成21年の政権交代に伴い、11月に高齢者医療制度改革会議を発足させ、4年の間に廃止して新たな制度に移行するべく、検討が進められている。

【その他の制度・施策の動向】

平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、連続3か月を限度として、常時介護を要する対象家族1人につき1回の介護休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。平成13年11月の改正では、介護休業者の不利益取扱いの禁止が盛り込まれた。平成17年度からは介護休業の取得回数制限

が緩和された。平成21年6月の改正では、介護のための短期の休暇制度が創設された。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。なお、高齢者の就業意欲に応えるため、平成11年度より、老人クラブとシルバー人材センター連合が共同で就業先の開拓や受け入れ体制の整備を検討することで生きがい促進のための臨時的・短期的な就業を支援する「高齢者の生きがい促進のための就業支援試行的事業」を実施している。

介護保険制度が実施された平成12年度には、高齢者が要介護状態になることを予防するためのサービス（介護予防）や、高齢者の自立した生活を支えるために必要なサービス（生活支援）によって高齢者の生活全体を支えることが重要であることから「介護予防・生活支援事業」が創設され、平成15年度には「介護予防・地域支え合い事業」に改称された。

また、平成15年度からは、高齢者自身の介護予防の取組みを促進するため、「高齢者筋力向上トレーニング事業」を支援の対象に追加するとともに、歩行継続のための重要な要素である足指・

爪のケア（フットケア）についても支援を開始した。この事業も、平成18年度からは市町村の「介護保険事業計画」「老人保健福祉計画」と併せて総合的に提供することが求められている。

現在、要介護者の2人に1人は介護や支援を必要とする認知症高齢者だが、今後の急速な高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の急速な増加が見込まれている。そこで、平成17年度からの10年間を「認知症を知り地域をつくる10年間」とし、認知症を理解し、支援する人（認知症サポーター）が地域に数多く存在し、すべての町が認知症になっても安心して暮らせる地域になることを目標としている。

平成17年11月には、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、平成18年4月から施行され、市町村においては、虐待に係る対応窓口の設置、虐待に関する相談・通報等への対応が行われるなど、虐待の早期発見・早期対応に向けての取組みが行われている。

資料：「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
「平成20年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）
「平成21年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成21年には約106.9万人となった。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子ども数）で見ると、平成20年は1.37人で前年の1.34を少し上回ったものの、総人口の規模を維持する水準（人

口置換水準2.07人）を大きく下回った。少子化は、子ども同士のふれあいの減少等により自主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下等、社会経済全般に大きな影響を及ぼすと懸念されている。

第1部 社会保障の動向

また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子どもはおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は、新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質等、好ましくない影響を子どもたちに与えている。これらの子どもの成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等、様々な面において、次代の社会を担う子どもたちが、健やかにたくましく育つことができるような環境づくりを進めていくことが求められている。

〔子ども・子育てビジョンの策定等〕

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、わが国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、平成6年12月、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図ってきた。

平成11年12月、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣により、「少子化対策推進基本方針」が打ち出され、これまでの施策を見直した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が合意され、平成12年度から実施されることになった。

さらに、平成13年3月に政府・与党社会保障改革協議会でとりまとめられた「社会保障改革大綱」や経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営

及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月閣議決定）、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）においても、子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化等、総合的な少子化対策の推進が重要な柱と位置づけられ、保育所の待機児童ゼロ作戦や必要な地域すべてにおける放課後児童の受け入れ体制の整備等が盛り込まれた。

また、夫婦出生力の低下という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、平成11年12月の「少子化対策推進基本方針」のもとで、もう一段の少子化対策を推進し、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」等、4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進すべく、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」が策定された。

平成15年3月の少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策プラスワン」を発展させた形で「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が決定された。基本的な考え方は、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援（次世代育成支援）することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することである。具体的には、従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組みを効率的かつ効果的に進めることとされた。

平成15年2月に10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方自治体や事業主の行動計画策定指針が示された。なお、成立時期は前後したが「少子化社会対策基本法」が同年9月に施行され、これに基づく少子化社会対策会議が招集され、平成16年6月に、少子化社会対策大綱が策定された。この大綱では、①若

者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯、の4つを重点課題として、集中的に施策を推進することとしている。

平成16年12月24日の少子化社会対策会議では、平成12年度から平成16年度までの新エンゼルプランに代わるものとして「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」を策定し、平成17年度から実施されることになった。子ども・子育て応援プランでは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示するとともに、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換の進捗状況が分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、内容や効果を評価しながら、この5年間に重点的に取り組むことが掲げられた。

平成19年2月6日に開催された第6回少子化社会対策会議では、関係大臣及び有識者から構成される「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を開催し、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的な考え方に置き、平成42年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築及び実行を図るための検討を進め、平成19年12月18日に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定された。重点戦略では、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解消のため、働き方の改革と社会的基盤の構築を速やかに軌道に乗せることが明記されるとともに、「未来への投資」としての財政投入の規模も明示されている。

この重点戦略を受け、社会保障審議会少子化対策特別部会では、平成20年5月に「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本

的考え方」をとりまとめた。

また、平成20年2月には、保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」をとりまとめ、平成20年度からの3年間を集中重点期間として取り組みを進めることとした。

平成22年1月29日には、平成17年度から平成21年度までの子ども・子育て応援プランに代わるものとして「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～」を閣議決定し、平成22年度から実施されることになった。子ども・子育てビジョンでは、「社会全体で子育てを支える」、「希望がかなえられる」ことを基本的な考え方として、平成26年度までの5年間に講ずる具体的な施策と数値目標等を提示している。

〔児童福祉法の改正〕

現行の児童家庭福祉制度の中心をなす児童福祉法は、法制定後半世紀を経る中で、児童をめぐる環境が大きく変化し、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応することが困難となっていた。中央児童福祉審議会基本問題部会は、平成8年3月に設置されて以来、児童福祉家庭福祉制度のうち、①児童保育施策体系、②要保護児童施策体系、③母子家庭施策体系について、21世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取り巻く社会経済環境に対応した見直しの審議を行い、同年12月、「少子社会にふさわしい保育システムについて」、「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」、「母子家庭の実態と施策の方向について」の3つの中間報告をとりまとめた。政府はこれらの中間報告を受け、第140回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、平成9年6月に成立し、公布された。同法は、①保育所に入所する仕組みを市町村の措置(行政処分)から保護者が保育所に関する情報に基づき希望する保育所を選択する仕組みに改めること、所得に応じた保育料負担方式から年齢等に

第1部 社会保障の動向

応じた保育サービスの費用に基づき家計への影響をも考慮した負担方式に改めること、保育所がその機能を活用して地域住民に対して子育てに関する相談・助言を行うよう努めなければならないこと、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業と位置づけ普及を図ること等の児童保育施策の見直し、②児童をめぐる問題が複雑・多様化している状況等を踏まえ、教護院、養護施設、乳児院等の児童福祉施設の名称、対象児童、機能等の見直し、虐待等の困難な事例に対応できるよう都道府県審議会を活用した児童相談所の機能強化、地域における児童や家庭の相談支援体制強化のための児童家庭支援センターの創設等の児童の自立支援施策の充実、③母子寮の機能強化等、母子家庭の自立支援策の強化等を内容とするものである。

平成13年度には、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督の強化等を行うとともに児童委員の職務の明確化及びその資質の向上を図るため、児童福祉法の改正が行われた。

平成15年3月、厚生労働省では、地域における子育て支援の取組みの強化を図るため、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出し、平成15年7月9日に成立し、平成15年7月に公布された。この改正は「主として要保護児童や保育に欠ける児童に着目した法律」から「すべての子どものための法律」に改めることが主たるねらいであり、地域における子育て支援事業（①保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業、②保育所等において児童の養育を支援する事業、③居宅において児童の養育を支援する事業）を法定化するとともに、市町村がその必要な措置の実施に努めるものとした。併せて、市町村は子育て支援事業に関し情報提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあつせん、調整等を行う「子育て支援総合コーディネーター」を行

うこととした。

平成16年10月、厚生労働省では、児童虐待防止対策等の充実・強化及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じるため、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年12月に公布された。この法律は、児童虐待防止対策等の充実・強化については、①児童相談に関する体制の充実、②児童福祉施設・里親等の見直し、③保護を要する児童に関する司法関与の強化を図ることとし、新たな小児慢性特定疾患対策の確立に関する措置としては、長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を法律上の事業として位置づけるとともに、本事業に係る国の補助等について規定している。児童福祉法等の一部を改正する法律（平成16年法律第21号）による児童福祉法の改正で、児童保護費負担金の中で、公立保育所運営費負担金の一般財源化が行われた。

平成19年4月、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、6月1日に公布された。この法律は、①児童の安全確認等のため、裁判官の許可状を得たうえで、解錠等を伴う立ち入りを可能とする立入調査等の強化、②保護者に対する面会・通信等の制限の強化、都道府県知事が保護者に対し児童へのつきまといや児童の住居等付近でのはいかいを禁止できる制度の創設等、③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等について規定している。

平成20年3月、第169回通常国会に提出して審議未了廃案となっていた「児童福祉法の一部を改正する法律案」は、平成20年11月に再提出され、平成20年12月に公布された。この法律は、地域における次世代育成支援対策の推進として、①新たな子育て支援サービスの創設、②困難な状態にある子どもや家族に対する支援の強化、③地域における子育て支援サービスの基盤整備を、職

場における次世代育成支援対策の推進として、仕事と家庭の両立支援の促進を規定している。

〔その他の制度・施策の動向〕

平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく「福祉施設」が「児童育成事業」と改められ、それまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成12年6月から、総合的な少子化対策の一環として、児童手当の支給対象年齢を3歳未満から義務教育就学前（6歳に達した日以後最初の年度末）までに拡大されたのに続き、平成13年6月から、児童手当支給の所得制限が緩和された。平成16年4月からは児童手当の支給対象年齢が義務教育就学前（6歳に達した日以後最初の年度末）から小学校第3学年修了前までに拡大され、平成18年4月からは、三位一体改革の中で、①支給対象年齢が小学校修了前までに引き上げられ、②所得制限を緩和し、支給率がおおむね90%に引き上げられ、③公費部分の費用負担割合が国3分の1、都道府県3分の1、市町村3分の1に変更された。平成19年4月からは、3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額は、出生順位にかかわらず一律1万円に引き上げられた。

平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けて出産育児一時金の支給も行われている。平成18年6月の改正により、出産育児一時金の支給額が30万円から35万円に引き上げられた。

また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成7年4月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方

公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。また、平成7年6月の「育児休業等に関する法律」の改正により、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり労働者への育児休業中及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等、退職者の再雇用特別措置（努力義務）等が同年10月より実施されている。平成13年11月の改正では、労働者が就業しつつ子の養育等を容易にするための環境整備として、不利益取扱いの禁止、時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢の引上げ（1歳未満→3歳未満）、子の看護休暇（努力義務）、等が平成14年4月より施行された。平成16年12月の改正では、①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、②育児休業期間を、特に必要な場合は1歳→1歳6カ月に延長、③介護休業の取得回数制限の緩和、④子の看護休暇制度の創設（小学校就学の始期までの子が負傷や病気のととき1年度につき5労働日まで休暇取得可）、⑤育児休業給付及び介護休業給付の支給範囲の拡大、が平成17年4月1日から施行された。また、平成21年6月の改正では、少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するとして、①子育て中の短時間勤務制度および所定外労働（残業）の免除の義務化、②子の看護休暇制度の拡充、③父親の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス等）、④介護休暇の新設（要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人であれば年10日の休暇取得可）、⑤法の実効性の確保、が原則として平成22年6月30日より施行されることとなった。

なお、近年児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっており、児童虐待の早期発見・早期対応及び被虐待児童の適切な保護を行うため「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成

第1部 社会保障の動向

12年11月に施行された。

また、近年の離婚件数の増大に伴い、母子家庭等が急増しているため、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され、母子家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、福祉事務所を設置する地方公共団体において相談、情報提供体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に展開することとされた。

平成18年6月には、幼稚園及び保育所等にお

ける小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供と推進を目的とした「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が公布され、平成18年10月1日から施行され、幼稚園と保育所が一体化した、都道府県知事による認定施設「認定こども園」が設けられた。

資料：「平成21年 人口動態統計（確定数）の概況」（厚生労働省HP）

「平成21年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

4 障害者福祉等

わが国の障害者総数は、身体障害（児）者約366.3万人（在宅者・施設入所者とも：平成18年）、知的障害（児）者約54.7万人（在宅者・施設入所者とも：平成17年）、精神障害者約302.8万人（平成17年）の計約723.8万人と推計され、わが国の総人口の約6%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策に関する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の10年」（昭和58年から平成4年まで）以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成

6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年7月、その検討結果が「中間報告」としてとりまとめられた。

【障害者福祉サービスの支援費制度への移行】

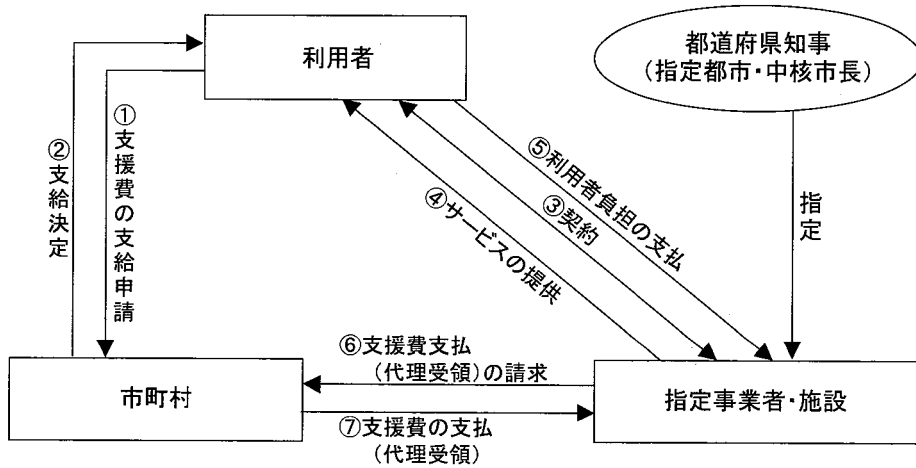
平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、身体障害者（児）や知的障害者（児）の福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度とするため、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に、平成15年4月から移行した。

支援費制度においては、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところであり、事業者は、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分こたえることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。

基本的仕組み：

(1) 障害者福祉サービスの利用について支援費の

図 支援費制度の基本的仕組み



支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスを選択するための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。

- (2) 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対して支援費の支給決定を行う。
- (3) 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事等の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、サービスを利用する。
- (4) サービスを利用したときは、本人及び扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち、本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる）。

〔障害者基本計画の策定〕

平成7年12月、政府の障害者対策本部において、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プラン—ノーマライゼーション7か年戦略—」（平成8～14年度）が策定された。障害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5～14年度）の具体化を図るための重点施策

実施計画として位置づけられた。

「障害者対策に関する新長期計画」と「障害者プラン」が平成14年度に終了することに伴い、平成14年2月、障害者施策推進本部において、平成15年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定を決定し、検討を重ねた。12月、「障害者基本計画」が閣議決定され、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向が示された。新しい「障害者基本計画」は、リハビリテーションとノーマライゼーションのもと、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、生活支援、保健・医療等8つの分野について施策の基本的方向を定めている。

また、「障害者基本計画」に掲げた「共生社会」の実現に向け、障害者基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標、計画の推進方策を定めた「重点施策実施5か年計画」も策定された。平成19年12月には、障害者基本計画の後期5年間における諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等を定める「重点施策実施5か年計画」が策定された。

〔社会福祉事業法等の改正〕

平成11年1月に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会の意見具申「今後の障害者保健福祉施策のあり方について」を踏まえ、平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われた。この改正は、障害者のノーマライゼーションや自己決定の理念の実現を図り、障害者の地域生活を支援するため、①障害者福祉サービスの利用方法を従来の「措置」から契約による「利用制度」へ変更すること（支援費制度）、②知的障害者及び障害者福祉に関する事務を市町村へ移譲すること、③身体障害者生活訓練等事業、知的障害者デイサービス事業等障害者の地域生活を支援するための事業を法定化すること、等を主な内容とするものであり、一部を除き、平成15年度から実施されている。

〔障害者自立支援法の策定〕

支援費制度は、障害者の地域における自立・共生を進めるうえで重要な役割を果たしているが、サービス利用状況や提供体制に大きな地域差が生じていたり、対象外とされている精神障害者の扱い等、解決すべき課題も多く存在していた。社会保障審議会障害者部会等で検討を進め、平成16年10月には「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」により障害保健福祉施策の抜本的な見直し案が示された。これを踏まえた「障害者自立支援法」は、①障害者福祉サービスの一元化、②障害者がもっと働ける社会に、③地域の限られた社会資源を活用できるよう規制緩和、④公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化・明確化、⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化、を主な内容とするものであり、第162回通常国会に提出され、平成17年11月に公布され、平成18年度から施行されている。

この法律の附則に「施行後3年の見直し規定」があることから、社会保障審議会障害者部会で審議を重ね、平成20年12月には「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」という報告書を取りまとめた。これらの内容を反映し、①利用者負担の見直し、②障害者の範囲及び障害程度区分の見直し、③相談支援の充実、④障害児支援の強化、⑤地域における自立した生活のための支援の充実などを内容とした「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」が第171回通常国会に提出されたが、審議未了廃案となった。

さらに、平成21年9月の連立政権において、「障害者自立支援法」を平成25年8月までに廃止し、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を創設することについての合意がなされ、平成21年12月より、障がい者制度改革推進本部が設置された。当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行うとしている。

〔制度・施策の動向〕

① 身体障害者施策

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障害者の明るいくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、その一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。一方、障害児に対して通園により生活訓練等の場を提供する心身障害児通園事業に加

え、重症心身障害児（者）に対する在宅施策として、平成8年度より、新たに重症心身障害児（者）通園事業を実施している。

平成14年5月には、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため「身体障害者補助犬法」が公布され、平成14年10月から順次施行されている。なお、平成19年12月に改正され、民間事業所に対し、身体障害者補助犬使用の受入義務化や、苦情の申出等について規定された。

② 知的障害者施策

知的障害者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置づけがなされることとなった。また、平成12年の改正では、第1条にこの法律の目的として「知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」が新たに規定され、知的障害者デイサービスセンター及び知的障害者デイサービス事業が法定化された。同時に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、これらの事業が第2種社会福祉事業として明文化された。

近年においては、一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む知的障害者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）等の実施による活動の場を確保することにより、知的障害者の社会活動の参加を促進しているところである。特に、グループホームについては、重度の障害を有する知的障害者に適切な処遇が確保されるよう平成8年度から新たに運営費の加算制度を設ける等、その充実を図ることとしている。また、グループホームの住宅地における設置を促進するため、公営住宅の活用等が可能となるようにするための公営住宅法の改正法が第136回通常国会において成立し、平成8年5月に公布された。

なお、平成15年4月から、グループホームやショートステイの利用、施設入所等の知的障害者に関する事務等が市町村に移り、より地域に密着した施策が推進できるようになった。

③ 精神障害者施策

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するための改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、精神障害者の定義規定の見直し、栄養士等の資格取得について精神障害者であることが絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改められた。また、平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位置づけ、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及や相談指導等の地域保健福祉施策の充実、生活訓練施設（援護寮）、授産施設、福祉ホーム、福祉工場の4施設類型を法律上明記、精神障害者社会適応訓練事業の法定化、市町村の役割の明示、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容とする改正が行われた。平成11年には、平成5年改正時の「5年後に見直す」規定を踏まえ、精神障害者の人権に配慮した医療を確保するため、精神医療審査会の機能強化、精神保健指定の役割の強化、医療保護入院の要件の明確化等の改正を行うとともに、緊急入院が必要となる精神障害者の移送に関する制度を創設し、保護者の義務を軽

第1部 社会保障の動向

減した。さらに、精神障害者の保健福祉の充実を図るため、都道府県等に設置された精神保健福祉センターの機能を拡充し、社会復帰施設に「地域生活支援センター」を加え、また、居宅生活支援事業として、従来の地域生活援助事業に居宅介護等事業（ホームヘルプ）、短期入所事業（ショートステイ）を加えるとともに、福祉サービスの利用に関する相談・助言等の在宅精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として行う体制を整備する等の所要の改正が行われた。この改正により、平成14年度から市町村を中心として精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム）を実施するとともに、社会復帰施設、居宅生活支援事業等の利用に関する相談のほか、通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請の受理等を行うこととなった。

また、平成9年秋の臨時国会では、精神障害者の社会復帰を支援する精神科ソーシャルワーカーの国家資格化を図るため、「精神保健福祉士法」が成立した。

平成16年9月には、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が策定され、受入条件を整えば退院可能な精神障害者の10年後の解消を目指すとして、「入院医療中心から地域生活中心へ」という今後10年間の精神保健医療福祉施策の具体的方向性が明らかにされた。平成20年12月には、「中間まとめ」を取りまとめ、「ビジョン」の後期5年間の重点施策群の策定に向けて、引き続き検討を行っている。

④ 発達障害者施策

自閉症や注意欠陥多動性障害などの発達障害について、理解の促進と地域において一貫した生活全般にわたる支援を図るため、平成17年に「発達障害者支援法」が施行され、健康診査による早期発見、適切な医療・保育などの提供、雇用支援など、保健医療、障害福祉、障害者雇用などの分野横断的な対策が、地域で一貫して推進されるこ

ととなった。

⑤ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしながら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適用、重度知的障害者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者を取り巻く職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充等が行われた。

当時の法定雇用率は身体障害者のみを対象としていたため、知的障害者は雇用義務がないが、身体障害者とみなして実雇用率にカウントできることとされていた。障害者雇用審議会は、平成9年1月27日に労働大臣に対して意見書を提出した。その趣旨は、①近年、知的障害者の雇用が進み、従来にはなかった産業分野にも拡がりを見せていること、②知的障害者について実雇用率の算定に当たってのみカウントするという取扱いが身体障害者の雇用に対して影響を及ぼすに至っていること、③近年の障害者の社会参加に関する社会的気運の盛り上がり等にかんがみると、雇用率制度上、知的障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるべき時期にきていること等から、知的障害者を含む法定雇用率の設定が必要なこと、及び障害者に対す

る雇用支援策を充実すべきこと（地域レベルでのきめ細かい職業リハビリテーションの推進等）等である。労働省はこの意見書を踏まえ、第140回通常国会に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において成立し、平成9年4月に公布された。これに伴い、平成10年7月からの法定雇用率は、①常用労働者数56人以上の一般民間企業は1.8%、②常用労働者数48人以上の特殊法人は2.1%、③職員数48人以上の国・地方公共団体は2.1%（ただし、職員数50人以上規模の都道府県等の教育委員会は2.0%）となった。

また、平成14年1月の労働政策審議会意見書を受け、第154回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会において成立し、平成14年5月に公布された。主な柱は、①障害者の職域等雇用の場の拡大、②障害者への総合的支援の充実、③精神障害者の雇用の促進、の3つである。

さらに、障害者の就業ニーズの高まりを受け、第162回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会で成立し、平成17年6月に公布された。①精神障害者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障害者に対する支援、③障害者福祉施策との有機的な連携等の支援、が主な内容である。

なお、同法には、障害者の雇用義務の軽減措置である除外率制度や除外職員制度は、障害者が一定の職種に全く就き得ないことを想起させ、ノーマライゼーションの理念からみて適切でないため、段階的に廃止に向けて縮小することが盛り込まれており、平成16年4月から各除外率設定業種で10%縮小することとなり、除外職員制度についても、職種を限定するとともに障害者の雇用義務の軽減割合を縮小しつつ、除外率に転換することとなった。

また、平成19年2月には、『「工賃倍増5か年

計画』による福祉的就労の底上げ」を策定し、5年後の平成23年には現状の工賃の倍増を目指すこととしている。

さらに、平成20年12月には、地域の身近な雇用の場である中小企業での障害者雇用が低下傾向にあること等を背景に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が公布され、平成21年4月より順次施行されることとなった。主な改正点としては、①障害者雇用納付金の納付義務等の対象範囲を現行の常用労働者301人以上の企業から、101人以上の企業へと段階的に拡大すること、②障害者雇用義務の対象に短時間労働者（週20時間以上30時間未満）を追加すること等であり、これらの施行を通じ、更なる障害者雇用に係る取組みの充実を図ることとしている。しかし、雇用情勢が平成20年から平成21年に入って急速に悪化する中で、障害者の雇用にも影響が生じている。厚生労働省の調査によると、平成20年度におけるハローワークにおける障害者の就職件数は、おおむね前年同期を下回って推移しているほか、障害者の解雇数も、大きく増加しており、今後の状況の悪化が懸念される。

民間企業の障害者実雇用率は、法定雇用率1.8%に対し、平成20年6月には1.59%、平成21年6月には1.63%となった。法定雇用率達成企業の割合も増加し、45.5%となった。独立行政法人等は、法定2.1%に対し、平成20年6月には2.05%、平成21年6月には2.11%となっている。平成20年にくらべ平成21年度の実雇用率は着実に進展しており、厚生労働省では未達成企業等に法定雇用率達成のための指導基準に基づき、指導強化を行っている。

資料：「平成21年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

「平成21年版 障害者白書」（内閣府HP：政策統括官 総合企画調整担当）

「平成21年6月1日現在の障害者の雇用状況について」（平成21年11月20日 厚生労働省HP）

5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成19年度の国民医療費は34兆1,360億円、国民1人当たりの医療費は26万7,200円に達している。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成19年度には33.0%に達している。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

〔最近の医療保険改正の動向〕

このような観点から、医療保険審議会では、平成5年1月に、①公的医療保険の役割、②保険給付の範囲・内容、③給付と負担の公平、④医療費の規模及びその財源・負担のあり方、⑤医療保険制度の枠組み及び保険者運営のあり方、⑥現金給付のあり方、⑦保健施設事業のあり方、⑧その他、の8つの検討項目をまとめた。このうち、主として①及び②については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置づけの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のため在宅医療の法律上の位置づけの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われた。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、出産育児の支援措置も講じられた。

平成7年3月以降、医療保険審議会では、上記検討項目のうち③～⑤を中心に審議を重ね、同年8月に「中間とりまとめ」を行った。さらに、こ

こで取り上げられた様々な論点等についてさらに掘り下げた検討を行った結果、平成8年6月に、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について（第2次報告）」がとりまとめられた。同報告では、高齢化と経済の低成長の中で国民医療費は増大し、医療保険財政が深刻な赤字構造に陥っている中で、年金、医療、福祉の各分野を通じた社会保障全体の効率化が必要であり、特に医療については、医療提供体制を含めた今後の国民医療のあり方について基本的な検討を行う必要があるとの認識に立って、医療保険制度改革に取り組んでいくことが必要であるとしている。そのうえで、医療提供体制の見直し、これからの医療保険制度の役割、医療保険制度の構造の見直し、患者負担等の見直し、診療報酬体系等の見直し、等についての考え方を示している。

同報告を受けて、医療保険審議会では、平成8年7月、今後の医療保険制度改革において考えられる複数の改革メニューを提示し、これをもとに中期的な改革ビジョンと平成9年度を含む当面の制度改革案について審議を行った結果、同年11月、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について」の建議を厚生大臣に対して行った。同建議では、医療の質の向上と効率化、少子高齢社会における国民皆保険体制の堅持、制度間の公平や給付と負担のバランスの確保、等を基本的な考え方として21世紀初頭に目指すべき医療保険制度の姿を示すとともに、今後の一連の医療保険制度改革の第一段階として、平成9年改正においては医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施するよう提言している。

その後、政府・与党内で平成9年度改正の内容についての検討が行われ、これを受けて、平成9年1月に、①患者負担について、老人の入院を1

日当たり710円から1,000円に、外来を1月当たり1,020円から1回当たり500円（1月4回、2,000円限度）に、被用者本人を1割から2割にするとともに、老人、被用者本人、家族、国民健康保険について外来の薬剤に対する一部負担を導入すること、②政府管掌健康保険の保険料率を1,000分の82から1,000分の85に改定すること等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が医療保険審議会、老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われた後、同年2月10日、第140回通常国会に提出された。同法は、平成9年6月に成立し公布され、同年9月から施行された。

平成10年に入り、経済情勢が一層悪化し、患者負担増が不況を深刻化させたという議論がなされたことから、平成11年7月から1年限りの措置として、高齢者の薬剤一部負担を全額国費により免除することとなった。

平成12年2月18日、抜本改革の第一歩として、①老人定率一割負担（月額上限つき）の導入、②高額療養費の見直し、③保険料率の上限は一般保険料のみを対象とし、介護保険料を含まないこと等を内容とする健保法等の改正案が第147回通常国会に提出されたが、廃案となった。なお、この改正案には、月額上限つきの老人定率一割負担制導入に伴い、老人の薬剤一部負担を廃止することが盛り込まれていたが、廃案となったため、与党三党の議員立法により、健保法が改正されるまでの間、国が引き続き老人薬剤一部負担を肩代わりすることとなった。その後、健保法等改正案は9月に召集された第150回臨時国会に提出され、12月に成立し公布され、平成13年1月から施行された。

その後も、引き続き経済の低迷、高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化といった医療制度を取り巻く環境の変化から、医療制度全般にわたる総合的な構造改革が求められた。厚生労働省は、平成13年9月に「医療制度改革試案」を

公表し、政府・与党社会保障改革協議会は「医療制度改革大綱」をまとめた。平成14年3月、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が第154回通常国会に提出され、100時間に及ぶ審議の末、7月に成立し、8月に公布され、平成14年10月から平成15年4月からの2段階施行となった。改正の内容は、①患者一部負担金の見直し（15年4月）②健康保険の保険料における総報酬制の導入（15年4月）、③政府管掌健康保険の保険料の引上げ（15年4月）、④老人医療費拠出金の算定方法の見直し（14年10月）、⑤国民健康保険の財政基盤の強化（14年10月・15年4月）等である。

〔医療保険制度抜本改革の検討〕

医療費の伸びと経済成長との均衡が崩れ、このままでは医療保険の運営に支障が生じ必要な医療サービスを賄うことすら確保できなくなるおそれがあることから、国会の論議その他各方面から医療保険制度の抜本改革が求められており、与党3党は平成8年12月に与党医療保険制度改革協議会（与党協）を設置し、医療保険制度改革について検討を進め、平成9年4月に「医療制度改革の基本方針」をとりまとめた。

一方、厚生省では、国会における審議及び与党3党からの求めに応じ、平成9年8月に「21世紀の医療保険制度」（厚生省案）をとりまとめ、診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、医療保険の制度体系、高齢者医療制度等の改革案を提示した。与党3党は、この厚生省案や各方面の意見を踏まえ、同年8月29日に医療提供体制、薬価制度、診療報酬体系、高齢者医療保険制度等について「21世紀の国民医療（与党協案）」をとりまとめ、抜本改革は平成12年を目途とするが、可能なものからできる限り速やかに実施することとした。

医療保険福祉審議会は、制度企画部会を設け、平成9年11月以降、与党協案を基本として抜本改革の審議を行った。抜本改革の内容は診療報酬

第1部 社会保障の動向

体系、薬価基準制度、医療提供体制、高齢者医療制度等、広範多岐にわたっているが、12年の抜本改革に向け、①診療報酬体系の見直し、②薬価基準制度の見直し、③高齢者医療制度の見直し、④医療提供体制の見直し、の4つの課題を中心に検討が進められた。

平成13年省庁再編によって、従来の審議会組織が改編された。(後述「審議会の整理統合化」の表参照) 社会保障審議会医療保険部会は平成13年9月より医療制度改革について検討を行い、同年11月社会保障審議会医療保険部会意見書(「平成14年度医療制度改革について」)が提出された。そこで議論された厚生労働省の「医療制度改革試案」では、①医療保険制度の給付と負担、②高齢者医療制度、③老人医療費の伸び率管理制度の3点を中心に提案がなされた。医療保険財政の深刻な状況や平成14年度医療制度改革の必要性、保険者の統合・再編の必要性、健康寿命の延伸のための健康づくり・疾病予防の推進、良質かつ効率的な医療を確保するための情報提供の推進を含めた医療供給体制の改革等、概ね共通認識が得られた部分もあるが、個別の項目については、意見の隔たりが大きく、全体的な意見の一致には至らなかった。

平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」の附則には、少子高齢化がピークを迎える将来においても医療保険制度の安定的な運営を確保していくための課題が期限付きで盛り込まれた。特に、①保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、②新しい高齢者医療制度の創設、③診療報酬の体系の見直し、の3点については、14年度中に「基本方針」を策定することとされた。

厚生労働省では、14年3月、厚生労働大臣を本部長とする医療制度改革推進本部を省内に設置し、①医療保険制度の体系の見直し、②診療報酬体系の見直し、③医療提供体制の改革、④医療保険制度の運営効率化に関する4つの検討チームを

作って検討を進め、12月、『『医療保険制度の体系の在り方』と『診療報酬体系の見直し』について』(厚生労働省試案)を公表した。

15年3月には「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針(医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針)」が閣議決定され、今後の改革の基本的な方向が示された。基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けての実現を目指すこととされ、法律改正を伴わずに実施できるものは逐次実施し、法律改正を伴うものについてはおおむね2年を目途に順次制度改正に着手し、診療報酬体系に関する改革は16年4月の診療報酬改定から逐次実施することとされた。

15年9月には、14年に改正された老人保健法の規定に基づき、都道府県・市町村の老人医療費の伸びの適正化に向けた取り組みを支援することを目的とする「老人医療費の伸びを適正化するための指針(厚生労働大臣告示)」が策定された。

17年10月に厚生労働省は、15年3月閣議決定の「医療制度改革の基本方針」の具体化と17年6月閣議決定の「骨太の方針2005」への対応を目指し、国民的議論を進めるためのたたき台として「医療制度構造改革試案」を公表した。それを受け、17年12月に政府・与党医療改革協議会は「医療制度改革大綱」をまとめた。基本的な考え方は、①安心・信頼の医療の確保と予防の充実、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現、である。

これを受け、平成18年2月、第164回通常国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」が提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。この法律の概要は、以下のとおりである。

- 1) 医療費適正化の総合的な推進 (①医療費適正化計画の策定(20年4月～)、②保険者に対する一定の予防健診等の義務づけ(20年4月～)、③保険給付の内容・範囲の見直し等(18年10

- 月～・19年4月～・20年4月～)、④介護療養型医療施設の廃止(24年4月～)
- 2) 新たな高齢者医療制度の創設(①長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設(20年4月～)、②前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設(20年4月～))
- 3) 保険者の再編・統合(①国保の財政基盤強化(18年4月～、18年10月～)、②政管健保の公法人化(20年10月～)、③地域型健保組合(18年10月～))
- 4) その他

なお、出産育児一時金については、平成21年1月から、医療リスクに対する支援体制として「産科医療補償制度」が創設され、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合、掛金分の3万円を引き上げ、38万円とされた。さらに、緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月から平成23年3月までの間、出産育児一時金を4万円引き上げ、原則42万円とされた。また、原則として被保険者と医療機関等の契約により、医療機関等が被保険者に代わって申請・受取を行う「出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度」が導入された。

〔国民健康保険制度の動向〕

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の恒久化、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化等の措置が図られた。また、平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の拡充・制度化等のほか、平成5年の改正で2年間の暫定措置とされた保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置をさらに2年間継続した。また、平成9年度以降の国民健康保険制度のあり方については、平成8年12月の「国民健康保険制度の改革について」と題する医療保

険審議会の建議書において、国民健康保険制度の基本構造に踏みこんだ改革の20世紀中の実現を目指して検討を進めるべきである旨の指摘がなされている。平成10年の国民健康保険法改正では、退職者の老人医療費拠出金負担の見直し、老人保健拠出金の算定に用いられる各保険者の老人加入率の上限の引上げ、診療報酬の不正請求の防止等の措置が図られた。

〔診療報酬・薬価の改定〕

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、難病患者、老人患者等の心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化等が図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。また、平成8年4月の改定では、医療機関の機能分担の推進、老人外来医療等の包括化等診療報酬の合理化とともに、多剤投与の場合の薬剤料の低減措置の拡大等薬剤使用の適正化を推進する措置が講じられた。さらに、平成10年4月の改定では、医療機関における人件費・物件費の上昇に対応するため、1.5%の引上げを行うとともに、診療報酬点数の合理化を行い、その分の財源を充実すべき報酬項目に振り向けることとし、併せて、薬剤費等の適正化を図るため、薬価を医療費ベースで2.7%(薬価ベースで9.7%)、医療材料価格を医療費ベースで0.1%引き下げることでされた。

平成12年4月の改定では、入院基本料の導入等包括払いの拡大が進められた。平成14年4月の改定では、賃金・物価の動向や厳しい経済動向を踏まえ、医師の技術料等に関する診療報酬本体について、初のマイナス改定となる $\Delta 1.3\%$ 、薬価について $\Delta 1.4\%$ 、合わせて2.7%の引下げが行われた。この改定においては、広範な項目について合理化を行う一方、医療の質の向上等の観点

から、①小児入院医療の評価の充実、②がん緩和ケアチームによる診療等の評価、③年間症例数等の基準を設定する手術の範囲の拡大、④社会的入院の保険給付の範囲見直し、⑤薬事法承認後で保険収載前の医薬品の投与等の特定療養費化、等メリハリの利いた重点的な評価が行われた。

平成16年4月の改定では、患者中心の、質が良く安心できる効率的な医療を確立する観点から、①小児医療について、専門的な入院医療や救急医療体制等に対する評価の充実、②精神医療について、医療保護入院等における適切な処遇の確保への対応や精神科在宅医療等に対する評価の充実、③平成15年4月から導入している急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価（DPC）について、導入の影響の検証を引き続き行うとともに、調査協力医療機関についても、DPC方式を試行的に適用してデータ収集の拡大を図り、その評価を検証、等が進められた。

平成18年4月の改定は、診療報酬本体△1.36%、薬価等△1.8%のマイナス改定となり、改定にあたっては、小児科・産科・麻酔科や救急医療等の医療の質の確保に配慮し、急性期医療の実態に即した看護配置を適切に評価したものとする一方、慢性期入院医療等の効率化の余地があると思われる領域は適正化を図ることが前出の「医療制度改革大綱」（17年12月、政府・与党医療改革協議会）で方向づけられている。

平成20年4月の改定は、診療報酬本体0.38%、薬価等△1.2%、合わせて0.82%の引下げが行われた。改定にあたっては、地域医療の現状にかんがみた緊急課題として、産科・小児科医療の更なる評価や、病院勤務医の負担軽減に向けた評価が行われた一方、後発医薬品の使用促進を図るための処方せん様式の変更、軽微な処置について基本診療料に包括する見直しが行われた。

なお、薬価については、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来

よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。また、平成8年4月の基準改定では、既存薬について、価格設定時の条件に変化が生じた場合に薬価の再算定を行うこととされた。平成12年4月の基準改定では、従来のR幅方式が廃止され、代わって逆ざや防止のための調整幅方式（2%）が導入された。

〔医療提供体制〕

医療提供体制についても、これまで「その他の病床」として整理があいまいになっていた病床区分を、主として急性期の患者を対象とした「一般病床」と、主として慢性期の患者を対象とした「療養病床」とに区分すること等を内容とする医療法改正案が、平成12年の健保法等改正案とともに国会に提出され、12月に成立し、平成13年3月から施行された。

平成15年8月末までに、病院の開設者がいずれかを選択することとなっていたが、全国では、平成20年10月1日現在の病院病床数で、一般病床が90万9,437床（56.5%）、療養病床が33万9,358床（21.1%）となった。

平成18年2月、少子高齢化の進行、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境の変化に対応し、より質の高い効率的な医療サービスを提供するための改革を推進するべく「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」が第164回通常国会に提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。

資料：「平成19年 国民医療費」（厚生労働省HP）
「平成19年度 老人医療事業年報」（厚生労働省保険局）
「平成21年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「平成20年 医療施設（動態）調査・病院報告」（厚生労働省HP）
「保険と年金の動向 2009/2010」（「厚生」の指標）臨時増刊、厚生統計協会）

6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、すべての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成19年度末現在のわが国の国民年金被保険者数は6,935万人、受給権者数は2,601万人、被用者年金被保険者数は3,908万人、受給権者数は1,502万人、年金支給総額は約44.8兆円にのぼる。平成20年の国民生活基礎調査によれば、「高齢者世帯」の所得を種類別に見ると、「公的年金・恩給」が211万6千円（総所得の70.8%）で最も多く、公的年金・恩給を受給している「高齢者世帯」の中で「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は61.2%となっており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成21年4月時点で、老齢基礎年金（40年加入の場合）は月額66,008円、サラリーマン夫婦（第2号被保険者の厚生年金（平均的な賃金で40年加入）と2人分の老齢基礎年金の合計）は月額232,592円となっている。

〔最近の年金改正の動向〕

平成元年の改正では、給付額の改善、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。

また、平成6年の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るため、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善（なお、厚生年金の報酬比例部分の再評価率の

改定方法については、これまでの現役世代の賃金の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法（可処分所得スライド）に改めることとされた。）と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

平成11年度の財政再計算においては、少子・高齢化の急速な進行、経済基調等の変化等により年金を取り巻く環境が厳しいものとなっていることから将来の負担を過重なものとしないう制度全体の抜本的な見直しを図り、長期的に安定した制度を構築すること等が重要な課題となっていた。それに先立ち年金審議会では、平成9年5月27日より次期財政再計算に向けた検討を開始し、制度改正に係る基本的事項をはじめ、給付と負担の適正化、年金積立金の自主運用のあり方等幅広く検討した。平成9年12月5日には年金審議会での論点が整理され、また、それと同時に、厚生省も国民的合意形成に資するため、給付と負担の組み合わせについて5つの選択肢を提示した。平成10年3月には次期改正に向けた「有識者調査」を実施し、その結果を5月に公表した。年金審議会では、論点整理に示された論点について検討を深め、平成10年10月に意見書を取りまとめた。この意見書を踏まえて、政府は、①報酬比例部分の厚生年金の給付水準の5%適正化、②65歳以降の年金の改定方式の変更、③特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げ、④60歳台後半の在職老齢年金の導入、⑤学生の国民年金保険料納付の特例制度導入、⑥国民年金

第1部 社会保障の動向

保険料の半額免除制度の導入、⑦総報酬制の導入等を盛り込んだ年金改正法案を平成11年の国会に提出した。同法案は平成12年3月に成立し、平成12年4月から順次施行された。

〔平成16年年金制度改革〕

その後も、公的年金制度を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、厳しい経済情勢、雇用の流動化、女性のライフスタイルの変化等、急速に変化してきている。この状況を踏まえ、平成16年の年金制度改革に向け、公的年金制度を持続可能で安定的なものとするため、平成14年1月に社会保障審議会年金部会が発足し、公的年金の財政方式、制度体系や給付と負担の基本的なあり方について、検討が進められた。平成14年12月、厚生労働省は、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を公表した。その後も各方面で検討が進められ、平成15年9月には坂口厚労相試案「16年年金改革における給付と負担の見直しについて」が公表された。それを受けて11月には厚生労働省案「持続可能な安心できる年金制度構築に向けて」も公表された。

平成16年2月、年金改正法案を国会に提出し、平成16年6月に成立し、平成16年10月から順次施行された。同法案には、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、国民年金及び厚生年金保険について、①基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げ、②今後の保険料水準を法定、③年金額の水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入、④在職老齢年金制度の見直し、⑤育児期間に対する配慮措置の拡充、⑥離婚時等における厚生年金保険の標準報酬分割制度の創設、⑦国民年金保険料の徴収強化の措置等を講ずることが盛り込まれたほか、企業年金制度について、厚生年金基金制度の改善や企業年金の通算措置の拡充についても盛り込まれた。

平成21年6月には、基礎年金に係る国庫負担

割合について、平成21年度及び平成22年度において財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用した財源の確保により2分の1とするとともに、所得税法等の一部を改正する法律の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保を図った上で2分の1への引上げを恒久化する措置等を講ずることを盛り込んだ「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が成立し、平成21年4月から施行された。

〔公的年金制度長期的安定のための措置等〕

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成4年9月には、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言を行った「年金数理部会第3次報告書」を、平成5年12月には、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等について提言を行った「年金数理部会第4次報告書」をそれぞれ発表した。さらに平成10年3月には「年金数理部会第5次報告書」を発表し、公的年金制度の長期的安定のためには現行の段階保険料設定の方法を見直す必要があるとの提言を行った。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和59年の閣議決定により、平成7年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受けて、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乘せされるいわゆる2階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施され

た。

平成6年2月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成7年7月、「公的年金制度の一元化について」報告がとりまとめられ、これを受けて平成8年3月、「公的年金制度の再編成の推進について」と題する閣議決定が行われた。この閣議決定では、被用者年金制度の再編成の進め方として、①第一段階として、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合を平成9年度に厚生年金保険に統合する、②国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する、③農林漁業団体職員共済組合及び私立学校教職員共済組合については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置づけについて検討を行う、とされた。また、被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うこと、年金現業業務について基礎年金番号の導入等統一的な処理を推進すること、等も決定された。

この閣議決定を受けて、平成8年6月、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、①JR共済、JT共済、NTT共済の厚生年金への統合、②統合に伴い、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者とし、厚生年金のルールに従って年金を支給すること、③統合に際しては、三共済より必要な額の積立金を移管するとともに、被用者年金全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこととされた。

ところで、完全自動物価スライド制のもとでは、本来、年金額は、前年の全国消費者物価指数の動向に応じて改定されることとなるが、最近の全国消費者物価指数は対前年比で下落傾向にある。しかし、平成14年度までは社会経済情勢にかんが

み、特例として物価スライドを行わないこととするための特例法が制定された。平成15年度においては、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡を考慮し、高齢者等の生活にも配慮して、(本来なら平成12年度からの累積で-2.6%だが)平成14年分だけの-0.9%スライドさせる特例法が制定された。平成16年度においても、平成15年度と同様、平成15年の消費者物価の下落分(-0.3%)のみスライドさせる特例法が制定された。これらの特例法により、年金額は本来の額より1.7%かさ上げされた水準となった。平成16年の年金改正により、今後物価が上昇したときに年金額を引き上げないことで、かさ上げ分(物価スライド特例措置)を相殺解消することとされた。

〔確定給付企業年金法の制定〕

少子・高齢化の進展、雇用の流動化、厳しい経済金融情勢等、公的年金制度を取り巻く環境は急速に変化している。企業がその従業員に対し、公的年金である厚生年金の上乗せ給付を行う確定給付型の企業年金としては、厚生年金基金と適格退職年金等があるが、近年の厳しい経済環境のもと、企業倒産等の際に年金資産が十分に確保されていない等の事例が出てきており、受給権を保護するための制度整備が必要となってきた。確定給付企業年金法は、積立義務を定める等、受給権保護の措置を統一的に定めるとともに、確定給付型の企業年金を再編成し、国民に信頼される制度として再構築しようとするもので、政府は平成9年6月から関係省庁による企業年金に係る基本法の策定の検討を開始し、平成12年12月に法案要綱をとりまとめた。同法案は平成13年2月の第151回通常国会に提出され、6月8日に可決・成立し、6月15日に公布され、平成14年4月から施行された。

〔確定拠出年金法の制定〕

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金である。

従来の確定給付型の企業年金等には、①中小零細企業に十分普及していない、②転職の際の年金資産の移換（ポータビリティ）が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難、といった問題があり、公的年金に上乗せされる新たな選択肢として、確定拠出年金の導入が求められていた。平成11年1月以降、関係省庁による検討が進められ、12月に制度の概要案がまとめられ、平成12年3月の第147回通常国会に法案が提出され、廃

案・再提出の末、第151回通常国会において、平成13年6月22日に可決・成立し、6月29日に公布され、平成13年10月から施行された。

資料：「平成21年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「保険と年金の動向 2009/2010」（「厚生指針」臨時増刊、厚生統計協会）
「平成20年 国民生活基礎調査」（厚生労働省HP）

7 労働保険等

〔労災保険・労働安全衛生の動向〕

平成19年度における労災保険の適用労働者は5,131万人で、前年度比1.2%の増加となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあるものの、近年その減少率に鈍化傾向がみられ、平成19年度に新たに保険給付の支払を受けた被災労働者数（全国）は、業務災害による者が55万2,331人、通勤災害による者が5万5,017人、全体で60万7,348人となっており、前年度に比べ703人（0.1%）の微増となっている。給付費支払額は、年金受給者の累増等を反映して年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成19年度には51.4%となっている。

平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」が成立した。近年、厳しい雇用環境を背景として、長時間労働や仕事によるストレス等を原因とする脳・心臓疾患、精神障害や自殺に関する労災請求が増加していることから、「過労死」等を予防するため、平成13年4月から「二次健康診断等給付」が創設された。

平成18年2月には「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立し、一部を除いて3月から施行され、時効によって労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した者に対し「特別遺族給付金」が支給される等の措置が講じられ、石綿を取り扱う作業に従事したために中皮腫や肺がん等を発症した労働者等やその遺族への、より迅速で適正な保護・救済が行われることとなった。

また、厚生労働省では、事業場における労働者の心の健康の保持増進を図るため、事業者が行うことが望ましい基本的なメンタルヘルスケアの具体的な実施方法を総合的に示した「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を平成12年8月に策定し、普及・定着を図るとともに、時間外労働の削減と一定以上の時間外労働を行わせた場合の健康管理措置等について定めた「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を平成14年2月に策定し、啓発周知・指導を行ってきた。また、メンタルヘルス対策として平成12年8月に「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を策定し、平成16年10月には「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を公表し、周知をはかってきた。平成17年12月の「労働安全衛生法」の改正によ

り、平成18年度からは、一定以上の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導の実施が、事業者に義務づけられ、面接指導の際にはメンタルヘルス面のチェックを行うこととされた。これらを踏まえ、平成18年3月に「過重労働による健康障害防止のための総合対策」が改定されるとともに、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が策定された。

〔雇用保険の動向〕

雇用保険については、平成13年度まで過去最高の水準で推移してきた平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は、平成18年度は前年度を下回り58万人、平成19年度は57万人とさらに減少した。

平成6年6月には「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高年齢雇用継続給付（60歳時点に比べて賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高年齢者に支給）及び育児休業給付（1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給）の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。平成18年度実績は、高年齢雇用継続給付が1,105億円、育児休業給付が、基本給付金について759億円、職場復帰給付金（復帰後6か月雇用時点で給付）について197億円となっている。

なお、平成10年の「雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律」により、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援するための給付及び介護休業する労働者の雇用の継続を図るための給付を創設するとともに、高年齢求職者給付金の額等の改正、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行う改正が行われた。

また、平成12年3月の第147回通常国会において、現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に対応するため、①基本手当の所定給付日数の中高年リストラ層等への重点化、②育児休業給付及び介護休業給付の改善、③国庫負担及び

雇用保険料率の見直し等を内容とする改正が審議され、平成13年4月から施行された。

続いて平成14年8月には、雇用保険率を1000分の2引き上げる旨の告示も出され、10月から施行された。

さらに、平成15年1月の第156回通常国会においては、厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮したうえで、制度の安定的運営のために必要最小限の引き上げを行うこと等を内容とする改正が審議され、15年5月から施行された。

平成19年2月の第166回通常国会では、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する課題に対応するため、①高年齢雇用継続給付に係る国庫負担廃止、②失業等給付の弾力料率を拡大し、保険料率を引き下げ、③雇用保険三事業のうち、雇用福祉事業を廃止、④短時間労働被保険者の区分をなくし、被保険者資格と受給資格要件を一本化、⑤育児休業給付制度の暫定的拡充、⑥教育訓練給付及び雇用安定事業等の対象範囲の見直し等を内容とする改正が審議され、平成19年4月から順次施行された。

平成21年1月の第171回通常国会では、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能および離職者に対する再就職支援機能の強化を図るため、①契約更新されなかった有期契約労働者の受給資格要件の緩和（1年→6か月）、②年齢・地域等を踏まえ、特に倒産、解雇や雇い止めによって離職し、重点的に再就職の支援が必要な者への給付日数60日延長、③非正規労働者に対する運用上の適用基準の緩和（1年以上→6か月以上）等を内容とする改正が審議され、平成21年3月31日から順次施行された。

〔若年失業者・高齢者の雇用の確保等〕

近年増加している若年失業者への対応としては、短期間のトライアル雇用として受け入れる企業に支援を行い、その後常用雇用への移行を図る「若年者トライアル雇用事業」を平成13年12月から実施している。平成20年度第一次補正予算により、対象年齢を35歳未満から40歳未満に拡大し、これにより、平成20年度はトライアル雇用を終了した33,689人の79.4%が常用雇用に移行する等の効果があがっている。

また、平成15年6月には、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣により、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進し、若年失業者等の増加傾向の転換を目標とした「若者自立・挑戦プラン」が策定され、平成16年12月には同プランの実効性・効率性を高めるため「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」も策定され、産業界、教育界の協力の下、関係者が一体となって若年者の雇用問題の解決に向けての取り組みが進められている。

平成18年3月の第164回通常国会において、①実習併用職業訓練（実践型人材養成システム）の創設など若者支援の強化、②労働者の自発的な職業能力開発の促進等、③円滑な技能継承の促進等を内容とする「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に関する法律の一部を改正する法律」が審議され、平成18年10月から施行された。実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の受講者数の実績は、民間教育訓練機関を活用した委託訓練活用型については、平成20年度で約33,000人（速報値）、また、公共職業能力開発施設を活用した専門課程活用型および普通課程活用型については、平成20年度で約400人（速報値）となった。

また、平成18年12月には、「多様な機会のある社会」推進会議が「再チャレンジ支援総合プラン」を取りまとめ、2010年までにフリーターを

ピーク時の8割に減少させることを目標に、①ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施、②若年者トライアル雇用事業の実施、日本版デュアルシステムの推進、ハローワークにおけるフリーター常用就職支援事業の実施、フリーター等者に対する農業就業の支援の実施等の各種対策を最大限効果的かつ効率的に実施し、平成20年度には、フリーター26万8千人（速報値）の常用雇用化を実現した。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務等を内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定年が努力義務から義務化になる（施行は平成10年4月）とともに、労働大臣は、60歳定年後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。

さらに、平成8年5月の改正では、地域の企業、家庭、官公庁等から仕事を請け負い、委任により引き受け、おおむね60歳以上の高齢者である会員に提供する「シルバー人材センター」について、会員、仕事、事業実施地域の一層の拡大を図るため、2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を「シルバー人材センター連合」として都道府県知事の指定を受けることができることとされた。

平成16年6月の改正では、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保、③高年齢者等の再就職援助の強化等の措置が講じられた。

なお、「平成21年6月1日現在の高年齢者の雇用状況」によると、31人以上規模企業の95.6%が高年齢者雇用確保措置を実施していた。雇用確保措置の内訳は、「定年の定め廃止」が2.0%、「定年の引き上げ」が12.8%、「継続雇用制度の

導入」が85.1%となっている。希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は41.8%で、70歳までの雇用確保措置を実施した企業は16.3%となった。今後は、未実施企業に対する強力な指導を行うことにより、引き続き、高齢者雇用確保措置の定着を図るとともに、「70歳まで働ける企業」

の普及・啓発に取り組むことが課題となっている。

資料：「平成21年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「平成21年6月1日現在の高齢者の雇用状況」（厚生労働省HP）

8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民の生活水準の向上に即した改善が図られてきている。平成21年度については、世帯当たりの生活扶助基準は16万2,170円（標準3人世帯、1級地-1の場合）となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成6年度から横ばい傾向となり、平成8年度後半からは増加傾向に転じている。平成20年度の被保護人員は159万2,620人となっている。保護率について見ると、平成20年度は12.5%となっている。

平成15年8月、社会保障審議会福祉部に、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が設置された。同専門委員会では平成16年度においても引き続き保護基準の在り方について議論をすすめる、平成16年12月には報告書がまとめられた。それを踏まえ、高齢加算（平成16年度から）母子加算（平成17年度から）を3年かけて段階的に廃止するとともに、実施機関が組織的に被保護世帯の自立・就労を応援する制度に転換すること

を目的として、平成17年度から自立支援プログラムが導入された。平成19年度末現在、834地方公共団体で2,869のプログラムが策定・実施されている。これら就労支援の取り組みは、平成19年2月にまとめられた「成長力底上げ戦略」の就労支援戦略における主な施策の一つとして盛り込まれている。母子加算については、平成21年12月から復活している。

平成17年4月国と地方による「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」が「三位一体改革」に基づき、生活保護制度等の在り方について幅広く検討するとともに、給付の適正化に資する改革を推進する目的で設置され9回の会合が開かれた。結果として、政府・与党の平成18年度までの国庫補助負担金の改革及び税源移譲の合意において生活保護費負担金はその対象にはならなかった。

資料：「平成21年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「平成22年版社会保障便利事典」（法研）
「新たなセイフティネットの提案」（平成18年10月 新たなセイフティネット研究会・全国知事会・全国市長会）

9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

〔医療提供体制の整備等〕

医療提供体制については、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2次医療圏（日常生活圏）単位に地域保健医療計画が作成されている。また、平成4年6月には、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が成立し、医療施設機能の体系化を図るため高度医療を必要とする患者等に医療を提供する「特定機能病院」及び長期療養を必要とする患者等に医療を提供する「療養型病床群」が制度化されるとともに、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。

さらに本格的な高齢社会に向けて、国民に良質かつ適切な医療提供体制を整備していくため、平成7年4月より、医療審議会では基本問題検討委員会を設置し、今後の医療提供体制のあり方について検討を行い、平成8年4月に意見具申をとりまとめた。これを踏まえ、要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保する観点からの措置を盛り込んだ「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、同年6月に答申が行われた。同法律案は、①医療の担い手は医療の提供に当たって適切な説明を行うよう努めることとすること、②要介護者の増大に対応するための療養型病床群制度の診療所への

拡大、③かかりつけ医・かかりつけ歯科医等を支援するための地域医療支援病院制度の創設、④地域医療支援病院や療養型病床群の整備目標等の医療計画における必要的記載事項化、⑤老人居宅介護事業等の医療法人の附帯業務への追加、⑥広告事項の追加、等を内容とするものである。同法律案は、平成8年11月、第139回臨時国会に提出されたが継続審議とされ、平成9年10月、第141回臨時国会において可決成立し、平成9年12月に公布された。

また、高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化等を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するとともに、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図るため、「医療法の一部を改正する法律案」が平成12年3月の第147回通常国会に提出された。その後、継続審議となり、平成12年12月に可決成立し公布され、平成13年3月から施行された。この改正で、従前の「その他の病床」（結核病床、精神病床、感染症病床を除いた病床）を「一般病床」と「療養病床」に区分するとともに、それらの人員配置基準が定められた。なお、新たな病床区分に係る届出は平成15年8月まで、人員配置基準については平成18年2月まで、経過措置が設けられている。

平成13年9月、厚生労働省は「21世紀の医療提供の姿」を公表し、医療の将来像（イメージ）を示すとともに、この将来像に向けて当面取り組むべき施策の内容とスケジュールを示した。「医療の将来像（イメージ）」は、①「患者の選択の尊重と情報提供」として、医療に関する適切な情報提供が行われ、患者が医療機関を選択し、治療方針の決定に患者の意向が尊重される等、患者も自覚と責任をもって医療に参加するようになるこ

と、②「質の高い効率的な医療提供体制」として、患者の選択に対応して医療機関側は医療の質や患者サービスの向上で競い、医療の重点化、効率化と質の向上が進むこと、特に急性期病床と長期療養病床の機能分化が進むこと、③「国民の安心のための基盤づくり」として、地域（二次医療圏）で充足した医療が提供され、医療安全対策や救急医療等安心が確保され、さらに情報提供の基盤として電子カルテ等IT化が進むこと、の3点を基本的視点としている。

平成14年4月からは、医療に関する情報開示を進め、患者の選択の拡大を図る観点から、医療機関による広告について大幅な規制緩和が行われた。

平成15年8月、厚生労働省は「医療提供体制の改革のビジョン」をとりまとめ、医療提供体制の分野ごとの将来像のイメージやその実現に向けて当面進めるべき施策を示した。ビジョンでは、今後の医療提供体制の改革は、患者と医療人との信頼関係の下、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識を持つとともに、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者本位の医療を確立することを基本として進めるべきであるとし、「患者の視点の尊重」、「質が高く効率的な医療の提供」、「医療の基盤整備」の3つの視点に立って改革を進める必要があるとしている。

平成18年2月、少子高齢化の進行、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境の変化に対応し、より質の高い効率的な医療サービスを提供するための改革を推進するべく「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」が第164回通常国会に提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存（薬歴管理）し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、

重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成20年度には59.1%にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取る「面分業」体制を推進していくこととされている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われた。また、平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が告示された。平成9年4月には、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の全面施行により、母子保健に関する事務等の市町村への移譲、診療所の開設届出の受理等の事務が保健所政令市へ権限移譲されるとともに、保健所の機能強化及び所管区域の見直しが実施された。

【健康づくり対策】

健康づくり対策については、がん、脳卒中、心臓病といった生活習慣病等の国民的課題を改善し一層の健康増進を図るため、従来の健康に関する計画を質的にも大きく転換し、健康に生きることができる期間の延長とともに生活の質（QOL）の向上を目的として、厚生労働省では、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進している。ここでは、国民の健康増進、疾病予防等のために保健医療上重要な課題となる対象分野を「栄養」、「運動」、「休養」、「たばこ」、「アルコール」、「歯の健康」、「糖尿病」、「循環器病」、「がん」に設定し、平成22年を目途

第1部 社会保障の動向

とした到達すべき具体的数値目標を定め、達成するための諸施策を体系化しており、平成12年4月から実施されている。

また、政府は、平成14年3月には「健康増進法案」を第154回通常国会に提出した。同法案は、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに積極的に推進するための法的基盤を整備するため、①健康づくりを総合的に推進するため、国が全国的な目標や基本的な方向を提示するための基本方針を策定すること、②地域の実情に応じた健康づくりを進めるため、地方公共団体において、健康増進計画を策定すること、③職域、地域、学校等の健康診査を、生涯を通じた自らの健康づくりに一層活用できるものとするため、共通の指針を定めること、等を内容としており、平成14年7月に成立し、8月に公布され、平成15年5月から施行された。

さらに、平成17年度から、国民の健康寿命を2年程度伸ばすことを目標に、①生活習慣病対策の推進、②女性のがん緊急対策、③介護予防の推進、に係る施策を進めるとともにそれらを支える科学技術の振興を図るため「健康フロンティア戦略」を10か年戦略として推進している。平成19年4月には、さらに内容を発展させた「新健康フロンティア戦略」が策定された。平成28年度までの10年間に、国民が自ら取り組んでいくべき分野として「子どもの健康」、「女性の健康」、「メタボリックシンドローム克服」、「がん克服」、「こころの健康」、「介護予防」、「歯の健康」、「食の選択」、「運動・スポーツ」の9つの分野を取り上げ、それぞれの分野において対策を進めることとされた。また、これらの対策を支援する「家庭・地域」、「人間活動領域拡張」、「研究開発」の分野についても、対策を進めることとされた。

また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用しての支援も行われている。

〔がん対策〕

がんは、昭和56年からずっと死因の第1位であり、平成19年には336,000人亡くなっている。

昭和59年度から開始された「対がん10か年総合戦略」、平成6年度から開始された「がん克服新10か年戦略」により、診断や治療技術も一定の進歩を遂げてきた。さらに平成16年度からは、がん罹患率と死亡率の激減を目指して、「がん研究の推進」に加え、「がん予防の推進」や「がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備」を柱とする「第3次対がん10か年総合戦略」に基づいて、がん対策に取り組んでいる。

また、厚生労働省では、平成17年5月にがん対策推進本部を設置し、8月には「がん対策推進アクションプラン2005」を策定し、第3次対がん10か年総合戦略のさらなる推進を図っている。

平成18年6月の第164回通常国会では、がんが依然として国民の生命及び健康にとって重要な課題となっている現状にかんがみ、議員立法として「がん対策基本法案」が審議され成立し、平成19年4月1日から施行された。これに基づき、平成19年6月に「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、がん対策に総合的・計画的に取り組んでいる。この計画では、「放射線療法及び化学療法の実施」等が重点課題の一つとしてとりあげられた。このため、厚生労働省では、平成20年3月には放射線療法や化学療法の推進に資するため、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」を見直し、4月から施行した。また、平成20年4月には、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」を策定し、研修内容についてのモデルプログラム等を定めた。

〔感染症対策〕

公衆衛生審議会は、新興・再興感染症の出現や、感染症を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえた新しい時代の感染症対策について検討を重ね、平成9年12月「新しい時代の感染症対策に

ついて」と題する意見書を厚生大臣に提出した。これを踏まえ、厚生省は、総合的な感染症予防対策を図るため、伝染病予防法等を廃止し、国及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、法の対象とする感染症の類型の見直しと法に基づく入院についての医療体制等について定めることを内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案」等を国会に提出した。同法案は第142回通常国会に提出されたが継続審議とされ、その後、平成10年10月、第143回臨時国会において可決成立し公布され、平成11年4月から施行された。

なお、平成14年11月から、国内には発症の報告がないものの重症患者の3～15%の致命率を持つ「ウエストナイル熱」を四類感染症に位置づけ、平成15年7月から、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」を感染症法上の指定感染症と位置づけ、より迅速に対応することとされた。

平成18年12月には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、適正な感染症対策の総合的推進を図る観点から、生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立、感染症の分類の見直し、結核対策の法的位置づけの見直し等、所要の措置を講ずることとされた。

平成20年5月には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が公布され、新型インフルエンザが発生した場合の被害を最小限に食い止め、発生前後に必要な対策を迅速かつ確実に実施することとされた。

またエイズ対策では、依然として感染の拡大が続いていることから、平成11年10月に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」に基づいて効果的なエイズ対策が総合的に推進されている。エイズ対策の総合的な推進のための予算規模は平成20年

度で81億円にのぼっている。

〔環境衛生対策等その他の施策〕

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に、廃棄物の減量化、リサイクルの促進、適正処理の確保等を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と再資源化の推進を目的とした「容器包装リサイクル法」が成立し、平成9年4月より施行されている。平成9年6月には、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化等の総合対策の実施を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。さらに、平成10年6月には、廃家電品のリサイクルを目的とした「家電リサイクル法」が成立した。廃棄物処理施設の整備については、平成8年6月に「廃棄物処理施設整備緊急措置法」が改正され、それに基づき、平成8年12月に「第8次廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されている。また、「バーゼル条約」等の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成4年12月には「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が成立した。

一方、水道法に関しては、平成8年6月に、内外から強く要望されていた水道の指定工事店制度の見直しを踏まえた水道法の改正が行われ、平成9年度より給水装置工事主任技術者の国家試験を実施することとなった。平成13年6月にも、管理業務の第三者への委託を制度化するとともに、利用者の多い未規制水道や貯水槽水道の管理体制の強化についての措置を講ずることを内容とした水道法の改正が行われた。

食品安全対策としては、牛海綿状脳症(BSE)の発生や基準違反の残留農薬、偽装表示等食品に関する様々な問題を契機に食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっている状況を踏まえ、平成15年2月、①食品の安全性の確保に関する基本理念の明示、②食品健康影響評価(リスク評価)を行う食品安全委員会の設置等を内容とする

「食品安全基本法案」が第156回通常国会に提出され、平成15年5月に可決・成立し公布され、7月から施行された。また、この法律や農林水産省の関係法律と相まって、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法や健康増進法も改正された。

資料：「平成21年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「保険と年金の動向 2009/2010」（「厚生指針」臨時増刊、厚生統計協会）
「処方せん受取状況の推計（平成20年度集計）」（日本薬剤師会HP）
「平成21年 人口動態統計の年間推計」（厚生労働省HP）

10 人材の確保と資質の向上

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。旧厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされていた。また、平成11年12月には新ゴールドプランの見直しが行われ、ゴールドプラン21が策定され、平成16年度までのマンパワー等整備目標として、訪問介護員（ホームヘルパー）225百万時間（35万人）、訪問看護ステーション44百万時間（9,900か所）、短期入所生活介護（ショートステイ）4,785千週（9.6万人分）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）36万人分、等が位置づけられている。さらに、訪問介護員（ホームヘルパー）については、平成14年12月の「新障害者プラン」において、平成14年度末まで緊急整備目標として6万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに応え、人材確保を強力に推進することが必要なことから、社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、訪問介護員（ホームヘルパー）等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当

共済法の一部を改正する法律」（いわゆる「人材確保法」）が成立した。同法により「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

近年、介護従事者の離職率が高く、介護サービス事業者による人材確保が困難になってきているため、平成20年の第169回通常国会にて「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」が成立した。こうした状況を踏まえ平成21年4月より、介護報酬改定率を3.0%として介護従事者の処遇改善につなげるとともに、多角的な対策を講じることによって、事業者における処遇改善を支援していくこととされた。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人

材確保の促進に関する法律」が成立した。同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」は、同年12月に策定告示された。同法及び同指針に基づき、離職の防止、再就業の支援、養给力の確保、資質の向上等総合的な看護職員確保対策が推進されている。平成17年末の看護職員就業者数は130.8万人だが、平成17年12月に策定された「第六次看護職員需給見通し」においては、平成22年の需要見通し1,406,400人に対し、供給見通しは1,390,500人で供給率98.9%を見込んでいる。

今後増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等、多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査（ボランティア活動年報2008）によれば、ボランティア活動者の数は、平成19年10月現在で約833万人に達している。全国の都道府県及び市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが多数設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供をはじめとする各種事業を行っている。

また、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

良質な医療サービスが安定的に提供されるためには、それを担う医療従事者の確保とともに資質の向上が重要だが、医療技術の高度化、専門化が進む中、患者を全人的に診られる医師の養成が求められていることから、平成16年4月から卒後臨床研修を必修化することとなった。具体的には、①研修医がアルバイトをせずに研修に専念できるよう研修医の処遇を確保し、②幅広い基本的な診療能力が身につけられるよう、基本となる診療分

野（内科、外科、救急部門（麻酔科を含む）、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療）の研修を必修とし、③臨床研修病院の指定基準を見直し、研修医に対する適切な指導体制を有する地域の医療機関等が連携して医師臨床研修に参加できるような取組みを進めることとしている。

なお、医療の現場では、産科、小児科などの診療科やへき地等で深刻な医師不足問題が発生しており、地域に必要な医師を確保し、国民の医療に対する安心・安全を確保することは、喫緊の課題である。そのため、平成17年8月に「医師確保総合対策」、平成18年8月に「新医師確保総合対策」を、厚生労働省・総務省・文部科学省の3省でとりまとめたが、さらに政府与党でも、平成19年5月31日に「緊急医師確保対策について」がとりまとめられた。

また、平成20年6月に策定された「安心と希望の医療確保ビジョン」では、①医療従事者等の数と役割、②地域で支える医療の推進、③医療者と患者・家族の協働の推進の3つの柱から、あるべき医療の姿がとりまとめられた。

さらに、平成20年6月の「経済財政の基本方針2008」では、11年ぶりに医師数の抑制方針を見直し、平成21年度の医学部定員を過去最高の8,486名に増員し、平成22年度も増員する方針とした。

薬剤師についても、医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の適正使用という社会的要請に応えるため、医療の担い手としての質の高さが求められてきたことから、平成18年4月から大学での薬学教育が4年から6年に延長され、薬剤師国家試験の受験資格も6年の課程を修了した者に与えられることとなった。

資料：「平成21年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「ボランティアセンター事業年報2008」（全国社会福祉協議会）

11 社会福祉基礎構造改革について

昭和20年代に形づくられた現在の社会福祉の基礎制度を取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、核家族化等の急速な進展により、その対象者が一部の経済的な生活困窮者から国民一般に普遍化する等、大きく変化している。こうした状況変化に伴う福祉需要の増大・多様化に適切に対応するべく、近年、介護保険制度創設や児童福祉法改正等の各個別分野においては施策の充実が図られてきたが、一方、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度、福祉事務所等社会福祉の基礎構造については、社会福祉事業法制定以来、約半世紀の間、その基本的枠組みが維持されたままであり、時代の要請にそぐわない部分が種々生じていた。

こうした動きを踏まえ、厚生省では平成9年8月から「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」が開催され、社会福祉の基礎構造について議論された結果、同年11月、検討会報告として「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」がとりまとめられ、国民の信頼と納得の得られる福祉サービスが提供されるよう改革の基本的方向が示された。さらに、同年11月からは、中央社会福祉審議会において社会福祉構造改革分科会を設置し、検討会での論点整理を参考にしつつ審議を行い、平成10年6月、同分科会として中間報告をとりまとめ、新しい社会福祉制度の方向性、改革の具体的内容等が示された。その後も検討が続けられ、平成12年2月、第147回国会で「社

会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が審議され、平成12年5月29日に可決成立し、6月7日に公布・施行された。改正の趣旨は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行い、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資することである。これにより、平成15年4月から、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者と直接契約をし、市町村が利用者に支援費を支給する「支援費制度」に移行した。

また、福祉サービスの利用者を支援する仕組みとして、平成11年から成年後見制度に併せて「地域福祉権利擁護事業」が開始され、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

資料：「平成21年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「国民の福祉の動向 2009年版」（「厚生指標」臨時増刊、厚生統計協会）

(表1)

「子ども・子育てビジョン」 (平成22年1月29日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う
《個人に過重な負担》



社会全体で子育てを支える
《個人の希望の実現》

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にす
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

○ 生命(いのち)と育ちを大切にす

○ 困っている声に応える

○ 生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
 - ・ 子ども手当の創設
 - ・ 高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
 - ・ 非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
 - ・ 学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
- ・相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）
- ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消（余裕教室の活用等）
- ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
- ・幼児教育と保育の総合的な提供（幼保一体化）
- ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・小児医療の体制の確保

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
- ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進（ファミリーホームの拡充等）

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）
- ・地域子育て支援拠点の設置促進
- ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
- ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
- ・NPO法人等の地域子育て活動の支援

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように

- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- ・子育てバリアフリーの推進（段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等）
- ・交通安全教育等の推進（幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等）

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

(11) 働き方の見直しを

- ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- ・テレワークの推進
- ・男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス）

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進
- ・次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進
- ・入札手続等における対応の検討

主な数値目標等

安心できる 妊娠と出産	〔現状〕	〔H26目標値〕
ONICU（新生児集中治療管理室）病床数 （出生1万人当たり）	22.4床	⇒ 25～30床
〇不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇平日昼間の保育サービス（認可保育所等） （3歳未満児の保育サービス利用率）	215万人 （75万人（24%））	⇒ 241万人 （102万人（35%））
〇延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
〇病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	⇒ 200万日
〇認定こども園	358か所	⇒ 2000か所以上（H24）
〇放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人

社会的養護の充実	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇里親等委託率	10.4%	⇒ 16%
〇児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒ 800か所

地域の子育て力 の向上	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇地域子育て支援拠点事業 （市町村単独分含む）	7100か所	⇒ 10000か所
〇ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒ 950市町村
〇一時預かり事業（延べ日数）	348万日	⇒ 3952万日
〇商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒ 100か所

男性の育児参加 の促進	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇過労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	⇒ 半減（H29）*参考指標
〇男性の育児休業取得率	1.23%	⇒ 10%（H29）*参考指標
〇6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）	60分	⇒ 2時間30分（H29） *参考指標

子育てしやすい 働き方と企業の取組	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	⇒ 55%（H29）*参考指標
〇次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業	⇒ 2000企業

少子化対策プラスワン（要点）

基本的考え方

- 「夫婦出生力の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進。
- 「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進。

主な取組

すべての働きながら子どもを育てている人のために

1 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

- 子育て期間における残業時間の縮減
- 子どもが生まれたら父親誰もが最低5日間の休暇の取得
- 短時間正社員制度の普及

2 仕事と子育ての両立の推進

- 育児休業取得率（男性10%、女性80%）、子どもの看護休暇制度の普及率（25%）、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率（25%）として、具体的目標を設定
- 目標達成に向け、様々な促進策を展開

3 保育サービス等の充実

- 待機児童ゼロ作戦の推進
- パートタイムなどで働いている方々のための新しい「特定保育事業」(※)の創設
※週2～3日、午前又は午後のみ利用といった柔軟な保育サービスを提供
- 保育ママについて、利用者の必要に応じた、利用日数・時間の弾力化

子育てしているすべての家庭のために

1 地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりの導入

- 子育て中の親が集まる「つどいの場」づくり、地域の高齢者や子育て経験のある方等による子育て支援を推進
- 「子育て支援相談員」による子育て支援情報の発信
- 子どもとサービスをつなぐ「子育て支援委員会」の小学校区単位での設置

2 子育てを支援する生活環境の整備（子育てバリアフリー）

- 公共施設等への託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置促進
- 「子育てバリアフリー」マップの作成、配布

3 社会保障における「次世代」支援

- 年金制度における配慮（年金額計算における育児期間への配慮の検討）

4 教育に伴う経済的負担の軽減

- 若者が自立して学べるようにするための奨学金制度の充実

次世代を育む親となるために

1 親になるための出会い、ふれあい

- 中高生の赤ちゃんとのふれあいの場の拡充

2 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

- 体験活動や世代間交流の推進

3 若者の安定就労や自立した生活の促進

- 若年者に対する職業体験機会の提供、職業訓練の推進、就労支援など

4 子どもの健康と安心・安全の確保

- 食を通じた家族形成や人間性の育成（食育）
- 安全で快適な「いいお産」の普及

5 不妊治療

- 子どもを産みたい方々に対する不妊治療対策の充実と支援の在り方の検討

今後の推進方策

- (※)「多様就業型ワークシェアリング」も視野に入れる。

少子化社会への対応を進める際の留意点

～「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ（平成14年9月13日）抜粋～

(1) 「子どもにとっての幸せの視点で」

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが心身ともに健やかに育つための支援という観点で取り組むこと。

(2) 「産む産まないは個人の選択」

子どもを産むか産まないかは個人の選択にゆだねるべきことであり、子どもを持つ意志のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追いつめることになってはならないこと。

(3) 「多様な家庭の形態や生き方に配慮」

共働き家庭や片働き家庭、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在していることや、結婚するしない、子どもを持つ持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊重すること。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(案)のポイント

参考

I 重点戦略策定の視点

- 今後の労働力人口の急速な減少と、結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離の拡大
- 人口減少下で、持続的な経済発展の基盤として必要なこと

- ・ 「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」
- ・ 「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の2点の同時達成

その鍵は「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」の解決に

「二者択一構造」解消のための「車の両輪」→速やかに軌道に乗せる必要

働き方の改革による
仕事と生活の調和の実現

「親の就労と子どもの育成の両立」
「家庭における子育て」を包括的に
支援する枠組み（社会的基盤）の構築

II 仕事と生活の調和の実現

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（国民的な取組の大きな方向性の提示）
「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の
を策定 施策の方針）

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、
家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多
様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が
可能な社会

②健康で豊かな生活のため
の時間が確保できる社会

③多様な働き方・生き方が
選択できる社会

各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定

(代表例)

○就業率(②、③にも関連)

<女性(25~44才)>

64.9% → 69~72%

<高齢者(60~64才)>

52.6% → 60~61%

○フリーターの数

187万人 → 144.7万人以下

(いずれも 現状 → 10年後)

○週労働時間60時間以上の雇用
者の割合

10.8% → 半減

○年次有給休暇取得率

46.6% → 完全取得

○第1子出産前後の女性の継続
就業率

38.0% → 55%

○育児休業取得率

(女性) 72.3% → 80%

(男性) 0.50% → 10%

○男性の育児・家事関連時間

(6歳未満児のいる家庭)

60分/日 → 2.5時間/日

社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映

関係者が果たすべき役割

企業と働く者

協調して生産性の向上に努めつつ、職
場の意識や職場風土の改革とあわせ働
き方の改革に自主的に取り組む

国・地方公共団体

国民運動を通じた気運の醸成、制度的
枠組みの構築や環境整備などの促進・
支援策への積極的な取組、地域の実情
に応じた展開

Ⅲ 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの考え方

①親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 就業希望者を育児休業と保育（あるいはその組合せ）で切れ目なくカバーできる体制、仕組みの構築
- そのための制度の弾力化（短時間勤務を含めた育児期の休業取得方法の弾力化、家庭的保育など保育サービスの提供手段の多様化）
- 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行

②すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- 一時預かりをすべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして再構築（一定のサービス水準の普遍化）
- 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施

③すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

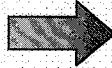
- 妊婦健診の望ましい受診回数確保のための支援の充実
- 各種地域子育て支援の面的な展開（全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の整備）
- 安全・安心な子どもの放課後の居場所の設置
- 家庭的な環境における養護の充実など、適切な養育を受けられる体制の整備

（社会的コストの試算）

効果的な財政投入の必要性

児童・家族関連社会支出額
（19年度推計）約4兆3,300億円
（対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%）

※現在の費用構成は、国・地方公共団体の公費が約6割、企業・個人の保険料等が約2割



推計追加所要額 1.5~2.4兆円

（希望者すべてが就業した場合や就業率等がスウェーデン並みとなった場合等を仮定した試算）

※フランスの家族関係支出を日本の人口規模に換算すると約10.6兆円

- 上記の考え方に示した給付・サービスの充実、とりわけ仕事と家庭の両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要
- これは単なるコストではなく「未来への投資」として、効果的な財政投入が必要
- 諸外国と比較しても特に厳しい財政状況の下で、その費用を次世代の負担によって賅うことのないよう、必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要

《具体的な制度設計の検討》

- 給付の性格や施策間の整合、連携を考慮しつつ、国・地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せにより支える具体的な制度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき

《先行して取り組むべき課題》

- 制度設計の検討とともに、家庭的保育の制度化や一時預かり事業等の法律的な位置づけの明確化、地方公共団体や事業主が策定する次世代育成支援の行動計画に基づく取組の推進のための制度的な対応、社会的養護体制の充実などの課題について20年度において先行実施すべき

Ⅳ 利用者の視点に立った点検・評価とその反映

- 利用者の視点に立った点検・評価手法を構築
- 平成21年度までの現行のプラン（「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画）の見直しに当たって、利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映（PDCAサイクルを確立）

Ⅴ おわりに ～支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革～

- 施策の必要性と有効性について十分に国民に説明し、理解を浸透
- 自然に子育ての喜びや大切さを感じられるよう社会全体の意識改革のための国民運動

資料：第3回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議参考資料

「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

趣 旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

- 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現
 - 「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築
- の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して
保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

目標・具体的施策

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、
待機児童をゼロにする。特に、今後3年間で集中重点期間とし、取組を進める。

<10年後の目標>

- ・保育サービス（3歳未満児）の提供割合 20%→38%（※）
【利用児童数100万人増（0～5歳）】
- ・放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合 19%→60%（※）
【登録児童数145万人増】

⇒この目標実現のためには一定規模の財政投入が必要

〔 税制改革の動向を踏まえつつ、
「新たな次世代育成支援の枠組み」
の構築について速やかに検討。 〕

（※）「仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成19年12月）」における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に10年後（2017年）に達成される水準

集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

- 保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化〔児童福祉法の改正〕
保育所に加え、家庭的保育（保育ママ）、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実
- 小学校就学後まで施策対象を拡大
小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保
- 地域における保育サービス等の計画的整備〔次世代育成支援対策推進法の改正〕
女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大
- 子どもの健やかな育成等のため、サービスの質を確保

障害者基本計画（概要）

1 計画期間

平成15年度から24年度

2 計画の考え方

国民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現。

3 4つの横断的な視点

施策を推進する4つの横断的な視点を取り上げ、施策推進の基本方針を明確化。

(4つの視点)

- 社会のバリアフリー化
 - ・ ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化
 - ・ ユニバーサルデザインの観点からのまちづくり、ものづくりの推進
- 利用者本位の支援
 - ・ 障害者一人一人のニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じた支援
 - ・ 多様かつ十分なサービス確保のため企業等の積極活用も含め、供給主体を拡充
 - ・ NPOや地域住民団体との連携・協力の推進
- 障害の特性を踏まえた施策の展開
 - ・ 個々の障害の特性に応じた適切な施策の推進
 - ・ 現在障害者施策の対象になっていない障害等にも対応
 - ・ WHOのICF（国際生活機能分類）の活用方策を検討
- 総合的かつ効果的な施策の推進
広域的かつ計画的観点からの施策推進、施策体系の見直し等

4 4つの重点課題

重点的に取り組むべき4つの課題を打ち出し、施策を重点化

(4つの重点課題)

- 活動し、参加する力の向上
 - ・ 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーションの推進
 - ・ 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の推進
 - ・ IT革命への対応
- 活動し、参加する基盤の整備
 - ・ 地域での自立生活を可能とするため、住宅、公共施設、交通等の基盤整備と日常生活支援体制の充実
 - ・ 雇用・就業など経済自立基盤の強化

第1部 社会保障の動向

- 精神障害者施策の総合的な取組
入院医療中心から、退院・社会復帰を可能とするための地域サービス基盤の整備へ
- アジア太平洋地域における域内協力の強化

5 新規・重点施策

- 啓発・広報
 - ・ 共生社会の理念の普及
 - ・ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進
- 生活支援
 - ・ 身近な地域での相談窓口の総合化とケアマネジメント体制の整備
 - ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の利用促進
 - ・ 障害者本人による政策決定プロセスへの関与等の検討など本人活動の支援
 - ・ 各種障害への対応
高次脳機能障害、強度行動障害、盲ろう等の重度・重複障害への対応の在り方の検討、難病患者等への支援策の充実等
 - ・ 施設サービスの再構築
入所施設は、真に必要な場合に限定。施設は在宅サービスの拠点として位置付け、相互利用、身近で利用できる施設を整備。入所施設については、施設の小規模化、個室化を推進
 - ・ サービスの質の向上
第三者機関によるサービス評価の検討、苦情解決体制の周知
- 生活環境
 - ・ ユニバーサルデザインに配慮した生活環境
 - ・ ハートビル法、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化の推進
 - ・ 交通安全対策、防災、防犯対策を充実
- 教育・育成
 - ・ 学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などにも対応
 - ・ 関係機関の役割分担の下に適切な支援を行うための個別支援計画を策定するなど一貫した相談支援体制の整備
 - ・ 盲・聾・養護学校、療育機関に専門機能を有する地域センターとしての役割を付与
 - ・ 特殊教育に係る免許制度の改善
 - ・ 福祉、医療、労働など幅広い分野との連携を強化
- 雇用・就業
 - ・ 能力を最大限発揮して働くことができるための条件整備
 - ・ 雇用率制度について、
精神障害者を対象とすることを検討
除外率制度の段階的縮小・廃止
 - ・ 特例子会社制度の積極活用
 - ・ 短時間雇用、在宅就業等の多様な雇用・就業形態の促進

- ・ ITを活用した雇用の促進
- ・ 官公需における障害者雇用率達成状況等への配慮の方法を検討
- ・ 障害者の創業・起業を支援
- ・ 保健福祉、教育と連携した職業リハビリテーション
- ・ 職業能力開発における民間教育機関等の活用
- ・ 雇用の場における人権の擁護
- 保健・医療
 - ・ 精神疾患、難治性疾患等についての関係機関によるサービス提供体制の充実と連携
 - ・ 保健・医療サービス等に関する自主的な情報公開と第三者評価、情報提供
 - ・ うつ対策等の自殺予防対策、思春期や心的外傷体験への相談体制
 - ・ 精神医療における人権確保のための精神医療審査会の機能充実、適正化
 - ・ 心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保
 - ・ 最新の知見や技術を活用した研究開発の推進
- 情報・コミュニケーション
 - ・ 情報バリアフリー化の推進
情報活用能力向上のための人的支援、使いやすい情報通信機器の開発・普及、公共調達において障害者に配慮した情報通信機器の調達に努力等
 - ・ 電子投票の導入
 - ・ IT活用による就業の推進
- 国際協力
「アジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されたことを踏まえた対応

6 推進体制

- ・ 重点施策実施計画の策定
- ・ 市町村計画の策定支援
- ・ 計画の必要に応じた見直し
- ・ 関係する各種法令の見直し等による将来的に必要な法制的整備について検討

重点施策実施5か年計画（抜粋）

～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い共に生きる社会へのさらなる取組～

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

1 啓発・広報

○基本方針

障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて、障害者への配慮等について国民の協力を得るため、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進する。

①啓発・広報活動の推進

- 共生社会の理念の普及等
- 精神障害、知的障害、発達障害等に係る一層の理解促進
- 障害者権利条約及び障害者関連法令の周知
- 障害者の利活用への配慮等に係る啓発・広報の充実
- 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進
- 関係機関の連携・協力による啓発・広報の推進
- 「心のバリアフリー」の推進

②福祉教育等の推進

- 相互理解の促進
- 障害者を理解するための教育の推進

③公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

- 行政機関、企業等の職員に対する障害者理解の一層の促進

④ボランティア活動の推進

- ボランティア活動及び企業等の社会貢献活動の理解促進

2 生活支援

○基本方針

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立する。

また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、成年後見制度の利用促進等による権利擁護を図り、地域生活を支援するための技術開発を促進する。

①利用者本位の生活支援体制の整備

- 利用者の立場に立ったサービス体系の実現と事業者の経営基盤の強化

- 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実
- 乳幼児期における障害児への支援
- 成年後見制度の利用促進等による権利擁護
- 矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進

②地域移行の推進

- 障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備
- 精神障害者の退院促進と地域移行の推進
- 障害者に対する住宅セーフティネットの構築
- 障害児の居場所の確保
- 身体障害者補助犬法への理解の促進
- 発達障害者施策の推進

③スポーツ、文化芸術活動の振興

- スポーツ、文化芸術活動の振興

④福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

- 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援

⑤専門職種の養成・確保

- 福祉人材の養成確保

3 生活環境

○基本方針

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進する。
 このため、障害者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進する。
 また、防災、防犯対策を推進する。

①住宅、建築物のバリアフリー化の推進

- 公共賃貸住宅のバリアフリー化の推進
- 障害者等の利用に配慮した住宅ストックの形成の推進
- 建築物のバリアフリー化の推進
- 官庁施設のバリアフリー化の推進
- 地方公共団体による公共施設等のバリアフリー化の推進

②公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進

- 旅客施設のバリアフリー化の推進
- 車両等のバリアフリー化の推進
- 都市公園のバリアフリー化の推進
- 路外駐車場のバリアフリー化の推進
- 歩行空間のバリアフリー化の推進

第1部 社会保障の動向

- 高速道路等のサービスエリア等のバリアフリー化の推進
- 河川利用の拠点施設のバリアフリー化の推進
- 港湾緑地のバリアフリー化の推進
- 国立公園のバリアフリー化の推進
- 森林総合利用施設のバリアフリー化の推進
- ソフト施策の推進
- ③安全な交通の確保
 - バリアフリー対応型信号機等の整備の促進
- ④運転免許取得希望者等に対する利便の向上
 - 持ち込み車両等による障害者等に配慮した教習等の実施
 - 聴覚障害者に配慮した免許制度の推進
- ⑤防災、防犯対策の推進
 - 防災対策の推進
 - 災害時の支援体制等の整備
 - 障害者の消費トラブル等の防止
 - 防犯・安全ネットワークの充実
 - 交番における障害者等の利用に配慮した施策の推進
 - 防犯性能の高い建物部品の普及促進

4 教育・育成

○基本方針

発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上等により、特別支援教育の更なる充実を推進する。

また、障害のある社会人等に対しても、ニーズに応じた学習の機会を提供していくことにより、着実な支援の推進を図る。

- ①一貫した相談支援体制の整備
 - 個別の支援計画の策定・活用の推進
 - 校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制の整備
- ②専門機関の機能の充実と多様化
 - 特別支援学校の小・中学校等に対する支援の推進
- ③指導力の向上と研究の推進
 - 特別支援学校教諭免許保有率の向上
 - 特別支援教育に関する教員研修の促進
 - 障害に関する外部専門家の学校における活用
 - 国立特別支援教育総合研究所における教育現場のニーズを踏まえた重点的な研究や研修の実施、教育情報の提供

④社会的及び職業的自立の促進

- 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による、現場実習先の開拓・新たな職域の開拓
- 障害者の職業自立に対する理解啓発の促進
- 特別支援学校高等部と連携した効果的な職業訓練の実施
- 障害学生の支援の充実
- 放送大学における視聴者のニーズに応じた多様な字幕番組の制作

⑤施設のバリアフリー化の促進

- 特別支援教育に係る施設整備計画策定事例の周知

5 雇用・就業

○基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る。

①障害者の雇用の場の拡大

- 障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進
 - 各府省・各地方公共団体における「チャレンジ雇用」の推進等
 - 公的機関における障害者雇用の一層の促進
 - 精神障害者、発達障害者等の雇用促進
- [障害者の能力や特性に応じた働き方の支援]
- 障害者の在宅就業の促進
 - 短時間労働による障害者雇用の促進
 - 農業法人等への障害者雇用の推進

②総合的支援施策の推進

[雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化]

- ハローワークを中心とした「チーム支援」の充実・強化等
- 障害者職業センターにおける専門的支援の推進
- 障害者就業・生活支援センターの全国展開と支援の充実
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の推進
- 中途障害者等の雇用継続のための支援
- 関係機関が連携して職業自立の支援を行うための個別の支援計画の策定・活用の推進

[一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化]

- トライアル雇用の推進
- 福祉施設から一般就労への移行の促進
- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

第1部 社会保障の動向

- 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進
- 特別支援学校高等部卒業者の就労支援の推進
- 高等学校・大学における就労支援の推進
- 障害者の就労に対する理解啓発の促進

[障害者の職業能力開発の推進]

- 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進
- 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充

6 保健・医療

○基本方針

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実し、障害者のQOL（生活の質）を高めるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図り、障害の予防・早期発見・早期治療に努める。

また、こころの病についても医療的ケアの充実を図り、「うつ」や自殺の防止を推進する。

- ①障害の原因となる疾病等の予防・治療
 - 生活習慣の改善による循環器病等の減少
 - 糖尿病の予防・治療の継続
 - 難治性疾患に関する病因・病態の解明
- ②障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
 - 高次脳機能障害の支援拠点機関の設置等
 - 障害者の健康維持とQOL（生活の質）の向上
 - 認知症疾患に対する専門医療の提供等
- ③精神保健・医療施策の推進
 - 一般医のうつ病診断技術の向上
 - 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する知識の普及
 - 精神科救急医療体制の確保
 - 医療刑務所におけるリハビリテーション機器の更新整備
- ④研究開発の推進
 - 再生医療の手法を取り入れた研究の推進
 - うつ病等の精神疾患に関する研究
- ⑤専門職種の養成・確保
 - 精神科医をサポートできる心理職等や専門職種の養成

7 情報・コミュニケーション

○基本方針

I T（情報通信技術）の活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害特性に対応した情報提供の充実を図り、障害によりデジタル・ディバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進する。

①情報バリアフリー化の推進

- 障害者 I T 総合推進事業の実施の促進
- 障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援
- 障害者の利用する I T 機器に関する J I S 規格の適切な見直し
- ホームページ等のバリアフリー化に係る普及・啓発の推進
- 政府広報関連ウェブサイトの障害者対応推進
- 関係行政機関による障害者にとって分かりやすい広報の推進

②社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

- 電子投票の実施の促進
- 日常生活用具給付等事業の適正な運用の促進
- テレワークの普及・啓発の推進
- ユビキタスネット技術の研究開発の推進
- 障害者が障害を意識することなく使える情報コミュニケーション機器の研究開発

③情報提供の充実

- 聴覚障害者情報提供施設の整備の促進
- 字幕番組、解説番組及び手話番組の制作の促進
- 映画の字幕付与の促進
- 視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業等の利用の促進
- 視覚障害者を対象とした広報の充実
- 障害者の自立した食生活の実現に資する情報提供の推進
- 障害者の情報へのアクセスに配慮した著作権制度の在り方の検討

④コミュニケーション支援体制の充実

- 手話通訳者等の養成、派遣の促進

8 国際協力

○基本方針

「びわこプラスファイブ」の採択等を踏まえ、障害者団体間の交流、政府や民間団体による各種協力の実施等によるアジア太平洋地域への協力関係の強化に努める。また、障害者権利条約の締結に向け必要な国内法令の整備を図る。

①国際協力の推進

- 政府開発援助を通じた国際協力の推進

第1部 社会保障の動向

②障害者問題に関する国際的な取組への参加

○国連における取組への参加

③情報の提供・収集

○国立特別支援教育総合研究所における国内外への教育情報の提供

II 計画の推進方策

- ・ 本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、制度改正の際の見直し規定等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・ 本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、その進捗よく状況を毎年度、中央障害者施策推進協議会に報告する。
- ・ 障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- ・ 本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、都道府県との会議を毎年開催するとともに、市町村に対し障害者計画に係る技術的協力を行う。

第3節 社会保障給付費について

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微小（0.05未満）の場合	0.0
推計数が表章単位の1/2未満の場合	0
減少数（率）の場合	△

3

I 社会保障給付費の範囲

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

- (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅
(9) 生活保護その他

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。
あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中を含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記のILO基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。なお、ILO基準に従えば、児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体等が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も上記の基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

ILOは1949年以来19回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、“The Cost of Social Security”としてインターネットのホームページで公開している。

(ILO 該当 URL は <http://www.ilo.org/public/english/protection/seccoc/areas/stat/css/index.htm>)

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付が含

第1部 社会保障の動向

まれる。また、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。

3. 社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲1. ①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。

Ⅱ 平成19年度社会保障給付費の概要

1. 平成19年度の社会保障給付費の総額は91兆4,305億円である。

(1) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が28兆9,462億円(31.7%)、「年金」が48兆2,735億円(52.8%)、「福祉その他」が14兆2,107億円(15.5%)である。

(2) 平成19年度社会保障給付費の対前年度伸び率は2.6%であり、対国民所得比は24.40%である。

(3) 国民1人当たり社会保障給付費は71万5,600円であり、1世帯当たりでは187万8,700円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	23,207	2.6
医療	281,027 (31.5)	289,462 (31.7)	8,435	3.0
年金	473,253 (53.1)	482,735 (52.8)	9,483	2.0
福祉その他	136,818 (15.4)	142,107 (15.5)	5,289	3.9
介護対策(再掲)	60,601 (6.8)	63,727 (7.0)	3,126	5.2

(注) ()内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成18年度		平成19年度	
	%	%	%	%ポイント
計	23.85	24.40		0.54
医療	7.52	7.72		0.20
年金	12.67	12.88		0.21
福祉その他	3.66	3.79		0.13
介護対策(再掲)	1.62	1.70		0.08

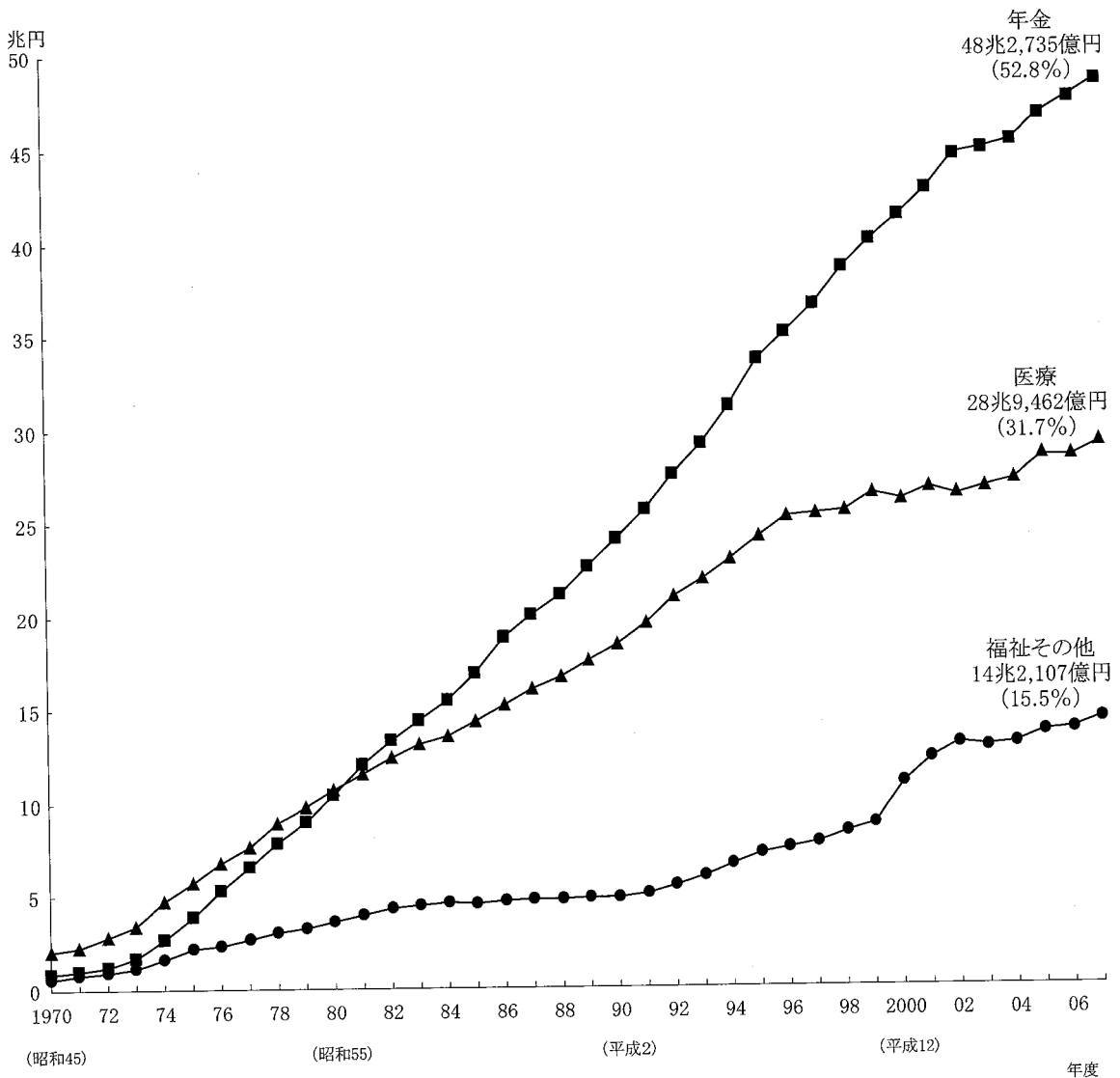
表3 1人（1世帯）当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	千円	千円	千円	%
1人当たり	697.4	715.6	18.2	2.6
1世帯当たり	1,850.8	1,878.7	27.9	1.5

(注) 1世帯当たり社会保障給付費 = (世帯人員総数 / 世帯総数) × 1人当たり社会保障給付費によって算出した。

3

図1 社会保障給付費の部門別推移



第1部 社会保障の動向

2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の50.1%で最も大きく、ついで「保健医療」が31.1%であり、この二つの機能で81.2%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.2%)、「家族」(3.4%)、「障害」(3.0%)、「生活保護その他」(2.5%)、「失業」(1.3%)、「労働災害」(1.1%)、「住宅」(0.4%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 891,098 (100.0)	億円 914,305 (100.0)	億円 23,207	% 2.6
高齢	446,618 (50.1)	457,900 (50.1)	11,282	2.5
遺族	64,479 (7.2)	65,755 (7.2)	1,277	2.0
障害	25,618 (2.9)	27,760 (3.0)	2,142	8.4
労働災害	9,829 (1.1)	9,738 (1.1)	△ 90	△ 0.9
保健医療	274,696 (30.8)	283,993 (31.1)	9,297	3.4
家族	30,705 (3.4)	30,733 (3.4)	28	0.1
失業	12,396 (1.4)	11,871 (1.3)	△ 525	△ 4.2
住宅	3,416 (0.4)	3,611 (0.4)	195	5.7
生活保護その他	23,341 (2.6)	22,943 (2.5)	△ 398	△ 1.7

(注)

1. ()内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、『参考：機能別社会保障給付費の項目説明』を参照。
3. 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「家族」から「障害」に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要がある、平成18年度以前と単純に比較することができない。

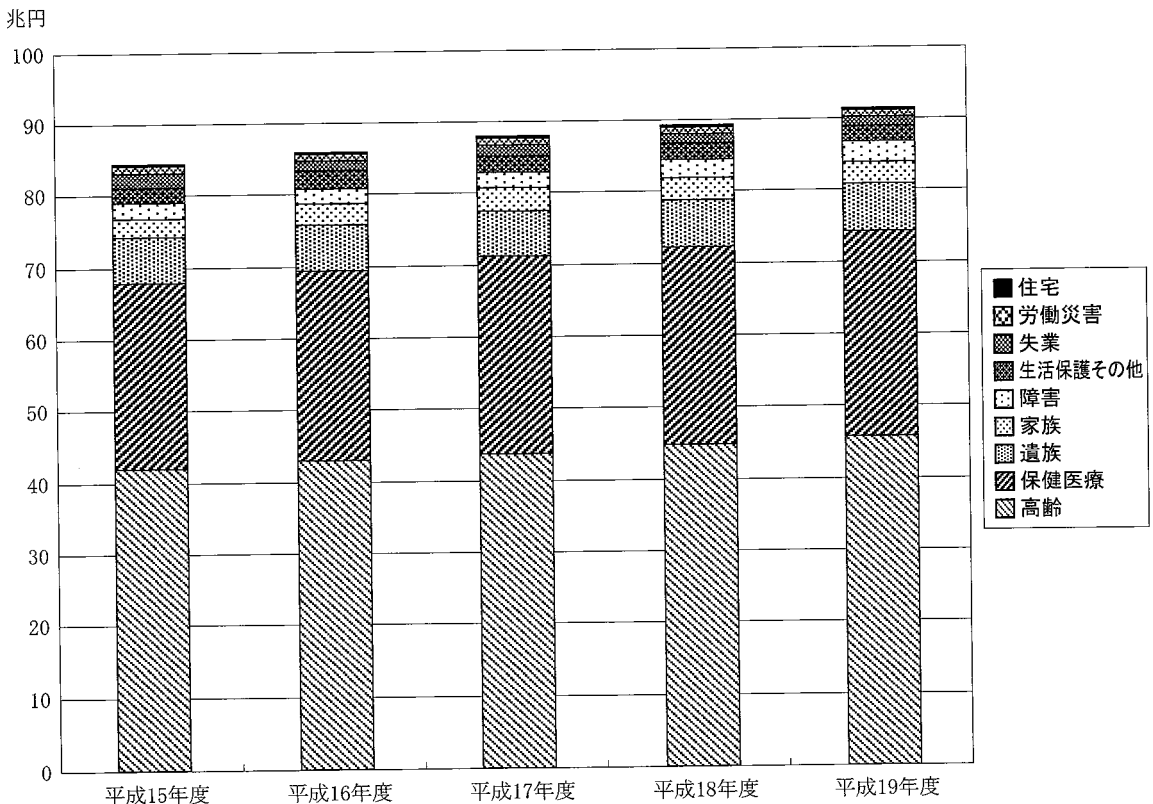
表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成18年度		平成19年度		対前年度増加分	
		%		%		%ポイント
計		23.85		24.40		0.54
高齢		11.95		12.22		0.26
遺族		1.73		1.75		0.03
障害		0.69		0.74		0.05
労働災害		0.26		0.26	△	0.00
保健医療		7.35		7.58		0.22
家族		0.82		0.82	△	0.00
失業		0.33		0.32	△	0.02
住宅		0.09		0.10		0.00
生活保護その他		0.62		0.61	△	0.01

3

(注) 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「家族」から「障害」に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要がある、平成18年度以前と単純に比較することができない。

図2 機能別社会保障給付費の推移



第1部 社会保障の動向

3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成19年度には63兆5,654億円となり、社会保障給付費に対する割合は69.5%である。

表6 高齢者関係給付費

	平成18年度	平成19年度	対前年度伸び率
	億円	億円	%
社会保険給付費	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	2.6
年金保険給付費	457,716	467,994	2.2
老人保健（医療分）給付費	102,874	102,807	△ 0.1
老人福祉サービス給付費	60,602	63,728	5.2
高年齢雇用継続給付費	1,105	1,125	1.9
計	622,297 (69.8)	635,654 (69.5)	2.1
	万人	万人	%
60歳以上人口	3,475	3,594	3.4
65歳以上人口	2,660	2,746	3.2
70歳以上人口	1,898	1,963	3.4
75歳以上人口	1,217	1,270	4.4

(注)

- （ ）内は社会保障給付費に占める割合である。
- 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の福祉サービス費等からなる。
- 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。
- 老人保健制度の対象年齢が、平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成18年10月には75歳以上となっている。上記「老人保健（医療分）給付費」の平成18年度と平成19年度の額については、対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成19年度国民医療費（厚生労働省）」によると、平成19年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は4.3%の増加である。

Ⅲ 平成19年度社会保障財源の概要

平成19年度の社会保障財源の総額は100兆4,289億円である。

- (1) 項目別割合をみると、社会保険料が56.6%、公費負担が30.9%、他の収入が12.5%となっている。
- (2) 対前年度比は3.8%の減少となった。

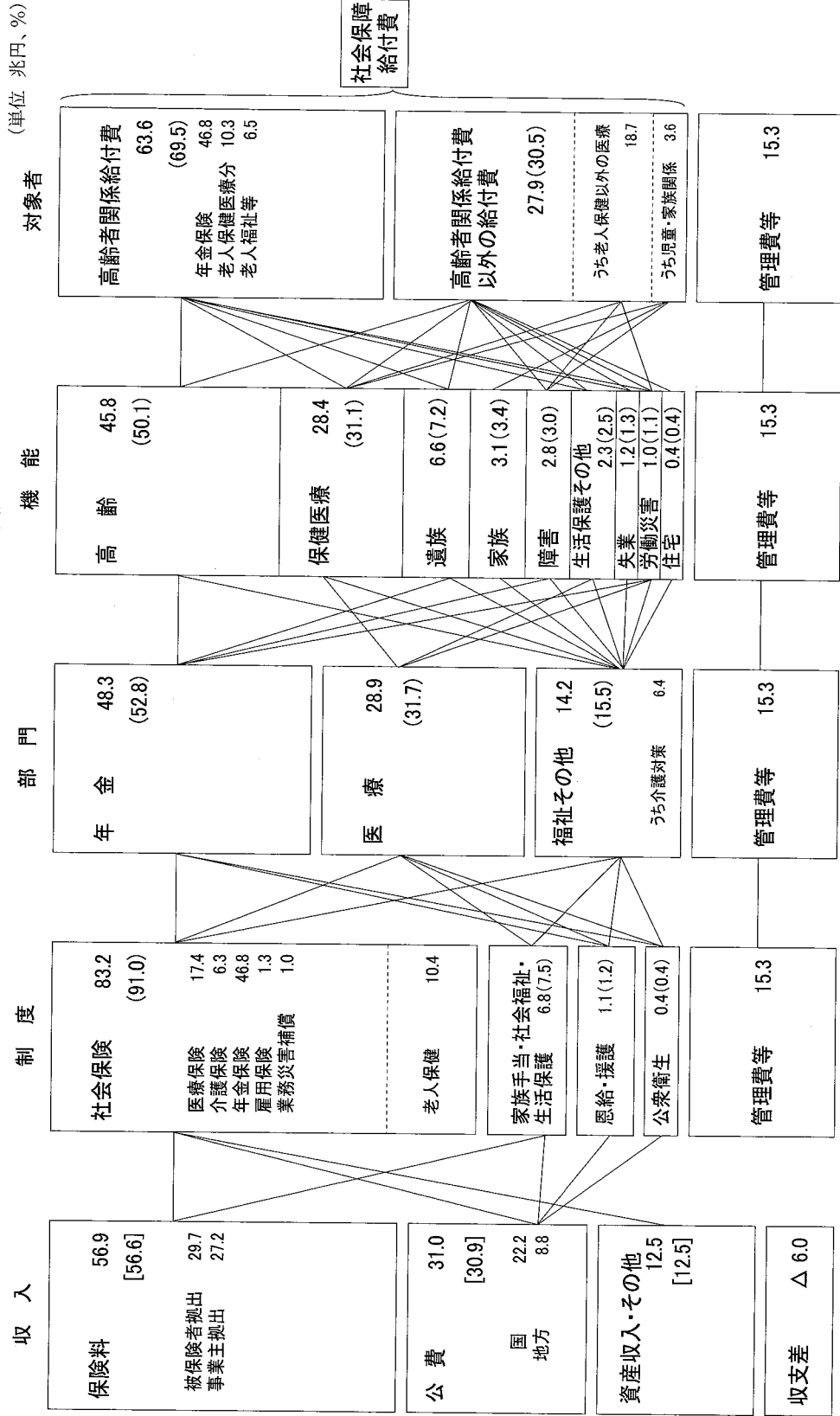
表7 項目別社会保障財源

	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,043,713 (100.0)	1,004,289 (100.0)	△ 39,424	△ 3.8
I 社会保険料	562,016 (53.8)	568,740 (56.6)	6,725	1.2
事業主拠出	269,847 (25.9)	272,010 (27.1)	2,163	0.8
被保険者拠出	292,169 (28.0)	296,730 (29.5)	4,562	1.6
II 公費負担	303,439 (29.1)	310,368 (30.9)	6,929	2.3
国	218,703 (21.0)	221,900 (22.1)	3,198	1.5
地方	84,736 (8.1)	88,468 (8.8)	3,731	4.4
III 他の収入	178,259 (17.1)	125,181 (12.5)	△ 53,078	△ 29.8
資産収入	87,222 (8.4)	20,363 (2.0)	△ 66,859	△ 76.7
その他	91,037 (8.7)	104,818 (10.4)	13,781	15.1

(注)

1. ()内は構成割合である。
2. 「他の収入」については、厚生年金等における積立金の規模及び運用収入を時価ベースで評価していること等に留意する必要がある。また「その他」には積立金からの受入を含む。
3. 国民健康保険の共同事業支出金等について精査を行い、これまで「公費負担」の「地方」に含まれていた収入を「他の収入」の「その他」に計上し直したため、過去に遡って必要な改訂を行った。

図3 収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費(2007(平成19)年度)



(注)

- 「児童・家族関係」は、社会保障給付費のうち、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当である。
- 平成19年度の社会保障収入は100.4兆円(他制度からの移転を除く)であり、[]内は社会保障収入に対する割合。
- 平成19年度の社会保障給付費は91.4兆円であり、()内は社会保障給付費に対する割合。

統計表

第1表 社会保障給付費の部門別推移

年 度	社 会 保 障 給 付 費						
	計 (億円)	医療 (億円)	構成割合 (%)	年金・福祉その他 (億円)	構成割合 (%)		
1950(昭和25)	1,261	646	51.2	615	48.8		
1951(26)	1,571	804	51.1	768	48.9		
1952(27)	2,194	1,149	52.3	1,046	47.7		
1953(28)	2,577	1,480	57.5	1,096	42.5		
1954(29)	3,841	1,712	44.6	2,129	55.4		
1955(30)	3,893	1,919	49.3	1,974	50.7		
1956(31)	3,986	2,018	50.6	1,969	49.4		
1957(32)	4,357	2,224	51.0	2,133	49.0		
1958(33)	5,080	2,099	41.3	2,981	58.7		
1959(34)	5,778	2,523	43.7	3,255	56.3		
1960(35)	6,553	2,942	44.9	3,611	55.1		
1961(36)	7,900	3,850	48.7	4,050	51.3		
1962(37)	9,219	4,699	51.0	4,520	49.0		
1963(38)	11,214	5,885	52.5	5,329	47.5		
				年金 (億円)	構成割合 (%)	福祉その他 (億円)	構成割合 (%)
1964(39)	13,475	7,328	54.4	3,056	22.7	3,091	22.9
1965(40)	16,037	9,137	57.0	3,508	21.9	3,392	21.2
1966(41)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5	3,705	19.8
1967(42)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9	4,114	19.0
1968(43)	25,096	14,679	58.5	5,835	23.3	4,582	18.3
1969(44)	28,752	16,975	59.0	6,935	24.1	4,842	16.8
1970(45)	35,239	20,758	58.9	8,562	24.3	5,920	16.8
1971(46)	40,258	22,505	55.9	10,192	25.3	7,561	18.8
1972(47)	49,845	28,111	56.4	12,367	24.8	9,367	18.8
1973(48)	62,587	34,270	54.8	16,758	26.8	11,559	18.5
1974(49)	90,270	47,208	52.3	26,782	29.7	16,280	18.0
1975(50)	117,693	57,132	48.5	38,831	33.0	21,730	18.5
1976(51)	145,165	68,098	46.9	53,415	36.8	23,652	16.3
1977(52)	168,868	76,256	45.2	65,880	39.0	26,732	15.8
1978(53)	197,763	89,167	45.1	78,377	39.6	30,219	15.3
1979(54)	219,832	97,743	44.5	89,817	40.9	32,272	14.7
1980(55)	247,736	107,329	43.3	104,525	42.2	35,882	14.5
1981(56)	275,638	115,221	41.8	120,420	43.7	39,997	14.5
1982(57)	300,973	124,118	41.2	133,404	44.3	43,451	14.4
1983(58)	319,733	130,983	41.0	144,108	45.1	44,642	14.0
1984(59)	336,396	135,654	40.3	154,527	45.9	46,216	13.7
1985(60)	356,798	142,830	40.0	168,923	47.3	45,044	12.6
1986(61)	385,918	151,489	39.3	187,620	48.6	46,809	12.1
1987(62)	407,337	160,001	39.3	199,874	49.1	47,462	11.7
1988(63)	424,582	166,726	39.3	210,459	49.6	47,397	11.2
1989(平成元)	448,822	175,279	39.1	225,407	50.2	48,136	10.7
1990(2)	472,203	183,795	38.9	240,420	50.9	47,989	10.2

第1部 社会保障の動向

1991(3)	501,346	195,056	38.9	256,145	51.1	50,145	10.0
1992(4)	538,280	209,395	38.9	274,013	50.9	54,872	10.2
1993(5)	568,039	218,059	38.4	290,376	51.1	59,603	10.5
1994(6)	604,660	228,656	37.8	310,084	51.3	65,920	10.9
1995(7)	647,243	240,520	37.2	334,986	51.8	71,738	11.1
1996(8)	675,402	251,711	37.3	349,548	51.8	74,143	11.0
1997(9)	694,087	252,987	36.4	363,996	52.4	77,104	11.1
1998(10)	721,333	253,989	35.2	384,105	53.2	83,239	11.5
1999(11)	750,338	263,863	35.2	399,112	53.2	87,363	11.6
2000(12)	781,191	259,953	33.3	412,012	52.7	109,225	14.0
2001(13)	813,928	266,309	32.7	425,714	52.3	121,905	15.0
2002(14)	835,584	262,643	31.4	443,781	53.1	129,159	15.5
2003(15)	842,582	266,048	31.6	447,845	53.2	128,689	15.3
2004(16)	858,660	271,454	31.6	455,188	53.0	132,018	15.4
2005(17)	877,827	281,094	32.0	462,930	52.7	133,803	15.2
2006(18)	891,098	281,027	31.5	473,253	53.1	136,818	15.4
2007(19)	914,305	289,462	31.7	482,735	52.8	142,107	15.5

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。

第2表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移

(単位 %)

年 度	社会保障給付費(対国民所得比)				国民所得 (億円)
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	3.54	1.81	1.73		44,346
1952(27)	4.21	2.20	2.01		52,159
1953(28)	4.29	2.47	1.83		60,015
1954(29)	5.83	2.60	3.23		65,917
1955(30)	5.58	2.75	2.83		69,733
1956(31)	5.05	2.56	2.49		78,962
1957(32)	4.91	2.51	2.41		88,681
1958(33)	5.41	2.24	3.18		93,829
1959(34)	5.23	2.28	2.95		110,421
1960(35)	4.86	2.18	2.68		134,967
1961(36)	4.91	2.39	2.52		160,819
1962(37)	5.15	2.63	2.53		178,933
1963(38)	5.31	2.79	2.53		210,993
1964(39)	5.60	3.05	1.27	1.29	240,514
1965(40)	5.98	3.41	1.31	1.26	268,270
1966(41)	5.90	3.40	1.33	1.17	316,448
1967(42)	5.76	3.35	1.32	1.10	375,477
1968(43)	5.74	3.36	1.33	1.05	437,209
1969(44)	5.52	3.26	1.33	0.93	521,178
1970(45)	5.77	3.40	1.40	0.97	610,297
1971(46)	6.11	3.41	1.55	1.15	659,105
1972(47)	6.40	3.61	1.59	1.20	779,369
1973(48)	6.53	3.58	1.75	1.21	958,396
1974(49)	8.03	4.20	2.38	1.45	1,124,716
1975(50)	9.49	4.61	3.13	1.75	1,239,907
1976(51)	10.34	4.85	3.80	1.68	1,403,972
1977(52)	10.85	4.90	4.23	1.72	1,557,032
1978(53)	11.51	5.19	4.56	1.76	1,717,785
1979(54)	12.07	5.36	4.93	1.77	1,822,066
1980(55)	12.15	5.26	5.13	1.76	2,038,787
1981(56)	13.03	5.44	5.69	1.89	2,116,151
1982(57)	13.67	5.64	6.06	1.97	2,201,314
1983(58)	13.82	5.66	6.23	1.93	2,312,900
1984(59)	13.84	5.58	6.36	1.90	2,431,172
1985(60)	13.69	5.48	6.48	1.73	2,605,599
1986(61)	14.40	5.65	7.00	1.75	2,679,415
1987(62)	14.49	5.69	7.11	1.69	2,810,998
1988(63)	14.03	5.51	6.95	1.57	3,027,101
1989(平成元)	13.99	5.46	7.03	1.50	3,208,020
1990(2)	13.61	5.30	6.93	1.38	3,468,929
1991(3)	13.59	5.29	6.94	1.36	3,689,316
1992(4)	14.71	5.72	7.49	1.50	3,660,072
1993(5)	15.55	5.97	7.95	1.63	3,653,760
1994(6)	16.34	6.18	8.38	1.78	3,700,109
1995(7)	17.54	6.52	9.08	1.94	3,689,367
1996(8)	17.77	6.62	9.19	1.95	3,801,609
1997(9)	18.16	6.62	9.52	2.02	3,822,945
1998(10)	19.55	6.88	10.41	2.26	3,689,757
1999(11)	20.59	7.24	10.95	2.40	3,643,409
2000(12)	21.01	6.99	11.08	2.94	3,718,039
2001(13)	22.53	7.37	11.78	3.37	3,613,335
2002(14)	23.49	7.38	12.47	3.63	3,557,610
2003(15)	23.53	7.43	12.51	3.59	3,580,792
2004(16)	23.60	7.46	12.51	3.63	3,638,976
2005(17)	23.99	7.68	12.65	3.66	3,658,783
2006(18)	23.85	7.52	12.67	3.66	3,735,911
2007(19)	24.40	7.72	12.88	3.79	3,747,682

(資料) 国民所得出所は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和30-52年度は同「長期週及主要系列国民経済計算報告」、昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、昭和55-平成19年度は内閣府経済社会総合研究所「平成21年版国民経済計算年報」による。

第3表 社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移

(単位 %)

年 度	社会保障給付費				国民所得
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	24.6	24.5	24.9		—
1952(27)	39.7	42.9	36.2		17.6
1953(28)	17.5	28.8	4.8		15.1
1954(29)	49.0	15.7	94.3		9.8
1955(30)	1.4	12.1	△ 7.3		5.8
1956(31)	2.4	5.2	△ 0.3		13.2
1957(32)	9.3	10.2	8.3		12.3
1958(33)	16.6	△ 5.6	39.8		5.8
1959(34)	13.7	20.2	9.2		17.7
1960(35)	13.4	16.6	10.9		22.2
1961(36)	20.6	30.9	12.2		19.2
1962(37)	16.7	22.1	11.6		11.3
1963(38)	21.6	25.2	17.9		17.9
1964(39)	20.2	24.5	15.3		14.0
1965(40)	19.0	24.7	14.8	9.7	11.5
1966(41)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
1967(42)	15.9	16.9	17.8	11.0	18.7
1968(43)	15.9	16.7	18.0	11.4	16.4
1969(44)	14.6	15.6	18.9	5.7	19.2
1970(45)	22.6	22.3	23.4	22.2	17.1
1971(46)	14.2	8.4	19.0	27.7	8.0
1972(47)	23.8	24.9	21.3	23.9	18.2
1973(48)	25.6	21.9	35.5	23.4	23.0
1974(49)	44.2	37.8	59.8	40.8	17.4
1975(50)	30.4	21.0	45.0	33.5	10.2
1976(51)	23.3	19.2	37.6	8.8	13.2
1977(52)	16.3	12.0	23.3	13.0	10.9
1978(53)	17.1	16.9	19.0	13.0	10.3
1979(54)	11.2	9.6	14.6	6.8	6.1
1980(55)	12.7	9.8	16.4	11.2	11.9
1981(56)	11.3	7.4	15.2	11.5	3.8
1982(57)	9.2	7.7	10.8	8.6	4.0
1983(58)	6.2	5.5	8.0	2.7	5.1
1984(59)	5.2	3.6	7.2	3.5	5.1
1985(60)	6.1	5.3	9.3	△ 2.5	7.2
1986(61)	8.2	6.1	11.1	3.9	2.8
1987(62)	5.6	5.6	6.5	1.4	4.9
1988(63)	4.2	4.2	5.3	△ 0.1	7.7
1989(平成元)	5.7	5.1	7.1	1.6	6.0
1990(2)	5.2	4.9	6.7	△ 0.3	8.1
1991(3)	6.2	6.1	6.5	4.5	6.4
1992(4)	7.4	7.4	7.0	9.4	△ 0.8
1993(5)	5.5	4.1	6.0	8.6	△ 0.2
1994(6)	6.4	4.9	6.8	10.6	1.3
1995(7)	7.0	5.2	8.0	8.8	△ 0.3
1996(8)	4.4	4.7	4.3	3.4	3.0
1997(9)	2.8	0.5	4.1	4.0	0.6
1998(10)	3.9	0.4	5.5	8.0	△ 3.5
1999(11)	4.0	3.9	3.9	5.0	△ 1.3
2000(12)	4.1	△ 1.5	3.2	25.0	2.0
2001(13)	4.2	2.4	3.3	11.6	△ 2.8
2002(14)	2.7	△ 1.4	4.2	6.0	△ 1.5
2003(15)	0.8	1.3	0.9	△ 0.4	0.7
2004(16)	1.9	2.0	1.6	2.6	1.6
2005(17)	2.2	3.6	1.7	1.4	0.5
2006(18)	1.5	△ 0.0	2.2	2.3	2.1
2007(19)	2.6	3.0	2.0	3.9	0.3

第4表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国民所得の推移

年 度	1人当たり社会保障給付費		1人当たり国民所得	
	実額 (千円)	指数 1973年=100	実額 (千円)	指数 1973年=100
1951(昭和26)	1.9	3.3	52.5	6.0
1952(27)	2.6	4.5	60.8	6.9
1953(28)	3.0	5.2	69.0	7.8
1954(29)	4.4	7.7	74.7	8.5
1955(30)	4.4	7.7	78.2	8.9
1956(31)	4.4	7.7	87.6	10.0
1957(32)	4.8	8.4	97.6	11.1
1958(33)	5.5	9.6	102.3	11.6
1959(34)	6.2	10.8	119.2	13.6
1960(35)	7.0	12.2	144.5	16.4
1961(36)	8.4	14.6	170.6	19.4
1962(37)	9.7	16.9	188.1	21.4
1963(38)	11.7	20.4	219.5	25.0
1964(39)	13.7	23.9	247.6	28.2
1965(40)	16.2	28.2	273.2	31.1
1966(41)	18.9	32.9	319.6	36.4
1967(42)	21.6	37.7	375.0	42.7
1968(43)	24.8	43.2	431.7	49.1
1969(44)	28.0	48.9	508.7	57.9
1970(45)	33.7	58.7	586.0	66.7
1971(46)	37.9	66.1	621.7	70.7
1972(47)	46.3	80.8	724.9	82.5
1973(48)	57.4	100.0	879.1	100.0
1974(49)	81.6	142.3	1,018.1	115.8
1975(50)	105.1	183.3	1,108.7	126.1
1976(51)	128.4	223.8	1,242.4	141.3
1977(52)	147.9	257.9	1,364.7	155.2
1978(53)	171.7	299.3	1,492.2	169.7
1979(54)	189.3	329.9	1,569.6	178.5
1980(55)	211.6	368.9	1,742.7	198.2
1981(56)	233.8	407.5	1,795.9	204.3
1982(57)	253.5	441.9	1,855.2	211.0
1983(58)	267.5	466.3	1,936.0	220.2
1984(59)	279.6	487.4	2,021.9	230.0
1985(60)	294.8	513.8	2,153.9	245.0
1986(61)	317.2	553.0	2,203.5	250.6
1987(62)	333.2	580.9	2,301.0	261.7
1988(63)	345.9	603.0	2,467.6	280.7
1989(平成元)	364.3	635.0	2,605.3	296.3
1990(2)	382.0	665.9	2,807.6	319.4
1991(3)	404.2	704.6	2,974.5	338.3
1992(4)	432.5	754.0	2,940.3	334.5
1993(5)	455.3	793.7	2,926.4	332.9
1994(6)	483.6	843.0	2,955.1	336.1
1995(7)	515.4	898.5	2,939.8	334.4
1996(8)	536.6	935.4	3,022.5	343.8
1997(9)	550.1	959.0	3,031.6	344.8
1998(10)	570.3	994.1	2,918.6	332.0
1999(11)	592.3	1,032.5	2,876.7	327.2
2000(12)	615.5	1,072.9	2,930.2	333.3
2001(13)	639.4	1,114.7	2,841.0	323.2
2002(14)	655.7	1,143.0	2,792.5	317.6
2003(15)	660.2	1,150.9	2,806.0	319.2
2004(16)	672.5	1,172.3	2,849.9	324.2
2005(17)	687.0	1,197.7	2,863.6	325.7
2006(18)	697.4	1,215.8	2,923.9	332.6
2007(19)	715.6	1,247.4	2,933.1	333.6

第5表 高齢者関係給付費の推移

年 度	年金保険 給付費	老人保健 (医療分) 給付費	老人福祉 サービス 給付費	高年齢 雇用継続 給付費	計			社会保障給付費	
					億円	対前年度 伸び率	給付費に 占める割合	億円	対前年度 伸び率
1973(昭和48)	10,757	4,289	596	—	15,642	—	25.0	62,587	—
1974(49)	19,205	6,652	877	—	26,734	70.9	29.6	90,270	44.2
1975(50)	28,924	8,666	1,164	—	38,754	45.0	32.9	117,693	30.4
1976(51)	40,697	10,780	1,489	—	52,965	36.7	36.5	145,165	23.3
1977(52)	50,942	12,872	1,798	—	65,612	23.9	38.9	168,868	16.3
1978(53)	61,329	15,948	2,060	—	79,336	20.9	40.1	197,763	17.1
1979(54)	70,896	18,503	2,306	—	91,706	15.6	41.7	219,832	11.2
1980(55)	83,675	21,269	2,570	—	107,514	17.2	43.4	247,736	12.7
1981(56)	97,903	24,280	2,822	—	125,004	16.3	45.4	275,638	11.3
1982(57)	109,552	27,450	3,129	—	140,131	12.1	46.6	300,973	9.2
1983(58)	120,122	32,660	3,306	—	156,088	11.4	48.8	319,733	6.2
1984(59)	130,497	35,534	3,467	—	169,498	8.6	50.4	336,396	5.2
1985(60)	144,549	40,070	3,668	—	188,288	11.1	52.8	356,798	6.1
1986(61)	163,140	43,584	4,316	—	211,041	12.1	54.7	385,918	8.2
1987(62)	175,081	46,638	4,278	—	225,997	7.1	55.5	407,337	5.6
1988(63)	185,889	49,824	4,569	—	240,282	6.3	56.6	424,582	4.2
1989(平成元)	201,126	53,730	5,106	—	259,962	8.2	57.9	448,822	5.7
1990(2)	216,182	57,331	5,749	—	279,262	7.4	59.1	472,203	5.2
1991(3)	231,909	61,976	6,552	—	300,437	7.6	59.9	501,346	6.2
1992(4)	249,728	66,685	7,456	—	323,869	7.8	60.2	538,280	7.4
1993(5)	266,199	71,394	8,171	—	345,764	6.8	60.9	568,039	5.5
1994(6)	286,248	77,804	9,066	—	373,117	7.9	61.7	604,660	6.4
1995(7)	311,565	84,525	10,902	117	407,109	9.1	62.9	647,243	7.0
1996(8)	326,713	92,166	11,537	369	430,784	5.8	63.8	675,402	4.4
1997(9)	341,699	96,392	12,743	567	451,401	4.8	65.0	694,087	2.8
1998(10)	362,379	101,092	13,797	773	478,041	5.9	66.3	721,333	3.9
1999(11)	378,061	109,443	13,841	954	502,299	5.1	66.9	750,338	4.0
2000(12)	391,729	103,469	34,193	1,086	530,476	5.6	67.9	781,191	4.1
2001(13)	406,178	107,216	43,029	1,250	557,673	5.1	68.5	813,928	4.2
2002(14)	425,025	107,125	48,584	1,437	582,171	4.4	69.7	835,584	2.7
2003(15)	429,959	106,343	53,099	1,489	590,890	1.5	70.1	842,582	0.8
2004(16)	438,143	105,879	57,424	1,389	602,836	2.0	70.2	858,660	1.9
2005(17)	446,690	106,669	58,910	1,256	613,524	1.8	69.9	877,827	2.2
2006(18)	457,716	102,874	60,602	1,105	622,297	1.4	69.8	891,098	1.5
2007(19)	467,994	102,807	63,728	1,125	635,654	2.1	69.5	914,305	2.6

(注) 老人保健制度の対象年齢が、平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていること、平成18年度と平成19年度では対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費(厚生労働省)」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増、平成17年度5.7%増、平成18年度1.5%増、平成19年度4.3%増である。

第6表 児童・家族関係給付費の推移

年 度	合計							総計			
	児童手当計			児童福祉サービス	育児休業給付	合計	出産関係費	対前年度伸び率	給付費に占める割合		
	児童手当	児童扶養手当等	児童手当								
億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%		
1975(昭和50)	1,829	1,444	385	3,549	—	5,378	1,229	6,608	—	5.6	
1976(51)	2,333	1,691	642	4,258	—	6,591	915	7,505	13.6	5.2	
1977(52)	2,509	1,695	814	4,802	—	7,311	1,702	9,013	20.1	5.3	
1978(53)	2,834	1,719	1,114	5,243	—	8,076	1,683	9,759	8.3	4.9	
1979(54)	3,180	1,785	1,396	5,744	—	8,924	1,668	10,591	8.5	4.8	
1980(55)	3,560	1,778	1,782	5,998	—	9,558	1,639	11,197	5.7	4.5	
1981(56)	3,790	1,641	2,149	6,225	—	10,014	2,149	12,163	8.6	4.4	
1982(57)	4,109	1,660	2,449	6,386	—	10,494	2,240	12,735	4.7	4.2	
1983(58)	4,365	1,650	2,715	6,138	—	10,503	2,260	12,763	0.2	4.0	
1984(59)	4,544	1,637	2,908	6,408	—	10,952	2,641	13,593	6.5	4.0	
1985(60)	4,617	1,589	3,027	6,836	—	11,453	3,060	14,513	6.8	4.1	
1986(61)	4,604	1,605	3,000	7,635	—	12,239	3,161	15,401	6.1	4.0	
1987(62)	4,574	1,558	3,016	7,356	—	11,931	3,150	15,080	△ 2.1	3.7	
1988(63)	4,500	1,488	3,012	7,555	—	12,055	3,105	15,160	0.5	3.6	
1989(平成元)	4,465	1,454	3,011	8,046	—	12,511	2,990	15,501	2.3	3.5	
1990(2)	4,449	1,391	3,059	8,532	—	12,981	3,005	15,986	3.1	3.4	
1991(3)	4,439	1,381	3,058	9,327	—	13,766	3,104	16,870	5.5	3.4	
1992(4)	5,267	2,173	3,094	9,691	—	14,958	3,692	18,650	10.6	3.5	
1993(5)	5,072	1,942	3,130	10,424	6	15,502	3,775	19,277	3.4	3.4	
1994(6)	4,928	1,710	3,218	10,768	5	15,701	4,224	19,925	3.4	3.3	
1995(7)	5,112	1,612	3,500	11,177	327	16,616	4,497	21,113	6.0	3.3	
1996(8)	5,201	1,536	3,666	13,312	507	19,021	4,594	23,615	11.8	3.5	
1997(9)	5,304	1,497	3,807	12,809	559	18,672	4,586	23,259	△ 1.5	3.4	
1998(10)	5,370	1,486	3,885	13,336	603	19,310	4,687	23,997	3.2	3.3	
1999(11)	5,524	1,547	3,977	14,188	643	20,355	4,617	24,972	4.1	3.3	
2000(12)	7,116	2,917	4,199	14,963	721	22,801	4,618	27,419	9.8	3.5	
2001(13)	8,574	4,062	4,512	15,876	1,078	25,527	4,606	30,133	9.9	3.7	
2002(14)	8,964	4,315	4,649	16,766	1,241	26,970	4,543	31,513	4.6	3.8	
2003(15)	9,158	4,365	4,792	16,724	1,304	27,186	4,440	31,626	0.4	3.8	
2004(16)	11,236	5,909	5,327	17,180	1,370	29,786	4,443	34,229	8.2	4.0	
2005(17)	11,579	6,300	5,279	18,268	1,428	31,274	4,363	35,637	4.1	4.1	
2006(18)	13,512	8,084	5,428	15,674	1,487	30,673	4,718	35,391	△ 0.7	4.0	
2007(19)	15,225	9,757	5,468	13,671	1,804	30,700	4,913	35,613	0.6	3.9	

(注) 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、児童福祉サービスの対象から外れた費用があることによる影響に引き続き留意する必要がある、平成18年度以前と単純に比較することができない。

第7表 制度別社会保障給付費の推移

年 度		1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)
給 付 費	総計	72,133,280	75,033,754	78,119,108	81,392,831	83,558,384
	医療保険	14,360,954	14,436,281	14,572,699	14,791,576	14,439,575
	老人保健	10,188,446	11,026,058	10,447,419	10,804,055	10,801,187
	介護保険	—	—	3,252,114	4,122,775	4,666,117
	年金保険	36,237,881	37,806,127	39,172,913	40,617,812	42,502,502
	雇用保険等	2,703,379	2,836,289	2,664,958	2,713,358	2,619,154
	業務災害補償	1,044,118	1,025,530	1,018,528	1,015,412	982,922
	家族手当	537,013	552,367	711,649	857,359	896,364
	生活保護	1,682,009	1,814,815	1,929,889	2,060,403	2,186,944
	社会福祉	3,082,738	3,312,714	2,186,116	2,315,038	2,460,362
	公衆衛生	537,943	539,865	554,917	560,460	544,067
	恩給	1,547,077	1,486,055	1,419,745	1,350,930	1,280,425
	戦争犠牲者援護	211,723	197,651	188,161	183,654	178,763
	構 成 割 合	総計	100.0	100.0	100.0	100.0
医療保険		19.9	19.2	18.7	18.2	17.3
老人保健		14.1	14.7	13.4	13.3	12.9
介護保険		—	—	4.2	5.1	5.6
年金保険		50.2	50.4	50.1	49.9	50.9
雇用保険等		3.7	3.8	3.4	3.3	3.1
業務災害補償		1.4	1.4	1.3	1.2	1.2
家族手当		0.7	0.7	0.9	1.1	1.1
生活保護		2.3	2.4	2.5	2.5	2.6
社会福祉		4.3	4.4	2.8	2.8	2.9
公衆衛生		0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
恩給		2.1	2.0	1.8	1.7	1.5
戦争犠牲者援護		0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

(注)

1. 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
2. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
3. 雇用保険等は雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。
4. 老人保健制度の対象年齢が、平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていること、平成18年度と平成19年度では対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費（厚生労働省）」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増、平成17年度5.7%増、平成18年度1.5%増、平成19年度4.3%増である。

第3節 社会保障給付費について

(単位 百万円、割合%)

2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)
84,258,195	85,866,002	87,782,748	89,109,794	91,430,462
14,711,798	15,276,653	16,141,036	16,534,328	17,423,572
10,722,379	10,675,768	10,753,916	10,378,744	10,372,041
5,110,400	5,577,221	5,823,169	5,999,798	6,305,302
42,995,871	43,814,337	44,668,954	45,771,556	46,799,355
2,024,562	1,528,279	1,435,313	1,336,550	1,309,463
973,367	958,723	953,185	965,993	957,183
915,765	1,123,641	1,157,903	1,351,217	1,522,520
2,365,553	2,552,832	2,592,255	2,635,638	2,603,274
2,469,305	2,539,797	2,504,698	2,600,278	2,688,602
592,919	535,923	547,416	427,534	383,637
1,204,272	1,131,933	1,058,666	984,098	974,973
172,005	150,895	146,238	124,059	90,539
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
17.5	17.8	18.4	18.6	19.1
12.7	12.4	12.3	11.6	11.3
6.1	6.5	6.6	6.7	6.9
51.0	51.0	50.9	51.4	51.2
2.4	1.8	1.6	1.5	1.4
1.2	1.1	1.1	1.1	1.0
1.1	1.3	1.3	1.5	1.7
2.8	3.0	3.0	3.0	2.8
2.9	3.0	2.9	2.9	2.9
0.7	0.6	0.6	0.5	0.4
1.4	1.3	1.2	1.1	1.1
0.2	0.2	0.2	0.1	0.1

第8表 機能別社会保障給付費の推移（平成15～19年度）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
社会保障給付費	84,258,195	85,866,002	87,782,748
I 高齢	41,779,175	42,822,083	43,604,210
現金給付	36,569,425	37,188,028	37,825,636
退職年金	35,987,688	36,724,189	37,614,277
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	—	—	—
退職（老齢）給付金	518,800	402,665	150,926
その他の現金給付	62,937	61,174	60,434
現物給付	5,209,750	5,634,055	5,778,574
II 遺族	6,168,727	6,252,736	6,368,386
現金給付	6,168,104	6,252,220	6,367,958
遺族年金	6,048,610	6,147,198	6,261,849
一括給付金	10,378	11,431	12,228
遺族給付金	—	—	—
その他の現金給付	109,116	93,591	93,882
現物給付	623	517	427
埋葬費	—	—	—
その他	623	517	427
III 障害	2,178,040	2,238,338	2,222,655
現金給付	1,727,152	1,749,186	1,772,131
障害年金	1,680,606	1,702,198	1,725,255
軽度障害年金	—	—	—
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	—	—	—
障害給付金	386	381	355
その他の現金給付	—	—	—
現物給付	46,161	46,607	46,521
IV 労働災害	450,887	489,152	450,525
被保険者に対する現金給付	991,249	976,269	970,440
短期現金給付	473,042	461,604	455,091
長期現金給付（年金）	172,921	166,465	163,501
その他の現金給付	233,322	230,525	227,556
遺族に対する現金給付	66,798	64,614	64,034
定期的給付	271,656	269,540	272,464
その他の現金給付	248,539	247,211	248,508
現物給付	23,117	22,330	23,956
医療の現物給付	246,551	245,125	242,884
その他の現物給付	244,280	242,737	240,272
その他	2,271	2,388	2,612
V 保健医療	26,076,687	26,538,335	27,506,743
現金給付	896,714	904,681	914,097
疾病給付	235,582	243,371	257,934
出産給付	443,724	444,084	436,038
その他の現金給付	217,409	217,227	220,124
現物給付（保健）	25,179,973	25,633,654	26,592,646
VI 家族	2,721,735	2,981,717	3,130,575
現金給付	1,049,291	1,263,761	1,303,815
定期的現金給付	1,049,291	1,263,761	1,303,815
その他の現金給付	—	—	—
現物給付	1,672,444	1,717,956	1,826,760
VII 失業	1,947,088	1,444,236	1,344,429
現金給付	1,947,088	1,444,236	1,344,429
正規失業手当	1,631,601	1,212,014	1,093,731
特別失業手当	166,847	149,852	182,914
退職／余剰手当	—	—	—
その他の現金給付	148,640	82,370	67,784
現物給付	—	—	—
VIII 住宅	279,623	313,019	330,472
現金給付	279,623	313,019	330,472
家賃補助金	279,623	313,019	330,472
現物給付	—	—	—
家賃補助	—	—	—
家主補助金	—	—	—
その他の現物給付	—	—	—
IX 生活保護その他	2,115,873	2,299,270	2,304,838
現金給付	823,449	879,120	880,915
定期的現金給付	817,534	869,296	872,926
その他の現金給付	5,916	9,825	7,988
現物給付	1,292,424	1,420,150	1,423,923

(注)

- 第8表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。
- 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「VI家族」から「III障害」の現物給付に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要がある、平成18年度以前と単純に比較することができない。

第3節 社会保障給付費について

(単位 百万円)

平成18年度	平成19年度
89,109,794	91,430,462
44,661,789	45,790,008
38,712,106	39,680,915
38,511,593	39,349,853
—	—
—	—
146,896	131,367
53,617	199,695
5,949,684	6,109,092
6,447,860	6,575,538
6,447,516	6,575,025
6,358,906	6,452,727
12,443	13,102
—	—
76,166	109,196
344	513
—	—
344	513
2,561,827	2,776,016
1,805,230	1,840,826
1,758,953	1,794,075
—	—
—	—
285	308
—	—
45,992	46,442
756,597	935,191
982,875	973,848
453,975	448,154
163,932	161,299
224,877	222,170
65,166	64,685
287,100	284,045
255,989	255,787
31,111	28,258
241,801	241,649
238,977	238,584
2,824	3,064
27,469,646	28,399,305
947,089	987,877
272,317	312,929
471,535	491,068
203,237	183,880
26,522,556	27,411,428
3,070,472	3,073,251
1,503,028	1,706,147
1,503,028	1,706,147
—	—
1,567,444	1,367,104
1,239,581	1,187,096
1,239,581	1,187,096
999,361	952,706
175,511	177,000
—	—
64,709	57,391
—	—
341,646	361,135
341,646	361,135
341,646	361,135
—	—
—	—
—	—
2,334,097	2,294,266
887,669	868,594
880,911	861,707
6,758	6,888
1,446,428	1,425,672

第9表 平成19年度社会保障費用①

	収			
	拠 出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,389,253	3,390,038	—	958,227
(B) 組合管掌健康保険	3,013,493	3,666,014	—	8,396
2. 国民健康保険	4,270,050	—	—	3,645,503
退職者医療制度(再掲)	893,911	—	—	—
3. 老人保健	—	—	—	3,206,458
4. 介護保険	1,321,618	—	—	1,463,031
5. 厚生年金保険	10,984,546	10,984,546	—	5,214,214
6. 厚生年金基金等	441,060	1,066,360	—	495
7. 国民年金	1,858,173	—	—	1,936,590
8. 農業者年金基金等	151,957	—	—	155,118
9. 船員保険	18,262	43,257	—	3,855
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	22,659	—	1,836
11. 日本私立学校振興・共済事業団	261,147	255,719	—	60,884
12. 雇用保険	970,089	1,457,403	—	247,148
13. 労働者災害補償保険	—	1,085,710	—	496
家族手当				
14. 児童手当	—	297,013	—	243,716
公務員				
15. 国家公務員共済組合	762,493	1,206,747	—	172,862
16. 存続組合等	—	286,925	—	566
17. 地方公務員等共済組合	2,230,872	3,318,097	—	1,436
18. 旧令共済組合等	—	97	—	10,067
19. 国家公務員災害補償	—	13,083	—	—
20. 地方公務員等災害補償	0	27,015	—	—
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	7,238	—	—
22. 国家公務員恩給	—	30,951	—	114
23. 地方公務員恩給	—	42,163	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	—	—	—	392,370
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	—	—	—	1,982,011
26. 社会福祉	—	—	—	1,485,733
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	—	—	—	998,890
総 計	29,673,014	27,201,033	—	22,190,015

(注)

- 第9表については、各制度の年報等による平成19年度決算の数値を、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類に従って単純集計したものである。
- 「老人保健」は、医療、特定療養費の支出及び老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費の支出に関するもののみを計上しており、これらを除く保健事業に関するものは「公衆衛生」に計上している。
- 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
- 厚生年金保険及び国民年金の資産収入は、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書(平成19年度)」中、年金積立金の運用実績(承継資産の損益を含む場合)を参照して計上している。
- 厚生年金基金等は、石炭鉱業年金基金を含む。
- 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。
- 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分(3階部分)の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
- 公衆衛生は、精神医療等の公費負担医療を含む。
- 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

第3節 社会保障給付費について

(単位 百万円)

入						
他の公費負担	資産収入	その他	小 計	他制度からの 移転	収入合計	
—	1,560	49,097	7,788,175	171	7,788,346	1. (A)
—	67,934	521,909	7,277,745	—	7,277,745	1. (B)
1,704,804	—	1,760,083	11,380,440	2,658,414	14,038,854	2.
—	—	—	893,911	2,658,414	3,552,325	
1,601,510	—	—	4,807,968	5,775,744	10,583,712	3.
1,958,195	756	247,223	4,990,823	1,936,734	6,927,557	4.
—	—	5,110,041	32,293,347	2,186,003	34,479,349	5.
—	—	7,284	1,515,199	86,992	1,602,191	6.
—	—	1,629,890	5,424,653	14,392,887	19,817,540	7.
—	234	321,167	628,476	—	628,476	8.
—	1,257	1,306	67,937	—	67,937	9.
—	229,153	486,614	740,263	—	740,263	10.
7,277	106,302	1,007	692,336	14,632	706,968	11.
—	35,585	27,893	2,738,118	—	2,738,118	12.
—	108,499	237,996	1,432,700	—	1,432,700	13.
537,864	—	15,858	1,094,451	—	1,094,451	14.
—	288,629	45,014	2,475,745	207,067	2,682,812	15.
—	6,740	381	294,612	436,990	731,602	16.
446,595	1,187,970	17,272	7,202,243	318,514	7,520,757	17.
—	24	248	10,436	—	10,436	18.
—	—	—	13,083	—	13,083	19.
—	1,641	1,522	30,178	—	30,178	20.
—	—	—	7,238	—	7,238	21.
—	—	—	31,065	—	31,065	22.
—	—	—	42,163	—	42,163	23.
144,169	—	—	536,538	—	536,538	24.
659,937	—	—	2,641,947	—	2,641,947	25.
1,786,405	—	—	3,272,138	—	3,272,138	26.
—	—	—	998,890	—	998,890	27.
8,846,756	2,036,286	10,481,805	100,428,909	28,014,147	128,443,056	

10. 平成9年4月より「旧公共企業体職員共済組合」は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金に統合されたが、一部年金給付については、「16. 存続組合等」に引き継がれている。

11. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。〇は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。

12. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。

備考 社会保障費用の項目説明

1. 収入項目

(1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。

(2) 他制度からの移転：政府管掌健康保険が組合管掌健康保険及び国民健康保険から受ける日雇拠出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療分にかかる療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受ける医療費拠出金、国民年金が年金保険制度から受け取る基礎年金拠出金、年金保険各制度が国民年金から受ける基礎年金交付金、介護保険が各健康保険の拠出金によって支払基金より移転される交付金等。

(3) その他の収入：受取延滞金、損害賠償金、手数料、繰入金、繰越金、雑収入等。

第9表 平成18年度社会保障費用②

	支 給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の現物
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,879,118	348,446	—	—
(B) 組管掌健康保険	2,972,365	307,079	—	—
2. 国民健康保険	8,659,362	105,249	—	—
退職者医療制度(再掲)	2,990,741	—	—	—
3. 老人保健	10,280,712	—	—	—
4. 介護保険	—	—	—	—
5. 厚生年金保険	—	—	—	—
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—
7. 国民年金	—	—	—	—
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—
9. 船員保険	17,363	2,228	3,592	—
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11. 日本私立学校振興・共済事業団	94,791	8,618	—	—
12. 雇用保険	—	120,796	—	—
13. 労働者災害補償保険	—	—	224,226	3,015
家族手当				
14. 児童手当	—	—	—	—
公務員				
15. 国家公務員共済組合	215,195	21,706	—	—
16. 存続組合等	—	—	—	—
17. 地方公務員等共済組合	634,610	95,231	—	—
18. 旧令共済組合等	43	1,537	—	—
19. 国家公務員災害補償	—	—	3,647	22
20. 地方公務員等災害補償	—	—	7,021	28
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	99	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	352,052	102,609	—	—
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	1,312,346	247	—	—
26. 社会福祉	288,914	—	—	—
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	767	—	—	—
総 計	28,707,638	1,113,746	238,584	3,064

2. 支出項目

- (1) 管理費：業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組合会費、旅費等。
- (2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。
- (3) その他の支出：支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、営繕費、組合債費、保険料等還付金等。
- (4) 他制度への移転：医療保険各制度から日雇特例、退職者医療及び老人保健への拠出金。年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金拠出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金、各健康保険から拠出される介護納付金等。

第3節 社会保障給付費について

(単位 百万円)

災 害		出 付			
現 金		年 金	失業・雇用対策	家族手当	
年 金	年金以外の現金				
—	—	—	—	—	1. (A)
—	—	—	—	—	1. (B)
—	—	—	—	—	2.
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	3.
—	—	—	—	—	4.
—	—	22,317,937	—	—	5.
—	—	1,673,237	—	—	6.
—	—	16,159,877	—	—	7.
—	—	201,648	—	—	8.
6,072	2,050	—	1,685	—	9.
—	—	46,158	—	—	10.
—	—	243,947	—	—	11.
—	—	—	1,185,411	—	12.
480,911	191,236	—	—	—	13.
—	—	—	—	975,746	14.
3,972	—	1,669,399	—	—	15.
4,075	—	48,651	—	—	16.
6,568	—	4,420,573	—	—	17.
—	—	3,315	—	—	18.
6,484	2,930	—	—	—	19.
16,812	3,986	—	—	—	20.
6,989	115	—	—	—	21.
—	—	30,951	—	—	22.
—	—	42,163	—	—	23.
—	—	1,877	—	—	24.
—	—	—	—	—	25.
—	—	—	—	546,774	26.
—	—	881,922	—	—	27.
531,883	200,316	47,741,652	1,187,096	1,522,520	

第9表 平成19年度社会保障費用③

	支					管理費
	給		付			
	介護対策		その他		計	
	現物	現金	医療以外の現物	現金		
社会保険						
1. 健康保険						
(A) 政府管掌健康保険	—	—	—	5,959	4,233,524	61,392
(B) 組合管掌健康保険	—	—	—	4,518	3,283,962	126,748
2. 国民健康保険	—	—	—	37,143	8,801,754	258,282
退職者医療制度（再掲）	—	—	—	—	2,990,741	—
3. 老人保健	—	—	—	—	10,280,712	—
4. 介護保険	6,106,666	198,636	—	—	6,305,302	213,030
5. 厚生年金保険	—	—	—	—	22,317,937	81,531
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—	1,673,237	138,744
7. 国民年金	—	—	—	—	16,159,877	135,020
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—	201,648	10,131
9. 船員保険	—	2	—	488	33,480	1,290
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—	46,158	2,005
11. 日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	1,395	348,751	4,022
12. 雇用保険	—	1,572	—	—	1,307,778	117,544
13. 労働者災害補償保険	—	—	—	—	899,388	45,310
家族手当						
14. 児童手当	—	—	76,687	—	1,052,433	1,932
公務員						
15. 国家公務員共済組合	—	62	—	3,094	1,913,427	24,867
16. 存続組合等	—	—	—	—	52,726	1,134
17. 地方公務員等共済組合	—	853	—	5,069	5,162,905	36,840
18. 旧令共済組合等	—	—	—	—	4,895	241
19. 国家公務員災害補償	—	—	—	—	13,083	—
20. 地方公務員等災害補償	—	—	—	—	27,846	1,695
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—	7,203	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—	30,951	114
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—	42,163	—
公衆保健サービス						
24. 公衆衛生	2,291	—	16,136	1	474,965	2,010
公的扶助及び社会福祉						
25. 生活保護	62,576	—	—	1,228,106	2,603,274	38,673
26. 社会福祉	—	—	2,276,494	46,507	3,158,689	17,106
戦争犠牲者						
27. 戦争犠牲者	—	—	513	109,196	992,398	6,492
総計	6,171,533	201,124	2,369,830	1,441,476	91,430,462	1,326,154

第3節 社会保障給付費について

(単位 百万円)

出					収支差	
運用損失	その他	小 計	他制度への移転	支出合計		
—	136,805	4,431,721	3,481,388	7,913,108	△ 124,762	1. (A)
—	543,289	3,953,999	2,815,836	6,769,835	507,909	1. (B)
—	1,684,241	10,744,277	3,182,565	13,926,842	112,012	2.
—	—	2,990,741	—	2,990,741	561,584	
—	44,566	10,325,278	—	10,325,278	258,434	3.
—	215,993	6,734,325	588	6,734,912	192,645	4.
4,870,468	72,087	27,342,023	12,711,188	40,053,212	△ 5,573,862	5.
4,191,294	17,309	6,020,583	—	6,020,583	△ 4,418,392	6.
290,392	60,352	16,645,641	2,354,383	19,000,024	817,516	7.
352,604	66,216	630,599	—	630,599	△ 2,123	8.
—	1,597	36,367	26,913	63,279	4,658	9.
—	692,101	740,263	—	740,263	0	10.
—	1,221	353,994	268,113	622,107	84,862	11.
—	404,548	1,829,870	—	1,829,870	908,248	12.
—	160,286	1,104,983	—	1,104,983	327,716	13.
—	8,904	1,063,269	—	1,063,269	31,182	14.
—	2,179	1,940,472	685,466	2,625,938	56,875	15.
—	2	53,863	256,033	309,895	421,707	16.
—	1,376	5,201,120	1,895,682	7,096,802	423,955	17.
—	5,300	10,436	—	10,436	0	18.
—	—	13,083	—	13,083	0	19.
—	637	30,178	—	30,178	0	20.
—	36	7,238	—	7,238	0	21.
—	—	31,065	—	31,065	0	22.
—	—	42,163	—	42,163	0	23.
—	59,562	536,538	—	536,538	0	24.
—	—	2,641,947	—	2,641,947	0	25.
—	96,342	3,272,138	—	3,272,138	0	26.
—	—	998,890	—	998,890	0	27.
9,704,758	4,274,949	106,736,323	27,678,154	134,414,477	△ 5,971,421	

第10表 社会保障財源の項目別推移

年 度	被保険者拠出		事業主拠出		公費負担		国庫負担	割合
		割合		割合		割合		
1951(昭和26)	568	28.1	578	28.6	738	36.5	478	23.6
1954(29)	1,047	23.7	912	20.7	2,238	50.7	1,768	40.0
1957(32)	1,383	23.7	2,649	45.4	1,415	24.2	1,068	18.3
1960(35)	2,430	26.2	3,860	41.7	2,288	24.7	1,897	20.5
1961(36)	3,038	26.3	3,514	30.4	4,053	35.1	3,629	31.4
1962(37)	3,633	26.7	4,227	31.0	4,521	33.2	4,019	29.5
1963(38)	4,282	26.2	5,119	31.3	5,439	33.3	4,815	29.4
1964(39)	5,031	26.3	5,921	30.9	6,415	33.5	5,570	29.1
1965(40)	6,475	27.0	7,293	30.4	7,792	32.5	6,798	28.3
1966(41)	7,750	26.9	8,680	30.1	8,946	31.0	7,801	27.0
1967(42)	8,814	26.1	10,213	30.2	10,303	30.5	9,023	26.7
1968(43)	10,580	26.5	11,854	29.7	12,065	30.2	10,607	26.6
1969(44)	13,205	29.2	13,992	30.9	13,588	30.0	11,964	26.4
1970(45)	15,558	28.5	17,043	31.2	16,420	30.0	14,425	26.4
1971(46)	18,638	28.7	20,743	31.9	18,481	28.4	16,285	25.1
1972(47)	21,779	28.0	24,242	31.1	23,097	29.7	20,041	25.7
1973(48)	26,906	27.4	30,131	30.7	30,933	31.5	26,701	27.2
1974(49)	37,219	27.6	41,415	30.7	42,939	31.8	37,238	27.6
1975(50)	44,238	26.4	50,826	30.4	55,421	33.1	48,519	29.0
1976(51)	52,368	26.1	60,324	30.1	66,306	33.1	58,334	29.1
1977(52)	62,801	26.7	70,687	30.1	77,090	32.8	68,003	28.9
1978(53)	71,177	26.4	79,081	29.3	90,384	33.5	80,040	29.7
1979(54)	78,591	26.4	86,247	28.9	100,626	33.7	89,031	29.9
1980(55)	88,844	26.5	97,394	29.1	110,409	32.9	97,936	29.2
1981(56)	100,214	26.8	109,937	29.4	119,044	31.8	105,794	28.3
1982(57)	107,434	26.8	117,678	29.4	125,474	31.3	111,839	27.9
1983(58)	112,755	26.9	124,646	29.7	125,642	29.9	111,057	26.5
1984(59)	118,918	26.7	132,208	29.7	130,998	29.4	115,417	25.9
1985(60)	131,583	27.1	144,363	29.7	137,837	28.4	117,880	24.3
1986(61)	136,729	26.7	155,063	30.3	142,732	27.9	119,920	23.4
1987(62)	143,348	26.9	161,273	30.2	145,054	27.2	121,474	22.8
1988(63)	151,122	26.4	171,707	30.0	162,482	28.4	137,404	24.0
1989(平成元)	163,037	27.0	188,134	31.2	152,740	25.3	127,420	21.1
1990(2)	184,985	27.9	210,206	31.7	161,495	24.3	134,559	20.3
1991(3)	200,343	28.3	224,342	31.7	169,780	24.0	141,106	19.9
1992(4)	208,474	28.2	234,789	31.8	180,154	24.4	147,363	19.9
1993(5)	216,892	28.2	242,599	31.6	187,637	24.4	153,403	20.0
1994(6)	225,468	28.3	249,454	31.3	194,031	24.4	156,934	19.7
1995(7)	244,146	28.7	268,075	31.5	207,080	24.3	165,683	19.5
1996(8)	252,511	29.0	274,649	31.5	212,423	24.4	168,348	19.3
1997(9)	262,394	29.1	285,840	31.7	216,606	24.0	171,127	19.0
1998(10)	263,358	29.5	286,449	32.1	218,920	24.5	171,697	19.2
1999(11)	261,087	26.9	284,271	29.3	245,612	25.3	195,064	20.1
2000(12)	266,589	29.6	283,106	31.4	250,706	27.8	197,066	21.9
2001(13)	274,720	30.4	286,537	31.7	265,401	29.4	207,075	22.9
2002(14)	274,731	31.1	284,054	32.2	266,007	30.2	205,520	23.3
2003(15)	273,797	26.1	272,505	26.0	275,845	26.3	211,416	20.2
2004(16)	275,285	27.9	262,256	26.6	286,525	29.0	216,488	21.9
2005(17)	283,469	24.1	263,603	22.5	297,256	25.3	219,857	18.7
2006(18)	292,169	28.0	269,847	25.9	303,439	29.1	218,703	21.0
2007(19)	296,730	29.5	272,010	27.1	310,368	30.9	221,900	22.1

(単位 億円、割合%)

他の公費	割合	資産収入		その他		合計
			割合		割合	
260	12.9	22	1.1	117	5.8	2,023
470	10.6	96	2.2	124	2.8	4,417
346	5.9	148	2.5	245	4.2	5,839
391	4.2	458	4.9	224	2.4	9,260
423	3.7	621	5.4	319	2.8	11,545
502	3.7	787	5.8	448	3.3	13,616
624	3.8	965	5.9	549	3.4	16,353
845	4.4	1,203	6.3	567	3.0	19,137
994	4.1	1,516	6.3	921	3.8	23,996
1,145	4.0	1,938	6.7	1,536	5.3	28,850
1,280	3.8	2,459	7.3	2,030	6.0	33,820
1,457	3.6	3,087	7.7	2,349	5.9	39,933
1,624	3.6	3,925	8.7	536	1.2	45,247
1,995	3.6	4,796	8.8	864	1.6	54,681
2,196	3.4	6,158	9.5	957	1.5	64,978
3,055	3.9	7,535	9.7	1,226	1.6	77,877
4,232	4.3	9,137	9.3	1,095	1.1	98,202
5,701	4.2	11,737	8.7	1,678	1.2	134,988
6,903	4.1	14,641	8.7	2,249	1.3	167,375
7,972	4.0	17,391	8.7	4,094	2.0	200,483
9,086	3.9	20,894	8.9	3,515	1.5	234,987
10,344	3.8	23,815	8.8	5,114	1.9	269,571
11,595	3.9	27,284	9.1	5,502	1.8	298,251
12,473	3.7	32,682	9.7	5,929	1.8	335,258
13,250	3.5	38,830	10.4	6,098	1.6	374,123
13,635	3.4	44,366	11.1	5,841	1.5	400,793
14,585	3.5	49,943	11.9	6,655	1.6	419,642
15,581	3.5	55,581	12.5	7,679	1.7	445,384
19,957	4.1	62,020	12.8	9,970	2.1	485,773
22,812	4.5	68,872	13.4	9,046	1.8	512,442
23,580	4.4	71,981	13.5	11,981	2.2	533,637
25,078	4.4	74,309	13.0	13,443	2.3	573,062
25,320	4.2	77,015	12.8	22,242	3.7	603,167
26,936	4.1	83,580	12.6	23,411	3.5	663,678
28,675	4.1	89,374	12.6	23,900	3.4	707,739
32,791	4.4	90,810	12.3	24,980	3.4	739,207
34,235	4.5	95,171	12.4	26,106	3.4	768,405
37,097	4.7	93,630	11.8	33,124	4.2	795,707
41,397	4.9	98,118	11.5	33,849	4.0	851,268
44,075	5.1	96,594	11.1	35,046	4.0	871,223
45,479	5.0	104,424	11.6	32,115	3.6	901,380
47,223	5.3	89,989	10.1	33,906	3.8	892,622
50,548	5.2	144,381	14.9	35,683	3.7	971,035
53,640	5.9	64,976	7.2	36,209	4.0	901,585
58,326	6.5	43,464	4.8	33,804	3.7	903,926
60,487	6.9	16,124	1.8	41,303	4.7	882,219
64,429	6.2	152,229	14.5	73,117	7.0	1,047,492
70,037	7.1	70,005	7.1	92,262	9.4	986,333
77,399	6.6	188,465	16.1	141,104	12.0	1,173,897
84,736	8.1	87,222	8.4	91,037	8.7	1,043,713
88,468	8.8	20,363	2.0	104,818	10.4	1,004,289

(注)

- 第10表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。但し、「社会保障特別税」はわが国では存在しないため表示していない。
- 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費」の合計である。また、「他の公費」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は含まない。
- 国民健康保険の共同事業支出金等について精査を行い、これまで「公費負担」の「他の公費」に含まれていた収入を「その他」に計上し直したため、過去に遡って必要な改訂を行った。

第11表 社会保障財源の項目別推移(平成15～19年度)

	(単位 百万円)				
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合計	104,749,205	98,633,283	117,389,728	104,371,344	100,428,909
I 社会保険料	54,630,178	53,754,121	54,707,181	56,201,578	56,874,047
事業主拠出	27,250,489	26,225,584	26,360,251	26,984,723	27,201,033
民間事業主拠出	22,275,300	21,323,333	21,515,951	22,199,162	22,473,874
公的事業主拠出	4,975,189	4,902,251	4,844,301	4,785,562	4,727,159
被保険者拠出	27,379,688	27,528,537	28,346,929	29,216,854	29,673,014
被用者拠出	20,389,369	20,456,230	21,148,942	21,680,537	22,071,216
自営業者及び年金受給者拠出	6,990,319	7,072,308	7,197,987	7,536,317	7,601,798
II 公費負担	27,584,500	28,652,463	29,725,620	30,343,881	31,036,771
普通税	27,584,500	28,652,463	29,725,620	30,343,881	31,036,771
国	21,141,553	21,648,791	21,985,706	21,870,251	22,190,015
地方	6,442,947	7,003,671	7,739,914	8,473,630	8,846,756
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	22,245,655	16,006,711	26,034,822	13,925,680	7,814,373
資産収入	15,222,875	7,000,469	18,846,485	8,722,196	2,036,286
その他	7,022,781	9,006,242	7,188,337	5,203,483	5,778,087
IV 積立金からの受入	288,872	219,988	6,922,106	3,900,205	4,703,718

対前年度比

	(単位 %)				
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合計	18.73	△ 5.84	19.02	△ 11.09	△ 3.78
I 社会保険料	△ 2.23	△ 1.60	1.77	2.73	1.20
事業主拠出	△ 4.07	△ 3.76	0.51	2.37	0.80
民間事業主拠出	△ 4.54	△ 4.27	0.90	3.18	1.24
公的事業主拠出	△ 1.89	△ 1.47	△ 1.18	△ 1.21	△ 1.22
被保険者拠出	△ 0.34	0.54	2.97	3.07	1.56
被用者拠出	△ 1.54	0.33	3.39	2.51	1.80
自営業者及び年金受給者拠出	3.33	1.17	1.78	4.70	0.87
II 公費負担	3.70	3.87	3.75	2.08	2.28
普通税	3.70	3.87	3.75	2.08	2.28
国	2.87	2.40	1.56	△ 0.53	1.46
地方	6.52	8.70	10.51	9.48	4.40
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	355.45	△ 28.05	62.65	△ 46.51	△ 43.89
資産収入	844.14	△ 54.01	169.22	△ 53.72	△ 76.65
その他	114.64	28.24	△ 20.18	△ 27.61	11.04
IV 積立金からの受入	△ 66.35	△ 23.85	3,046.59	△ 43.66	20.60

(注)

- 第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類(他制度からの移転を除く)に従って算出したものである。普通税・目的税の表記はILO分類によるが、公費負担の財源には税以外の収入も含まれている。
- 国民健康保険の共同事業支出金等について精査を行い、これまで「公費負担」の「地方」に含まれていた収入を「他の収入」の「その他」に計上し直したため、過去に遡って必要な改訂を行った。

参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別障害者手当、障害者自立支援給付等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	健康保険制度(組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険)の療養給付・出産給付、傷病手当金等 各種共済組合：短期(医療)給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 社会福祉：自立支援医療費 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族(世帯)を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童福祉サービス (児童保護費、児童健全育成事業等)
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」に含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付(資力調査を行うもの)	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注) ILO 定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

【付 録】

OECD 基準の社会支出の国際比較

我が国の社会保障給付費は、従来から ILO 基準でとりまとめられており、過去からの推移をみる上では重要な指標であるが、同基準の諸外国のデータが 1996 年以降更新されていない。

一方、やや範囲が異なるが OECD 基準の社会支出は比較的新しい年次まで諸外国のデータが公表されており、本報告書においても、OECD の推計結果を掲載しているところである。

OECD 基準の社会支出は、ILO 基準に比べて範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

OECD 基準による我が国の社会支出

OECD 基準による我が国の社会支出は、2005 年度で 96.2 兆円である。政策分野別にみると、「高齢」が最も多く 45.1 兆円 (46.9%)、次いで「保健」31.8 兆円 (33.1%)、「遺族」6.5 兆円 (6.7%) の順になっている。

参考表 1 日本の社会支出の推移

(単位 億円)

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	対前年度 伸び率(%)
高齢	339,127 (40.6)	373,521 (43.2)	396,810 (43.9)	419,982 (45.7)	429,076 (46.3)	438,909 (46.7)	451,194 (46.9)	2.8
遺族	58,423 (7.0)	59,814 (6.9)	61,129 (6.8)	61,947 (6.7)	62,780 (6.8)	63,634 (6.8)	64,817 (6.7)	1.9
障害、業務 災害、傷病	46,951 (5.6)	46,773 (5.4)	48,632 (5.4)	46,184 (5.0)	47,612 (5.1)	46,540 (5.0)	44,376 (4.6)	△ 4.6
保健	304,066 (36.4)	297,657 (34.4)	305,676 (33.8)	299,071 (32.6)	302,338 (32.6)	306,138 (32.6)	317,950 (33.1)	3.9
家族	31,634 (3.8)	32,418 (3.7)	35,060 (3.9)	36,443 (4.0)	36,585 (3.9)	39,136 (4.2)	40,735 (4.2)	4.1
積極的 労働政策	14,291 (1.7)	14,196 (1.6)	14,316 (1.6)	14,400 (1.6)	14,888 (1.6)	13,655 (1.5)	12,775 (1.3)	△ 6.4
失業	31,651 (3.8)	30,648 (3.5)	31,217 (3.5)	28,926 (3.1)	22,201 (2.4)	17,664 (1.9)	16,859 (1.8)	△ 4.6
住宅	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
生活保護 その他	9,512 (1.1)	9,788 (1.1)	10,368 (1.1)	11,346 (1.2)	12,199 (1.3)	13,341 (1.4)	13,285 (1.4)	△ 0.4
合計	835,655 (100.0)	864,814 (100.0)	903,207 (100.0)	918,300 (100.0)	927,680 (100.0)	939,018 (100.0)	961,991 (100.0)	2.4
国民所得比	22.9%	23.3%	25.0%	25.8%	25.9%	25.8%	26.3%	0.49
国内総生産比	16.7%	17.2%	18.3%	18.7%	18.8%	18.8%	19.1%	0.28

(注)

1. () 内は構成割合である。

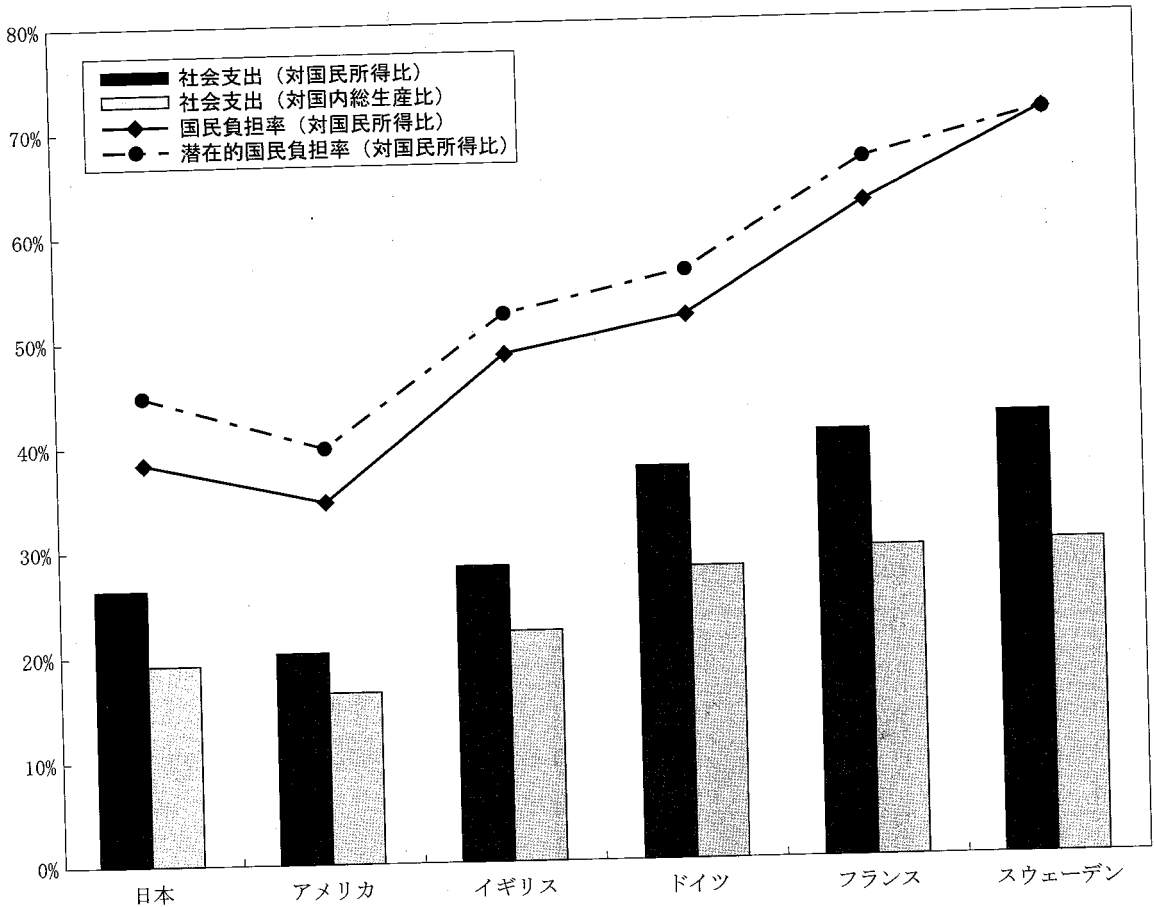
2. 国民所得比と国内総生産比の対前年度伸び率欄は、対前年度増加分 (単位: %ポイント) である。

(資料) OECD Social Expenditure Database 2008ed. による。

OECD 基準の社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比でみると、我が国は、アメリカよりは大きいがヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。同時に(潜在的)国民負担率についても、同様の傾向が見られる。(参考図1)

参考図1 社会支出と(潜在的)国民負担率の国際比較(2005年)



参考表2 社会支出と(潜在的)国民負担率の国際比較(2005年)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
社会支出(対国民所得比)	26.29%	20.10%	28.16%	37.51%	40.63%	41.90%
社会支出(対国内総生産比)	19.12%	16.27%	21.79%	27.89%	29.39%	29.85%
国民負担率(対国民所得比)	38.3%	34.5%	48.3%	51.7%	62.2%	70.7%
潜在的国民負担率(対国民所得比)	44.6%	39.6%	52.1%	56.0%	66.3%	70.7%

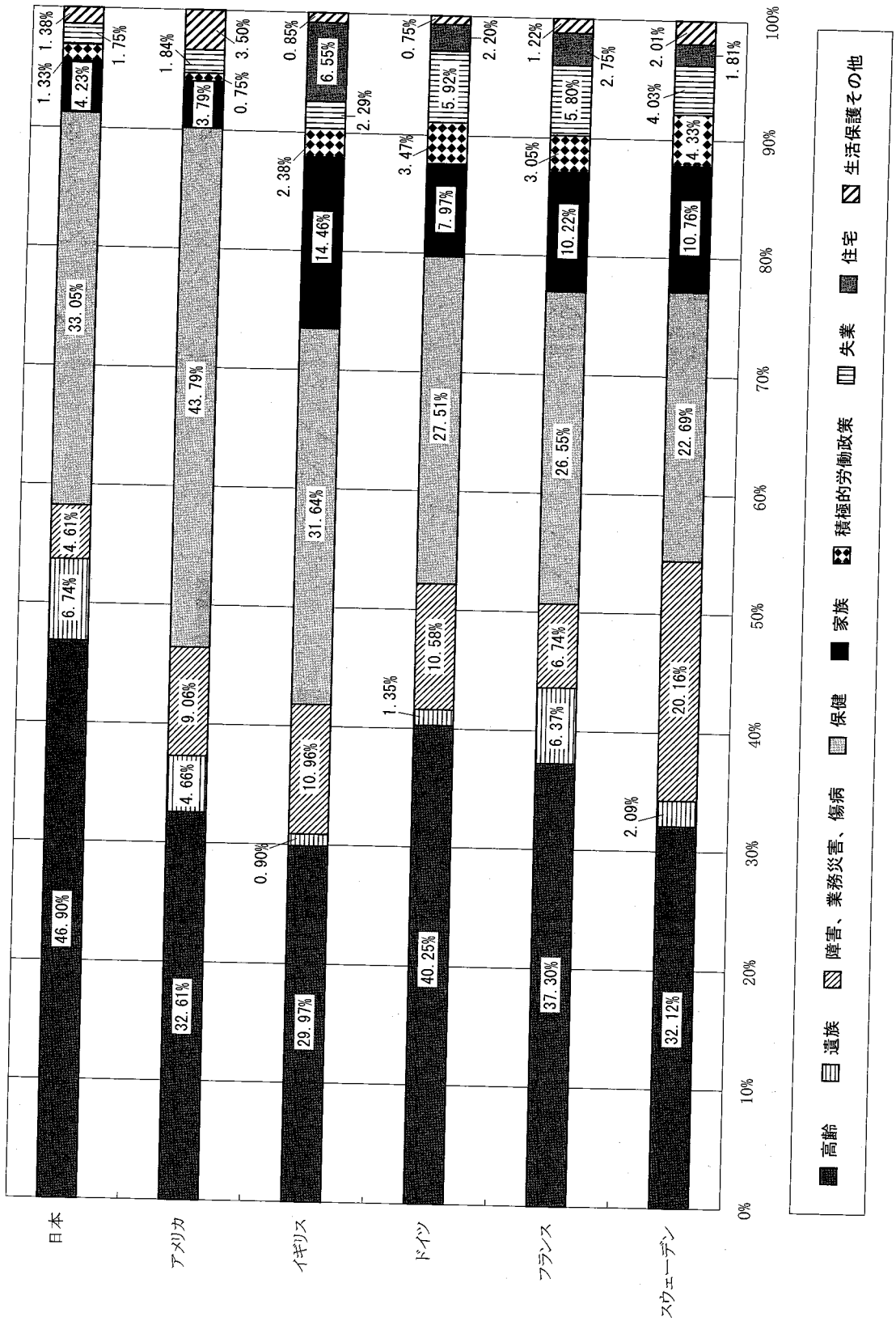
(注) (潜在的)国民負担率には社会保障以外の負担も含む。

(資料) 諸外国は、OECD Social Expenditure Database 2008ed.による。

(SOCX, www.oecd.org/els/social/expenditure)

日本の国民所得及び国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成21年版国民経済計算年報」による(以下同じ)。(潜在的)国民負担率は、財務省調べ。

参考図2 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較 (2005年)



参考表 3-1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較 (2005 年)

	高齢	遺族	障害、 業務災害、 傷病	保健	家族	積極的 労働政策	失業	住宅	生活保護 その他	合計
日本	12.33%	1.77%	1.21%	8.69%	1.11%	0.35%	0.46%	—	0.36%	26.29%
アメリカ	6.55%	0.94%	1.82%	8.80%	0.76%	0.15%	0.37%	—	0.70%	20.10%
イギリス	8.44%	0.25%	3.09%	8.91%	4.07%	0.67%	0.64%	1.84%	0.24%	28.16%
ドイツ	15.10%	0.51%	3.97%	10.32%	2.99%	1.30%	2.22%	0.83%	0.28%	37.51%
フランス	15.15%	2.59%	2.74%	10.79%	4.15%	1.24%	2.36%	1.12%	0.50%	40.63%
スウェーデン	13.46%	0.88%	8.45%	9.51%	4.51%	1.81%	1.69%	0.76%	0.84%	41.90%

参考表 3-2 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較 (2005 年)

	高齢	遺族	障害、 業務災害、 傷病	保健	家族	積極的 労働政策	失業	住宅	生活保護 その他	合計
日本	8.97%	1.29%	0.88%	6.32%	0.81%	0.25%	0.34%	—	0.26%	19.12%
アメリカ	5.31%	0.76%	1.47%	7.12%	0.62%	0.12%	0.30%	—	0.57%	16.27%
イギリス	6.53%	0.20%	2.39%	6.90%	3.15%	0.52%	0.50%	1.43%	0.18%	21.79%
ドイツ	11.23%	0.38%	2.95%	7.67%	2.22%	0.97%	1.65%	0.61%	0.21%	27.89%
フランス	10.96%	1.87%	1.98%	7.80%	3.00%	0.89%	1.70%	0.81%	0.36%	29.39%
スウェーデン	9.59%	0.62%	6.02%	6.77%	3.21%	1.29%	1.20%	0.54%	0.60%	29.85%

(注) OECD Social Expenditure Database では、支出だけを集計しており、財源についての集計は行っていない。

参考表4 政策分野別社会支出の項目説明

	OECD 定義 (注1)	日本の例 (注2)
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上	厚生年金：老齢年金、脱退手当金等 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 船員保険：老齢年金 介護保険：介護サービス等諸費、支援サービス等諸費 社会福祉：老人福祉費等 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金、退職一時金等 各種恩給
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金、死亡一時金等 船員保険：遺族年金、葬祭料 各種共済組合：遺族年金、死亡一時金等、埋葬料等 戦争犠牲者：遺族等年金等 政管健保、組合健保：埋葬料等 国保：葬祭諸費 船員保険：葬祭料等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害補償」に含む
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などをここに計上	厚生年金：障害年金、一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金、傷害一時金、傷病手当金、休業手当金 社会福祉：特別障害者手当等給付費負担金、身体障害者保護費、社会福祉諸費、在宅福祉事業費等 国家公務員災害補償：休業補償、介護補償 地方公務員等災害補償：休業補償、介護補償 旧公共企業体職員業務災害：休業補償 労働者災害補償保険：休業補償、傷害一時金、施設整備費等 船員保険：業務災害関連給付、傷病手当金 政管健保、組合健保：傷病手当金等 公衆衛生：保健衛生諸費（ハンセン病療養所費補助金、エイズ予防対策事業委託費等）
保健	医療の現物給付をここに計上。OECD Health data file の公的医療支出の数値をここに援用（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）	OECD, Health Data 2008 の公的支出総額より、(財)医療経済研究機構推計による介護保険医療系サービス費（「高齢」に計上）と補装具費（「障害、業務災害、傷病」に計上）を控除。
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上 就学前教育費（2007ed. より追加）	児童手当：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費 政管健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合、船員保険：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 就学前教育費（OECD 図表で見る教育より就学前教育費のうち公費）
積極的労働政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む	雇用保険3事業（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業）に係る支出および一般会計より支出される公共雇用サービス（職業案内）等に係る支出
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる	雇用保険特別会計と船員保険から支出される失業等給付費 ただし育児休業給付と介護休業給付は「家族」に含まれる また教育訓練給付は積極的労働政策に含まれる
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	住宅支出を代表する統計数値が未整備なため不計上 (住宅扶助については、生活保護その他に計上)
生活保護その他 (注3)	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	生活保護：生活扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助 社会福祉：災害救助関係給付、婦人保護費 公衆衛生：原爆被爆者への給付

(注)

1. OECD 定義とは OECD Social Expenditure Database の基準である。
2. 日本の例は 2005 年時点の制度である。
3. OECD の英語表示で最後の政策分野は「他の社会政策分野」となっているが、邦訳では最も代表的な制度として生活保護を代表させた。

第4節 日本の将来推計人口 （平成18年12月推計）

—平成18(2006)年～平成67(2055)年—

附：参考推計 平成68(2056)年～平成117(2105)年

《結果および仮定の要約》

1. 平成18年12月推計

国立社会保障・人口問題研究所は、平成17年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行った。推計結果ならびに方法の概要は以下の通りである。

2. 推計結果（死亡中位推計）

出生率仮定 [長期の合計特殊 出生率]		中位仮定 [1.26]	高位仮定 [1.55]	低位仮定 [1.06]	平成14年1月推計 中位仮定 [1.39]
死亡率仮定 [長期の平均寿命]		死亡中位仮定 [男= 83.67年] [女= 90.34年]			男= 80.95年 女= 89.22年
総 人 口	平成17年(2005)	12,777万人	12,777万人	12,777万人	12,771万人
	↓				↓
	平成42年(2030)	11,522万人	11,835万人	11,258万人	11,758万人
	↓				↓
平成62年(2050)	9,515万人	10,195万人	8,997万人	10,059万人	
平成67年(2055)	8,993万人	9,777万人	8,411万人		
年 少 (0 ～ 14 歳) 人 口	平成17年(2005)	1,759万人 13.8%	1,759万人 13.8%	1,759万人 13.8%	1,773万人 13.9%
	↓				↓
	平成42年(2030)	1,115万人 9.7%	1,348万人 11.4%	942万人 8.4%	1,323万人 11.3%
	↓				↓
平成62年(2050)	821万人 8.6%	1,109万人 10.9%	622万人 6.9%	1,084万人 10.8%	
平成67年(2055)	752万人 8.4%	1,058万人 10.8%	551万人 6.6%		
生 産 年 齢 (15 ～ 64 歳) 人 口	平成17年(2005)	8,442万人 66.1%	8,442万人 66.1%	8,442万人 66.1%	8,459万人 66.2%
	↓				↓
	平成42年(2030)	6,740万人 58.5%	6,820万人 57.6%	6,649万人 59.1%	6,958万人 59.2%
	↓				↓
平成62年(2050)	4,930万人 51.8%	5,321万人 52.2%	4,610万人 51.2%	5,389万人 53.6%	
平成67年(2055)	4,595万人 51.1%	5,073万人 51.9%	4,213万人 50.1%		

第1部 社会保障の動向

老年 (65歳以上) 人口	平成17年(2005)	2,576万人 20.2%	↓	2,576万人 20.2%	↓	2,576万人 20.2%	↓	2,539万人 19.9%
	平成42年(2030)	3,667万人 31.8%	↓	3,667万人 31.0%	↓	3,667万人 32.6%	↓	3,477万人 29.6%
	平成62年(2050)	3,764万人 39.6%	↓	3,764万人 36.9%	↓	3,764万人 41.8%	↓	3,586万人 35.7%
	平成67年(2055)	3,646万人 40.5%		3,646万人 37.3%		3,646万人 43.4%		

3. 推計方法

人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について仮定を設け、コーホート要因法により将来の人口を推計した。仮定は、各要因に関する実績統計に基づき、人口統計学的な投影手法によって設定した。

(1) 出生仮定の要約

1990年生まれ女性コーホート(参照コーホート)の結婚および出生指標に仮定を設け、年長のコーホートの実績値または統計的推定値から参照コーホートの仮定値を経て、2005年生まれコーホートまで徐々に変化し、以後は一定となるものと仮定した。

仮定の種類	出生仮定指標	前提			合計特殊出生率			平成14年 1月推計
		現在の実績値 1955年生まれの世代		仮定 1990年生まれの世代 (参照コーホート)	平成17年 (2005) 実績	平成42年 (2030)	平成67年 (2055)	平成62年 (2050)
中位の仮定	(1) 平均初婚年齢	24.9歳	→ 上昇	28.2歳	1.26	1.24	1.26	1.39
	(2) 生涯未婚率	5.8%	→ 上昇	23.5%				
	(3) 夫婦完結出生児数	2.16人	→ 減少	1.70人				
	(4) 離死別再婚効果	0.952	→ 減少	0.925				
高位の仮定	(1) 平均初婚年齢	同上	→ 上昇	27.8歳	1.26	1.53	1.55	1.63
	(2) 生涯未婚率		→ 上昇	17.9%				
	(3) 夫婦完結出生児数		→ 減少	1.91人				
	(4) 離死別再婚効果		→ 減少	0.938				
低位の仮定	(1) 平均初婚年齢	同上	→ 上昇	28.7歳	1.26	1.04	1.06	1.10
	(2) 生涯未婚率		→ 上昇	27.0%				
	(3) 夫婦完結出生児数		→ 減少	1.52人				
	(4) 離死別再婚効果		→ 減少	0.918				

注：本推計での生涯未婚率は人口動態統計による日本人女性コーホート50歳時累積初婚率より算出している。参照コーホートの生涯未婚率の仮定値は、前回推計と同定義とした場合、中位20.4%、高位14.6%、低位24.1%となる。

出生性比：2001～05年の出生性比（105.4）を一定とした。

(2) 死亡仮定の要約

1970～2005年の死亡実績に基づき、「死亡中位」（男性83.67年、女性90.34年）の仮定を設定するとともに、パラメータの信頼区間に従い「死亡高位」（男性82.41年、女性89.17年）、「死亡低位」（男性84.93年、女性91.51年）の仮定を設定した（括弧内は平成67(2055)年の平均寿命）。

	実績 平成17(2005)年	死亡中位仮定 平成67(2055)年	平成14年1月推計 平成62(2050)年
男性	78.53年	83.67年	80.95年
女性	85.49年	90.34年	89.22年

(3) 国際人口移動仮定の要約

日本人については1995年10月1日～2005年9月30日（同時多発テロおよび新型肺炎の影響年を除く）の男女年齢各歳別入国超過率の平均値を一定とした。外国人については、入国超過数を仮定し、2006年の男性25千人、女性26千人から2025年に男性33千人、女性42千人となり、その後一定と仮定した。

日本の将来推計人口 (平成18年12月推計)

国立社会保障・人口問題研究所は、平成17年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行った。以下、その概要を報告する。本推計は旧人口問題研究所時代を含め、同研究所による全国将来推計人口の公表としては13回目にあたる。

4

I 日本の将来推計人口について

日本の将来推計人口とは、全国の将来の出生、死亡、および国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいてわが国の将来の人口規模ならびに年齢構成等の人口構造の推移について推計を行ったものである。将来の出生、死亡等の推移は不確定であることから、本推計では複数の仮定に基づく複数の推計を行い、これらにより将来の人口推移について一定幅の見通しを与えるものとしている。

推計の対象は、外国人を含め、日本に常住する総人口を対象とする。これは国勢調査の対象と同一の定義である。推計の期間は、平成17(2005)年国勢調査を出発点として、平成67(2055)年までを推計の期間とし、各年10月1日時点の人口について推計する。ただし、参考として平成117(2105)年までの人口(各年10月1日時点)を計算して附した。

推計の方法は、人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について年齢別に仮定を設け、コーホート要因法により将来の男女別年齢別人口を推計した。仮定の設定は、それぞれの要因に関する実績統計に基づき、人口統計学的な投影手法によって行った(詳しくは「III 推計方法の概要」参照)。

II 推計結果の概要

日本の将来推計人口では、将来の出生推移について中位、高位、低位の3仮定を設けているが、今回の推計では死亡推移についても中位、高位、低位の3仮定を設けることとした。以下では、まず出生3仮定と死亡中位仮定を組み合わせた3推計の結果の概要について記述し、次いで出生3仮定と死亡高位、および死亡低位とを組み合わせた結果の概要について記述する。なお、以下の記述では各推計はその出生仮定と死亡仮定の組み合わせにより、たとえば出生中位(死亡中位)推計などと呼ぶことにする。

〔出生3仮定（死亡中位仮定）の推計結果〕

1. 総人口の推移

人口推計の出発点である平成17（2005）年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば1億2,777万人であった。出生中位推計の結果に基づけば、この総人口は、以後長期の人口減少過程に入る。平成42（2030）年の1億1,522万人を経て、平成58（2046）年には1億人を割って9,938万人となり、平成67（2055）年には8,993万人になるものと推計される（表1-1、図1-1）。

出生高位推計によれば、総人口は平成65（2053）年に1億人を割って9,944万人となり、平成67（2055）年に9,777万人になるものと推計される（表1-2、図1-1）。

一方、出生低位推計では平成54（2042）年に1億人を割り、平成67（2055）年には8,411万人になるものと推計される（表1-3、図1-1）。

2. 年齢3区分別人口規模、および構成の推移

(1) 年少（0～14歳）人口、および構成比の推移

出生数は昭和48年（1973）年の209万人から平成17（2005）年の106万人まで減少してきた。その結果、年少（0～14歳）人口も1980年代初めの2,700万人規模から平成17（2005）年国勢調査の1,752万人まで減少した。

出生中位推計の結果によると、年少人口は平成21（2009）年に1,600万人台へと減少する（表1-1、図1-3）。その後も減少が続き、平成51（2039）年には1,000万人を割り、平成67（2055）年には752万人の規模になるものと推計される。

出生高位ならびに低位推計によって、今後の出生率仮定の違いによる年少人口の傾向をみると、出生高位推計においても、年少人口は減少傾向に向かい、平成67（2055）年には1,058万人となる（表1-2）。出生低位推計では、より急速な年少人口減少が見られ、現在の年少人口1,759万人から、平成39（2027）年には1,000万人を割り、平成67（2055）年には551万人となる（表1-3）。

一方、年少人口割合を見ると、出生中位推計によれば、平成17（2005）年の13.8%から減少を続け、平成37（2025）年に10.0%となった後、平成57（2045）年に9.0%を経て、平成67（2055）年には8.4%となる（表1-1、図1-4）。

出生高位推計では、年少人口割合の減少はやや緩やかで、平成24（2012）年に13%台を割り、平成67（2055）年に10.8%となる（表1-2）。

出生低位推計では、年少人口割合の減少は急速で、平成22（2010）年に13%台を切り、平成31（2019）年に10%を割り込んだ後、平成67（2055）年に6.6%となる（表1-3）。

(2) 生産年齢（15～64歳）人口、および構成比の推移

生産年齢人口（15～64歳）は戦後一貫して増加を続け、平成7（1995）年の国勢調査では8,716万人に達したが、その後減少局面に入り、平成17（2005）年国勢調査によると8,409万人となった。

出生中位推計の結果によれば、平成24（2012）年には8,000万人を割り、平成67（2055）年には4,595万人となる（表1-1、図1-3）。

出生高位ならびに低位推計では、生産年齢人口は平成32(2020)年までは中位推計と同一である。その後の出生仮定による違いをみると、高位推計では生産年齢人口の減少のペースはやや遅く、平成67(2055)年に5,073万人となる(表1-2)。低位推計では、生産年齢人口はより速いペースで減少し、平成38(2026)年に7,000万人を割り、平成58(2046)年に5,000万人をも割り込んで、平成67(2055)年には4,213万人となる(表1-3)。

出生中位推計による生産年齢人口割合は、平成17(2005)年の66.1%から減少を続け、平成32(2020)年には60.0%に縮小した後、平成48(2036)年に現在の水準よりおよそ10ポイント低い56.4%を経て、平成67(2055)年には51.1%となる(表1-1、図1-4)。

出生高位推計においても、生産年齢人口割合は当初から一貫して減少を示し、平成67(2055)年には中位推計結果より0.8ポイント高い51.9%となる。

出生低位推計では、生産年齢人口割合の減少は年少人口の急速な減少にともなって一定の期間は相対的に緩やかとなるため60.0%に縮小するのは中位推計より遅い平成38(2026)年である。しかし、その後に減少は加速し、平成67(2055)年には50.1%と中位推計より1ポイント低くなる。

(3) 老年(65歳以上)人口、および構成比の推移

老年(65歳以上)人口の推移は、死亡仮定が同一の場合、50年間の推計期間を通して出生3仮定で同一となる。すなわち、老年人口は平成17(2005)年現在の2,576万人から、団塊世代が参入を始める平成24(2012)年に3,000万人を上回り、平成32(2020)年には3,590万人へと増加する(表1-1、表1-2、表1-3、図1-3)。その後しばらくは緩やかな増加期となるが、平成42(2030)年に3,667万人となった後、第二次ベビーブーム世代が老年人口に入った後の平成54(2042)年に3,863万人でピークを迎える。その後は一貫した減少に転じ、平成67(2055)年には3,646万人となる。

老年人口割合を見ると、平成17(2005)年現在の20.2%(約5人に1人)から、出生3仮定推計とも平成35(2013)年には25.2%で4人に1人を上回り、その後出生中位推計では、平成47(2035)年に33.7%で3人に1人を上回り、50年後の平成67(2055)年には40.5%、すなわち2.5人に1人が老年人口となる(表1-1、図1-2)。

出生高位推計では、平成49(2037)年に33.4%で3人に1人を上回り、平成67(2055)年には37.3%、すなわち2.7人に1人が老年人口である(表1-2、図1-2)

また、出生低位推計では、平成45(2033)年には33.6%で3人に1人を上回り、平成67(2055)年には43.4%、すなわち2.3人に1人が老年人口となる(表1-3、図1-2)

将来の出生水準の違いによる高齢化の程度の差を、出生高位と出生低位の推計結果の比較によってみると、平成42(2030)年には出生低位推計では32.6%、出生高位推計では31.0%と1.6ポイントの差があるが、この差はその後さらに拡大し、平成67(2055)年には、出生低位43.4%、出生高位37.3%と6.1ポイントの差が生じる(図1-2)。

すでに見たように老年人口自体の増加は、平成32(2020)年頃より減速し、平成54(2042)年にピークに減少するにもかかわらず、出生3仮定ともに向こう50年間老年人口割合が増加を続けるのは、年少人口、ならびに生産年齢人口の減少が続くことによる相対的な増大が続くからである。

3. 従属人口指数の推移

生産年齢人口に対する年少人口と老年人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度を表すための指標として従属人口指数がある。出生中位推計に基づく老年従属人口指数（老年人口を生産年齢人口で除した値）は、平成17（2005）年現在の31%（働き手3.3人で高齢者1人を扶養）から2020年代には50%（2人で1人を扶養）を超えて上昇し、平成67（2055）年には79%（1.3人で1人を扶養）となるものと推計される（表1-4）。一方、年少従属人口指数（年少人口を生産年齢人口で除した値）は、平成17（2005）年現在の21%（働き手4.8人で年少者1人を扶養）の水準から今後16～20%の水準の範囲で推移する。低出生率によって年少人口が減少するにもかかわらず、平成37（2025）年頃より年少従属人口指数が一定水準以下に大きく低下しないのは、親世代に当たる生産年齢人口も同時に減少していくからである。

年少従属人口指数と老年従属人口指数を合わせた値を従属人口指数と呼び、生産年齢人口に対する全体の扶養負担の程度を表す。出生中位推計における従属人口指数は、生産年齢人口の縮小傾向のもとで、平成17（2005）年現在の51.3%から平成42（2030）年に70.9%に上昇し、その後平成67（2055）年に95.7%に達する。

出生高位推計における従属人口指数は、出生中位推計に比べ年少従属人口指数が高いため当初これより高く推移するが、2045年以降は逆転し、平成67（2055）年には92.7%となる。逆に出生低位推計における従属人口指数は、当初出生中位推計の同指標より低く推移するが、平成53（2041）年に逆転し、平成67（2055）年には99.6%に達する。

4. 人口ピラミッドの変化

日本の人口ピラミッドは、過去における出生数の急増減、たとえば昭和20（1945）～21（1946）年終戦にともなう出生減、昭和22（1947）～24（1949）年の第1次ベビーブーム、昭和25（1950）～32（1957）年の出生減、昭和41（1966）年の丙午（ひのえうま）の出生減、昭和46（1971）年～49（1974）年の第2次ベビーブームとその後の出生減などにより、著しい凹凸を持つ人口ピラミッドとなっている（図1-5（1））。

平成17（2005）年の人口ピラミッドは第1次ベビーブーム世代が50歳代の後半、第2次ベビーブーム世代が30歳代前半にあるが、出生中位推計によってその後の形状の変化を見ると、平成42（2030）年に第1次ベビーブーム世代は80歳代の前半、第2次ベビーブーム世代は50歳代後半となる。したがって、平成42（2030）年頃までの人口高齢化は第1次ベビーブーム世代が高年齢層に入ることを中心とするものであることがわかる（図1-5（2））。

その後、平成67（2055）年までの高齢化の進展は、第2次ベビーブーム世代が高年齢層に入るとともに、低い出生率の下で世代ごとに人口規模が縮小して行くことを反映したものとなっている（図1-5（3））。

〔出生3仮定（死亡高位仮定、および死亡低位仮定）の推計結果〕

1. 死亡高位仮定による推計結果の概要

死亡高位推計は死亡中位推計よりも高い死亡率、すなわち死亡率改善のペースが遅く、平均寿命が

低めに推移することを仮定した推計である。したがって、死亡数は多くなり、同じ出生仮定の下では人口は低めに推移する。すなわち、出生中位（死亡中位）推計による平成 67（2055）年の総人口が 8,993 万人であるのに対し、出生中位（死亡高位）推計による同年の総人口は、8,819 万人にまで減少する。一方、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成を見ると、出生中位（死亡高位）推計による年少人口（構成比）は平成 67（2055）年で 751 万人（8.5%）、生産年齢人口（構成比）は 4,585 万人（52.0%）、老年人口（構成比）は 3,483 万人（39.5%）となっており、出生中位（死亡中位）推計の結果と比較した場合、老年人口が少なく、老年人口割合も低い推計結果となることが特徴である（表 2-1）。

死亡高位仮定においても、出生 3 仮定の違いにより総人口、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成の推移は異なるものとなっている（図 2-1、図 2-2）。平成 67（2055）年で見ると、総人口は出生高位では 9,603 万人、出生低位では 8,238 万人、老年人口割合は出生高位では 36.3%、出生低位では 42.3%となる（表 2-2、表 2-3）。とくに出生低位（死亡高位）推計に基づく総人口は、出生 3 仮定・死亡 3 仮定の組み合わせによる 9 推計のうちで最も少なく、また出生高位（死亡高位）推計に基づく老年人口割合は最も低い結果となっている。

2. 死亡低位仮定による推計結果の概要

死亡低位推計は死亡中位推計よりも低い死亡率、すなわち死亡率改善のペースが速く、平均寿命が高めに推移することを仮定した推計である。したがって、死亡数は少なくなり、同じ出生仮定の下では人口は高めに推移する。すなわち、出生中位（死亡中位）推計による平成 67（2055）年の総人口が 8,993 万人であるのに対し、出生中位（死亡低位）推計による平成 67（2055）年の総人口は、9,167 万人となる。一方、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成を見ると、出生中位（死亡低位）推計による年少人口（構成比）は平成 67（2055）年で 752 万人（8.2%）、生産年齢人口（構成比）は 4,604 万人（50.2%）、老年人口（構成比）は 3,810 万人（41.6%）となっており、出生中位（死亡中位）推計による結果と比較した場合、老年人口が多く、老年人口割合も高い推計結果となることが特徴である（表 3-1）。

死亡低位仮定においても、出生 3 仮定の違いにより総人口、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成の推移は異なるものとなっている（図 3-1、図 3-2）。平成 67（2055）年で見ると、総人口は出生高位では 9,952 万人、出生低位では 8,584 万人、老年人口割合は出生高位では 38.3%、出生低位では 44.4%となる（表 3-2、表 3-3）。とくに出生高位（死亡低位）推計に基づく総人口は、出生 3 仮定・死亡 3 仮定の組み合わせによる 9 推計のうちで最も多く、また出生低位（死亡低位）推計に基づく老年人口割合は最も高い結果となっている。

Ⅲ 推計方法の概要

日本の将来推計人口における推計方法は、これまでと同様にコーホート要因法を基礎としている。コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法である。すでに生存する人口については、

加齢とともに生ずる死亡と国際人口移動を差し引いて将来の人口を求める。また、新たに生まれる人口については、再生産年齢人口に生ずる出生数とその生存数、ならびに人口移動数を順次算出して求め、翌年の人口に組み入れる。

このコーホート要因法によって将来人口を推計するためには、男女年齢別に分類された(1)基準人口、ならびに同様に分類された(2)将来の出生率（および出生性比）、(3)将来の生残率、(4)将来の国際人口移動率（数）に関する仮定が必要である。本推計では、これらの仮定の設定については、これまでと同様に各要因に関する統計指標の実績値に基づいて、人口統計学的な投影を実施することにより行った。ただし、将来の出生、死亡等の推移は不確定であることから、本推計では複数の仮定を設定し、これらに基づく複数の推計を行うことによって将来の人口推移について一定幅の見通しを与えるものとしている。

1. 基準人口

推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成17年国勢調査』による平成17（2005）年10月1日現在男女年齢各歳別人口（総人口）を用いた。ただし、年齢「不詳」の人口を各歳別に按分して含めた（年齢「不詳」の按分は都道府県ごとに行い、これを合計して全国の人口としている）。

2. 出生率、および出生性比の仮定

本推計において将来の出生数を推計するためには、当該年次における女性の年齢別出生率が必要である。これを推計する方法として、本推計ではコーホート出生率法を用いた。これは女性の出生コーホートごとにそのライフコース上の出生過程を観察し、出生過程が完結していないコーホートについては、完結に至るまでの年齢ごとの出生率を推定する方法である。将来各年次の年齢別出生率ならびに合計特殊出生率は、コーホート別の率を年次別の率に組み換えることにより得る。なお、今回の推計では、出生率動向の測定の精密化を図る観点から、日本人女性に発生する出生に限定した出生率を対象に動向の把握を行い、これに基づいて総人口の出生動向を推計した。したがって、以下に記述する結婚、出生に関する指標の仮定値は、すべて日本人女性人口に関するものである。

コーホートの年齢別出生率は出生順位別に生涯の出生確率、出生年齢等を指標としたモデルによって統計的推定ないし仮定設定が行われた。すなわち、出生過程途上のコーホートでは、過程途上の実績値により生涯の出生過程の統計的推定を行うが、実績値が少ないか、あるいはまったく存在しない若いコーホートについては、参照コーホートに対して別途推計された指標をもとに各コーホートの出生過程完了時の指標を算出した。なお、参照コーホートは平成2（1990）年生まれとし、その初婚行動、夫婦の出生行動、ならびに離死別・再婚行動に関する各指標を実績統計に基づいて投影により求め、それらの結果として算定されるコーホート合計特殊出生率、ならびに出生順位別分布を定めた。

なお、出生率の将来推移は不確定であることから、出生仮定についてはこれまでと同様に以下の三つの仮定（中位、高位、低位）を設け、それぞれについて将来人口推計を行うこととした。これにより現状から見た出生変動にともなう将来人口の想定し得る変動幅を与えるものとしている。

(1) 出生中位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は昭和30（1955）年出生コーホートの24.9歳から平成2（1990）年出生コーホートの28.2歳を経て、平成17（2005）年出生コーホートで28.3歳に至り以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和30（1955）年出生コーホートの5.8%から平成2（1990）年出生コーホートの23.5%を経て、平成17（2005）年出生コーホートで23.6%に至り以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晩産の影響および夫婦の出生行動の変化によって変動する。夫婦の出生行動の変化を示す係数（結婚出生力変動係数）は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生コーホートを基準（1.0）として以後低下し、平成2（1990）年出生コーホートの0.906を経て、平成17（2005）年出生コーホートで0.902に至り以後は変わらない。この係数と①②に示される初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は昭和28～32（1953～57）年出生コーホートの2.19人から平成2（1990）年出生コーホートの1.70人を経て、平成17（2005）年出生コーホートで1.69人まで低下し、以後は変わらない。
- ④ 出生率に対する離婚や死別、再婚の効果は、それらを経験した女性の完結出生児数とそれら配偶関係構造変化の動向により求めた。その結果、出生過程を完結した初婚どうし夫婦の出生水準を基準（1.0）として、離死別・再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.925まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.202を経て、平成17（2005）年出生コーホートの1.198に至り以後は変わらない。

以上により得られたコーホート年齢別出生率を年次別の出生率に組み替え、さらに実績から求めた外国人女性出生率とのモーメント間の関係を一定と仮定して総人口の出生率を構成した。この出生率構成に対応する人口動態統計と同定義の出生率（外国籍女性が生んだ日本国籍出生児も含めた出生率—下式参照）を推計の際に算出することができるが、その結果によれば合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.29となった後、平成25（2013）年の1.21まで穏やかに低下し、その後やや上昇に転じて平成42（2030）年の1.24を経て、平成67（2055）年には1.26へと推移する（表4-1、図4-1）。

人口動態統計の合計特殊出生率の定義

$$\text{(合計特殊出生率)} = \sum_{\text{年齢(15~49歳)合計}} \frac{\left[\begin{array}{l} \text{日本人女性の} \\ \text{の出生数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{外国人女性の生んだ} \\ \text{日本国籍児の数※} \end{array} \right]}{\text{(日本人女性人口)}}$$

※外国人女性の生んだ日本国籍児とは、日本人を父とする児である。

(2) 出生高位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は平成2（1990）年出生コーホートの27.8歳まで進み、平成17（2005）年出生コーホートまではほぼ同水準で推移し以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は平成2（1990）年出生コーホートの17.9%を経て、平成17（2005）年出生コーホートで17.1%に至り以後は変わらない。
- ③ 夫婦の出生行動の変化を示す結婚出生力変動係数は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生

コーホートを基準（1.0）として以後一旦低下するが、平成2（1990）年出生コーホートまでに再び1.0に回復する。この係数と上記の初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は平成2（1990）年出生コーホートの1.91人を経て、平成17（2005）年出生コーホート以後はほぼ同水準で変わらない。

- ④ 出生率に対する離死別、再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.938まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.467を経て、平成17（2005）年出生コーホートの1.478に至り以後は変わらない。

以上に対応する人口動態統計と同定義の合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.32となった後、平成42（2030）年に1.53を経て、平成67（2055）年には1.55へと推移する（表4-1、図4-1）。

(3) 出生低位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は平成2（1990）年出生コーホートの28.7歳を経て、平成17（2005）年出生コーホートで28.8歳に至り以後は変わらない。

- ② 生涯未婚率は平成2（1990）年出生コーホートの27.0%まで進み、平成17（2005）年出生コーホートで27.4%に至り以後は変わらない。

- ③ 夫婦の出生行動の変化を示す結婚出生力変動係数は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生コーホートを基準（1.0）として以後低下し、平成2（1990）年出生コーホートの0.838を経て、平成17（2005）年出生コーホートで0.825に至り以後は変わらない。この係数と上記の初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は平成2（1990）年出生コーホートの1.52人まで低下し、平成17（2005）年出生コーホートで1.49人に至り以後は変わらない。

- ④ 出生率に対する離死別、再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.918まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.022を経て、平成17（2005）年出生コーホートの0.999に至り以後は変わらない。

以上に対応する人口動態統計と同定義の合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.27となった後、平成38（2026）年に1.03台まで低下し、その後わずかに上昇を示して平成67（2055）年には1.06へと推移する（表4-1、図4-1）。

将来の出生数を男児と女児に分けるための出生性比（女児数100に対する男児数の比）については、2001～2005年の5年間の実績値である105.4を、平成18（2006）年以降一定として用いた。

3. 生残率の仮定（将来生命表）

ある年の人口から翌年の人口を推計するには男女年齢各歳別の生残率が必要である。将来の生残率を得るためには将来生命表を作成する必要がある。本推計ではこれを作成する方法として現在国際的

に標準的な方法とされるリー・カーター・モデルを採用しつつ、これに対して世界の最高水準の平均寿命を示すわが国の死亡動向の特徴に適合させるため、新たな機構を加えて用いた。リー・カーター・モデルは、「平均的な」年齢別死亡率、死亡の一般的水準（死亡指数）、「死亡の一般的水準が変化するときの」年齢別死亡率変化率および誤差項に分解することで、死亡の一般的水準の変化に応じて年齢ごとに異なる変化率を記述するモデルである。本推計では過去の死亡率曲線にロジスティック曲線を当てはめて、その年齢シフト量と勾配に関するパラメータを推定し、これによる高齢死亡率の年齢シフトを考慮した上でリー・カーター・モデルを適用することによって、死亡率改善の著しいわが国の死亡状況に適合させた。

死亡指数の将来推計にあたっては、最近35年間に徐々に緩やかになっている死亡水準の変化を反映させるために、昭和45（1970）年以降のデータを用い、男女の死亡率の整合性を図る観点から両者同時に関数当てはめを行った。年齢シフト量については過去10年間の死亡指数との線形関係を用いて将来推計し、勾配については直近の平均値（男性10年分、女性15年分）を将来に向けて固定した。

なお今回の推計では、近年の死亡水準の改善が従来の理論の想定を超えた動向を示しつつあることから、今後の死亡率推移ならびに到達水準については不確実性が高いものと判断し、複数の仮定を与えることによって一定の幅による推計を行うものとした。すなわち、標準となる死亡率推移の死亡指数パラメータの分散をブートストラップ法により求めて99%信頼区間を推定し、死亡指数が信頼区間の上限を推移する高死亡率推計である「死亡高位」仮定、下限を推移する低死亡率推計である「死亡低位」仮定を付加した。

以上の手続きにより求められたパラメータと変数から最終的に平成67（2055）年までの死亡率を男女別各歳別で算出し、将来生命表を推計した。

(1) 死亡中位の仮定について

標準的な将来生命表に基づくと、平成17（2005）年に男性78.53年、女性85.49年であった平均寿命は、平成22（2010）年には男性79.51年、女性86.41年、平成42（2030）年には男性81.88年、女性88.66年、平成67（2055）年には男性83.67年、女性90.34年となる（表4-2、図4-2）。

(2) 死亡高位の仮定について

死亡高位の仮定では、中位仮定に比べて死亡率が高めに、したがって平均寿命は低めに推移する。その結果、この仮定においては、平成67（2055）年の平均寿命は男性82.41年、女性89.17年となる。

(3) 死亡低位の仮定について

死亡低位の仮定では、中位仮定に比べて死亡率が低めに、したがって平均寿命は高めに推移する。その結果、この仮定においては、平成67（2055）年の平均寿命は男性84.93年、女性91.51年となる。

4. 国際人口移動率（数）の仮定

国際人口移動の状況は、わが国における国際化の進展や経済情勢の変化にもなっており大きく変化する。さらに、わが国の入国管理政策や規制、あるいは諸外国における経済・社会情勢、同時多発テロや新型コロナウイルスの流行などに見られる一時的諸事情によっても変動する。

実績を見ると国際人口移動の動向は、日本人と外国人では異なった推移を示している。また理論的には外国人の入国数は、わが国の人口規模ならびに年齢構造とは独立に生じ得る。そのため、本推計においては国際人口移動の仮定は日本人と外国人とに分け、日本人の入国超過率、ならびに外国人の入国超過数の2種類について仮定を設定した。

日本人の国際人口移動の実績を見ると、概ね出国超過を示しており、またその動向は比較的安定していることから、1995～2005年における日本人の男女年齢別入国超過率（純移動率）の平均値を求め（ただし、同時多発テロおよび新型肺炎の影響年である2001～2004年を除く）、偶然変動を除くために平滑化を行った上で平成18（2006）年以降の日本人の入国超過率として設定した。

外国人の国際人口移動の実績を見ると、近年大きな変動がみられるものの概ね入国超過数が増加傾向を示している。主要な相手国ごとの入国超過数の実績動向を将来に投影して平成18（2006）年から平成37（2025）年まで男女別入国超過数を求めた。なお、平成38（2026）年以降は一定とした。また、男女別外国人入国者の年齢別割合は、2000年以降比較的安定していることから、2000～2005年の平均値を補整し、平成18（2006）年以降一定とした（表4-3～4-5、図4-3～4-5）。

表1-1 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上) 別人口および年齢構造係数：[出生中位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,762	17,436	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,694	17,238	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,568	17,023	82,334	28,211	13.3	64.5	22.1
21(2009)	127,395	16,763	81,644	28,987	13.2	64.1	22.8
22(2010)	127,176	16,479	81,285	29,412	13.0	63.9	23.1
23(2011)	126,913	16,193	81,015	29,704	12.8	63.8	23.4
24(2012)	126,605	15,880	79,980	30,745	12.5	63.2	24.3
25(2013)	126,254	15,542	78,859	31,852	12.3	62.5	25.2
26(2014)	125,862	15,201	77,727	32,934	12.1	61.8	26.2
27(2015)	125,430	14,841	76,807	33,781	11.8	61.2	26.9
28(2016)	124,961	14,486	76,025	34,450	11.6	60.8	27.6
29(2017)	124,456	14,133	75,346	34,977	11.4	60.5	28.1
30(2018)	123,915	13,803	74,732	35,380	11.1	60.3	28.6
31(2019)	123,341	13,488	74,199	35,655	10.9	60.2	28.9
32(2020)	122,735	13,201	73,635	35,899	10.8	60.0	29.2
33(2021)	122,097	12,892	73,141	36,064	10.6	59.9	29.5
34(2022)	121,430	12,622	72,678	36,131	10.4	59.9	29.8
35(2023)	120,735	12,381	72,144	36,210	10.3	59.8	30.0
36(2024)	120,015	12,159	71,549	36,307	10.1	59.6	30.3
37(2025)	119,270	11,956	70,960	36,354	10.0	59.5	30.5
38(2026)	118,502	11,769	70,363	36,371	9.9	59.4	30.7
39(2027)	117,713	11,597	69,728	36,388	9.9	59.2	30.9
40(2028)	116,904	11,438	69,028	36,438	9.8	59.0	31.2
41(2029)	116,074	11,290	68,274	36,510	9.7	58.8	31.5
42(2030)	115,224	11,150	67,404	36,670	9.7	58.5	31.8
43(2031)	114,354	11,017	66,835	36,502	9.6	58.4	31.9
44(2032)	113,464	10,888	65,896	36,681	9.6	58.1	32.3
45(2033)	112,555	10,762	64,942	36,851	9.6	57.7	32.7
46(2034)	111,627	10,637	63,949	37,041	9.5	57.3	33.2
47(2035)	110,679	10,512	62,919	37,249	9.5	56.8	33.7
48(2036)	109,714	10,384	61,832	37,498	9.5	56.4	34.2
49(2037)	108,732	10,253	60,699	37,779	9.4	55.8	34.7
50(2038)	107,733	10,118	59,528	38,087	9.4	55.3	35.4
51(2039)	106,720	9,978	58,387	38,354	9.4	54.7	35.9
52(2040)	105,695	9,833	57,335	38,527	9.3	54.2	36.5
53(2041)	104,658	9,682	56,358	38,619	9.3	53.8	36.9
54(2042)	103,613	9,526	55,455	38,632	9.2	53.5	37.3
55(2043)	102,560	9,366	54,589	38,605	9.1	53.2	37.6
56(2044)	101,503	9,202	53,779	38,522	9.1	53.0	38.0
57(2045)	100,443	9,036	53,000	38,407	9.0	52.8	38.2
58(2046)	99,382	8,868	52,268	38,245	8.9	52.6	38.5
59(2047)	98,321	8,701	51,541	38,079	8.8	52.4	38.7
60(2048)	97,261	8,535	50,792	37,934	8.8	52.2	39.0
61(2049)	96,205	8,373	50,038	37,794	8.7	52.0	39.3
62(2050)	95,152	8,214	49,297	37,641	8.6	51.8	39.6
63(2051)	94,102	8,061	48,588	37,453	8.6	51.6	39.8
64(2052)	93,056	7,914	47,894	37,248	8.5	51.5	40.0
65(2053)	92,013	7,774	47,224	37,014	8.4	51.3	40.2
66(2054)	90,971	7,641	46,577	36,753	8.4	51.2	40.4
67(2055)	89,930	7,516	45,951	36,463	8.4	51.1	40.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表1-2 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上) 別人口および年齢構造係数:[出生高位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,777	17,451	83,729	26,597	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,761	17,305	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,703	17,158	82,334	28,211	13.4	64.5	22.1
21(2009)	127,603	16,971	81,644	28,987	13.3	64.0	22.7
22(2010)	127,463	16,766	81,285	29,412	13.2	63.8	23.1
23(2011)	127,285	16,566	81,015	29,704	13.0	63.6	23.3
24(2012)	127,072	16,347	79,980	30,745	12.9	62.9	24.2
25(2013)	126,824	16,112	78,859	31,852	12.7	62.2	25.1
26(2014)	126,543	15,883	77,727	32,934	12.6	61.4	26.0
27(2015)	126,232	15,643	76,807	33,781	12.4	60.8	26.8
28(2016)	125,890	15,415	76,025	34,450	12.2	60.4	27.4
29(2017)	125,519	15,196	75,346	34,977	12.1	60.0	27.9
30(2018)	125,119	15,006	74,732	35,380	12.0	59.7	28.3
31(2019)	124,690	14,837	74,199	35,655	11.9	59.5	28.6
32(2020)	124,234	14,700	73,635	35,899	11.8	59.3	28.9
33(2021)	123,750	14,530	73,156	36,064	11.7	59.1	29.1
34(2022)	123,241	14,365	72,744	36,131	11.7	59.0	29.3
35(2023)	122,706	14,218	72,278	36,210	11.6	58.9	29.5
36(2024)	122,148	14,086	71,755	36,307	11.5	58.7	29.7
37(2025)	121,567	13,967	71,245	36,354	11.5	58.6	29.9
38(2026)	120,964	13,860	70,734	36,371	11.5	58.5	30.1
39(2027)	120,340	13,760	70,193	36,388	11.4	58.3	30.2
40(2028)	119,696	13,664	69,595	36,438	11.4	58.1	30.4
41(2029)	119,032	13,570	68,952	36,510	11.4	57.9	30.7
42(2030)	118,347	13,477	68,200	36,670	11.4	57.6	31.0
43(2031)	117,643	13,383	67,758	36,502	11.4	57.6	31.0
44(2032)	116,919	13,287	66,951	36,681	11.4	57.3	31.4
45(2033)	116,176	13,188	66,137	36,851	11.4	56.9	31.7
46(2034)	115,415	13,087	65,287	37,041	11.3	56.6	32.1
47(2035)	114,636	12,981	64,406	37,249	11.3	56.2	32.5
48(2036)	113,842	12,872	63,472	37,498	11.3	55.8	32.9
49(2037)	113,032	12,758	62,495	37,779	11.3	55.3	33.4
50(2038)	112,208	12,640	61,482	38,087	11.3	54.8	33.9
51(2039)	111,373	12,517	60,502	38,354	11.2	54.3	34.4
52(2040)	110,529	12,391	59,611	38,527	11.2	53.9	34.9
53(2041)	109,676	12,261	58,796	38,619	11.2	53.6	35.2
54(2042)	108,817	12,129	58,057	38,632	11.1	53.4	35.5
55(2043)	107,954	11,994	57,355	38,605	11.1	53.1	35.8
56(2044)	107,090	11,860	56,708	38,522	11.1	53.0	36.0
57(2045)	106,225	11,725	56,092	38,407	11.0	52.8	36.2
58(2046)	105,362	11,593	55,524	38,245	11.0	52.7	36.3
59(2047)	104,502	11,462	54,961	38,079	11.0	52.6	36.4
60(2048)	103,645	11,335	54,375	37,934	10.9	52.5	36.6
61(2049)	102,793	11,212	53,787	37,794	10.9	52.3	36.8
62(2050)	101,947	11,094	53,212	37,641	10.9	52.2	36.9
63(2051)	101,106	10,980	52,672	37,453	10.9	52.1	37.0
64(2052)	100,269	10,872	52,148	37,248	10.8	52.0	37.1
65(2053)	99,435	10,769	51,652	37,014	10.8	51.9	37.2
66(2054)	98,605	10,672	51,180	36,753	10.8	51.9	37.3
67(2055)	97,775	10,579	50,733	36,463	10.8	51.9	37.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表1-3 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上) 別人口および年齢構造係数：[出生低位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,754	17,429	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,625	17,170	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,416	16,871	82,334	28,211	13.2	64.6	22.1
21(2009)	127,149	16,518	81,644	28,987	13.0	64.2	22.8
22(2010)	126,829	16,132	81,285	29,412	12.7	64.1	23.2
23(2011)	126,458	15,738	81,015	29,704	12.4	64.1	23.5
24(2012)	126,037	15,312	79,980	30,745	12.1	63.5	24.4
25(2013)	125,569	14,858	78,859	31,852	11.8	62.8	25.4
26(2014)	125,059	14,399	77,727	32,934	11.5	62.2	26.3
27(2015)	124,508	13,920	76,807	33,781	11.2	61.7	27.1
28(2016)	123,920	13,445	76,025	34,450	10.8	61.4	27.8
29(2017)	123,296	12,973	75,346	34,977	10.5	61.1	28.4
30(2018)	122,637	12,525	74,732	35,380	10.2	60.9	28.8
31(2019)	121,946	12,093	74,199	35,655	9.9	60.8	29.2
32(2020)	121,224	11,690	73,635	35,899	9.6	60.7	29.6
33(2021)	120,471	11,273	73,133	36,064	9.4	60.7	29.9
34(2022)	119,690	10,949	72,610	36,131	9.1	60.7	30.2
35(2023)	118,881	10,678	71,993	36,210	9.0	60.6	30.5
36(2024)	118,047	10,436	71,305	36,307	8.8	60.4	30.8
37(2025)	117,190	10,220	70,615	36,354	8.7	60.3	31.0
38(2026)	116,309	10,028	69,910	36,371	8.6	60.1	31.3
39(2027)	115,408	9,856	69,163	36,388	8.5	59.9	31.5
40(2028)	114,485	9,700	68,348	36,438	8.5	59.7	31.8
41(2029)	113,542	9,556	67,476	36,510	8.4	59.4	32.2
42(2030)	112,578	9,420	66,488	36,670	8.4	59.1	32.6
43(2031)	111,594	9,291	65,801	36,502	8.3	59.0	32.7
44(2032)	110,589	9,164	64,744	36,681	8.3	58.5	33.2
45(2033)	109,562	9,038	63,674	36,851	8.2	58.1	33.6
46(2034)	108,516	8,911	62,564	37,041	8.2	57.7	34.1
47(2035)	107,448	8,780	61,419	37,249	8.2	57.2	34.7
48(2036)	106,361	8,644	60,219	37,498	8.1	56.6	35.3
49(2037)	105,254	8,502	58,974	37,779	8.1	56.0	35.9
50(2038)	104,130	8,352	57,691	38,087	8.0	55.4	36.6
51(2039)	102,989	8,196	56,439	38,354	8.0	54.8	37.2
52(2040)	101,834	8,032	55,275	38,527	7.9	54.3	37.8
53(2041)	100,666	7,861	54,187	38,619	7.8	53.8	38.4
54(2042)	99,488	7,684	53,173	38,632	7.7	53.4	38.8
55(2043)	98,303	7,502	52,196	38,605	7.6	53.1	39.3
56(2044)	97,112	7,316	51,274	38,522	7.5	52.8	39.7
57(2045)	95,918	7,128	50,383	38,407	7.4	52.5	40.0
58(2046)	94,724	6,941	49,538	38,245	7.3	52.3	40.4
59(2047)	93,530	6,755	48,696	38,079	7.2	52.1	40.7
60(2048)	92,338	6,572	47,831	37,934	7.1	51.8	41.1
61(2049)	91,149	6,395	46,961	37,794	7.0	51.5	41.5
62(2050)	89,966	6,224	46,101	37,641	6.9	51.2	41.8
63(2051)	88,787	6,062	45,271	37,453	6.8	51.0	42.2
64(2052)	87,612	5,909	44,454	37,248	6.7	50.7	42.5
65(2053)	86,441	5,766	43,660	37,014	6.7	50.5	42.8
66(2054)	85,273	5,633	42,887	36,753	6.6	50.3	43.1
67(2055)	84,106	5,510	42,133	36,463	6.6	50.1	43.4

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表1-4 人口の平均年齢、および年齢構造指数：[出生中位・高位・低位（死亡中位）推計]

年次	出生中位(死亡中位)推計				出生高位(死亡中位)推計				出生低位(死亡中位)推計			
	平均年齢		従属人口指数(%)		平均年齢		従属人口指数(%)		平均年齢		従属人口指数(%)	
	(歳)	総数	年少人口	老年人口	(歳)	総数	年少人口	老年人口	(歳)	総数	年少人口	老年人口
平成17(2005)	43.3	51.3	20.8	30.5	43.3	51.3	20.8	30.5	43.3	51.3	20.8	30.5
18(2006)	43.7	52.6	20.8	31.8	43.7	52.6	20.8	31.8	43.7	52.6	20.8	31.8
19(2007)	44.0	53.8	20.8	33.1	44.0	53.9	20.8	33.1	44.0	53.7	20.7	33.1
20(2008)	44.4	54.9	20.7	34.3	44.3	55.1	20.8	34.3	44.4	54.8	20.5	34.3
21(2009)	44.7	56.0	20.5	35.5	44.6	56.3	20.8	35.5	44.8	55.7	20.2	35.5
22(2010)	45.1	56.5	20.3	36.2	45.0	56.8	20.6	36.2	45.2	56.0	19.8	36.2
23(2011)	45.4	56.7	20.0	36.7	45.3	57.1	20.4	36.7	45.6	56.1	19.4	36.7
24(2012)	45.8	58.3	19.9	38.4	45.6	58.9	20.4	38.4	45.9	57.6	19.1	38.4
25(2013)	46.1	60.1	19.7	40.4	45.9	60.8	20.4	40.4	46.3	59.2	18.8	40.4
26(2014)	46.4	61.9	19.6	42.4	46.2	62.8	20.4	42.4	46.7	60.9	18.5	42.4
27(2015)	46.8	63.3	19.3	44.0	46.5	64.3	20.4	44.0	47.1	62.1	18.1	44.0
28(2016)	47.1	64.4	19.1	45.3	46.8	65.6	20.3	45.3	47.4	63.0	17.7	45.3
29(2017)	47.4	65.2	18.8	46.4	47.0	66.6	20.2	46.4	47.8	63.6	17.2	46.4
30(2018)	47.7	65.8	18.5	47.3	47.3	67.4	20.1	47.3	48.2	64.1	16.8	47.3
31(2019)	48.0	66.2	18.2	48.1	47.6	68.0	20.0	48.1	48.5	64.4	16.3	48.1
32(2020)	48.3	66.7	17.9	48.8	47.8	68.7	20.0	48.8	48.8	64.6	15.9	48.8
33(2021)	48.6	66.9	17.6	49.3	48.0	69.2	19.9	49.3	49.2	64.7	15.4	49.3
34(2022)	48.9	67.1	17.4	49.7	48.3	69.4	19.7	49.7	49.5	64.8	15.1	49.8
35(2023)	49.2	67.4	17.2	50.2	48.5	69.8	19.7	50.1	49.8	65.1	14.8	50.3
36(2024)	49.4	67.7	17.0	50.7	48.7	70.2	19.6	50.6	50.1	65.6	14.6	50.9
37(2025)	49.7	68.1	16.8	51.2	48.9	70.6	19.6	51.0	50.4	66.0	14.5	51.5
38(2026)	49.9	68.4	16.7	51.7	49.1	71.0	19.6	51.4	50.7	66.4	14.3	52.0
39(2027)	50.2	68.8	16.6	52.2	49.3	71.4	19.6	51.8	51.0	66.9	14.3	52.6
40(2028)	50.4	69.4	16.6	52.8	49.5	72.0	19.6	52.4	51.3	67.5	14.2	53.3
41(2029)	50.6	70.0	16.5	53.5	49.6	72.6	19.7	53.0	51.5	68.3	14.2	54.1
42(2030)	50.9	70.9	16.5	54.4	49.8	73.5	19.8	53.8	51.8	69.3	14.2	55.2
43(2031)	51.1	71.1	16.5	54.6	49.9	73.6	19.8	53.9	52.0	69.6	14.1	55.5
44(2032)	51.3	72.2	16.5	55.7	50.1	74.6	19.8	54.8	52.3	70.8	14.2	56.7
45(2033)	51.5	73.3	16.6	56.7	50.2	75.7	19.9	55.7	52.5	72.1	14.2	57.9
46(2034)	51.7	74.6	16.6	57.9	50.4	76.8	20.0	56.7	52.8	73.4	14.2	59.2
47(2035)	51.8	75.9	16.7	59.2	50.5	78.0	20.2	57.8	53.0	74.9	14.3	60.6
48(2036)	52.0	77.4	16.8	60.6	50.6	79.4	20.3	59.1	53.2	76.6	14.4	62.3
49(2037)	52.2	79.1	16.9	62.2	50.7	80.9	20.4	60.5	53.4	78.5	14.4	64.1
50(2038)	52.4	81.0	17.0	64.0	50.8	82.5	20.6	61.9	53.7	80.5	14.5	66.0
51(2039)	52.5	82.8	17.1	65.7	50.9	84.1	20.7	63.4	53.9	82.5	14.5	68.0
52(2040)	52.7	84.3	17.2	67.2	51.1	85.4	20.8	64.6	54.1	84.2	14.5	69.7
53(2041)	52.9	85.7	17.2	68.5	51.2	86.5	20.9	65.7	54.3	85.8	14.5	71.3
54(2042)	53.0	86.8	17.2	69.7	51.2	87.4	20.9	66.5	54.5	87.1	14.5	72.7
55(2043)	53.2	87.9	17.2	70.7	51.3	88.2	20.9	67.3	54.7	88.3	14.4	74.0
56(2044)	53.4	88.7	17.1	71.6	51.4	88.8	20.9	67.9	55.0	89.4	14.3	75.1
57(2045)	53.5	89.5	17.0	72.5	51.5	89.4	20.9	68.5	55.2	90.4	14.1	76.2
58(2046)	53.7	90.1	17.0	73.2	51.6	89.8	20.9	68.9	55.4	91.2	14.0	77.2
59(2047)	53.8	90.8	16.9	73.9	51.7	90.1	20.9	69.3	55.6	92.1	13.9	78.2
60(2048)	54.0	91.5	16.8	74.7	51.8	90.6	20.8	69.8	55.8	93.0	13.7	79.3
61(2049)	54.1	92.3	16.7	75.5	51.8	91.1	20.8	70.3	56.0	94.1	13.6	80.5
62(2050)	54.3	93.0	16.7	76.4	51.9	91.6	20.8	70.7	56.2	95.2	13.5	81.6
63(2051)	54.4	93.7	16.6	77.1	52.0	92.0	20.8	71.1	56.4	96.1	13.4	82.7
64(2052)	54.6	94.3	16.5	77.8	52.1	92.3	20.8	71.4	56.6	97.1	13.3	83.8
65(2053)	54.7	94.8	16.5	78.4	52.1	92.5	20.8	71.7	56.8	98.0	13.2	84.8
66(2054)	54.9	95.3	16.4	78.9	52.2	92.7	20.9	71.8	57.0	98.8	13.1	85.7
67(2055)	55.0	95.7	16.4	79.4	52.3	92.7	20.9	71.9	57.2	99.6	13.1	86.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』（年齢「不詳人口」を按分補正した）人口による。

図1-1 総人口の推移－出生中位・高位・低位（死亡中位）推計－

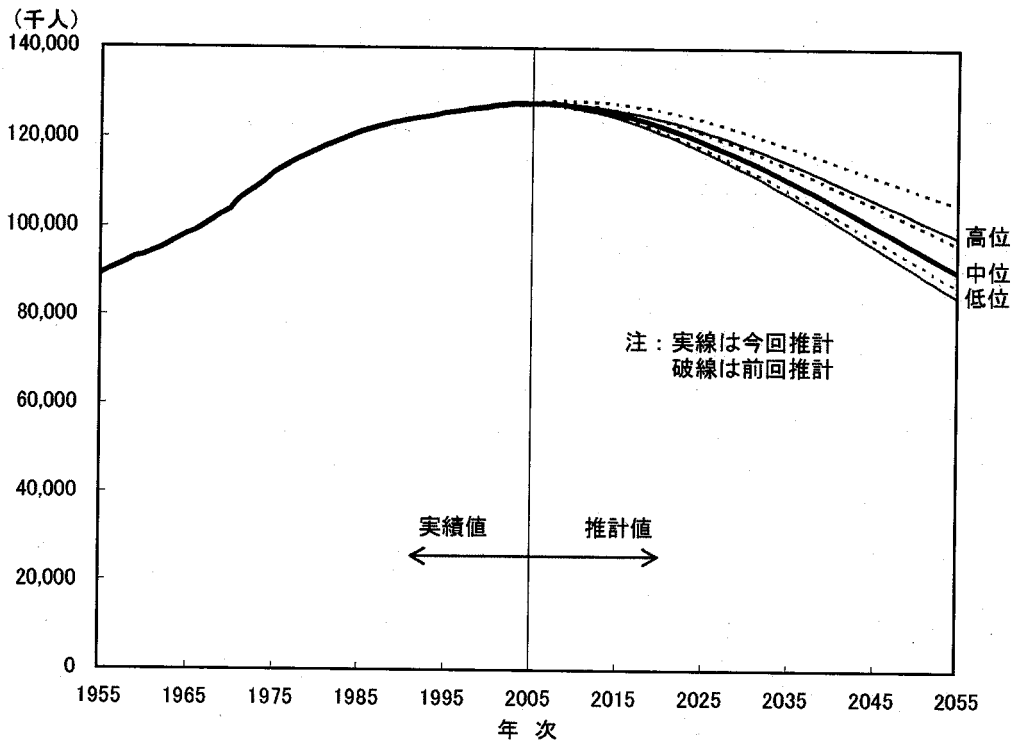


図1-2 老年（65歳以上）人口割合の推移－出生中位・高位・低位（死亡中位）推計－

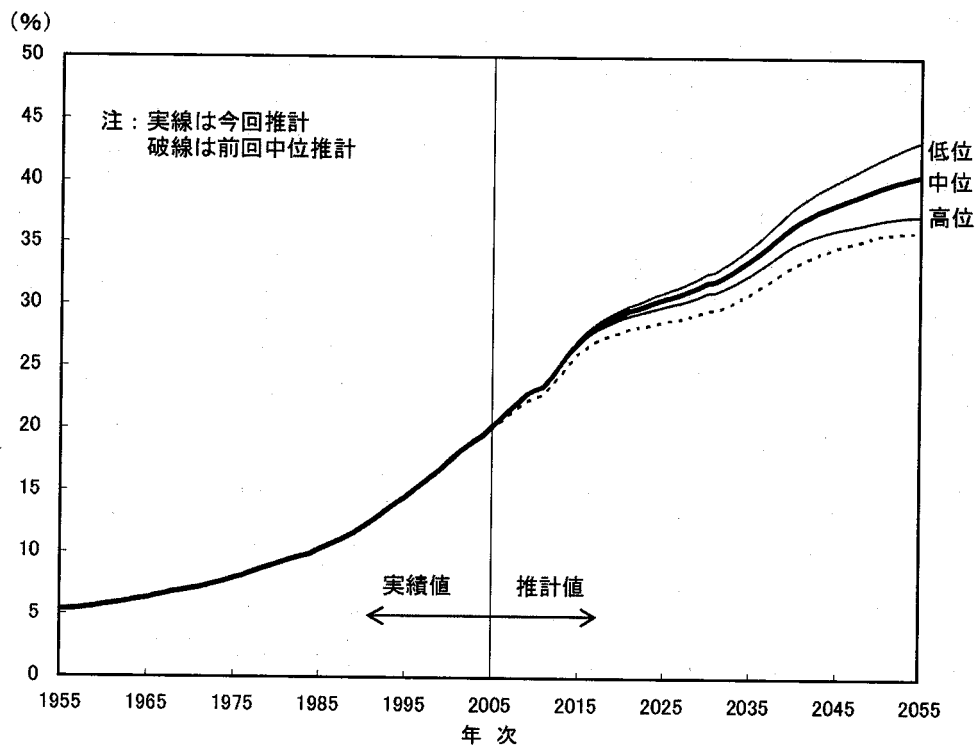


図1-3 年齢3区分別人口の推移－出生中位（死亡中位）推計－

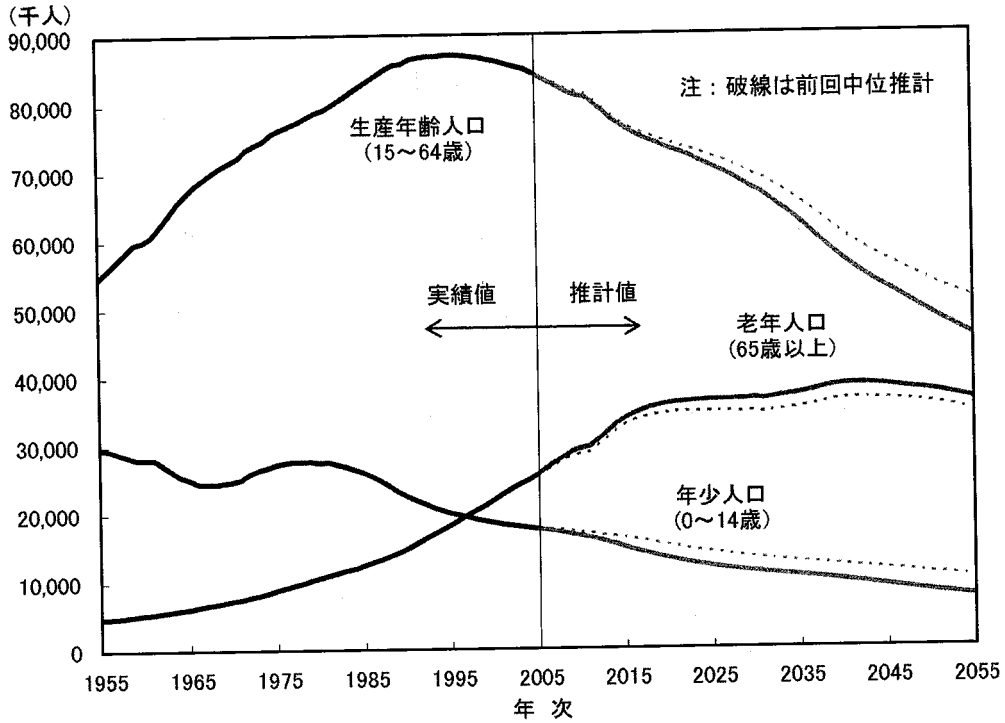


図1-4 年齢3区分別人口割合の推移－出生中位（死亡中位）推計－

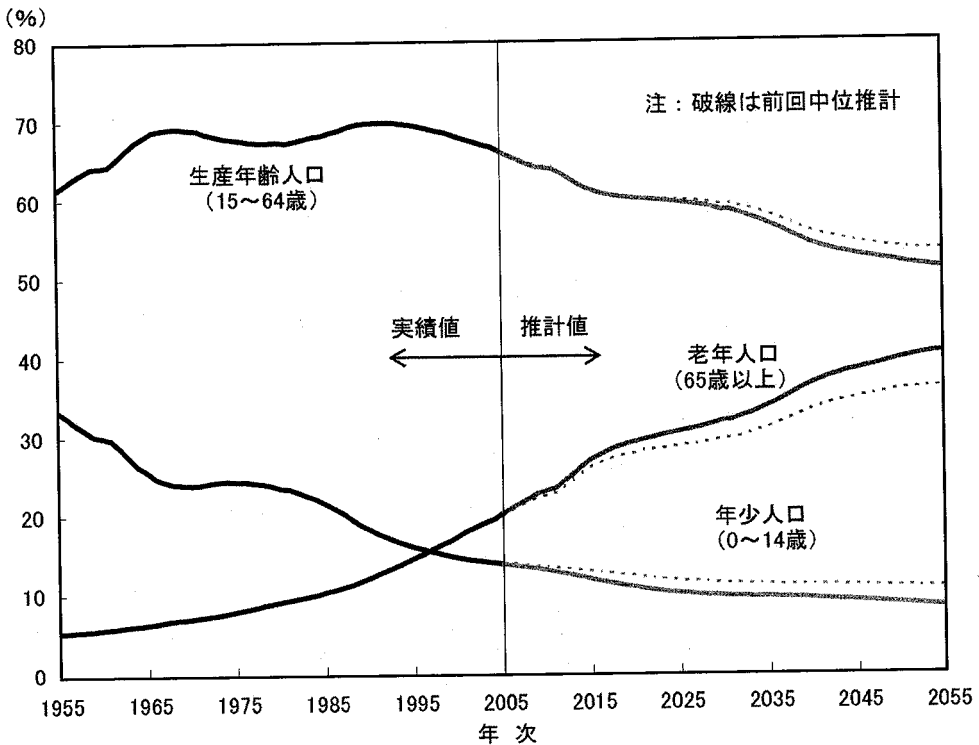
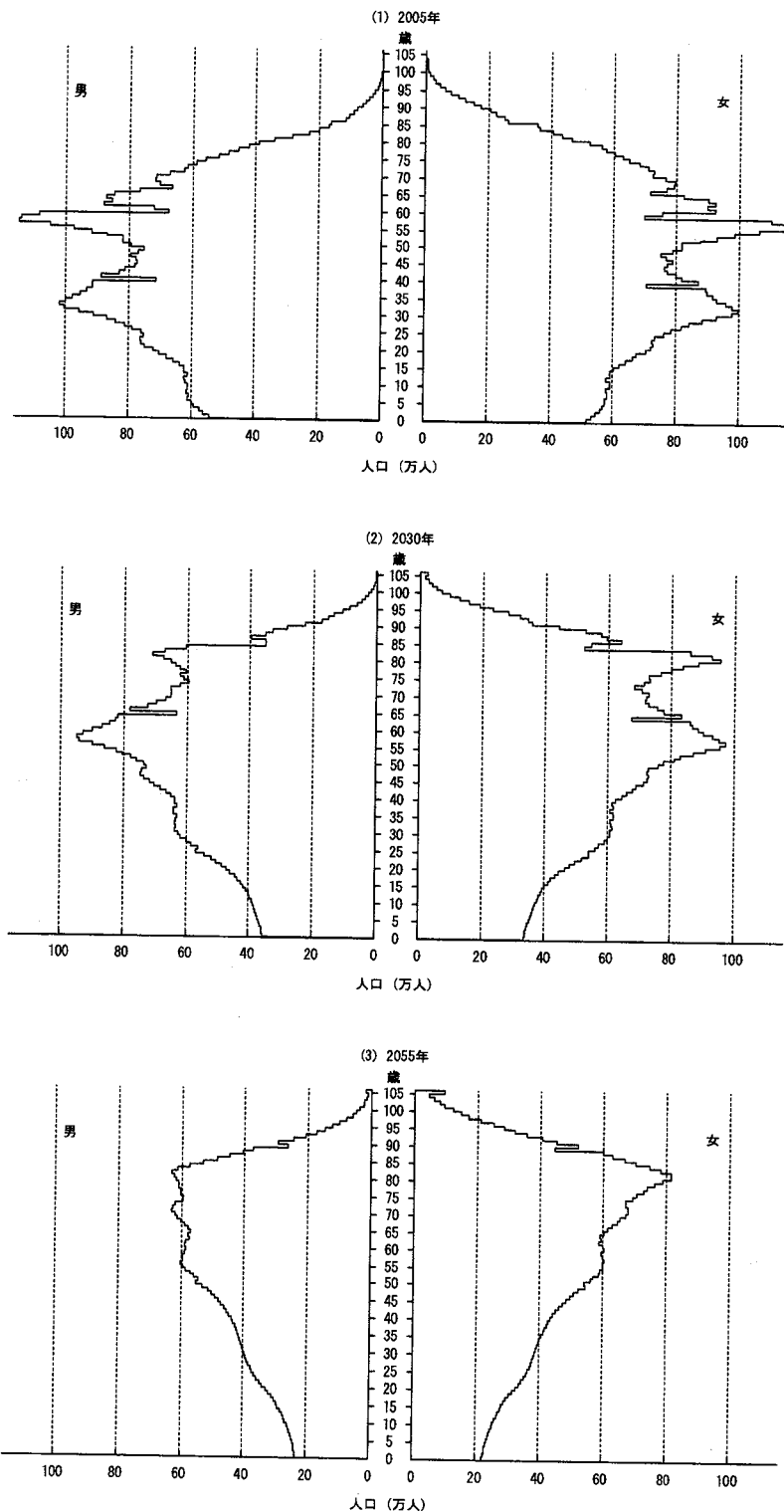


図1-5 人口ピラミッドの変化：出生中位（死亡中位）推計



《死亡高位・低位仮定推計結果》

表2-1 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数:[出生中位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,736	17,436	83,725	26,575	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,632	17,237	83,001	27,393	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,469	17,022	82,321	28,125	13.4	64.6	22.1
21(2009)	127,257	16,763	81,627	28,868	13.2	64.1	22.7
22(2010)	126,998	16,478	81,263	29,257	13.0	64.0	23.0
23(2011)	126,693	16,192	80,989	29,513	12.8	63.9	23.3
24(2012)	126,343	15,878	79,950	30,515	12.6	63.3	24.2
25(2013)	125,951	15,540	78,826	31,584	12.3	62.6	25.1
26(2014)	125,517	15,199	77,691	32,627	12.1	61.9	26.0
27(2015)	125,044	14,839	76,768	33,436	11.9	61.4	26.7
28(2016)	124,531	14,483	75,983	34,065	11.6	61.0	27.4
29(2017)	123,981	14,130	75,301	34,551	11.4	60.7	27.9
30(2018)	123,395	13,799	74,684	34,911	11.2	60.5	28.3
31(2019)	122,774	13,484	74,148	35,142	11.0	60.4	28.6
32(2020)	122,121	13,197	73,581	35,343	10.8	60.3	28.9
33(2021)	121,437	12,888	73,084	35,465	10.6	60.2	29.2
34(2022)	120,723	12,618	72,617	35,489	10.5	60.2	29.4
35(2023)	119,983	12,377	72,080	35,526	10.3	60.1	29.6
36(2024)	119,218	12,155	71,482	35,582	10.2	60.0	29.8
37(2025)	118,430	11,951	70,890	35,589	10.1	59.9	30.1
38(2026)	117,618	11,764	70,289	35,565	10.0	59.8	30.2
39(2027)	116,785	11,592	69,652	35,541	9.9	59.6	30.4
40(2028)	115,931	11,433	68,948	35,550	9.9	59.5	30.7
41(2029)	115,057	11,285	68,191	35,581	9.8	59.3	30.9
42(2030)	114,163	11,145	67,319	35,699	9.8	59.0	31.3
43(2031)	113,249	11,012	66,747	35,491	9.7	58.9	31.3
44(2032)	112,317	10,883	65,805	35,630	9.7	58.6	31.7
45(2033)	111,367	10,757	64,850	35,760	9.7	58.2	32.1
46(2034)	110,398	10,632	63,855	35,912	9.6	57.8	32.5
47(2035)	109,412	10,506	62,824	36,083	9.6	57.4	33.0
48(2036)	108,410	10,379	61,736	36,295	9.6	56.9	33.5
49(2037)	107,392	10,248	60,603	36,540	9.5	56.4	34.0
50(2038)	106,359	10,113	59,432	36,814	9.5	55.9	34.6
51(2039)	105,314	9,973	58,292	37,050	9.5	55.4	35.2
52(2040)	104,259	9,827	57,240	37,192	9.4	54.9	35.7
53(2041)	103,194	9,676	56,262	37,256	9.4	54.5	36.1
54(2042)	102,123	9,520	55,359	37,243	9.3	54.2	36.5
55(2043)	101,046	9,360	54,494	37,193	9.3	53.9	36.8
56(2044)	99,967	9,196	53,683	37,088	9.2	53.7	37.1
57(2045)	98,886	9,029	52,903	36,953	9.1	53.5	37.4
58(2046)	97,805	8,862	52,171	36,773	9.1	53.3	37.6
59(2047)	96,726	8,694	51,444	36,589	9.0	53.2	37.8
60(2048)	95,650	8,529	50,694	36,428	8.9	53.0	38.1
61(2049)	94,577	8,366	49,940	36,271	8.8	52.8	38.4
62(2050)	93,508	8,207	49,199	36,102	8.8	52.6	38.6
63(2051)	92,442	8,054	48,490	35,898	8.7	52.5	38.8
64(2052)	91,378	7,908	47,795	35,675	8.7	52.3	39.0
65(2053)	90,316	7,767	47,126	35,423	8.6	52.2	39.2
66(2054)	89,255	7,635	46,478	35,143	8.6	52.1	39.4
67(2055)	88,193	7,509	45,852	34,833	8.5	52.0	39.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表2-2 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)			割合(%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,751	17,451	83,725	26,575	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,699	17,305	83,001	27,393	13.6	65.0	21.5
20(2008)	127,604	17,157	82,321	28,125	13.4	64.5	22.0
21(2009)	127,465	16,970	81,627	28,868	13.3	64.0	22.6
22(2010)	127,285	16,765	81,263	29,257	13.2	63.8	23.0
23(2011)	127,066	16,564	80,989	29,513	13.0	63.7	23.2
24(2012)	126,810	16,345	79,950	30,515	12.9	63.0	24.1
25(2013)	126,521	16,110	78,826	31,584	12.7	62.3	25.0
26(2014)	126,199	15,880	77,691	32,627	12.6	61.6	25.9
27(2015)	125,845	15,640	76,768	33,436	12.4	61.0	26.6
28(2016)	125,460	15,412	75,983	34,065	12.3	60.6	27.2
29(2017)	125,044	15,193	75,301	34,551	12.1	60.2	27.6
30(2018)	124,598	15,002	74,684	34,911	12.0	59.9	28.0
31(2019)	124,122	14,833	74,148	35,142	11.9	59.7	28.3
32(2020)	123,619	14,696	73,581	35,343	11.9	59.5	28.6
33(2021)	123,089	14,526	73,099	35,465	11.8	59.4	28.8
34(2022)	122,533	14,361	72,684	35,489	11.7	59.3	29.0
35(2023)	121,953	14,213	72,214	35,526	11.7	59.2	29.1
36(2024)	121,351	14,081	71,688	35,582	11.6	59.1	29.3
37(2025)	120,726	13,962	71,175	35,589	11.6	59.0	29.5
38(2026)	120,079	13,855	70,660	35,565	11.5	58.8	29.6
39(2027)	119,411	13,754	70,116	35,541	11.5	58.7	29.8
40(2028)	118,723	13,659	69,515	35,550	11.5	58.6	29.9
41(2029)	118,014	13,565	68,869	35,581	11.5	58.4	30.1
42(2030)	117,285	13,471	68,115	35,699	11.5	58.1	30.4
43(2031)	116,537	13,377	67,669	35,491	11.5	58.1	30.5
44(2032)	115,771	13,281	66,860	35,630	11.5	57.8	30.8
45(2033)	114,986	13,182	66,044	35,760	11.5	57.4	31.1
46(2034)	114,185	13,080	65,193	35,912	11.5	57.1	31.5
47(2035)	113,368	12,975	64,310	36,083	11.4	56.7	31.8
48(2036)	112,535	12,865	63,376	36,295	11.4	56.3	32.3
49(2037)	111,690	12,751	62,398	36,540	11.4	55.9	32.7
50(2038)	110,832	12,633	61,385	36,814	11.4	55.4	33.2
51(2039)	109,965	12,510	60,405	37,050	11.4	54.9	33.7
52(2040)	109,090	12,383	59,515	37,192	11.4	54.6	34.1
53(2041)	108,209	12,253	58,700	37,256	11.3	54.2	34.4
54(2042)	107,324	12,121	57,960	37,243	11.3	54.0	34.7
55(2043)	106,437	11,986	57,258	37,193	11.3	53.8	34.9
56(2044)	105,550	11,851	56,610	37,088	11.2	53.6	35.1
57(2045)	104,664	11,717	55,994	36,953	11.2	53.5	35.3
58(2046)	103,781	11,584	55,425	36,773	11.2	53.4	35.4
59(2047)	102,903	11,454	54,861	36,589	11.1	53.3	35.6
60(2048)	102,029	11,326	54,275	36,428	11.1	53.2	35.7
61(2049)	101,161	11,203	53,686	36,271	11.1	53.1	35.9
62(2050)	100,298	11,085	53,111	36,102	11.1	53.0	36.0
63(2051)	99,439	10,971	52,570	35,898	11.0	52.9	36.1
64(2052)	98,584	10,863	52,046	35,675	11.0	52.8	36.2
65(2053)	97,732	10,760	51,549	35,423	11.0	52.7	36.2
66(2054)	96,881	10,662	51,077	35,143	11.0	52.7	36.3
67(2055)	96,030	10,569	50,628	34,833	11.0	52.7	36.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表2-3 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数:[出生低位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,729	17,428	83,725	26,575	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,564	17,169	83,001	27,393	13.5	65.1	21.5
20(2008)	127,317	16,870	82,321	28,125	13.3	64.7	22.1
21(2009)	127,012	16,517	81,627	28,868	13.0	64.3	22.7
22(2010)	126,651	16,131	81,263	29,257	12.7	64.2	23.1
23(2011)	126,238	15,737	80,989	29,513	12.5	64.2	23.4
24(2012)	125,775	15,310	79,950	30,515	12.2	63.6	24.3
25(2013)	125,267	14,856	78,826	31,584	11.9	62.9	25.2
26(2014)	124,715	14,397	77,691	32,627	11.5	62.3	26.2
27(2015)	124,122	13,917	76,768	33,436	11.2	61.8	26.9
28(2016)	123,490	13,442	75,983	34,065	10.9	61.5	27.6
29(2017)	122,822	12,970	75,301	34,551	10.6	61.3	28.1
30(2018)	122,117	12,522	74,684	34,911	10.3	61.2	28.6
31(2019)	121,380	12,090	74,148	35,142	10.0	61.1	29.0
32(2020)	120,610	11,687	73,581	35,343	9.7	61.0	29.3
33(2021)	119,811	11,270	73,076	35,465	9.4	61.0	29.6
34(2022)	118,984	10,945	72,549	35,489	9.2	61.0	29.8
35(2023)	118,130	10,674	71,929	35,526	9.0	60.9	30.1
36(2024)	117,252	10,432	71,238	35,582	8.9	60.8	30.3
37(2025)	116,350	10,217	70,545	35,589	8.8	60.6	30.6
38(2026)	115,426	10,025	69,837	35,565	8.7	60.5	30.8
39(2027)	114,480	9,852	69,087	35,541	8.6	60.3	31.0
40(2028)	113,514	9,696	68,268	35,550	8.5	60.1	31.3
41(2029)	112,526	9,552	67,394	35,581	8.5	59.9	31.6
42(2030)	111,518	9,416	66,403	35,699	8.4	59.5	32.0
43(2031)	110,490	9,287	65,713	35,491	8.4	59.5	32.1
44(2032)	109,443	9,160	64,653	35,630	8.4	59.1	32.6
45(2033)	108,376	9,034	63,582	35,760	8.3	58.7	33.0
46(2034)	107,289	8,906	62,471	35,912	8.3	58.2	33.5
47(2035)	106,183	8,775	61,325	36,083	8.3	57.8	34.0
48(2036)	105,059	8,639	60,125	36,295	8.2	57.2	34.5
49(2037)	103,916	8,497	58,879	36,540	8.2	56.7	35.2
50(2038)	102,758	8,348	57,596	36,814	8.1	56.1	35.8
51(2039)	101,585	8,191	56,345	37,050	8.1	55.5	36.5
52(2040)	100,400	8,027	55,181	37,192	8.0	55.0	37.0
53(2041)	99,205	7,856	54,093	37,256	7.9	54.5	37.6
54(2042)	98,001	7,679	53,079	37,243	7.8	54.2	38.0
55(2043)	96,792	7,497	52,102	37,193	7.7	53.8	38.4
56(2044)	95,579	7,311	51,180	37,088	7.6	53.5	38.8
57(2045)	94,365	7,123	50,288	36,953	7.5	53.3	39.2
58(2046)	93,151	6,936	49,443	36,773	7.4	53.1	39.5
59(2047)	91,939	6,750	48,601	36,589	7.3	52.9	39.8
60(2048)	90,731	6,567	47,736	36,428	7.2	52.6	40.1
61(2049)	89,526	6,390	46,865	36,271	7.1	52.3	40.5
62(2050)	88,326	6,219	46,005	36,102	7.0	52.1	40.9
63(2051)	87,130	6,057	45,176	35,898	7.0	51.8	41.2
64(2052)	85,938	5,904	44,359	35,675	6.9	51.6	41.5
65(2053)	84,749	5,761	43,565	35,423	6.8	51.4	41.8
66(2054)	83,562	5,628	42,791	35,143	6.7	51.2	42.1
67(2055)	82,375	5,505	42,037	34,833	6.7	51.0	42.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

図2-1 総人口の推移－出生高位・中位・低位（死亡高位）推計－

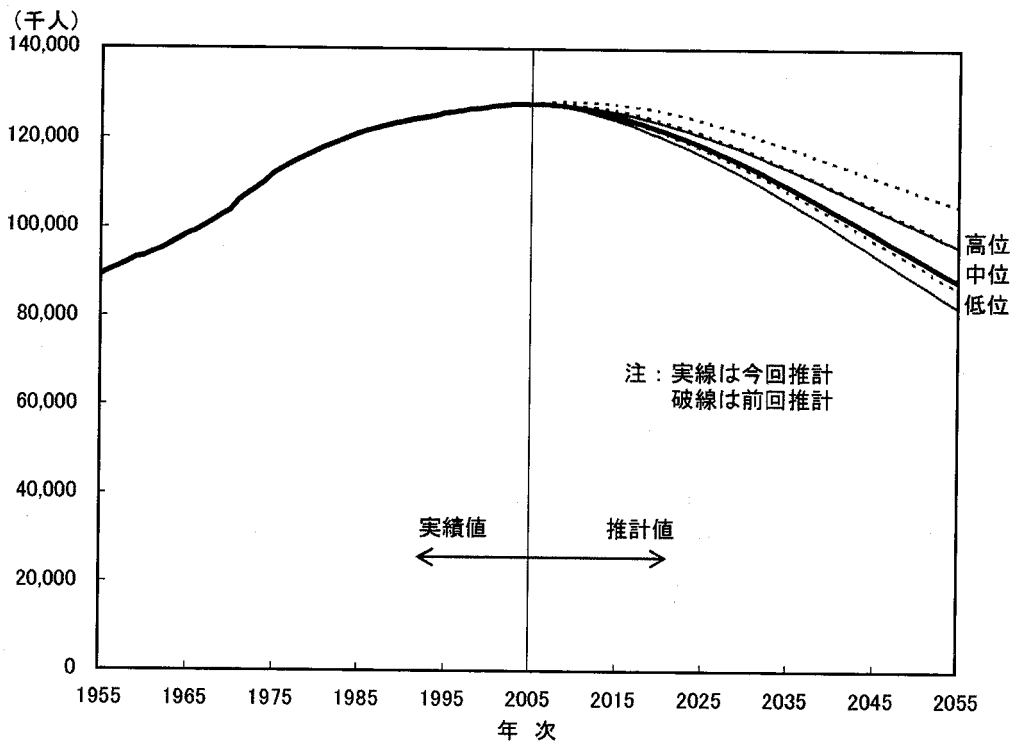


図2-2 老年（65歳以上）人口割合の推移－出生中位・高位・低位（死亡高位）推計－

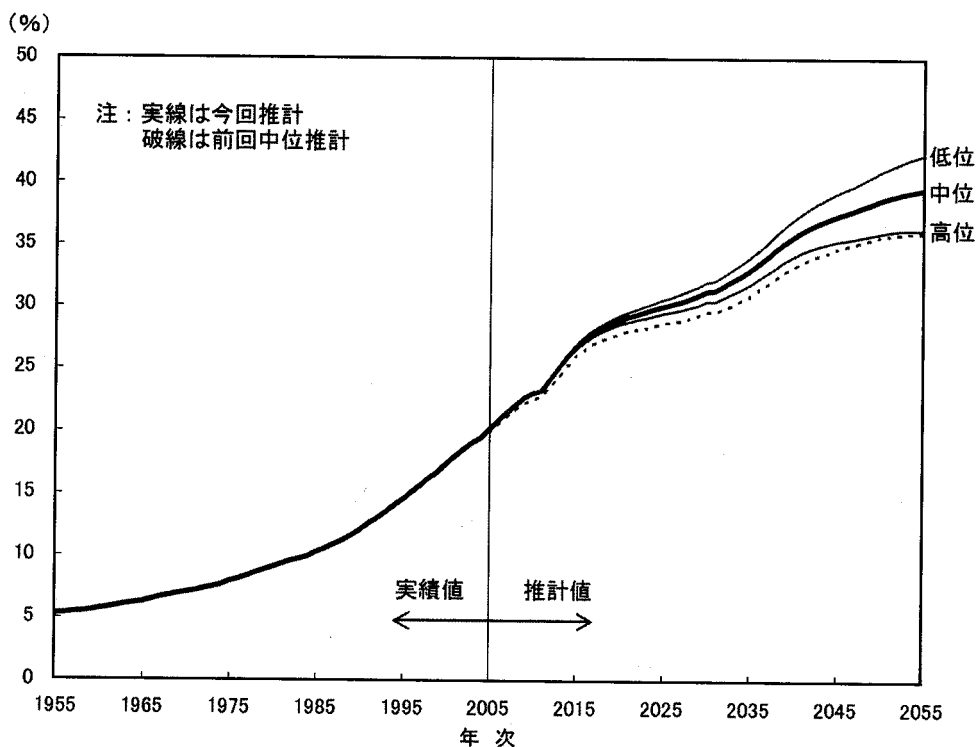


表3-1 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数:[出生中位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,788	17,437	83,733	26,619	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,756	17,238	83,018	27,500	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,667	17,024	82,346	28,297	13.3	64.5	22.2
21(2009)	127,533	16,764	81,661	29,107	13.1	64.0	22.8
22(2010)	127,352	16,481	81,306	29,565	12.9	63.8	23.2
23(2011)	127,127	16,194	81,041	29,891	12.7	63.7	23.5
24(2012)	126,858	15,881	80,009	30,967	12.5	63.1	24.4
25(2013)	126,548	15,544	78,892	32,112	12.3	62.3	25.4
26(2014)	126,199	15,203	77,762	33,234	12.0	61.6	26.3
27(2015)	125,811	14,844	76,845	34,122	11.8	61.1	27.1
28(2016)	125,386	14,488	76,065	34,832	11.6	60.7	27.8
29(2017)	124,924	14,136	75,389	35,399	11.3	60.3	28.3
30(2018)	124,427	13,806	74,778	35,843	11.1	60.1	28.8
31(2019)	123,897	13,491	74,248	36,158	10.9	59.9	29.2
32(2020)	123,335	13,205	73,687	36,444	10.7	59.7	29.5
33(2021)	122,743	12,895	73,196	36,651	10.5	59.6	29.9
34(2022)	122,122	12,626	72,736	36,761	10.3	59.6	30.1
35(2023)	121,474	12,385	72,206	36,884	10.2	59.4	30.4
36(2024)	120,799	12,163	71,613	37,024	10.1	59.3	30.6
37(2025)	120,100	11,960	71,028	37,113	10.0	59.1	30.9
38(2026)	119,378	11,773	70,433	37,172	9.9	59.0	31.1
39(2027)	118,633	11,601	69,802	37,230	9.8	58.8	31.4
40(2028)	117,866	11,442	69,104	37,320	9.7	58.6	31.7
41(2029)	117,079	11,294	68,353	37,433	9.6	58.4	32.0
42(2030)	116,273	11,154	67,484	37,634	9.6	58.0	32.4
43(2031)	115,445	11,021	66,919	37,505	9.5	58.0	32.5
44(2032)	114,598	10,892	65,981	37,725	9.5	57.6	32.9
45(2033)	113,731	10,767	65,030	37,935	9.5	57.2	33.4
46(2034)	112,844	10,642	64,037	38,165	9.4	56.7	33.8
47(2035)	111,936	10,517	63,008	38,412	9.4	56.3	34.3
48(2036)	111,010	10,389	61,922	38,698	9.4	55.8	34.9
49(2037)	110,064	10,259	60,790	39,016	9.3	55.2	35.4
50(2038)	109,101	10,124	59,618	39,360	9.3	54.6	36.1
51(2039)	108,121	9,984	58,477	39,661	9.2	54.1	36.7
52(2040)	107,127	9,838	57,424	39,865	9.2	53.6	37.2
53(2041)	106,120	9,688	56,446	39,986	9.1	53.2	37.7
54(2042)	105,103	9,532	55,544	40,027	9.1	52.8	38.1
55(2043)	104,076	9,372	54,678	40,026	9.0	52.5	38.5
56(2044)	103,042	9,208	53,868	39,966	8.9	52.3	38.8
57(2045)	102,004	9,042	53,089	39,873	8.9	52.0	39.1
58(2046)	100,963	8,874	52,358	39,731	8.8	51.9	39.4
59(2047)	99,921	8,707	51,631	39,583	8.7	51.7	39.6
60(2048)	98,879	8,541	50,882	39,456	8.6	51.5	39.9
61(2049)	97,839	8,379	50,128	39,332	8.6	51.2	40.2
62(2050)	96,803	8,220	49,387	39,195	8.5	51.0	40.5
63(2051)	95,769	8,067	48,678	39,024	8.4	50.8	40.7
64(2052)	94,740	7,921	47,984	38,835	8.4	50.6	41.0
65(2053)	93,714	7,781	47,315	38,619	8.3	50.5	41.2
66(2054)	92,691	7,648	46,668	38,376	8.3	50.3	41.4
67(2055)	91,669	7,522	46,042	38,104	8.2	50.2	41.6

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表3-2 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)			割合(%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,803	17,451	83,733	26,619	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,823	17,306	83,018	27,500	13.5	64.9	21.5
20(2008)	127,802	17,159	82,346	28,297	13.4	64.4	22.1
21(2009)	127,740	16,972	81,661	29,107	13.3	63.9	22.8
22(2010)	127,639	16,767	81,306	29,565	13.1	63.7	23.2
23(2011)	127,499	16,567	81,041	29,891	13.0	63.6	23.4
24(2012)	127,325	16,348	80,009	30,967	12.8	62.8	24.3
25(2013)	127,118	16,114	78,892	32,112	12.7	62.1	25.3
26(2014)	126,880	15,885	77,762	33,234	12.5	61.3	26.2
27(2015)	126,612	15,645	76,845	34,122	12.4	60.7	26.9
28(2016)	126,315	15,417	76,065	34,832	12.2	60.2	27.6
29(2017)	125,987	15,199	75,389	35,399	12.1	59.8	28.1
30(2018)	125,631	15,009	74,778	35,843	11.9	59.5	28.5
31(2019)	125,246	14,840	74,248	36,158	11.8	59.3	28.9
32(2020)	124,834	14,704	73,687	36,444	11.8	59.0	29.2
33(2021)	124,396	14,534	73,211	36,651	11.7	58.9	29.5
34(2022)	123,933	14,370	72,803	36,761	11.6	58.7	29.7
35(2023)	123,445	14,222	72,339	36,884	11.5	58.6	29.9
36(2024)	122,933	14,090	71,819	37,024	11.5	58.4	30.1
37(2025)	122,398	13,972	71,313	37,113	11.4	58.3	30.3
38(2026)	121,840	13,865	70,804	37,172	11.4	58.1	30.5
39(2027)	121,261	13,765	70,266	37,230	11.4	57.9	30.7
40(2028)	120,660	13,669	69,671	37,320	11.3	57.7	30.9
41(2029)	120,039	13,576	69,030	37,433	11.3	57.5	31.2
42(2030)	119,397	13,482	68,281	37,634	11.3	57.2	31.5
43(2031)	118,736	13,388	67,842	37,505	11.3	57.1	31.6
44(2032)	118,054	13,292	67,037	37,725	11.3	56.8	32.0
45(2033)	117,354	13,194	66,225	37,935	11.2	56.4	32.3
46(2034)	116,634	13,092	65,377	38,165	11.2	56.1	32.7
47(2035)	115,895	12,987	64,496	38,412	11.2	55.7	33.1
48(2036)	115,139	12,878	63,563	38,698	11.2	55.2	33.6
49(2037)	114,367	12,764	62,586	39,016	11.2	54.7	34.1
50(2038)	113,579	12,646	61,573	39,360	11.1	54.2	34.7
51(2039)	112,777	12,524	60,592	39,661	11.1	53.7	35.2
52(2040)	111,964	12,398	59,701	39,865	11.1	53.3	35.6
53(2041)	111,141	12,268	58,886	39,986	11.0	53.0	36.0
54(2042)	110,310	12,136	58,147	40,027	11.0	52.7	36.3
55(2043)	109,473	12,002	57,446	40,026	11.0	52.5	36.6
56(2044)	108,632	11,867	56,799	39,966	10.9	52.3	36.8
57(2045)	107,790	11,733	56,184	39,873	10.9	52.1	37.0
58(2046)	106,948	11,600	55,616	39,731	10.8	52.0	37.2
59(2047)	106,106	11,470	55,053	39,583	10.8	51.9	37.3
60(2048)	105,268	11,343	54,468	39,456	10.8	51.7	37.5
61(2049)	104,433	11,221	53,880	39,332	10.7	51.6	37.7
62(2050)	103,603	11,102	53,306	39,195	10.7	51.5	37.8
63(2051)	102,778	10,989	52,765	39,024	10.7	51.3	38.0
64(2052)	101,958	10,881	52,242	38,835	10.7	51.2	38.1
65(2053)	101,143	10,778	51,746	38,619	10.7	51.2	38.2
66(2054)	100,331	10,680	51,275	38,376	10.6	51.1	38.2
67(2055)	99,520	10,588	50,828	38,104	10.6	51.1	38.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表3-3 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数:[出生低位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,780	17,429	83,733	26,619	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,687	17,170	83,018	27,500	13.4	65.0	21.5
20(2008)	127,515	16,871	82,346	28,297	13.2	64.6	22.2
21(2009)	127,287	16,519	81,661	29,107	13.0	64.2	22.9
22(2010)	127,005	16,133	81,306	29,565	12.7	64.0	23.3
23(2011)	126,671	15,739	81,041	29,891	12.4	64.0	23.6
24(2012)	126,290	15,313	80,009	30,967	12.1	63.4	24.5
25(2013)	125,863	14,860	78,892	32,112	11.8	62.7	25.5
26(2014)	125,396	14,401	77,762	33,234	11.5	62.0	26.5
27(2015)	124,889	13,922	76,845	34,122	11.1	61.5	27.3
28(2016)	124,344	13,447	76,065	34,832	10.8	61.2	28.0
29(2017)	123,764	12,976	75,389	35,399	10.5	60.9	28.6
30(2018)	123,149	12,528	74,778	35,843	10.2	60.7	29.1
31(2019)	122,502	12,096	74,248	36,158	9.9	60.6	29.5
32(2020)	121,823	11,693	73,687	36,444	9.6	60.5	29.9
33(2021)	121,116	11,277	73,188	36,651	9.3	60.4	30.3
34(2022)	120,381	10,952	72,668	36,761	9.1	60.4	30.5
35(2023)	119,619	10,681	72,055	36,884	8.9	60.2	30.8
36(2024)	118,832	10,439	71,369	37,024	8.8	60.1	31.2
37(2025)	118,019	10,224	70,682	37,113	8.7	59.9	31.4
38(2026)	117,184	10,032	69,980	37,172	8.6	59.7	31.7
39(2027)	116,326	9,860	69,236	37,230	8.5	59.5	32.0
40(2028)	115,447	9,704	68,423	37,320	8.4	59.3	32.3
41(2029)	114,547	9,559	67,554	37,433	8.3	59.0	32.7
42(2030)	113,626	9,424	66,568	37,634	8.3	58.6	33.1
43(2031)	112,684	9,295	65,885	37,505	8.2	58.5	33.3
44(2032)	111,721	9,168	64,829	37,725	8.2	58.0	33.8
45(2033)	110,737	9,042	63,760	37,935	8.2	57.6	34.3
46(2034)	109,731	8,915	62,652	38,165	8.1	57.1	34.8
47(2035)	108,704	8,784	61,508	38,412	8.1	56.6	35.3
48(2036)	107,655	8,648	60,309	38,698	8.0	56.0	35.9
49(2037)	106,585	8,506	59,063	39,016	8.0	55.4	36.6
50(2038)	105,496	8,357	57,780	39,360	7.9	54.8	37.3
51(2039)	104,388	8,200	56,527	39,661	7.9	54.2	38.0
52(2040)	103,264	8,036	55,363	39,865	7.8	53.6	38.6
53(2041)	102,126	7,865	54,274	39,986	7.7	53.1	39.2
54(2042)	100,976	7,688	53,261	40,027	7.6	52.7	39.6
55(2043)	99,816	7,506	52,284	40,026	7.5	52.4	40.1
56(2044)	98,649	7,321	51,362	39,966	7.4	52.1	40.5
57(2045)	97,477	7,133	50,471	39,873	7.3	51.8	40.9
58(2046)	96,302	6,945	49,626	39,731	7.2	51.5	41.3
59(2047)	95,127	6,759	48,785	39,583	7.1	51.3	41.6
60(2048)	93,952	6,577	47,920	39,456	7.0	51.0	42.0
61(2049)	92,780	6,399	47,049	39,332	6.9	50.7	42.4
62(2050)	91,613	6,229	46,189	39,195	6.8	50.4	42.8
63(2051)	90,449	6,067	45,359	39,024	6.7	50.1	43.1
64(2052)	89,291	5,914	44,542	38,835	6.6	49.9	43.5
65(2053)	88,138	5,771	43,748	38,619	6.5	49.6	43.8
66(2054)	86,988	5,638	42,974	38,376	6.5	49.4	44.1
67(2055)	85,840	5,515	42,221	38,104	6.4	49.2	44.4

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

図3-1 総人口の推移－出生中位・高位・低位（死亡低位）推計－

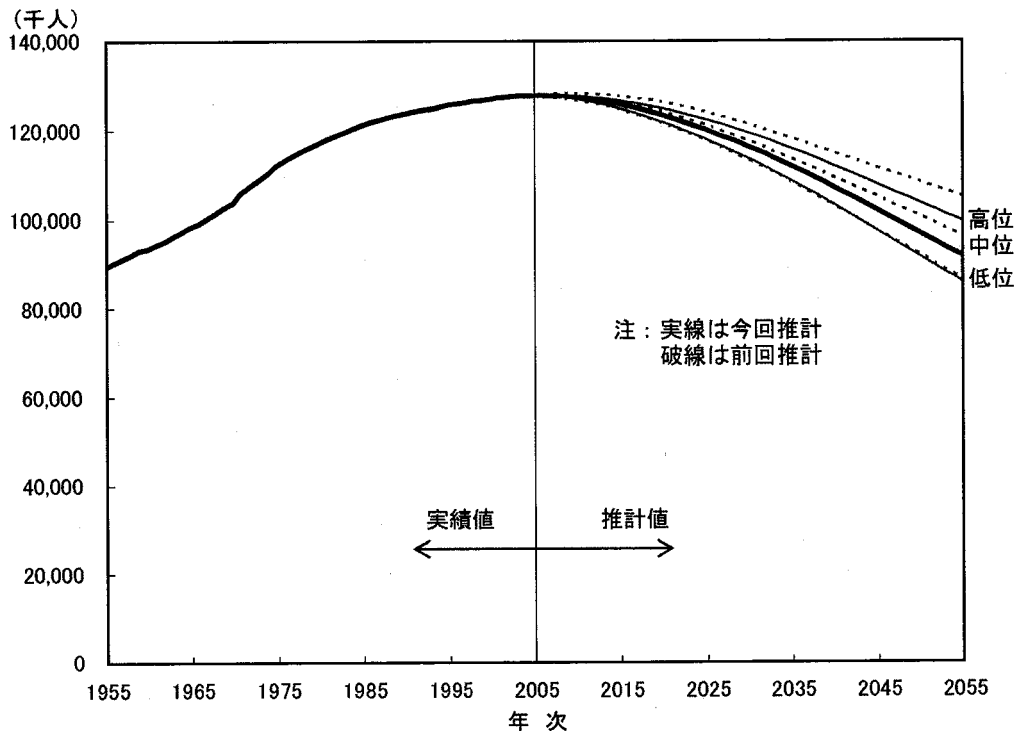
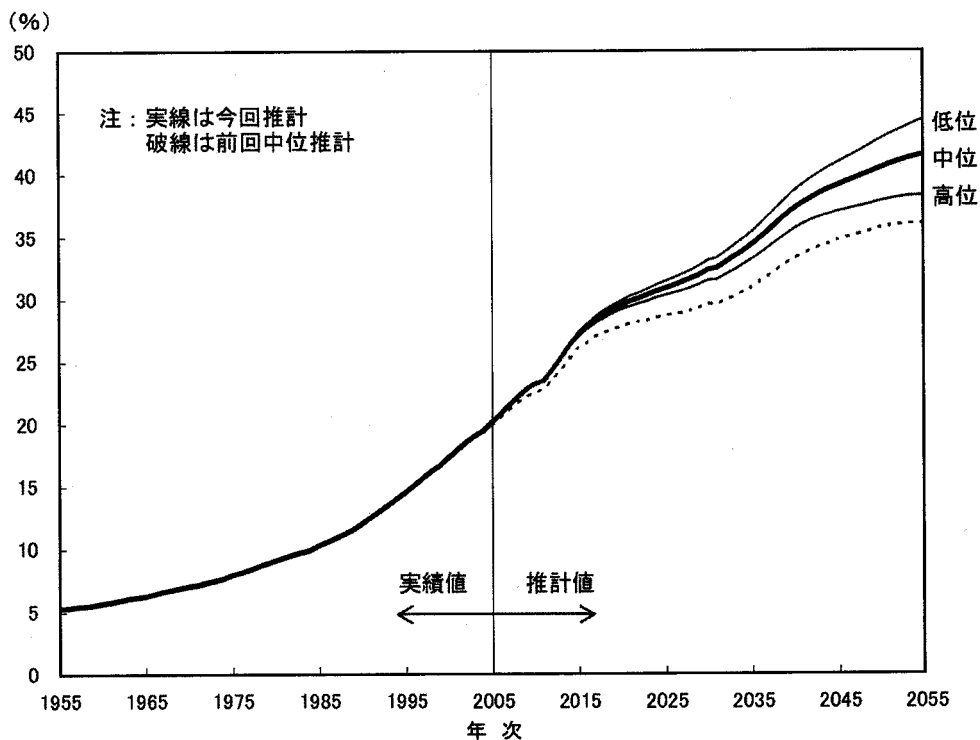


図3-2 老年（65歳以上）人口割合の推移－出生中位・高位・低位（死亡低位）推計－



《仮定値》

表4-1 合計特殊出生率の推移：中位・高位・低位推計

年次	中位	高位	低位
平成 17(2005)	1.2601	1.2601	1.2601
18(2006)	1.2942	1.3243	1.2662
19(2007)	1.2467	1.3170	1.1626
20(2008)	1.2297	1.3179	1.1185
21(2009)	1.2232	1.3214	1.0980
22(2010)	1.2184	1.3282	1.0806
23(2011)	1.2152	1.3383	1.0666
24(2012)	1.2135	1.3516	1.0560
25(2013)	1.2134	1.3677	1.0486
26(2014)	1.2148	1.3853	1.0441
27(2015)	1.2171	1.4033	1.0418
28(2016)	1.2199	1.4210	1.0410
29(2017)	1.2227	1.4376	1.0411
30(2018)	1.2252	1.4528	1.0415
31(2019)	1.2273	1.4664	1.0421
32(2020)	1.2289	1.4783	1.0425
33(2021)	1.2302	1.4885	1.0426
34(2022)	1.2311	1.4971	1.0423
35(2023)	1.2320	1.5042	1.0417
36(2024)	1.2328	1.5100	1.0409
37(2025)	1.2335	1.5145	1.0400
38(2026)	1.2343	1.5181	1.0393
39(2027)	1.2351	1.5209	1.0386
40(2028)	1.2360	1.5231	1.0383
41(2029)	1.2371	1.5249	1.0382
42(2030)	1.2382	1.5264	1.0384
43(2031)	1.2394	1.5277	1.0389
44(2032)	1.2408	1.5289	1.0397
45(2033)	1.2422	1.5301	1.0407
46(2034)	1.2436	1.5311	1.0419
47(2035)	1.2450	1.5322	1.0433
48(2036)	1.2465	1.5332	1.0448
49(2037)	1.2479	1.5342	1.0463
50(2038)	1.2492	1.5351	1.0478
51(2039)	1.2505	1.5360	1.0491
52(2040)	1.2517	1.5368	1.0504
53(2041)	1.2528	1.5376	1.0516
54(2042)	1.2538	1.5383	1.0527
55(2043)	1.2548	1.5389	1.0538
56(2044)	1.2557	1.5395	1.0547
57(2045)	1.2566	1.5401	1.0556
58(2046)	1.2574	1.5407	1.0564
59(2047)	1.2582	1.5412	1.0571
60(2048)	1.2589	1.5418	1.0578
61(2049)	1.2597	1.5424	1.0584
62(2050)	1.2604	1.5429	1.0591
63(2051)	1.2611	1.5435	1.0598
64(2052)	1.2618	1.5441	1.0605
65(2053)	1.2625	1.5447	1.0613
66(2054)	1.2632	1.5454	1.0622
67(2055)	1.2640	1.5461	1.0630

平成17(2005)年は実績値である。死亡中位推計による。

表4-2 平均寿命の推移：死亡中位・死亡高位・死亡低位推計

年次	死亡中位(年)		
	男	女	男女差
平成 17(2005)	78.53	85.49	6.96
18(2006)	78.85	85.78	6.93
19(2007)	79.02	85.94	6.92
20(2008)	79.19	86.10	6.91
21(2009)	79.35	86.25	6.90
22(2010)	79.51	86.41	6.90
23(2011)	79.66	86.55	6.89
24(2012)	79.80	86.69	6.89
25(2013)	79.94	86.82	6.88
26(2014)	80.08	86.95	6.87
27(2015)	80.22	87.08	6.86
28(2016)	80.35	87.20	6.85
29(2017)	80.49	87.33	6.84
30(2018)	80.61	87.45	6.83
31(2019)	80.73	87.57	6.84
32(2020)	80.85	87.68	6.83
33(2021)	80.96	87.78	6.83
34(2022)	81.07	87.89	6.82
35(2023)	81.18	87.99	6.81
36(2024)	81.29	88.09	6.80
37(2025)	81.39	88.19	6.79
38(2026)	81.50	88.28	6.79
39(2027)	81.60	88.38	6.78
40(2028)	81.70	88.48	6.78
41(2029)	81.79	88.57	6.78
42(2030)	81.88	88.66	6.78
43(2031)	81.97	88.74	6.78
44(2032)	82.06	88.83	6.77
45(2033)	82.14	88.90	6.76
46(2034)	82.23	88.98	6.76
47(2035)	82.31	89.06	6.75
48(2036)	82.39	89.14	6.74
49(2037)	82.47	89.21	6.74
50(2038)	82.55	89.28	6.73
51(2039)	82.63	89.36	6.73
52(2040)	82.71	89.43	6.72
53(2041)	82.78	89.50	6.72
54(2042)	82.85	89.57	6.72
55(2043)	82.92	89.64	6.72
56(2044)	82.99	89.71	6.72
57(2045)	83.05	89.77	6.72
58(2046)	83.12	89.83	6.72
59(2047)	83.18	89.89	6.71
60(2048)	83.25	89.95	6.70
61(2049)	83.31	90.01	6.70
62(2050)	83.37	90.07	6.69
63(2051)	83.43	90.12	6.69
64(2052)	83.50	90.18	6.68
65(2053)	83.56	90.24	6.68
66(2054)	83.62	90.29	6.67
67(2055)	83.67	90.34	6.67

平成17(2005)年は実績値である。

表4-2 平均寿命の推移：死亡中位・死亡高位・死亡低位推計（つづき）

年次	死亡高位			死亡低位		
	男	女	男女差	男	女	男女差
平成 17(2005)	78.53	85.49	6.96	78.53	85.49	6.96
18(2006)	78.51	85.47	6.96	79.19	86.10	6.90
19(2007)	78.66	85.61	6.96	79.39	86.28	6.89
20(2008)	78.80	85.75	6.95	79.58	86.47	6.88
21(2009)	78.94	85.88	6.94	79.76	86.64	6.88
22(2010)	79.07	86.00	6.93	79.93	86.80	6.87
23(2011)	79.20	86.12	6.92	80.11	86.96	6.86
24(2012)	79.33	86.24	6.92	80.28	87.12	6.84
25(2013)	79.45	86.36	6.91	80.45	87.28	6.83
26(2014)	79.57	86.48	6.90	80.61	87.44	6.82
27(2015)	79.68	86.59	6.91	80.77	87.59	6.82
28(2016)	79.79	86.69	6.90	80.92	87.73	6.82
29(2017)	79.89	86.79	6.89	81.06	87.87	6.81
30(2018)	79.99	86.88	6.89	81.21	88.01	6.79
31(2019)	80.09	86.97	6.88	81.36	88.14	6.78
32(2020)	80.19	87.06	6.87	81.50	88.27	6.77
33(2021)	80.29	87.15	6.87	81.64	88.40	6.76
34(2022)	80.38	87.24	6.86	81.77	88.53	6.76
35(2023)	80.47	87.33	6.86	81.90	88.66	6.76
36(2024)	80.56	87.41	6.85	82.02	88.78	6.76
37(2025)	80.64	87.49	6.85	82.15	88.89	6.75
38(2026)	80.72	87.57	6.85	82.27	89.01	6.74
39(2027)	80.80	87.65	6.85	82.39	89.12	6.73
40(2028)	80.87	87.72	6.85	82.51	89.23	6.72
41(2029)	80.95	87.79	6.84	82.63	89.34	6.71
42(2030)	81.02	87.86	6.84	82.74	89.44	6.70
43(2031)	81.09	87.92	6.83	82.85	89.55	6.70
44(2032)	81.16	87.99	6.83	82.95	89.66	6.71
45(2033)	81.23	88.05	6.82	83.06	89.76	6.70
46(2034)	81.29	88.11	6.82	83.16	89.85	6.69
47(2035)	81.36	88.18	6.82	83.26	89.94	6.68
48(2036)	81.42	88.24	6.81	83.36	90.03	6.68
49(2037)	81.49	88.30	6.81	83.46	90.12	6.67
50(2038)	81.55	88.35	6.80	83.55	90.21	6.66
51(2039)	81.61	88.41	6.80	83.65	90.30	6.65
52(2040)	81.67	88.47	6.80	83.74	90.39	6.64
53(2041)	81.72	88.53	6.80	83.83	90.47	6.64
54(2042)	81.78	88.58	6.80	83.92	90.56	6.64
55(2043)	81.83	88.63	6.80	84.00	90.64	6.64
56(2044)	81.88	88.69	6.80	84.09	90.73	6.64
57(2045)	81.93	88.73	6.80	84.17	90.81	6.64
58(2046)	81.98	88.78	6.80	84.25	90.88	6.63
59(2047)	82.03	88.83	6.79	84.33	90.96	6.63
60(2048)	82.08	88.87	6.79	84.41	91.03	6.62
61(2049)	82.13	88.92	6.79	84.49	91.10	6.61
62(2050)	82.18	88.96	6.78	84.57	91.17	6.60
63(2051)	82.22	89.00	6.78	84.64	91.24	6.60
64(2052)	82.27	89.05	6.78	84.72	91.31	6.59
65(2053)	82.32	89.09	6.77	84.79	91.38	6.58
66(2054)	82.36	89.13	6.77	84.86	91.45	6.58
67(2055)	82.41	89.17	6.77	84.93	91.51	6.58

平成17(2005)年は実績値である。

表4-3 男女、年齢別日本人入国超過率

期末年齢	男	女	期末年齢	男	女
0	-0.00435	-0.00441	55	-0.00076	0.00005
1	-0.00340	-0.00341	56	-0.00068	0.00010
2	-0.00223	-0.00224	57	-0.00064	0.00012
3	-0.00118	-0.00121	58	-0.00064	0.00011
4	-0.00054	-0.00058	59	-0.00061	0.00012
5	-0.00034	-0.00036	60	-0.00053	0.00015
6	-0.00035	-0.00034	61	-0.00039	0.00021
7	-0.00020	-0.00016	62	-0.00025	0.00024
8	-0.00008	-0.00007	63	-0.00017	0.00022
9	-0.00001	-0.00002	64	-0.00013	0.00020
10	0.00002	0.00000	65	-0.00009	0.00019
11	0.00004	0.00001	66	-0.00002	0.00021
12	0.00020	0.00020	67	0.00002	0.00021
13	0.00035	0.00031	68	0.00004	0.00018
14	0.00035	0.00013	69	0.00007	0.00015
15	0.00031	-0.00001	70	0.00011	0.00012
16	0.00019	-0.00011	71	0.00014	0.00012
17	-0.00006	-0.00028	72	0.00014	0.00013
18	-0.00047	-0.00078	73	0.00012	0.00013
19	-0.00093	-0.00150	74	0.00009	0.00011
20	-0.00130	-0.00214	75	0.00008	0.00007
21	-0.00134	-0.00237	76	0.00007	0.00004
22	-0.00097	-0.00202	77	0.00005	0.00002
23	-0.00055	-0.00155	78	0.00004	0.00002
24	-0.00033	-0.00122	79	0.00004	0.00002
25	-0.00023	-0.00084	80	0.00005	0.00001
26	-0.00023	-0.00047	81	0.00004	0.00001
27	-0.00023	-0.00011	82	0.00004	0.00001
28	-0.00021	0.00000	83	0.00002	0.00001
29	-0.00022	-0.00009	84	0.00001	0.00001
30	-0.00029	-0.00021	85	-0.00001	0.00001
31	-0.00038	-0.00026	86	-0.00002	0.00001
32	-0.00046	-0.00024	87	-0.00003	0.00000
33	-0.00049	-0.00019	88	-0.00003	0.00001
34	-0.00047	-0.00011	89	-0.00003	0.00001
35	-0.00042	-0.00004	90	0.00000	0.00000
36	-0.00040	0.00004	91	0.00000	0.00000
37	-0.00043	0.00014	92	0.00000	0.00000
38	-0.00052	0.00021	93	0.00000	0.00000
39	-0.00059	0.00028	94	0.00000	0.00000
40	-0.00062	0.00033	95	0.00000	0.00000
41	-0.00062	0.00037	96	0.00000	0.00000
42	-0.00062	0.00037	97	0.00000	0.00000
43	-0.00062	0.00032	98	0.00000	0.00000
44	-0.00063	0.00025	99	0.00000	0.00000
45	-0.00066	0.00016	100	0.00000	0.00000
46	-0.00071	0.00009	101	0.00000	0.00000
47	-0.00076	0.00004	102	0.00000	0.00000
48	-0.00080	0.00002	103	0.00000	0.00000
49	-0.00081	0.00000	104	0.00000	0.00000
50	-0.00081	-0.00002	105+	0.00000	0.00000
51	-0.00082	-0.00003			
52	-0.00085	-0.00004			
53	-0.00086	-0.00004			
54	-0.00084	0.00000			

日本人人口に対する日本人入国超過率。

表4-4 男女別外国人入国超過数

期末年	男	女	期末年	男	女	期末年	男	女
2006	25,890	26,462	2013	30,106	37,518	2020	32,384	40,838
2007	26,677	28,972	2014	30,518	38,263	2021	32,617	41,067
2008	27,390	31,079	2015	30,896	38,891	2022	32,833	41,261
2009	28,038	32,848	2016	31,244	39,421	2023	33,034	41,427
2010	28,627	34,334	2017	31,564	39,869	2024	33,220	41,567
2011	29,165	35,583	2018	31,859	40,247	2025	33,393	41,686
2012	29,656	36,634	2019	32,132	40,567			

(人)

表4-5 男女、年齢別外国人入国超過年齢割合

期末年齢	男	女	期末年齢	男	女
0	-0.00180	-0.00044	55	-0.00198	-0.00136
1	0.00326	0.00243	56	-0.00222	-0.00153
2	0.00474	0.00309	57	-0.00275	-0.00181
3	0.00304	0.00183	58	-0.00336	-0.00199
4	-0.00004	-0.00005	59	-0.00364	-0.00197
5	-0.00219	-0.00115	60	-0.00340	-0.00185
6	-0.00212	-0.00087	61	-0.00278	-0.00171
7	-0.00102	-0.00012	62	-0.00227	-0.00154
8	0.00045	0.00072	63	-0.00201	-0.00137
9	0.00185	0.00143	64	-0.00197	-0.00119
10	0.00267	0.00182	65	-0.00192	-0.00106
11	0.00283	0.00189	66	-0.00157	-0.00095
12	0.00305	0.00214	67	-0.00118	-0.00090
13	0.00457	0.00297	68	-0.00091	-0.00087
14	0.00626	0.00221	69	-0.00086	-0.00080
15	0.00836	0.00228	70	-0.00083	-0.00068
16	0.01844	0.01240	71	-0.00067	-0.00053
17	0.04253	0.03911	72	-0.00055	-0.00043
18	0.07496	0.07820	73	-0.00049	-0.00040
19	0.10608	0.11587	74	-0.00048	-0.00041
20	0.12761	0.13681	75	-0.00046	-0.00041
21	0.13486	0.13368	76	-0.00037	-0.00036
22	0.12916	0.11243	77	-0.00027	-0.00027
23	0.11464	0.08625	78	-0.00031	-0.00019
24	0.09288	0.06304	79	-0.00044	-0.00014
25	0.06653	0.04632	80	-0.00052	-0.00011
26	0.04411	0.03684	81	-0.00046	-0.00011
27	0.03086	0.03207	82	-0.00034	-0.00013
28	0.02283	0.02817	83	-0.00023	-0.00013
29	0.01665	0.02326	84	-0.00019	-0.00010
30	0.01133	0.01749	85	-0.00018	-0.00007
31	0.00706	0.01187	86	-0.00018	-0.00005
32	0.00418	0.00738	87	-0.00014	-0.00003
33	0.00196	0.00430	88	-0.00009	-0.00002
34	-0.00073	0.00252	89	-0.00004	-0.00001
35	-0.00356	0.00211	90	0.00001	0.00000
36	-0.00551	0.00242	91	0.00000	0.00000
37	-0.00594	0.00277	92	0.00000	0.00000
38	-0.00532	0.00280	93	0.00000	0.00000
39	-0.00438	0.00253	94	0.00000	0.00000
40	-0.00325	0.00225	95	0.00000	0.00000
41	-0.00194	0.00224	96	0.00000	0.00000
42	-0.00083	0.00232	97	0.00000	0.00000
43	-0.00010	0.00198	98	0.00000	0.00000
44	0.00001	0.00134	99	0.00000	0.00000
45	-0.00021	0.00078	100	0.00000	0.00000
46	-0.00043	0.00037	101	0.00000	0.00000
47	-0.00042	0.00003	102	0.00000	0.00000
48	-0.00042	-0.00024	103	0.00000	0.00000
49	-0.00054	-0.00054	104	0.00000	0.00000
50	-0.00075	-0.00082	105+	0.00000	0.00000
51	-0.00107	-0.00108			
52	-0.00150	-0.00129			
53	-0.00177	-0.00136			
54	-0.00185	-0.00134			

男女別外国人入国超過数を1とした場合の年齢別割合。

図4-1 合計特殊出生率の推移：中位・高位・低位推計

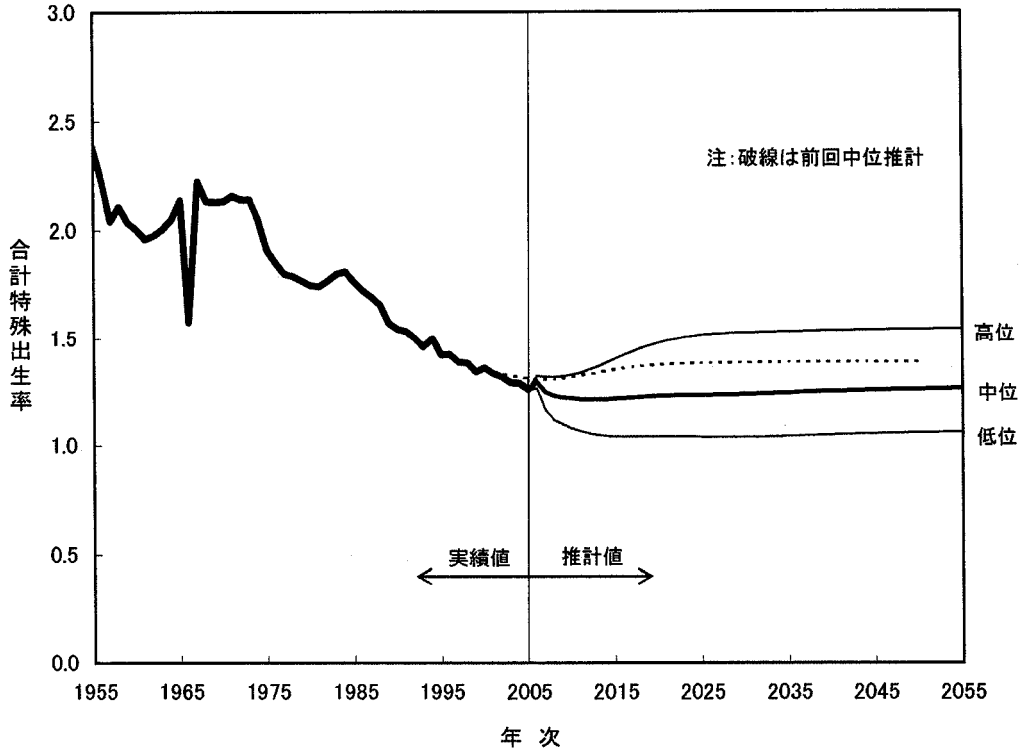


図4-2 平均寿命の推移：中位・高位・低位推計

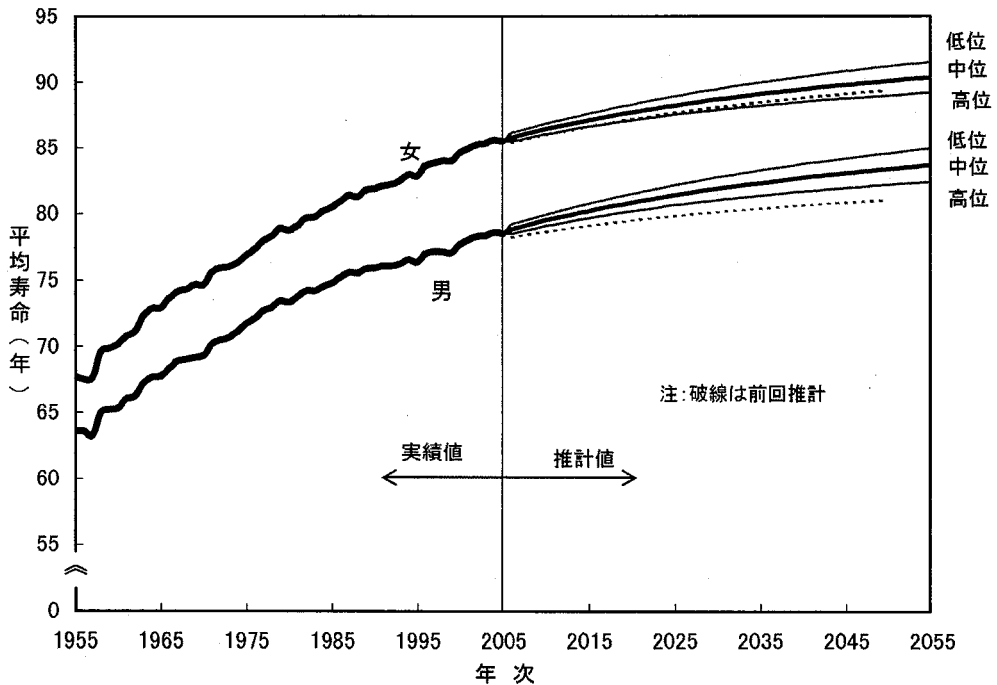


図4-3 男女、年齢別日本人入国超過率

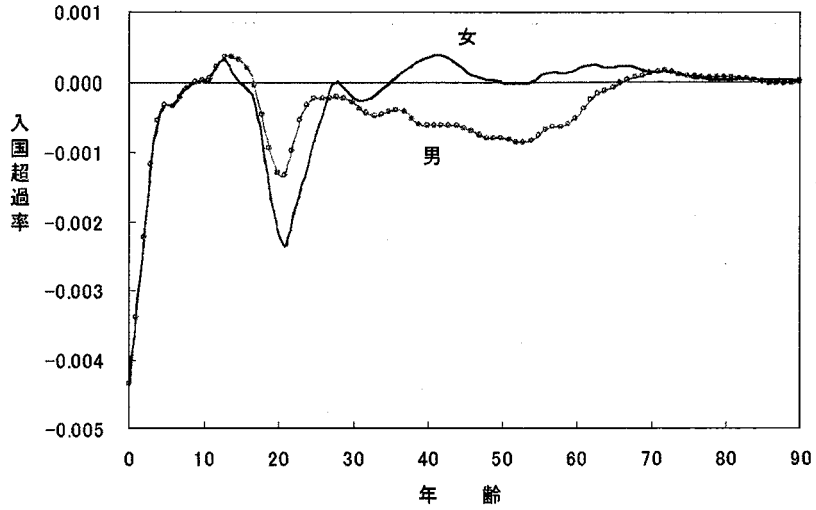


図4-4 男女別外国人入国超過率

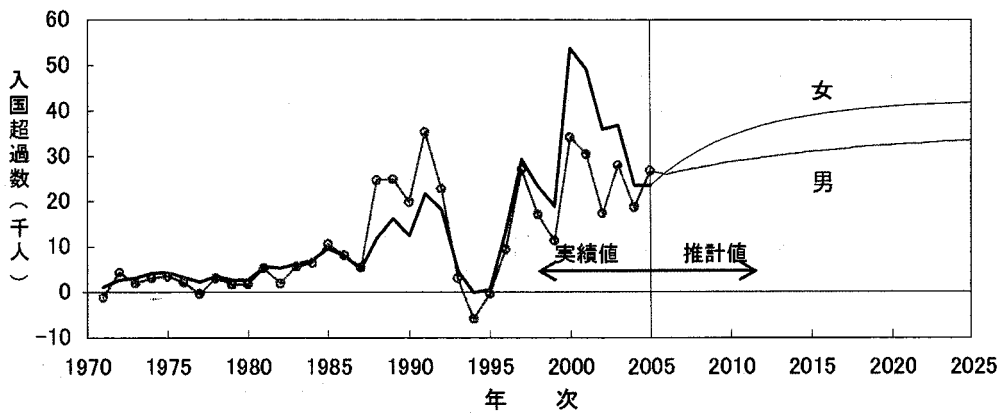
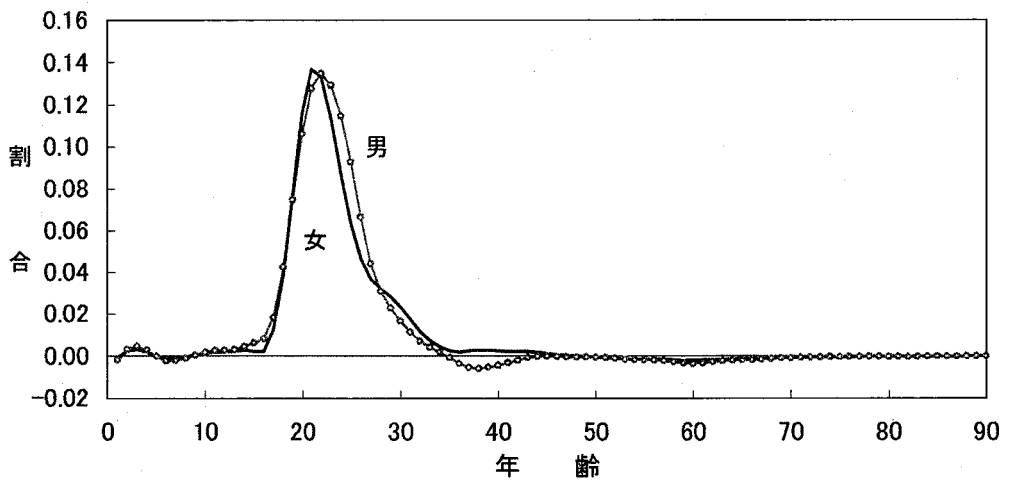


図4-5 男女、年齢別外国人入国超過年齢割合



第Ⅱ部

社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに

中央省庁再編（中央省庁等改革基本法）によって、総理府社会保障制度審議会事務局が平成13年1月6日をもって廃止された。そのため本統計年報において平成11年版まで掲載してきた同事務局の推計「社会保障関係総費用」の更新ができなくなった。これまで本節、1. 社会保障の体系は社会保障制度審議会の「勧告」に基づく社会保障制度の定義において整理してきた。基本的にその枠組みが変更されることは無いが、「社会保障関係総費用」において採用されてきた3分類すなわち「狭義の社会保障」「広義の社会保障」「社会保障関連制度」の区分による、費用を示すことができない。そこで代わりに社会保障費用統計としては、国立社会保障・人口問題研究所が推計公表している「社会保障給付費」を掲載し、理解の助けとなるよう配慮した。

なお、社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- 1 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
(1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅
(9) 生活保護その他
- 2 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- 3 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。
あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

2 社会保険、児童手当及び長寿医療制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類		職 域			
		健 康 保 険		船 員 保 険	
根 拠 法 〔施 行〕		健康保険法(大11.4.22法70) 〔昭2.1.1〕			船員保険法 (昭14.4.6法73) 〔昭15.6.1〕
対 象		一 般 被 用 者		法第3条第2項の規定 による労働者	船 員
保 険 者 (平成20年3月末現在)		全国健康保険協会	各種健康保険組合 (1,518)	全国健康保険協会	政 府
加 入 者 数 (平成20年3月末現在)		19,807千人 (家族数16,488千人)	15,871千人 (14,989千人)	11千人 (7千人)	63千人 (95千人)
財 源	一 般 保 険 料	4.1% } 8.2% 4.1% } 8.2%	3.242% } 7.241% 3.999% } 7.241% (平成20年3月末現在の 平均)	1級日額 ~ 11級日額 120~1,010円 190~1,630円 310~2,640円	4.55% } 9.1% 4.55% } 9.1%
	本 人 使 用 者 } 計				
国庫負担・補助 (平成20年度予算)		給付費の13.0% (後期高齢者支援金分) 16.4%	事 務 費 の 全 額 給付費の補助(定額)	給付費の13.0% (後期高齢者支援金分) 16.4%	給付費の補助(定額)
診 療 等 (一部負担)		3割。ただし義務教育就学前：2割、70歳以上75歳未満：2割※(現役並み所得者は3割) ※70歳以上75歳未満の者については、平成22年3月まで1割に据置き			
入院時食事療養費		標準負担額 ・一般 1食260円 ・低所得者 1食210円 但し、91日目以降は1食160円			
入院時生活療養費		生活療養標準負担額 ・一般(I) 1食460円+1日320円 ・一般(II) 1食420円+1日320円 ・特に所得の低い低所得者 1食130円+1日320円 ※療養病床に入院する65歳以上の者が対象 ※難病等の入院医療の必要性の高い患者は食費のみの自己負担限度額			
高額療養費		・70歳未満の者 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (低所得者は35,400円、上位・70歳以上75歳未満の者 62,100円、外来(個人ごと)24,600円 (低所得者は24,600円、現役並み所得者は80,100円+(医療費-267,000円)×1%、外来(個人ごと)44,400円) ※① 世帯合算(70歳未満の者については、同一月に21,000円以上の負担が複数生じた場合はこれを合) ② 多数該当世帯の負担軽減(12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額は70歳未満) ③ 長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等については、自己負担)			
高額医療・介護合算		毎年8月から翌年7月までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額となる場合			
出産育児一時金		350,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、3万円加算			
家族出産育児一時金		350,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、3万円加算			
埋 葬 料		50,000円		50,000円	50,000円 付加給付あり
家 族 埋 葬 料		50,000円			50,000円 付加給付あり
休 業 給 付	傷 病 手 当 金	1日につき標準報酬日額×2/3 1年6月まで		1日につき最大月間標準 賃金日額総額×1/50相当額 6ヵ月(結核性1.5年)まで	1日につき標準報酬日額 ×2/3 3年まで
	出 産 手 当 金	1日につき標準報酬日額×2/3 出産日(出産が予定日後であるときは、予定日)以前42日(多胎妊娠の場合、98日)から出産日後56日まで		1日につき月間標準賃金 日額総額×1/50相当額	1日につき標準報酬日額 ×2/3 出産日以前未就労期間、 出産日後56日分まで
	休 業 手 当 金	—			
災 害 給 付	弔 慰 金	—			
	家 族 弔 慰 金	—			
	災 害 見 舞 金	—			

(注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第3条第2項被保険者を使用する事業主の)
 2 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。
 3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。
 4 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入す
 5 低所得者は、市町村民税非課税世帯に属する者等である。
 6 加入者数は、各種共済を除き速報値であり、平成20年3月末の数値には、平成20年4月以降に長寿(後期高齢者)医療
 資料：厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」、社会保険庁「事業年報(医療保険編)平成19年度」

平成21(2009)年4月現在

保 険			地 域 保 険		
国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法 (昭33.5.1法128) 〔昭33.7.1〕	地方公務員共済組合 地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済 私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険 国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕		
国 家 公 務 員	地 方 公 務 員	私 立 学 校 教 職 員	一般国民(農業者・自営業者等)	被用者保険の退職者	
各省庁等共済組合 (21)	各地方公務員等共済組合 (55)	日本私立学校振興・共済事業団	各市町村(特別区) (1,804)	各国民健康保険組合 (165)	各市町村
1,085千人 (1,324千人)	2,822千人 (3,286千人)	490千人 (365千人)	46,881千人	3,843千人	退職者 8,820千人
3.05%~5.00% } 3.05%~5.00% } ※介護分を含む (平成21年9月1日現在)	6.11~ 5.03% } 10.05% 5.03% } ※介護分を含む (平成21年9月1日現在)	3.78% } 3.78% } 7.56% 3.78% } ※介護分を含む (平成21年4月1日末現在)	(1世帯当たり平均保険料(税)調定額)(市町村) 164,100円(平成19年度)		
事務費の全額	〔各地方公共団体が事務費の全額負担〕	事務費の一部	事務費の全額 給付費等の43%	費の全額 給付費等の32~55%	なし

・低所得者のうち特に所得の低い者(70歳~74歳) 1食100円

・低所得者 1食210円+1日320円

担(食事療養標準負担額と同額)

所得者は150,000円+(医療費-500,000円)×1%を超える場合その超える額を支給する
外来(個人ごと)8,000円、特に所得の低い者は15,000円、外来(個人ごと)8,000円、
を超える場合その超える額を支給する

算して世帯単位で高額療養費を支給)

満の者は44,400円(低所得者24,600円、上位所得者83,400円)、70歳以上の現役並み所得者及び一般は44,400円)

担限度額は10,000円。ただし、人工透析を行う慢性腎不全の患者で70歳未満の上位所得者は、自己負担限度額が20,000円)

に、負担を軽減する仕組み。自己負担限度額は所得と年齢に応じてきめ細かく設定。

350,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、3万円加算	条例・規定の定めるところによる *(基準額350,000円) ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、3万円加算		
350,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、3万円加算	—		
50,000円	50,000円	50,000円	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1~5万円程度としているところが多い)
50,000円	50,000円	50,000円	—
1日につき標準報酬日額×2/3 1年6月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×2/3に一定係数を乗じた額 1年6月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額×2/3に一定係数を乗じた額 1年6月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬日額×2/3 出産日(出産が予定日後であるときは、予定日)以前42日から から出産日後56日まで	1日につき給料日額×2/3に一定係数を乗じた額	1日につき標準給与日額×2/3に一定係数を乗じた額 (多胎妊娠の場合は、98日)	
1日につき標準報酬日額×50/100	1日につき標準報酬日額×50/100	1日につき標準報酬日額×50/100	—
標準報酬月額×1/10	給料月額×1/10	標準給与月額×1/10	—
標準報酬月額×70/100	給料月額×70/100	標準給与月額×70/100	—
損害の程度に応じ標準報酬月額の半月分~3月分	損害の程度に応じ給料の半月分~3月分	損害の程度に応じ標準給与月額の半月分~3月分	—

設立する健康保険組合にあっては、日雇拠出金を含む)

る者及びその家族については政管健保並である。

制度へ移行する者が含まれている。

② 年金制度

平成21(2009)年9月現在

制度の種類		国	民	年	金
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕			
対象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であつて、20歳以上60歳未満の者				
経営主体	政 府				
被保険者数 (平成19年度末現在)	第1号被保険者2,035万人 第2号被保険者3,837万人 第3号被保険者1,063万人				
財 源	保 険 料	第1号被保険者…(一般保険料)月額14,660円 ^{注1)} (付加保険料)月額400円 第2号被保険者} 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者}			
	国庫負担	基礎年金給付費の1/2、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、事務費の全額			
給 付	支 給 要 件		年 金 額		
老 齢 給 付	老 齢 基 礎 年 金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む)が25年 ^{注2)} 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある)		$\frac{792,100円 \times \left(\frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{免除月数}} \times \frac{4}{8} + \frac{\text{保険料全額}}{\text{免除月数}} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{保険料1/2}}{\text{免除月数}} \times \frac{6}{8} + \frac{\text{保険料1/4}}{\text{免除月数}} \times \frac{7}{8} \right)}{480^{注3)}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある	
	付 加 年 金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給		200円×付加保険料納付済月数	
障 害 給 付	障 害 基 礎 年 金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前の滞納期間が1/3未満の場合に限る ^{注4)}) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給		1級 990,100円+加算額 2級 792,100円+加算額 (加算額は子〈18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者〉2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)	
遺 族 給 付	遺 族 基 礎 年 金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る (1)被保険者 (2)被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者		子のある妻に支給する場合 792,100円+加算額(子〈18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者〉2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円) 子に支給する場合 792,100円+加算額(子が2人以上の場合、2人目の子には227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)を子の数で割った額	
給 付	寡 婦 年 金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く)		第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4	
	死 亡 一 時 金	第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く)が死亡した場合にその者の遺族に支給		保険料納付済期間に応じた額(12万円～32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算	

(注) 1) 平成21年4月現在。毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。
 2) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24～20年の期間短縮措置がある。
 3) 平成21年3月分までは、全額免除は×1/3、3/4免除は×1/2、1/2免除は×2/3、1/4免除は×5/6にて、それぞれ計算される。
 4) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25～39年の加入可能年数を12倍した数になる。
 5) 平成28年3月分までは、初診日や死亡した日のある月の前々月までの直近1年間に保険料滞納がなければ支給する。
 資料：厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」

平成21(2009)年9月現在

制度の種類		厚生年金保険	
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕	
対象		70歳未満の一般被用者、船員、日本鉄道(JR)・日本たばこ産業(JT)・日本電信電話(NTT)の役職員 ^(注2) 、農林漁業団体等職員 ^(注3)	
経営主体		政府	
加入者数 (平成19年度末現在)		3,457万人	
財源	掛金率 本人計	(一般男子と女子) (坑内員及び船員) 7.852% } 15.704% ^(注1) 8.224% } 16.448% 7.852% } 8.224%	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/2等、事務費の全額	
給付		支給要件	年金額
老 齡 給 付	老齡厚生年金	老齡基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 加給年金額は、受給権取得時に生計を維持する配偶者か子がいる場合は加算	(平均標準報酬額 × $\frac{7.125^{(注4)}}{1000}$ × 平成15年3月までの加入期間月数) + (平均標準報酬額 × $\frac{5.481^{(注5)}}{1000}$ × 平成15年4月以降の加入期間月数) + 加給年金額(配偶者224,700円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,700円、3人目以上は1人につき74,900円) × 改定率 (注)従前額保障等のための経過措置がある
		(特別支給) 老齡基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者が、60歳に達した後65歳になるまで支給 (注)支給開始年齢は引上げ途上であり、昭和36年4月2日(女子は昭和41年4月2日)以降生まれの人には支給されない	(1,628円 × 改定率 × 生年月日に応じた率 × 加入期間月数) + 上記額(報酬比例 + 加給) (注)従前額保障等のための経過措置がある
障 害 給 付	障害厚生年金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給	1級 老齡厚生年金額(報酬比例) × 1.25 + 加給年金額 2級 老齡厚生年金額(報酬比例) + 加給年金額 3級 老齡厚生年金額(報酬比例、最低保障594,200円) (注)3級には障害基礎年金は対象外
	障害手当金	障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)	老齡厚生年金額(報酬比例) × 2(最低保障1,168,000円)
遺 族 給 付	遺族厚生年金	次のいずれかに該当した場合に支給	老齡厚生年金額 × 3/4
	順位	(1) 被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要)	(注)子のある妻か子が受給する場合、遺族基礎年金も支給される
	配偶者	1	子のない寡婦で権利を取得した当時40歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで594,200円を加算
	子	2	
	父母	2	
	孫	3	
	祖父母	4	

(注) 1) 平成21年9月現在。なお、毎年9月分から0.354%ずつ引き上げ、29年9月以降18.3%で固定する。
 2) 日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。
 3) 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に、厚生年金保険に統合された。
 4) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.230}{1000}$ とする。
 5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000}$ 円 \sim $\frac{5.562}{1000}$ 円となる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」

制度の種類		国家公務員共済組合	
根拠法〔施行〕		国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128)〔昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正)〕	
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員	
経営主体		国家公務員共済組合連合会	
加入者数 (平成19年度末現在)		106万人	
財源	掛金率 本人使用者計	(連合会) 7.5770% } 15.154%〔一般組合員〕 7.5770% }	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/2、事務費の全額	
給付		支給要件	年金額
老 齢 給 付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給(特別支給)	{(平均標準報酬月額× $\frac{7.125^{(注1)}}$ ×平成15年3月以前の組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{5.481^{(注2)}}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{1.425^{(注3)}}$ ×平成15年3月以前の組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{1.096^{(注4)}}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数)}×0.985+加給年金額(配偶者227,900円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円) (注)総報酬制の導入などの改正に伴う経過措置がある
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳になるまで支給	{(1,676円 ^(注5) ×組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{7.125^{(注1)}}$ ×組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{5.481^{(注2)}}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{1.425^{(注3)}}$ ×加入期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{1.096^{(注4)}}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数)}×0.985+加給年金額(同上)
障 害 給 付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障594,200円)
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金額×2(最低保障1,188,400円)
遺 族 給 付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給	退職共済年金額×3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで594,200円を加算
	順位	(1)組合員が死亡したとき	
	配偶者	(2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき	
	子	(3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	
	父母	(4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
	孫		
	祖父母		

- (注) 1) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.23}{1000}$ とする。
 2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.562}{1000}$ とする。
 3) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.475}{1000} \sim \frac{1.397}{1000}$ とする。
 4) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.365}{1000} \sim \frac{1.075}{1000}$ とする。
 5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,143円～1,730円となる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」

平成21(2009)年9月現在

制度の種類		地方公務員共済組合		私立学校教職員共済		
根拠法〔施行〕		地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152)〔昭37.12.1〕		私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245)〔昭29.1.1〕		
対象		地方公務員		私立学校教職員		
経営主体 (平成19年度末現在)		各地方公務員共済組合(65組合)		日本私立学校振興・共済事業団		
加入者数 (平成19年度末現在)		299万人		46万人		
財源	掛金率	7.577% } 7.577% } 15.154%		6.115% } 6.115% } 12.230%		
	本人使用者計					
国庫負担		基礎年金拠出金の1/2、 事務費の全額(地方公共団体負担)		基礎年金拠出金の1/2、 事務費の一部		
給付		支給要件	年金額	支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	
	障害給付					
遺族給付	障害共済年金	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	
	障害一時金					
	遺族共済年金					
	順位					
	配偶者					1
	子					1
父母	2					
孫	3					
祖父母	4					

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」

第2部 社会保障の体系と現状

平成21(2009)年4月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1〕	
対象		65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)	
経営主体 (平成20年度末現在)		各厚生年金基金(571基金)	
加入者数 (平成20年度末現在)		439万人	
財源	免除外 本人計 料使用者	1.2%~2.5% 1.2%~2.5%	} 2.4%~5.0%
	国庫負担	なし	
給付		支給要件	年金額
老齢給付		(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 一定率又は定額給付など ③共済型 標準給与×一定率(又は加入期間別乗率)

平成21(2009)年3月31日現在

制度の種類		国民年金基金	
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕	
対象		国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く)	
経営主体 (平成20年度末現在)		各国民年金基金 72基金 地域型国民年金基金・職能型国民年金基金	
加入者数 (平成20年度末現在)		61万5千人	
財源	保険料 (掛金)	給付の型や加入時の年齢により異なる 上限額 月額 68,000円	
	国庫負担	国民年金本体の付加年金と同様、事務費	
給付		支給要件	年金額
年金	老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と確定年金I型・II型・III型の5種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる
一時金	遺族一時金	保証期間のあるタイプの年金に加入していた人が、年金を受ける前や保証期間分の年金をすべて受ける前に亡くなった場合に、生活を共にしていた遺族(次の①~⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)に支給	加入する口数によって、受け取る年金額が決まる

資料：厚生労働省「平成21年版厚生労働白書」、法研「平成22年度 厚生年金基金の手引」、国民年金基金連合会HP「事業概況」

	厚生年金基金	確定給付企業年金	適格退職年金
根 拠 法	厚生年金保険法 (制度創設：昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設：平成14年)	法人税法 (制度創設：昭和37年)
設 立	厚生労働大臣の認可を受けて 基金を設立	基金型企業年金：厚生労働大臣 の認可を受けて基金を設立 規約型企業年金：信託会社、生 命保険会社等と契約を締結 し厚生労働大臣の承認を受 ける	信託契約・生保契約等につい て国税庁長官の承認（平成14 年4月以降新たなものは認め られず、既存のものは平成24 年3月末までに他制度へ移行 等する必要あり）
運 営 主 体	厚生年金基金	基金型企業年金：企業年金基金 規約型企業年金：事業主	事業主
給 付			
①給付水準	厚生年金の代行部分の5割以 上の上乗せ給付 ※平成17年4月1日前に設立の 基金は1割以上	なし	なし
②給付期間	原則として終身年金	5年以上	5年以上
掛 金 負 担	原則事業主と加入者で折半で あるが、上乗せ部分は大半が 事業主負担	事業主負担を原則とし、本人 も任意で拠出可能	事業主負担を原則とし、本人 も任意で拠出可能
財 政 検 証	5年ごと（新設基金は3年後） に財政再計算を実施 給付債務等に見合った積立金 の積立を義務づけ （継続基準、非継続基準、積 立上限額）	少なくとも5年ごとに財政再 計算を実施 給付債務等に見合った積立金 の積立を義務づけ （継続基準、非継続基準、積 立上限額）	少なくとも5年ごとに財政再 計算を実施 財政検証の義務はなし
受 託 者 責 任	制度の管理・運営に関わる者 の忠実義務などを規定	同左	明文規定はない
情 報 開 示	財務状況等について加入者等 への情報開示	同左	明文規定はない
税制上の取扱い			
①掛 金	事業主負担：損金算入 加入者負担：社会保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除
②積立金	代行相当分の3.23倍に相当す る水準を超える部分について 1.173%（国税1%、地方税 0.173%）の特別法人税が課税 （平成22年度までは凍結）	本人掛金を除いた部分につい て1.173%（国税1%、地方 税0.173%）の特別法人税が 課税 （平成22年度までは凍結）	本人掛金を除いた部分につい て1.173%（国税1%、地方 税0.173%）の特別法人税が 課税 （平成22年度までは凍結）
③給 付	年 金：雑所得課税 （公的年金等控除） 一時金：退職所得課税 （一定額控除）	年 金：雑所得課税 （公的年金等控除） 一時金：退職所得課税 （一定額控除） （いずれも本人拠出分を除く）	年 金：雑所得課税 （公的年金等控除） 一時金：退職所得課税 （一定額控除） （いずれも本人拠出分を除く）

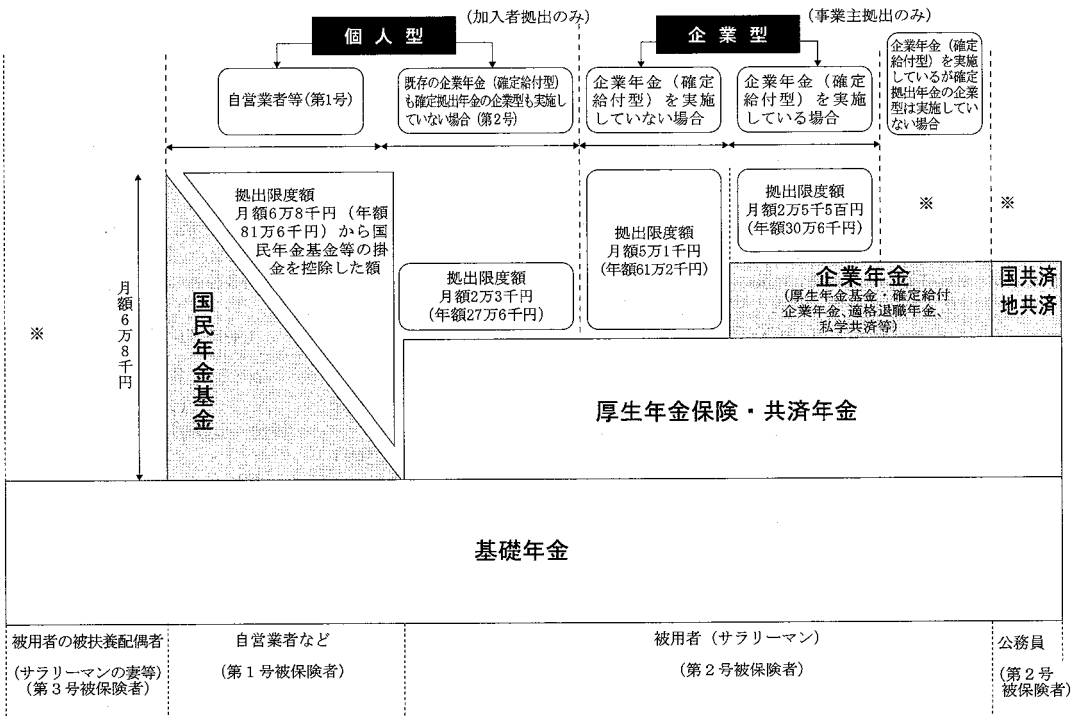
資料：法研「平成22年度 厚生年金基金の手引」

第2部 社会保障の体系と現状

		確定拠出年金			
		企業型年金		個人型年金	
		企業年金あり	企業年金なし	自営業者等	企業型年金、企業年金なし
実施主体	企業型年金規約の承認を受けた企業		国民年金基金連合会		
加入資格	実施企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者）		農業者年金被保険者、国民年金の保険料免除者以外の自営業者（国民年金第1号被保険者）	企業年金加入者、厚生年金基金等の加入員の対象となっていない企業の従業員（国民年金第2号被保険者）	
加入者数等 (平成21年11月末現在)	承認規約数：3,199件（平成21年12月末現在） 加入者数：3,392千人 実施事業主数：12,411社（平成21年12月末現在）		第1号加入者：40,177名 第2号加入者：67,458名 事業所登録：61,882事業所		
拠出方法	企業拠出（従業員は拠出できない）		個人拠出（企業は拠出できない）		
拠出限度額	月額 25,500円	月額 51,000円	月額 68,000円 国民年金基金の限度額と枠を共有	月額 23,000円	
税制	拠出時	非課税（企業が拠出した掛金額は、全額損金算入）		非課税（加入者が拠出した掛金額は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除））	
	運用時	特別法人税課税（平成22年度まで凍結）			
	給付時	年金として受給：公的年金等控除（標準的な年金額までは非課税） 一時金として受給：退職所得控除			
給付方法	老齢給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：原則60歳に到達した場合に受給することができる（60歳時点で確定拠出年金への加入者期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢を引き伸ばし）			
	障害給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：60歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が傷病になっている一定期間（1年6月）を経過した場合に受給することができる			
	死亡一時金	給付：一時金 受給要件等：加入者が死亡したときにその遺族が資産残高を受給することができる			
	脱退一時金	給付：一時金 受給要件等：一定の要件を満たした場合に受給することができる			

資料：厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



(注) ※は確定拠出年金の加入対象外。
資料：厚生労働省「平成21年版厚生労働白書」

平成21(2009)年3月現在

制度の種類		農 業 者 年 金 基 金	
根 拠 法〔施行〕		農業者年金基金法(昭45.5.20法78)〔昭46.1.1〕 平成13年改正法施行	
対 象		農業者	
経 営 主 体		農業者年金基金	
加 入 者 数		5万7千人	
財 源	保険料	通常保険料：政策支援を受けない者が納付する保険料、月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定 特例保険料：認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料、月額 基本となる保険料2万円から補助額（2割、3割及び5割）を除いた額	
	国庫負担	政策支援（保険料の国庫補助）にあたる部分	
給 付		支 給 要 件	年 金 額
（平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった）			
年 金	農業者老齢年金 （新制度）	65歳に達したとき （60歳まで繰上げ受給可、20年の期間要件なし）	納付した保険料及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
	特例付加年金 （新制度）	①65歳到達、②農業経営の廃止（経営継承）、 ③60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件全てを満たしたとき（農業廃止後60歳まで繰上げ受給可、農業経営廃止時期の制限なし）	国庫助成額及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
一時金	死亡一時金 （新制度）	加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡した場合にその遺族に支給	死亡した日の翌月から80歳に達する月までに、そのものに支給されることとなる農業者老齢年金の額を予定利率で割り戻した額を合計して算出
（旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった）			
経過措置 加入者への	脱退一時金 （旧制度）	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が脱退した場合に支給	保険料納付済期間と保険料を納付した被保険者期間（時期）に係る月数をもとに算出（保険料納付済総額の約3割程度）
	死亡一時金 （旧制度）	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡した場合にその遺族に支給	
経過措置 受給者への	農業者老齢年金 （旧制度）	これのみの受給の場合、削減なし 物価スライド廃止	
	経営移譲年金 （旧制度）	給付適正化措置により平均9.8%の削減 物価スライド廃止	

資料：農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」

③ 業務災害補償制度

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕	
対象		一般被用者	
経営主体		政府(厚生労働省)	
対象人員 (平成19年度末現在)		5,131万人	
財源	保険料	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.3～10.3%を事業主から徴収	
	その他	一部国庫補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養開始後1年6ヵ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付(療養給付) 療養の給付又は療養費の支給10割。ただし	
		休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔社会復帰促進等事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級) 〔社会復帰促進等事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級)
障害に対するもの	年金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)	
	一時金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)	
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)	
	一時金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)	
介護に対するもの		介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額(上限額：常時介護は月104,960円、随時介護は月52,480円)、あるいは一律定額	
葬祭に対するもの		葬祭料(葬祭給付) 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	
二次健康診断に対するもの		二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導	
社会復帰促進等事業		労災病院、特別支給金、義肢等の支給等	

(注) 1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。

2 労災保険では、休業(補償)給付については賃金水準が10%を超えて変動した場合にその率に応じて、一時金と年金船員保険では、労災保険と同様にスライドされる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」

平成21(2009)年9月現在

船 員 保 険
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103) [昭22.12.1]
船 員
政 府
6万5千人(平成17年度末)
4.4%(船舶所有者負担)
支給費用のうち船員法を超える部分の一部
(受給に加入期間による制限はない)
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり
傷病手当金 4月まで1日につき標準報酬日額の全額 4月を超える1日につき標準報酬日額の60% 〔福祉事業〕 傷病手当特別支給金 4月を超える1日につき傷病手当金の額の3分の1
障害年金 最終標準報酬月額10.4月分(1級)～4.4月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 114万円(1級)～100万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%
障害手当金 最終標準報酬月額20月分(1級)～2月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 342万円(1級)～8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%
遺族年金 最終標準報酬月額5.5月分+加給金(+寡婦加算) 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%
○遺族年金を受ける遺族がない場合に支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 受給期間3月まで 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8%
介護料 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月104,960円、随時介護は月52,480円)、あるいは一律定額
葬祭料 最終標準報酬月額2月分(最終標準報酬月額が315,000円未満の場合は、その合算額)
なし
船員保険病院、特別支給金、補装具の支給等

各給付については賃金水準の変動率に応じて、毎年、給付基礎日額の改定を行う(スライド制)。

第2部 社会保障の体系と現状

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類		国家公務員災害補償	地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕		国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕	地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 〔昭42.12.1〕
対象		国家公務員	地方公務員
経営主体		政府	地方公務員災害補償基金
適用者数		89万3千人(平成19年7月1日現在)	299万2千人(平成19年度末現在)
財源		(全額負担)	地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの		右以外の場合 療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合 療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり 休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉事業〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終3ヵ月間の平均日額	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ~245日分(3級) 〔福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別給付金 平均給与額の313日分(1級) ~245日分(3級)
障害に対するもの	年金	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別援護金 1,460万円(1級)~450万円(7級) (通勤途上の場合は、910万円(1級)~285万円(7級)) 障害特別給付金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級)	国家公務員災害補償に同じ
	一時金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別援護金 295万円(8級)~40万円(14級) (通勤途上の場合は、185万円(8級)~25万円(14級)) 障害特別給付金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級)	
介護に対するもの		介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月104,960円、随時介護は52,480円)	
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合は1,130万円) 遺族特別給付金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上)	
	一時金	○遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1,000日分~400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円~120万円 遺族特別援護金 1,860万円~744万円 (通勤途上の場合は、1,200万円~480万円) 遺族特別給付金 平均給与額の1,000日分を限度	
葬祭に対するもの		葬祭補償 315,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)	
二次健康診断に対するもの		なし	
労働福祉事業		特別支給金、義肢等補装具支給等	

資料：法研「平成22年版社会保障便利事典」

制度の種類		国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済
財源	使用者掛金率 国庫負担	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
負傷・疾病に対するもの		(受給に加入期間による制限はない)		
障害に対するもの	年金	障害共済年金〔公務上〕 1級：((1)厚生年金相当部分+(2)職域年金分)×1.25+(3)配偶者の加給年金額(最低保障額4,212,500円) 2級：((1)厚生年金相当部分+(2)職域年金分)×1.00+(3)配偶者の加給年金額(最低保障額2,601,800円) 3級：((1)厚生年金相当部分+(2)職域年金分) (最低保障額2,354,100円) (1)厚生年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.985 ¹⁾ ①平成15年3月以前の加入期間分の年金額(平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$ ×平成15年3月以前の加入期間月数 ²⁾) ②平成15年4月以降の加入期間分の年金額(平均標準報酬月額× $\frac{5.769}{1000}$ ×平成15年4月以降の加入期間月数 ²⁾) (2)職域年金分：(①平成15年3月以前の加入期間の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.985 ¹⁾ <障害等級1級の場合> ①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：(平均標準報酬月額×12× $\frac{30}{100}$ +平均標準報酬月額× $\frac{1.875}{1000}$ ×300月を超えた加入期間月数)×平成15年3月以前の加入期間月数/組員等の全加入月数 ②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：(平均標準報酬月額×12× $\frac{23.077}{100}$ +平均標準報酬月額× $\frac{1.422}{1000}$ ×300月を超えた加入期間月数)×平成15年4月以降の加入期間月数/組員等の全加入月数 ☆障害等級2・3級の場合は、①の支給乗率 $\frac{30}{100}$ は $\frac{20}{100}$ 、 $\frac{1.875}{1000}$ は $\frac{1.5}{1000}$ 、②の支給乗率 $\frac{23.077}{100}$ は $\frac{15.385}{100}$ 、 $\frac{1.422}{1000}$ は $\frac{1.154}{1000}$ となる。 (3)配偶者の加給年金額：生計を維持していた65歳未満の配偶者がいる場合に227,900円		
		遺族共済年金〔公務上〕 (1)厚生年金相当部分× $\frac{3}{4}$ +(2)職域年金分+(3)中高齢の妻の加算(最低保障額1,053,100円) (1)厚生年金相当部分：障害共済年金と同じ(長期要件 ³⁾ 、短期要件 ⁴⁾) ☆長期要件の場合は、①の支給乗率 $\frac{7.5}{1000}$ は生年月日に応じて $\frac{10}{1000}$ ~ $\frac{7.5}{1000}$ で計算、②の支給乗率 $\frac{5.769}{1000}$ は $\frac{7.692}{1000}$ ~ $\frac{5.769}{1000}$ で計算 (2)職域年金分：障害共済年金と同じ(長期要件 ³⁾ 、短期要件 ⁴⁾) ①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額× $\frac{3.375}{1000}$ +平成15年3月以前の加入期間月数 ⁵⁾ ②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額× $\frac{2.596}{1000}$ +平成15年4月以降の加入期間月数 ⁵⁾ ☆長期要件の場合は、①の支給乗率 $\frac{3.375}{1000}$ は生年月日に応じて $\frac{3.000}{1000}$ ~ $\frac{3.375}{1000}$ で計算、②の支給乗率 $\frac{2.596}{1000}$ は $\frac{2.308}{1000}$ ~ $\frac{2.596}{1000}$ で計算 (3)中高齢の妻の加算：594,200円		

- (注) 1) 0.985は平成21年度のスライド率
 2) 加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額
 3) 長期要件は、退職共済年金または旧共済法による退職に関する年金の受給権者や受給資格期間を満たしている人が公務上または通勤途上の傷病が原因で死亡したとき
 4) 短期要件は、受給要件の長期要件以外
 5) 短期要件についてのみ加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額

資料：法研「平成22年版社会保障便利事典」

④ 雇用保険制度

制度の種別		雇 用 保 険																																																																							
根拠法〔施行〕	雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]																																																																								
対 象	一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者																																																																						
保 險 者	政 府																																																																								
被 保 険 者 数 (平成20年度末現在)	3,770万人																																																																								
財 源	保 険 料 率 本人使用者計	$\left. \begin{matrix} 0.60\% \\ 0.90\% \end{matrix} \right\} 1.50\%$ $\left\{ \begin{matrix} \text{農林水産業、清酒製造業については、} & 0.70\% \\ & 1.00\% \end{matrix} \right\} 1.70\%$ $\left\{ \begin{matrix} \text{建設業については、} & 0.70\% \\ & 1.10\% \end{matrix} \right\} 1.80\%$ (うち0.3%(建設業は0.4%)は二事業分)																																																																							
	国 庫 負 担	求職者給付費は給付費の原則1/4(日雇労働求職者は1/3、高年齢求職者給付はなし)、就職促進給付及び教育訓練給付はなし、雇用継続給付は給付費の原則1/8(高年齢雇用継続給付はなし) *当分の間、本来の負担額の55%に引き下げ																																																																							
失 業 等 給 付	求 職 者 給 付	基 本 手 当	(1) 受給要件…離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヵ月以上(倒産・解雇等による離職の場合は、離職日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上であっても可) (2) 日 額…前職賃金(賞与等を除く)の8割～5割(60歳以上65歳未満の者については、8割～4.5割) (3) 給付日数 ①倒産・解雇等による離職者(③を除く)	基本手当の日額の30(当分の間40)日分に相当する特例一時金を支給 特例一時金の支給を受ける前に安定期の指示した公共職業訓練等を受ける場合には、その訓練等が終わるまで、基本手当を支給	高年齢求職者給付金 (1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2) 給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額																																																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="4">90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上 35歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上 45歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 60歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上 35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上 45歳未満	180日	240日	270日	330日	45歳以上 60歳未満	150日	180日	210日	240日	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">全 年 齢</th> <th colspan="4">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	全 年 齢	被保険者であった期間				1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	—	90日	120日	150日	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td rowspan="2">150日</td> <td colspan="4">300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 65歳未満</td> <td colspan="4">360日</td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	45歳未満	150日	300日				45歳以上 65歳未満	360日			
					被保険者であった期間																																																																				
				1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																																	
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—																																																																				
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日																																																																				
35歳以上 45歳未満		180日	240日	270日	330日																																																																				
45歳以上 60歳未満		150日	180日	210日	240日																																																																				
全 年 齢	被保険者であった期間																																																																								
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満																																																																					
—	90日	120日	150日	—																																																																					
	被保険者であった期間																																																																								
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																																				
45歳未満	150日	300日																																																																							
45歳以上 65歳未満		360日																																																																							
(4) 給付日数の延長は次の4種類 ア. 訓練延長給付 イ. 広域延長給付 ウ. 全国延長給付 エ. 個別延長給付																																																																									
技能習得手当	(1) 受講手当…日額500円(平成24年3月31日までの間は700円) (2) 通所手当…42,500円を限度とする交通費実費	同左*	—																																																																						
寄宿手当	月額10,700円	同左*	—																																																																						
傷病手当	基本手当日額と同額	—	—																																																																						

平成21(2009)年8月現在

		船 員 保 険																																																	
		船員保険法(失業部門創設)昭14.4.6法73 [昭22.11.1]																																																	
日 雇 労 働 者		船 員																																																	
政		府																																																	
2万5千人		4万8千人 (平成19年度末現在)																																																	
次の印紙保険料を左に加えて納付 1級 88円 } 176円 2級 73円 } 146円 88円 } 3級 48円 } 96円		0.4% } 0.7% } 1.1% (平成21年4月分から)																																																	
給付費の1/3		雇用継続給付に係る国庫負担は平成19年4月から廃止 (求職者給付・雇用継続給付については19年4月以後当分の間、国庫が負担すべき額の55/100相当額を負担する)																																																	
給付日額(第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円)の13日~17日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 ②第2級給付金 ア. 第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 イ. 第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合(①の場合を除く) ③第3級給付金 その他の場合 なお、継続する6月間に各月11日分以上、かつ通算して78日分以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付を支給		<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険金 <ul style="list-style-type: none"> (1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)日額…標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割~5割 (3)給付日数 <table border="1"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上 5年未満</td> <td>5年以上 10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>日 数</td> <td>50日</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </table> ①一般の離職者(②、③に該当する者を除く) ②障害者等の就職困難者 <table border="1"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td>110日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>110日</td> <td>360日</td> </tr> </table> ③特定受給資格者(倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者) <table border="1"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上 5年未満</td> <td>5年以上 10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="4">50日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> </table> 		被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	日 数	50日	90日	90日	120日	150日	被保険者であった期間	1年未満	1年以上	45歳未満	110日	300日	45歳以上60歳未満	110日	360日	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	50日	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日	45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日
被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																														
日 数	50日	90日	90日	120日	150日																																														
被保険者であった期間	1年未満	1年以上																																																	
45歳未満	110日	300日																																																	
45歳以上60歳未満	110日	360日																																																	
被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																														
30歳未満	50日	90日	120日	180日	—																																														
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日																																														
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日																																														
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日																																														
—		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後に失業したとき、失業保険金の支給に代えて支給 <table border="1"> <tr> <td>算定基礎期間</td> <td>高齢求職者給付金の額</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>失業保険金日額の 50日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の 30日分</td> </tr> </table> 		算定基礎期間	高齢求職者給付金の額	1年以上	失業保険金日額の 50日分	1年未満	失業保険金日額の 30日分																																										
算定基礎期間	高齢求職者給付金の額																																																		
1年以上	失業保険金日額の 50日分																																																		
1年未満	失業保険金日額の 30日分																																																		
—		<ul style="list-style-type: none"> *給付日数の延長は次の3種類 <ul style="list-style-type: none"> ア. 職業補導延長給付 イ. 全国延長給付 ウ. 個別延長給付 																																																	
—		(1)受講手当…原則として日額700円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																																																	
—		月額10,700円																																																	
—		傷病給付金 失業保険金日額と同額																																																	

第2部 社会保障の体系と現状

制度の種別		雇 用 保 険		
根拠法〔施行〕		雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]		
対 象		一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者
失 業 等 給 付 雇 用 継 続 給 付	就 職 促 進 給 付	(1)就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…所定給付日数の2/3以上で50%、 1/3以上で40% ③常用就職支度手当…支給率40% 支給対象者 拡大 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、移転料、 着後手当 (3)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(①②を除く)	—
	教 育 訓 練 給 付 金	(1)受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年(ただし、初回に限り1年)以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることが要件 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣が予め指定 (2)支 給 額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の20%(上限10万円)	—	—
	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2)支 給 額…60歳以後の賃金の15%(各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の61%を超え75%未満の場合は通減した率) (3)支給期間…65歳に達する月までの期間(失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—
	育 児 休 業 給 付	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支 給 額…原則として、休業前賃金の50%(30%を休職期間中、残額は職場復帰後6ヵ月間雇用された後) ただし、平成22年4月1日以降に育児休業を開始した場合は、給付金を統合して全額育児休業中に支給 (3)支給期間…1歳未満(特に必要と認められる場合には1歳6ヵ月)の子を養育する期間	—	—
	介 護 休 業 給 付	(1)受給要件…家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支 給 額…原則として、休業前賃金の40% (3)支給期間…介護休業を開始した日から起算して3ヵ月(一定の要件に該当する場合には、通算93日)を経過する日まで	—	—
備 考	基本手当日額は1,640円～7,685円	*に該当するのは公共職業訓練受講者のみ	—	—
二 事 業	(1)雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇 (2)能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促			

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成21(2009)年8月現在

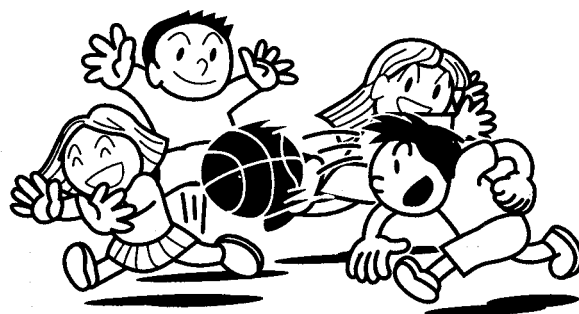
	船 員 保 険
日 雇 労 働 者	船 員
同左(①②を除く) (③の基本手当は日雇労働) (求職者給付金と読み替え)	船員保険法(失業部門創設)昭14.4.6法73〔昭22.11.1〕 (1)就業促進手当 ①就業手当…失業保険金日額の30% ②再就職手当…失業保険金の支給残日数×失業保険金日額の40%相当額(支給残日数が所定給付日数の3分の2以上ある場合50%) (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当
—	支給要件期間に応じて、教育訓練費用の20%または40%
—	(1)高齢雇用継続基本給付金 ・対象月報酬月額額の15%を限度 (2)高齢再就職給付金 ・対象月報酬月額額の15%を限度
—	(1)育児休業基本給付金 ・給付基礎日額に休業していた日数を乗じて得た額の30% (2)育児休業者職場復帰給付金 ・休業開始時報酬月額額の20%に休業月数を乗じた額を一時金で支給
—	介護休業給付金 ・給付基礎日額に休業していた日数を乗じて得た額の40%
1級印紙は賃金日額11,300円以上 2級印紙は8,200円以上11,300円未満 3級印紙は8,200円未満	失業保険金日額は1,650円～7,730円
用の安定を図る事業。 進するための事業。	福祉事業…健康保持増進、療養の資金・用具の貸し付け、福祉増進の事業等

⑤ 児童手当

平成21(2009)年5月1日現在

制度の種類		児童手当				
根拠法〔施行〕		児童手当法(昭46.5.27法73)〔昭47.1.1〕				
対象		一般国民				
経営主体		政府				
受給者数 (平成20年2月末現在)		929万6千人				
財源			3歳未満			
			非被用者	被用者	特例給付分	公務員等
	国庫		児童手当に要する費用の 1/3	児童手当に要する費用の 1/10	—	—
	地方公共団体	都道府県	1/3	1/10	—	—
		市町村	1/3	1/10	—	—
	事業主		—	7/10	10/10	所属庁10/10
			3歳以上小学校修了前			
			非被用者	被用者	特例給付分	公務員等
	国庫		児童手当に要する費用の 1/3			—
	地方公共団体	都道府県	1/3			—
市町村		1/3			—	
事業主		—			所属庁10/10	
児童手当	支給対象者及び 支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校修了前の児童の養育者 ・ 監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること ・ 父母以外の者の場合は児童の生計を維持していること ・ 上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない(所得制限4人世帯574.0万円未満、ただし給与所得者には646万円未満) 				
	手当額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 一律月額10,000円 ・ 3歳以上小学校修了前 第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円 				

資料：厚生労働省「平成21年版厚生労働白書」



⑥ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

平成21(2009)年4月現在

制度の種類	長寿医療制度（後期高齢者医療制度）			
根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律(昭57.8.17法80)〔施行昭58.2.1〕			
対象	75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の一定の障害者			
運営主体	後期高齢者医療広域連合			
対象者数 (平成21年度見込み)	約1,400万人			
財源	高齢者の保険料	10%		
	支援金	約40%		
	公費	約50%（国：都道府県：市町村＝4：1：1）		
保健事業の種類	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費			
一部負担金等	定率1割負担のほか現役並み所得者に3割負担を導入			
		自己負担限度額/月		
		外来 (個人ごと)		高額医療・高額介護 合算制度における 自己負担限度額/月
	現役並み所得者 (課税所得145万円 以上)	44,400円	80,100円+(医療費- 267,000円)×1% (多数該当 44,400円)	67万円
	一般	12,000円	44,400円	56万円
低所得者	8,000円	24,600円	31万円	
低所得者のうち特 に所得の低い者		15,000円	19万円	

(注) 財源の「支援金」とは、若年者(0～74歳)の保険料である。

資料：厚生労働省「平成21年版厚生労働白書」、厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑2009年版」

⑦ 介護保険

平成21(2009)年4月現在

制度の種類		介護保険		
根拠法〔施行〕		平9.12.17法123〔平12.4.1〕		
経営主体		市町村(地方自治体)		
対象		一般国民		
対象人員 (平成20年3月末現在)		2,751万2千人(第1号被保険者)	4,233万人(第2号被保険者)	
財源		第1号被保険者(65歳以上)	第2号被保険者(40~64歳)	
	保険料	20%	30%	
	国庫負担	25%		
	地方公共団体	都道府県	12.5%	
		市町村	12.5%	
自己負担	1割			
給付	<p>保険給付(介護サービス)には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる</p>		<p>要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾病(外傷性、先天性等でない脳血管障害、初老期認知症などの加齢にもなって生じる心身の変化に起因する疾病)によって生じた者である人</p>	
備考	保険料は原則年金より天引き		<p>保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、16種類の疾病</p>	

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑2009年版」

3 老人福祉

① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入 所 型	特別養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する
	養護老人ホーム	65歳以上の者であって、環境上の理由や経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う
	軽費老人ホーム	無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する
	老人短期入所施設	65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護する
利 用 型	老人福祉センター	無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する
	老人介護支援センター	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、相談・助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人等と関係機関との連絡調整等を総合的に行う
通 所 型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む）を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2009」

② 介護保険制度におけるサービス

サービスの種類	サービスの内容
《居宅サービス》	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが要介護者等の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の世話をを行う
訪問入浴介護	入浴車等により居宅を訪問して浴槽を提供して入浴の介護を行う
訪問看護	病状が安定期にあり、訪問看護を要すると主治医等が認めた要介護者等について、病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な要介護者等について、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行う
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
通所リハビリテーション (デイケア)	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、介護老人保健施設、病院または診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
短期入所療養介護 (ショートステイ)	病状が安定期にあり、ショートステイを必要としている要介護者等について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、その施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療や日常生活上の世話をを行う
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者等について、その施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話をを行う
福祉用具貸与	在宅の要介護者等について福祉用具の貸与を行う
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつのための福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具の販売を行う
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)	手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修費の支給
居宅介護支援	在宅の要介護者等が指定居宅サービスを適切に利用できるよう、その者の依頼を受けて、その心身の状況、環境、本人および家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、在宅サービスの目標およびその達成時期等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う。介護保険施設に入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う
《地域密着型サービス》	
小規模多機能型居宅介護	要介護者等に対し、居宅またはサービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問や通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行う
認知症対応型通所介護	居宅の認知症要介護者等に、介護職員、看護職員等が特別養護老人ホームまたは老人デイサービスセンターにおいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者等に対し、共同生活を営むべく住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話をを行う
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行う

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2009」

③ 介護保険制度における地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業（平成18年度から、この事業の創設に伴い「介護予防・地域支え合い対策事業」は廃止）

サービスの種類	サービスの内容
《必須事業》	
介護予防事業	第1号被保険者の要介護状態等となることの防止または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業
《包括的支援事業》	
介護予防ケアマネジメント事業	特定高齢者（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態の高齢者）が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
総合相談・支援事業	被保険者の心身の状況、居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施設に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上および福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
権利擁護事業	被保険者に対する虐待の防止およびその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
包括的・継続的マネジメント事業	保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画および施設サービス計画の検証、心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組みを通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
《任意事業》	
介護給付費適正化事業	介護給付等に要する費用の適正化のための事業
家族支援事業	介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
その他の事業	その他介護保険事業の運営の安定化および被保険者の地域における自立した日常生活上の支援のため必要な事業

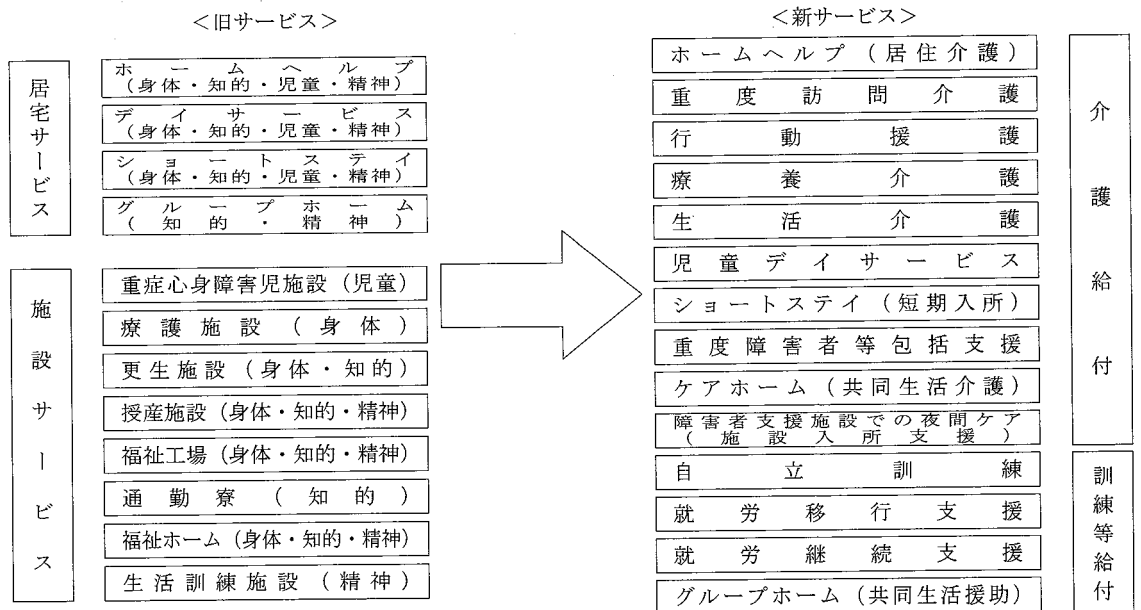
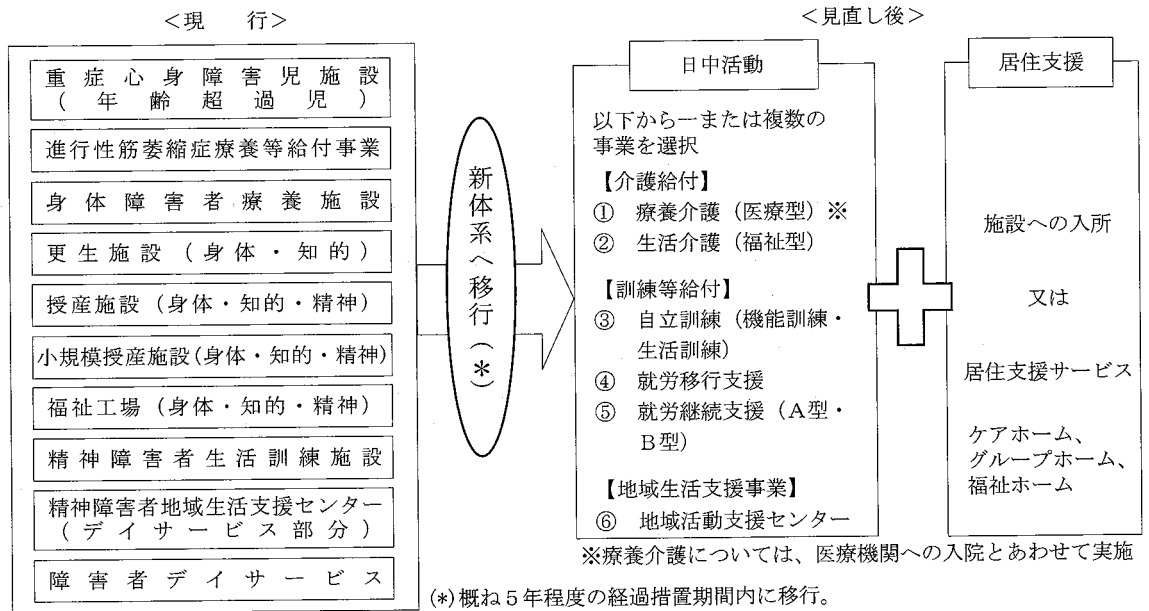
資料：法研「平成18年改訂版介護保険ハンドブック」

4 障害者保健福祉施策

① 障害福祉サービス体系の再編

障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）。
- ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、一人一人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



(注) このほか、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化。
資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2009」

《日中活動系サービス》

サービス名	サービス内容等	利用者	類型
生活介護	食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供	・地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者 ・常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当する者 ① 障害程度区分が区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である者	介護給付
療養介護	病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供（医療施設で実施）	・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者 ・医療および常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者 ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が6 ② 筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害程度区分が区分5以上	介護給付
自立訓練（機能訓練）	・理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施 ・利用者ごとに、標準期間（18ヵ月）内で利用期間を設定	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等	訓練等給付
自立訓練（生活訓練）	・食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施 ・利用者ごとに、標準期間（24ヵ月、長期入所者の場合は36ヵ月）内で利用期間を設定	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等	訓練等給付
就労移行支援	・一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援を実施 ・利用者ごとに、標準期間（24ヵ月）内で利用期間を設定	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者（65歳未満の者） ① 企業等への就労を希望する者 ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者	訓練等給付
就労継続支援A型（雇用型）	・通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援 ・利用期間の制限なし	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能なる者（利用開始時、65歳未満の者） ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者	訓練等給付
就労継続支援B型（非雇用型）	・通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労等への移行に向けて支援 ・利用期間の制限なし	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される者 ① 企業等や就労継続支援A型（雇用型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった者 ③ ①②に該当しない者であって、50歳に達している者、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された者	訓練等給付
地域活動支援センター	利用者に、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与（基礎的事業）これに加え、以下の機能強化が図られた事業がある ・地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施（地域活動支援センターII型） ・利用期間の制限なし	利用者の制限はない	地域生活支援事業（基礎的事業については地方交付税措置に基づく地方公共団体の独自事業

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2009」

第2部 社会保障の体系と現状

《訪問系サービス》

サービス名	事業内容	利用者	類型
居宅介護	居宅において入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与	障害程度区分が区分1以上である者	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜および外出時における移動中の介護を総合的に供与	障害程度区分が区分4以上であって、以下のいずれにも該当する者 ① 二肢以上に麻痺があること ② 調査で「歩行」「移乗」「排尿」のいずれも「できる」以外と認定されていること	介護給付
重度障害者等包括支援	・常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供 ・訪問して行うサービスだけでなく、施設において行われる、生活介護、ケアホームやショートステイといったサービスについても包括する	障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有するものであって、以下のいずれかに該当する者 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、以下のいずれかに該当する者 ア) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 イ) 最重度知的障害者 ② 調査した行動関連項目 ¹⁾ (11項目)とてんかん発作の頻度を各項目2点までに点数化し、合計点数が15点以上である者	介護給付
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与	障害程度区分が区分3以上であって、調査した行動関連項目 ¹⁾ (11項目)とてんかん発作の頻度を各項目2点までに点数化し、合計点数が8点以上である者	介護給付
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出の支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促す	市町村において定める障害者等	地域生活支援事業
生活サポート事業	介護給付決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る	介護給付決定者以外の障害者	地域生活支援事業

(注) 1) 「行動関連項目」には、調査項目のうち、「独自の意思伝達」「説明の理解」「異食行動」「多動・行動停止」「不安定な行動」「自ら叩く等の行為」「他を叩く等の行為」「興味による行動」「通常と違う声」「突発的行動」「過食、反すう」が含まれる。

《居住系サービス》

サービス名	事業内容	利用者	類型
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与する	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者 ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上) ② 自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である者	介護給付
ケアホーム(共同生活介護)	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与する ・利用期間の制限はない	・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者 ・障害程度区分が区分2以上である者	介護給付
グループホーム(共同生活援助)	・地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う ・利用期間の制限はない	就労または就労継続支援等日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者	訓練等給付
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、障害者の地域生活を支援する	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者	地域生活支援事業

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2009」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業内容
地域 利用 施設	身体障害者福祉センター（A型）	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設
	身体障害者福祉センター（B型）	在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
	障害者更生センター	障害者、家族が気軽に宿泊、休養するための施設
	点字図書館	視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の製作貸出し等を行う施設
	点字出版施設	点字刊行物を出版する施設
	聴覚障害者情報提供施設	字幕（手話）入ビデオカセットの製作貸出し、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出し等を行う施設
	補装具製作施設	補装具の製作または修理を行う施設
	盲人ホーム	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設
盲導犬訓練施設	盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設	

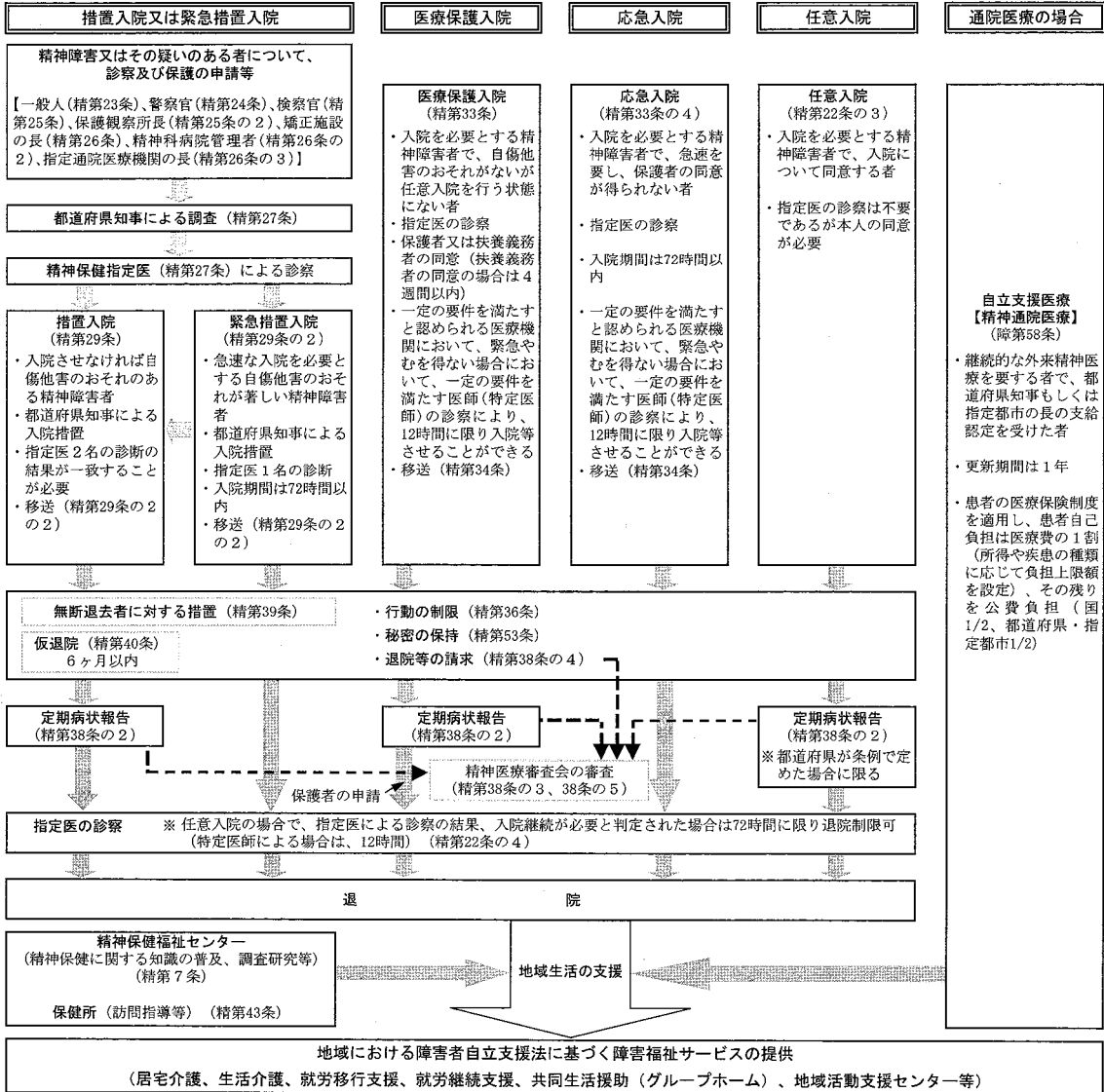
資料：厚生労働省「平成21年版厚生労働白書」

③ 障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要

事業名	事業の概要
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設福祉施策</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">児童のための施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">児童福祉施設</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 心身障害児総合通園センター 児童デイサービス 	<p>知的障害の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設</p> <p>自閉症を主たる症状とする児童を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設</p> <p>知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設</p> <p>盲児(強度の弱視児を含む)を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設</p> <p>ろうあ児(強度の難聴児を含む)を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設</p> <p>強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて指導訓練を行う施設</p> <p>上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設</p> <p>上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設</p> <p>病院に入院することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なものを入所させる施設</p> <p>重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設</p> <p>心身障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなくその障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体</p> <p>障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う</p>

資料：厚生労働省「平成21年版厚生労働白書」

5 精神保健福祉関連制度の概要

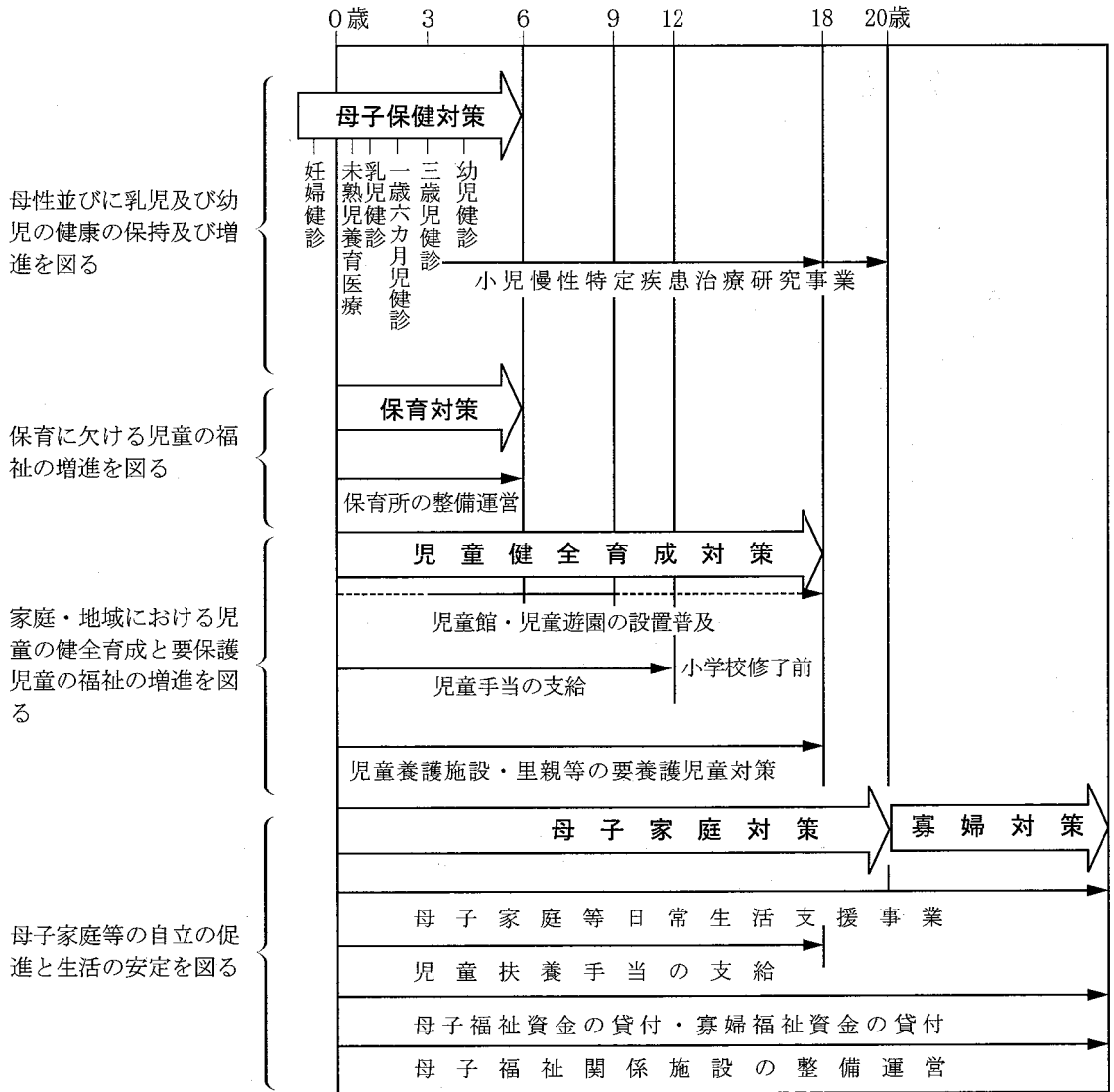


(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号):「精」、障害者自立支援法(平成17年法律第123号):「障」と略する。

2 「都道府県知事」とあるのは、「都道府県又は指定都市市長」と読み替える。

資料:厚生労働省「平成21年版厚生労働白書」

6 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2009」

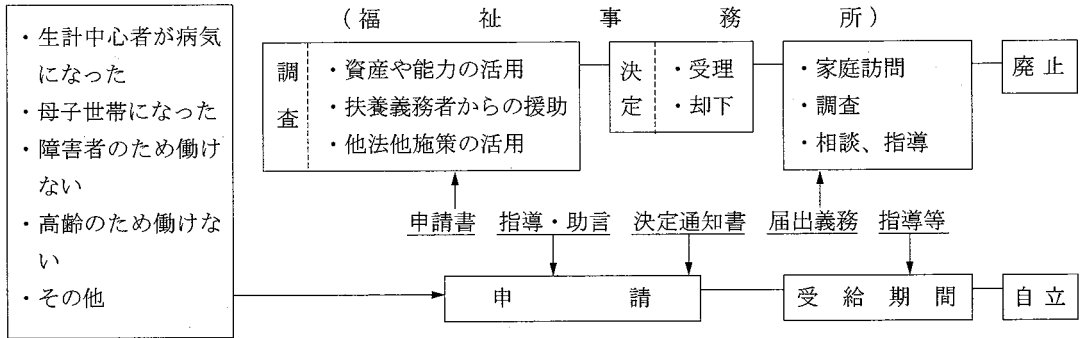
7 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当(主なもの)	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護養育している母等	精神または身体に障害を有する20歳未満の障害児を監護している父母または養育者（その児童と同居して監護し、生計を維持している者）	①特別障害者手当 20歳以上であって日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者 ②障害児福祉手当 20歳未満であって日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者	3歳未満の児童を監護し、かつ、これと一定の生計維持関係にある者 また、3歳以上小学校修了前の児童を監護し、かつ、これと一定の生計維持関係にある者に対して、児童手当に相当する特例給付を支給	原子爆弾の傷害作用に起因する病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現に負傷または疾病の状態にある人	被爆者で、原爆の影響に係がある11障害のいずれかの障害を伴う疾病にかかっている、医療特別手当、特別手当または原子爆弾小頭症手当を受給していない人
手当額月額 (平成21年度)	○児童1人 収入130万円未満 41,720円 収入130万円以上 365万円未満 41,710円 ～9,850円 (所得に応じて 10円きざみ) ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級(重度) 50,750円 2級(中度) 33,800円	①特別障害者手当 26,440円 ②障害児福祉手当 14,380円 経過措置による 福祉手当 14,380円	3歳未満一律 10,000円 3歳～小学校 修了前 ○第1子及び 第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	137,430円	33,800円
所得制限額 (収入ベース) (平成21年度)	○本人 (2人世帯) 365.0万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 610.0万円	○本人 (4人世帯) 770.7万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○本人 (2人世帯) 565.6万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○児童手当 (4人世帯) 574.0万円 ○特例給付 (4人世帯) 646.0万円	なし	なし

資料：厚生労働省「平成21年版厚生労働白書」、厚生統計協会「国民の福祉の動向2009」、法研「平成22年版社会保障便利事典」

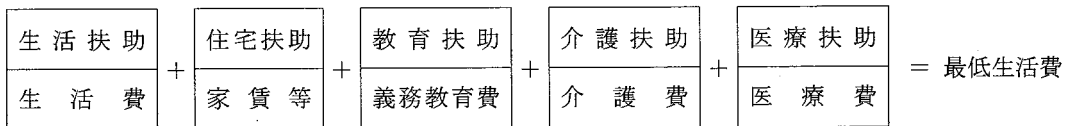
8 生活保護制度

[生活保護の流れ]



[生活保護費の決め方]

(最低生活費の計算)

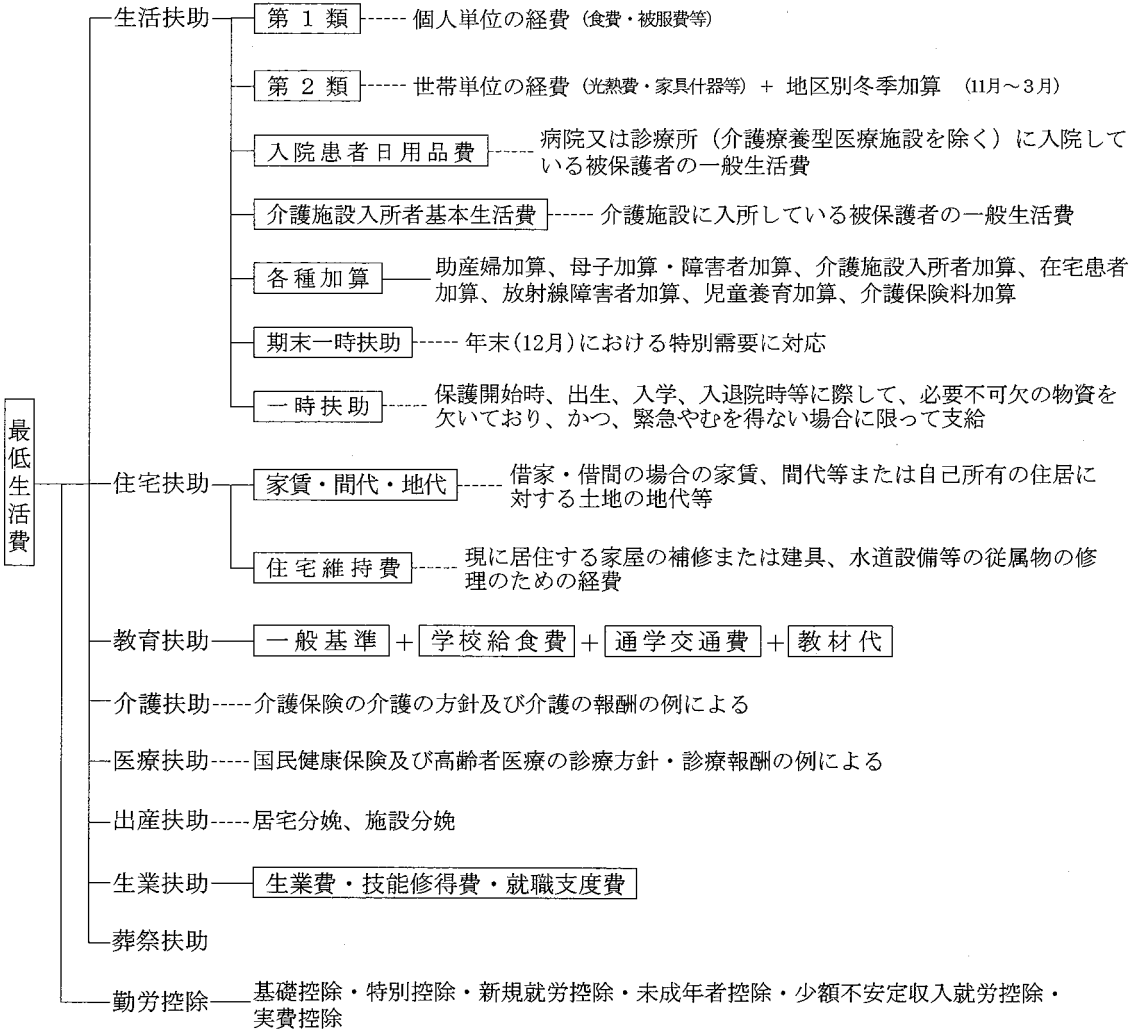


・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

(収入充当額の計算) 平均月額収入 - (必要経費の実費 + 各種控除) = 収入充当額

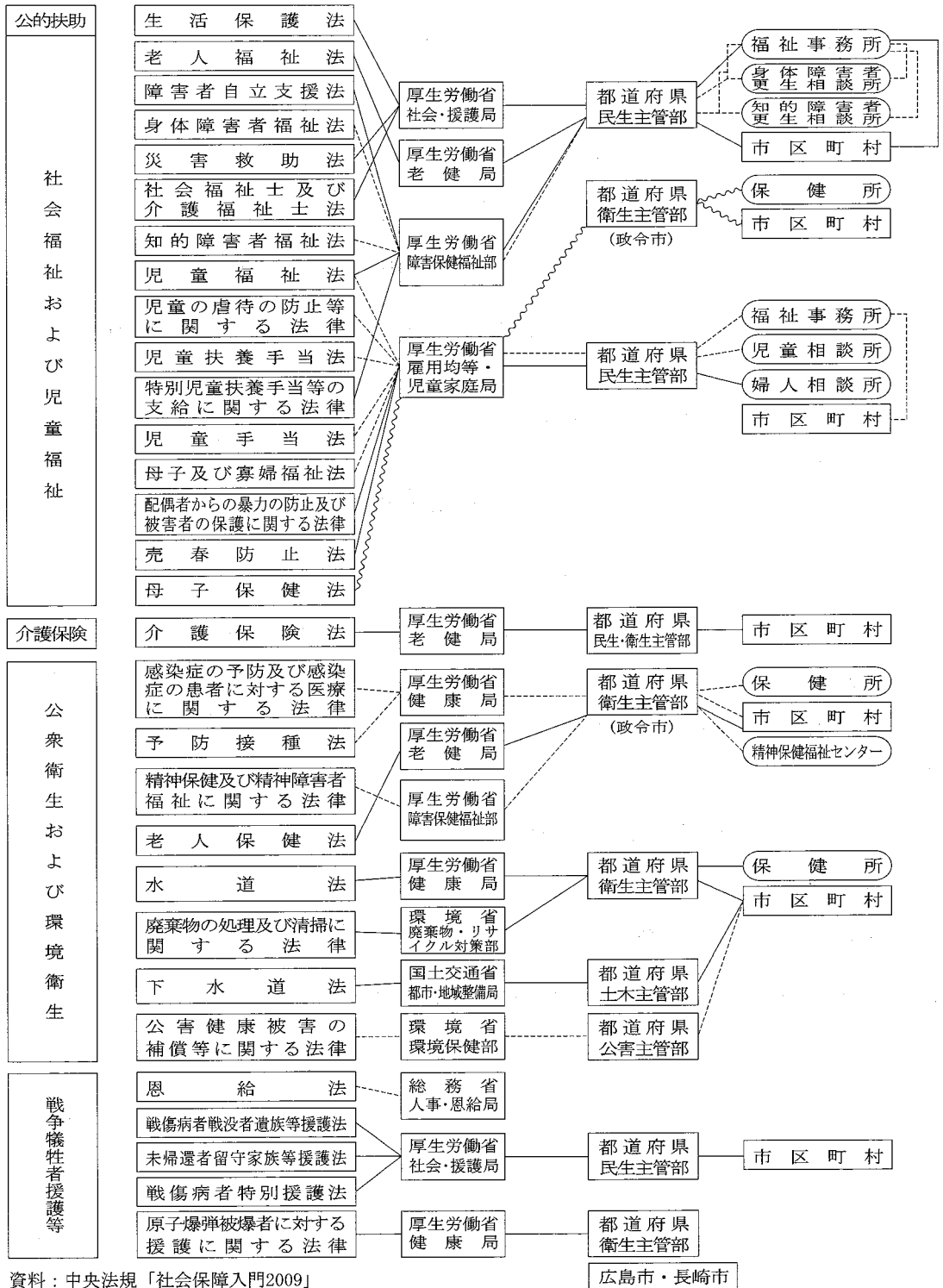
(扶助額の計算) 最低生活費 - 収入充当額 = 扶助額

[最低生活費の体系]

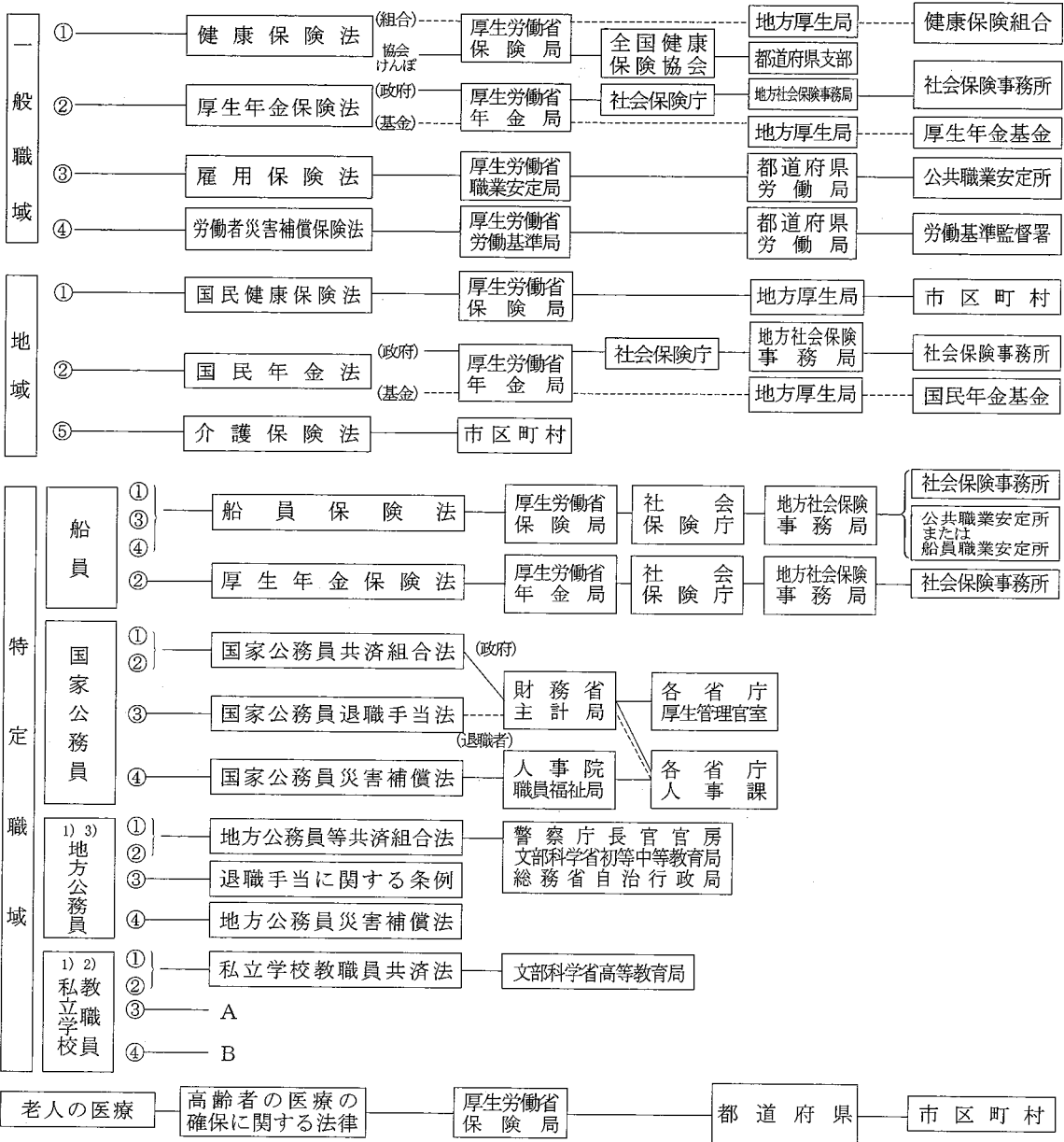


資料：厚生労働省「平成21年版厚生労働白書」、中央法規「社会保障入門2009」

〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略



資料：中央法規「社会保障入門2009」



- 備考 制度①…医療保険
 ②…年金保険
 ③…雇用保険(これに代わるものを含む)
 ④…労災保険(")
 ⑤…介護保険
- 法律A：雇用保険法
 B：労働者災害補償保険法

(注) 1) 「地方公務員」と「私立学校教職員」のうち①において健康保険法の適用を受けているものもある。
 2) 「私立学校教職員」のうちには②において厚生年金保険法の適用を受けているものもある。
 3) 「地方公務員」のうち、市町村職員については③においてAの適用を受けているものもある。
 4) 平成22年1月から社会保険庁にかわり日本年金機構が設立する予定。
 5) 「船員保険」は平成22年1月より全国健康保険協会の管掌となる予定。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」

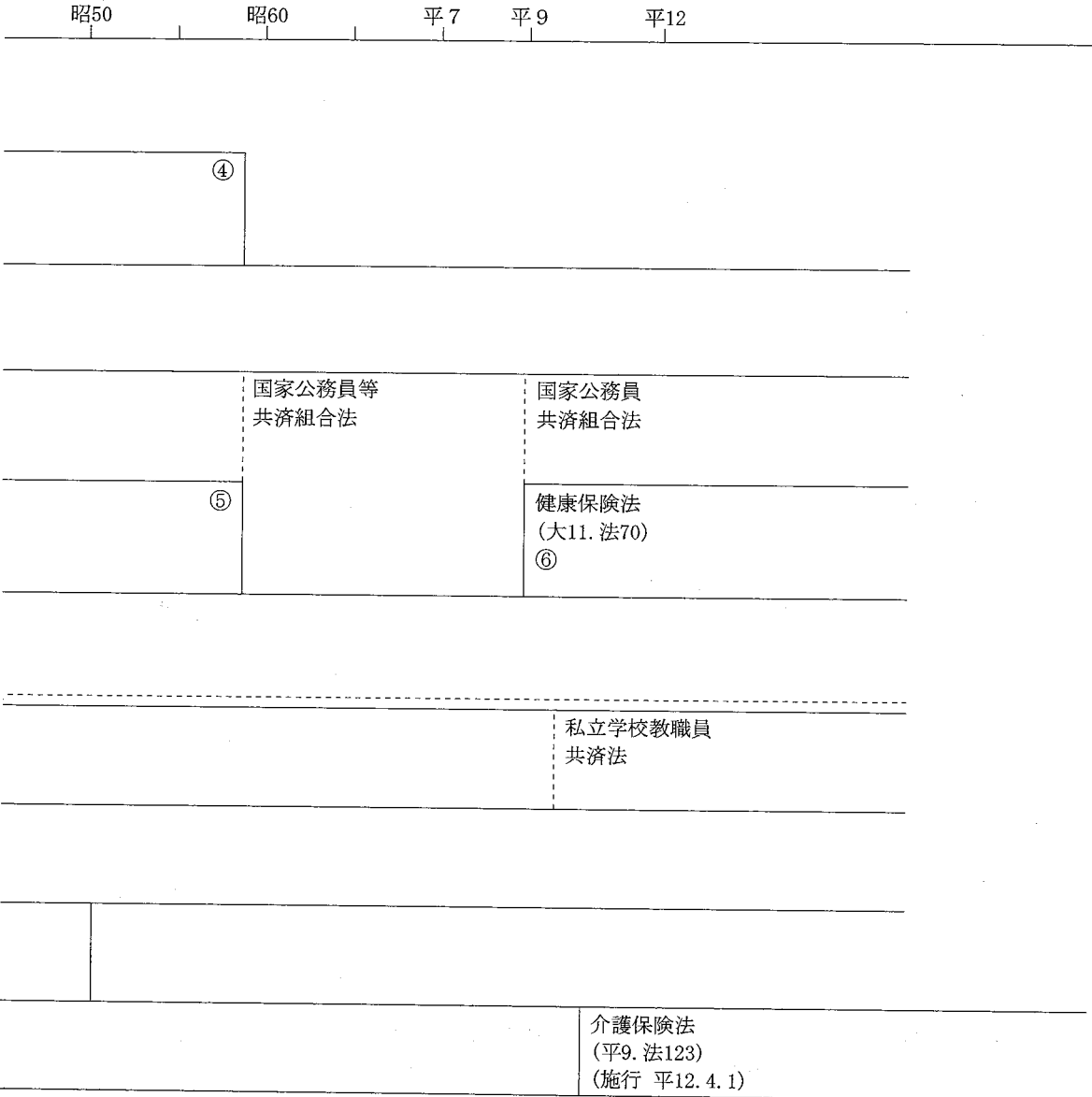
第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)			
	日雇労働者				日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)		
	船 員			船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)			
	公 務 員 等	国家公務員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。		政府職員共済組合 令(昭15.勅827)	旧国家公務員共済 組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)
		適用 職 人 員			公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法134) (施行 昭31.7.1)		
		地方公務員			政府職員共済組合 令(昭15.勅827)	国家公務員 共済組合法	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)
	私立学校 教 職 員			健康保険法(大11.法70)	市町村職員 共済組合法 (昭29.法204)	① 私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)	
	農林漁業 団 体 職 員			健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)			
非被用者			旧国民健康保険法(昭13.法60) ②	国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③			
全 国 民							

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私立学校教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。

② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。



- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者			労働者年金保険法 (昭16.法60) (施行昭17.6.1) 退職積立金及退職 手当法 (昭11.法42)	旧厚生年金保険法 (昭19.法21) (施行昭19.10.1) ①	厚生年金保険法 (昭29.法115) (施行昭29.5.1)	
	日雇労働者					国民年金法 (昭34.法141) (施行昭34.11.1)	
	船員			船員保険法(昭14.法73) (施行昭15.6.1)			
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法②	恩給法(大12.法48)		旧国家公務員 共済組合法 (昭23.法69)	国家公務員 共済組合法 (昭33.法128) (施行昭33.7.1)
		役職 適用法人	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、 年金給付を実施していた。				公共企業体職員等 共済組合法 (昭31.法134) (施行昭31.7.1)
		地方公務員	官吏恩給法	恩給法(大12.法48)	退職年金条例③	旧国家公務員共済 組合法(昭23.法69)	国家公務員 共済組合法 (昭33.法128) (施行昭33.7.1)
	私立学校 教職員		財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足)	④	⑤	私立学校教職員 共済組合法 (昭28.法245) (施行昭29.1.1)	
農林漁業 団体職員				厚生 年金 保険法 (昭29.法115)	農林漁業団体職員 共済組合法 (昭33.法99) (施行昭34.1.1)		
非被用者					国民年金法(昭34.法141) (施行昭34.11.1) 農業者年金基金法 (昭45.法78号) (施行昭46.1.1)		

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

昭50	昭60	平7	平9	平12	平14
					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 確定給付企業年金法 (平13.法50)(施行 平14.4.1) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 確定拠出年金法 (平13.法88)(施行 平13.10.1) </div>
	厚生年金保険法 (昭29.法115) (昭61.4.1統合)				
	国家公務員等 共済組合法		国家公務員 共済組合法		
	⑥		⑧	厚生年金保険法 (昭29.法115) (平9.4.1統合)	
					⑨
					厚生年金保険法 (昭29.法115) (平14.4.1統合)

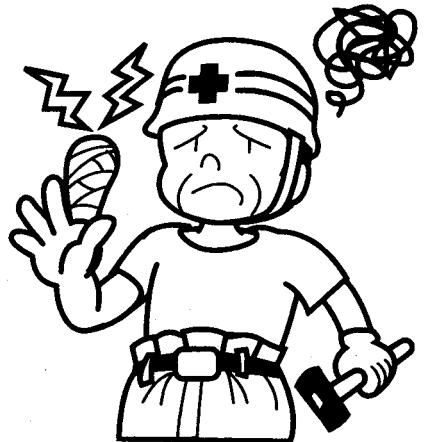
2

- ⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
- ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることになった。
- ⑧ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体(日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業)の各共済組合は厚生年金保険に統合された。
- ⑨ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。

③ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60	平元	平22
一般被用者		健康保険法(大11.法70)(施行昭2.1.1)①			労働者災害補償保険法 (昭22.法50) (施行昭22.9.1)				
		労働者災害扶助責任保険法② (昭6.法55)							
船員		労働者年金保険法 旧厚生年金保険法			昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分				
		船員保険法 (昭14.法73) (施行昭15.6.1)							
公務員等	国家公務員	国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。			国家公務員災害補償法 (昭26.法191)(施行昭26.7.1)				
	旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)				国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行昭33.7.1)				
	役職人 適用法人				〔業務災害補償〕 に関する協約		労働者災害補償保険法 (適用昭60.4.1) ④		
地方公務員				国家公務員共済組合法(施行昭33.7)		地方公務員等共済組合法 (昭37.法152) (施行昭37.12.1)			
				市町村職員共済組合法(昭29.法204)		地方公務員災害補償法 (昭42.法121)(施行昭42.12.1)			
				災害補償に関する条例					

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。
- ⑤ 社会保険庁の廃止に伴い、労災保険制度へ統合。



④ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60 平元	平22
一般被用者		退職積立金及退職手当法(昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146) (適用 昭22.11.1)①		雇用保険法(昭49.法116) (適用 昭50.4.1)②		
日雇労働者				日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)				
船員				船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)			雇用保険法 (昭49.法116) (施行 平22.1.1) ④	
公務員等	国家公務員			国家公務員退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)				
	役職 適用法人					雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③		
	地方公務員			退職手当に関する条例				

2

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。
- ④ 社会保険庁の廃止に伴い、雇用保険制度へ統合。



〔参考〕1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌課程にある労働経済 —人手不足経済への移行過程における諸問題—
1966(S41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 －労働経済の構造変化と安定成長の条件－
1977(S52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち －その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S58)	技術的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦 －明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 －雇用の多様化と労働時間短縮－
1987(S62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々 －社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして (厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かったの社会システムの再構築 豊かさのコスト－廃棄物問題を考える－	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち －皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造－	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年 －活発化する民間サービスと社会参加活動－	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	未来をひらく子どもたちのために －子育ての社会的支援を考える－	職業をめぐる諸問題と今後の対応
1994(H6)	厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ		雇用安定を基盤とした豊かな勤労者生活への課題
1995(H7)	日本経済のダイナミズムの復活をめざして	医療 －「質」「情報」「選択」そして「納得」	雇用創出を通じた労働市場の構造変化への対応

第2部 社会保障の体系と現状

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1996(H8)	改革が展望を切り開く	家族と社会保障 —家族の社会的支援のために—	労働経済の分析
1997(H9)	改革へ本格起動する日本経済	「健康」と「生活の質」の向上 をめざして	構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応
1998(H10)	創造的発展への基礎固め	少子社会を考える —子どもを産み育てることに 「夢」を持てる社会を—	中長期的にみた働き方と生活の変化
1999(H11)	経済再生への挑戦	社会保障と国民生活	急速に変化する労働市場と新たな雇用の創出
2000(H12)	新しい世の中が始まる	新しい高齢者像を求めて —21世紀 の高齢社会を迎えるにあたって—	高齢社会の下での若年と中高年のベストミックス
年次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001(H13)	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政	情報通信技術 (IT) の革新と雇用
2002(H14)	改革なくして成長なしII	現役世代の生活像 —経済的側面を中心として—	最近の雇用・失業の動向とその背景
2003(H15)	改革なくして成長なしIII	活力ある高齢者像と世代間の 新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様化
2004(H16)	改革なくして成長なしIV	現代生活を取り巻く健康リスク —情報と協働でつくる安全と安心—	雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題
2005(H17)	改革なくして成長なしV	地域とともに支えるこれからの 社会保障	人口減少社会における労働政策の課題
2006(H18)	成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済	持続可能な社会保障制度と支え合いの循環 —「地域」への参加と「働き方」の見直し—	就業形態の多様化と就労者生活
2007(H19)	生産性上昇に向けた挑戦	医療構造改革のめざすもの	ワークライフバランスと雇用システム
2008(H20)	リスクに立ち向かう日本経済	生涯を通じた自立と支え合い —暮らしの基盤と社会保障を考える—	働く人の意識と雇用管理の動向
2009(H21)	危機の克服と持続的回復への展望	暮らしと社会の安定に向けた自立支援	賃金、物価、雇用の動向と勤労者生活

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。



〔参考〕2 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧

平成13年2月27日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針について（答申）	社会保障審議会
平成13年11月26日	平成14年度医療制度改革について（意見書）	社会保障審議会医療保険部会
平成13年12月14日	女性自身の貢献がみのる年金制度（報告書）	女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会
平成14年1月9日	今後の障害者雇用施策の充実強化について（意見書）	労働政策審議会
平成14年1月24日	中小企業退職金共済制度の改正について（建議）	労働政策審議会
平成14年1月28日	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）	社会保障審議会福祉部会
平成14年3月12日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について（答申）	社会保障審議会
平成14年3月28日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成14年6月3日	平成15年度予算編成の基本的考え方（建議）	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年7月1日	介護報酬体系の見直しについて	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年7月23日	中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革	総合規制改革会議
平成14年7月25日	社会保障負担等のあり方に関する研究会報告書	社会保障負担等のあり方等に関する研究会
平成14年8月23日	今後の難病対策の在り方について（中間報告）	厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会
平成14年9月13日	「子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会をつくる～いのちを愛おしむ社会へ～」（中間とりまとめ）	少子化社会を考える懇談会
平成14年11月20日	平成15年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年11月26日	保健師助産師看護師行政処分の考え方	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会
平成14年12月5日	年金改革の骨格に関する方向性と論点（改革議論のたたき台）	厚生労働省年金局
平成14年12月9日	介護報酬見直しの考え方	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年12月13日	医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について	医道審議会医道分科会
平成14年12月17日	「医療保険制度の体系の在り方」「診療報酬体系の見直し」について（厚生労働省試案）	厚生労働省保険局
平成14年12月19日	今後の精神保健医療福祉施策について（報告書）	社会保障審議会障害者部会
平成14年12月20日	ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム（報告）	男女共同参画会議影響調査専門調査会
平成14年12月25日	今後のたばこ対策の基本的考え方について（意見具申）	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
平成14年12月26日	雇用保険制度の見直しについて（報告書）	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会
平成14年12月26日	職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について（建議）	労働政策審議会

第2部 社会保障の体系と現状

平成15年2月7日	今後の化学物質の審査及び規制の在り方について(報告書)	厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会
平成15年3月12日	多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して(報告書)	雇用と年金に関する研究会
平成15年3月13日	株式を含む分散投資の是非に関する意見	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年3月26日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会
平成15年3月26日	これからの医業経営の在り方に関する検討会(最終報告書)	これからの医業経営の在り方に関する検討会
平成15年4月28日	水質基準の見直し等について(答申)	厚生科学審議会生活環境水道部会
平成15年4月30日	医療提供体制の改革のビジョン	医療提供体制の改革に関する検討チーム
平成15年5月21日	精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書	厚生科学審議会生殖補助医療部会
平成15年6月9日	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(報告書)	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会
平成15年6月9日	平成16年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年6月10日	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会(報告書)	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会
平成15年6月16日	今後の社会保障改革の方向性に関する意見	社会保障審議会
平成15年6月18日	児童虐待の防止等に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会
平成15年6月26日	2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～(報告書)	高齢者介護研究会
平成15年6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(閣議決定)	経済財政諮問会議
平成15年7月28日	10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインー精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するかー	厚生労働科学研究事業
平成15年7月31日	今後の高齢者雇用対策について～雇用と年金との接続を目指して～(報告書)	今後の高齢者雇用対策に関する研究会
平成15年8月7日	社会連帯による次世代育成支援に向けて(報告書)	次世代育成支援施策の在り方に関する研究会
平成15年8月27日	運用利回りの範囲について(検討結果の報告)	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年9月5日	16年年金改革における給付と負担の見直しについて(坂口厚労相試案)	厚生労働大臣
平成15年9月12日	年金制度改正に関する意見	社会保障審議会年金部会
平成15年9月19日	若者の未来のキャリアを育むために～若年者キャリア支援政策の展開～(報告書)	若年者キャリア支援研究会
平成15年10月27日	社会的養護のあり方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会

平成15年11月17日	持続可能な安心できる年金制度構築に向けて(厚生労働省案)	厚生労働省
平成15年11月26日	平成16年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年12月16日	労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について(建議)	労働政策審議会
平成15年12月24日	公的年金財政状況報告ー平成13年度ー	社会保障審議会年金数理部会
平成15年12月25日	仕事と家庭の両立支援対策の充実について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月8日	育児休業給付制度及び介護休業給付制度の見直しについて(報告書)	労働政策審議会職業安定分科会 雇用保険部会
平成16年1月20日	今後の高齢者雇用対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月29日	高齢者リハビリテーションのあるべき方向	高齢者リハビリテーション研究会
平成16年3月9日	歯科医師国家試験制度改善検討部会(報告書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年3月22日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成16年3月25日	「こころのバリアフリー宣言」ー精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針ー	心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会
平成16年5月17日	平成17年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成16年5月19日	健康フロンティア戦略	与党 幹事長・政調会長会議
平成16年7月5日	抗がん剤併用療法に関する報告書	薬事・食品衛生審議会
平成16年7月13日	今後の障害保健福祉施策について(中間的な取りまとめ)	社会保障審議会障害者部会
平成16年7月23日	アレルギー物質を含む食品に関する表示について(検討報告書)	食品の表示に関する共同会議 (薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会等)
平成16年7月30日	介護保険制度の見直しに関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年8月末	新型インフルエンザ対策報告書	新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会
平成16年9月6日	労働者の健康情報の保護に関する検討会(報告書)	労働者の健康情報の保護に関する検討会
平成16年9月28日	歯科医師臨床研修検討部会(意見書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年9月30日	今後の医療情報ネットワーク基盤のあり方について(最終報告)	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成16年10月25日	生活習慣病予防と介護予防の新たな展開に向けて(中間報告)	老人保健事業の見直しに関する検討会
平成16年11月19日	平成17年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成16年12月8日	社会福祉法人制度の見直しについて(意見書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月10日	「被保険者・受給者の範囲」の拡大に関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年12月15日	生活保護制度の在り方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月15日	今後の障害者雇用施策の充実強化についてー就業機会の拡大による職業的自立を目指してー(意見書)	労働政策審議会

第2部 社会保障の体系と現状

平成16年12月17日	今後の労働時間対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月24日	就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について(審議のまとめ)	中央教育審議会幼児教育部会と 社会保障審議会児童部会の合同 の検討会議
平成16年12月24日	「痴呆」に替わる用語に関する検討会報告書	「痴呆」に替わる用語に関する検 討会
平成16年12月27日	今後の労働安全衛生対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月27日	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの ためのガイドライン	医療機関等における個人情報保 護のあり方に関する検討会
平成17年1月7日	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	医療情報ネットワーク基盤検討 会
平成17年1月18日	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討 会(報告書)	公衆衛生医師の育成・確保のた めの環境整備に関する検討会
平成17年3月24日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本 方針の変更について(答申)	社会保障審議会年金資金運用分 科会
平成17年5月17日	医療制度のあり方について～制度存続のための公的給付 費の効率化・重点化～	日本経済団体連合会
平成17年6月6日	平成18年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成17年6月8日	医師の臨床研修における修了等の基準に関する提言	医道審議会医師分科会医師臨床 研修部会
平成17年6月21日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005	経済財政諮問会議
平成17年8月1日	医療提供体制に関する意見中間まとめ	社会保障審議会医療部会
平成17年9月15日	今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)	厚生科学審議会地域保健健康増 進栄養部会
平成17年11月30日	医療保険制度改革について(意見書)	社会保障審議会医療保険部会
平成17年12月1日	医療制度改革大綱	政府・与党医療改革協議会
平成17年12月8日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成17年12月21日	今後の職業能力開発施策の在り方について(建議)	労働政策審議会
平成17年12月27日	今後の男女雇用機会均等対策について(建議)	労働政策審議会
平成17年12月27日	生涯を通じた医療と保健と福祉－改革と推進のヴィジ ョン(2005～2009)－	日本医師会
平成18年1月18日	平成18年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点 の骨子)	中央社会保険医療協議会診療報 酬基本問題小委員会
平成18年3月31日	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)	内閣府規制改革・民間開放推進 会議
平成18年4月28日	被用者年金制度の一元化等に関する基本方針(閣議決定)	被用者年金一元化等に関する政 府・与党協議会
平成18年5月26日	今後の社会保障の在り方について	社会保障の在り方に関する懇談 会
平成18年6月14日	歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成18年6月19日	標準的な健診・保健指導プログラム(暫定版)	標準的な健診・保健指導の在り 方に関する検討会

平成18年6月20日	新しい少子化対策(閣議決定)	少子化社会対策会議
平成18年7月7日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	経済財政諮問会議
平成18年10月25日	新たなセーフティネットの提案	全国知事会及び全国市長会「新たなセーフティネット検討会」
平成18年11月22日	平成19年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成18年12月12日	介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見	社会保障審議会福祉部会
平成18年12月25日	高齢社会における医療報酬体系のあり方に関する研究会報告書	国保中央会
平成18年12月26日	今後のパートタイム労働対策について(建議)	労働政策審議会建議
平成19年1月17日	労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会報告書	労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会
平成19年3月13日	市町村保健活動の再構築に関する検討会報告書	市町村保健活動の再構築に関する検討会
平成19年3月26日	標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)	標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会
平成19年3月27日	医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン	厚生労働省
平成19年4月18日	新健康フロンティア戦略	新健康フロンティア戦略賢人会議
平成19年5月21日	終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン	終末期医療の決定プロセスのあり方に関する検討会
平成19年6月15日	がん対策推進基本計画	がん対策推進協議会
平成19年6月19日	経済財政改革の基本方針2007	経済財政諮問会議
平成19年7月10日	企業年金制度の施行状況の検証結果	企業年金研究会
平成19年7月18日	これまでの議論を踏まえた整理	医療施設体系のあり方に関する検討会
平成19年8月9日	「上質な市場社会」に向けて(報告書)	雇用労働政策の基軸・方向性に関する研究会
平成19年8月10日	病院における薬剤師の業務及び人員配置に関する検討会報告書	病院における薬剤師の業務及び人員配置に関する検討会
平成19年10月10日	後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子	社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会
平成19年11月19日	平成20年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成19年11月20日	抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(答申)	税制調査会
平成19年11月29日	社会的養護体制の充実を図るための方策について(報告書)	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会
平成19年11月30日	生活扶助基準に関する検討会報告書	生活扶助基準に関する検討会
平成19年12月3日	平成20年度診療報酬改定の基本方針	社会保障審議会
平成19年12月3日	介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書	介護事業運営の適正化に関する有識者会議
平成19年12月7日	障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書)	与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

第2部 社会保障の体系と現状

平成19年12月21日	今後の雇用労働政策の基本的考え方について(建議)	労働政策審議会
平成20年1月17日	日本経済の進路と戦略	経済財政諮問会議
平成20年1月25日	社会保障カード(仮称)の基本的な構想に関する報告書	社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会
平成20年1月30日	レセプト情報等の活用に関する検討会 報告書	レセプト情報等の活用に関する検討会
平成20年2月6日	介護事業運営の適正化に関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成20年2月7日	医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会 報告書	医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会
平成20年3月1日	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第3版	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成20年3月24日	今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について(報告書)	がん検診事業の評価に関する委員会
平成20年3月25日	規制改革推進のための3か年計画(改定)	規制改革会議
平成20年3月27日	新待機児童ゼロ作戦	厚生労働省
平成20年3月26日	国民の医療と財源のあり方(報告書)	日本医師会医療政策会議
平成20年3月28日	「孤立死」ゼロを目指して(報告書)	高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議
平成20年3月28日	自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会 報告書	自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会
平成20年3月31日	地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—	これからの地域福祉のあり方に関する研究会
平成20年5月9日	「人生85年時代」に向けたリ・デザイン(報告書)	人生85年ビジョン懇談会
平成20年5月20日	次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方	社会保障審議会少子化対策特別部会
平成20年6月3日	平成21年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成20年6月18日	安心と希望の医療確保ビジョン	安心と希望の医療確保ビジョン会議
平成20年6月27日	基本方針2008	経済財政諮問会議
平成20年7月1日	子育てしながら働くことが普通にできる社会の実現に向けて(報告書)	今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会
平成20年7月4日	「健康食品」の安全性確保に関する検討会 報告書	「健康食品」の安全性確保に関する検討会
平成20年7月10日	認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト 報告書	認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト
平成20年7月22日	障害児支援の見直しに関する検討会 報告書	障害児支援の見直しに関する検討会
平成20年7月28日	今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会 報告書	今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会
平成20年7月29日	社会保障の機能強化のための緊急対策—5つの安心プラン	閣僚懇談会
平成20年7月30日	救急医療の今後のあり方に関する検討会 中間とりまとめ	救急医療の今後のあり方に関する検討会
平成20年7月31日	遠隔医療の推進方策に関する懇談会 中間とりまとめ	遠隔医療の推進方策に関する懇談会

平成20年8月20日	発達障害者支援の推進に係る検討会 報告書	発達障害者施策検討会
平成20年10月7日	地域における男女共同参画推進の今後の在り方(報告書)	男女共同参画会議
平成20年10月29日	精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告	精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会
平成20年11月4日	社会保障国民会議 最終報告	社会保障国民会議
平成20年11月20日	安心と希望の介護ビジョン	安心と希望の介護ビジョン会議
平成20年11月26日	平成21年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成20年11月27日	社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理 —年金制度の将来的な見直しに向けて—	社会保障審議会年金部会
平成20年12月16日	障害者自立支援法施行後3年の見直しについて(報告書)	社会保障審議会障害者部会
平成20年12月22日	規制改革推進のための第3次答申—規制の集中改革プログラム—	規制改革会議
平成20年12月24日	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	政府
平成20年12月25日	労働政策審議会建議—仕事と家庭の両立支援対策の充実について—	労働政策審議会
平成21年1月7日	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会 報告書	労働政策審議会職業安定分科会 雇用保険部会
平成21年1月16日	技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会 報告書	技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会
平成21年1月19日	経済財政の中長期方針と10年展望	経済財政諮問会議
平成21年1月19日	平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度	経済財政諮問会議
平成21年2月18日	臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ	臨床研修制度のあり方等に関する検討会
平成21年2月24日	次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて (第1次報告)	社会保障審議会少子化対策特別部会
平成21年2月27日	今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会 報告書	今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会
平成21年3月3日	障害者の一般就労を支える人材の育成のあり方に関する研究会 報告書	障害者の一般就労を支える人材の育成のあり方に関する研究会
平成21年3月24日	受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書	受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会
平成21年3月27日	薬害肝炎の検証及び再発防止に関する研究班 報告書	薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会
平成21年3月27日	職場における心理的負荷評価表の見直し等に関する検討会 報告書	職場における心理的負荷評価表の見直し等に関する検討会
平成21年3月31日	家庭的保育の在り方に関する検討会 報告書	家庭的保育の在り方に関する検討会
平成21年4月9日	デジタル新時代に向けた新たな戦略 ～三か年緊急プラン～	IT戦略本部
平成21年4月16日	社会保障カード(仮称)の基本的な計画に関する報告書	社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会
平成21年4月17日	未来開拓戦略(Jリカバリー・プラン)	内閣府・経済産業省
平成21年5月7日	医薬品安全使用実践推進検討会 報告書	医薬品安全使用実践推進検討会
平成21年6月3日	平成22年度予算編成の基本的考え方について	財政制度等審議会
平成21年6月15日	介護分野における雇用管理モデル検討会【訪問介護】報告書	介護分野における雇用管理モデル検討会

第2部 社会保障の体系と現状

平成21年6月18日	社会保障改革推進懇談会 報告書	社会保障改革推進懇談会
平成21年6月23日	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	経済財政諮問会議
平成21年6月23日	経済財政改革の基本方針2009	経済財政諮問会議
平成21年6月23日	“みんなの”少子化対策 ～子どもへの投資が未来を支える子育てセーフティネットの強化を！～	ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム
平成21年6月30日	中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲に関する検討会 報告書	中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲に関する検討会
平成21年7月8日	重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会 中間取りまとめ	重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会
平成21年7月13日	歯科保健と食育の在り方に関する検討会 報告書「歯・口の健康と食育～嚙ミング30(カミングサンマル)を目指して～」	歯科保健と食育の在り方に関する検討会
平成21年7月31日	介護分野における雇用管理モデル検討会(施設系)報告書	介護分野における雇用管理モデル検討会
平成21年9月24日	今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会 報告書「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」	今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会
平成21年10月20日	仕事と生活の調和を推進する専門家養成のあり方に関する研究会 報告書—専門家養成の在り方や専門家の活用促進について提言—	仕事と生活の調和を推進する専門家養成のあり方に関する研究会
平成21年12月4日	更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～	規制改革会議
平成21年12月4日	規制改革の課題～機会の均等化と成長による豊かさの実現のために～	規制改革会議
平成21年12月8日	平成22年度診療報酬改定の基本方針	社会保障審議会
平成21年12月25日	新人看護職員研修に関する検討会 中間まとめ	新人看護職員研修に関する検討会
平成21年12月28日	私のしごと館に係る建物等の有効活用検討会 報告書～事業廃止後の有効活用方策について提言～	私のしごと館に係る建物等の有効活用検討会
平成22年1月29日	内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会 報告書	内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会
平成22年1月29日	子ども・子育てビジョン	子ども・子育てビジョン(仮称)検討ワーキングチーム
平成22年2月2日	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4.1版	医療情報ネットワーク基盤検討会

第Ⅲ部

社会保障関係統計資料編

凡 例

- 1 本表の記号は次による。
 … 不問 0または0.0 単位未満 △ 負数
 — なし . 統計項目のありえない場合
- 2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。
- 3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区 分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
総 人 口	93,419	103,720	117,060	123,611	126,926	127,768	127,770	127,771	127,692
年齢階級別人口									
0～14歳人口	28,067	24,823	27,507	22,486	18,472	17,521	17,435	17,293	17,176
(%)	30.4	23.9	23.5	18.2	14.6	13.7	13.6	13.5	13.5
15～64歳人口	60,002	71,566	78,835	85,904	86,220	84,092	83,731	83,015	82,300
(%)	64.2	69.0	67.3	69.5	67.9	65.8	65.5	65.0	64.5
65歳以上人口	5,350	7,331	10,647	14,895	22,005	25,672	26,604	27,464	28,216
(%)	5.7	7.1	9.1	12.0	17.3	20.1	20.8	21.5	22.1
出 生	1,606	1,934	1,577	1,222	1,191	1,063	1,093	1,090	1,091
人口千対	17.2	18.8	13.6	10.0	9.5	8.4	8.7	8.6	8.7
死 亡	707	713	723	820	962	1,084	1,084	1,108	1,142
人口千対	7.6	6.9	6.2	6.7	7.7	8.6	8.6	8.8	9.1
自然増減	899	1,221	854	401	229	△ 21	8	△ 19	△ 51
人口千対	9.6	11.8	7.3	3.3	1.8	△ 0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.4
平均余命(年)									
男 0歳	65.32	69.31	73.35	75.92	77.72	78.56	79.00	79.19	79.29
65歳	11.62	12.50	14.56	16.22	17.54	18.13	18.45	18.56	18.60
女 0歳	70.19	74.66	78.76	81.90	84.60	85.52	85.81	85.99	86.05
65歳	14.10	15.34	17.68	20.03	22.42	23.19	23.44	23.59	23.64
合計特殊出生率	2.00	2.13	1.75	1.54	1.36	1.26	1.32	1.34	1.37

(注) 1 昭和45年以前には、沖縄県を含まない。

2 昭和55年、平成2年、平成12年、平成17年の総人口には、年齢不詳を含む。

資料：「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

		平成14年1月 将来推計人口		平成18年12月将来推計人口							
		〔中位〕		中位		高位		低位			
基 準 人 口		平成12年10月1日 国勢調査人口		平成17年10月1日国勢調査人口							
平 均 寿 命		平成12年 (2000)	平成62年 (2050)	平成17年(2005)			平成67年(2055)				
		男 77.64	→ 80.95	男	78.53	→	83.67	女	85.49	→	90.34
		女 84.62	→ 89.22								
合 計 特 殊 出 生 率 (最低値)		平成12年 (2000)	1.36	平成17年 (2005)	1.26	平成17年 (2005)	1.26	平成17年 (2005)	1.26	平成17年 (2005)	1.26
			↓		↓		↓		↓		↓
		平成19年 (2007)	1.31	平成42年 (2030)	1.24	平成42年 (2030)	1.53	平成42年 (2030)	1.04	平成42年 (2030)	1.04
			↓		↓		↓		↓		↓
		平成62年 (2050)	1.39	平成67年 (2055)	1.26	平成67年 (2055)	1.55	平成67年 (2055)	1.06	平成67年 (2055)	1.06
			千人		千人		千人		千人		千人
総 人 口	平成17(2005)年	127,708		127,768		127,768		127,768		127,768	
	22(2010)年	127,473		127,176		127,463		126,829		126,829	
	32(2020)年	124,107		122,735		124,234		121,224		121,224	
	42(2030)年	117,580		115,224		118,347		112,578		112,578	
	52(2040)年	109,338		105,695		110,529		101,834		101,834	
	62(2050)年	100,593		95,152		101,947		89,966		89,966	
	ピーク	平成18(2006)年 127,741		平成17(2005)年 127,768		平成18(2006)年 127,777		平成17(2005)年 127,768			
65 歳 以 上 人 口 比 率			%		%		%		%		%
	平成17(2005)年	19.9		20.2		20.2		20.2		20.2	
	22(2010)年	22.5		23.1		23.1		23.2		23.2	
	32(2020)年	27.8		29.2		28.9		29.6		29.6	
	42(2030)年	29.6		31.8		31.0		32.6		32.6	
	52(2040)年	33.2		36.5		34.9		37.8		37.8	
	62(2050)年	35.7		39.6		36.9		41.8		41.8	

(注) 平成17年は、総務省統計局「国勢調査報告」(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成18年12月推計－」

第3表 年齢3区分別人口の推移

(単位 万人)

区 分	総 人 口	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30 (1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35 (1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40 (1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45 (1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50 (1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55 (1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
60 (1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
7 (1995)	12,557	15.9	69.4	14.5	23.0
12 (2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
17 (2005)	12,777	13.7	65.8	20.1	20.8
18 (2006)	12,777	13.7	65.5	20.8	20.8
19 (2007)	12,777	13.5	65.0	21.5	20.8
20 (2008)	12,769	13.5	64.5	22.1	20.9
平成22年(2010)	12,718	13.0	63.9	23.1	20.3
27 (2015)	12,543	11.8	61.2	26.9	19.3
32 (2020)	12,274	10.8	60.0	29.2	17.9

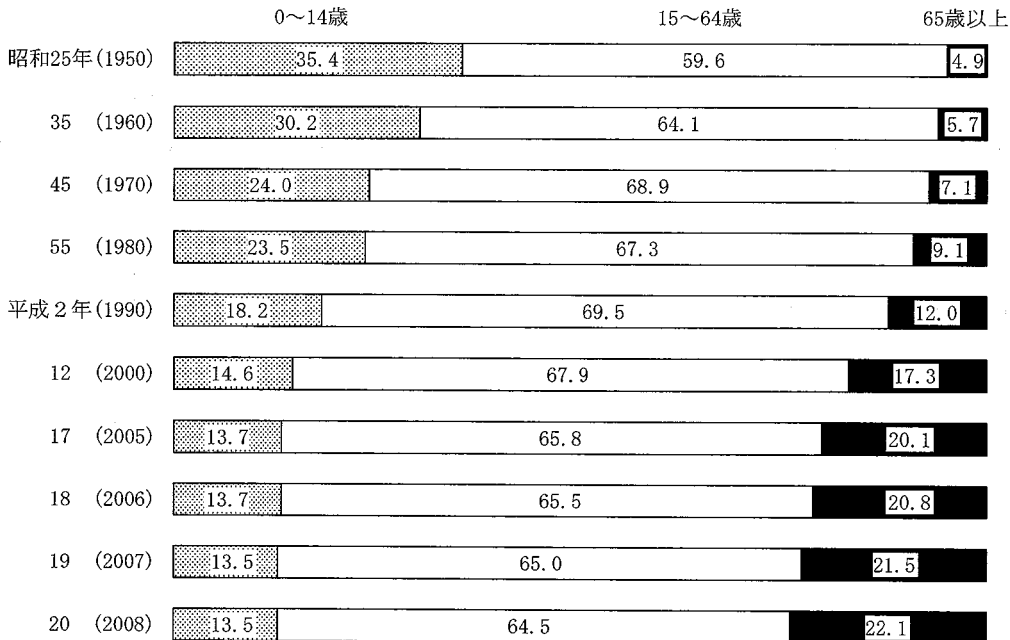
(注) 年齢不詳を含む。

資料：平成20年以前は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

平成22年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成18年12月推計ー」の中位推計値

〈年齢別人口の割合の推移〉

(数字は%)



(小数第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）

平成20年10月1日現在(単位 千人)

区 分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,692	62,251	65,441	125,947	61,424	64,523
0～4歳	5,405	2,769	2,635	5,347	2,739	2,608
5～9	5,786	2,968	2,820	5,734	2,942	2,793
10～14	5,985	3,065	2,920	5,936	3,040	2,895
15～19	6,155	3,151	3,003	6,073	3,114	2,959
20～24	7,105	3,650	3,456	6,870	3,536	3,333
25～29	7,630	3,891	3,738	7,378	3,766	3,612
30～34	8,996	4,566	4,430	8,788	4,466	4,322
35～39	9,609	4,859	4,750	9,419	4,775	4,645
40～44	8,407	4,237	4,171	8,248	4,168	4,080
45～49	7,780	3,906	3,875	7,660	3,852	3,807
50～54	7,821	3,905	3,916	7,731	3,862	3,870
55～59	9,839	4,866	4,972	9,764	4,828	4,936
60～64	8,959	4,375	4,584	8,901	4,345	4,556
65～69	8,041	3,845	4,195	7,998	3,824	4,173
70～74	6,956	3,213	3,744	6,927	3,199	3,728
75～79	5,705	2,473	3,232	5,684	2,464	3,221
80～84	4,059	1,569	2,490	4,045	1,562	2,482
85～89	2,174	647	1,527	2,165	642	1,522
90歳以上	1,282	297	982	1,277	294	982
(再掲)						
0～14歳	17,176	8,802	8,375	17,017	8,721	8,296
15～64	82,301	41,406	40,895	80,832	40,712	40,120
65歳以上	28,217	12,044	16,170	28,096	11,985	16,108

資料：総務省統計局「平成20年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）

（単位 千人）

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成17(2005)年	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,762	17,436	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,694	17,238	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,568	17,023	82,334	28,211	13.3	64.5	22.1
21(2009)	127,395	16,763	81,644	28,987	13.2	64.1	22.8
22(2010)	127,176	16,479	81,285	29,412	13.0	63.9	23.1
23(2011)	126,913	16,193	81,015	29,704	12.8	63.8	23.4
24(2012)	126,605	15,880	79,980	30,745	12.5	63.2	24.3
25(2013)	126,254	15,542	78,859	31,852	12.3	62.5	25.2
26(2014)	125,862	15,201	77,727	32,934	12.1	61.8	26.2
27(2015)	125,430	14,841	76,807	33,781	11.8	61.2	26.9
28(2016)	124,961	14,486	76,025	34,450	11.6	60.8	27.6
29(2017)	124,456	14,133	75,346	34,977	11.4	60.5	28.1
30(2018)	123,915	13,803	74,732	35,380	11.1	60.3	28.6
31(2019)	123,341	13,488	74,199	35,655	10.9	60.2	28.9
32(2020)	122,735	13,201	73,635	35,899	10.8	60.0	29.2
33(2021)	122,097	12,892	73,141	36,064	10.6	59.9	29.5
34(2022)	121,430	12,622	72,678	36,131	10.4	59.9	29.8
35(2023)	120,375	12,381	72,144	36,210	10.3	59.8	30.0
36(2024)	120,015	12,159	71,549	36,307	10.1	59.6	30.3
37(2025)	119,270	11,956	70,960	36,354	10.0	59.5	30.5
38(2026)	118,502	11,769	70,363	36,371	9.9	59.4	30.7
39(2027)	117,713	11,597	69,728	36,388	9.9	59.2	30.9
40(2028)	116,904	11,438	69,028	36,438	9.8	59.0	31.2
41(2029)	116,074	11,290	68,274	36,510	9.7	58.8	31.5
42(2030)	115,224	11,150	67,404	36,670	9.7	58.5	31.8
43(2031)	114,354	11,017	66,835	36,502	9.6	58.4	31.9
44(2032)	113,464	10,888	65,896	36,681	9.6	58.1	32.3
45(2033)	112,555	10,762	64,942	36,851	9.6	57.7	32.7
46(2034)	111,627	10,637	63,949	37,041	9.5	57.3	33.2
47(2035)	110,679	10,512	62,919	37,249	9.5	56.8	33.7
48(2036)	109,714	10,384	61,832	37,498	9.5	56.4	34.2
49(2037)	108,732	10,253	60,699	37,779	9.4	55.8	34.7
50(2038)	107,733	10,118	59,528	38,087	9.4	55.3	35.4
51(2039)	106,720	9,978	58,387	38,354	9.4	54.7	35.9
52(2040)	105,695	9,833	57,335	38,527	9.3	54.2	36.5
53(2041)	104,658	9,682	56,358	38,619	9.3	53.8	36.9
54(2042)	103,613	9,526	55,455	38,632	9.2	53.5	37.3
55(2043)	102,560	9,366	54,589	38,605	9.1	53.2	37.6
56(2044)	101,503	9,202	53,779	38,522	9.1	53.0	38.0

(単位 千人)

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成57(2045)年	100,443	9,036	53,000	38,407	9.0	52.8	38.2
58(2046)	99,382	8,868	52,268	38,245	8.9	52.6	38.5
59(2047)	98,321	8,701	51,541	38,079	8.8	52.4	38.7
60(2048)	97,261	8,535	50,792	37,934	8.8	52.2	39.0
61(2049)	96,205	8,373	50,038	37,794	8.7	52.0	39.3
62(2050)	95,152	8,214	49,297	37,641	8.6	51.8	39.6
63(2051)	94,102	8,061	48,588	37,453	8.6	51.6	39.8
64(2052)	93,056	7,914	47,894	37,248	8.5	51.5	40.0
65(2053)	92,013	7,774	47,224	37,014	8.4	51.3	40.2
66(2054)	90,971	7,641	46,577	36,753	8.4	51.2	40.4
67(2055)	89,930	7,516	45,951	36,463	8.4	51.1	40.5
68(2056)	88,882	7,397	45,336	36,149	8.3	51.0	40.7
69(2057)	87,825	7,286	44,707	35,832	8.3	50.9	40.8
70(2058)	86,757	7,181	44,086	35,491	8.3	50.8	40.9
71(2059)	85,679	7,081	43,437	35,161	8.3	50.7	41.0
72(2060)	84,592	6,987	42,778	34,827	8.3	50.6	41.2
73(2061)	83,495	6,897	42,130	34,468	8.3	50.5	41.3
74(2062)	82,390	6,810	41,468	34,112	8.3	50.3	41.4
75(2063)	81,278	6,726	40,795	33,758	8.3	50.2	41.5
76(2064)	80,162	6,644	40,127	33,391	8.3	50.1	41.7
77(2065)	79,043	6,563	39,452	33,028	8.3	49.9	41.8
78(2066)	77,923	6,483	38,788	32,653	8.3	49.8	41.9
79(2067)	76,805	6,402	38,133	32,269	8.3	49.6	42.0
80(2068)	75,691	6,322	37,507	31,863	8.4	49.6	42.1
81(2069)	74,585	6,240	36,901	31,444	8.4	49.5	42.2
82(2070)	73,488	6,158	36,325	31,005	8.4	49.4	42.2
83(2071)	72,403	6,074	35,735	30,594	8.4	49.4	42.3
84(2072)	71,332	5,990	35,185	30,157	8.4	49.3	42.3
85(2073)	70,276	5,904	34,665	29,706	8.4	49.3	42.3
86(2074)	69,237	5,818	34,166	29,253	8.4	49.3	42.3
87(2075)	68,216	5,732	33,686	28,798	8.4	49.4	42.2
88(2076)	67,213	5,645	33,223	28,345	8.4	49.4	42.2
89(2077)	66,229	5,558	32,775	27,896	8.4	49.5	42.1
90(2078)	65,263	5,472	32,341	27,450	8.4	49.6	42.1
91(2079)	64,316	5,387	31,918	27,011	8.4	49.6	42.0
92(2080)	63,387	5,304	31,505	26,578	8.4	49.7	41.9
93(2081)	62,475	5,222	31,100	26,152	8.4	49.8	41.9
94(2082)	61,579	5,143	30,703	25,733	8.4	49.9	41.8
95(2083)	60,699	5,065	30,311	25,322	8.3	49.9	41.7
96(2084)	59,834	4,991	29,925	24,918	8.3	50.0	41.6

(単位 千人)

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成97(2085)年	58,983	4,919	29,543	24,521	8.3	50.1	41.6
98(2086)	58,146	4,850	29,164	24,132	8.3	50.2	41.5
99(2087)	57,322	4,783	28,789	23,750	8.3	50.2	41.4
100(2088)	56,511	4,720	28,415	23,376	8.4	50.3	41.4
101(2089)	55,712	4,658	28,044	23,010	8.4	50.3	41.3
102(2090)	54,925	4,600	27,674	22,651	8.4	50.4	41.2
103(2091)	54,150	4,543	27,306	22,300	8.4	50.4	41.2
104(2092)	53,386	4,489	26,939	21,958	8.4	50.5	41.1
105(2093)	52,634	4,436	26,575	21,623	8.4	50.5	41.1
106(2094)	51,894	4,384	26,214	21,296	8.4	50.5	41.0
107(2095)	51,165	4,334	25,855	20,976	8.5	50.5	41.0
108(2096)	50,449	4,285	25,501	20,663	8.5	50.5	41.0
109(2097)	49,746	4,236	25,152	20,357	8.5	50.6	40.9
110(2098)	49,055	4,188	24,809	20,057	8.5	50.6	40.9
111(2099)	48,377	4,140	24,473	19,764	8.6	50.6	40.9
112(2100)	47,712	4,093	24,144	19,475	8.6	50.6	40.8
113(2101)	47,061	4,045	23,824	19,192	8.6	50.6	40.8
114(2102)	46,424	3,998	23,512	18,914	8.6	50.6	40.7
115(2103)	45,800	3,951	23,209	18,640	8.6	50.7	40.7
116(2104)	45,189	3,903	22,916	18,371	8.6	50.7	40.7
117(2105)	44,592	3,856	22,631	18,105	8.6	50.8	40.6

(注) 1 各年10月1日現在人口。

2 平成17年は、総務省統計局「国勢調査」(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成18年12月推計－」

第6表 人口動態

区 分	人 口	出 生		死 亡		自然増減	
		実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
昭和30年(1955)	* 89,275,529	1,730,692	19.4	693,523	7.8	1,037,169	11.6
35 (1960)	* 93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
40 (1965)	* 98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4
45 (1970)	* 103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
50 (1975)	* 111,251,507	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.8
55 (1980)	* 116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56 (1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57 (1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58 (1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59 (1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60 (1985)	* 120,265,700	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61 (1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62 (1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63 (1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2 (1990)	* 122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3 (1991)	123,102,000	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4 (1992)	123,476,000	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5 (1993)	123,788,000	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6 (1994)	124,069,000	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9
7 (1995)	* 124,298,947	1,187,064	9.6	922,139	7.4	264,925	2.1
8 (1996)	124,709,000	1,206,555	9.7	896,211	7.2	310,344	2.5
9 (1997)	124,963,000	1,191,665	9.5	913,402	7.3	278,263	2.2
10 (1998)	125,252,000	1,203,147	9.6	936,484	7.5	266,663	2.1
11 (1999)	125,432,000	1,177,669	9.4	982,031	7.8	195,638	1.6
12 (2000)	* 126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
13 (2001)	127,291,000	1,170,662	9.3	970,331	7.7	200,331	1.6
14 (2002)	127,435,000	1,153,855	9.2	982,379	7.8	171,476	1.4
15 (2003)	127,619,000	1,123,610	8.9	1,014,951	8.0	108,659	0.9
16 (2004)	127,687,000	1,110,721	8.8	1,028,602	8.2	82,119	0.7
17 (2005)	* 127,767,994	1,062,530	8.4	1,083,796	8.6	△ 21,266	△ 0.2
18 (2006)	127,770,000	1,092,674	8.7	1,084,450	8.6	8,224	0.1
19 (2007)	127,771,000	1,089,818	8.6	1,108,334	8.8	△ 18,516	△ 0.1
20 (2008)	127,692,000	1,091,156	8.7	1,142,407	9.1	△ 51,251	△ 0.4

- (注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は
2 昭和50年以降は、沖縄県を含む。
3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は、死亡(実数)の再掲である。
4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。
5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和50年以前は、妊娠満
6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。

資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」
上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率 (出生千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	30,274	19.5	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	28,204	18.3	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	25,925	16.9	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	25,149	16.6	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	22,379	15.4	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	20,389	14.6	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	18,699	13.7	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	16,839	12.7	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	15,183	12.1	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	10,426	8.5	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	9,888	8.1	754,441	6.1	179,191	1.45
5,169	4.3	45,090	36.6	9,226	7.7	792,658	6.4	188,297	1.52
5,261	4.2	42,962	33.5	9,286	7.5	782,738	6.3	195,106	1.57
5,054	4.3	39,403	32.1	8,412	7.0	791,888	6.4	199,016	1.60
4,546	3.8	39,536	31.7	8,080	6.7	795,080	6.4	206,955	1.66
4,403	3.7	39,546	32.1	7,624	6.4	775,651	6.2	222,635	1.78
4,380	3.6	38,988	31.4	7,447	6.2	784,595	6.3	243,183	1.94
4,010	3.4	38,452	31.6	7,102	6.0	762,028	6.1	250,529	2.00
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
3,599	3.1	37,467	31.0	6,476	5.5	799,999	6.4	285,911	2.27
3,497	3.0	36,978	31.1	6,333	5.5	757,331	6.0	289,836	2.30
3,364	3.0	35,330	30.5	5,929	5.3	740,191	5.9	283,854	2.25
3,122	2.8	34,365	30.0	5,541	5.0	720,417	5.7	270,804	2.15
2,958	2.8	31,818	29.1	5,149	4.8	714,265	5.7	261,917	2.08
2,864	2.6	30,911	27.5	5,100	4.7	730,971	5.7	257,475	2.04
2,828	2.6	29,313	26.2	4,906	4.5	719,822	5.7	254,832	2.02
2,798	2.6	28,177	25.2	4,720	4.3	726,106	5.8	251,136	1.99

総人口(日本に定住している外国人を含む)であり、昭和45年以降は日本人人口である。

28週以後の数値である)

第7表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

区分	昭和22年 (1947)	25~27 (1950~ 1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《男》														
0歳	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.38	77.72	78.64	78.56	79.00	79.19	79.29
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.87	73.10	73.96	73.88	74.30	74.48	74.57
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.94	68.15	69.00	68.93	69.34	69.52	69.61
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	57.16	58.33	59.15	59.08	59.49	59.66	59.75
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.55	48.69	49.49	49.43	49.83	49.99	50.09
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.96	39.13	39.93	39.86	40.25	40.40	40.49
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.75	29.91	30.70	30.63	31.00	31.15	31.21
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.28	21.44	22.17	22.09	22.41	22.54	22.58
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.97	13.97	14.51	14.39	14.69	14.80	14.84
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	7.13	7.96	8.39	8.22	8.45	8.50	8.49
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	5.05	5.76	6.07	5.89	6.09	6.16	6.13
90	—	—	—	—	—	3.28	3.51	3.58	4.10	4.36	4.15	4.32	4.40	4.36
95	—	—	—	—	—	—	—	2.60	2.97	3.21	2.93	3.08	3.19	3.15
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.41	2.08	2.20	2.34	2.31
《女》														
0歳	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.85	84.60	85.59	85.52	85.81	85.99	86.05
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	78.29	79.95	80.88	80.81	81.10	81.27	81.33
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	73.34	74.98	75.92	75.84	76.13	76.30	76.36
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	63.46	65.08	66.01	65.93	66.22	66.39	66.45
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.65	55.26	56.18	56.12	56.41	56.37	56.64
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.91	45.52	46.44	46.38	46.66	46.82	46.89
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	34.43	36.01	36.90	36.84	37.12	37.27	37.34
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	25.31	26.85	27.74	27.66	27.92	28.06	28.12
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.76	18.19	18.98	18.88	19.12	19.25	19.29
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	9.47	10.60	11.23	11.13	11.32	11.42	11.43
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.67	7.61	8.10	7.99	8.13	8.20	8.21
90	—	—	—	—	—	3.82	4.18	4.64	5.29	5.69	5.53	5.66	5.72	5.71
95	—	—	—	—	—	—	—	3.33	3.73	4.02	3.77	3.88	3.97	3.97
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.96	2.54	2.63	2.75	2.77

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。

2 昭和40年以前は、沖縄県を含まない。

資料：平成2年以前及び平成7、12、17年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」
それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移

区 分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
結 核	34.2	15.4	5.5	3.0	2.1	1.8	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.8
悪 性 新 生 物	100.4	116.3	139.1	177.2	235.2	241.7	245.4	253.9	258.3	261.0	266.9	272.3
心疾患(高血圧性を除く)	73.2	86.7	106.2	134.8	116.8	121.0	126.5	126.5	137.2	137.2	139.2	144.4
脳 血 管 疾 患	160.7	175.8	139.5	99.4	105.5	103.4	104.7	102.3	105.3	101.7	100.8	100.9
肺 炎	40.2	27.1	28.4	55.6	69.2	69.4	75.3	75.7	85.0	85.0	87.4	91.6
肝 疾 患	14.3	16.6	16.3	16.1	12.8	12.3	12.5	12.6	13.0	12.9	12.8	12.9
不 慮 の 事 故	41.7	42.5	25.1	26.2	31.4	30.7	30.7	30.3	31.6	30.3	30.1	30.3
自 殺	21.6	15.3	17.7	16.4	24.1	23.8	25.5	24.0	24.2	23.7	24.4	24.0

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

区分	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和25年 (1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び 気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30 (1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35 (1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
40 (1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45 (1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50 (1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55 (1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
60 (1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び 気管支炎	42.7	不慮の事故及び 有害作用	24.6
平成2年 (1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故及び 有害作用	26.2
7 (1995)	悪性新生物	211.6	脳血管疾患	117.9	心疾患	112.0	肺炎	64.1	不慮の事故	36.5
12 (2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
15 (2003)	悪性新生物	245.4	心疾患	126.5	脳血管疾患	104.7	肺炎	75.3	不慮の事故	30.7
16 (2004)	悪性新生物	253.9	心疾患	126.5	脳血管疾患	102.3	肺炎	75.7	不慮の事故	30.3
17 (2005)	悪性新生物	258.3	心疾患	137.2	脳血管疾患	105.3	肺炎	85.0	不慮の事故	31.6
18 (2006)	悪性新生物	261.0	心疾患	137.2	脳血管疾患	101.7	肺炎	85.0	不慮の事故	30.3
19 (2007)	悪性新生物	266.9	心疾患	139.2	脳血管疾患	100.8	肺炎	87.4	不慮の事故	30.1
20 (2008)	悪性新生物	272.3	心疾患	144.4	脳血管疾患	100.9	肺炎	91.6	不慮の事故	30.3

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。

2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。

3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったがこれは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。

4 「心疾患」は、「心疾患（高血圧性を除く）」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

(単位 千世帯)

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《推計数》							
総 数	46,005	45,800	46,323	47,043	47,531	48,023	47,957
雇用者・自営業者等の世帯	45,654	45,610	45,949	46,522	47,038	46,502	46,577
常 雇 者 世 帯	25,488	25,430	24,577	25,253	26,143	24,982	26,422
臨 時 雇 用 者 世 帯	1,055	1,113	1,363	1,880	1,924	1,942	2,101
日 雇 労 働 者 世 帯	303	280	226	465	438	413	336
自 営 業 者 世 帯	6,374	6,482	6,866	6,134	5,887	6,502	5,992
そ の 他 の 世 帯	12,434	12,304	12,916	12,790	12,647	12,663	11,726
世 帯 業 態 不 詳	351	190	374	522	493	1,521	1,380
《構成割合》(%)							
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	99.2	99.6	99.2	98.9	99.0	96.8	97.1
常 雇 者 世 帯	55.4	55.5	53.1	53.7	55.0	52.0	55.1
臨 時 雇 用 者 世 帯	2.3	2.4	2.9	4.0	4.0	4.0	4.4
日 雇 労 働 者 世 帯	0.7	0.6	0.5	1.0	0.9	0.9	0.7
自 営 業 者 世 帯	13.9	14.2	14.8	13.0	12.4	13.5	12.5
そ の 他 の 世 帯	27.0	26.9	27.9	27.2	26.6	26.4	24.5
世 帯 業 態 不 詳	0.8	0.4	0.8	1.1	1.0	3.2	2.9

(注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯

2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	平成15年 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《推計数》						
総 数	45,800	46,323	47,043	47,531	48,023	47,957
国 保 加 入 世 帯	17,201	16,886	17,874	17,623	16,772	10,705
被 用 者 保 険 加 入 世 帯	20,487	19,446	19,866	20,739	21,219	20,580
国 保 ・ 被 用 者 保 険 加 入 世 帯	7,189	7,910	7,805	7,676	7,806	4,896
長 寿 医 療 制 度 加 入 世 帯	3,928
国 保 ・ 長 寿 医 療 制 度 加 入 世 帯	2,708
被 用 者 保 険 ・ 長 寿 医 療 制 度 加 入 世 帯	2,669
国 保 ・ 被 用 者 保 険 ・ 長 寿 医 療 制 度 加 入 世 帯	1,269
そ の 他 の 世 帯	802	1,091	1,014	1,185	952	809
不 詳	122	990	484	308	1,274	393
《構成割合》(%)						
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国 保 加 入 世 帯	37.6	36.5	38.0	37.1	34.9	22.3
被 用 者 保 険 加 入 世 帯	44.7	42.0	42.2	43.6	44.2	42.9
国 保 ・ 被 用 者 保 険 加 入 世 帯	15.7	17.1	16.6	16.1	16.3	10.2
長 寿 医 療 制 度 加 入 世 帯	8.2
国 保 ・ 長 寿 医 療 制 度 加 入 世 帯	5.6
被 用 者 保 険 ・ 長 寿 医 療 制 度 加 入 世 帯	5.6
国 保 ・ 被 用 者 保 険 ・ 長 寿 医 療 制 度 加 入 世 帯	2.6
そ の 他 の 世 帯	1.8	2.4	2.2	2.5	2.0	1.7
不 詳	0.3	2.1	1.0	0.6	2.7	0.8

(注) 1 国保加入世帯：国民健康保険の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯

2 被用者保険加入世帯：政府管掌健康保険・組合管掌健康保険・船員保険の被保険者もしくは共済組合の組合員・被扶養者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者がいない世帯

3 国保・被用者保険加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険の被保険者・被扶養者がそれぞれ1人でもおり、かつ、長寿医療制度の被保険者がいない世帯

4 長寿医療制度加入世帯：長寿医療制度の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯

5 国保・長寿医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び長寿医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯

6 被用者保険・長寿医療制度加入世帯：上記の被用者保険の被保険者・被扶養者及び長寿医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、国民健康保険の被保険者がいない世帯

7 国保・被用者保険・長寿医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者、被用者保険の被保険者・被扶養者及び長寿医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもいる世帯

8 その他の世帯：上記1～7以外で加入保険不詳の者がいない世帯

9 不詳：加入保険不詳の者がいる世帯

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
《推計数》					
平成7年(1995)	40,770	4,390	483	84	35,812
12 (2000)	45,545	6,261	597	83	38,604
13 (2001)	45,664	6,654	587	80	38,343
14 (2002)	46,005	7,182	670	86	38,067
15 (2003)	45,800	7,250	569	73	37,908
16 (2004)	46,323	7,874	627	90	37,732
17 (2005)	47,043	8,349	691	79	37,924
18 (2006)	47,531	8,462	788	89	38,192
19 (2007)	48,023	9,009	717	100	38,197
20 (2008)	47,957	9,252	701	94	37,910
《構成割合》(%)					
平成7年(1995)	100.0	10.8	1.2	0.2	87.8
12 (2000)	100.0	13.7	1.3	0.2	84.8
13 (2001)	100.0	14.6	1.3	0.2	84.0
14 (2002)	100.0	15.6	1.5	0.2	82.7
15 (2003)	100.0	15.8	1.2	0.2	82.8
16 (2004)	100.0	17.0	1.4	0.2	81.5
17 (2005)	100.0	17.7	1.5	0.2	80.6
18 (2006)	100.0	17.8	1.7	0.2	80.4
19 (2007)	100.0	18.8	1.5	0.2	79.5
20 (2008)	100.0	19.3	1.5	0.2	79.0

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 資料：平成7年は、厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」
 平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員(人)
《推計数》								
平成7年(1995)	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
12 (2000)	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76
13 (2001)	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75
14 (2002)	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74
15 (2003)	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76
16 (2004)	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72
17 (2005)	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68
18 (2006)	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65
19 (2007)	48,023	11,983	13,764	9,903	7,549	3,038	1,787	2.63
20 (2008)	47,957	11,928	13,920	9,673	7,582	3,015	1,838	2.63
《構成割合》(%)								
平成7年(1995)	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	・
12 (2000)	100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	・
13 (2001)	100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	・
14 (2002)	100.0	23.5	27.5	19.8	17.4	6.9	4.9	・
15 (2003)	100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	・
16 (2004)	100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	・
17 (2005)	100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	・
18 (2006)	100.0	25.3	28.0	19.5	16.3	6.6	4.3	・
19 (2007)	100.0	25.0	28.7	20.6	15.7	6.3	3.7	・
20 (2008)	100.0	24.9	29.0	20.2	15.8	6.3	3.8	・

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 資料：平成7年は、厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」
 平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	単 独 世 帯			核 家 族 世 帯				三世代世帯	その他の世帯
		総 数	住み込み 寄居等	その他	総 数	夫婦のみ世帯	夫婦と未婚の 子のみの世帯	片親と未婚の 子のみの世帯		
《推計数》										
平成7年(1995)	40,770	9,213	1,385	7,828	23,997	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478
12 (2000)	45,545	10,988	1,388	9,600	26,938	9,422	14,924	2,592	4,823	2,796
13 (2001)	45,664	11,017	1,226	9,790	26,894	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909
14 (2002)	46,005	10,800	1,044	9,756	27,682	9,887	14,954	2,841	4,603	2,919
15 (2003)	45,800	10,673	929	9,744	27,352	9,781	14,900	2,670	4,769	3,006
16 (2004)	46,323	10,817	960	9,857	28,061	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934
17 (2005)	47,043	11,580	914	10,667	27,872	10,295	14,609	2,968	4,575	3,016
18 (2006)	47,531	12,043	859	11,184	28,025	10,198	14,826	3,002	4,326	3,137
19 (2007)	48,023	11,983	1,256	10,727	28,658	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337
20 (2008)	47,957	11,928	1,025	10,903	28,664	10,730	14,732	3,202	4,229	3,136
《構成割合》(%)										
平成7年(1995)	100.0	22.6	3.4	19.2	58.9	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1
12 (2000)	100.0	24.1	3.0	21.1	59.1	20.7	32.8	5.7	10.6	6.1
13 (2001)	100.0	24.1	2.7	21.4	58.9	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4
14 (2002)	100.0	23.5	2.3	21.2	60.2	21.5	32.5	6.2	10.0	6.3
15 (2003)	100.0	23.3	2.0	21.3	59.7	21.4	32.5	5.8	10.4	6.6
16 (2004)	100.0	23.4	2.1	21.3	60.6	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3
17 (2005)	100.0	24.6	1.9	22.7	59.2	21.9	31.1	6.3	9.7	6.4
18 (2006)	100.0	25.3	1.8	23.5	59.0	21.5	31.2	6.3	9.1	6.6
19 (2007)	100.0	25.0	2.6	22.3	59.7	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9
20 (2008)	100.0	24.9	2.1	22.7	59.8	22.4	30.7	6.7	8.8	6.5

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：平成7年は、厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	全世帯数	65 歳 以 上 の 者 の い る 世 帯								
		総 数	全世帯に占 める割合(%)	単独世帯	夫 婦 の み の 世 帯			夫婦(片親) と未婚の子 のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯
					総 数	一方が65歳 未満の世帯	ともに65歳 以上の世帯			
《推計数》										
平成7年(1995)	40,770	12,695	31.1	2,199	3,075	1,024	2,050	1,636	4,232	1,553
12 (2000)	45,545	15,647	34.4	3,079	4,234	1,252	2,982	2,268	4,141	1,924
13 (2001)	45,664	16,367	35.8	3,179	4,545	1,288	3,257	2,563	4,179	1,902
14 (2002)	46,005	16,848	36.6	3,405	4,822	1,260	3,563	2,633	4,001	1,987
15 (2003)	45,800	17,273	37.7	3,411	4,845	1,251	3,594	2,727	4,169	2,120
16 (2004)	46,323	17,864	38.6	3,730	5,252	1,354	3,899	2,931	3,919	2,031
17 (2005)	47,043	18,532	39.4	4,069	5,420	1,349	4,071	3,010	3,947	2,088
18 (2006)	47,531	18,285	38.5	4,102	5,397	1,283	4,114	2,944	3,751	2,091
19 (2007)	48,023	19,263	40.1	4,326	5,732	1,342	4,390	3,418	3,528	2,260
20 (2008)	47,957	19,777	41.2	4,352	5,883	1,302	4,582	3,634	3,667	2,241
《構成割合》(%)										
平成7年(1995)	・	100.0	・	17.3	24.2	8.1	16.1	12.9	33.3	12.2
12 (2000)	・	100.0	・	19.7	27.1	8.0	19.1	14.5	26.5	12.3
13 (2001)	・	100.0	・	19.4	27.8	7.9	19.9	15.6	25.5	11.6
14 (2002)	・	100.0	・	20.2	28.6	7.5	21.1	15.6	23.7	11.8
15 (2003)	・	100.0	・	19.7	28.1	7.2	20.8	15.8	24.1	12.3
16 (2004)	・	100.0	・	20.9	29.4	7.6	21.8	16.4	21.9	11.4
17 (2005)	・	100.0	・	22.0	29.2	7.3	22.0	16.2	21.3	11.3
18 (2006)	・	100.0	・	22.4	29.5	7.0	22.5	16.1	20.5	11.4
19 (2007)	・	100.0	・	22.5	29.8	7.0	22.8	17.7	18.3	11.7
20 (2008)	・	100.0	・	22.0	29.7	6.6	23.2	18.4	18.5	11.3

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：平成7年は、厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位：億円、%)

区 分	国民所得（分配）		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
		伸率		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比
昭和45年度(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364	—	5.8
50 (1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,693	30.4	9.5	118,260	30.2	9.5
55 (1980)	2,038,787	9.5	287,422	12.4	14.4	247,736	12.7	12.2	256,548	12.3	12.6
60 (1985)	2,605,599	7.2	405,548	6.8	15.6	356,798	6.1	13.7	367,801	6.3	14.1
平成2年度(1990)	3,468,929	8.1	538,714	6.5	15.6	472,203	5.2	13.6	485,455	4.9	14.0
3 (1991)	3,689,316	6.4	568,844	5.6	15.7	501,346	6.2	13.6	513,443	5.8	13.9
4 (1992)	3,660,072	△ 0.8	621,521	9.3	16.8	538,280	7.4	14.7	550,266	7.2	15.0
5 (1993)	3,653,760	△ 0.2	672,330	8.2	18.1	568,039	5.5	15.6	577,762	5.0	15.8
6 (1994)	3,700,109	1.3	702,644	4.5	18.8	604,660	6.4	16.3	613,012	6.1	16.6
7 (1995)	3,689,367	△ 0.3	750,400	6.8	19.7	647,243	7.0	17.5	650,223	6.1	17.6
8 (1996)	3,801,609	3.0	778,773	3.8	19.9	675,402	4.4	17.8	677,809	4.2	17.8
9 (1997)	3,822,945	0.6	787,377	1.1	20.2	694,087	2.8	18.2	694,282	2.4	18.2
10 (1998)	3,689,757	△ 3.5	・	・	・	721,333	3.9	19.6	720,736	3.8	19.5
11 (1999)	3,643,409	△ 1.3	・	・	・	750,338	4.0	20.6	748,345	3.8	20.5
12 (2000)	3,718,039	2.0	・	・	・	781,191	4.1	21.0	789,724	5.5	21.2
13 (2001)	3,613,335	△ 2.8	・	・	・	813,928	4.2	22.5	818,326	3.6	22.6
14 (2002)	3,557,610	△ 1.5	・	・	・	835,584	2.7	23.5	835,986	2.2	23.5
15 (2003)	3,580,792	0.7	・	・	・	842,582	0.8	23.5	848,233	1.5	23.7
16 (2004)	3,638,976	1.6	・	・	・	858,660	1.9	23.6	868,683	2.4	23.9
17 (2005)	3,658,783	0.5	・	・	・	877,827	2.2	24.0	889,494	2.4	24.3
18 (2006)	3,835,911	2.1	・	・	・	891,098	1.5	23.9	906,045	1.9	23.6
19 (2007)	3,747,682	0.3	・	・	・	914,305	2.6	24.4	938,755	3.6	25.0

(注) 「社会保障関係総費用」は、決算額である。平成10年度以降は、省庁再編により社会保障制度審議会がなくなったために算出されていない。

資料：「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。昭和55年度以降は、93SNA基準による。

「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第17表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 計	83,558,384	84,258,195	85,866,002	87,782,748	89,109,794	91,430,462
医 療 保 険	14,439,575	14,711,798	15,276,653	16,141,036	16,534,328	17,423,572
老 人 保 健	10,801,187	10,722,379	10,675,768	10,753,916	10,378,744	10,372,041
介 護 保 険	4,666,117	5,110,400	5,577,221	5,823,169	5,999,798	6,305,302
年 金 保 険	42,502,502	42,995,871	43,814,337	44,668,954	45,771,556	46,799,355
雇 用 保 険 等	2,619,154	2,024,562	1,528,279	1,435,313	1,336,550	1,309,463
業 務 災 害 補 償	982,922	973,367	958,723	953,185	965,993	957,183
家 族 手 当	896,364	915,765	1,123,641	1,157,903	1,351,217	1,522,520
生 活 保 護	2,186,944	2,365,553	2,552,832	2,592,255	2,635,638	2,603,274
社 会 福 祉	2,460,362	2,469,305	2,539,797	2,504,698	2,600,278	2,688,602
公 衆 衛 生	544,067	592,919	535,923	547,416	427,534	383,637
恩 給	1,280,425	1,204,272	1,131,933	1,058,666	984,098	974,973
戦 争 犠 牲 者 援 護	178,763	172,005	150,895	146,238	124,059	90,539

(注) 1 「老人保健」には、医療を含む保健事業すべてが計上されている。

2 「家族手当」には、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

3 「雇用保険等」には、雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。

4 「老人保健制度」においては、対象年齢が平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度で、それぞれ対象となる年齢が異なっていること、平成18年度と平成19年度では対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費（厚生労働省）」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増、平成17年度5.7%増、平成18年度1.5%増、平成19年度4.3%増である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第18表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
1. 社会 保 障 給 付	73,652.9	74,514.2	76,534.8	78,710.6	80,213.0	82,493.9
(1)特 別 会 計	40,481.1	40,888.7	41,794.5	42,903.3	43,958.9	45,009.6
a. 厚生保険 (除児童手当)	37,016.1	38,004.1	39,419.4	40,618.0	41,706.9	42,788.9
(a)健康 保 険	4,012.0	3,870.5	3,968.6	4,032.3	4,143.1	4,320.2
(b)厚 生 年 金	20,338.1	20,805.3	21,531.4	21,979.6	22,246.7	22,312.0
(c)国 民 年 金	12,666.0	13,328.4	13,919.4	14,606.1	15,317.1	16,156.7
b. 労 働 保 険	3,423.1	2,846.9	2,340.0	2,251.2	2,217.3	2,186.8
(a)労 災 保 険	907.3	901.2	885.0	882.5	890.9	886.4
(b)雇 用 保 険	2,515.8	1,945.8	1,455.1	1,368.7	1,326.5	1,300.4
c. 船 員 保 険	41.9	37.6	35.0	34.2	34.7	33.9
(a)疾 病 給 付	28.8	26.6	25.5	25.0	25.6	25.5
(b)年 金 給 付	6.3	6.2	6.4	6.5	6.8	6.7
(c)失 業 給 付	6.8	4.7	3.1	2.6	2.3	1.7
(2)国 民 健 康 保 険	6,382.3	6,765.8	7,342.8	7,985.0	8,286.1	8,850.0
(3)老 人 保 健 医 療	10,667.0	10,684.0	10,579.5	10,656.4	10,253.7	10,296.4
(4)共 済 組 合	7,420.0	7,387.5	7,414.0	7,432.4	7,453.0	7,504.8
a. 国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,931.6	1,925.5	1,920.1	1,910.6	1,906.5	1,911.6
(a)短 期 経 理	247.8	242.2	244.2	243.4	240.1	240.7
(b)長 期 経 理	1,683.8	1,683.3	1,675.9	1,667.2	1,666.4	1,670.9
b. 地 方 公 務 員 共 済 組 合	4,965.0	4,977.7	5,003.6	5,022.6	5,037.9	5,069.4
(a)短 期 経 理	737.7	718.6	728.2	733.9	725.9	734.7
(b)長 期 経 理	4,227.3	4,259.1	4,275.4	4,288.7	4,312.0	4,334.7
c. そ の 他	523.5	484.3	490.3	499.3	508.6	523.8
(a)短 期 経 理	100.7	97.3	100.0	101.6	103.1	105.0
(b)長 期 経 理	422.8	387.0	390.4	397.6	405.5	418.8
(5)組 合 管 掌 健 康 保 険	3,121.4	2,983.5	3,026.2	3,094.9	3,360.4	3,494.2
(6)児 童 手 当	428.3	432.2	585.4	621.6	803.1	964.4
(7)基 金	453.7	228.4	214.8	207.5	211.9	194.3
(8)介 護 保 険	4,699.1	5,144.1	5,577.6	5,809.5	5,886.0	6,180.2
2. 無 基 金 雇 用 者 社 会 給 付	2,768.7	2,967.5	2,769.3	2,641.4	3,032.4	3,854.6
う ち 公 務 災 害 補 償	11.5	11.6	10.5	10.9	11.4	10.9
3. 社 会 扶 助 給 付	7,177.0	7,341.5	7,564.1	7,597.4	7,359.1	7,526.9
う ち 恩 給	1,288.5	1,211.7	1,138.8	1,064.9	990.0	918.5
合 計	83,598.6	84,823.3	86,868.3	88,949.4	90,604.5	93,875.5

(注) 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

(単位 億円、%)

区 分	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	対前年度比	
			増加額	伸び率
合 計	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	23,207	206.0
医 療	281,027 (31.5)	289,462 (31.7)	8,435	3.0
年 金	473,253 (53.1)	482,735 (52.8)	9,483	2.0
福 祉 そ の 他	136,818 (15.4)	142,107 (15.5)	5,289	3.9
介 護 対 策 (再 掲)	60,601 (6.8)	63,727 (7.0)	3,126	5.2

(注) () 内は構成割合である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較

(単位 億円、%)

区 分	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	対前年度伸び率
社 会 保 障 給 付 費	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	2.6
合 計	622,297 (69.8)	635,654 (69.5)	2.1
年 金 保 険 給 付 費	457,716	467,994	2.2
老人保健(医療分)給付費	102,874	102,807	△0.1
老人福祉サービス給付費	60,602	63,728	5.2
高年齢雇用継続給付費	1,105	1,125	1.9
	万人	万人	
60 歳 以 上 人 口	3,475	3,594	3.4
65 歳 以 上 人 口	2,660	2,746	3.2
70 歳 以 上 人 口	1,898	1,963	3.4
75 歳 以 上 人 口	1,217	1,270	4.4

(注) 1 () 内は社会保障給付費に占める割合である。

2 「老人福祉サービス給付費」は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。

3 「高年齢雇用継続給付費」は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。

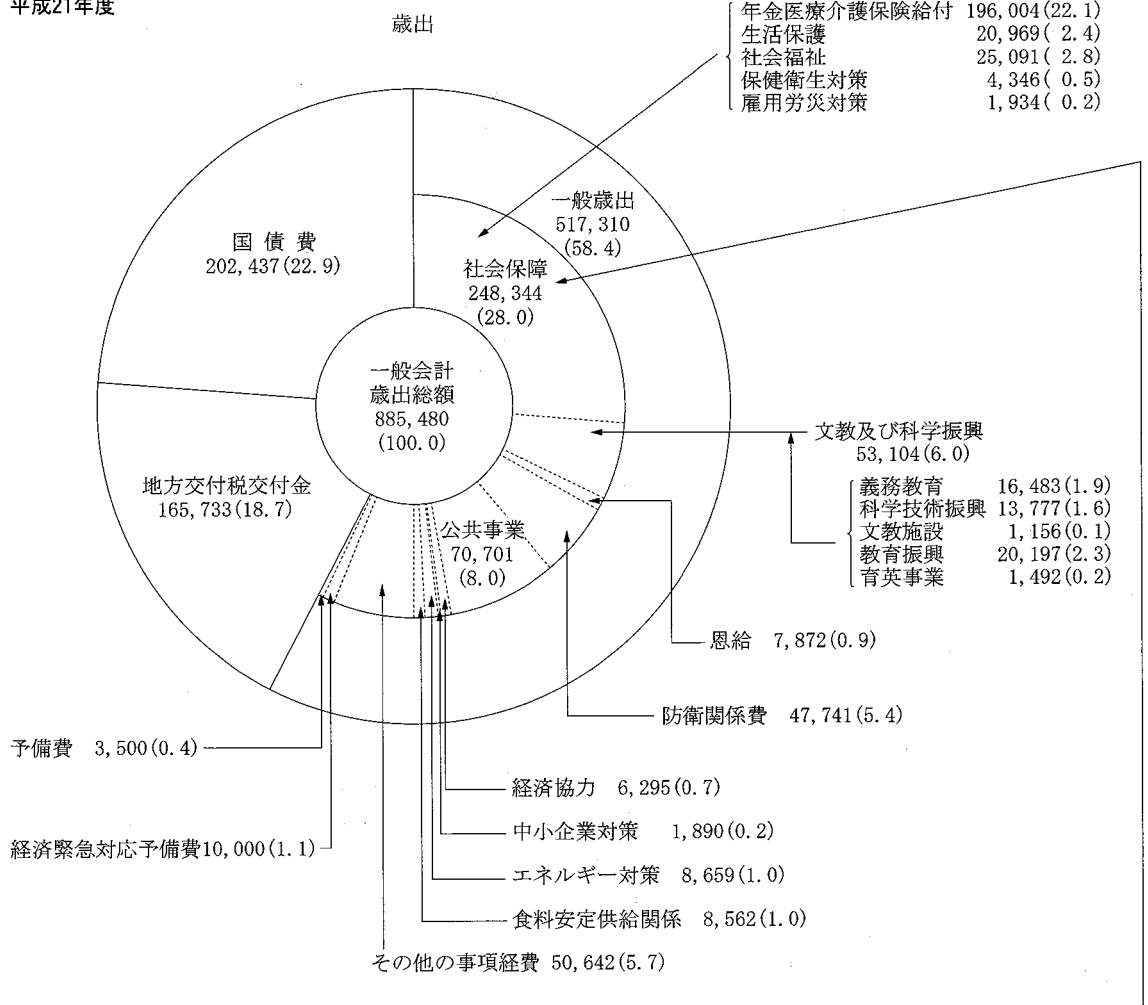
4 「老人保健制度」においては、対象年齢が平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成18年10月には75歳以上となっている。上記「老人保健(医療分)給付費」の平成18年度と平成19年度の額については、対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成19年度国民医療費(厚生労働省)」によると、平成19年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は4.3%の増加である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第21表 一般会計予算の内訳

(単位 億円、%)

平成21年度



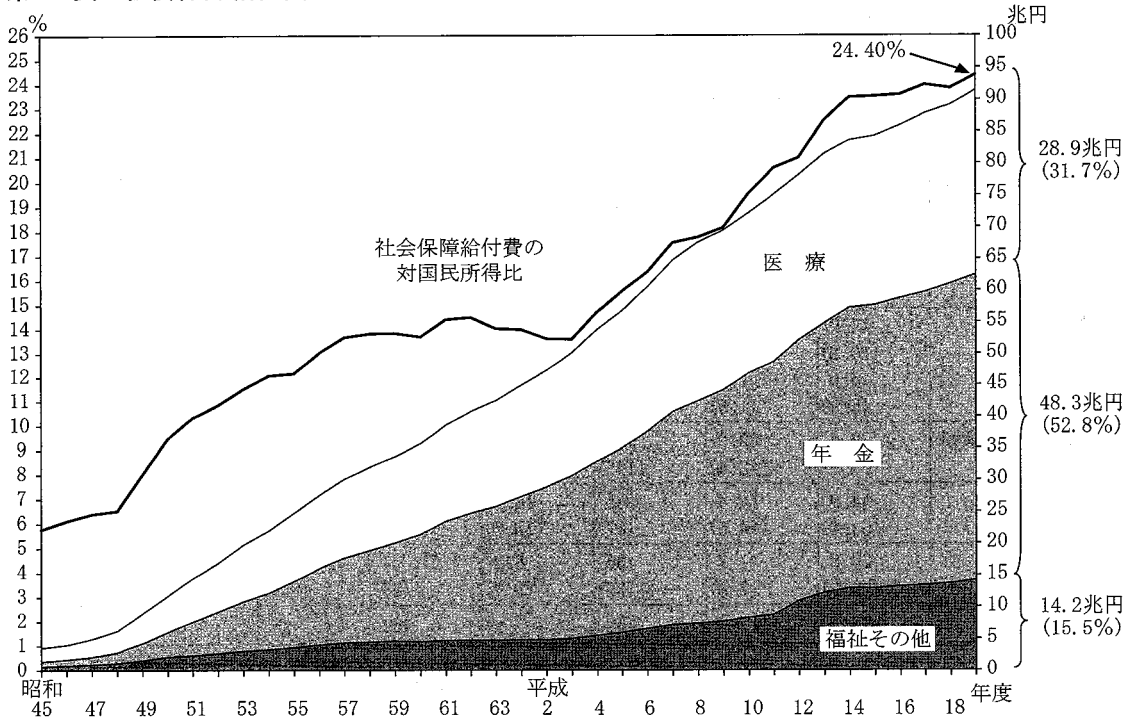
社会保障内訳

区分	21年度予算
1 医療	90,252
(1) 国民健康保険	31,340
(2) 全国健康保険協会管掌健康保険	9,635
(3) 後期高齢者給付費負担金等	36,381
(4) 生保・医療扶助	10,253
(5) その他の他	2,644
(後期高齢者医療費再掲)	(46,693)
2 年金	100,486
(1) 厚生年金	77,991
(2) 国民年金	20,555
(3) 福祉年金	146
(4) その他の他	1,794

区分	21年度予算
3 介護	19,699
(1) 給付費負担金等	15,863
(2) 2号保険料国庫負担	3,830
(3) 財政安定化基金	6
4 福祉・その他	37,906
(1) 生活扶助	6,701
(2) 保育所運営費	3,401
(3) 雇用保険	1,602
(4) その他の他	26,202
(生活保護費再掲)	(20,947)
合計	248,344

資料：財務省広報「ファイナンス」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第22表 社会保障給付費等の年次推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所作成

2

第23表 社会保障関係費の推移

(単位 億円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
一般歳出	475,472	475,922	476,320	472,829	463,660	469,784	472,845	517,310
厚生労働省予算	186,684	193,787	201,910	208,178	209,417	214,769	221,223	251,568
社会保障関係費	182,795	189,907	197,970	203,808	205,739	211,409	217,824	248,344
年金医療介護保険給付費	196,004
生活保護費	13,837	15,217	17,489	19,230	20,461	19,820	20,053	20,969
社会福祉費	17,218	17,271	16,339	16,443	15,117	16,223	16,589	25,091
社会保険費	141,584	146,514	153,802	158,638	161,621	168,999	175,134	.
保健衛生対策費	5,276	5,142	5,034	4,832	4,213	4,152	4,094	4,346
失業対策費	4,881	5,764	5,307	4,664	4,327	2,215	1,956	.
雇用労災対策費	1,934
《対前年伸び率》(%)								
一般歳出	△ 2.3	0.1	0.1	△ 0.7	△ 1.9	1.3	0.7	9.4
厚生労働省予算	3.5	3.8	4.2	3.1	0.6	2.6	3.0	13.7
《構成比》(%)								
社会保障関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年金医療介護保険給付費	78.9
生活保護費	7.6	8.0	8.8	9.4	9.9	9.4	9.2	8.4
社会福祉費	9.4	9.1	8.3	8.1	7.3	7.7	7.6	10.1
社会保険費	77.5	77.2	77.7	77.8	78.6	79.9	80.4	.
保健衛生対策費	2.9	2.7	2.5	2.4	2.0	2.0	1.9	1.7
失業対策費	2.7	3.0	2.7	2.3	2.1	1.0	0.9	.
雇用労災対策費	0.8

- (注) 1 各年度の当初予算額である。
 2 平成20年度以前の「社会保険費」には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は「失業対策費」に含まれている。
 3 平成21年度に区分の組み替えがあり、「社会保険費」の費用が「年金医療介護保険給付費」と「社会福祉費」に分けられた。また、「失業対策費」が「雇用労災対策費」となり労災保険に要する費用が含まれている。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第24表 社会保障の給付と負担の見通し（平成18年5月推計）

社会保障の給付と負担の見通し

	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)		(参考) 2025年度 (平成37)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	89.8 (91.0)	23.9 (24.2)	105 (110)	24.2 (25.3)	116 (126)	25.3 (27.4)	141 (162)	26.1 (30.0)
年金	47.4 (47.3)	12.6 (12.6)	54 (56)	12.5 (12.9)	59 (64)	12.8 (13.8)	65 (75)	12.0 (13.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.5 (8.0)	37 (40)	8.0 (8.7)	48 (56)	8.8 (10.3)
福祉等	14.9 (15.2)	4.0 (4.1)	18 (20)	4.2 (4.5)	21 (23)	4.5 (4.9)	28 (32)	5.3 (5.8)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	9 (10)	2.0 (2.3)	10 (12)	2.3 (2.7)	17 (20)	3.1 (3.7)
社会保障に係る負担	82.8 (84.3)	22.0 (22.4)	101 (105)	23.3 (24.3)	114 (121)	24.8 (26.3)	143 (165)	26.5 (30.5)
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	65 (67)	14.9 (15.4)	73 (77)	15.9 (16.6)		
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.4 (8.9)	41 (45)	8.9 (9.7)		
国民所得	375.6	—	433	—	461	—	540	—

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。
 4 経済前提はAケース。

《社会保障に係る負担の内訳》

【部門別】	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
年金	39.5 (39.6)	10.5 (10.5)	49 (50)	11.4 (11.6)	56 (58)	12.1 (12.5)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.5 (8.0)	37 (40)	8.0 (8.7)
福祉等	15.8 (16.2)	4.2 (4.3)	19 (21)	4.5 (4.8)	22 (24)	4.7 (5.1)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	9 (10)	2.0 (2.3)	10 (12)	2.3 (2.7)
【保険料・公費別】						
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	65 (67)	14.9 (15.4)	73 (77)	15.9 (16.6)
年金	31.0 (31.2)	8.3 (8.3)	37 (38)	8.7 (8.8)	43 (43)	9.3 (9.4)
医療	16.3 (16.8)	4.3 (4.5)	19 (20)	4.4 (4.7)	21 (23)	4.6 (5.0)
福祉等	6.7 (6.8)	1.8 (1.8)	8 (9)	1.9 (2.0)	9 (10)	2.0 (2.2)
うち介護	2.8 (2.9)	0.7 (0.8)	4 (4)	0.8 (1.0)	4 (5)	1.0 (1.2)
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.4 (8.9)	41 (45)	8.9 (9.7)
年金	8.4 (8.4)	2.2 (2.2)	12 (12)	2.7 (2.8)	13 (14)	2.8 (3.0)
医療	11.2 (11.7)	3.0 (3.1)	13 (14)	3.0 (3.3)	15 (17)	3.4 (3.7)
福祉等	9.2 (9.4)	2.4 (2.5)	11 (12)	2.6 (2.8)	13 (14)	2.7 (3.0)
うち介護	3.8 (4.0)	1.0 (1.1)	5 (6)	1.1 (1.3)	6 (7)	1.3 (1.5)

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。
 4 経済前提はAケース。

【参考】社会保障の給付と負担の見通し…Bケース（低目の経済成長）

	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)		(参考) 2025年度 (平成37)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	89.8 (91.0)	23.9 (24.2)	104 (109)	25.3 (26.5)	115 (125)	26.5 (28.8)	136 (158)	27.7 (32.1)
年金	47.4 (47.3)	12.6 (12.6)	54 (55)	13.1 (13.5)	58 (63)	13.4 (14.5)	62 (73)	12.5 (14.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.9 (8.4)	37 (40)	8.5 (9.2)	48 (56)	9.7 (11.4)
福祉等	14.9 (15.2)	4.0 (4.1)	18 (19)	4.4 (4.7)	20 (22)	4.6 (5.0)	27 (29)	5.4 (6.0)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	8 (10)	2.0 (2.4)	10 (12)	2.3 (2.8)	16 (19)	3.2 (3.8)
社会保障に係る負担	82.8 (84.3)	22.0 (22.4)	99 (103)	24.1 (25.2)	111 (118)	25.7 (27.3)	137 (158)	27.8 (32.0)
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	63 (65)	15.4 (15.9)	71 (74)	16.4 (17.1)		
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.7 (9.3)	40 (44)	9.3 (10.2)		
国民所得	375.6	—	411	—	432	—	492	—

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。

【参考】社会保障に係る負担の内訳…Bケース（低目の経済成長）

【部門別】	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
年金	39.5 (39.6)	10.5 (10.5)	48 (49)	11.7 (11.9)	53 (55)	12.4 (12.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.9 (8.4)	37 (40)	8.5 (9.2)
福祉等	15.8 (16.2)	4.2 (4.3)	19 (20)	4.6 (4.9)	21 (23)	4.8 (5.3)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	8 (10)	2.0 (2.4)	10 (12)	2.3 (2.8)
【保険料・公費別】						
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	63 (65)	15.4 (15.9)	71 (74)	16.4 (17.1)
年金	31.0 (31.2)	8.3 (8.3)	36 (37)	8.8 (8.9)	41 (41)	9.4 (9.6)
医療	16.3 (16.8)	4.3 (4.5)	19 (20)	4.7 (4.9)	21 (23)	4.9 (5.3)
福祉等	6.7 (6.8)	1.8 (1.8)	8 (8)	1.9 (2.0)	9 (10)	2.0 (2.2)
うち介護	2.8 (2.9)	0.7 (0.8)	4 (4)	0.9 (1.0)	4 (5)	1.0 (1.2)
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.7 (9.3)	40 (44)	9.3 (10.2)
年金	8.4 (8.4)	2.2 (2.2)	12 (12)	2.8 (2.9)	13 (14)	3.0 (3.2)
医療	11.2 (11.7)	3.0 (3.1)	13 (14)	3.2 (3.5)	15 (17)	3.6 (3.9)
福祉等	9.2 (9.4)	2.4 (2.5)	11 (12)	2.7 (2.9)	12 (13)	2.8 (3.1)
うち介護	3.8 (4.0)	1.0 (1.1)	5 (6)	1.2 (1.4)	6 (7)	1.3 (1.6)

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。

[見通しの前提等]

- 1 この「社会保障の給付と負担の見通し」は、この間の社会保障制度改革を踏まえ、将来の社会保障給付の規模とこれを賄う社会保険料及び公費の規模について、見通しを作成したものである。
- 2 前提
見通しの前提は、概略以下のとおりである。なお、結果については、前提の設定方法等により変わり得るものであり、また、見通しの対象期間が中長期にわたることから幅をもって見るべきものである。
 - (1) 経済前提は、見通しの対象期間が中長期にわたることを考慮し、2011年度までは「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定 参考試算」(2006.1.18)を、2012年度以降は2004年の年金財政再計算の前提を用いて、A(並の経済成長)及びB(低目の経済成長)の2ケースを置いている(詳細は「経済前提」)。
 - (2) 人口前提は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2002.1)の中位推計を用いている。
 - (3) 社会保障制度は直近のものを前提としている。ただし、医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律案(国会提出中)などによる医療制度改革(案)によるものを前提としており、仮定のものである。このため、見通しにおいては、医療制度改革(案)が行われない場合であって、これに併せて2004年の年金制度改革及び2005年の介護保険制度改革が行われなかったこととしたケースも置いている(詳細は「この間の社会保障制度改革等」)。
- 3 各制度の計算方法
 - (1) 年金…2004年財政再計算に経済前提を織り込んで算定している。
 - (2) 医療…2006年度予算を足元とし、改革実施前では、1人当たり医療費の伸び(一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2%(1995年度～1999年度実績平均、ただし、加入者の年齢構成の変化による増減分(高齢化分)と制度改正による一時的な伸びの増減分を除いたもの))を基準に、高齢化、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
 - (3) 介護…2006年度予算を足元とし、今後のサービス利用状況、高齢化、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
 - (4) その他…2006年度予算を足元とし、受給者1人当たり給付費が名目賃金で伸びると仮定し、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
- 4 その他
 - (1) 「給付」は、これまでの見通しと同様、以下のものは含まれていない。
 - ・医療、福祉サービス等の自己負担(利用時一部負担)
 - ・医療、福祉等の施設整備のために直接支出された国庫や地方公共団体の補助金等
 - ・医療、年金等の保険者又は地方公共団体等の事務処理に要する人件費等の費用、地方公共団体の単独事業の費用等
 - (2) 「負担」は、これまでの見通しと同様、「公費」は所要額であり、「保険料」は法定の料率(厚生年金等)又は給付等に要する料率(医療等)である。
 - (3) 2006年度の数値は、予算ベースである。

[この間の社会保障制度改革等]

- 年金制度改革
2004年の年金制度改革は、
 - (1) マクロ経済スライドの導入；
給付について、将来の被保険者数の減少や平均余命の伸びを踏まえ、給付水準の伸びを抑制する「マクロ経済スライド」を導入
 - (2) 将来の保険料の固定；
負担について、改革前は25.9%までの引上げが必要であった厚生年金保険料率について、保険料の水準を2017年度まで段階的に18.3%まで引き上げた後は将来にわたり固定 [国民年金は2017年度以降、2004年度価格16,900円で固定]
 - (3) 基礎年金の国庫負担割合の引上げ；
2009年度までに1/2へ引上げ(2006年度予算では約35.8%)
 等である。
これらにより、2015年度の年金の総給付費は、改革前に比べ対国民所得で1.0ポイント低下し、12.8%となる。^{*}
- 介護保険制度改革
2005年の介護保険制度改革は、
 - (1) 介護予防への重点化等；
介護予防への重点化、地域ケアの推進のための新たなサービス体系の確立及びサービスの質の向上
 - (2) 利用者負担の見直し；
在宅と施設の給付範囲の不均衡の是正及び年金との重複給付の調整を図る観点から、食費・居住費の利用者負担の見直し
 等により、給付費の急増の回避と保険料負担の上昇の抑制を図るものであり、2005年10月と2006年4月には計△2.4%の介護報酬改定を行っている。また、医療制度改革(案)においては、介護保険適用の療養病床の廃止が盛り込まれている。
これらにより、2015年度の介護の総給付額は、改革前に比べ対国民所得で0.4ポイント低下し、対国民所得2.3%となる。^{*}

○ 医療制度改革（案）

医療制度改革関連法案(国会提出中)に基づく措置は、

- (1) 安心・信頼の医療の確保と予防の重視；
質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制を確立するとともに、疾病の予防を重視した保健医療体系に転換
- (2) 医療費適正化の総合的な推進；
医療費の伸びが過大とならないよう、糖尿病等の生活習慣病の患者・予備群の減少、平均在院日数の短縮を図るなどの計画的な医療費の適正化対策を推進
現役並みの所得がある高齢者の患者負担の3割への引上げ、療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担の見直し等の公的保険給付の内容・範囲の見直し
- (3) 新たな医療保険制度体系の実現；
高齢世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、新たな高齢者医療制度を創設するとともに、保険財政の基盤の安定を図るために都道府県単位を軸とする保険者の再編・統合を推進
- (4) 療養病床の再編成；
療養病床は医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定して医療保険で対応し、医療の必要度の低い高齢者は、老健施設又は在宅、居住系サービス等で対応

等である。

また、2006年4月には△3.16%の診療報酬改定を行っている。

これらにより、2015年度の医療の総給付額は、改革前に比べ対国民所得で0.7ポイント低下し、対国民所得8.0%となる。^{*}

※効果数値はAケース

[経済前提]

○この見通しの経済前提は、以下のとおり、Aケース（並の経済成長）、Bケース（低めの経済成長）の2ケースを置いている。

*いずれも名目		2006年度 (平成18)	2007年度 (平成19)	2008年度 (平成20)	2009年度 (平成21)	2010年度 (平成22)	2011年度 (平成23)	2012年度以 (平成24～)
物価上昇率	並(Aケース)	0.5%	1.1%	1.6%	1.9%	2.1%	2.2%	1.0%
	低目(Bケース)	0.5%	1.1%	1.5%	1.8%	1.9%	1.8%	1.0%
賃金上昇率	並(Aケース)	2.0%	2.7%	3.1%	3.4%	3.2%	3.2%	2.1%
	低目(Bケース)	2.0%	2.1%	2.3%	2.5%	2.2%	2.2%	1.8%
運用利回り	並(Aケース)	1.9%	2.6%	3.1%	3.5%	3.9%	4.1%	3.2%
	低目(Bケース)	1.9%	2.5%	3.0%	3.5%	3.8%	3.9%	3.1%
名目国民所得の伸び率	並(Aケース)	2.0%	2.5%	2.9%	3.1%	3.1%	3.2%	1.6%
	低目(Bケース)	2.0%	1.9%	2.1%	2.2%	2.1%	2.2%	1.3%

○ 2011年度までは

- ・ Aケースは「改革と展望-2005年度改定 参考試算」の基本ケース、Bケースは同試算のリスクケースに基づく。なお、同試算においては、全要素生産性（TFP）上昇率が、基本ケースでは2004年度の1.0%から5年間で1.2%程度に高まり、リスクケースでは0.7%程度とされている。

○ 2012年度以降

- ・ 物価上昇率は、消費者物価上昇率の過去20年（1983年～2002年）の平均が1.0%であることから、1.0%と設定。
- ・ 賃金上昇率と運用利回りは、社会保障審議会年金資金運用分科会報告（2003.8.27）を基に設定（構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み（年次経済財政報告（内閣府））に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計）。なお、同分科会報告における全要素生産性（TFP）上昇率は、1.0%、0.7%及び0.4%の3ケースであり、0.7%がAケース、0.4%がBケースに対応。
- ・ 国民所得の伸び率は、賃金上昇率に労働力人口の変化率を加えて設定（労働力人口の変化率：2012年以降は△0.5%）。

第25表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区 分	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当初所得 ①	①+ 社会保障給付金 - 社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+現物給付) ④	再分配による 改善度	社会保障による 改善度	税による 改善度
平成5年(1993)	0.4394	0.3887	0.3693	0.3645	17.0	12.7	5.0
8 (1996)	0.4412	0.3798	0.3660	0.3606	18.3	15.2	3.6
11 (1999)	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2	16.8	2.9
14 (2002)	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
17 (2005)	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2

(注) 1 再分配による改善度=1-④/①
 2 社会保障による改善度=1-②/①×④/③
 3 税による改善度=1-③/②
 4 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。
 資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第26表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

平成17年度

所得階級	当初所得			再分配所得		
	世帯数	世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総 数	5,698	100.0	—	5,698	100.0	—
50万円未満	1,336	23.4	23.4	99	1.7	1.7
50 ～ 100	273	4.8	28.2	247	4.3	6.1
100 ～ 150	280	4.9	33.2	321	5.6	11.7
150 ～ 200	239	4.2	37.3	374	6.6	18.3
200 ～ 250	233	4.1	41.4	365	6.4	24.7
250 ～ 300	205	3.6	45.0	371	6.5	31.2
300 ～ 350	263	4.6	49.6	398	7.0	38.2
350 ～ 400	209	3.7	53.3	377	6.6	44.8
400 ～ 450	218	3.8	57.1	324	5.7	50.5
450 ～ 500	216	3.8	60.9	287	5.0	55.5
500 ～ 550	214	3.8	64.7	303	5.3	60.8
550 ～ 600	165	2.9	67.6	206	3.6	64.4
600 ～ 650	171	3.0	70.6	233	4.1	68.5
650 ～ 700	137	2.4	73.0	203	3.6	72.1
700 ～ 750	149	2.6	75.6	202	3.5	75.6
750 ～ 800	138	2.4	78.0	179	3.1	78.8
800 ～ 850	178	3.1	81.2	177	3.1	81.9
850 ～ 900	134	2.4	83.5	130	2.3	84.2
900 ～ 950	128	2.2	85.7	119	2.1	86.3
950 ～ 1,000	103	1.8	87.6	103	1.8	88.1
1,000万円以上	709	12.4	100.0	680	11.9	100.0
平均当初(再分配)所得	465.8万円 (年額)			549.5万円 (年額)		

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第27表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

平成17年(単位 人、万円)

区 分	総数	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯数	5,698	258	252	343	384	448	560	690	642	627	601	891
世帯人員数	2.78	1.75	2.86	3.22	3.57	3.62	3.28	2.99	2.59	2.54	2.36	2.25
有業人員数	1.39	0.95	1.34	1.42	1.59	1.81	2.07	1.97	1.53	1.16	0.84	0.73
当初所得	465.8	274.7	506.2	560.1	676.6	732.3	738.8	730.2	434.3	305.7	183.8	198.1
総所得	569.8	279.5	515.3	575.4	695.2	766.8	774.6	759.2	554.1	509.2	407.6	402.9
可処分所得	472.2	242.0	429.6	474.4	568.5	624.8	628.1	605.4	457.6	435.1	354.5	347.5
再分配所得	549.5	259.0	463.9	516.4	610.0	672.2	703.9	673.4	528.0	518.2	445.4	498.6
再分配係数(%)	18.0	△ 5.7	△ 8.4	△ 7.8	△ 9.9	△ 8.2	△ 4.7	△ 7.8	21.6	69.5	142.3	151.7
拠出合計額	97.6	37.5	85.7	101.0	126.7	142.0	146.5	153.8	96.5	74.1	53.1	55.3
税金	45.4	12.7	33.6	43.2	56.8	65.4	67.8	76.1	47.3	35.0	24.1	26.5
社会保険料計	52.2	24.8	52.0	57.8	69.9	76.6	78.7	77.8	49.2	39.1	29.0	28.8
年金	24.3	14.7	29.5	33.3	37.9	40.8	41.8	41.6	20.9	10.7	6.4	7.9
医療	22.1	8.8	19.7	21.2	25.9	28.6	29.6	29.0	23.7	22.0	16.2	14.8
介護・その他	5.8	1.3	2.8	3.4	6.2	7.2	7.4	7.2	4.6	6.3	6.4	6.1
受給合計額	181.4	21.9	43.4	57.4	60.0	81.9	111.6	97.0	190.1	286.6	314.7	355.8
現金給付	104.0	4.8	9.0	15.4	18.6	34.6	35.8	29.0	119.7	203.5	223.8	204.8
(再掲)年金・恩給	99.2	0.9	4.7	9.0	14.3	29.5	31.9	23.9	111.1	199.8	218.5	201.9
現物給付	77.3	17.1	34.3	42.0	41.4	47.4	75.8	68.0	70.4	83.1	90.9	151.1
(再掲)医療	62.2	10.6	18.8	25.4	34.7	40.7	60.8	51.8	57.2	67.4	77.8	124.5
(再掲)介護	12.2	0.5	0.3	3.6	0.1	5.7	15.0	15.5	11.4	13.4	12.3	26.4
ジニ係数												
当初所得	0.5263	0.3725	0.3148	0.2973	0.3063	0.3283	0.3540	0.3908	0.5185	0.6411	0.7392	0.7793
再分配所得	0.3873	0.3658	0.3005	0.2924	0.2995	0.3204	0.3413	0.3683	0.3902	0.3963	0.3944	0.4466
改善度(%)	26.4	1.8	4.5	1.6	2.2	2.4	3.6	5.8	24.7	38.2	46.6	42.7

(注) 1 総数には、年齢不詳を含む。

2 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第28表 世帯類型別所得再分配状況

平成17年(単位 人、万円)

区 分	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯
世帯数	5,698	4,373	1,233	83
世帯人員数	2.78	3.14	1.53	2.82
有業人員数	1.39	1.69	0.33	0.95
当初所得	465.8	578.2	84.8	191.1
総所得	569.8	654.4	292.8	232.8
可処分所得	472.2	536.8	261.3	206.5
再分配所得	549.5	605.8	370.7	249.4
再分配係数(%)	18.0	4.8	337.3	30.5
拋出合計額	97.6	117.6	31.4	26.3
税金	45.4	54.4	15.8	7.6
社会保険料	52.2	63.2	15.6	18.7
年金	24.3	31.3	0.4	9.3
医療	22.1	25.7	10.2	8.3
介護・その他	5.8	6.1	5.1	1.0
受給合計額	181.4	145.2	317.4	84.5
現金給付	104.0	76.1	208.0	41.6
(再掲)年金・恩給	99.2	71.6	204.0	5.1
現物給付	77.3	69.0	109.4	42.9
(再掲)医療	62.2	54.3	93.1	26.1
(再掲)介護	12.2	11.3	16.4	0.0
ジニ係数				
当初所得	0.5263	0.4252	0.8223	0.4581
再分配所得	0.3873	0.3618	0.4129	0.3724
改善度(%)	26.4	14.9	49.8	18.7

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第29表 世帯構造別所得再分配状況

平成17年（単位 人、万円）

区 分	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	一人親と 未婚の子 のみの世帯	三世代 世帯	その他の 世帯
世帯数	5,698	1,232	1,321	1,671	366	706	402
世帯人員数	2.78	1.00	2.00	3.68	2.36	5.21	3.24
有業人員数	1.39	0.45	0.90	1.89	1.24	2.57	1.79
当初所得	465.8	160.3	339.9	695.1	297.8	753.8	509.0
総所得	569.8	240.8	513.8	744.4	376.2	891.6	647.4
可処分所得	472.2	206.7	427.7	606.6	320.4	741.1	539.4
再分配所得	549.5	254.5	510.3	654.2	392.7	897.8	678.8
再分配係数(%)	18.0	58.7	50.1	△ 5.9	31.9	19.1	33.4
拋出合計額	97.6	34.2	86.0	137.8	55.8	150.4	108.0
税金	45.4	16.2	43.8	64.1	22.9	63.9	49.9
社会保険料計	52.2	18.0	42.2	73.6	32.9	86.5	58.2
年金	24.3	7.6	15.2	38.6	15.7	40.9	24.7
医療	22.1	7.9	20.8	28.6	13.4	36.1	25.9
介護・その他	5.8	2.5	6.2	6.4	3.7	9.6	7.5
受給合計額	181.4	128.4	256.4	96.8	150.7	294.5	277.8
現金給付	104.0	80.6	173.8	49.3	78.4	137.8	138.4
(再掲)年金・恩給	99.2	73.8	170.7	46.0	64.6	134.0	133.5
現物給付	77.3	47.8	82.6	47.5	72.3	156.7	139.4
(再掲)医療	62.2	41.0	75.8	38.7	60.0	114.4	89.9
(再掲)介護	12.2	6.8	6.7	2.8	8.5	35.6	48.8
ジニ係数							
当初所得	0.5263	0.6898	0.6407	0.3437	0.4664	0.3353	0.4828
再分配所得	0.3873	0.4013	0.3423	0.2873	0.3821	0.2967	0.3743
改善度(%)	26.4	41.8	46.6	16.4	18.1	11.5	22.5

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第30表 当初所得階級別所得再分配状況

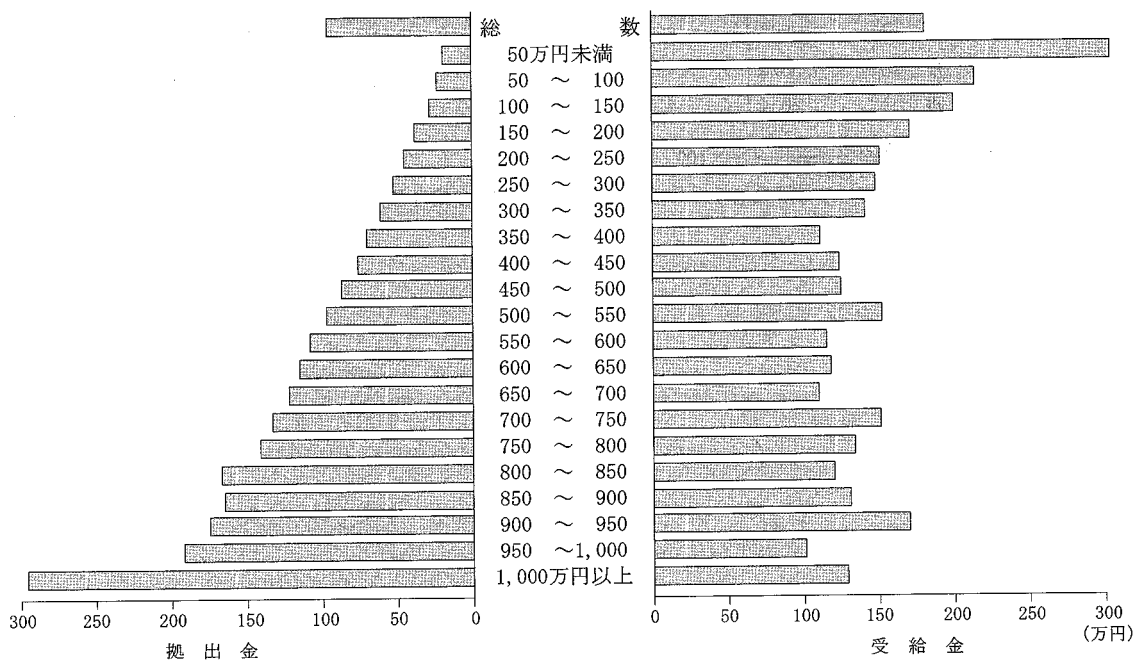
平成17年 (単位 万円)

当初所得階級	当初所得	総所得	再分配所得	再分配係数 (%)	抛出		受給総額
					税金	社会保険料	
総 数	465.8	569.8	549.5	18.0	45.4	52.2	181.4
50万円未満	4.6	199.2	289.5	6,220.2	6.8	12.3	304.0
50 ～ 100	73.9	212.6	264.9	258.5	8.3	15.0	214.3
100 ～ 150	121.4	253.6	292.7	141.0	10.7	18.2	200.1
150 ～ 200	173.8	278.2	307.3	76.9	13.4	24.8	171.8
200 ～ 250	224.2	317.6	330.0	47.2	16.2	29.0	151.0
250 ～ 300	272.0	367.9	368.1	35.3	18.7	33.8	148.5
300 ～ 350	320.6	397.1	400.3	24.9	21.9	39.4	141.0
350 ～ 400	373.9	450.0	414.5	10.9	24.8	45.9	111.3
400 ～ 450	421.3	478.4	468.8	11.3	29.0	47.7	124.3
450 ～ 500	472.9	529.3	510.3	7.9	33.4	54.5	125.4
500 ～ 550	522.4	590.3	577.3	10.5	38.9	58.7	152.5
550 ～ 600	574.7	634.5	581.5	1.2	41.7	66.4	115.0
600 ～ 650	621.5	679.4	624.6	0.5	44.8	70.5	118.4
650 ～ 700	673.5	723.3	662.1	△ 1.7	46.4	75.9	110.9
700 ～ 750	723.5	781.2	741.1	2.4	54.3	79.4	151.2
750 ～ 800	771.5	835.5	765.0	△ 0.8	57.3	84.0	134.8
800 ～ 850	821.6	874.0	775.1	△ 5.7	76.6	90.3	120.5
850 ～ 900	872.2	928.1	838.8	△ 3.8	72.4	92.7	131.7
900 ～ 950	924.0	986.9	918.4	△ 0.6	78.8	96.9	170.1
950 ～ 1,000	970.8	1,027.0	879.5	△ 9.4	99.0	93.5	101.2
1,000万円以上	1,391.8	1,450.6	1,225.0	△ 12.0	169.4	127.3	129.9

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

《当初所得階級別1世帯当たり再分配金額》



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第31表 国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の対国民所得比の推移

(単位 %)

区 分	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度 (1995)	22.2	18.9	3.3
35 (1960)	22.4	18.9	3.6
40 (1965)	23.0	18.0	5.0
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.7	18.3	7.5
55 (1980)	31.3	22.2	9.1
60 (1985)	34.4	24.0	10.4
平成2年度 (1990)	38.2	27.6	10.6
3 (1991)	37.1	26.5	10.6
4 (1992)	36.0	24.9	11.1
5 (1993)	35.9	24.6	11.3
6 (1994)	34.8	23.1	11.6
7 (1995)	36.2	23.7	12.5
8 (1996)	36.4	23.7	12.7
9 (1997)	37.1	24.0	13.1
10 (1998)	37.2	23.6	13.5
11 (1999)	36.7	23.1	13.6
12 (2000)	37.3	23.7	13.6
13 (2001)	38.0	23.7	14.3
14 (2002)	36.8	22.3	14.5
15 (2003)	36.3	21.8	14.5
16 (2004)	36.8	22.4	14.3
17 (2005)	38.4	23.8	14.6
18 (2006)	39.1	24.3	14.8
19 (2007)	40.0	24.8	15.2
20 (2008)	39.4	23.7	15.7
21 (2009)	38.9	23.0	15.9

(注) 1 平成19年度までは実績、平成20年度は実績見込み、平成21年度は見通しである。

2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

3 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、平成元年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

資料：財務省ホームページ「国民負担率」

第32表 国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）

《実数》

（単位 10億円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
1. 雇用者報酬	261,150.4	256,304.2	256,073.8	259,632.4	264,252.6	265,651.1
(1) 賃金	220,215.6	218,563.1	218,659.9	223,364.0	226,584.5	226,892.9
(2) 雇主の社会負担	40,934.8	37,741.1	37,414.0	36,268.4	37,668.1	38,758.2
a. 雇主の現実社会負担	28,167.7	27,142.0	26,419.9	26,889.3	27,886.1	28,514.9
b. 雇主の帰属社会負担	12,767.1	10,599.1	10,994.1	9,379.2	9,781.9	10,243.3
2. 財産所得（非企業部門）	9,166.5	8,149.9	10,848.2	14,111.5	17,635.0	16,625.1
(a) 受取	31,117.7	28,744.9	30,361.1	33,234.8	37,215.6	36,349.2
(b) 支払	21,951.3	20,595.0	19,512.9	19,123.3	19,580.6	19,724.0
(1) 一般政	△ 6,479.1	△ 6,162.6	△ 4,986.8	△ 3,286.3	△ 2,782.7	△ 2,918.7
a. 利子取	△ 6,838.3	△ 6,513.5	△ 5,316.4	△ 3,625.5	△ 3,129.6	△ 3,290.2
(a) 受取	7,607.3	6,755.8	7,039.8	8,396.1	9,462.2	9,555.8
(b) 支払	14,445.5	13,269.3	12,356.1	12,021.6	12,591.8	12,846.0
b. 法人企業の分配所得（受取）	648.6	640.4	629.4	634.1	634.4	655.1
(a) 配当（受取）	16.3	16.2	12.5	15.1	16.2	30.7
(b) 準法人企業所得からの引き出し（受取）	632.4	624.1	616.9	619.0	618.3	624.3
c. 保険契約者に帰属する財産所得（受取）	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4
d. 貸付	△ 289.8	△ 289.8	△ 300.1	△ 295.2	△ 287.9	△ 284.0
(a) 受取	39.1	35.5	30.1	28.8	30.3	31.3
(b) 支払	328.9	325.3	330.2	324.0	318.2	315.3
(2) 家計民間非営利団体	15,564.9	14,240.1	15,696.8	17,220.8	20,140.0	19,159.4
a. 利子取	△ 1,350.7	△ 1,793.9	△ 1,935.4	△ 2,652.9	△ 1,101.2	176.8
(a) 受取	5,387.1	4,791.6	4,539.1	3,809.4	5,258.3	6,425.6
(b) 支払（消費者負債利子）	6,737.8	6,585.5	6,474.5	6,462.2	6,359.5	6,248.8
b. 配当（受取）	3,118.2	3,514.8	4,924.9	6,566.7	7,255.3	5,746.1
c. 保険契約者に帰属する財産所得（受取）	10,473.6	9,555.9	9,700.8	10,395.8	10,827.4	10,125.2
d. 貸付（受取）	3,323.9	2,963.3	3,006.6	2,911.1	3,158.4	3,111.4
(3) 対家計民間非営利団体	80.7	72.4	138.2	177.0	277.8	384.4
a. 利子取	60.8	55.9	122.4	163.0	260.8	369.4
(a) 受取	485.7	455.5	457.1	461.1	554.1	665.0
(b) 支払	424.9	399.6	334.7	298.0	293.3	295.7
b. 配当（受取）	1.5	1.8	2.1	2.6	2.9	3.0
c. 保険契約者に帰属する財産所得（受取）	0.5	0.5	0.7	0.7	0.9	1.0
d. 貸付	17.9	14.3	12.9	10.6	13.2	11.1
(a) 受取	32.0	29.7	30.2	28.1	31.0	29.4
(b) 支払	14.1	15.4	17.3	17.4	17.8	18.3
3. 企業所得（法人企業の分配所得受払後）	85,444.1	93,625.1	96,975.6	92,134.4	91,703.5	92,492.0
(1) 民間法人企業	41,992.7	47,080.8	51,850.8	46,781.5	47,462.8	49,333.0
a. 非金融法人企業	31,492.4	34,857.4	39,736.0	35,931.6	36,136.8	38,142.9
b. 金融法人企業	10,500.4	12,223.4	12,114.8	10,849.9	11,326.0	11,190.1
(2) 公的企業	4,542.5	6,164.2	5,770.4	6,792.9	6,867.9	6,519.8
a. 非金融企業	△ 233.8	344.9	957.6	594.9	1,853.3	2,305.1
b. 金融企業	4,776.3	5,819.3	4,812.7	6,197.9	5,014.6	4,214.7
(3) 個人企業	38,908.9	40,380.1	39,354.4	38,560.1	37,372.8	36,639.2
a. 農林水産業	2,700.7	2,860.3	2,770.2	2,647.2	2,604.5	2,593.9
b. その他の産業（非農林水産・非金融）	15,709.0	16,279.1	14,915.4	13,821.3	12,464.2	11,655.3
c. 持ち家	20,499.2	21,240.7	21,668.8	22,091.7	22,304.1	22,390.0
4. 国民所得（要素費用表示）	355,761.0	358,079.2	363,897.6	365,878.3	373,591.1	374,768.2
5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	37,307.8	36,787.8	38,004.5	39,820.5	40,186.5	40,375.1
6. 国民所得（市場価格表示）	393,068.8	394,867.0	401,902.1	405,698.8	413,777.6	415,143.4
7. その他の経常移転（純）	△ 850.8	△ 684.2	△ 748.5	△ 582.6	△ 978.2	△ 1,069.6
(1) 非金融法人企業・金融機関	△ 12,052.5	△ 12,577.8	△ 15,351.8	△ 17,882.8	△ 20,236.4	△ 20,414.9
a. 民間	△ 11,066.9	△ 12,060.9	△ 14,535.7	△ 17,369.3	△ 19,370.1	△ 19,514.5
b. 公的	△ 985.6	△ 516.9	△ 816.1	△ 513.5	△ 866.4	△ 900.4
(2) 一般政	31,080.3	29,135.2	31,009.4	34,842.3	39,183.1	40,310.0
(3) 家計（個人企業を含む）	△ 25,929.8	△ 23,706.5	△ 22,774.3	△ 23,589.7	△ 26,599.5	△ 28,885.7
(4) 対家計民間非営利団体	6,051.2	6,464.8	6,368.3	6,047.6	6,674.6	7,921.0
8. 国民可処分所得	392,218.0	394,182.8	401,153.6	405,116.2	412,799.4	414,073.8
(1) 非金融法人企業・金融機関	34,482.7	40,667.2	42,269.3	35,691.6	34,094.2	35,437.9
a. 民間	30,925.8	35,020.0	37,315.1	29,412.2	28,092.7	29,818.5
b. 公的	3,556.9	5,647.2	4,954.3	6,279.4	6,001.5	5,619.4
(2) 一般政	61,909.0	59,760.4	64,027.1	71,376.5	76,586.9	77,766.4
(3) 家計（個人企業を含む）	289,694.4	287,218.0	288,350.7	291,823.5	295,165.9	292,564.0
(4) 対家計民間非営利団体	6,131.9	6,537.2	6,506.5	6,224.6	6,952.4	8,305.5

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。

2 企業所得＝営業余剰＋財産所得の受取－財産所得の支払

3 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

《構成比》

(単位 %)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
1. 雇 用 者 報 酬	73.4	71.6	70.4	71.0	70.7	70.9
(1) 賃 金 ・ 俸 給	61.9	61.0	60.1	61.0	60.7	60.5
(2) 雇 主 の 社 会 負 担	11.5	10.5	10.3	9.9	10.1	10.3
a. 雇 主 の 現 実 社 会 負 担	7.9	7.6	7.3	7.3	7.5	7.6
b. 雇 主 の 婦 属 社 会 負 担	3.6	3.0	3.0	2.6	2.6	2.7
2. 財 産 所 得 (非 企 業 部 門)	2.6	2.3	3.0	3.9	4.7	4.4
(a) 受 取	8.7	8.0	8.3	9.1	10.0	9.7
(b) 支 払	6.2	5.8	5.4	5.2	5.2	5.3
(1) 一 般 政 府	△ 1.8	△ 1.7	△ 1.4	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.8
a. 利 取	△ 1.9	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.9
(a) 受 取	2.1	1.9	1.9	2.3	2.5	2.5
(b) 支 払	4.1	3.7	3.4	3.3	3.4	3.4
b. 法 人 企 業 の 分 配 所 得 (受 取)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
(a) 配 当 (受 取)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 準 法 人 企 業 所 得 からの 引 き 出 し (受 取)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 (受 取)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
d. 貸 料 取	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1
(a) 受 取	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 支 払	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2) 家 計	4.4	4.0	4.3	4.7	5.4	5.1
a. 利 子 取	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.3	0.0
(a) 受 取	1.5	1.3	1.2	1.0	1.4	1.7
(b) 支 払 (消 費 者 負 債 利 子)	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7
b. 配 当 (受 取)	0.9	1.0	1.4	1.8	1.9	1.5
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 (受 取)	2.9	2.7	2.7	2.8	2.9	2.7
d. 貸 料 (受 取)	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
a. 利 子 取	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
(a) 受 取	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
(b) 支 払	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
b. 配 当 (受 取)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 (受 取)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
d. 貸 料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) 受 取	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 支 払	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3. 企 業 所 得 (法 人 企 業 の 分 配 所 得 受 払 後)	24.0	26.1	26.6	25.2	24.5	24.7
(1) 民 間 法 人 企 業	11.8	13.1	14.2	12.8	12.7	13.2
a. 非 金 融 法 人 企 業	8.9	9.7	10.9	9.8	9.7	10.2
b. 金 融 法 人 企 業	3.0	3.4	3.3	3.0	3.0	3.0
(2) 公 的 法 人 企 業	1.3	1.7	1.6	1.9	1.8	1.7
a. 非 金 融 法 人 企 業	△ 0.1	0.1	0.3	0.2	0.5	0.6
b. 金 融 法 人 企 業	1.3	1.6	1.3	1.7	1.3	1.1
(3) 個 人 企 業	10.9	11.3	10.8	10.5	10.0	9.8
a. 農 林 水 産 業	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7
b. そ の 他 の 産 業 (非 農 林 水 産 ・ 非 金 融)	4.4	4.5	4.1	3.8	3.3	3.1
c. 持 ち 家	5.8	5.9	6.0	6.0	6.0	6.0
4. 国 民 所 得 (要 素 費 用 表 示)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5. 生 産 ・ 輸 入 品 に 課 さ れ る 税 (控 除) 補 助 金	10.5	10.3	10.4	10.9	10.8	10.8
6. 国 民 所 得 (市 場 価 格 表 示)	110.5	110.3	110.4	110.9	110.8	110.8
7. そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3
(1) 非 金 融 法 人 企 業 ・ 金 融 機 関	△ 3.4	△ 3.5	△ 4.2	△ 4.9	△ 5.4	△ 5.4
a. 民 間 的	△ 3.1	△ 3.4	△ 4.0	△ 4.7	△ 5.2	△ 5.2
b. 公 的	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
(2) 一 般 政 府	8.7	8.1	8.5	9.5	10.5	10.8
(3) 家 計 (個 人 企 業 を 含 む)	△ 7.3	△ 6.6	△ 6.3	△ 6.4	△ 7.1	△ 7.7
(4) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.7	1.8	1.8	1.7	1.8	2.1
8. 国 民 所 得 可 処 分 所 得	110.2	110.1	110.2	110.7	110.5	110.5
(1) 非 金 融 法 人 企 業 ・ 金 融 機 関	9.7	11.4	11.6	9.8	9.1	9.5
a. 民 間 的	8.7	9.8	10.3	8.0	7.5	8.0
b. 公 的	1.0	1.6	1.4	1.7	1.6	1.5
(2) 一 般 政 府	17.4	16.7	17.6	19.5	20.5	20.8
(3) 家 計 (個 人 企 業 を 含 む)	81.4	80.2	79.2	79.8	79.0	78.1
(4) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.7	1.8	1.8	1.7	1.9	2.2

3

第33表 国内総生産（支出側、名目）

《実数》

（単位 10億円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
1. 民間最終消費支出	283,200.6	282,563.2	284,172.6	287,271.6	289,756.5	291,870.9
(1) 家計最終消費支出	277,565.6	276,598.8	278,012.0	280,768.4	283,065.7	285,637.0
a. 国内家計最終消費支出	274,952.7	274,482.6	275,361.7	278,558.7	281,273.2	283,935.8
b. 居住者家計の海外での直接購入	2,974.5	2,787.9	3,473.8	3,088.1	2,525.2	2,526.4
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入 (再掲)	361.6	671.7	823.5	878.4	732.7	825.2
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)	233,253.5	231,717.8	232,749.4	235,060.9	236,960.7	239,196.5
持ち家の帰属家賃	44,312.1	44,881.0	45,262.6	45,707.5	46,104.9	46,440.5
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	5,634.9	5,964.4	6,160.6	6,503.2	6,690.8	6,233.9
2. 政府最終消費支出	87,680.8	88,613.3	89,785.1	90,578.9	90,944.4	93,126.1
(再掲)						
家計現実最終消費	332,330.0	331,794.1	334,320.8	338,114.3	340,811.9	344,192.1
政府現実最終消費	38,551.3	39,382.4	39,636.8	39,736.3	39,888.9	40,804.8
3. 総資本形成	112,797.0	113,375.9	115,603.6	118,834.1	123,090.4	122,857.1
(1) 総固定資本形成	112,998.7	112,472.2	113,919.4	117,281.4	120,475.9	119,625.4
a. 民間	83,043.2	85,333.4	89,917.2	94,287.9	99,243.7	99,264.6
(a) 住宅	17,927.8	17,936.4	18,413.5	18,387.0	18,750.4	16,602.6
(b) 企業設備	65,115.4	67,397.0	71,503.7	75,901.0	80,493.2	82,662.0
b. 公的	29,955.5	27,138.8	24,002.2	22,993.5	21,232.2	20,360.8
(a) 住宅	909.9	787.7	629.1	582.2	597.0	546.2
(b) 企業設備	6,116.0	5,301.2	5,084.6	4,468.8	4,111.2	4,153.5
(c) 一般政府	22,929.7	21,049.9	18,288.6	17,942.5	16,524.1	15,661.1
(2) 在庫品増加	△ 201.8	903.6	1,684.2	1,552.7	2,614.5	3,231.7
a. 民間企業	△ 324.9	844.5	1,409.4	1,301.5	2,423.1	2,973.3
(a) 製品在庫	△ 108.2	6.6	△ 17.4	283.6	164.7	275.0
(b) 仕掛品在庫	315.3	885.0	340.1	844.3	1,069.4	1,116.6
(c) 流通在庫	△ 128.7	△ 113.5	107.4	△ 124.3	151.5	△ 395.0
(d) 原材料在庫	△ 403.3	66.4	979.3	298.0	1,037.5	1,976.6
b. 公的	123.1	59.1	274.8	251.1	191.4	258.4
(a) 公的企業	66.8	11.4	170.6	182.1	126.8	192.3
(b) 一般政府	56.3	47.7	104.2	69.0	64.6	66.1
4. 財貨・サービスの純輸出	6,197.0	9,195.2	8,929.4	6,502.0	7,133.5	8,003.9
(1) 財貨・サービスの輸出	56,679.0	60,375.7	67,038.7	74,902.1	83,889.4	92,221.7
a. 財貨の輸出	50,113.5	53,366.3	58,830.0	65,172.2	73,665.3	80,944.6
b. サービスの輸出	6,565.5	7,009.4	8,208.7	9,729.9	10,224.1	11,277.1
(含む非居住者家計の国内での直接購入)						
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	50,482.0	51,180.5	58,109.3	68,400.1	76,755.9	84,217.8
a. 財貨の輸入	38,739.5	40,354.7	45,672.9	55,609.0	63,181.4	69,258.5
b. サービスの輸入	11,742.5	10,825.8	12,436.4	12,791.1	13,574.5	14,959.3
(含む居住者家計の海外での直接購入)						
5. 国内総生産(支出側)	489,875.2	493,747.5	498,490.6	503,186.7	510,924.7	515,857.9
(参考) 海外からの所得の純受取	8,041.1	8,786.3	10,028.8	13,203.8	14,998.5	17,609.7
海外からの所得	12,517.8	12,787.4	14,749.4	19,163.7	22,700.2	26,630.2
(控除) 海外に対する所得	4,476.7	4,001.1	4,720.6	5,959.9	7,701.7	9,020.5
国民総所得	497,916.3	502,533.8	508,519.4	516,390.5	525,923.2	533,467.6
(参考) 国内需要	483,678.2	484,552.3	489,561.2	496,684.7	503,791.2	507,854.0
民間需要	365,918.8	368,741.1	375,499.1	382,861.1	391,423.3	394,108.8
公的需	117,759.5	115,811.2	114,062.1	113,823.5	112,367.9	113,745.2

(注) 1 民間需要＝民間最終消費支出＋民間住宅＋民間企業設備＋民間在庫品増加

公的需要＝政府最終消費支出＋公的固定資本形成＋公的在庫品増加

2 国内需要＝民間需要＋公的需要

3 国民総所得＝国内総支出＋海外からの所得の純受取

4 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

《構成比》

(単位 %)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
1. 民間最終消費支出	57.8	57.2	57.0	57.1	56.7	56.6
(1) 家計最終消費支出	56.7	56.0	55.8	55.8	55.4	55.4
a. 国内家計最終消費支出	56.1	55.6	55.2	55.4	55.1	55.0
b. 居住者家計の海外での直接購入	0.6	0.6	0.7	0.6	0.5	0.5
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入 (再掲)	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)	47.6	46.9	46.7	46.7	46.4	46.4
持ち家の帰属家賃	9.0	9.1	9.1	9.1	9.0	9.0
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.2
2. 政府最終消費支出	17.9	17.9	18.0	18.0	17.8	18.1
(再掲)						
家計現実最終消費	67.8	67.2	67.1	67.2	66.7	66.7
政府現実最終消費	7.9	8.0	8.0	7.9	7.8	7.9
3. 国内総資本形成	23.0	23.0	23.2	23.6	24.1	23.8
(1) 総固定資本形成	23.1	22.8	22.9	23.3	23.6	23.2
a. 民間	17.0	17.3	18.0	18.7	19.4	19.2
(a) 住宅	3.7	3.6	3.7	3.7	3.7	3.2
(b) 企業設備	13.3	13.7	14.3	15.1	15.8	16.0
b. 公的	6.1	5.5	4.8	4.6	4.2	3.9
(a) 住宅	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
(b) 企業設備	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8
(c) 一般政府	4.7	4.3	3.7	3.6	3.2	3.0
(2) 在庫品増加	△ 0.0	0.2	0.3	0.3	0.5	0.6
a. 民間企業	△ 0.1	0.2	0.3	0.3	0.5	0.6
(a) 製品在庫	△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.1	0.0	0.1
(b) 仕掛品在庫	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2
(c) 流通料在庫	△ 0.0	△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.0	△ 0.1
(d) 原材料在庫	△ 0.1	0.0	0.2	0.1	0.2	0.4
b. 公的	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
(a) 企業の	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 一般政府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 財貨・サービスの純輸出	1.3	1.9	1.8	1.3	1.4	1.6
(1) 財貨・サービスの輸出	11.6	12.2	13.4	14.9	16.4	17.9
a. 財貨の輸出	10.2	10.8	11.8	13.0	14.4	15.7
b. サービスの輸出	1.3	1.4	1.6	1.9	2.0	2.2
(含む非居住者家計の国内での直接輸入)						
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	10.3	10.4	11.7	13.6	15.0	16.3
a. 財貨の輸入	7.9	8.2	9.2	11.1	12.4	13.4
b. サービスの輸入	2.4	2.2	2.5	2.5	2.7	2.9
(含む居住者家計の海外での直接購入)						
5. 国内総生産(支出側)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考) 海外からの所得の純受取	1.6	1.8	2.0	2.6	2.9	3.4
海外からの所得	2.6	2.6	3.0	3.8	4.4	5.2
(控除) 海外に対する所得	0.9	0.8	0.9	1.2	1.5	1.7
国民総所得	101.6	101.8	102.0	102.6	102.9	103.4
(参考) 国内	98.7	98.1	98.2	98.7	98.6	98.4
民間	74.7	74.7	75.3	76.1	76.6	76.4
公的	24.0	23.5	22.9	22.6	22.0	22.0

第34表 家計(個人企業を含む)

(単位 金額:10億円)

区 分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率(%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	平均消費性向(%)	限界消費性向(%)	限界貯蓄性向(%)
昭和55年度(1980)	159,424.0	132,564.2	28,125.3	17.5	13,666.5	10,450.2	3,216.3	83.2	76.5	23.5
56(1981)	171,126.1	140,917.4	31,727.0	18.4	11,702.1	8,353.2	3,601.7	82.3	71.4	30.8
57(1982)	179,844.9	151,028.8	30,506.3	16.8	8,718.8	10,111.4	△1,220.7	84.0	116.0	△14.0
58(1983)	188,232.8	158,561.2	31,520.8	16.6	8,387.9	7,532.4	△1,014.5	84.2	89.8	12.1
59(1984)	198,058.8	166,770.0	33,345.6	16.7	9,826.0	8,208.8	1,824.8	84.2	83.5	18.6
60(1985)	207,391.9	176,211.6	33,418.8	15.9	9,333.1	9,441.6	73.2	85.0	101.2	0.8
61(1986)	211,939.5	182,555.4	31,822.5	14.8	4,547.6	6,343.8	△1,596.3	86.1	139.5	△35.1
62(1987)	219,794.5	192,345.1	30,162.9	13.6	7,855.0	9,789.7	△1,659.6	87.5	124.6	△21.1
63(1988)	233,170.8	203,614.6	32,585.4	13.8	13,376.3	11,269.5	2,422.5	87.3	84.2	18.1
平成元年度(1989)	248,581.8	217,132.9	35,075.4	13.9	15,411.0	13,518.3	2,490.0	87.3	87.7	16.2
2(1990)	264,951.7	234,813.6	33,991.1	12.6	16,369.9	17,680.7	△1,084.3	88.6	108.0	△6.6
3(1991)	285,524.6	245,781.0	43,621.2	15.1	20,572.9	10,967.4	9,630.1	86.1	53.3	46.8
4(1992)	293,327.6	252,748.1	44,273.8	14.9	7,803.0	6,967.1	652.6	86.2	89.3	8.4
5(1993)	294,962.9	258,463.2	40,451.2	13.5	1,635.3	5,715.1	△3,822.6	87.6	349.5	△233.8
6(1994)	304,255.5	265,121.8	42,493.8	13.8	9,292.6	6,658.6	2,042.6	87.1	71.7	22.0
7(1995)	301,023.9	269,575.8	35,151.2	11.5	△3,231.6	4,454.0	△7,342.6	89.6	△137.8	227.2
8(1996)	305,686.7	277,249.5	31,741.2	10.3	4,662.8	7,673.7	△3,410.0	90.7	164.6	△73.1
9(1997)	310,178.3	278,198.9	35,657.4	11.4	4,491.6	949.4	3,916.2	89.7	21.1	87.2
10(1998)	307,516.7	277,341.4	33,170.9	10.7	△2,661.6	△857.5	△2,486.5	90.2	32.2	93.4
11(1999)	306,787.5	278,370.9	31,056.5	10.0	△729.2	1,029.5	△2,114.4	90.7	△141.2	290.0
12(2000)	298,974.0	277,863.6	23,743.4	7.9	△7,813.5	△507.3	△7,313.1	92.9	6.5	93.6
13(2001)	290,979.8	277,779.5	15,129.9	5.2	△7,994.2	△84.1	△8,613.5	95.5	1.1	107.7
14(2002)	289,694.4	277,565.6	13,246.9	4.6	△1,285.4	△213.9	△1,883.0	95.8	16.6	146.5
15(2003)	287,218.0	276,598.8	11,230.9	3.9	△2,476.4	△966.8	△2,016.0	96.3	39.0	81.4
16(2004)	288,350.7	278,012.0	9,892.4	3.4	1,132.7	1,413.2	△1,338.5	96.4	124.8	△118.2
17(2005)	291,823.5	280,768.4	10,667.8	3.7	3,472.8	2,756.4	775.4	96.2	79.4	22.3
18(2006)	295,165.9	283,065.7	11,733.0	4.0	3,342.4	2,297.3	1,065.2	95.9	68.7	31.9
19(2007)	292,564.0	285,637.0	6,302.6	2.2	△2,601.9	2,571.3	△5,430.4	97.6	△98.8	208.7

(注) 1 平均消費性向=最終消費支出÷可処分所得

限界消費性向=最終消費支出対前年増加額÷可処分所得対前年増加額

限界貯蓄性向=貯蓄対前年増加額÷可処分所得対前年増加額

2 93SNA基準による。

資料:「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

第35表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(i) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区 分		平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
調 査 産 業 計	現金給与総額	387,638	389,664	376,964	380,438	384,401	377,731	379,497
	きまって支給する給与	305,700	307,471	299,380	300,918	302,746	299,782	300,694
	特別に支払われた給与	81,938	82,193	77,584	79,520	81,655	77,949	78,803
鉱 業	現金給与総額	392,711	388,970	463,445	479,117	489,827	503,266	518,077
	きまって支給する給与	318,540	311,753	358,168	366,560	370,750	372,058	372,947
	特別に支払われた給与	74,171	77,217	105,277	112,557	119,077	131,208	145,130
建 設 業	現金給与総額	420,069	416,362	433,235	439,553	443,778	441,277	437,424
	きまって支給する給与	348,473	350,670	360,297	363,114	367,131	359,455	360,021
	特別に支払われた給与	71,596	65,692	72,938	76,439	76,647	81,822	77,403
製 造 業	現金給与総額	401,469	410,817	419,768	419,656	425,059	411,375	411,529
	きまって支給する給与	316,698	322,218	322,447	326,251	328,519	319,471	318,919
	特別に支払われた給与	84,771	88,599	91,321	93,405	96,540	91,904	92,610
電気・ガス・熱供給・水道業	現金給与総額	612,601	616,521	609,847	613,131	615,812	612,691	606,371
	きまって支給する給与	450,423	452,025	454,828	457,743	458,143	458,038	458,780
	特別に支払われた給与	162,178	164,496	155,019	155,388	157,669	154,653	147,591
運 輸 ・ 通 信 業	現金給与総額	396,045	385,891	374,000
	きまって支給する給与	321,834	314,521	303,460
	特別に支払われた給与	74,211	71,370	70,540
情 報 通 信 業	現金給与総額	525,493	523,920	510,869	510,588	513,642	506,060	515,763
	きまって支給する給与	395,148	398,919	390,086	391,443	393,214	388,206	393,656
	特別に支払われた給与	130,345	125,001	120,783	119,145	120,428	117,854	122,107
運 輸 業	現金給与総額	383,556	374,401	365,068	368,143	374,835	344,079	343,987
	きまって支給する給与	316,036	310,131	301,065	303,491	306,738	289,600	287,182
	特別に支払われた給与	67,520	64,270	64,003	64,652	68,097	54,479	56,805
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額	291,587	299,203	262,599
	きまって支給する給与	232,886	236,930	214,791
	特別に支払われた給与	58,701	62,273	47,808
卸 売 ・ 小 売 業	現金給与総額	317,362	328,331	288,445	296,964	306,425	301,017	309,140
	きまって支給する給与	252,717	257,361	233,384	237,138	243,787	241,927	247,079
	特別に支払われた給与	66,645	70,970	55,061	59,826	62,638	59,090	62,061
金 融 ・ 保 険 業	現金給与総額	531,018	528,343	545,160	555,495	572,943	574,828	558,669
	きまって支給する給与	394,448	399,498	412,907	420,962	420,030	427,182	420,533
	特別に支払われた給与	136,570	128,845	132,253	134,533	152,913	147,646	138,136
不 動 産 業	現金給与総額	416,321	422,642	447,208	448,584	445,950	429,777	426,989
	きまって支給する給与	319,600	323,379	349,874	348,292	345,353	335,656	335,632
	特別に支払われた給与	96,721	99,263	97,334	100,292	100,597	94,121	91,357
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	現金給与総額	169,513	171,003	170,769	173,473	168,348	183,745	188,670
	きまって支給する給与	149,210	151,734	152,271	155,320	151,815	162,412	165,611
	特別に支払われた給与	20,303	19,269	18,498	18,153	16,533	21,333	23,059
医 療 ・ 福 祉	現金給与総額	398,449	394,484	375,474	375,596	378,010	372,834	372,538
	きまって支給する給与	314,906	313,202	301,110	301,639	304,039	303,764	304,178
	特別に支払われた給与	83,543	81,282	74,364	73,957	73,971	69,070	68,360
教 育 ・ 学 習 支 援 業	現金給与総額	522,305	515,037	492,557	493,951	492,985	497,411	497,374
	きまって支給する給与	380,197	377,722	365,583	367,843	366,158	372,177	368,625
	特別に支払われた給与	142,108	137,315	126,974	126,108	126,827	125,234	128,749
複 合 サ ー ビ ス 業	現金給与総額	374,271	366,400	344,204	342,616	344,960	351,154	370,047
	きまって支給する給与	289,354	283,138	271,179	270,120	270,152	281,095	292,490
	特別に支払われた給与	84,917	83,262	73,025	72,496	74,808	70,059	77,557
サ ー ビ ス 業	現金給与総額	328,124	329,095	317,945	319,083	320,820	323,651	326,261
	きまって支給する給与	265,168	266,916	259,521	259,904	260,809	264,945	266,822
	特別に支払われた給与	62,956	62,179	58,424	59,179	60,011	58,706	59,439

(注) 1 年平均である。

2 日本標準産業分類の改訂(平成14年3月)に伴い、平成13年より新産業分類となった。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 事業所規模5人以上

(単位 円)

区 分		平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
調 査 産 業 計	現金給与総額	343,480	341,898	332,784	334,910	335,774	330,313	331,300
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	278,933 64,547	278,747 63,151	272,047 60,737	272,802 62,108	272,614 63,160	269,508 60,805	270,511 60,789
敏 業	現金給与総額	346,588	327,815	358,364	377,486	351,119	336,235	336,941
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	297,933 48,655	278,587 49,228	300,173 58,191	317,207 60,279	299,553 51,566	286,642 49,593	286,735 50,206
建 設 業	現金給与総額	355,879	351,947	362,100	361,699	362,273	364,139	363,304
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	311,313 44,566	312,892 39,055	317,768 44,332	316,588 45,111	316,960 45,313	315,986 48,153	318,082 45,222
製 造 業	現金給与総額	363,937	369,290	380,183	380,885	385,754	374,484	374,362
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	294,665 69,272	298,233 71,057	305,117 75,066	304,003 76,882	305,977 79,777	298,514 75,970	298,588 75,774
電気・ガス・熱供給・水道業	現金給与総額	596,036	587,893	588,395	593,082	584,940	586,585	575,548
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	439,088 156,948	434,346 153,547	441,503 146,892	445,151 147,931	438,026 146,914	440,757 145,828	436,921 138,627
運 輸 ・ 通 信 業	現金給与総額	375,961	368,844	359,514
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	308,773 67,188	304,804 64,040	296,413 63,101
情 報 通 信 業	現金給与総額	481,966	488,120	481,023	475,554	478,740	471,168	475,595
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	369,632 112,334	380,811 107,309	376,100 104,923	372,729 102,825	375,627 103,113	367,911 103,257	372,188 103,407
運 輸 業	現金給与総額	363,471	358,645	352,187	355,908	361,903	336,548	332,202
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	303,863 59,608	301,875 56,770	295,582 56,605	297,779 58,129	301,780 60,123	286,696 49,852	281,927 50,275
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額	256,376	256,586	234,953
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	214,159 42,217	213,658 42,928	199,252 35,701
卸 売 ・ 小 売 業	現金給与総額	286,396	288,429	266,160	269,487	270,544	268,016	273,768
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	236,029 50,367	236,927 51,502	222,271 43,889	223,731 45,756	224,291 46,253	222,974 45,042	227,248 46,520
金 融 ・ 保 険 業	現金給与総額	482,315	478,921	489,378	500,013	506,305	507,075	491,171
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	362,802 119,513	366,767 112,154	375,141 114,237	380,468 119,545	380,723 128,082	380,736 126,339	374,395 116,776
不 動 産 業	現金給与総額	387,949	393,553	399,312	400,984	413,979	398,114	387,223
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	312,574 75,375	317,389 76,164	320,743 78,569	319,981 81,003	330,529 83,450	318,010 80,104	315,692 71,531
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	現金給与総額	148,511	141,102	141,974	141,616	136,316	142,134	143,011
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	136,595 11,916	130,933 10,169	131,811 10,163	131,741 9,875	127,211 9,105	131,082 11,052	131,287 11,724
医 療 ・ 福 祉	現金給与総額	350,755	345,603	331,556	328,189	329,146	320,293	320,296
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	278,744 72,011	276,022 69,581	268,509 63,047	266,357 61,832	266,945 62,201	263,304 56,989	264,188 56,108
教 育 ・ 学 習 支 援 業	現金給与総額	470,928	461,037	442,642	441,679	432,344	426,401	421,763
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	346,524 124,404	342,865 118,172	333,301 109,341	333,409 108,270	326,278 106,066	322,838 103,563	318,441 103,322
複 合 サ ー ビ ス 業	現金給与総額	369,234	361,451	347,835	345,021	348,160	350,948	361,377
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	283,540 85,694	278,095 83,356	270,850 76,985	270,438 74,583	271,308 76,852	276,983 73,965	282,049 79,328
サ ー ビ ス 業	現金給与総額	318,443	314,411	307,214	309,737	309,243	309,942	314,280
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	263,890 54,553	261,208 53,203	256,226 50,988	257,651 52,086	256,303 52,940	258,662 51,280	261,522 52,758

(注) 1 年平均である。

2 日本標準産業分類の改訂(平成14年3月)に伴い、平成13年より新産業分類となった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

第36表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

《事業所規模1~4人》

各年7月末日現在(単位 円)

区 分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調査産業計									
平成14年	193,762	194,304	188,442	263,756	265,558	238,670	140,013	136,808	165,392
15年	193,570	194,865	178,949	261,063	263,454	222,999	138,328	136,203	157,544
16年	192,588	193,295	184,488	260,356	262,449	228,616	138,302	135,865	161,495
17年	190,888	191,790	180,934	259,779	261,485	234,011	138,027	136,108	155,448
18年	190,749	191,460	183,071	261,290	262,943	237,309	138,571	136,514	157,139
19年	190,482	191,567	178,842	261,767	264,696	221,613	137,530	135,429	156,838
20年	192,630	193,673	180,873	264,836	267,359	228,742	139,134	137,388	156,073
平成20年									
鉱業	303,331	337,055	…	295,186	336,545	…	…	…	—
建設業	258,123	265,095	204,621	288,289	290,000	265,697	157,947	160,584	150,608
製造業	219,453	225,386	180,036	281,141	284,007	245,310	133,425	129,566	147,940
電気・ガス・熱供給・水道業	267,970	267,970	—	270,700	270,700	—	…	…	—
情報通信業	243,052	239,561	381,560	302,732	297,522	422,674	177,687	178,360	…
運輸業	238,857	239,309	228,454	265,335	265,882	253,825	157,494	158,914	…
卸売・小売業	187,191	188,569	171,921	262,755	265,661	223,044	137,237	136,247	146,971
金融・保険業	225,531	229,692	139,297	344,282	344,980	…	156,008	158,408	121,720
不動産業	197,841	199,664	175,690	238,750	241,009	205,835	158,088	158,463	154,177
飲食、宿泊業	116,942	114,410	143,608	188,248	188,988	180,975	90,471	86,956	128,473
医療、福祉	177,886	174,688	239,567	271,869	281,566	139,254	164,679	160,008	260,160
教育、学習支援業	139,942	139,412	156,415	195,837	195,798	196,925	111,620	111,005	131,983
複合サービス事業	245,793	247,118	…	313,104	314,943	…	192,467	193,614	…
サービス業	193,634	194,474	182,413	261,528	264,146	216,182	148,832	147,248	167,141

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告」

第37表 賞与支給状況

(調査産業計)

区 分	夏季賞与 (6、7、8月)				年末賞与 (11、12、翌年1月)			
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分
《事業所規模5人以上》								
平成14年 (2002)	412,853	△ 7.1	1.04	1.09	432,261	△ 5.6	1.10	1.16
15 (2003)	418,818	2.0	1.05	1.10	428,475	△ 0.9	1.10	1.15
16 (2004)	405,462	△ 1.5	1.04	1.09	430,278	2.2	1.12	1.19
17 (2005)	410,618	1.3	1.04	1.10	433,214	1.0	1.12	1.19
18 (2006)	416,054	1.3	1.05	1.11	433,825	0.1	1.13	1.20
19 (2007)	407,637	△ 1.4	1.05	1.11	417,507	△ 3.4	1.10	1.17
20 (2008)	406,012	△ 1.0	1.03	1.09	424,437	1.0	1.08	1.15
《事業所規模30人以上》								
平成14年 (2002)	474,148	△ 8.5	1.19	1.27	506,671	△ 5.6	1.28	1.38
15 (2003)	482,566	2.3	1.22	1.30	501,277	△ 1.3	1.28	1.37
16 (2004)	465,776	△ 1.0	1.20	1.29	493,999	1.1	1.30	1.40
17 (2005)	470,286	0.5	1.20	1.29	402,218	1.5	1.32	1.43
18 (2006)	486,392	3.4	1.22	1.31	505,650	0.7	1.32	1.42
19 (2007)	469,275	△ 2.6	1.18	1.28	487,302	△ 3.2	1.25	1.36
20 (2008)	470,343	△ 0.9	1.17	1.26	487,169	△ 1.1	1.25	1.34

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

2 「きまって支給する給与 (又は所定内給与) に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与 (又は所定内給与)」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」

第38表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円、人)

事 項	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《全 国》							
集 計 世 帯 数	7,769	7,747	7,742	7,891	7,854	7,830	7,818
世 帯 人 員 数	3.19	3.21	3.19	3.17	3.16	3.14	3.13
有 業 人 員 数	1.41	1.41	1.39	1.42	1.41	1.39	1.39
消 費 支 出	306,129	302,623	304,203	300,531	294,943	297,782	296,932
食 料	71,286	70,260	70,116	68,699	68,111	68,536	69,001
住 居	20,256	20,237	19,474	19,254	18,115	17,934	16,897
光 熱 ・ 水 道	21,014	20,900	20,990	21,492	22,278	21,768	22,762
家 具 ・ 家 事 用 品	10,512	10,292	9,961	10,047	9,734	9,706	9,984
被 服 及 び 履 物	14,565	13,967	13,572	13,339	12,776	12,933	12,523
保 健 医 療	11,590	12,339	12,215	13,020	12,787	13,107	12,649
交 通 ・ 通 信	36,469	37,505	39,272	38,717	37,864	38,075	39,147
教 育	12,795	13,303	13,581	12,475	12,650	12,748	12,727
教 養 娯 楽	31,000	30,234	31,262	30,729	30,040	30,976	31,372
その他の消費支出	76,644	73,586	73,760	72,759	70,588	71,999	69,869
現 物 総 額	9,944	9,473	9,352	9,652	9,177	9,493	8,884
《人口5万以上の都市》							
集 計 世 帯 数	6,827	6,818	6,815	6,867	6,834	6,818	7,332
世 帯 人 員 数	3.16	3.16	3.15	3.12	3.11	3.09	3.10
有 業 人 員 数	1.38	1.37	1.35	1.35	1.34	1.33	1.36
消 費 支 出	309,978	309,421	308,438	303,465	298,981	300,989	299,345
現 物 総 額	9,732	9,098	8,787	8,889	8,794	9,116	8,592

(注) 平成17年以降は、農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査」

第39表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円、人)

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《全 国》							
集 計 世 帯 数	4,475	4,464	4,427	4,381	4,289	4,249	4,269
世 帯 人 員 数	3.46	3.49	3.48	3.46	3.43	3.45	3.45
有 業 人 員 数	1.64	1.63	1.63	1.66	1.67	1.66	1.68
収 入 総 額	1,011,609	994,333	1,008,118	998,810	990,162	1,001,977	1,007,864
実 収 入	538,277	524,542	530,028	524,585	525,719	528,762	534,235
勤 め 先 収 入	504,452	493,643	501,122	493,829	495,003	497,395	500,738
世 帯 主 収 入	438,613	431,520	436,616	425,706	431,284	433,306	434,066
世帯主の配偶者の収入	55,154	53,155	55,507	57,338	53,346	54,129	55,742
他の世帯員収入	10,685	8,968	8,999	10,785	10,373	9,959	10,930
事業・内職収入	3,102	2,696	2,902	2,735	2,780	2,639	2,661
農 林 漁 業 収 入	・	・	・	104	36	32	118
そ の 他 の 実 収 入	30,723	28,203	26,004	27,916	27,898	28,697	30,717
実 収 入 以 外 の 収 入	394,768	394,637	403,957	399,061	390,622	402,779	403,989
預 貯 金 引 出	360,032	356,588	362,364	359,502	352,543	357,977	357,368
保 険 取 金	6,042	5,052	4,144	5,171	4,370	5,381	4,685
借 入 金	4,564	6,118	9,228	7,161	5,469	8,562	7,012
掛 買 他	18,283	19,382	20,795	21,911	22,957	25,074	28,439
そ の 他 の 収 入	5,847	7,496	7,426	5,317	5,283	5,785	6,485
繰 入 金	78,564	75,154	74,133	75,164	73,821	70,436	69,641
支 出 総 額	1,011,609	994,333	1,008,118	998,810	990,162	1,001,977	1,007,864
実 支 出	416,427	409,903	415,899	412,928	404,502	409,716	416,415
消 費 支 出	330,651	325,823	330,836	329,499	320,231	323,459	324,929
食 住 料 居	73,396	71,606	72,025	70,947	69,403	70,352	71,051
光 熱 ・ 水 道	21,528	22,248	20,804	21,839	20,292	20,207	19,156
家 具 ・ 家 事 用 品	20,740	20,712	20,909	21,328	21,998	21,555	22,666
被 服 及 び 履 物	10,801	10,378	10,419	10,313	9,954	9,914	10,501
保 健 医 療	15,823	15,450	14,893	14,971	14,430	14,846	14,263
交 通 ・ 通 信	10,456	11,498	11,531	12,035	11,463	11,697	11,593
教 養 娯 楽	43,544	44,622	47,218	46,986	45,769	46,259	48,259
そ の 他 の 消 費 支 出	17,499	18,021	19,714	18,561	18,713	19,090	18,789
非 消 費 支 出	33,142	32,303	33,710	32,847	31,421	33,166	33,390
実 支 出 以 外 の 支 出	83,721	78,985	79,613	79,671	76,786	76,372	75,260
預 貯 金	85,776	84,081	85,063	83,429	84,271	86,257	91,486
保 険 掛 金	520,213	512,280	521,571	513,814	514,604	525,971	525,283
借 入 金	405,397	397,466	405,830	401,296	407,379	413,147	412,906
掛 返 金	40,590	37,901	35,318	35,174	31,691	31,112	30,360
借 入 金	40,021	36,982	39,223	35,577	37,369	37,871	40,638
掛 買 他	15,907	16,831	17,695	18,300	19,495	21,604	23,407
そ の 他 の 支 出	18,297	23,100	23,504	23,467	18,670	22,238	17,973
繰 越 金	74,968	72,150	70,649	72,067	71,057	66,290	66,166
現 物 総 額	9,456	8,728	8,498	8,992	8,612	8,923	8,471
《人口5万以上の都市》							
集 計 世 帯 数	3,944	3,939	3,912	3,856	3,765	3,732	4,025
世 帯 人 員 数	3.44	3.43	3.44	3.41	3.40	3.41	3.42
有 業 人 員 数	1.60	1.59	1.59	1.61	1.61	1.61	1.65
収 入 総 額	1,023,104	1,013,497	1,018,645	1,000,528	1,003,466	1,017,152	1,016,124
実 収 入	541,932	530,401	532,614	525,956	532,071	534,364	537,932
実 収 入 以 外 の 収 入	401,854	406,532	411,266	400,256	397,347	413,263	408,313
繰 入 金	79,318	76,564	74,765	74,316	74,048	69,525	69,879
支 出 総 額	1,023,104	1,013,497	1,018,645	1,000,528	1,003,466	1,017,152	1,016,124
実 支 出	419,856	415,396	417,737	412,082	408,487	413,307	417,817
実 支 出 以 外 の 支 出	527,382	524,622	529,694	517,338	523,920	538,358	532,218
繰 越 金	75,866	73,479	71,213	71,108	71,059	65,486	66,088
現 物 総 額	9,374	8,329	8,149	8,423	8,630	8,866	8,331

(注) 平成17年以降は、農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査」

第40表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月の収入と支出(全国)

区 分	平 均	200万円未満	200万円以上 250万円未満	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500	500～550
集 計 世 帯 数	4,269	43	94	120	182	232	307	302	290
世 帯 人 員 数	3.45	2.57	2.97	3.11	3.18	3.16	3.27	3.29	3.52
有 業 人 員 数	1.68	1.35	1.50	1.53	1.49	1.50	1.50	1.53	1.52
収 入 総 額	1,007,864	319,241	503,613	548,348	577,366	628,248	677,795	765,113	821,271
実 収 入	534,235	166,822	238,368	268,721	287,613	313,659	328,666	376,106	417,252
勤め先収入	500,738	150,312	204,751	230,261	258,960	275,897	294,348	336,877	383,333
世帯主収入	434,066	136,234	183,789	203,069	235,388	252,455	268,413	299,769	345,116
世帯主の配偶者の収入	55,742	12,697	13,499	20,115	18,373	18,834	21,813	29,500	32,943
他の世帯員収入	10,930	1,381	7,463	7,077	5,198	4,608	4,122	7,608	5,274
事業・内職収入	2,661	1,956	1,641	2,516	2,123	1,732	1,611	1,797	1,327
農林漁業収入	118	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の実収入	30,717	14,555	31,977	35,943	26,530	36,030	32,707	37,432	32,592
実収入以外の収入	403,989	110,104	201,252	226,399	225,860	258,356	286,713	322,135	342,760
繰 入 金	69,641	42,315	63,992	53,228	63,894	56,234	62,417	66,872	61,260
支 出 総 額	1,007,864	319,241	503,613	548,348	577,366	628,248	677,795	765,113	821,271
実 支 出	416,415	130,142	219,908	255,883	259,048	267,092	282,866	311,162	345,740
消 費 支 出	324,929	120,670	193,496	221,969	223,071	228,535	238,159	259,715	286,783
食 料	71,051	39,213	49,910	54,168	51,372	53,448	56,211	60,910	64,008
住 居	19,156	14,572	22,329	19,816	21,905	21,290	21,383	22,642	26,657
光熱・水道	22,666	15,343	18,961	19,659	18,672	19,195	20,135	20,517	20,932
家具・家事用品	10,501	3,707	7,085	7,225	6,823	7,564	8,101	8,597	8,684
被服及び履物	14,263	3,352	6,181	7,816	7,832	7,566	8,857	9,516	11,325
保健医療	11,593	4,706	9,422	10,075	9,770	8,461	8,720	9,559	9,382
交通・通信	48,259	16,976	26,274	38,284	39,778	31,281	39,839	37,484	44,848
教 育	18,789	2,882	8,911	5,093	8,859	8,502	7,672	11,138	13,242
教養娯楽	33,390	7,445	12,376	16,323	18,529	19,836	21,037	23,756	25,297
その他の消費支出	75,260	12,472	32,048	43,509	39,533	51,391	46,205	55,595	62,409
非消費支出	91,486	9,472	26,412	33,914	35,977	38,557	44,706	51,447	58,957
実支出以外の支出	525,283	149,017	215,462	241,038	256,559	307,392	333,752	385,772	417,078
繰 越 金	66,166	40,082	68,243	51,426	61,759	53,764	61,178	68,179	58,453

資料：総務省統計局「家計調査」

第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

平成20年(2008)(単位 円、人)

550～600	600～650	650～700	700～750	750～800	800～900	900～ 1,000	1,000～ 1,250	1,250～ 1,500	1,500万円 以上
302	303	258	282	224	263	297	392	153	127
3.40	3.58	3.50	3.48	3.58	3.55	3.61	3.61	3.81	3.57
1.64	1.63	1.66	1.62	1.73	1.68	1.86	1.94	2.14	2.12
874,411	917,965	960,339	1,039,456	1,048,913	1,181,810	1,292,641	1,434,841	1,651,202	2,013,900
457,263	470,147	504,173	540,116	569,614	630,966	704,034	800,937	919,809	1,164,284
422,176	440,046	473,691	506,589	536,855	602,406	671,312	767,897	887,896	1,119,272
376,748	393,234	412,068	461,501	476,965	536,180	578,948	644,941	690,711	857,943
38,318	39,349	51,597	38,706	50,330	57,330	80,055	102,023	154,493	227,102
7,110	7,463	10,026	6,382	9,559	8,896	12,310	20,932	42,691	34,227
974	2,654	1,654	6,660	3,294	1,941	2,559	2,648	5,226	8,593
0	887	1	1	208	4	2	61	744	127
34,113	26,560	28,827	26,867	29,257	26,616	30,160	30,331	25,943	36,292
352,220	383,515	389,459	429,187	406,131	475,970	516,529	551,645	638,885	749,156
64,929	64,304	66,707	70,152	73,168	74,874	72,077	82,259	92,507	100,460
874,411	917,965	960,339	1,039,456	1,048,913	1,181,810	1,292,641	1,434,841	1,651,202	2,013,900
351,125	359,367	396,146	418,801	432,633	492,105	545,579	592,764	673,233	826,321
284,638	288,252	315,341	324,239	338,592	378,299	410,159	436,521	485,146	560,134
64,723	69,976	72,088	71,684	76,394	80,140	83,987	89,245	95,497	98,555
18,743	16,382	16,840	16,664	20,134	19,125	14,566	16,344	21,489	14,202
20,871	22,907	22,551	23,260	23,857	24,490	25,351	26,187	26,512	28,534
9,406	9,815	11,102	10,824	10,536	12,494	11,981	13,787	14,609	18,418
11,869	12,231	13,844	13,986	15,209	18,529	19,713	21,318	24,659	28,756
10,495	11,328	12,515	10,928	13,298	12,921	14,256	14,370	14,204	17,373
43,492	39,837	49,332	50,716	42,398	54,846	63,039	64,616	66,008	81,039
11,838	16,633	15,509	19,157	23,539	25,695	31,169	31,334	33,192	40,387
29,807	30,763	34,046	35,399	35,924	41,390	42,535	47,573	55,873	66,151
63,394	58,380	67,515	71,620	77,304	88,671	103,562	111,748	133,103	166,719
66,487	71,115	80,805	94,562	94,042	113,805	135,420	156,242	188,087	266,188
460,069	495,014	501,679	557,144	546,840	622,905	680,648	764,991	892,243	1,094,706
63,218	63,585	62,515	63,511	69,440	66,801	66,414	77,086	85,725	92,872

第41表 消費者物価指数（中分類）

平成17年(2005)=100

区 分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
《全 国》											
平成14年平均 (2002)	100.6	100.2	100.4	99.6	109.2	101.4	97.1	99.8	98.1	103.8	98.2
15 (2003)	100.3	100.0	100.3	99.1	105.9	99.5	100.4	99.9	98.7	102.3	99.1
16 (2004)	100.3	100.9	100.1	99.2	102.4	99.3	100.4	99.7	99.3	100.9	99.7
17 (2005)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18 (2006)	100.3	100.5	100.0	103.6	97.9	100.8	99.4	100.3	100.7	98.5	100.9
19 (2007)	100.3	100.8	99.8	104.4	96.3	101.4	99.7	100.4	101.4	97.2	101.7
20 (2008)	101.7	103.4	100.0	110.7	96.0	101.9	99.4	102.4	102.1	96.7	102.1
《人口5万以上の都市》											
平成14年平均 (2002)	100.8	100.2	100.9	100.1	109.2	101.4	97.2	100.2	98.2	103.8	98.1
15 (2003)	100.5	100.0	100.5	99.6	106.1	99.6	100.4	100.2	98.8	102.4	99.0
16 (2004)	100.5	101.0	100.3	99.6	102.5	99.3	100.4	100.0	99.3	100.9	99.6
17 (2005)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18 (2006)	100.2	100.5	100.0	103.1	97.9	100.9	99.4	100.2	100.6	98.6	100.9
19 (2007)	100.3	100.7	99.8	103.9	96.4	101.4	99.8	100.2	101.4	97.5	101.7
20 (2008)	101.5	103.3	99.8	109.6	96.1	101.7	99.5	102.1	102.1	97.1	102.2

資料：総務省統計局「消費者物価指数年報」

第42表 販売農家1戸当りの経営収支

(単位 千円、%)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
集 計 戸 数	4,306	6,915	6,935	6,926	6,902
経 営 収 支 の 総 括					
農 業					
粗 収 益	3,808	3,890	3,976	4,052	4,130
経 営 費	2,511	2,628	2,741	2,824	2,935
所 得	1,297	1,262	1,235	1,228	1,195
農 外					
収 入	2,481	2,491	2,449	2,337	2,179
支 出	242	250	258	265	243
所 得	2,239	2,241	2,191	2,072	1,936
年 金 等 の 収 入	1,572	1,575	1,598	1,689	1,701
総 所 得	5,113	5,083	5,029	4,994	4,836
租 税 公 課 諸 負 担	735	743	748	749	743
可 処 分 所 得	4,378	4,340	4,281	4,245	4,093
(参考)					
推 計 家 計 費	・	4,216	4,231	4,179	3,987
分 析 指 標					
農 業 依 存 度	36.6	36.0	36.0	37.2	38.1
農 業 所 得 率	34.1	32.4	31.1	30.3	28.9

(注) 1 販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家である。

2 調査対象区分の変更により、平成15年については平成16年との接続を図るために項目の組替えを行った。

資料：平成16年度以前は、農林水産省統計情報部「農業経営統計調査—個別経営（販売農家）の経営収支—」

平成17年度以降は、同部「経営形態別経営統計（個別経営）」

第4節 社会保険関係

1 総 括

第43表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	103,645	117,037	124,260	126,353	127,103	127,182	127,307	127,431
被 用 者 保 険	60,282	72,501	81,191	78,725	75,524	75,555	76,039	76,707
被 保 険 者	28,146	31,753	37,926	39,246	38,255	38,721	39,438	40,153
被 扶 養 者	32,136	40,748	43,265	39,479	37,269	36,834	36,601	36,554
政府管掌健康保険								
一 般 被 保 険 者	26,020	31,289	36,666	36,758	35,616	35,650	35,938	36,294
被 保 険 者	13,183	14,562	17,983	19,451	18,931	19,156	19,501	19,807
被 扶 養 者	12,837	16,727	18,683	17,307	16,686	16,493	16,437	16,488
法第3条第2項被保険者	1,192	518	155	47	28	25	25	18
被 保 険 者	638	318	103	31	17	15	13	11
被 扶 養 者	554	200	52	15	11	10	8	7
組 合 管 掌 健 康 保 険	21,236	27,502	32,009	31,677	29,990	30,119	30,474	30,864
被 保 険 者	9,697	11,431	14,668	15,182	14,787	15,054	15,456	15,871
被 扶 養 者	11,539	16,071	17,341	16,495	15,203	15,065	15,018	14,989
船 員 保 険	741	672	409	228	174	168	161	157
被 保 険 者	262	212	137	84	66	65	63	63
被 扶 養 者	479	460	272	145	108	103	98	95
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	2,960	3,042	2,805	2,652	2,536	2,496	2,458	2,412
組 合 員	1,149	1,200	1,158	1,145	1,116	1,109	1,104	1,088
被 扶 養 者	1,811	1,842	1,647	1,507	1,419	1,387	1,354	1,324
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,203	2,072	1,475
組 合 員	789	807	513
被 扶 養 者	1,414	1,265	962
地方公務員等共済組合	5,583	6,803	6,902	6,539	6,341	6,252	6,133	6,110
組 合 員	2,237	2,902	2,963	2,905	2,870	2,846	2,815	2,823
被 扶 養 者	3,346	3,901	3,939	3,634	3,471	3,407	3,318	3,286
私立学校教職員共済	347	603	770	826	839	843	851	856
組 合 員	191	321	401	448	468	475	484	490
被 扶 養 者	156	282	369	377	371	369	367	365
国 民 健 康 保 険	43,363	44,536	43,069	47,628	51,579	51,627	51,268	50,724

(注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

2 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。

3 法第3条第2項被保険者の「被扶養者数」は、昭和45、55年度は社会保険庁推定数値。

第44表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	51,934	59,032	66,311	70,491	70,724	70,870	70,799	70,478
厚生年金保険	22,260	25,239	30,997	32,192	32,491	33,022	33,794	34,570
（再掲）旧三共済	・	・	・	456	767	750	731	722
（再掲）厚生年金基金	3,910	5,964	9,845	11,396	6,152	5,310	5,221	4,782
船員保険（再掲）	262	205	126	74	61	60	59	58
国家公務員共済組合 （各省各庁組合）	1,149	1,179	1,126	1,119	1,086	1,082	1,076	1,058
国家公務員等共済組合 （適用法人組合）	789	788	496	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	2,536	3,225	3,286	3,239	3,111	3,069	3,035	2,992
私立学校教職員共済	194	319	373	406	442	448	458	464
農林漁業団体職員共済組合	407	481	498	467	432	423	417	412
国民年金	24,337	27,596	29,535	33,068	33,163	32,826	32,019	30,981
（再掲）農業者年金	787	1,057	574	258	65	63	61	—

(注) 1 「船員保険」は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。

2 「農業者年金」の昭和45年度数値は、昭和46年9月末現在。

3 「農業者年金」の平成13年度以降は、平成14年1月の制度改正により区分等の変更があったため、平成12年度以前との連続性はない。

4 「農業者年金」の平成19年度は、報告書が未刊行である。

第45表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	21,401	25,295	31,586	33,632	34,685	35,312	36,224	37,322
雇用保険	21,220	25,128	31,483	33,569	34,634	35,262	36,176	37,274
船員保険	181	167	103	63	51	50	49	48

第46表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	31,507	37,193	47,713	52,967	52,659	53,231	54,715	55,258
労働者災害補償保険	26,530	31,840	43,222	48,546	48,552	49,185	50,707	51,313
船員保険	262	205	127	76	62	61	60	59
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,423	1,125	1,081	1,106	934	916	913	893
公共企業体職員	789	807	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	2,503	3,216	3,283	3,239	3,111	3,069	3,035	2,992

(注) 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。

資料：「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

第47表 社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）

年度末現在（単位 円）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
政府管掌健康保険								
一般被保険者	49,960	167,852	251,505	290,472	283,624	283,466	283,218	285,468
法第3条第2項被保険者	1,899	5,870	10,604	13,893	12,822	13,174	13,105	14,176
組管掌健康保険	61,915	210,985	315,243	372,650	371,872	370,811	369,609	371,037
船員保険								
普通保険	66,200	234,778	323,582	372,001	383,845	381,364	383,848	395,526
失業保険	71,316	245,662	343,582	397,399	407,874	406,203	408,697	419,944
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	60,730	190,796	339,463
短期適用	.	.	.	416,170	412,154	414,625	415,421	419,843
長期適用	.	.	.	410,007	406,543	408,832	409,598	413,158
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	62,716	173,546	358,471
地方公務員等共済組合	65,643	204,035	292,057	365,905	362,784	362,746	359,831	356,813
私立学校教職員共済	50,731	199,827	302,599	378,558	380,025	380,307	379,425	380,191
厚生年金保険	54,806	188,534	273,684	318,688	313,679	313,204	312,703	312,258
厚生年金基金	57,726	202,550	293,162	349,231	336,809	331,541	332,010	328,338
農林漁業団体職員共済組合	43,986	165,201	238,183	295,153	295,482	295,097	295,681	295,174
(参考)国民年金	450	3,770	8,400	13,300	13,300	13,580	13,860	14,100

(注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金月額である。

2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。

3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。

4 平成2年度以降の「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。

第48表 制度別被保険者1人当り診療費

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
政府管掌健康保険							
一般被保険者	172,608	176,482	186,303	164,115	164,962	163,355	168,401
被保険者分	107,009	108,183	100,204	79,390	79,729	78,032	81,141
被扶養者分	65,599	68,299	86,099	84,725	85,233	85,323	87,260
法第3条第2項被保険者	246,433	208,368	226,293	168,532	171,307	171,496	162,113
被保険者分	196,079	170,048	133,305	88,514	90,175	87,283	86,924
被扶養者分	50,354	38,320	92,988	80,018	81,132	84,213	75,189
組合管掌健康保険	143,855	141,206	158,605	145,134	146,129	144,808	147,311
被保険者分	75,280	82,466	84,928	71,162	71,252	69,505	71,095
被扶養者分	68,575	58,740	73,677	73,972	74,877	75,303	76,216
船員保険	260,687	215,891	234,912	208,556	210,680	206,044	218,047
被保険者分	124,783	143,720	144,693	122,382	121,269	117,060	122,766
被扶養者分	135,904	72,171	90,219	86,174	89,411	88,984	95,281
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	149,003	158,185	163,567	150,042	152,752	148,612	147,989
組合員分	72,402	78,333	72,321	60,884	61,861	58,474	57,878
被扶養者分	76,601	79,852	91,246	89,158	90,891	90,138	90,111
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,595	181,433	・	・	・	・	・
組合員分	82,510	85,731	・	・	・	・	・
被扶養者分	79,085	95,702	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	158,764	175,271	182,575	163,158	169,241	167,235	166,689
組合員分	85,180	97,184	98,151	82,456	85,326	83,826	83,193
被扶養者分	73,584	78,087	84,424	80,702	83,915	83,409	83,496
私立学校教職員共済	145,417	160,420	165,663	145,528	148,285	144,456	145,625
組合員分	94,568	102,072	100,302	86,038	88,658	87,102	88,941
被扶養者分	50,849	58,348	65,361	59,490	59,627	57,354	56,684
国民健康保険	97,993	207,418	291,396	292,268	301,244	304,480	315,523
1世帯当り医療費	279,268	488,434	580,132	566,692	578,812	577,373	591,316

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。

2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。
なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。

3 老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。

第49表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	3,074,220	3,314,262	9,829,857	35,667,818	46,570,898	49,039,775	52,063,920	55,264,249
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	1,536,952	2,029,461	6,559,504	29,576,029	39,408,218	41,632,381	44,428,233	47,417,055
老 齡 基 礎 年 金	・	・	973,344	11,763,913	16,639,321	17,908,710	19,227,035	20,487,842
老 齡 厚 生 年 金 (老 齡 相 当)	・	・	1,294,713	6,417,604	9,054,158	9,550,566	10,145,476	10,889,922
(通老相当)	・	・	823,128	4,621,473	6,821,090	7,277,814	7,805,967	8,488,915
退 職 共 済 年 金								
国共済								
各省各庁組合	・	・	140,880	367,572	483,275	509,393	538,509	580,439
適用法人組合	・	・	78,912	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	268,726	900,766	1,190,684	1,250,316	1,316,493	1,419,743
私立学校教職員共済	・	・	44,063	154,441	200,149	209,736	221,726	237,137
農林漁業団体職員共済組合	・	・	47,479	173,329	229,314	238,890	251,089	271,436
厚 生 年 金 基 金	41,758	690,701	1,923,638	4,682,329	4,469,078	4,405,537	4,676,658	4,830,210
恩 給								
文 官	100,507	61,626	27,221	8,645	5,051	4,359	3,744	3,281
軍 人	1,256,409	1,187,941	892,517	470,422	307,216	269,431	234,975	202,505
都道府県知事裁定	138,278	89,193	44,883	15,535	8,882	7,629	6,561	5,625
障 害 年 金	136,104	132,317	1,098,871	1,653,665	1,899,308	1,958,343	2,016,890	2,073,277
障 害 基 礎 年 金	・	・	904,093	1,309,985	1,487,669	1,530,875	1,574,506	1,615,759
障 害 厚 生 年 金	・	・	87,196	261,221	335,860	353,001	368,955	385,064
障 害 共 済 年 金								
国共済								
各省各庁組合	・	・	1,460	6,813	9,360	9,974	10,571	11,100
適用法人組合	・	・	423	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	4,208	17,181	24,681	26,767	28,835	30,976
私立学校教職員共済	・	・	264	1,163	1,557	1,653	1,750	1,856
農林漁業団体職員共済組合	・	・	875	3,272	3,516	3,466	3,384	3,308
恩 給								
文 官	1,292	1,101	718	346	254	231	206	189
軍 人	134,389	130,917	99,238	53,127	35,833	31,792	28,100	24,447
都道府県知事裁定	423	299	172	87	60	54	50	48
船 員 保 険 (職 務 上)	—	—	224	470	518	530	533	530
遺 族 年 金	1,401,164	1,152,484	2,171,482	4,438,124	5,263,372	5,449,051	5,618,797	5,773,917
遺 族 基 礎 年 金	・	・	206,834	317,321	297,507	289,880	281,832	273,096
遺 族 厚 生 年 金	・	・	755,145	2,612,574	3,392,016	3,578,957	3,754,832	3,924,932
遺 族 共 済 年 金								
国共済								
各省各庁組合	・	・	41,926	147,202	188,830	199,139	208,903	217,557
適用法人組合	・	・	36,528	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	91,019	314,639	401,558	423,488	443,731	462,989
私立学校教職員共済	・	・	8,866	31,717	40,780	42,972	45,416	47,811
農林漁業団体職員共済組合	・	・	13,580	50,347	51,967	50,720	49,282	47,924
恩 給								
文 官	96,339	92,077	68,813	39,318	28,327	25,886	23,505	21,272
軍 人	1,223,970	980,110	881,620	884,483	832,325	810,385	786,086	755,443
都道府県知事裁定	80,855	80,297	66,524	39,136	28,513	26,027	23,571	21,211
船 員 保 険 (職 務 上)	・	・	627	1,387	1,549	1,597	1,639	1,682

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	5,976,687	16,823,448	20,296,449	13,379,249	10,718,822	10,023,171	9,360,028	8,702,378
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	4,528,024	12,128,225	13,094,960	7,974,557	6,187,927	5,734,090	5,308,020	4,887,856
厚生年金保険	520,073	2,022,741	3,464,916	2,596,421	2,112,622	1,972,604	1,838,640	1,706,182
船 員 保 險	13,945	40,308
国 共 済	120,366	287,006	364,542	256,481	210,164	198,234	186,901	175,791
[各省各庁組合	169,534	281,252	398,974
[適用法人組合	228,418	567,067	798,673	564,229	463,232	436,674	411,583	385,173
地方公務員等共済組合	3,590	10,430	16,350	11,282	9,259	8,748	8,299	7,838
私立学校教職員共済	17,684	60,106	87,055	63,722	53,332	50,706	47,929	45,430
農林漁業団体職員共済組合	—	5,323,938	6,752,662	4,297,230	3,275,298	3,019,835	2,780,090	2,543,190
国民年金	3,454,414	3,535,377	1,211,788	185,192	64,020	47,289	34,578	24,252
[老 齡 年 金	94,743	1,945,213	4,626,376	3,635,783	3,015,017	2,841,958	2,672,190	2,502,003
[老齡福祉年金	90,157	1,349,589	2,349,413	1,730,666	1,403,755	1,312,786	1,225,101	1,138,469
通算老齡年金(通算退職年金)	290	9,025
厚生年金保険	150	4,320	9,686	6,877	5,590	5,236	4,879	4,533
船 員 保 險	19	290	871
国 共 済	940	26,620	47,554	33,683	27,414	25,690	24,043	22,292
[各省各庁組合	2,681	23,947	32,853	17,012	11,992	10,856	9,751	8,750
[適用法人組合	506	16,308	28,417	18,701	14,394	13,282	12,198	11,335
地方公務員等共済組合	—	515,114	2,157,582	1,828,844	1,551,872	1,474,108	1,396,218	1,316,624
私立学校教職員共済	543,396	1,091,445	546,299	349,793	290,838	275,867	261,898	247,741
農林漁業団体職員共済組合	95,166	200,598	239,710	163,892	140,126	133,727	127,582	121,526
国民年金	3,869	5,857
[各省各庁組合	2,895	4,809	7,712	5,334	4,483	4,268	4,052	3,868
[適用法人組合	3,658	4,188	4,682
地方公務員等共済組合	3,946	11,011	21,472	14,359	11,968	11,424	10,858	10,298
私立学校教職員共済	202	529	962	583	447	418	398	372
農林漁業団体職員共済組合	732	2,173	3,161	2,310	1,990	1,904	1,814	1,740
国民年金	48,040	236,568	268,600	163,315	131,824	124,126	117,194	109,937
[障害年金(疾病年金)	384,888	625,712
[障害福祉年金	801,229	1,651,466	2,023,127	1,418,777	1,224,760	1,170,984	1,117,666	1,064,537
遺族年金(通算遺族を含む)	482,243	1,112,414	1,505,043	1,124,893	973,045	930,423	888,780	846,975
厚生年金保険	18,427	32,372
船 員 保 險	31,567	75,657	96,001	70,967	60,277	57,611	54,884	52,034
国 共 済	59,133	95,561	103,373
[各省各庁組合	41,967	130,038	183,000	139,328	120,094	114,939	109,652	104,131
[適用法人組合	1,242	7,466	12,395	8,390	6,801	6,380	6,015	5,627
地方公務員等共済組合	4,820	16,274	24,172	19,037	16,711	16,109	15,380	14,797
私立学校教職員共済	122,051	124,658	42,652	2,278	61	46	42	39
農林漁業団体職員共済組合	78	166	58	4	—	—	—	—
国民年金	6,700	6,059	1,568	29	7	7	7	7
[母子年金	—	49,190	54,865	53,851	47,764	45,469	42,906	40,927
[準母子年金	32,845	1,600
[遺児年金	156	11
[寡婦年金	95	299	1,555	295	246	241	226	215
[母子福祉年金	56	81	406	295	246	241	226	215
[準母子福祉年金	—	—	1,149
船 員 給 付	39	218
国 共 済	9,200	6,800	4,132	44	34	31	28	26
[各省各庁組合	212	146	95	44	34	31	28	26
[適用法人組合	8,968	6,641	4,037
地方公務員等共済組合	20	13

(注) 1 「老齡年金(退職年金)」には特例老齡年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

第50表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

年度末現在（単位 百万円）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	345,432	1,387,461	8,244,535	31,582,275	38,526,497	40,038,459	41,803,775	43,354,980
老 齢 年 金（退 職 年 金）	122,601	283,293	5,298,699	25,478,704	31,498,606	32,769,759	34,334,538	35,672,092
老 齢 基 礎 年 金	・	・	372,487	7,795,288	11,008,660	11,874,758	12,735,114	13,592,407
老 齢 厚 生 年 金（老 齢 相 当）	・	・	2,287,685	10,876,675	13,674,460	14,229,512	14,673,649	15,009,686
（通 老 相 当）	・	・	282,434	1,300,340	1,712,654	1,770,627	1,793,214	1,867,165
退 職 共 済 年 金								
国 共 済								
各省各庁組合	・	・	343,119	770,731	859,816	883,209	906,989	922,874
適用法人組合	・	・	149,389	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	669,297	1,976,194	2,345,721	2,436,326	2,521,293	2,609,960
私立学校教職員共済	・	・	48,427	177,654	208,344	216,026	224,838	230,668
農林漁業団体職員共済組合	・	・	63,879	198,880	27,251	27,887	28,829	31,050
厚 生 年 金 基 金	892	68,745	489,660	2,040,760	1,442,366	1,139,598	1,284,122	1,264,945
文 官	22,449	64,063	34,461	12,218	7,720	6,883	5,813	5,300
軍 人	64,610	43,011	490,715	306,244	198,781	174,046	151,469	130,259
都道府県知事裁定	34,650	107,474	67,146	23,720	12,832	10,888	9,209	7,779
障 害 年 金	24,441	171,948	977,236	1,546,323	1,701,075	1,742,755	1,780,420	1,821,435
障 害 基 礎 年 金	・	・	729,130	1,202,378	1,332,929	1,368,041	1,400,260	1,434,527
障 害 厚 生 年 金	・	・	58,209	200,122	251,747	263,723	273,942	285,068
障 害 共 済 年 金								
国 共 済								
各省各庁組合	・	・	1,643	7,162	9,585	10,196	10,780	11,289
適用法人組合	・	・	340	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	5,387	20,914	29,597	31,991	34,361	36,918
私立学校教職員共済	・	・	269	1,228	1,599	1,707	1,772	1,886
農林漁業団体職員共済組合	・	・	905	3,275	957	930	897	884
恩 給								
文 官	390	2,190	1,947	1,057	779	713	634	583
軍 人	23,913	169,125	178,534	108,953	72,617	64,176	56,487	49,002
都道府県知事裁定	138	633	473	242	166	152	140	133
船 員 保 険（職 務 上）	・	・	399	992	1,101	1,125	1,146	1,145
遺 族 年 金	198,390	932,220	1,968,600	4,557,249	5,326,816	5,525,945	5,688,816	5,861,453
遺 族 基 礎 年 金	・	・	135,836	248,589	232,616	227,023	220,255	213,505
遺 族 厚 生 年 金	・	・	587,863	2,603,747	3,367,400	3,558,076	3,722,285	3,896,889
遺 族 共 済 年 金								
国 共 済								
各省各庁組合	・	・	55,583	225,139	281,541	295,718	307,853	319,399
適用法人組合	・	・	45,747	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	120,308	495,923	629,023	664,433	693,641	724,868
私立学校教職員共済	・	・	5,791	23,518	30,282	32,040	33,713	35,522
農林漁業団体職員共済組合	・	・	12,780	53,681	9,053	8,807	8,496	8,308
恩 給								
文 官	11,607	68,884	68,132	44,346	31,225	28,337	25,592	22,983
軍 人	177,332	857,197	864,730	811,716	709,070	678,051	646,617	612,503
都道府県知事裁定	9,451	6,139	70,751	47,683	33,445	30,203	26,998	24,003
船 員 保 険（職 務 上）	・	・	1,079	2,908	3,162	3,258	3,366	3,474

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者状況を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

3 平成3年度以降の「厚生年金」は、基金代行分を含む。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	499,097	8,857,568	16,198,037	12,799,016	10,096,656	9,449,855	8,804,297	8,190,804
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	374,339	6,760,927	12,616,635	9,775,695	7,599,596	7,078,937	6,563,150	6,072,396
厚生年金保険	89,032	2,443,658	5,820,604	5,301,399	4,197,775	3,903,135	3,611,259	3,334,435
船 員 保 險	3,205	65,394
国共済	40,119	449,559	793,355	640,924	514,643	484,034	453,602	425,499
各省各庁組合	62,968	475,041	875,227
適用法人組合	91,679	990,889	1,913,554	1,588,513	1,290,952	1,218,437	1,143,561	1,070,182
地方公務員等共済組合	850	13,563	31,229	24,814	19,938	18,712	17,593	16,563
私立学校教職員共済	3,580	65,499	143,588	125,415	9,215	8,767	8,281	7,861
農林漁業団体職員共済組合	—	1,430,985	2,616,655	2,018,331	1,541,011	1,426,600	1,314,823	1,208,015
国民年金	82,906	826,339	422,423	76,299	26,063	19,251	14,032	9,841
老 齡 年 金	6,355	484,513	1,302,977	1,176,789	947,642	890,539	832,394	777,072
老齡福祉年金	6,213	410,410	853,078	728,393	575,995	536,505	497,048	459,935
通算老齡年金(通算退職年金)	24	2,797
厚生年金保険	8	1,957	6,748	5,638	4,535	4,252	3,945	3,668
船 員 保 險	1	145	503
国共済	39	11,238	32,908	27,634	22,316	20,935	19,535	18,188
各省各庁組合	55	7,595	17,774	10,583	7,278	6,580	5,884	5,291
適用法人組合	15	4,936	13,319	10,088	668	618	566	525
地方公務員等共済組合	—	45,435	378,647	394,454	336,849	321,649	305,416	289,464
私立学校教職員共済	35,353	558,980	550,880	405,515	328,304	310,888	293,485	277,211
農林漁業団体職員共済組合	12,724	167,712	269,678	209,411	174,571	166,005	157,174	149,167
国民年金	656	6,828
障 害 年 金	540	6,186	14,565	11,097	9,040	8,521	7,998	7,614
障害福祉年金	568	4,039	6,993
適用法人組合	960	15,848	44,470	32,299	25,943	24,586	23,119	21,781
国民年金	35	475	1,402	929	705	659	630	581
障 害 年 金	113	2,014	4,415	3,694	322	309	292	280
障害福祉年金	5,439	135,935	209,357	148,085	117,723	110,807	104,272	97,788
国民年金	14,318	219,943
障 害 年 金	81,309	1,043,254	1,715,071	1,440,176	1,220,428	1,168,822	1,114,645	1,063,539
障害福祉年金	47,922	669,675	1,204,185	1,109,119	955,731	915,886	874,666	835,839
国民年金	2,676	28,981
障 害 年 金	3,836	60,398	108,665	94,168	78,992	75,473	71,619	67,866
障害福祉年金	7,183	74,028	109,378
適用法人組合	6,072	106,705	205,841	184,270	157,087	150,425	143,025	135,758
国民年金	151	3,720	7,344	5,857	4,797	4,537	4,296	4,070
障 害 年 金	398	9,261	18,940	17,901	1,295	1,253	1,200	1,176
障害福祉年金	11,560	80,811	36,597	2,141	62	48	44	41
国民年金	7	109	51	4	—	—	—	—
準母子年金	433	2,284	922	23	5	5	5	5
遺児年金	—	6,766	23,148	26,694	22,460	21,195	19,790	18,785
寡婦年金	1,066	513
母子福祉年金	5	3
準母子福祉年金	11	288	3,832	751	615	604	564	532
船 員 給 付	5	92	887	751	615	604	564	532
各省各庁組合	—	—	2,945
適用法人組合	6	196
国民年金	1,730	9,606	8,642	90	71	65	59	55
地方公務員等共済組合	31	179	163	90	71	65	59	55
公務災害給付	1,694	9,398	8,479
国共済	5	29
適用法人組合								
地方公務員等共済組合								

(注) 1 「老齡年金(退職年金)」には特例老齡年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

第51表 公的年金受給権者1人当り年金額

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
老 齡 年 金 (退 職 年 金)								
老 齡 基 礎 年 金	・	・	382,688	622,644	661,605	663,072	662,355	663,438
老齡厚生年金(老齡相当)	・	・	1,766,944	2,138,119	1,978,664	1,974,939	1,944,622	1,882,107
(通老相当)	・	・	343,123	748,377	726,734	734,077	727,119	714,272
退 職 共 済 年 金								
国共済								
{ 各省各庁組合	・	・	2,435,541	2,096,816	1,779,145	1,733,845	1,684,260	1,589,958
{ 適用法人組合	・	・	1,893,109	・	・	・	・	・
{ 地方公務員等共済組合	・	・	2,490,630	2,193,904	1,970,062	1,948,568	1,915,158	1,838,333
{ 私立学校教職員共済	・	・	1,099,040	1,150,303	1,040,942	1,029,989	1,014,035	972,720
{ 農林漁業団体職員共済組合	・	・	1,345,416	1,147,412	118,837	116,735	114,818	114,392
厚 生 年 金 基 金	21,361	99,529	254,549	435,843	322,744	258,674	274,581	261,882
恩 給								
{ 文 官	223,358	1,039,545	1,265,971	1,413,307	1,528,313	1,579,123	1,552,489	1,615,304
{ 軍 人	51,424	36,206	549,810	650,998	647,041	645,976	644,617	643,238
{ 都道府県知事裁定	250,582	1,204,960	1,496,023	1,526,875	1,444,733	1,427,174	1,403,545	1,382,952
障 害 年 金								
障 害 基 礎 年 金	・	・	806,477	917,856	895,985	893,633	889,333	887,835
障 害 厚 生 年 金	・	・	1,057,708	1,240,076	1,220,968	1,220,876	1,215,901	1,215,229
障 害 共 済 年 金								
国共済								
{ 各省各庁組合	・	・	1,125,342	1,051,250	1,023,996	1,022,260	1,019,784	1,017,062
{ 適用法人組合	・	・	803,783	・	・	・	・	・
{ 地方公務員等共済組合	・	・	1,280,181	1,217,301	1,199,178	1,195,152	1,191,655	1,191,828
{ 私立学校教職員共済	・	・	1,018,939	1,055,788	1,026,702	1,032,846	1,012,322	1,016,124
{ 農林漁業団体職員共済組合	・	・	1,034,286	1,000,901	272,131	268,400	265,191	267,114
恩 給								
{ 文 官	301,858	1,989,101	2,711,699	3,054,798	3,065,161	3,086,385	3,079,427	3,082,392
{ 軍 人	177,939	1,291,849	1,799,049	2,050,811	2,026,530	2,018,631	2,010,229	2,004,433
{ 都道府県知事裁定	326,241	2,117,057	2,750,000	2,778,851	2,765,567	2,813,389	2,792,100	2,774,917
船 員 保 険 (職 務 上)	・	・	1,781,250	2,110,351	2,125,446	2,123,398	2,150,163	2,161,134
遺 族 年 金								
遺 族 基 礎 年 金	・	・	656,739	783,400	781,886	783,161	781,511	781,794
遺 族 厚 生 年 金	・	・	889,630	1,061,954	1,040,778	1,038,790	1,032,734	1,031,361
遺 族 共 済 年 金								
国共済								
{ 各省各庁組合	・	・	1,325,741	1,529,458	1,490,975	1,484,983	1,473,666	1,468,117
{ 適用法人組合	・	・	1,252,382	・	・	・	・	・
{ 地方公務員等共済組合	・	・	1,321,790	1,576,164	1,566,457	1,568,952	1,563,202	1,565,626
{ 私立学校教職員共済	・	・	653,169	741,499	742,563	745,595	742,319	742,966
{ 農林漁業団体職員共済組合	・	・	941,090	1,066,217	174,197	173,646	172,393	173,350
恩 給								
{ 文 官	120,481	748,113	990,104	1,127,869	1,102,312	1,094,688	1,088,774	1,080,418
{ 軍 人	144,883	874,593	980,842	917,730	851,915	836,702	822,578	810,787
{ 都道府県知事裁定	116,888	76,454	1,063,541	1,218,381	1,172,978	1,160,433	1,145,379	1,131,639
船 員 保 険 (職 務 上)	・	・	1,720,893	2,096,364	2,041,300	2,040,106	2,053,828	2,065,242

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。
 2 恩給の「老齡年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
老 齢 年 金 (退 職 年 金)								
厚生年金保険	171,191	1,208,092	1,679,869	2,041,810	1,986,997	1,978,671	1,964,092	1,954,326
船員保険	229,831	1,622,358
国共済〔各省各庁組合	333,308	1,566,375	2,176,306	2,498,914	2,448,768	2,441,732	2,426,963	2,420,483
適用法人組合	371,418	1,689,023	2,193,694
地方公務員等共済組合	401,365	1,747,393	2,395,917	2,815,369	2,786,837	2,790,267	2,778,445	2,778,445
私立学校教職員共済	236,769	1,300,384	1,910,031	2,199,426	2,153,397	2,138,995	2,119,906	2,113,171
農林漁業団体職員共済組合	202,443	1,089,725	1,649,394	1,968,157	172,787	172,892	172,776	173,029
国民年金〔老 齢 年 金	—	268,783	387,500	469,682	470,495	472,410	472,943	475,000
老 齢 福 祉 年 金	24,000	233,734	348,595	412,000	407,100	407,100	405,800	405,800
通算老齢年金(通算退職年金)								
厚生年金保険	68,913	304,100	363,103	420,874	410,325	408,677	405,720	403,994
船員保険	82,759	309,917
国共済〔各省各庁組合	53,333	453,009	696,676	819,823	811,214	812,046	808,562	809,274
適用法人組合	52,632	500,000	577,497
地方公務員等共済組合	41,489	422,164	692,013	820,415	814,051	814,925	812,500	815,908
私立学校教職員共済	20,515	317,159	541,016	622,070	606,916	606,157	603,472	604,638
農林漁業団体職員共済組合	29,644	302,674	468,698	539,434	46,430	46,511	46,398	46,288
国民年金	—	88,204	175,496	215,685	217,060	218,199	218,745	219,854
障 害 年 金 (疾 病 年 金)								
厚生年金保険	133,703	836,060	1,125,018	1,277,736	1,245,812	1,241,374	1,231,945	1,227,446
船員保険	169,553	1,165,785
国共済〔各省各庁組合	186,528	1,286,338	1,888,615	2,080,369	2,016,496	1,996,586	1,973,830	1,968,482
適用法人組合	155,276	964,422	1,493,592
地方公務員等共済組合	243,284	1,439,288	2,071,069	2,249,414	2,167,702	2,152,170	2,129,174	2,115,041
私立学校教職員共済	173,267	897,921	1,457,380	1,593,314	1,576,385	1,576,712	1,583,917	1,562,006
農林漁業団体職員共済組合	154,372	926,829	1,396,710	1,598,920	161,755	162,263	160,703	160,829
国民年金〔障 害 年 金	113,218	574,613	779,438	906,748	893,035	892,700	889,741	889,494
障 害 福 祉 年 金	37,200	351,508
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)								
厚生年金保険	99,373	602,002	800,100	985,977	982,207	984,376	984,120	986,852
船員保険	145,222	895,249
国共済〔各省各庁組合	121,519	798,313	1,131,915	1,326,921	1,310,486	1,310,041	1,304,909	1,304,257
適用法人組合	121,472	774,667	1,058,091
地方公務員等共済組合	144,685	820,568	1,124,814	1,322,563	1,308,031	1,308,742	1,304,358	1,303,719
私立学校教職員共済	121,578	498,259	592,497	698,102	705,329	711,144	714,289	723,380
農林漁業団体職員共済組合	82,573	569,067	783,551	940,307	77,469	77,792	78,001	79,444
国民年金〔母 子 年 金	94,715	248,262	858,037	939,810	1,009,361	1,039,674	1,038,095	1,045,333
準 母 子 年 金	89,744	656,627	879,310	1,035,500	—	—	—	—
遺 児 年 金	64,627	376,960	588,010	784,448	713,714	713,714	711,571	711,571
寡 婦 年 金	—	137,548	421,908	495,706	470,230	466,134	461,244	458,982
母 子 福 祉 年 金	32,455	320,625
準 母 子 福 祉 年 金	32,051	272,727
船 員 給 付								
国共済〔各省各庁組合	89,286	1,135,802	2,184,729	2,547,234	2,498,439	2,505,245	2,496,018	2,476,409
適用法人組合	—	—	2,563,098
地方公務員等共済組合	153,846	899,083
公 務 災 害 給 付								
国共済〔各省各庁組合	146,226	1,226,027	1,715,789	2,035,932	2,084,059	2,095,806	2,110,107	2,126,423
適用法人組合	188,894	1,415,148	2,100,322
地方公務員等共済組合	250,000	2,230,769

(注) 1 「船員保険」には寡婦年金、遺児年金を含む。

2 平成2年度以降の「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

3 平成3年度以降の「厚生年金保険」は、基金代行支給分を含む。

第52表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	7,964,568	48,610,970	138,714,453	255,263,685	235,463,347	232,067,545	230,883,077	221,825,293
厚生年金保険	4,420,194	27,983,796	76,860,463	136,880,413	137,661,892	132,402,046	130,098,005	127,056,823
厚生年金基金	187,058	5,020,242	25,853,067	57,956,748	36,798,066	37,313,695	38,825,277	32,792,377
国民年金	727,124	2,638,731	4,356,319	10,545,404	10,423,755	9,875,965	9,490,618	8,993,802
船員保険	110,757	410,679	69,557	111,754	111,964	119,361	124,687	129,287
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	668,552	2,631,396	5,740,766	8,595,085	8,703,354	9,757,951	8,813,746	8,814,184
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	466,264	1,341,812	2,162,060	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	1,207,585	7,466,385	20,485,949	36,150,680	38,061,885	38,808,249	39,707,096	40,152,721
私立学校教職員共済	55,474	468,022	1,709,999	3,012,269	3,210,237	3,318,002	3,383,371	3,467,682
農林漁業団体職員共済組合	121,560	649,907	1,476,273	2,011,332	492,195	472,275	440,277	418,418

(注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。

2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

3 「厚生年金基金」は、平成19年度より時価、平成8年度以前は簿価である。

資料：厚生年金基金は、平成15年度以前は厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」、平成16年度以降は厚生労働省年金局調べ

私立学校教職員共済は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第53表 年金財政指標

平成14年度(2002年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養比 率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,144	17,444	10,145	3.17	—	19.8	14.4	104.7	5.6
国共済連合会	1,102	660	610	1.81	2.53	22.1	17.5	97.2	7.2
地共済連合会	3,181	1,588	1,471	2.16	3.06	17.5	13.7	84.5	12.0
私学共済	429	200	77	5.60	—	14.2	10.1	83.0	11.4

平成15年度(2003年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養比 率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,121	18,460	10,690	3.00	—	17.3	12.6	117.2	5.5
国共済連合会	1,091	678	620	1.76	2.43	17.4	13.7	98.0	7.0
地共済連合会	3,151	1,634	1,511	2.09	2.86	14.4	11.3	89.3	11.4
私学共済	434	211	81	5.34	—	11.3	8.0	86.2	10.7

平成16年度(2004年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養比 率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,491	19,392	11,167	2.91	—	17.8	12.9	123.8	5.3
国共済連合会	1,086	699	629	1.73	2.32	17.1	13.2	98.3	7.2
地共済連合会	3,111	1,681	1,552	2.00	2.67	15.4	12.1	93.5	10.9
私学共済	442	221	86	5.14	—	11.5	8.0	86.8	10.5

第3部 社会保障関係統計資料編

平成17年度(2005年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	33,022	20,114	11,523	2.87	—	17.8	12.9	120.8	5.2
国共済連合会	1,082	713	633	1.71	2.26	16.7	12.9	93.0	7.4
地共済連合会	3,069	1,713	1,578	1.95	2.55	16.2	13.0	82.7	10.5
私学共済	448	229	89	5.02	—	11.8	8.2	74.0	10.3

平成18年度(2006年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	33,794	21,015	11,984	2.82	—	17.8	12.8	114.8	4.9
国共済連合会	1,076	730	639	1.68	2.21	17.6	13.7	95.6	7.1
地共済連合会	3,035	1,752	1,610	1.89	2.42	16.8	13.5	80.0	10.6
私学共済	458	240	94	4.88	—	12.0	8.5	76.1	10.3

平成19年度(2007年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	34,570	22,223	12,596	2.74	—	17.8	12.6	116.8	4.7
国共済連合会	1,058	761	653	1.62	2.07	18.7	14.7	99.6	6.7
地共済連合会	2,992	1,827	1,673	1.79	2.26	17.6	14.2	89.1	10.5
私学共済	464	254	99	4.67	—	12.4	8.6	84.0	10.1

(注) 1 老齢・退職年金受給権者には、老齢・退年相当受給権者のほか、通算老齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。
2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。

資料：厚生労働省年金局調べ

年金財政指標について

○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給者（老齢・退年相当）を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

この場合、老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満了している者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者（組合員・加入者）数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

保険に係る年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。

ここでいう支出額とは、

支出額 = 給付費 + 基礎年金拠出金 - 基礎年金交付金
のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left[\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right]}$$

○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ & + \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ & + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} \\ & - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

○独自給付費率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度に係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

○収支比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、保険料収入と運用収入の計に対してどれ位の比率になっているかを表す指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）に対して、前年度末に保有する積立金とその何年分に相当しているかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

第54表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	153,656	202,492	224,920	228,210	228,362	229,952	230,085
障 害 補 償 年 金	58,815	84,786	97,211	98,746	98,638	98,545	98,215
労働者災害補償保険	57,276	83,310	95,489	96,979	96,846	96,733	96,512
国家公務員災害補償							
国家公務員	396	490	524	530	532	541	423
公共企業体職員	564
地方公務員災害補償	579	986	1,198	1,237	1,260	1,271	1,280
傷 病 補 償 年 金	21,773	20,814	13,509	11,710	11,185	10,673	10,181
労働者災害補償保険	21,607	20,653	13,392	11,617	11,099	10,581	10,103
国家公務員災害補償							
国家公務員	71	61	45	31	33	38	33
地方公務員災害補償	95	100	72	62	53	54	45
遺 族 補 償 年 金	73,068	96,892	114,200	117,754	118,539	120,734	121,689
労働者災害補償保険	67,871	92,800	109,505	112,978	113,739	115,926	117,120
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,044	1,392	1,577	1,605	1,607	1,611	1,357
公共企業体職員	2,290
地方公務員災害補償	1,863	2,700	3,118	3,171	3,193	3,197	3,212

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第55表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	164,791,118	302,289,518	394,509,075	394,135,646	393,544,643	398,913,762	396,429,850
障 害 補 償 年 金	52,933,337	110,301,551	155,723,668	157,097,713	156,578,825	156,312,482	155,692,967
労働者災害補償保険	50,468,972	107,302,275	151,387,183	152,446,324	151,865,353	151,562,140	151,268,915
国家公務員災害補償							
国家公務員	480,397	883,880	1,192,145	1,279,225	1,293,089	1,347,296	1,021,579
公共企業体職員	1,155,942
地方公務員災害補償	828,026	2,115,396	3,144,340	3,372,164	3,420,383	3,403,045	3,402,472
傷 病 補 償 年 金	35,974,870	50,920,240	39,245,961	33,420,547	31,876,810	30,425,464	28,922,367
労働者災害補償保険	35,622,119	50,421,033	38,792,040	33,064,429	31,551,461	30,052,116	28,575,045
国家公務員災害補償							
国家公務員	140,235	159,487	150,860	105,862	117,406	147,785	176,271
地方公務員災害補償	212,516	339,720	303,061	250,256	207,943	225,563	171,051
遺 族 補 償 年 金	75,882,911	141,067,727	199,539,446	203,617,386	205,089,008	212,175,816	211,814,516
労働者災害補償保険	69,468,344	133,114,151	187,693,566	191,595,188	193,280,337	200,282,114	200,831,849
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,288,428	2,459,444	3,772,496	3,841,940	3,705,406	3,650,722	2,783,655
公共企業体職員	2,578,285
地方公務員災害補償	2,547,854	5,494,132	8,073,384	8,180,258	8,103,264	8,242,981	8,199,012

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第56表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
障 害 補 償 年 金							
労働者災害補償保険	881,154	1,287,988	1,585,389	1,571,952	1,568,112	1,566,809	1,567,359
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,213,124	1,803,837	2,275,086	2,413,632	2,430,618	2,490,381	2,415,081
公共企業体職員	2,049,543	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	1,430,097	2,145,432	2,624,658	2,726,082	2,714,590	2,677,455	2,658,181
傷 病 補 償 年 金							
労働者災害補償保険	1,648,638	2,441,342	2,896,658	2,846,211	2,842,730	2,840,196	2,828,372
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,975,141	2,614,541	3,352,444	3,414,903	3,557,754	3,889,092	5,341,554
地方公務員災害補償	2,237,011	3,397,200	4,209,181	4,036,387	3,923,455	4,177,086	3,801,133
遺 族 補 償 年 金							
労働者災害補償保険	1,023,535	1,434,420	1,714,018	1,695,863	1,699,332	1,727,672	1,714,753
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,234,126	1,766,842	2,392,198	2,393,732	2,305,791	2,266,121	2,051,330
公共企業体職員	1,125,889	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	1,367,708	2,034,864	2,589,283	2,579,709	2,537,822	2,578,349	2,552,619

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第57表 介護保険適用者数

年度末現在（単位 人）

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
保 険 者 数	2,729	2,249	1,681	1,669	1,662
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	17,574,655	18,009,851	18,543,601	19,154,020	19,653,999
被 保 険 者 数					
第 1 号 被 保 険 者 数	24,493,527	25,111,368	25,877,564	26,763,282	27,511,881
65 歳 以 上 75 歳 未 満	13,736,013	13,871,221	14,124,955	14,501,386	14,707,645
75 歳 以 上	10,757,514	11,240,147	11,752,609	12,261,896	12,804,236
第 2 号 被 保 険 者 数 (万人)	4,262	4,272	4,276	4,239	4,233

(注) 「保険者数」とは、市町村（広域連合及び一部事務組合を含む）及び特別区の数である。

第58表 介護保険認定者数

年度末現在（単位 人）

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
被 保 険 者 数	3,838,924	4,085,859	4,323,332	4,401,363	4,528,944
第 1 号 被 保 険 者 数	3,704,095	3,942,808	4,175,295	4,251,432	4,378,140
65 歳 以 上 75 歳 未 満	653,722	674,786	681,550	661,041	647,694
75 歳 以 上	3,050,373	3,268,022	3,493,745	3,590,391	3,730,446
第 2 号 被 保 険 者 数	134,829	143,051	148,037	149,931	150,804

第59表 介護保険給付における介護給付・予防給付

年度累計 (単位 金額: 千円、千単位数)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《件数》					
合 計	82,746,730	91,863,440	98,280,213	99,367,054	101,539,884
居宅介護(支援)サービス	73,724,094	82,488,613	88,619,876	7,513,136	.
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	.	80,245,432	89,264,222
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	.	1,790,012	2,291,992
施設介護サービス	9,022,636	9,374,827	9,660,337	9,818,474	9,983,670
《単位数》					
合 計	502,697,802	550,991,332	583,554,042	602,279,258	631,469,382
居宅介護(支援)サービス	249,878,707	287,965,564	312,833,717	27,271,759	.
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	.	265,211,380	305,115,954
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	.	38,238,111	48,808,236
施設介護サービス	252,819,095	263,025,768	270,720,325	271,558,009	277,545,192
《費用額》					
合 計	5,689,085,504	6,202,539,616	6,310,909,517	6,148,214,085	6,445,769,191
居宅介護(支援)サービス	2,594,628,865	2,980,379,701	3,233,499,965	281,308,241	.
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	.	2,738,691,464	3,149,690,985
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	.	387,223,999	494,343,296
施設介護サービス	3,094,456,639	3,222,159,915	3,077,409,552	2,740,990,382	2,801,734,911
《支給額》					
合 計	5,065,320,567	5,522,082,311	5,658,200,522	5,571,253,213	5,836,868,194
居宅介護(支援)サービス	2,356,804,164	2,706,356,863	2,937,046,729	255,355,590	.
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	.	2,491,358,569	2,862,577,923
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	.	348,473,046	444,989,855
施設介護サービス	2,708,516,403	2,815,725,448	2,721,153,793	2,476,066,009	2,529,300,416

(注) 1 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 平成18年度累計は制度改正により、「居宅介護(支援)サービス」は平成18年3月サービス分、「居宅介護(介護予防)サービス」「地域密着型(介護予防)サービス」は平成18年4月サービス分から平成19年2月サービス分、「施設介護サービス」は平成18年3月サービス分から平成19年2月サービス分までである。

第60表 介護保険給付の高額介護(介護予防)サービス費

年度累計 (単位 金額: 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《件数》					
合 計	5,044,722	5,648,198	6,916,817	9,244,353	9,748,172
世帯合 計	652,567	777,290	952,780	1,104,957	1,072,129
その他	4,392,155	4,870,908	5,964,037	8,139,396	8,676,043
《支給額》					
合 計	33,709,943	37,306,598	51,313,522	89,837,467	97,028,497
世帯合 計	5,068,349	5,924,416	7,345,213	8,273,318	7,902,705
その他	28,641,594	31,382,182	43,968,311	81,564,150	89,125,792

(注) 1 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 平成17、18年度は、制度改正により別建ての集計であるがここでは合算している。

第61表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
調 定 額 累 計	950,649,658	969,057,340	995,228,480	1,278,539,381	1,336,555,858
収 納 額 累 計	934,518,814	951,814,328	976,887,483	1,255,397,957	1,313,717,123
還 付 未 済 額 (別掲)	947,185	1,234,575	1,163,482	1,369,190	1,586,249
不 納 欠 損 額	38,510	136,269	831	1,393	1,472
未 収 額	16,096,229	17,107,076	18,297,681	23,140,729	22,825,478
減 免 額 (別掲)	701,423	1,206,330	838,342	527,631	555,913

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第62表 政府管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
事業所数	1,496,270	1,488,205	1,498,226	1,515,290	1,548,534	1,582,047
被保険者数	18,811,690	18,815,485	18,930,749	19,156,318	19,501,172	19,806,788
男	11,869,125	11,841,254	11,909,632	12,009,883	12,201,423	12,345,881
女	6,942,565	6,974,231	7,021,117	7,146,435	7,299,749	7,460,907
強制適用	17,658,329	17,748,884	17,929,973	18,185,414	18,837,296	19,158,954
任意包括適用	534,367	512,848	501,940	498,692	210,745	217,261
任意継続適用	618,994	553,753	498,836	472,212	453,131	430,573
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	9,340,126	9,324,228	9,398,668	9,500,061	9,634,600	9,839,899
男	5,968,283	5,951,900	5,991,036	6,035,300	6,104,859	6,203,267
女	3,371,843	3,372,328	3,407,632	3,464,761	3,529,741	3,636,632
被扶養者数	17,039,149	16,706,702	16,685,610	16,493,297	16,437,136	16,487,541
(再掲)						
介護保険第2号被扶養者数	3,316,970	3,279,896	3,287,959	3,260,338	3,234,715	3,263,173
被保険者1人当り被扶養者数	0.906	0.888	0.881	0.861	0.843	0.832
平均標準報酬月額	286,186	284,274	283,624	283,466	283,218	285,468
男	327,605	325,133	323,906	323,640	323,219	326,415
女	215,374	214,902	215,295	215,952	216,358	217,711
(再掲)						
介護保険第2号被保険者	320,273	317,710	316,173	315,358	313,766	315,883
男	374,224	370,575	368,149	367,034	364,901	368,196
女	224,778	224,408	224,791	225,344	225,325	226,650

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
印紙購入通帳数	2,627	2,411	2,160	2,007	1,826	1,690
(事業所数)						
有効手帳所有者数	22,450	19,466	17,052	15,393	13,386	11,207
(被保険者数)						
男	16,566	14,347	12,588	11,487	10,231	9,136
女	5,884	5,119	4,464	3,906	3,155	2,071
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	16,621	14,482	12,581	11,131	9,423	7,326
被扶養者数	11,984	11,241	10,573	9,852	8,358	6,517
(再掲)						
介護保険第2号被扶養者数	3,201	2,933	2,671	2,550	2,342	1,826
被保険者1人当り被扶養者数	0.534	0.577	0.620	0.640	0.624	0.582
平均賃金日額	13,318	13,116	12,822	13,174	13,105	14,176
(再掲)						
介護保険第2号被保険者	13,695	13,541	12,908	13,500	13,754	14,266

(注) 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
資料：社会保険庁「事業年報」

第63表 政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）

平成19年度末現在

標準報酬 月額 (千円)	被保険者数			
	計	男	女	(再掲)介護保険
総数	19,806,788	12,345,881	7,460,907	9,839,899
58	59,412	34,934	24,478	16,533
68	16,315	7,839	8,476	5,963
78	50,206	19,688	30,518	21,503
88	61,311	20,801	40,510	29,591
98	326,745	173,606	153,139	148,244
104	85,842	21,761	64,081	46,332
110	157,872	38,722	119,150	83,825
118	282,889	76,500	206,389	148,314
126	305,606	69,057	236,549	165,731
134	414,215	102,392	311,823	214,325
142	462,831	116,248	346,583	231,795
150	726,965	249,385	477,580	350,042
160	695,057	221,419	473,638	309,933
170	723,229	256,637	466,592	304,458
180	790,923	323,809	467,114	317,148
190	730,369	312,188	418,181	278,335
200	1,350,019	696,320	653,699	535,803
220	1,458,236	823,299	634,937	539,532
240	1,367,306	875,419	491,887	520,085
260	1,390,421	977,316	413,105	575,457
280	1,292,539	990,578	301,961	568,061
300	1,157,739	891,581	266,158	560,998
320	858,220	697,121	161,099	436,528
340	719,343	599,849	119,494	394,966
360	692,589	582,770	109,819	412,310
380	623,173	539,703	83,470	399,831
410	675,066	579,717	95,349	467,377
440	446,455	393,958	52,497	330,650
470	295,962	266,062	29,900	229,088
500	330,436	279,685	50,751	248,636
530	155,355	141,248	14,107	124,582
560	131,595	117,961	13,634	104,224
590	145,890	125,010	20,880	111,294
620	68,064	61,528	6,536	53,700
650	66,064	58,586	7,478	51,210
680	39,071	35,365	3,706	30,388
710	85,673	72,335	13,338	61,645
750	46,475	41,091	5,384	35,062
790	68,649	57,324	11,325	49,830
830	39,011	34,831	4,180	28,930
880	41,832	36,374	5,458	30,770
930	23,884	21,423	2,461	17,566
980	72,484	60,083	12,401	48,810
1030	20,216	18,044	2,172	14,671
1090	25,018	22,081	2,937	18,466
1150	14,049	12,762	1,287	10,443
1210	216,167	191,471	24,696	156,914

資料：社会保険庁「事業年報」

第64表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成19年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合 計	1,568,737	19,491,512	12,063,256	7,428,256	288,763	331,373	219,566
農 林 水 産 業	16,302	137,871	98,715	39,156	265,894	294,385	194,065
鉱 業	3,880	47,470	39,276	8,194	318,227	336,993	228,275
総 合 工 事 業	114,533	946,703	786,901	159,802	315,538	335,451	217,480
職 別 工 事 業	77,973	420,385	347,706	72,679	324,496	343,821	232,045
設 備 工 事 業	76,864	555,010	464,591	90,419	331,365	351,187	229,515
食料品・たばこ製造業	32,354	716,945	379,549	337,396	253,977	318,394	181,513
繊維製品製造業	22,557	264,394	117,713	146,681	238,065	320,792	171,676
木製品・家具等製造業	18,683	179,114	137,472	41,642	272,217	295,707	194,672
紙製品製造業	6,106	116,207	83,516	32,691	290,549	326,190	199,496
印刷・同関連産業	19,743	218,286	154,510	63,776	317,676	352,027	234,452
化学工業・同類似業	24,525	466,487	336,995	129,492	309,763	346,884	213,157
金 属 工 業	38,960	569,181	455,777	113,404	325,245	349,217	228,900
機 械 器 具 製 造 業	63,615	1,382,742	1,024,416	358,326	310,136	346,495	206,190
その他の製造業	23,658	317,669	222,797	94,872	304,985	345,013	210,985
卸 売 業	115,775	1,261,008	873,958	387,050	321,787	363,056	228,603
飲 食 料 品 小 売 業	51,315	477,798	260,358	217,440	255,922	311,595	189,261
飲食料品以外の小売業	150,083	1,445,957	832,945	613,012	281,270	329,791	215,342
金 融 ・ 保 険 業	18,399	168,882	105,108	63,774	332,194	388,930	238,685
不 動 産 業	70,829	336,807	210,800	126,007	315,671	354,340	250,981
道 路 貨 物 運 送 業	29,104	671,560	602,170	69,390	298,835	308,051	218,860
その他の運輸業	22,913	674,230	585,650	88,580	274,728	284,288	211,522
情 報 通 信 業	47,933	474,562	345,064	129,498	336,916	366,692	257,574
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	8,602	97,228	75,907	21,321	321,441	348,111	226,493
飲 食 店	39,508	335,529	204,681	130,848	267,265	307,366	204,537
宿 泊 業	12,348	226,963	124,775	102,188	246,232	286,128	197,518
医 療 業 ・ 保 健 衛 生	73,411	1,544,182	361,848	1,182,334	298,697	436,110	256,643
社会保険・社会福祉・介護事業	48,293	1,151,990	301,143	850,847	230,697	271,602	216,219
教 育 ・ 学 習 支 援 業	21,404	287,346	130,461	156,885	266,155	316,164	224,568
複 合 サ ー ビ ス 業	11,284	270,433	169,557	100,876	236,465	267,012	185,120
物 品 賃 貸 業	8,489	115,385	78,913	36,472	299,924	336,058	221,742
対 個 人 サ ー ビ ス 業	32,309	339,810	163,698	176,112	269,331	320,607	221,670
労 働 者 派 遣 業	8,609	321,137	174,722	146,415	233,974	262,632	199,775
その他の対事業所サービス業	34,496	789,663	532,723	256,940	254,014	282,741	194,453
修 理 業	37,906	258,361	211,426	46,935	302,364	319,982	223,003
娯 楽 業	13,871	300,389	176,641	123,748	282,104	323,594	222,881
廃 棄 物 処 理 業	13,383	168,288	136,277	32,011	321,822	335,390	264,062
学 術 研 究 機 関	3,230	43,948	21,385	22,563	308,227	390,434	230,313
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	30,645	205,671	111,577	94,094	288,374	337,154	230,531
その他のサービス業	111,779	783,255	504,190	279,065	324,135	367,625	245,563
公 務	13,066	402,666	117,345	285,321	180,130	204,170	170,243

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調べ

第65表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
徴 収 決 定 額	6,245,309,446	6,552,855,203	6,622,009,927	6,709,093,658	6,775,216,319	6,925,189,771
前年度より繰越額(再掲)	179,180,816	175,329,183	155,384,590	139,044,393	125,191,071	122,217,682
収 納 済 額	6,047,042,011	6,374,109,788	6,461,924,939	6,567,663,863	6,640,398,731	6,775,974,069
不 納 欠 損 額	21,333,352	22,176,970	20,355,294	15,657,477	12,210,366	10,155,217
収 納 未 済 額	176,934,083	156,568,445	139,729,694	125,772,317	122,607,222	139,060,486
収 納 率 (%)	96.8	97.3	97.6	97.9	98.0	97.8

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《印紙売さばき状況》						
印 紙 枚 数 (枚)	3,202,237	2,883,535	2,724,779	2,503,611	2,219,654	1,765,538
第 1 級	2,110	1,909	2,600	2,139	1,862	25,365
2	11,831	10,914	10,758	8,366	7,304	46,689
3	39,263	31,936	29,780	25,120	21,871	84,326
4	89,860	80,489	69,539	60,729	52,398	59,453
5	152,972	132,563	113,375	104,135	91,577	216,135
6	159,141	149,090	136,083	105,934	93,437	398,455
7	322,087	314,353	291,562	303,456	285,333	223,083
8	722,878	705,882	720,621	644,606	519,217	242,283
9	707,385	628,213	581,724	490,383	406,394	266,832
10	308,882	265,036	259,273	257,296	251,371	113,500
11	290,787	257,596	279,230	270,363	266,169	89,417
12	243,812	192,434	128,509	125,794	120,394	.
13	151,229	113,120	101,725	105,290	102,327	.
《保険料徴収状況》						
徴 収 決 定 額	882,923	861,262	833,683	785,386	731,140	693,112
収 納 済 額	853,366	830,866	811,410	774,725	730,710	692,257
不 納 欠 損 額	3,709	1,850	9,155	18	—	79
収 納 未 済 額	25,848	28,545	13,117	10,643	430	777

(注) 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

資料：社会保険庁「事業年報」

第66表 政府管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分			平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数		329,689,007	325,254,088	339,986,292	348,947,647	361,074,292	368,893,301
	金額		4,057,740,936	3,791,881,972	3,886,134,266	4,003,170,041	4,058,649,891	4,237,270,010
被 保 険 者 分	件数		175,590,098	167,078,787	173,770,325	177,339,334	182,769,970	187,916,955
	金額		2,382,346,066	2,057,620,420	2,078,373,055	2,124,321,469	2,128,267,227	2,223,398,504
診 療 費	件数		127,938,524	120,377,511	123,801,902	125,335,674	127,489,709	129,785,166
	日数		265,866,544	240,937,742	239,560,281	236,694,045	235,642,302	235,333,896
	金額		1,799,359,070	1,489,065,756	1,480,158,753	1,497,704,202	1,488,210,205	1,574,898,279
薬 剤 支 給	件数		40,523,748	39,635,848	42,389,963	43,959,831	46,509,889	48,965,502
	枚数		56,739,886	53,771,086	56,455,270	57,501,343	60,043,103	62,567,922
	金額		236,962,551	222,107,821	237,873,680	257,296,015	266,570,480	293,472,895
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数		1,722,913	1,572,723	1,528,265	1,508,580	1,515,441	1,494,318
	回数		19,242,973	16,727,625	15,795,905	15,233,259	39,474,711	38,768,715
	金額		27,254,382	23,793,016	22,548,712	21,839,441	16,102,630	15,705,528
訪 問 看 護 療 養 費	件数		6,391	6,058	6,586	7,347	8,527	9,710
	日数		44,646	43,676	46,762	53,122	60,324	68,451
	金額		329,541	281,854	310,318	354,078	405,070	460,216
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数		1,595	1,687	1,796	1,818	1,874	1,424
	回数		65,394	57,765	48,976	45,407	101,634	81,907
	金額		11,741	10,340	7,897	7,060	6,565	5,840
療 養 費	件数		5,437,512	5,384,715	5,857,049	6,268,755	6,909,991	7,490,660
	金額		35,569,317	31,150,138	32,334,962	34,289,310	37,428,739	40,641,010
移 送 費	件数		114	117	124	133	131	112
	金額		6,018	6,679	8,636	7,372	8,797	5,432
高 額 療 養 費	件数		523,774	570,844	601,006	624,906	685,981	516,588
	金額		46,399,255	67,225,060	77,556,559	79,901,524	82,568,138	52,911,474
傷 病 手 当 金	件数		865,943	819,481	818,500	844,218	858,297	871,860
	日数		27,592,900	26,131,911	26,203,381	27,146,797	27,628,343	28,371,938
	金額		140,894,137	131,706,163	131,521,291	135,610,904	137,682,649	156,028,302
埋 葬 料	件数		41,615	39,023	38,688	39,763	37,313	36,988
	金額		12,552,028	11,577,606	11,463,504	11,578,611	7,239,149	1,916,746
出 産 育 児 一 時 金	件数		125,584	121,868	127,046	128,572	135,222	130,223
	金額		37,675,252	36,560,426	38,113,842	38,571,592	42,983,560	44,574,484
出 産 手 当 金	件数		125,298	121,635	127,665	128,317	133,036	108,722
	日数		10,910,194	10,598,744	11,123,528	11,198,811	11,577,217	9,140,875
	金額		45,332,775	44,135,562	46,474,902	47,161,360	49,061,245	42,778,298
被 扶 養 者 分	件数		153,656,286	154,828,258	159,818,326	162,194,344	165,821,269	165,807,008
	金額		1,661,763,870	1,660,172,263	1,674,986,147	1,686,481,949	1,685,631,841	1,722,848,597
診 療 費	件数		111,723,988	111,067,696	113,240,572	113,878,498	114,875,780	113,778,972
	日数		229,552,342	224,573,896	222,972,475	219,254,878	216,849,947	211,375,131
	金額		1,325,564,972	1,288,366,135	1,282,418,315	1,282,549,428	1,274,377,053	1,303,068,652
薬 剤 支 給	件数		38,092,764	39,742,524	42,203,743	43,638,853	45,936,471	46,834,712
	枚数		57,118,587	58,930,862	61,594,136	62,718,615	65,462,395	65,995,189
	金額		165,761,831	190,845,966	203,531,941	214,507,910	220,552,964	233,764,947
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数		1,767,929	1,704,531	1,633,793	1,586,048	1,557,451	1,503,113
	回数		20,953,736	19,693,076	18,678,259	17,858,711	46,770,831	45,355,344
	金額		29,064,079	27,320,062	26,104,565	25,060,683	18,741,098	18,001,508

第4節 社会保険関係

訪問看護療養費	件数	31,228	34,103	38,076	42,048	45,372	49,789
	日数	197,950	223,095	245,645	275,034	296,590	324,080
	金額	1,285,238	1,449,543	1,635,235	1,847,344	2,020,506	2,213,844
入院時食事療養・生活療養費	件数	951	1,191	1,267	1,172	1,368	1,147
(標準負担額差額支給)	回数	32,723	39,718	38,900	32,416	67,826	71,521
	金額	5,857	7,340	6,975	5,841	4,639	4,885
療養費	件数	3,060,810	3,188,120	3,505,188	3,791,729	4,080,605	4,366,089
	金額	18,933,900	19,944,412	21,785,282	23,252,168	24,882,962	26,932,175
移送費	件数	111	151	137	139	121	114
	金額	9,776	6,620	4,110	5,577	4,618	6,612
高額療養費	件数	368,049	419,307	459,009	470,569	513,074	395,010
	金額	24,452,590	37,560,703	44,945,634	45,931,436	47,587,910	31,858,114
家族埋葬料	件数	84,150	89,392	82,732	90,396	83,206	80,171
	金額	8,415,008	8,939,251	8,273,309	9,039,562	6,576,350	4,036,490
家族出産育児一時金	件数	294,235	285,774	287,602	280,940	285,272	301,004
	金額	88,270,618	85,732,232	86,280,780	84,282,000	90,883,741	102,961,370
高齢受給者分(一般)	件数	312,675	2,622,339	5,108,140	7,593,766	10,113,225	12,431,955
	金額	5,759,386	48,789,888	93,335,276	141,725,290	184,910,304	232,054,220
診療費	件数	227,320	1,888,752	3,639,719	5,370,262	7,075,656	8,609,960
	日数	570,533	4,763,751	8,973,990	12,996,343	16,712,086	19,967,641
	金額	4,851,857	40,590,182	76,727,559	115,466,625	150,429,029	186,874,879
薬剤支給	件数	85,329	733,333	1,467,785	2,222,316	3,035,705	3,819,710
	枚数	132,352	1,129,810	2,206,958	3,262,587	4,371,233	5,419,255
	金額	807,788	7,379,762	15,048,862	23,912,035	32,084,838	42,268,212
入院時食事療養・生活療養費	件数	4,781	39,099	74,123	111,468	146,523	177,571
(標準負担額差額支給除く)	回数	67,805	550,802	1,033,829	1,542,796	5,563,185	6,765,386
	金額	98,622	804,689	1,518,176	2,279,588	2,288,652	2,772,440
訪問看護療養費	件数	26	254	636	1,188	1,864	2,285
	日数	128	1,865	4,867	7,939	12,518	15,960
	金額	1,119	15,255	40,679	67,042	107,785	138,689
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	70,100	615,616	1,150,146	1,659,024	2,180,545	2,555,404
	金額	1,199,010	10,497,959	19,531,980	28,225,913	35,176,723	40,135,697
診療費	件数	51,848	449,591	830,166	1,189,246	1,547,184	1,796,569
	日数	124,054	1,058,281	1,909,310	2,658,428	3,364,688	3,803,045
	金額	1,022,598	8,811,146	16,225,460	23,188,063	29,054,074	32,954,210
薬剤支給	件数	18,241	165,977	319,780	469,487	633,033	758,287
	枚数	27,270	244,637	463,574	661,927	877,422	1,032,116
	金額	158,316	1,527,374	3,009,558	4,634,889	5,717,451	6,717,453
入院時食事療養・生活療養費	件数	1,024	8,981	16,495	23,113	30,350	34,930
(標準負担額差額支給除く)	回数	11,897	105,303	190,944	260,176	914,415	1,057,317
	金額	17,635	156,763	285,518	390,087	388,258	437,807
訪問看護療養費	件数	11	48	199	291	328	548
	日数	65	364	1,448	1,648	2,244	3,631
	金額	461	2,676	11,444	12,874	16,940	26,227
世帯合算高額療養費	件数	59,848	109,088	139,356	161,179	189,283	181,979
	金額	6,672,604	14,801,442	19,907,808	22,415,421	24,663,795	18,832,991

- (注) 1 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 3 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。
- 4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 5 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 6 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 7 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分			平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数		344,432	252,742	237,665	223,727	208,536	170,157
	金額		6,010,885	3,820,985	3,603,355	3,401,480	3,147,700	3,103,472
被 保 險 者 分	件数		259,572	170,848	155,172	142,816	129,806	104,564
	金額		4,857,050	2,683,576	2,473,088	2,283,827	2,086,316	2,242,422
診 療 費	件数		178,701	116,749	104,324	94,553	84,547	64,938
	日数		546,382	304,449	269,566	243,458	227,828	190,164
	金額		3,023,242	1,711,960	1,534,033	1,373,274	1,175,568	960,802
薬 剤 支 給	件数		64,534	43,209	39,779	36,835	34,777	27,178
	枚数		109,062	67,395	60,441	54,554	51,095	38,295
	金額		425,816	268,702	250,366	248,345	228,926	178,439
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数		2,900	1,866	1,631	1,394	1,136	910
	回数		43,323	24,889	21,334	17,378	34,078	30,369
	金額		63,323	36,714	31,429	25,624	14,416	12,726
訪 問 看 護 療 養 費	件数		6	2	—	—	2	—
	日数		51	3	—	—	10	—
	金額		352	25	—	—	67	—
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数		10	11	8	12	11	3
	回数		220	361	212	311	267	79
	金額		30	48	28	53	25	4
療 養 費	件数		7,119	5,666	5,230	6,209	4,815	4,477
	金額		65,688	48,531	41,227	38,234	34,912	34,611
移 送 費	件数		—	—	2	—	—	—
	金額		—	—	21	—	—	—
高 額 療 養 費	件数		1,000	762	640	660	545	336
	金額		91,610	82,703	78,455	76,632	68,052	41,004
特 別 療 養 費	件数		1,125	1,147	1,827	1,286	1,343	1,497
	金額		18,727	15,635	17,774	20,967	14,555	14,156
傷 病 手 当 金	件数		7,004	3,245	3,296	3,209	3,725	6,108
	日数		204,345	92,930	94,417	89,084	98,023	181,160
	金額		1,151,458	506,145	503,629	488,504	542,423	998,141
埋 葬 料	件数		50	44	40	40	30	22
	金額		9,384	9,499	8,683	9,122	4,076	1,100
出 産 育 児 一 時 金	件数		12	6	14	6	5	—
	金額		3,600	1,800	4,200	1,800	1,650	—
出 産 手 当 金	件数		11	7	12	6	6	5
	日数		792	605	1,057	520	518	264
	金額		3,818	1,815	3,241	1,274	1,646	1,439
被 扶 養 者 分	件数		84,217	78,090	75,343	71,241	67,793	54,327
	金額		1,134,656	1,058,606	1,004,341	942,906	844,424	634,207
診 療 費	件数		60,065	55,021	52,209	49,043	45,685	36,100
	日数		151,535	135,219	124,095	114,210	100,394	74,258
	金額		932,838	832,048	773,191	730,134	643,132	471,452
薬 剤 支 給	件数		20,945	20,017	19,841	19,093	18,802	15,281
	枚数		33,736	31,533	30,398	28,507	27,502	21,920
	金額		105,605	115,684	114,421	111,126	106,695	89,233
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数		1,157	1,130	1,037	942	775	503
	回数		17,992	16,261	14,951	14,469	31,595	17,963
	金額		25,538	22,981	21,222	20,975	13,355	7,467

訪問看護療養費	件数	27	12	—	—	—	5
	日数	202	46	—	—	—	11
	金額	1,245	313	—	—	—	108
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	2	5	5	10	7	1
	回数	667	428	185	123	24	131
	金額	183	91	42	22	158	7
療養費	件数	1,719	1,652	1,694	1,708	1,871	1,620
	金額	13,116	12,451	13,321	13,280	13,809	12,009
移送費	件数	1	3	—	—	—	—
	金額	10	93	—	—	—	—
高額療養費	件数	444	432	389	367	349	195
	金額	21,392	36,225	35,568	33,516	34,982	17,746
特別療養費	件数	878	797	1,044	892	951	1,006
	金額	8,728	6,821	15,275	7,453	7,872	10,234
家族埋葬料	件数	74	67	85	60	59	53
	金額	7,400	6,700	8,500	6,000	4,700	2,850
家族出産育児一時金	件数	62	84	76	68	61	66
	金額	18,600	25,200	22,800	20,400	19,700	23,100
高齢受給者分	件数	596	3,744	7,086	9,602	10,902	11,226
	金額	14,073	70,342	118,897	164,880	211,934	223,159
診療費	件数	469	2,808	5,290	6,950	7,851	8,100
	日数	1,350	7,948	14,935	18,872	21,703	21,780
	金額	12,877	60,812	99,814	134,724	175,715	187,324
薬剤支給	件数	127	897	1,772	2,607	3,018	3,050
	枚数	223	1,465	2,959	4,141	4,844	4,559
	金額	991	8,341	17,625	28,209	33,398	32,096
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	11	46	66	84	148	152
	回数	135	550	795	1,020	5,301	6,559
	金額	205	805	1,183	1,489	2,282	2,782
訪問看護療養費	件数	—	—	—	—	—	1
	日数	—	—	—	—	—	1
	金額	—	—	—	—	—	15
特別療養費	件数	—	39	24	45	33	75
	金額	—	384	275	458	539	942
世帯合算高額療養費	件数	47	60	64	68	35	40
	金額	5,106	8,460	7,029	9,866	5,025	3,684

- (注) 1 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 3 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。
- 4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 5 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
- 6 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 7 平成14年度の「高齢受給者」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第67表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
被保険者分	件数 127,938,524 日数 265,866,544 金額 1,799,359,070	120,377,511 240,937,742 1,489,065,756	123,801,902 239,560,281 1,480,158,753	125,335,674 236,694,045 1,497,704,202	127,489,709 235,642,302 1,488,210,205	129,785,166 235,333,896 1,574,898,279
一般診療	件数 102,820,697 日数 202,978,572 金額 1,480,353,037	96,633,667 182,531,476 1,235,024,849	99,309,088 181,045,128 1,227,677,618	100,130,547 177,766,468 1,243,679,680	101,746,590 176,662,866 1,239,010,196	103,843,100 176,783,855 1,324,600,458
入院	件数 1,864,354 日数 22,530,597 金額 573,460,866	1,703,142 19,567,839 469,189,097	1,656,457 18,521,836 454,879,525	1,634,731 17,845,526 457,558,612	1,642,068 17,384,602 462,275,226	1,621,178 16,980,762 528,314,191
入院外	件数 100,958,343 日数 180,447,975 金額 906,892,171	94,930,525 162,963,637 765,835,752	97,652,631 162,523,292 772,798,093	98,495,816 159,920,942 786,121,068	100,104,522 159,278,264 776,734,970	102,221,922 159,803,093 796,286,267
歯科診療	件数 25,115,827 日数 62,887,972 金額 319,006,033	23,743,844 58,406,266 254,040,907	24,492,814 58,515,153 252,481,135	25,205,127 58,927,577 254,024,522	25,743,119 58,979,436 249,200,009	25,942,066 58,550,041 250,297,821
被扶養者分	件数 111,723,988 日数 229,552,342 金額 1,325,564,972	111,067,696 224,573,896 1,288,366,135	113,240,572 222,972,475 1,282,418,315	113,878,498 219,254,878 1,282,549,428	114,875,780 216,849,947 1,274,377,053	113,778,972 211,375,131 1,303,068,652
一般診療	件数 93,064,218 日数 187,619,890 金額 1,163,795,950	92,474,803 183,160,892 1,128,705,327	94,023,824 181,415,115 1,122,213,447	94,436,869 178,177,069 1,123,851,032	95,482,239 176,921,172 1,121,419,155	94,473,437 172,342,183 1,151,341,803
入院	件数 2,011,352 日数 24,313,707 金額 509,640,489	1,941,412 22,855,775 459,805,627	1,872,979 21,759,321 448,655,626	1,823,139 20,848,836 445,917,781	1,799,458 20,041,477 450,552,366	1,745,233 19,374,604 481,478,989
入院外	件数 91,052,866 日数 163,306,183 金額 654,155,461	90,533,391 160,305,117 668,899,700	92,150,845 159,655,794 673,557,821	92,613,730 157,328,233 677,933,251	93,682,781 156,879,695 670,866,789	92,728,204 152,967,579 669,862,814
歯科診療	件数 18,659,770 日数 41,932,452 金額 161,769,022	18,592,893 41,413,004 159,660,807	19,216,748 41,557,360 160,204,869	19,441,629 41,077,809 158,698,397	19,393,541 39,928,751 152,957,897	19,305,535 39,032,948 151,726,850
高齢受給者(一般)	件数 227,320 日数 570,533 金額 4,851,857	1,888,752 4,763,751 40,590,182	3,639,719 8,973,990 76,727,559	5,370,262 12,996,343 115,466,625	7,075,656 16,712,086 150,429,029	8,609,960 19,967,641 186,874,879
入院	件数 5,014 日数 75,919 金額 2,102,146	41,189 615,777 17,433,070	77,799 1,155,426 32,873,137	116,948 1,724,009 50,028,933	153,766 2,223,873 66,239,827	186,349 2,697,398 83,791,431
入院外	件数 197,389 日数 426,659 金額 2,347,847	1,634,469 3,569,248 19,744,971	3,148,806 6,734,660 37,492,208	4,623,741 9,654,746 56,001,308	6,096,408 12,426,342 72,386,227	7,426,863 14,818,132 88,935,964
歯科	件数 24,917 日数 67,955 金額 401,864	213,094 578,726 3,412,141	413,114 1,083,904 6,362,214	629,573 1,617,588 9,436,384	825,482 2,061,871 11,802,975	996,748 2,452,111 14,147,484
高齢受給者(一定以上所得者)	件数 51,848 日数 124,054 金額 1,022,598	449,591 1,058,281 8,811,146	830,166 1,909,310 16,225,460	1,189,246 2,658,428 23,188,063	1,547,184 3,364,688 29,054,074	1,796,569 3,803,045 32,954,210
入院	件数 1,100 日数 14,292 金額 460,689	9,469 120,732 3,818,934	17,333 219,567 7,166,337	24,348 298,501 10,117,452	31,813 389,612 13,400,215	36,628 444,223 15,883,337
入院外	件数 43,710 日数 91,612 金額 474,057	377,902 778,926 4,245,243	696,665 1,405,194 7,720,706	992,718 1,947,447 11,151,641	1,290,528 2,446,533 13,397,373	1,500,573 2,763,280 14,683,617
歯科	件数 7,038 日数 18,150 金額 87,852	62,220 158,623 746,969	116,168 284,549 1,338,418	172,180 412,480 1,918,970	224,843 528,543 2,256,487	259,368 595,542 2,387,256

(注) 1 老人保健対象者分を除く。
 2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
 3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
 4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
被 保 険 者 分	件数 178,701	116,749	104,324	94,553	84,547	64,938
	日数 546,382	304,449	269,566	243,458	227,828	190,164
	金額 3,023,242	1,711,960	1,534,033	1,373,274	1,175,568	960,802
一 般 診 療	件数 151,394	96,441	86,154	78,022	70,049	53,379
	日数 469,509	248,691	220,670	199,329	190,012	160,866
	金額 2,619,110	1,459,258	1,313,155	1,175,273	1,008,896	827,242
入 院	件数 3,131	2,028	1,759	1,505	1,215	964
	日数 49,621	28,570	24,593	19,836	14,614	12,384
	金額 1,106,068	597,758	545,600	460,717	375,460	356,260
入 院 外	件数 148,263	94,413	84,395	76,517	68,834	52,415
	日数 419,888	220,121	196,077	179,493	175,398	148,482
	金額 1,513,042	861,500	767,555	714,556	633,436	470,982
歯 科 診 療	件数 27,307	20,308	18,170	16,531	14,498	11,559
	日数 76,873	55,758	48,896	44,129	37,816	29,298
	金額 404,132	252,702	220,877	198,001	166,672	133,560
被 扶 養 者 分	件数 60,065	55,021	52,209	49,043	45,685	36,100
	日数 151,535	135,219	124,095	114,210	100,394	74,258
	金額 932,838	832,048	773,191	730,134	643,132	471,452
一 般 診 療	件数 50,441	46,181	43,486	40,970	37,906	29,691
	日数 126,163	112,419	101,875	93,838	81,929	59,817
	金額 827,327	738,170	681,929	646,593	569,313	412,077
入 院	件数 1,245	1,223	1,114	1,019	869	557
	日数 19,947	17,996	16,605	15,644	12,741	7,436
	金額 385,064	350,333	309,819	293,066	252,499	171,122
入 院 外	件数 49,196	44,958	42,372	39,951	37,037	29,134
	日数 106,216	94,423	85,270	78,194	69,188	52,381
	金額 442,263	387,837	372,110	353,527	316,814	240,955
歯 科 診 療	件数 9,624	8,840	8,723	8,073	7,779	6,409
	日数 25,372	22,800	22,220	20,372	18,465	14,441
	金額 105,512	93,878	91,261	83,541	73,819	59,375
高 齢 受 給 者	件数 469	2,808	5,290	6,950	7,851	8,100
	日数 1,350	7,948	14,935	18,872	21,703	21,780
	金額 12,877	60,812	99,814	134,724	175,715	187,324
入 院	件数 13	46	69	98	153	159
	日数 145	635	870	1,321	2,091	2,563
	金額 7,159	25,420	32,976	45,065	72,856	83,701
入 院 外	件数 412	2,438	4,674	6,064	6,831	7,016
	日数 1,080	6,357	12,480	15,407	17,360	16,640
	金額 5,007	30,224	57,580	77,455	89,545	87,400
歯 科	件数 44	324	547	788	867	925
	日数 125	956	1,585	2,144	2,252	2,577
	金額 711	5,168	9,259	12,204	13,314	16,223

(注) 1 老人保健対象者分を除く。

2 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

3 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

4 平成14年度の「高齢受給者」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第68表 政府管掌健康保険給付率

(i) 一般被保険者関係

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《被保険者分》						
診療費	1000人当件数	6,847.94	6,494.22	6,640.26	6,672.15	6,684.70
	1件当日数	2.08	2.00	1.94	1.89	1.85
	1件当金額	14,064	12,370	11,956	11,950	11,673
	1人当金額	96,311	80,333	79,390	79,729	78,032
一般診療	1000人当件数	5,503.61	5,213.27	5,326.56	5,330.37	5,334.90
	1件当日数	1.97	1.89	1.82	1.78	1.74
	1件当金額	14,397	12,780	12,362	12,421	12,177
	1人当金額	79,236	66,628	65,848	66,206	64,965
入院	1000人当件数	99.79	91.88	88.85	87.02	86.10
	1件当日数	12.08	11.49	11.18	10.92	10.59
	1件当金額	307,592	275,484	274,610	279,898	281,520
	1人当金額	30,695	25,312	24,398	24,358	24,239
入院外	1000人当件数	5,403.82	5,121.39	5,237.72	5,243.35	5,248.80
	1件当日数	1.79	1.72	1.66	1.62	1.59
	1件当金額	8,983	8,067	7,914	7,981	7,759
	1人当金額	48,542	41,316	41,450	41,849	40,727
歯科診療	1000人当件数	1,344.33	1,280.95	1,313.70	1,341.78	1,349.80
	1件当日数	2.50	2.46	2.39	2.34	2.29
	1件当金額	12,701	10,699	10,308	10,078	9,680
	1人当金額	17,075	13,705	13,542	13,523	13,066
傷病手当金	1000人当件数	45.26	43.15	42.85	43.86	43.90
	1人当日数	1.44	1.30	1.37	1.41	1.41
	1件当金額	162,706	160,719	160,686	160,635	160,414
埋葬料	1000人当件数	2.17	2.05	2.03	2.07	1.91
出産育児一時金	1000人当件数	6.56	6.42	6.65	6.68	6.92
出産手当金	1000人当件数	6.55	6.41	6.68	6.67	6.80
	1件当金額	361,800	362,852	364,038	367,538	368,782
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数	7,202.74	7,278.37	7,481.42	7,567.93	7,691.24
	1件当日数	2.05	2.02	1.97	1.93	1.89
	1件当金額	11,865	11,600	11,325	11,262	11,094
	1人当金額	85,458	84,428	84,725	85,233	85,323
一般診療	1000人当件数	5,999.77	6,059.96	6,211.83	6,275.91	6,392.79
	1件当日数	2.02	1.98	1.93	1.89	1.85
	1件当金額	12,505	12,206	11,935	11,901	11,745
	1人当金額	75,029	73,965	74,141	74,687	75,082
入院	1000人当件数	129.67	127.22	123.74	121.16	120.48
	1件当日数	12.09	11.77	11.62	11.44	11.14
	1件当金額	253,382	236,841	239,541	244,588	250,382
	1人当金額	32,856	30,131	29,641	29,634	30,166
入院外	1000人当件数	5,870.10	5,932.74	6,088.09	6,154.75	6,272.31
	1件当日数	1.79	1.77	1.73	1.70	1.67
	1件当金額	7,184	7,388	7,309	7,320	7,161
	1人当金額	42,173	43,834	44,500	45,053	44,916
歯科診療	1000人当件数	1,202.98	1,218.41	1,269.58	1,292.02	1,298.45
	1件当日数	2.25	2.23	2.16	2.11	2.06
	1件当金額	8,669	8,587	8,337	8,163	7,887
	1人当金額	10,429	10,463	10,584	10,546	10,241
家族埋葬料	1000人当件数	4.93	5.33	4.97	5.47	5.07
家族出産育児一時金	1000人当件数	17.23	17.02	17.28	16.99	17.38

《高齢受給者分（一般）》							
診 療 費	1000人当件数	7,777.61	15,874.18	16,201.79	16,505.41	16,720.15	16,913.50
	1件当日数	2.51	2.52	2.47	2.42	2.36	2.32
	1件当金額	21,344	21,490	21,081	21,501	21,260	21,705
	1人当金額	166,003	341,144	341,544	354,885	355,472	367,099
入 院	1000人当件数	171.55	346.18	346.31	359.44	363.36	366.07
	1件当日数	15.14	14.95	14.85	14.74	14.46	14.47
	1件当金額	419,255	423,246	422,539	427,788	430,783	449,648
	1人当金額	71,924	146,518	146,331	153,763	156,528	164,601
入 院 外	1000人当件数	6,753.54	13,737.03	14,016.54	14,210.99	14,406.14	14,589.41
	1件当日数	2.16	2.18	2.14	2.09	2.04	2.00
	1件当金額	11,895	12,080	11,907	12,112	11,874	11,975
	1人当金額	80,330	165,948	166,892	172,119	171,053	174,707
歯 科 診 療	1000人当件数	852.52	1,790.97	1,838.93	1,934.98	1,950.66	1,958.02
	1件当日数	2.73	2.72	2.62	2.57	2.50	2.46
	1件当金額	16,128	16,012	15,401	14,989	14,298	14,194
	1人当金額	13,750	28,678	28,321	29,003	27,891	27,791
《高齢受給者分（一定以上所得者）》							
診 療 費	1000人当件数	7,775.06	17,440.15	17,987.97	18,221.31	18,379.11	18,351.42
	1件当日数	2.39	2.35	2.30	2.24	2.17	2.12
	1件当金額	19,723	19,598	19,545	19,498	18,779	18,343
	1人当金額	153,348	341,794	351,572	355,281	345,135	336,618
入 院	1000人当件数	164.95	367.31	375.57	373.05	377.91	374.14
	1件当日数	12.99	12.75	12.67	12.26	12.25	12.13
	1件当金額	418,808	403,309	413,450	415,535	421,218	433,639
	1人当金額	69,084	148,141	155,280	155,017	159,182	162,244
入 院 外	1000人当件数	6,554.70	14,659.25	15,095.28	15,210.16	15,330.27	15,327.91
	1件当日数	2.10	2.06	2.02	1.96	1.90	1.84
	1件当金額	10,846	11,234	11,082	11,233	10,381	9,785
	1人当金額	71,089	164,678	167,292	170,863	159,148	149,989
歯 科 診 療	1000人当件数	1,055.41	2,413.58	2,517.12	2,638.10	2,670.93	2,649.37
	1件当日数	2.58	2.55	2.45	2.40	2.35	2.30
	1件当金額	12,483	12,005	11,521	11,145	10,036	9,204
	1人当金額	13,174	28,976	29,001	29,402	26,805	24,385

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 7 平成14年度の「高齢受給者（一般）（一定以上所得者）」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 8 平成19年度の平均被保険者数：19,409,501人（70歳未満）、19,904,636人（総数）
平成19年度の平均被扶養者数：14,933,090人（70歳未満）、16,409,882人（総数）
平成19年度の平均加入者数：509,059人（高齢（一般））、97,898人（高齢（一定以上所得者））

資料：社会保険庁「事業年報」

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区 分			平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《被保険者分》								
診 療 費	1000人当件数		7,746.62	6,101.73	6,019.53	6,208.78	6,277.39	5,874.97
	1件当日数		3.06	2.61	2.58	2.57	2.69	2.93
	1件当金額		16,918	14,664	14,705	14,524	13,904	14,796
	1人当金額		131,056	89,473	88,514	90,175	87,283	86,924
一 般 診 療	1000人当件数		6,562.94	5,040.29	4,971.09	5,123.25	5,200.76	4,829.37
	1件当日数		3.10	2.58	2.56	2.55	2.71	3.01
	1件当金額		17,300	15,131	15,242	15,063	14,403	15,498
	1人当金額		113,539	76,265	75,769	77,173	74,905	74,843
入 院	1000人当件数		135.73	105.99	101.49	98.83	90.21	87.21
	1件当日数		15.85	14.09	13.98	13.18	12.03	12.85
	1件当金額		353,263	294,752	310,176	306,124	309,020	369,565
	1人当金額		47,948	31,241	31,481	30,253	27,877	32,231
入 院 外	1000人当件数		6,427.15	4,934.37	4,869.62	5,024.45	5,110.74	4,742.01
	1件当日数		2.83	2.33	2.32	2.35	2.55	2.83
	1件当金額		10,205	9,125	9,095	9,339	9,202	8,986
	1人当金額		65,590	45,025	44,288	46,921	47,031	42,610
歯 科 診 療	1000人当件数		1,183.75	1,061.37	1,048.42	1,085.50	1,076.44	1,045.75
	1件当日数		2.82	2.75	2.69	2.67	2.61	2.53
	1件当金額		14,800	12,443	12,156	11,978	11,496	11,555
	1人当金額		17,519	13,207	12,745	13,002	12,375	12,083
傷 病 手 当 金	1000人当件数		288.92	160.68	180.82	199.97	262.28	520.03
	1人当日数		8.43	4.60	5.18	5.55	6.90	15.42
	1件当金額		164,400	155,977	152,800	152,229	145,617	163,415
埋 葬 料 (費)	1000人当件数		2.06	2.18	2.19	2.49	2.11	1.87
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数		0.50	0.30	0.77	0.37	0.35	—
出 産 手 当 金	1000人当件数		0.45	0.35	0.66	0.37	0.42	0.43
	1件当金額		347,102	259,300	270,078	212,300	274,393	287,724
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数		5,412.16	5,471.23	5,403.12	5,449.63	5,982.06	5,757.35
	1件当日数		2.52	2.46	2.38	2.33	2.20	2.06
	1件当金額		15,530	15,122	14,810	14,888	14,078	13,060
	1人当金額		84,053	82,738	80,018	81,132	84,213	75,189
一 般 診 療	1000人当件数		4,545.05	4,592.38	4,500.26	4,552.73	4,963.47	4,735.41
	1件当日数		2.50	2.43	2.34	2.29	2.16	2.01
	1件当金額		16,402	15,984	15,682	15,782	15,019	13,879
	1人当金額		74,547	73,406	70,571	71,852	74,547	65,722
入 院	1000人当件数		112.18	121.61	115.29	113.23	113.79	88.83
	1件当日数		16.02	14.71	14.91	15.35	14.66	13.35
	1件当金額		309,288	286,454	278,114	287,602	290,563	307,220
	1人当金額		34,696	34,837	32,063	32,565	33,063	27,291
入 院 外	1000人当件数		4,432.80	4,470.58	4,385.09	4,439.33	4,849.68	4,646.39
	1件当日数		2.16	2.10	2.01	1.96	1.87	1.80
	1件当金額		8,990	8,627	8,782	8,849	8,554	8,271
	1人当金額		39,850	38,566	38,510	39,284	41,484	38,428
歯 科 診 療	1000人当件数		867.17	879.04	902.75	897.07	1,018.59	1,022.13
	1件当日数		2.64	2.58	2.55	2.52	2.37	2.25
	1件当金額		10,963	10,620	10,462	10,348	9,490	9,264
	1人当金額		9,507	9,335	9,445	9,283	9,666	9,469
家 族 埋 葬 料	1000人当件数		5.87	5.88	7.82	5.95	6.85	7.62
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数		4.91	7.37	6.99	6.74	7.08	9.49

《高齢受給者分》								
診療費	1000人当件数	1,175.93	5,937.62	9,081.55	9,928.57	10,794.23	11,612.90	
	1件当日数	2.88	2.83	2.82	2.72	2.76	2.69	
	1件当金額	27,456	21,657	18,868	19,385	22,381	23,126	
	1人当金額	32,287	128,588	171,354	192,463	241,588	268,564	
入院	1000人当件数	32.60	97.27	118.45	140.00	210.36	227.96	
	1件当日数	11.15	13.80	12.61	13.48	13.67	16.12	
	1件当金額	550,655	552,617	477,907	459,844	476,185	526,419	
	1人当金額	17,949	53,752	56,610	64,378	100,169	120,001	
入院外	1000人当件数	1,033.01	5,155.24	8,024.03	8,662.86	9,391.84	10,058.78	
	1件当日数	2.62	2.61	2.67	2.54	2.54	2.37	
	1件当金額	12,154	12,397	12,319	12,773	13,109	12,457	
	1人当金額	12,555	63,909	98,849	110,650	123,114	125,304	
歯科診療	1000人当件数	110.32	685.11	939.06	1,125.71	1,192.03	1,326.16	
	1件当日数	2.84	2.95	2.90	2.72	2.60	2.79	
	1件当金額	16,161	15,950	16,927	15,488	15,356	17,539	
	1人当金額	1,783	10,927	15,895	17,435	18,305	23,259	

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。
- 5 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
- 6 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 7 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 8 平成19年度の平均被保険者数：11,053人(70歳未満)、11,745人(総数)
平成19年度の平均被扶養者数：6,270人(70歳未満)、6,953人(総数)
平成19年度の平均加入者数：698人(高齢受給者)

資料：社会保険庁「事業年報」

第69表 政府管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	70,449	73,037	73,631	74,793	75,479	77,164
保 険 料 収 入	60,527	63,788	64,666	65,720	66,445	67,793
医 療 分 分	56,636	60,167	60,221	60,667	61,442	62,677
介 護 分 分	3,891	3,620	4,445	5,053	5,003	5,116
国 庫 補 助 分	9,741	9,042	8,802	8,939	8,877	9,197
医 療 分 分	9,091	8,321	7,942	7,963	7,888	8,201
介 護 分 分	649	721	860	976	988	996
そ の 他	181	206	163	133	157	174
支 出	76,037	72,389	71,167	73,299	74,399	78,516
保 険 給 付 費	41,008	38,534	38,956	40,501	40,851	42,683
医 療 給 付 費	36,331	33,625	33,754	35,173	35,326	37,431
現 金 給 付 費	4,677	4,909	5,203	5,328	5,526	5,252
老 人 保 健 拠 出 金	23,288	21,579	18,993	17,900	17,200	17,712
退 職 者 給 付 拠 出 金	6,539	6,693	6,888	7,951	9,306	11,028
介 護 納 付 金	3,960	4,398	5,246	5,954	6,029	6,074
そ の 他	1,242	1,185	1,084	993	1,013	1,020
収 支 差 引 残 分	△ 5,588	647	2,464	1,494	1,079	△ 1,352
医 療 分 分	△ 6,169	704	2,405	1,419	1,117	△ 1,390
介 護 分 分	581	△ 57	59	75	△ 38	38
国庫補助繰延べ返済額	—	—	—	—	—	—
事業運営安定資金残高	△ 524	△ 106	2,291	3,898	5,148	3,893
医 療 分 分	△ 649	△ 174	2,164	3,695	4,983	3,690
介 護 分 分	125	68	127	203	165	203

(注) 1 単年度における実質的な財政状況である。

2 法第3条第2項に係るものを含む。

3 支出の「その他」には、健康勘定から業務勘定への繰入が含まれる。

4 「事業運営安定資金残高」は、国庫補助繰延の返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剰余金等を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

② 組管掌健康保険

第70表 組管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
組 合 保 險 者 数	1,674	1,622	1,584	1,561	1,541	1,518
被 保 者 数	14,790,093	14,655,434	14,786,699	15,053,571	15,456,333	15,870,953
男	10,753,093	10,599,145	10,564,108	10,666,236	10,857,857	11,082,028
女	4,037,000	4,056,289	4,222,591	4,387,335	4,598,476	4,788,925
(再掲)						
介護2号被保険者たる被保険者数	6,938,132	6,824,171	6,823,147	6,914,400	7,026,464	7,226,205
男	—	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—	—
介護特定被保険者数	89,463	93,344	97,505	98,063	100,262	104,278
男	—	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—	—
被 扶 養 者 数	15,778,140	15,488,225	15,202,951	15,065,275	15,018,065	14,989,078
(再掲)						
介護保険被扶養者数	3,394,523	3,324,722	3,265,907	3,237,524	3,219,734	3,222,917
扶 養 率	1.067	1.057	1.028	1.001	0.972	0.944
平 均 標 準 報 酬 月 額	369,726	371,556	371,872	370,811	369,609	371,037
男	414,881	417,939	419,910	419,555	418,979	421,058
女	249,448	250,357	251,691	252,306	253,038	255,281
(再掲)						
介護保険被保険者	439,967	439,297	439,451	438,419	438,286	440,017
男	—	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—	—

(注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。

2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第71表 組管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区 分	保 険 料 率 (%)			負 担 割 合 (%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成14年度(2002)	81.46	35.99	45.47	100	44	56
15 (2003)	75.08	33.42	41.66	100	45	55
16 (2004)	74.15	33.07	41.08	100	45	55
17 (2005)	73.42	32.82	40.60	100	45	55
18 (2006)	73.17	32.74	40.42	100	45	55
19 (2007)	72.41	32.42	39.99	100	45	55

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第72表 組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成19年度末現在

標準報酬		被保険者数		
等級	月額	計	男	女
総数	(千円)	15,608,421	10,841,433	4,766,988
第1級	58	3,408	1,915	1,493
2	68	1,558	471	1,087
3	78	4,694	1,002	3,692
4	88	10,111	2,012	8,099
5	98	29,464	9,653	19,811
6	104	24,588	3,939	20,649
7	110	47,764	8,219	39,545
8	118	82,600	14,743	67,857
9	126	112,536	18,903	93,633
10	134	141,502	24,888	116,614
11	142	163,584	29,808	133,776
12	150	217,000	48,179	168,821
13	160	257,618	67,169	190,449
14	170	286,297	82,571	203,726
15	180	320,955	101,646	219,309
16	190	339,953	112,953	227,000
17	200	597,780	229,503	368,277
18	220	860,036	375,512	484,524
19	240	874,861	434,699	440,162
20	260	872,683	499,648	373,035
21	280	824,984	527,001	297,983
22	300	797,718	554,730	242,988
23	320	757,178	564,108	193,070
24	340	721,745	566,813	154,932
25	360	698,394	572,786	125,608
26	380	810,593	688,627	121,966
27	410	894,774	784,744	110,030
28	440	784,795	706,254	78,541
29	470	690,146	630,077	60,069
30	500	603,126	556,435	46,691
31	530	507,735	474,569	33,166
32	560	421,532	396,969	24,563
33	590	337,263	319,012	18,251
34	620	272,726	258,900	13,826
35	650	209,750	199,616	10,134
36	680	167,791	160,135	7,656
37	710	160,734	153,032	7,702
38	750	128,515	122,072	6,443
39	790	95,692	90,457	5,235
40	830	82,185	77,724	4,461
41	880	65,946	62,313	3,633
42	930	48,940	46,169	2,771
43	980	39,932	37,114	2,818
44	1030	33,383	31,384	1,999
45	1090	29,087	27,249	1,838
46	1150	22,250	20,981	1,269
47	1210	152,515	144,729	7,786

(注) 1 特例退職被保険者分を除く。

2 平成19年4月より標準報酬等級区分が変更になった。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第73表 組合管掌健康保険適用状況（業態別）

平成20年3月末現在

区 分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総 数	1,518	15,870,953	11,082,028	4,788,925	371,037	421,058	255,281
単一・連合組合の計	1,241	9,609,928	7,013,366	2,596,562	390,839	438,994	260,769
農 林 水 産 業	2	5,286	3,921	1,365	429,110	487,757	260,646
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—
総 合 工 事 業	30	104,770	88,941	15,829	419,486	450,715	244,017
職 別 工 事 業	3	4,293	3,763	530	398,058	423,515	217,313
整 備 工 事 業	11	44,397	40,788	3,609	416,469	430,459	258,357
食料品・たばこ製造業	44	225,151	157,384	67,767	344,288	399,531	215,990
織維製品製造業	33	67,657	36,091	31,566	305,797	376,750	224,672
木製品・家具等製造業	3	4,593	3,769	824	359,019	389,765	218,388
紙 製 品 製 造 業	4	11,024	9,766	1,258	337,343	353,452	212,294
印刷・同関連業	14	64,392	51,360	13,032	418,276	456,455	267,807
化学工業・同類似業	157	871,431	685,359	186,072	410,219	449,035	267,251
金 属 工 業	53	324,141	279,645	44,496	396,188	419,073	252,361
機械器具製造業	268	2,786,109	2,361,055	425,054	406,404	431,261	268,329
その他の製造業	42	148,406	111,293	37,113	372,604	411,753	255,207
卸 売 業	56	279,977	184,265	95,712	389,404	452,214	268,482
飲食料品小売業	14	61,816	34,741	27,075	276,543	347,111	185,995
飲食料品以外の小売業	69	683,504	394,637	288,867	314,112	392,657	206,808
金融・保険業	169	1,192,219	593,553	598,666	386,263	509,872	263,709
不 動 産 業	7	18,147	13,090	5,057	438,016	492,289	297,531
道路貨物運送業	21	280,278	241,359	38,919	349,932	372,029	212,895
その他の運輸業	58	682,735	556,295	126,440	383,270	410,947	261,502
情報通信業	35	498,732	334,720	164,012	414,872	480,880	280,162
電気・ガス・熱供給・水道業	21	261,531	224,584	36,947	486,446	516,594	303,193
飲 食 店	3	17,725	10,269	7,456	233,230	276,333	173,865
宿 泊 業	2	6,344	4,216	2,128	294,374	332,682	218,477
医療業・保健衛生	7	44,739	13,740	30,999	375,931	529,303	307,951
社会保険・社会福祉・介護事業	2	25,503	8,858	16,645	429,384	550,400	364,982
教育・学習支援業	12	52,151	26,168	25,983	405,718	489,852	320,984
複合サービス業	3	20,025	12,712	7,313	352,819	421,628	233,210
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—
対個人サービス	2	4,108	826	3,282	256,579	314,278	242,057
労働者派遣業	1	6,998	5,656	1,342	263,384	269,926	235,814
その他の対事業所サービス	4	8,455	6,617	1,838	429,632	473,287	272,468
修 理 業	—	—	—	—	—	—	—
娯 楽 業	5	13,643	8,436	5,207	265,279	305,536	200,057
廃棄物処理業	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究 機 関	2	13,658	10,422	3,236	501,631	549,127	348,664
政治・経済・文化団体	2	10,068	7,254	2,814	487,993	532,826	372,421
その他のサービス業	65	482,562	314,176	168,386	374,448	433,703	263,890
公 務	17	283,360	173,637	109,723	415,607	467,203	333,956
総 合 組 合 の 計	277	6,261,025	4,068,662	2,192,363	340,643	390,142	248,781

(注) 平成19年4月より業態区分が変更になった。
資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第74表 組管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 280,018,960	277,284,314	287,794,346	295,129,812	306,270,218	313,247,195
	金額 3,047,278,896	2,884,743,773	2,930,164,639	3,001,427,876	3,057,152,748	3,179,492,486
被 保 険 者 分	件数 129,152,544	124,339,155	129,909,773	133,858,902	139,175,578	144,482,787
	金額 1,620,698,455	1,430,222,043	1,453,094,886	1,495,369,076	1,513,361,666	1,586,380,551
診 療 費	件数 94,954,651	90,398,378	93,345,715	95,455,772	98,047,309	100,676,568
	日数 183,945,359	169,893,612	170,126,231	170,105,839	171,349,925	172,872,952
	金額 1,247,382,396	1,047,567,601	1,046,691,567	1,063,768,911	1,062,254,096	1,115,261,695
薬 剤 支 給	件数 29,728,207	29,453,997	31,892,849	33,395,379	35,737,551	38,005,155
	枚数 40,135,957	38,774,068	41,361,135	42,655,816	45,181,824	47,830,106
	金額 166,144,930	158,991,596	173,761,066	188,905,661	196,907,386	219,022,080
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	件数 1,108,407	1,042,504	1,011,901	1,003,348	1,009,873	1,000,771
	回数 11,232,493	10,160,335	9,642,758	9,351,398	23,998,627	23,679,491
	金額 15,968,918	14,488,127	13,798,180	13,417,447	9,726,290	9,535,912
訪問看護療養費	件数 4,947	4,724	5,215	5,783	6,636	7,287
	日数 35,436	33,862	37,251	38,994	45,445	50,105
	金額 261,584	218,676	247,422	265,240	311,822	336,774
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)	件数 146	146	171	125	161	151
	回数 3,916	3,068	3,661	2,516	6,554	5,037
	金額 824	522	672	377	1,025	413
療 養 費	件数 3,514,713	3,471,718	3,611,106	3,901,674	4,226,939	4,698,312
	金額 19,863,595	17,911,843	16,808,267	18,300,918	19,088,382	21,058,439
高 額 療 養 費	件数 394,277	445,909	467,777	473,126	471,710	384,097
	金額 31,706,502	48,503,568	54,017,257	54,570,513	54,658,805	40,269,018
移 送 費	件数 221	231	173	198	181	210
	金額 13,293	25,407	15,230	12,002	10,610	11,993
傷 病 手 当 金	件数 351,929	364,404	386,787	424,821	469,017	517,377
	日数 10,917,998	11,624,583	12,264,672	13,392,882	14,904,846	16,421,122
	金額 68,051,197	72,145,440	76,582,334	83,629,909	92,823,708	112,087,738
埋 葬 料	件数 20,619	19,759	18,989	18,920	18,443	19,201
	金額 8,100,821	7,736,771	7,374,072	7,309,138	4,751,874	995,593
出 産 育 児 一 時 金	件数 93,347	92,134	93,239	94,383	102,506	97,870
	金額 28,004,100	27,640,200	27,971,700	28,314,900	32,657,900	34,220,100
出 産 手 当 金	件数 89,487	87,755	87,752	88,721	95,125	76,559
	日数 7,578,483	7,471,248	7,567,591	7,682,233	8,299,936	6,323,172
	金額 35,200,295	34,992,292	35,827,119	36,874,060	40,169,768	33,580,796
被 扶 養 者 分	件数 150,673,876	151,568,405	155,174,682	157,144,869	161,446,386	161,636,184
	金額 1,419,560,961	1,421,516,034	1,418,939,232	1,421,657,354	1,433,895,448	1,458,727,711
診 療 費	件数 108,658,548	107,832,162	109,155,387	109,627,330	111,204,369	110,305,561
	日数 211,091,474	207,585,525	204,317,328	201,038,215	200,824,178	195,453,738
	金額 1,117,721,047	1,090,589,981	1,077,399,264	1,075,448,343	1,077,080,507	1,086,261,687
薬 剤 支 給	件数 38,439,056	40,098,383	42,229,378	43,534,608	46,065,885	46,926,439
	枚数 56,670,575	58,358,783	60,727,236	61,632,219	64,769,578	65,149,812
	金額 155,321,116	176,215,243	187,865,254	197,178,926	203,905,266	216,123,115
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	件数 1,338,032	1,290,027	1,219,276	1,184,890	1,174,367	1,135,906
	回数 13,762,971	13,015,941	12,159,085	11,666,119	30,385,503	29,359,895
	金額 18,890,188	17,909,184	16,790,739	16,152,678	12,004,529	11,482,781
訪問看護療養費	件数 22,637	25,312	28,952	31,937	35,955	40,155
	日数 141,274	159,764	177,830	197,869	219,986	247,028
	金額 920,744	1,047,150	1,204,698	1,345,142	1,515,961	1,683,862

入院時食事・生活療養費 (差額支給分)	件数	36	103	76	72	107	118
	回数	569	1,914	2,056	1,308	3,743	6,769
	金額	103	379	462	256	633	609
第二家族療養費	件数	2,905,848	2,932,412	3,071,198	3,280,562	3,461,479	3,741,461
	金額	16,213,215	17,299,612	16,598,739	17,340,463	18,255,245	19,787,649
高額療養費	件数	312,448	354,781	375,578	370,047	372,165	305,306
	金額	18,848,595	29,487,437	33,271,221	32,471,702	32,795,238	24,397,479
移送費	件数	151	148	146	161	162	214
	金額	9,153	8,648	14,830	6,844	7,369	10,479
家族埋葬料	件数	44,544	42,864	41,980	41,663	39,876	39,274
	金額	4,454,400	4,286,400	4,197,925	4,166,300	3,218,050	1,985,500
家族出産育児一時金	件数	290,608	282,240	271,987	258,489	266,388	277,656
	金額	87,182,400	84,672,000	81,596,100	77,546,700	85,112,650	96,994,550
高齢受給者分(一般)	件数	125,155	1,071,479	2,195,640	3,425,066	4,709,207	5,863,265
	金額	2,158,809	18,931,651	38,878,470	61,457,161	83,041,723	105,419,549
診療費	件数	90,235	763,349	1,548,280	2,399,120	3,263,718	4,021,809
	日数	218,651	1,872,795	3,714,088	5,651,839	7,525,366	9,101,126
	金額	1,789,573	15,562,509	31,705,737	49,613,300	67,059,346	84,275,151
薬剤支給	件数	34,896	307,971	647,007	1,025,310	1,444,504	1,840,038
	枚数	53,116	466,688	953,632	1,477,281	2,042,567	2,562,318
	金額	330,768	3,067,025	6,542,096	10,869,838	14,941,621	19,870,683
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	1,790	14,432	29,995	46,291	63,342	77,324
	回数	25,702	201,481	415,104	636,583	2,416,480	3,377,029
	金額	37,384	295,268	613,180	941,634	992,692	1,189,062
訪問看護療養費	件数	24	159	353	636	985	1,418
	日数	131	794	2,024	3,580	5,634	10,130
	金額	1,084	6,849	17,457	32,389	48,064	84,653
高齢受給者分(現役並み所得者)	件数	20,116	209,629	396,853	558,439	784,092	1,077,596
	金額	312,161	3,411,255	6,285,087	8,800,023	11,591,165	15,681,821
診療費	件数	14,725	151,599	283,751	396,560	552,444	751,421
	日数	31,875	331,547	601,328	822,805	1,117,129	1,492,469
	金額	261,279	2,852,004	5,177,856	7,173,136	9,513,738	12,820,331
薬剤支給	件数	5,384	57,998	113,016	161,778	231,444	325,858
	枚数	7,827	82,158	156,619	219,815	308,975	428,458
	金額	46,292	512,852	1,021,346	1,513,008	1,958,655	2,683,926
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	266	2,683	4,951	6,757	9,419	13,002
	回数	2,951	30,691	54,398	73,035	266,241	378,825
	金額	4,321	44,922	81,181	109,124	110,869	164,541
訪問看護療養費	件数	7	32	86	101	204	317
	日数	35	192	644	605	1,068	1,786
	金額	269	1,477	4,704	4,755	7,903	13,023
世帯合算高額療養費	件数	47,269	95,646	117,398	142,536	164,955	187,363
	金額	4,548,510	10,662,790	12,966,964	14,144,262	15,262,746	13,282,854

- (注) 1 「診療費」及び「薬剤支給」については当該月診療分を、その他は当該月決定分を表す。
 2 支払基金事務費は含まれていない。
 3 特定健康保険組合を含む。
 4 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
 5 「入院時食事療養費(差額支給分除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
 6 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年4月診療分以降であり、平成17年度以前は日数である。
 7 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
 8 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70~74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
 9 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70~74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。
 10 平成14年度の「高齢受給者(一般)(現役並み所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	3,221,499	2,967,685	2,711,751	2,647,062	2,578,683	2,587,741
金額	74,121,691	83,613,907	83,402,085	84,449,193	88,209,276	95,209,922
被 保 険 者 分 件数	1,663,824	1,660,364	1,548,674	1,522,480	1,485,102	1,504,646
金額	44,960,812	51,229,419	51,815,844	53,367,507	55,563,463	58,659,320
一部負担還元金 件数	1,448,458	1,440,131	1,315,049	1,271,151	1,213,188	1,208,598
金額	26,011,410	31,025,154	30,285,653	30,045,431	30,731,636	33,884,146
傷病手当に関するもの 件数	152,510	158,824	171,401	187,029	203,019	220,492
金額	13,736,578	14,946,645	16,390,078	18,074,830	19,464,787	19,586,588
そ の 他 件数	62,856	61,409	62,224	64,300	68,895	75,556
金額	5,212,824	5,257,620	5,140,113	5,247,246	5,367,040	5,188,586
被 扶 養 者 分 件数	1,527,633	1,249,399	1,097,280	1,049,124	1,011,126	988,939
金額	28,075,457	30,108,585	29,099,811	28,323,660	29,519,245	32,701,513
家族療養附加金 件数	1,367,599	1,096,355	948,774	906,244	864,319	835,331
金額	22,620,062	24,729,094	23,813,839	23,137,626	24,004,192	26,055,881
そ の 他 件数	160,034	153,044	148,506	142,880	146,807	153,608
金額	5,455,395	5,379,491	5,285,972	5,186,034	5,515,053	6,645,632
合算高額療養附加金 件数	30,042	57,922	65,797	75,458	82,455	94,156
金額	1,085,422	2,275,903	2,486,430	2,758,026	3,126,568	3,849,089

(iii) 法定給付・附加給付合計

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	283,240,459	280,251,999	290,506,097	297,776,874	308,848,901	315,834,936
金額	3,121,400,587	2,968,357,680	3,013,566,724	3,085,877,069	3,145,362,024	3,274,702,408
被保険者分 件数	130,816,368	125,999,519	131,458,447	135,381,382	140,660,680	145,987,433
金額	1,665,659,267	1,481,451,462	1,504,910,730	1,548,736,583	1,568,925,129	1,645,039,871
被扶養者分 件数	152,201,509	152,817,804	156,271,962	158,193,993	162,457,512	162,625,123
金額	1,447,636,418	1,451,624,619	1,448,039,043	1,449,981,014	1,463,414,693	1,491,429,224

(注) 合計には、世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第75表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
被保険者分	件数 94,954,651 日金額 183,945,359	90,398,378 169,893,612	93,345,715 170,126,231	95,455,772 170,105,839	98,047,309 171,349,925	100,676,568 172,872,952
一般診療	件数 1,247,382,396 日金額 74,520,342	1,047,567,601 71,115,585	1,046,691,567 73,624,363	1,063,768,911 75,026,817	1,062,254,096 77,096,330	1,115,261,695 79,445,124
入院	件数 135,019,497 日金額 1,000,677,730	124,423,201 851,055,621	124,960,814 852,585,731	124,462,184 867,726,446	125,469,756 869,539,461	127,232,618 921,338,235
入院外	件数 1,205,312 日金額 13,212,432	1,135,082 11,971,470	1,104,693 11,368,152	1,094,822 11,008,443	1,103,483 10,720,822	1,094,295 10,533,391
歯科診療	件数 366,941,139 日金額 73,315,030	307,200,584 69,980,503	299,301,148 72,519,670	300,421,827 73,931,995	304,162,310 75,992,847	337,724,357 78,350,829
被扶養者分	件数 121,807,065 日金額 633,736,591	112,451,731 543,855,037	113,592,662 553,284,583	113,453,741 567,304,619	114,748,934 565,377,151	116,699,227 583,613,878
一般診療	件数 20,434,309 日金額 48,925,862	19,282,793 45,470,411	19,721,352 45,165,417	20,428,955 45,643,655	20,950,979 45,880,169	21,231,444 45,640,334
入院	件数 246,704,666 日金額 1,117,721,047	196,511,980 1,090,589,981	194,105,836 1,077,399,264	196,042,465 1,075,448,343	192,714,635 1,077,080,507	193,923,460 1,086,261,687
入院外	件数 89,384,269 日金額 169,522,187	88,776,065 166,855,977	89,669,827 163,899,911	89,910,934 161,133,812	91,500,749 162,021,882	90,620,649 157,437,131
歯科診療	件数 960,486,972 日金額 1,540,106	936,474,849 1,486,007	924,540,423 1,413,173	924,329,885 1,378,086	931,241,199 1,373,379	941,338,859 1,331,054
高年齢受給者(一般)	件数 16,329,655 日金額 376,785,518	15,460,065 341,128,005	14,515,176 328,160,798	13,958,820 326,095,774	13,568,150 335,704,635	13,097,040 348,515,738
一般診療	件数 87,844,163 日金額 153,192,532	87,290,058 151,395,912	88,256,654 149,384,735	88,532,848 147,174,992	90,127,370 148,453,732	89,289,595 144,340,091
入院	件数 583,701,454 日金額 19,274,279	595,346,844 19,056,097	596,379,625 19,485,560	598,234,111 19,716,396	595,536,564 19,703,620	592,823,121 19,684,912
入院外	件数 41,569,287 日金額 157,234,075	40,729,548 154,115,132	40,417,417 152,858,841	39,904,403 151,118,458	38,802,296 145,839,308	38,016,607 144,922,828
歯科診療	件数 90,235 日金額 218,651	763,349 1,872,795	1,548,280 3,714,088	2,399,120 5,651,839	3,263,718 7,525,366	4,021,809 9,101,126
高年齢受給者(現役並み所得者)	件数 1,789,573 日金額 79,478	15,562,509 669,576	31,705,737 1,354,124	49,613,300 2,087,456	67,059,346 2,840,560	84,275,151 3,505,267
一般診療	件数 190,440 日金額 1,624,725	1,624,881 14,140,459	3,220,967 28,915,750	4,879,657 45,232,298	6,499,423 61,381,760	7,857,191 77,356,832
入院	件数 1,902 日金額 28,447	15,530 226,868	32,005 469,754	49,001 716,459	66,782 970,635	81,750 1,167,579
入院外	件数 726,285 日金額 77,576	6,391,124 654,046	13,500,356 1,322,119	21,099,747 2,038,455	29,055,832 2,773,778	36,998,593 3,423,517
歯科診療	件数 161,993 日金額 898,440	1,398,013 7,749,335	2,751,213 15,415,394	4,163,198 24,132,551	5,528,788 32,325,928	6,689,612 40,358,239
高年齢受給者(現役並み所得者)	件数 10,757 日金額 28,211	93,773 247,914	194,156 493,121	311,664 772,182	423,158 1,025,943	516,542 1,243,935
一般診療	件数 164,848 日金額 14,725	1,422,050 151,599	2,789,987 283,751	4,381,002 396,560	5,677,586 552,444	6,918,319 751,421
入院	件数 31,875 日金額 261,279	331,547 2,852,004	601,328 5,177,856	822,805 7,173,136	1,117,129 9,513,738	1,492,469 12,820,331
入院外	件数 12,469 日金額 26,371	128,557 275,439	239,429 496,470	332,701 677,122	462,858 916,170	630,081 1,226,827
歯科診療	件数 236,655 日金額 289	2,599,330 2,895	4,689,208 5,360	6,502,843 7,197	8,682,891 9,926	11,780,946 13,727
高年齢受給者(現役並み所得者)	件数 3,393 日金額 108,488	35,808 1,244,308	63,784 2,221,760	85,519 3,035,830	115,199 4,208,122	161,919 5,984,822
一般診療	件数 12,180 日金額 22,978	125,662 239,631	234,069 432,686	325,504 591,603	452,932 800,971	616,354 1,064,908
入院	件数 128,167 日金額 2,256	1,355,022 23,042	2,467,448 44,322	3,467,013 63,859	4,474,769 89,586	5,796,124 121,340
入院外	件数 5,504 日金額 24,624	56,108 252,674	104,858 488,648	145,683 670,293	200,959 830,847	265,642 1,039,385

(注) 1 老人保健医療給付対象者は含まれていない。

2 「高年齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高年齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

4 平成14年度の「高年齢受給者(一般)(現役並み所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第76表 組合管掌健康保険給付諸率

区分			平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《被保険者分》								
診 療	費	1000人当件数	6,362.54	6,151.45	6,346.39	6,393.73	6,145.40	6,417.90
		1件当日数	1.94	1.88	1.82	1.78	1.75	1.72
		1件当金額	13,137	11,588	11,213	11,144	10,834	11,078
入 院	院	1人当件数	83,582	71,285	71,162	71,252	69,505	71,095
		1000人当件数	80.76	77.24	75.11	73.33	72.20	69.76
		1件当日数	10.96	10.55	10.29	10.06	9.72	9.63
入 院	外	1人当件数	304,437	270,642	270,936	274,402	275,638	308,623
		1000人当件数	24,587	20,904	20,349	20,123	19,902	21,529
		1件当日数	4,912.55	4,762.05	4,930.47	4,952.04	4,972.34	4,994.69
歯 科 診 療	費	1000人当件数	1,369.22	1,312.16	1,340.81	1,368.35	1,370.86	1,353.46
		1件当日数	2.39	2.36	2.29	2.23	2.19	2.15
		1件当金額	12,073	10,191	9,842	9,596	9,198	9,134
薬 剤 支 給	給	1000人当件数	16,531	13,372	13,197	13,131	12,610	12,362
		1件当日数	1,991.97	2,004.29	2,168.33	2,236.86	2,338.37	2,422.74
		1件当金額	5,589	5,398	5,448	5,657	5,510	5,763
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	費	1000人当件数	11,133	10,819	11,814	12,653	12,884	13,962
		1件当日数	74.27	70.94	68.80	67.21	66.08	63.80
		1件当金額	10.13	9.75	9.53	9.32	9.32	9.32
訪問看護療養費	費	1000人当件数	14,407	13,897	13,636	13,373	9,631	9,529
		1件当日数	1,070	986	938	899	676	608
		1件当金額	0.33	0.32	0.35	0.39	0.43	0.46
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	費	1000人当件数	7.16	7.17	7.14	6.74	6.85	6.88
		1件当日数	52,877	46,290	47,444	45,865	46,989	46,216
		1件当金額	18	15	17	18	20	21
療 養 費	費	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		1件当日数	26.82	21.01	21.41	20.13	40.71	33.36
		1件当金額	5,644	3,575	3,930	3,016	6,366	2,735
移 傷 病 送 手 当 費	金	1000人当件数	0	0	0	0	0	0
		1件当日数	235.46	235.87	244.76	260.16	274.94	297.37
		1件当金額	5,652	5,159	4,655	4,691	4,516	4,482
埋 出 産 育 児 一 時 料 金	金	1000人当件数	1,331	1,217	1,139	1,220	1,242	1,333
		1000人当件数	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01
		1件当日数	23.47	24.66	26.13	28.25	30.44	32.68
出 産 手 当 金	金	1000人当件数	0.73	0.79	0.83	0.89	0.97	1.04
		1件当日数	193,366	197,982	197,996	196,859	197,911	216,646
		1件当金額	1.37	1.34	1.28	1.26	1.20	1.21
《被扶養者分》	診 療	1000人当件数	6.22	6.24	6.30	6.28	6.65	6.18
		1件当日数	5.97	5.94	5.93	5.90	6.17	4.84
		1件当金額	393,357	398,750	408,277	415,618	422,284	438,626
診 療	費	1000人当件数	7,215.49	7,288.41	7,494.36	7,632.67	7,774.71	7,739.44
		1件当日数	1.94	1.93	1.87	1.83	1.81	1.77
		1件当金額	10,287	10,114	9,870	9,810	9,686	9,848
入 院	院	1人当件数	74,222	73,713	73,972	74,877	75,303	76,216
		1000人当件数	102.27	100.44	97.03	95.95	96.02	93.39
		1件当日数	10.60	10.40	10.27	10.13	9.88	9.84
入 院	外	1人当件数	244,649	229,560	232,216	236,629	244,437	261,834
		1000人当件数	25,020	23,057	22,531	22,704	23,470	24,453
		1件当日数	5,833.30	5,899.96	6,059.50	6,163.99	6,301.14	6,264.89
歯 科 診 療	費	1000人当件数	1.74	1.73	1.69	1.66	1.65	1.62
		1件当日数	6,645	6,820	6,757	6,757	6,608	6,639
		1件当金額	38,761	40,240	40,946	41,651	41,636	41,595
薬 剤 支 給	給	1000人当件数	1,279.91	1,288.01	1,337.83	1,372.73	1,377.55	1,381.17
		1件当日数	2.16	2.14	2.07	2.02	1.97	1.93
		1件当金額	8,158	8,087	7,845	7,665	7,402	7,362
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	費	1000人当件数	10,441	10,417	10,495	10,521	10,196	10,168
		1件当日数	2,552.55	2,710.26	2,899.37	3,031.04	3,220.64	3,292.53
		1件当金額	4,041	4,395	4,449	4,529	4,426	4,606
家族訪問看護療養費	費	1000人当件数	10,314	11,910	12,898	13,728	14,256	15,164
		1件当日数	88.85	87.19	83.71	82.50	82.10	79.70
		1件当金額	10.29	10.09	9.97	9.85	25.87	25.85
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	費	1000人当件数	14,118	13,883	13,771	13,632	10,222	10,109
		1件当日数	1,254	1,210	1,153	1,125	839	806
		1件当金額	1.50	1.71	1.99	2.22	2.51	2.82
家族訪問看護療養費	費	1000人当件数	6.24	6.31	6.14	6.20	6.12	6.15
		1件当日数	40,674	41,370	41,610	42,119	42,119	41,934
		1件当金額	61	71	83	94	106	118
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	費	1000人当件数	0.00	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01
		1件当日数	15.81	18.58	27.05	18.17	34.98	57.36
		1件当金額	2,861	3,680	6,079	3,556	5,916	5,161
1人当金額	0	0	0	0	0	0		

療 養 費	1000人当件数	192.91	197.76	209.93	226.89	239.83	259.60
	1件当金額	5,580	5,899	5,405	5,286	5,274	5,289
	1人当金額	1,076	1,167	1,135	1,199	1,265	1,373
家 族 移 送 費	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	2.82	2.77	2.75	2.77	2.67	2.64
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	18.39	18.21	17.85	17.21	17.82	18.64
《高齢受給者分(一般)》							
診 療 費	1000人当件数	14,939.57	16,036.07	16,562.69	16,909.50	18,161.75	17,371.40
	1件当日数	2.42	2.45	2.40	2.36	2.02	2.26
	1件当金額	19,832	20,387	20,478	20,680	17,221	20,955
	1人当金額	296,287	326,930	339,171	349,685	312,767	364,010
入 院	1000人当件数	314.90	326.25	342.37	345.37	326.32	353.10
	1件当日数	14.96	14.61	14.68	14.62	11.61	14.28
	1件当金額	381,853	411,534	421,820	430,598	423,949	452,582
	1人当金額	120,246	134,262	144,420	148,715	138,343	159,808
入 院 外	1000人当件数	12,843.71	13,739.88	14,143.34	14,367.46	14,890.26	14,787.20
	1件当日数	2.09	2.14	2.08	2.04	1.77	1.95
	1件当金額	11,581	11,848	11,660	11,839	9,880	11,789
	1人当金額	148,748	162,794	164,906	170,091	147,109	174,319
歯 科 診 療	1000人当件数	1,780.96	1,969.94	2,076.98	2,196.67	2,945.16	2,231.10
	1件当日数	2.62	2.64	2.54	2.48	2.24	2.41
	1件当金額	15,325	15,165	14,370	14,057	9,274	13,394
	1人当金額	27,293	29,874	29,846	30,878	27,314	29,882
薬 剤 支 給	1000人当件数	5,777.48	6,469.71	6,921.34	7,226.60	7,608.78	7,947.68
	1件当金額	9,479	9,959	10,111	10,602	8,463	10,799
	1人当金額	54,763	64,431	69,984	76,613	64,391	85,827
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	296.36	303.18	320.87	326.27	309.65	333.99
	1件当日数	14.36	13.96	13.84	13.75	28.27	43.67
	1件当金額	20,885	20,459	20,443	20,342	11,771	15,378
	1人当金額	6,189	6,203	6,559	6,637	3,645	5,136
訪 問 看 護 療 養 費	1000人当件数	3.97	3.34	3.78	4.48	6.71	6.12
	1件当日数	5.46	4.99	5.73	5.63	5.24	7.14
	1件当金額	45,167	43,075	49,453	50,926	38,740	59,699
	1人当金額	179	144	187	228	260	366
《高齢受給者分(現役並み所得者)》							
診 療 費	1000人当件数	17,062.57	16,906.32	17,805.66	18,042.86	18,161.75	18,148.95
	1件当日数	2.16	2.19	2.12	2.07	2.02	1.99
	1件当金額	17,744	18,813	18,248	18,088	17,221	17,061
	1人当金額	302,757	318,056	324,916	326,348	312,767	309,647
入 院	1000人当件数	334.88	322.85	336.35	327.43	326.32	331.55
	1件当日数	11.74	12.37	11.90	11.88	11.61	11.80
	1件当金額	375,391	429,813	414,507	421,819	423,949	435,989
	1人当金額	125,710	138,765	139,418	138,118	138,343	144,550
入 院 外	1000人当件数	14,113.56	14,013.83	14,688.06	14,809.10	14,890.26	14,886.70
	1件当日数	1.89	1.91	1.85	1.82	1.77	1.73
	1件当金額	10,523	10,783	10,542	10,651	9,880	9,404
	1人当金額	148,513	151,112	154,835	157,735	147,109	139,993
歯 科 診 療	1000人当件数	2,614.14	2,569.64	2,781.25	2,905.32	2,945.16	2,930.71
	1件当日数	2.44	2.44	2.37	2.28	2.24	2.19
	1件当金額	10,915	10,966	11,025	10,496	9,274	8,566
	1人当金額	28,533	28,178	30,663	30,496	27,314	25,104
薬 剤 支 給	1000人当件数	6,238.70	6,467.94	7,091.87	7,360.24	7,608.78	7,870.40
	1件当金額	8,598	8,843	9,037	9,352	8,463	8,236
	1人当金額	53,641	57,193	64,090	63,836	64,391	64,824
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	308.23	299.21	310.68	307.42	309.65	314.04
	1件当日数	11.09	11.44	10.99	10.81	28.27	29.14
	1件当金額	16,244	16,743	16,397	16,150	11,771	12,655
	1人当金額	5,007	5,010	5,094	4,965	3,645	3,974
訪 問 看 護 療 養 費	1000人当件数	8.11	3.57	5.40	4.60	6.71	7.66
	1件当日数	5.00	6.00	7.49	5.99	5.24	5.63
	1件当金額	38,429	46,156	54,698	47,079	38,740	41,082
	1人当金額	312	165	295	216	260	315

(注)1 特定健康保険組合を含む。

2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。

3 「1000人当件数」「1人当金額」は、それぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値である。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第77表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	6,393,986,381	6,422,997,181	6,334,151,167	6,344,762,942	6,451,208,235	6,736,407,234
保 険 料	5,614,335,150	5,960,603,913	5,909,804,707	5,907,323,369	5,967,287,777	6,155,611,235
国 庫 支 出 金	38,067,380	14,626,173	11,358,242	10,584,883	7,995,541	8,395,675
事 務 負 担 金	4,823,614	4,810,477	4,880,137	4,765,198	4,810,619	4,765,547
国 庫 補 助 金	33,243,766	9,815,696	6,478,105	5,819,685	3,184,922	3,630,128
前年度より繰越金	83,686,980	41,664,466	57,878,241	67,005,886	98,050,698	127,830,523
積立金より繰入金	403,296,736	181,181,664	115,954,874	113,456,339	133,656,493	193,537,488
その他の収入	254,600,135	224,920,965	239,155,103	246,392,465	244,217,726	251,032,313
支 出	6,176,386,724	5,987,095,155	5,768,932,626	5,783,695,402	5,896,654,166	6,272,549,233
保 険 給 付 費	3,125,505,365	2,999,563,333	2,999,897,577	3,107,975,347	3,152,808,881	3,283,961,796
老人保健拠出金	1,837,861,029	1,684,604,153	1,442,836,576	1,235,519,810	1,156,719,337	1,177,824,347
退職者給付拠出金	588,733,527	672,670,410	701,421,122	799,547,342	939,705,706	1,144,059,304
日 雇 拠 出 金	730,978	731,771	160,503	1,662	288,600	170,146
事 務 費	129,340,021	125,389,163	123,482,961	123,072,122	123,461,304	126,748,230
保 健 事 業 費	291,956,940	284,912,335	284,069,422	292,260,800	304,099,409	314,436,101
その他の支出	202,258,864	219,223,990	217,064,465	225,318,319	219,570,929	225,349,309
収 支 差 引 残	217,599,657	435,902,026	565,218,541	561,067,540	554,554,069	463,858,001
翌年度への繰越	45,462,776	60,742,155	69,009,776	100,343,605	130,344,913	172,332,804
法定準備金へ繰入	57,862,959	100,271,471	100,872,325	65,486,760	60,815,600	48,705,657
別途積立金へ繰入	112,334,115	272,979,146	392,079,254	387,643,095	355,498,833	241,143,702
そ の 他	1,939,807	1,909,254	3,257,186	7,594,080	7,894,723	1,675,838
年度末現在積立金	3,158,663,083	3,343,757,378	3,706,910,166	4,041,448,414	4,317,028,976	4,410,953,034
法 定 準 備 金	1,345,565,616	1,416,874,452	1,495,651,815	1,544,566,764	1,588,375,731	1,615,315,658
別 途 積 立 金	1,813,097,467	1,926,882,926	2,211,258,351	2,496,881,650	2,728,653,245	2,795,637,376

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

3 国民健康保険

第78表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
保 險 者 数	3,390	3,310	2,697	2,001	1,983	1,969
市 町 村	3,224	3,144	2,531	1,835	1,818	1,804
国 保 組 合	166	166	166	166	165	165
世 帯 数	25,467,002	26,167,328	26,611,691	27,013,516	27,214,516	27,283,319
市 町 村	23,713,339	24,436,613	24,897,226	25,302,112	25,508,246	25,579,836
国 保 組 合	1,753,663	1,730,715	1,714,465	1,711,404	1,706,270	1,703,483
被 保 險 者 数	50,296,678	51,235,980	51,578,554	51,627,351	51,267,659	50,724,233
市 町 村	46,190,812	47,199,726	47,608,601	47,693,024	47,379,807	46,881,018
国 保 組 合	4,105,866	4,036,254	3,969,953	3,934,327	3,887,852	3,843,215
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	15,797,994	16,043,391	16,044,103	15,785,148	15,246,054	14,794,522
市 町 村	14,251,050	14,521,268	14,543,859	14,303,388	13,791,768	13,355,720
国 保 組 合	1,546,944	1,522,123	1,500,244	1,481,760	1,454,286	1,438,802

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第79表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 数 件数	733,253,096	768,567,081	802,863,116	829,137,910	850,754,238	867,070,695
金額	17,275,632,842	18,084,075,061	18,629,380,592	19,415,928,209	19,498,066,232	20,212,982,918
療 養 諸 費 件数	728,556,538	763,655,429	797,698,637	823,611,876	845,831,343	862,326,303
金額	17,143,689,284	17,950,509,740	18,495,030,690	19,281,789,327	19,359,637,543	20,070,714,980
療養の給付等 件数	712,069,070	745,337,266	778,285,339	802,976,075	823,931,537	839,195,174
金額	16,925,313,983	17,718,650,742	18,249,013,010	19,022,768,581	19,087,524,679	19,784,357,165
療 養 費 等 件数	16,487,468	18,318,163	19,413,298	20,635,801	21,899,806	23,131,129
金額	218,375,301	231,858,998	246,017,680	259,020,746	272,112,864	286,357,815
高額療養費(再掲) 件数	5,977,779	6,508,589	7,213,236	7,963,605	8,678,627	9,865,780
金額	543,942,434	606,970,166	646,310,886	670,404,739	681,659,007	724,790,262
医療給付費(再掲) 金額	14,632,223,253	15,172,827,334	15,653,499,012	16,362,918,787	16,390,360,813	17,007,635,190
その他の給付 件数	4,696,558	4,911,652	5,164,479	5,526,034	4,922,895	4,744,392
金額	131,943,558	133,565,321	134,349,902	134,138,882	138,428,689	142,267,938

(注) 1 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費合計の保険者負担額+高額療養費である。

2 老人保健分を含む。

3 平成6年度より、「療養の給付等」及び「療養費等」のうち入院時の食事にかかる給付として食事療養が導入された。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第80表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	709,535,933	742,118,872	773,383,139	803,620,991	821,471,712	838,673,763
金額	16,924,645,028	17,592,652,945	18,181,363,279	19,002,536,434	19,087,074,722	19,753,936,168
診 療 費 件数	519,904,662	536,801,837	553,675,809	570,548,434	577,280,109	583,220,709
日数	1,450,042,144	1,459,737,250	1,474,337,294	1,486,792,282	1,472,572,242	1,464,048,353
金額	14,283,249,473	14,703,647,471	15,080,637,046	15,635,759,877	15,712,921,730	16,133,075,097
入 院 件数	17,218,949	17,577,824	17,873,829	18,245,698	18,287,381	18,276,539
日数	315,654,016	319,409,257	322,916,362	327,678,203	325,405,713	325,378,734
金額	6,847,301,402	7,139,752,781	7,355,986,637	7,651,310,327	7,763,212,641	8,044,691,055
入 院 外 件数	434,777,158	448,412,569	461,251,533	474,516,640	479,722,110	485,938,321
日数	959,864,779	960,727,306	966,518,529	970,764,187	959,105,821	953,890,358
金額	6,305,694,609	6,422,808,750	6,558,647,026	6,798,656,563	6,789,840,402	6,936,811,821
歯 科 診 療 件数	67,908,555	70,811,444	74,550,447	77,786,096	79,270,618	79,005,849
日数	174,523,349	179,600,687	184,902,403	188,349,892	188,060,708	184,779,261
金額	1,130,253,462	1,141,085,940	1,166,003,383	1,185,792,987	1,159,868,688	1,151,572,221
食事療養・生活療養 件数	16,153,639	16,438,160	16,720,097	17,087,476	17,137,595	17,176,106
金額	630,789,105	639,416,455	649,653,575	662,009,873	572,077,189	567,451,375
調 剤 件数	189,241,056	204,926,894	219,277,668	232,608,788	243,684,889	254,906,301
金額	1,986,626,557	2,225,331,584	2,423,283,246	2,673,630,795	2,767,583,996	3,015,055,083
施設療養費 件数	84	△ 175	△ 4	114	—	—
金額	△ 32,132	△ 75,266	△ 16,762	10,187	—	—
訪 問 看 護 件数	390,131	390,316	429,666	463,655	506,714	546,753
金額	24,012,025	24,332,701	27,806,174	31,125,702	34,491,807	38,354,613

(注) 1 老人保健分を含む。

2 「食事療養・生活療養」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

3 3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第81表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	16,411,181	18,268,025	19,444,244	20,636,622	21,884,423	23,145,345
金額	218,090,862	231,351,977	246,376,650	258,679,953	272,122,292	286,450,452
診 療 費 件数	256,299	411,849	227,277	242,238	220,249	237,963
金額	3,846,189	5,067,069	3,939,189	3,846,953	4,206,282	4,517,892
そ の 他 件数	16,154,882	17,856,176	19,216,967	20,394,384	21,664,174	22,907,382
金額	214,244,673	226,284,908	242,437,461	254,833,000	267,916,010	281,932,560

(注) 1 老人保健分を含む。

2 3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第82表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	
診 療 費	1000人当件数	10,443.42	10,529.15	10,730.45	11,025.24	11,186.35	11,406.34
	1件当日数	2.79	2.72	2.66	2.61	2.55	2.51
	1件当金額	27,473	27,391	27,237	27,405	27,219	27,662
	1人当金額	286,910	288,406	292,268	301,244	304,480	315,523
入 院	1000人当件数	345.88	344.78	346.40	352.58	354.37	357.44
	1件当日数	18.33	18.17	18.07	17.96	17.79	17.80
	1件当金額	397,661	406,180	411,551	419,349	424,512	440,165
	1人当金額	137,543	140,043	142,562	147,853	150,433	157,334
入 院 外	1000人当件数	8,733.45	8,795.43	8,939.23	9,169.53	9,295.91	9,503.74
	1件当日数	2.21	2.14	2.10	2.05	2.00	1.96
	1件当金額	14,503	14,323	14,219	14,328	14,154	14,275
	1人当金額	126,664	125,981	127,109	131,377	131,571	135,667
歯 科 診 療	1000人当件数	1,364.09	1,388.94	1,444.82	1,503.13	1,536.08	1,545.16
	1件当日数	2.57	2.54	2.48	2.42	2.37	2.34
	1件当金額	16,644	16,114	15,640	15,244	14,632	14,576
	1人当金額	22,704	22,382	22,598	22,914	22,476	22,522
療 養 費 等	1000人当件数	329.65	358.32	376.85	398.79	424.08	452.67

(注) 1 老人保健分を含む。

2 3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第83表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	4,696,558	4,911,652	5,164,479	5,526,034	4,922,895	4,744,392
金額	131,943,558	133,565,321	134,349,902	134,138,882	138,428,689	142,267,938
葬 祭 給 付 件数	686,496	705,653	735,756	769,356	774,327	811,855
金額	34,186,177	35,179,818	36,738,548	38,692,662	37,654,549	37,130,503
出 産 育 児 給 付 件数	253,043	250,018	241,547	229,036	228,035	220,589
金額	77,773,125	76,928,206	74,549,406	70,639,731	74,753,269	77,562,070
そ の 他 件数	3,757,019	3,955,981	4,187,176	4,527,642	3,920,533	3,711,948
金額	19,984,255	21,457,297	23,061,948	24,806,490	26,020,871	27,575,365

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第84表 国民健康保険諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
保険料(税)現年分						
1世帯当調定額	163,842	160,282	160,346	161,161	162,973	164,100
被保険者1人当調定額	82,725	81,523	82,329	83,708	85,922	87,719
被保険者1人当収納額	75,661	74,436	75,059	76,344	78,539	80,250
収入(1人当金額)						
国庫支出金	74,873	78,152	78,792	73,394	69,723	70,432
事務費負担金	80	76	53	53	52	52
療養給付費等負担金	60,325	61,818	62,242	57,672	54,213	54,729
高額医療費共同事業負担金	・	938	977	1,041	913	988
普通調整交付金	11,417	12,706	12,945	12,245	12,202	11,952
特別調整交付金	2,922	2,478	2,426	2,242	2,197	2,553
その他	130	137	148	140	147	158
都道府県支出金	614	1,473	1,457	8,387	10,871	11,275
高額医療費共同事業負担金	・	934	977	1,041	911	987
第1号都道府県調整交付金	・	・	・	5,913	8,456	8,739
第2号都道府県調整交付金	・	・	・	1,018	1,158	1,227
その他	・	539	480	415	346	322
一般会計繰入金	7,392	7,513	7,472	7,456	7,011	7,439
支出(1人当金額)						
総務費	4,632	4,382	4,348	4,301	4,322	5,051
療養諸費	344,368	352,092	358,453	372,610	375,156	392,539
老人保健拠出金						
事務費	739	716	672	667	666	663
事業費	・	・	・	・	・	・
医療費	65,711	60,688	53,870	49,850	46,668	46,932
介護納付金	9,803	11,191	13,326	14,989	15,170	14,649
保健事業費	1,152	1,165	1,181	1,070	1,085	1,143

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

2 調定額は、介護納付金を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第85表 国民健康保険診療施設経理状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	84,311,851	88,869,873	87,305,997	82,979,082	79,809,588	78,105,574
診療収入	56,841,520	60,471,266	59,021,163	59,219,315	56,355,990	55,418,906
入院	2,937,752	6,548,846	6,553,275	6,635,558	6,211,726	5,738,005
外来	51,902,085	51,528,248	50,035,458	50,308,060	47,703,884	46,957,299
その他	2,001,683	2,394,172	2,432,430	2,275,697	2,440,379	2,723,603
国庫支出金	142,448	49,209	166,926	137,356	289,458	119,725
繰入金	17,129,963	16,779,028	17,221,279	14,170,868	13,541,209	14,661,016
他会計	11,661,892	11,663,490	11,514,453	11,027,764	11,169,047	11,905,304
基金	2,536,936	1,423,813	2,646,908	819,280	312,056	605,538
事業勘定	2,931,135	3,691,725	3,059,918	2,323,824	2,060,106	2,150,174
前年度繰越金	5,845,408	5,522,028	5,386,294	5,259,075	5,477,963	4,521,750
その他	4,352,513	6,048,342	5,510,335	4,192,468	4,144,969	3,384,177
支 出	81,934,162	86,175,841	84,410,884	80,720,349	77,467,608	75,839,252
総務費	41,995,712	44,935,176	45,058,578	44,216,910	41,608,301	40,846,698
医業費	27,603,476	27,864,985	27,311,838	27,254,285	26,653,490	25,986,615
給食費	322,453	372,734	363,310	349,609	346,534	333,385
施設整備費	5,328,110	5,837,942	3,228,698	1,487,440	2,166,956	1,300,466
公償費	3,094,968	3,196,059	3,178,770	3,417,355	3,436,274	3,770,779
その他	3,589,443	3,968,944	5,269,691	3,994,750	3,256,055	3,601,309
収支差引額	2,377,689	2,694,032	2,895,113	2,258,733	2,341,980	2,266,322
積立金保有額	9,540,688	8,191,809	6,901,106	8,500,096	6,795,543	6,572,349
市町村債	31,005,257	31,273,325	30,297,036	23,261,268	21,235,266	20,991,489

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第86表 国民健康保険料(税)収納状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
保険料(税)現年分						
調 定 額	4,118,275,229	4,156,228,462	4,247,897,554	4,331,708,397	4,433,960,033	4,485,121,986
収 納 額	3,766,626,347	3,794,937,438	3,872,793,140	3,950,643,384	4,052,961,354	4,103,229,543
収 納 率(%)	91.52	91.37	91.23	91.26	91.46	91.54

(注) 1 「収納率」は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

2 調定額は、介護納付金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第87表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
取 入	10,491,264,682	11,383,987,421	11,764,758,426	12,262,560,583	12,999,346,310	14,038,854,155
保 険 料 (税)	3,886,582,858	3,924,154,378	4,010,123,762	4,101,637,832	4,210,292,895	4,270,050,274
国 庫 支 出 金	3,727,393,556	3,984,394,896	4,065,427,771	3,797,995,438	3,598,021,476	3,601,233,742
事 務 費 負 担 金	3,971,297	3,885,379	2,742,575	2,721,447	2,670,855	2,681,208
療 養 給 付 費 等 負 担 金	3,003,152,245	3,151,614,667	3,211,509,889	2,984,410,219	2,797,627,519	2,798,348,124
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	.	47,827,710	50,389,985	53,880,439	47,125,705	50,506,747
調 整 交 付 金	713,825,618	774,081,603	793,122,932	749,717,870	743,043,628	741,644,008
そ の 他	6,444,396	6,985,538	7,662,390	7,265,463	7,553,768	8,053,655
療 養 給 付 費 交 付 金	1,233,699,772	1,609,636,123	1,834,111,092	2,102,808,384	2,343,183,139	2,658,413,661
都 道 府 県 支 出 金	30,570,798
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	.	47,618,883	50,394,715	53,880,439	47,007,248	50,468,713
第1号都道府県調整交付金	.	.	.	305,974,018	346,342,851	446,815,172
第2号都道府県調整交付金	.	.	.	52,685,583	59,760,381	62,721,861
そ の 他	.	27,485,819	24,780,825	21,475,868	17,867,739	16,487,652
保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	293,969,791
保 険 税 軽 減 分	.	321,349,637	341,797,170	359,479,295	371,716,796	377,806,678
保 険 者 支 援 分	.	80,964,840	81,645,514	84,053,867	85,705,071	87,741,055
基 準 超 過 費 用	1,827,552	1,932,226	2,189,750	1,436,075	1,572,241	1,234,391
職 員 給 与 費 等	166,279,127	163,710,100	165,517,484	168,857,746	173,060,906	186,474,149
出 産 育 児 一 時 金 等	45,274,352	44,942,664	43,652,294	41,335,453	43,423,355	45,516,423
財 政 安 定 化 支 援 事 業	106,282,536	100,387,125	90,732,825	90,995,908	97,112,344	93,428,540
一 般 会 計 繰 入 金 そ の 他	367,986,652	383,051,545	385,548,170	385,834,390	361,784,568	380,378,606
基 金 繰 入 金	87,312,611	102,574,440	90,374,237	95,428,173	60,974,919	77,777,146
繰 越 金	385,700,702	342,097,613	311,600,981	315,893,149	308,734,915	335,127,174
そ の 他	158,384,376	249,687,132	266,861,835	282,788,965	782,785,465	1,347,178,918
支 出	10,222,992,084	11,165,191,378	11,536,037,201	12,061,677,894	12,785,375,441	13,926,841,932
総 務 費	230,576,794	223,426,746	224,358,514	222,591,685	223,036,757	258,282,258
保 険 給 付 費	5,847,421,696	6,792,748,436	7,314,878,809	7,933,958,925	8,267,677,479	8,831,347,088
一 般 被 保 険 者						
療 養 諸 費	3,749,927,198	4,397,149,232	4,615,236,434	4,875,242,085	4,932,380,633	5,147,050,469
高 額 療 養 費	460,205,732	468,382,219	481,115,455	490,894,744	493,293,333	521,544,848
退 職 被 保 険 者 等						
療 養 諸 費	1,396,624,256	1,629,235,778	1,891,985,920	2,226,214,840	2,486,366,432	2,787,007,905
高 額 療 養 費	84,048,382	138,881,203	165,591,229	179,830,682	188,780,553	203,727,733
育 児 諸 費	17,390	54,151	38,811	16,803	17,094	21,846
出 産 育 児 諸 費	77,811,782	76,950,947	74,578,898	70,703,593	74,794,143	77,614,355
葬 祭 諸 費	34,190,509	35,203,723	36,747,035	38,698,031	37,666,511	37,142,537
そ の 他	20,016,059	21,463,857	23,097,825	24,860,352	26,099,587	27,644,033
審 査 支 払 手 数 料	24,580,390	25,427,327	26,487,202	27,497,795	28,279,193	29,593,363
老 人 保 健 拠 出 金	3,308,064,172	3,130,522,144	2,814,211,195	2,614,136,978	2,442,659,133	2,433,558,564
介 護 納 付 金	488,017,105	570,540,593	687,586,400	775,650,166	782,832,959	749,005,395
保 健 事 業 費	57,333,998	59,370,165	60,935,271	55,355,959	55,992,721	58,419,779
直 診 勘 定 繰 出 金	6,069,037	6,551,034	6,964,519	5,572,128	4,369,907	3,978,154
基 金 等 積 立 金	38,501,326	26,713,835	34,734,118	28,742,732	31,336,675	25,169,760
前 年 度 繰 上 充 用 金	81,383,920	98,732,831	117,587,301	115,957,892	127,993,647	141,158,365
そ の 他	165,624,038	256,585,594	274,781,074	309,711,430	849,476,163	1,425,922,570
収 支 差 引	268,272,598	218,796,043	228,721,225	200,882,689	213,970,869	112,012,223
黒 字 保 険 者 分	367,215,490	336,316,196	345,945,508	328,858,045	355,085,838	282,680,244
赤 字 保 険 者 分	△ 98,942,892	△ 117,520,152	△ 117,224,283	△ 127,975,356	△ 141,114,968	△ 170,668,022
市 町 村 (組 合) 費	74,141	648,299	360,948	1,171,011	1,459,692	3,370,992
保 険 給 付 費 未 払 費	1,015,174	46,118	50,972	31,399	40,826	145,862

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第88表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
事業所数	1,628,841	1,618,113	1,626,166	1,642,717	1,676,076	1,710,409
船舶所有者数	5,879	5,653	5,505	5,384	5,279	5,181
被保険者数	32,144,195	32,120,748	32,491,043	33,021,689	33,794,056	34,570,097
男	21,414,352	21,304,555	21,441,634	21,679,095	22,079,336	22,484,594
女	10,662,649	10,752,532	10,987,209	11,281,653	11,655,055	12,026,375
坑内員	918	893	874	840	708	693
船員	66,276	62,768	61,326	60,101	58,957	58,435
任意継続	・	・	・	・	・	・
船員任意継続(再掲)	・	・	・	・	・	・
平均標準報酬月額	314,489	313,893	313,679	313,204	312,703	312,258
男	359,249	358,875	358,607	358,118	357,549	356,597
女	224,292	224,394	225,663	226,582	227,439	229,030
坑内員	392,061	378,782	371,176	363,271	352,678	356,494
船員	362,128	377,137	373,815	371,635	373,141	379,729
任意継続	・	・	・	・	・	・
船員任意継続(再掲)	・	・	・	・	・	・

(注) 任意継続には船員任意継続を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

第89表 厚生年金保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成20年3月末現在

標準報酬		被保険者数				
等級	月額 (千円)	計	男	女	坑内員	船員
総数		34,570,097	22,484,594	12,026,375	693	58,435
第1級	98	415,174	177,428	236,576	2	1,168
2	104	102,830	20,770	81,886	1	173
3	110	192,560	38,329	154,047	—	184
4	118	344,232	77,018	266,894	4	316
5	126	402,199	77,510	324,510	2	177
6	134	534,904	113,019	421,624	—	261
7	142	607,648	132,428	474,963	3	254
8	150	894,115	261,877	631,454	2	782
9	160	929,250	267,736	661,206	3	305
10	170	989,413	319,416	669,581	6	410
11	180	1,092,743	405,018	686,747	2	976
12	190	1,056,916	409,073	647,275	7	561
13	200	1,900,283	880,962	1,017,605	18	1,698
14	220	2,287,264	1,165,828	1,119,888	23	1,525
15	240	2,212,685	1,282,485	928,169	14	2,017
16	260	2,230,778	1,446,513	781,825	35	2,405
17	280	1,940,367	1,360,220	577,626	29	2,492
18	300	1,944,730	1,438,048	502,674	34	3,974
19	320	1,604,762	1,252,722	349,226	51	2,763
20	340	1,424,382	1,152,083	269,108	198	2,993
21	360	1,372,402	1,139,044	229,988	27	3,343
22	380	1,413,300	1,209,848	199,512	39	3,901
23	410	1,543,373	1,340,988	197,897	29	4,459
24	440	1,214,586	1,086,654	123,847	39	4,046
25	470	976,552	891,108	82,087	45	3,312
26	500	919,399	826,222	90,314	24	2,839
27	530	654,344	609,201	42,921	18	2,204
28	560	542,387	505,635	35,037	9	1,706
29	590	478,996	439,407	38,230	9	1,350
30	620	2,347,523	2,158,004	183,658	20	5,841

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。
資料：社会保険庁「事業年報」

第90表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成19年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合 計	1,696,133	34,587,592	22,533,639	12,053,307	646	313,832	358,526	230,276	348,985
農 林 水 産 業	16,576	146,907	105,286	41,619	2	265,240	293,274	194,325	171,000
鉱 業	4,060	75,397	63,857	11,155	385	345,113	365,025	230,712	357,143
総 合 工 事 業	120,462	1,342,585	1,133,018	209,535	32	340,513	361,820	225,299	351,500
職 別 工 事 業	81,233	549,619	459,877	89,742	—	328,506	347,213	232,641	—
設 備 工 事 業	81,411	809,230	690,631	118,583	16	343,635	362,477	233,900	357,375
食 料 品 ・ たばこ 製 造 業	33,860	1,021,209	587,184	434,024	1	274,794	338,931	188,025	530,000
繊 維 製 品 製 造 業	24,054	387,162	181,386	205,776	—	256,279	334,663	187,185	—
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	19,829	228,253	171,170	57,081	2	278,945	303,706	204,698	190,000
紙 製 品 製 造 業	7,364	216,346	165,649	50,697	—	314,130	346,173	209,434	—
印 刷 ・ 同 関 連 産 業	24,679	453,489	334,840	118,649	—	332,833	364,199	244,315	—
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	28,130	1,133,444	863,803	269,636	5	354,214	390,362	238,415	284,000
金 属 工 業	43,019	1,020,930	844,250	176,647	33	343,279	366,536	232,126	372,727
機 械 器 具 製 造 業	72,207	3,728,440	2,987,621	740,814	5	353,136	384,419	226,977	344,000
そ の 他 の 製 造 業	26,239	865,722	679,716	185,987	19	360,960	395,296	235,478	311,579
卸 売 業	130,422	2,296,658	1,584,510	712,126	22	329,857	371,251	237,755	282,636
飲 食 料 品 小 売 業	53,500	733,263	415,602	317,661	—	269,962	327,745	194,362	—
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	159,793	2,606,084	1,492,928	1,113,152	4	281,775	333,046	213,012	300,000
金 融 ・ 保 険 業	21,704	1,361,394	716,544	644,849	1	364,756	457,389	261,823	620,000
不 動 産 業	73,348	505,933	336,113	169,820	—	324,989	361,835	252,061	—
道 路 貨 物 運 送 業	34,210	1,094,593	957,533	137,057	3	312,262	323,680	232,499	220,000
そ の 他 の 運 輸 業	26,044	1,288,594	1,108,772	179,820	2	317,444	332,600	223,989	400,000
情 報 通 信 業	58,849	1,954,127	1,438,055	516,070	2	374,206	406,167	285,144	480,000
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	9,151	292,538	247,796	44,742	—	427,723	453,966	282,382	—
飲 食 店	40,496	551,418	337,727	213,690	1	265,454	305,342	202,412	300,000
宿 泊 業	12,883	305,506	175,861	129,644	1	255,018	294,601	201,325	220,000
医 療 業 ・ 保 健 衛 生	80,016	2,041,651	486,060	1,555,590	1	289,595	377,673	262,074	160,000
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	50,120	1,240,077	348,515	891,549	13	237,041	284,535	218,474	305,385
教 育 ・ 学 習 支 援 業	21,863	352,172	164,807	187,365	—	275,688	328,029	229,650	—
複 合 サ ー ビ ス 業	12,353	402,689	253,692	148,997	—	255,653	291,518	194,588	—
物 品 賃 貸 業	9,009	175,282	121,646	53,635	1	304,537	339,925	224,279	160,000
対 個 人 サ ー ビ ス 業	33,575	489,737	223,829	265,907	1	270,496	321,160	227,849	240,000
労 働 者 派 遣 業	9,377	893,390	308,398	584,991	1	240,429	274,671	222,378	260,000
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	36,694	1,092,946	741,103	351,840	3	266,846	297,501	202,275	293,333
修 理 業	41,352	352,706	293,177	59,529	—	309,568	326,732	225,039	—
娯 楽 業	14,405	368,624	212,600	156,023	1	272,593	313,204	217,256	150,000
廃 棄 物 処 理 業	13,822	185,724	148,379	37,342	3	308,744	323,470	250,230	336,667
学 術 研 究 機 関	3,500	77,744	43,123	34,620	1	333,990	408,692	240,933	620,000
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	32,627	251,023	141,234	109,789	—	309,743	364,217	239,667	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	120,361	1,240,564	826,307	414,173	84	333,533	372,988	254,812	354,905
公 務	13,535	454,422	141,040	313,381	1	189,293	225,745	172,888	126,000

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：社会保険庁調べ

第91表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合計 人員	1,593,893	1,709,963	1,669,807	1,503,277	1,673,250	2,017,205
金額	1,418,785,140	1,459,845,698	1,364,842,217	1,195,127,445	1,142,707,629	1,331,958,043
老齢厚生年金 人員 (老齢相当)	709,057	758,703	710,600	602,053	700,716	877,680
金額	976,198,358	1,002,855,000	908,782,249	749,597,613	733,507,132	899,965,444
老齢厚生年金 人員 (通老相当)	585,391	642,654	643,157	572,978	652,054	811,856
金額	149,751,274	158,311,363	150,986,002	127,062,634	99,096,273	113,607,672
障害厚生年金 人員	28,285	28,054	31,028	29,486	28,409	29,147
金額	22,893,251	22,533,712	24,725,699	23,314,472	22,471,867	22,888,150
遺族厚生年金 人員	268,234	278,046	282,321	296,557	290,377	294,827
金額	268,763,159	275,102,408	279,309,726	294,299,853	286,950,316	294,346,577
老齢年金 人員	245	255	211	195	166	183
金額	372,500	372,808	322,122	264,181	222,668	279,524
通算老齢年金 人員	2,341	1,945	2,140	1,698	1,273	3,213
金額	511,329	405,849	422,019	334,427	235,508	619,158
障害年金 人員	241	212	229	229	186	177
金額	245,587	213,689	229,663	215,394	186,513	187,450
遺族年金 人員	41	37	51	35	30	54
金額	36,647	34,970	48,211	28,200	26,774	48,255
通算遺族年金 人員	58	57	70	46	39	68
金額	13,035	15,898	16,527	10,673	10,581	15,814

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合計 人員	21,979,649	23,147,746	24,232,672	25,109,878	26,155,333	27,501,985
金額	23,980,579,622	24,672,920,568	24,910,333,003	25,343,469,828	25,603,237,195	25,838,183,760
老齢厚生年金 人員 (老齢相当)	7,758,305	8,440,781	9,054,158	9,550,566	10,145,476	10,889,922
金額	12,457,041,879	13,310,548,330	13,674,460,358	14,229,511,923	14,673,648,650	15,009,686,023
老齢厚生年金 人員 (通老相当)	5,719,685	6,278,069	6,821,090	7,277,814	7,805,967	8,488,915
金額	1,535,821,683	1,637,426,857	1,712,654,078	1,770,627,409	1,793,214,388	1,867,165,362
障害厚生年金 人員	299,499	316,597	335,860	353,001	368,955	385,064
金額	228,045,461	238,515,258	251,746,923	263,722,648	273,942,261	285,067,634
遺族厚生年金 人員	3,025,982	3,209,682	3,392,016	3,578,957	3,754,832	3,924,932
金額	3,026,127,672	3,189,406,626	3,367,399,666	3,558,076,318	3,722,285,223	3,896,889,069
老齢年金 人員	2,386,734	2,249,486	2,112,622	1,972,604	1,838,640	1,706,182
金額	4,832,198,522	4,499,263,498	4,197,774,559	3,903,135,065	3,611,258,795	3,334,435,159
通算老齢年金 人員	1,578,839	1,491,439	1,403,755	1,312,786	1,225,101	1,138,469
金額	660,685,535	616,158,246	575,995,457	536,505,117	497,048,006	459,935,187
障害年金 人員	152,921	146,459	140,126	133,727	127,582	121,526
金額	194,416,318	183,773,440	174,570,661	166,005,229	157,174,053	149,166,548
遺族年金 人員	950,847	913,367	876,271	838,872	802,462	765,810
金額	1,018,114,544	971,221,503	930,501,556	891,980,278	852,152,224	814,631,690
通算遺族年金 人員	106,837	101,865	96,774	91,551	86,318	81,165
金額	28,128,010	26,606,811	25,229,744	23,905,842	22,513,595	21,207,089

- (注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。
 2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。
 3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。
 4 船員保険の旧法分を含む。
 5 基金代行支給分を含む。
 6 旧三共済、旧農林共済組合を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

第92表 厚生年金保険一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	29,535	32,756	31,950	30,347	34,794	39,978
金額	10,943,492	12,282,180	11,012,869	9,624,187	10,946,986	11,437,205
障害手当金 件数	217	257	235	219	185	190
金額	345,004	405,367	369,931	337,210	290,615	296,075
脱退手当金 件数	12,588	11,992	11,000	9,464	7,935	8,975
金額	3,182,106	2,941,654	2,464,732	2,092,673	1,604,690	1,443,728
脱退一時金 件数	16,730	20,507	20,715	20,664	26,674	30,813
金額	7,416,382	8,935,159	8,178,206	7,194,303	9,051,681	9,697,402

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

第93表 厚生年金保険給付受給権者1人当たり金額

(単位 円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《年金》						
新 規 裁 定	930,441	891,069	856,856	840,789	722,821	728,442
老齢厚生年金(老齢相当)	1,377,459	1,322,833	1,280,077	1,246,611	1,048,438	1,050,286
老齢厚生年金(通老相当)	300,961	286,394	277,094	277,355	200,636	241,154
障害厚生年金	1,281,582	1,277,999	1,272,636	1,264,576	1,259,465	1,264,075
遺族厚生年金	1,091,281	1,075,753	1,071,194	1,066,757	1,059,022	1,064,435
老 齢 年 金	1,520,411	1,461,992	1,526,644	1,354,772	1,341,372	1,527,457
通算老齢年金	218,423	208,663	197,205	196,953	185,002	192,704
障 害 年 金	1,019,035	1,007,963	1,002,894	940,585	1,002,754	1,059,037
遺 族 年 金	893,829	945,143	945,306	805,725	892,443	893,624
通算遺族年金	224,750	270,438	236,090	232,015	271,323	232,554
年 度 末 現 在	1,392,034	1,376,151	1,350,108	1,349,053	1,333,246	1,303,714
老齢厚生年金(老齢相当)	2,068,525	2,039,226	1,978,664	1,974,939	1,944,622	1,882,107
老齢厚生年金(通老相当)	743,032	733,125	726,734	734,077	727,119	714,272
障害厚生年金	1,235,053	1,223,334	1,220,968	1,220,876	1,215,901	1,215,229
遺族厚生年金	1,055,795	1,045,335	1,040,778	1,038,790	1,032,734	1,031,361
老 齢 年 金	2,024,607	2,000,130	1,986,997	1,978,671	1,964,092	1,954,326
通算老齢年金	418,463	413,130	410,325	408,677	405,720	403,994
障 害 年 金	1,271,351	1,254,769	1,245,812	1,241,374	1,231,945	1,227,446
遺 族 年 金	1,070,745	1,063,342	1,061,888	1,063,309	1,061,922	1,063,752
通算遺族年金	263,280	261,197	260,708	261,120	260,822	261,284
《一時金》	370,526	374,960	344,691	317,138	314,623	286,087
障 害 手 当 金	1,589,880	1,577,304	1,574,174	1,539,772	1,570,892	1,558,290
脱 退 手 当 金	252,789	245,301	224,067	221,119	202,229	160,861
脱 退 一 時 金	443,298	435,713	394,796	348,156	339,345	314,718

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 それぞれ併給している基礎年金分を含む。

7 旧三共済、旧農林共済組合を含む。

資料：社会保険庁調べ

第94表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
徴収決定額	20,676,840,368	19,647,120,213	19,802,162,276	20,357,713,423	21,261,218,240	22,267,233,719
前年度からの繰越額	429,389,061	420,308,996	350,475,159	300,101,947	263,271,583	251,218,698
本年度分	20,247,451,307	19,226,811,216	19,451,687,117	20,057,611,475	20,997,946,656	22,016,015,020
収納済額	20,203,364,573	19,242,533,981	19,453,699,614	20,058,431,607	20,983,460,903	21,969,091,516
不納欠損額	50,228,591	52,090,675	47,181,026	35,067,321	25,913,815	20,569,031
収納未済額	423,247,204	352,495,557	301,281,637	264,214,495	251,843,521	277,573,172
収納率(%)	97.7	97.9	98.2	98.5	98.7	98.7

資料：社会保険庁「事業年報」

第95表 厚生年金保険収支状況

(i) 厚生保険特別会計年金勘定

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収入	30,888,444,786	31,102,189,489	32,847,701,976	38,573,966,680	35,499,646,879	36,082,953,806
保険料	20,203,364,573	19,242,533,981	19,453,699,614	20,058,431,607	20,983,460,903	21,969,091,516
一般会計より受入	4,003,622,223	4,104,518,651	4,279,206,064	4,539,449,827	4,828,547,185	5,165,881,870
拠出金収入等	2,124,535,660	552,228,046	490,097,002	472,136,814	571,307,170	290,725,076
国共済組合連合会等拠出金収入	27,292,226	37,249,860	38,322,337	38,391,810	38,462,048	34,692,398
積立金相当額納付金	1,724,256,336	172,692,180	137,371,020	138,215,782	256,653,802	—
職域等費用納付金	372,987,097	342,286,006	314,403,646	295,529,222	276,191,320	256,032,678
国年特会より受入	1,424,025,239	1,392,064,117	1,606,020,560	1,947,360,790	1,998,917,430	1,883,214,010
積立金より受入	—	—	—	6,249,692,219	3,416,658,154	3,985,328,741
解散厚生年金基金等徴収金	—	3,496,506,727	5,385,413,212	3,456,753,382	679,965,482	555,223,145
利子(運用収入)	3,107,090,884	2,288,443,188	1,612,514,924	1,077,585,113	745,425,267	434,399,036
年金資金運用基金納付金	—	—	—	752,223,592	1,826,622,513	1,780,320,852
その他の収入	25,806,207	25,894,780	20,750,600	20,333,337	448,742,774	18,769,561
支出	30,587,757,783	31,440,137,076	32,611,812,555	37,606,752,076	34,397,516,874	35,145,136,933
保険給付費	20,346,570,347	20,814,004,846	21,538,042,126	21,986,252,822	22,254,094,134	22,317,936,607
国年特会へ繰入	9,896,099,409	10,298,563,649	10,787,386,578	11,283,096,252	11,922,397,790	12,623,269,342
業務勘定へ繰入	220,216,891	207,509,001	190,646,916	4,240,160,431	122,272,114	112,363,830
その他の支出	124,871,135	120,059,580	95,736,935	97,242,572	98,752,835	91,567,154
差引収支過不足額	300,687,003	△ 337,947,586	235,889,421	967,214,604	1,102,130,005	937,816,873
積立金から補足	—	337,947,586	—	—	—	—
業務勘定から積立金への繰入	8,262,238	6,740,937	14,967,843	22,632,247	10,486,666	6,329,957
積立金へ繰入	308,949,242	6,740,937	250,857,264	998,846,851	1,112,616,671	944,146,830
年度末現在積立金	137,702,330,488	137,411,034,529	137,661,891,793	132,402,046,424	130,098,004,942	127,056,823,031

(注) 1 平成18年度以前においては、「厚生保険特別会計年金勘定」の決算額による。平成19年度においては、「年金特別会計厚生年金勘定」の決算額によるものであり、区分内の「国年特会」を「基礎年金勘定」に読み替えるものとする。

2 収入の「国年特会(国民年金特別会計)より受入」とは、基礎年金給付に相当する部分に対する交付金であり、支出の「国年特会へ繰入」とは基礎年金拠出金である。

3 収入の「解散厚生年金基金等徴収金」とは、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第113条の規定により厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する際の代行返上に伴う徴収金である。

4 「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度末までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

平成13年度以降の積立金は預託残高と年金資金運用基金への運用寄託金の合計額である。

年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成19年度末の時価ベースの積立金額は、約130.2兆円である。

(ii) 厚生保険特別会計業務勘定

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	588,496,610	569,240,245	539,802,386	4,597,357,606	472,134,353
一般会計より受入	83,104,166	83,103,555	81,672,726	88,058,271	86,575,659
他勘定より受入	339,972,978	321,364,765	295,017,697	4,335,239,054	219,196,823
健康勘定より受入	119,756,087	113,855,764	104,370,781	95,078,623	96,924,709
年金勘定より受入	220,216,891	207,509,001	190,646,916	4,240,160,431	122,272,114
児童手当収入	136,982,743	134,741,469	133,691,715	135,190,520	137,600,913
特別保健福祉事業資金より受入	8,993,908	8,999,964	8,999,984	8,637,309	8,629,052
その他の収入	19,442,815	21,030,492	20,420,264	30,232,452	20,131,906
支 出	573,686,806	553,237,799	508,538,601	4,554,993,395	440,201,282
事 務 費	142,943,733	147,165,023	144,467,139	144,580,278	145,528,820
保 健 事 業 費	79,353,897	80,661,139	73,748,389	70,016,875	70,432,891
福 祉 事 業 費	200,844,644	177,744,051	144,671,168	114,127,999	77,136,994
特別保健福祉事業	8,972,732	8,998,943	8,999,984	8,637,309	8,629,052
児童手当勘定へ繰入	135,157,506	132,902,297	131,905,204	132,653,738	132,099,840
その他の支出	6,414,294	5,766,347	4,746,716	4,084,977,196	6,373,686
差引収支過不足額	14,809,804	16,002,446	31,263,785	42,364,211	31,933,070

(注) 1 「厚生保険特別会計年金勘定」の決算額による。平成19年度については、『第106表 国民年金特別会計収支状況』業務勘定を参照のこと。

2 「差引収支過不足額」のうち、特別保健福祉事業以外の事業に係るものについては、一部を健康勘定の事業運営安定資金と年金勘定の積立金に組み入れられ、残りは業務勘定において翌年度の歳入に繰り入れられる。また、「差引収支過不足額」のうち、特別保健福祉事業に係るものについては、業務勘定の特別保健福祉事業資金に組み入れられる。

資料：社会保険庁「事業年報」

② 厚生年金基金

第96表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
基 金 数	1,656	1,357	838	687	658	626
設 立 事 業 所 数	162,041	148,510	136,625	130,196	126,043	120,620
加 入 員 数	10,385,707	8,351,440	6,152,009	5,309,784	5,221,383	4,781,666
男	7,590,266	6,000,623	4,413,866	3,784,701	3,708,269	3,378,981
女	2,795,441	2,350,817	1,738,143	1,525,083	1,513,114	1,402,685
坑 内 員	・	・	・	・	・	・
平均標準給与月額	348,824	345,509	336,809	331,541	332,010	328,338
男	390,061	387,245	374,439	367,374	368,267	363,225
女	236,856	238,975	241,253	241,716	243,154	244,300
坑 内 員	・	・	・	・	・	・

(注) 「坑内員」は、「男」に含まれる。

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」
平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第97表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	5,292,172	5,009,869	4,469,078	4,405,537	4,676,658	4,830,210
金額	2,476,567,606	2,084,861,775	1,442,366,237	1,139,597,692	1,284,122,309	1,264,944,729
基 金 裁 定 件数	3,863,745	3,422,589	2,709,054	2,481,443	2,560,097	2,430,231
金額	2,397,317,951	1,995,026,060	1,341,628,404	1,029,187,546	1,162,593,715	1,129,164,580
企 業 年 金 連 合 会 裁 定 件数	1,428,427	1,587,280	1,760,024	1,924,094	2,116,561	2,399,979
金額	79,249,655	89,835,715	100,737,833	110,410,146	121,528,594	135,780,149

(注) 「企業年金連合会裁定」は、平成17年9月以前は「厚生年金基金連合会裁定」である。

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」
平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第98表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	510,631	462,632	302,828	242,725	238,679	227,770
金額	771,949,195	627,028,978	310,632,606	149,146,139	125,525,792	117,529,098
脱退一時金 件数	370,361	325,987	217,049	176,016	179,106	166,567
金額	158,433,861	126,406,338	70,136,233	45,232,593	45,648,154	35,268,727
遺族一時金 件数	15,064	14,384	10,979	8,802	8,531	8,692
金額	50,102,586	47,666,671	24,969,287	12,633,671	10,717,742	11,013,597
選択一時金 件数	125,206	122,261	74,800	57,907	51,042	52,511
金額	563,412,749	452,955,969	215,527,086	91,279,873	69,159,895	71,246,774

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第99表 厚生年金基金給付1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
年 金	467,968	470,045	322,744	258,674	274,581	261,882
一 時 金	1,511,755	1,355,352	1,025,772	614,466	525,919	515,999
脱退一時金	427,782	387,765	323,135	256,980	254,867	211,739
死亡一時金	3,325,982	3,313,868	2,274,277	1,435,318	1,256,329	1,267,096
選択一時金	4,499,886	3,704,828	2,281,378	1,576,318	1,354,961	1,356,797

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第100表 加入件数

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《適格退職年金》							
合 計	66,752	59,162	52,761	45,090	38,885	32,825	25,441
生 保 会 社	57,433	50,463	44,747	37,725	32,166	26,956	20,681
全 共 連	532	459	446	427	411	398	375
信 託 銀 行	8,787	8,240	7,568	6,938	6,308	5,471	4,385
《確定給付企業年金》							
合 計	15	312	987	1,432	1,941	3,101	5,008
生 保 会 社	3	89	329	563	931	1,802	3,173
全 共 連	—	3	6	10	11	11	11
信 託 銀 行	12	220	652	859	999	1,288	1,824

(注) 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。
資料：(社)生命保険協会調べ

第101表 加入者数

年度末現在 (単位 万人)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《適格退職年金》							
合 計	858	777	653	567	506	442	348
生 保 会 社	469	420	361	313	278	236	187
全 共 連	11	11	11	10	10	10	9
信 託 銀 行	377	345	281	243	217	196	151
《確定給付企業年金》							
合 計	3	135	314	384	430	506	570
生 保 会 社	0	14	64	87	96	120	153
全 共 連	—	0	0	0	0	0	0
信 託 銀 行	3	120	249	296	334	385	417

(注) 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。
資料：(社)生命保険協会調べ

5 国民年金

第102表 国民年金被保険者数

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 数	33,603,769	33,494,021	33,162,957	32,825,823	32,019,496	30,981,360
第1号被保険者	22,064,406	22,077,392	21,827,909	21,576,319	20,910,767	20,014,692
任意加入被保険者	303,510	322,508	341,612	327,166	319,729	339,059
第3号被保険者 (再掲)	11,235,853	11,094,121	10,993,436	10,922,338	10,789,000	10,627,609
付加保険料納付被保険者	679,687	688,809	764,512	772,238	755,239	769,526
強 制	102,002	94,009	89,414	86,748	81,887	75,852
任 意	577,685	594,800	675,098	685,490	673,352	693,674
保険料全額免除被保険者	.	.	.	5,382,943	5,280,846	5,172,873
保険料免除被保険者	2,808,646	3,090,354	3,268,948	.	.	.
法 定 免 除	1,027,786	1,062,445	1,092,863	1,126,166	1,135,369	1,129,124
学 生 納 付 特 例	.	.	.	1,760,373	1,702,861	1,657,334
若 年 者 納 付 猶 予	.	.	.	340,525	373,156	369,325
申 請 免 除	1,780,860	2,027,909	2,176,085	.	.	.
全 額	1,436,907	1,649,462	1,761,775	2,155,879	2,069,460	2,017,090
半 額	343,953	378,447	414,310	532,984	212,568	186,724

(注) 「保険料全額免除被保険者」とは、法定免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予者、申請免除(全額)者をいう。
資料：社会保険庁「事業年報」

第103表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
保険料収納済歳入額	1,843,704,663	1,962,655,695	1,935,433,644	1,948,001,962	1,903,806,222	1,858,172,724
現年度保険料	1,739,780,580	1,824,223,971	1,786,079,596	1,806,156,054	1,776,934,047	1,737,715,997
過年度保険料 (再掲)	103,924,083	138,431,724	149,354,048	141,845,908	126,872,176	120,456,727
前納保険料	390,685,342	408,518,334	420,111,755	540,728,423	593,865,449	630,382,123
追納保険料	18,795,918	26,654,838	33,167,290	31,384,704	30,940,887	37,406,538

(注) 1 「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。

2 「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第104表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 人員	563,902	535,287	501,317	498,186	475,151	595,652
金額	387,378,925	362,627,523	343,481,176	345,199,732	324,790,325	375,388,232
老齡基礎年金 人員	440,775	409,318	374,721	375,525	355,591	475,713
金額	284,698,055	258,455,536	238,756,061	243,824,702	225,941,225	277,453,807
障害基礎年金 人員	74,902	78,110	80,541	78,997	78,829	79,412
金額	67,412,926	69,503,829	71,384,740	69,756,971	69,408,070	69,887,821
遺族基礎年金 人員	42,217	41,980	40,587	38,588	36,062	34,096
金額	32,613,699	32,123,702	31,017,674	29,488,739	27,433,441	25,883,693
老 齡 年 金 人員	211	194	151	144	123	135
金額	111,692	102,218	77,110	73,331	67,597	72,746
通算老齡年金 人員	948	950	951	922	795	2,692
金額	152,353	148,847	151,107	139,687	133,188	353,851
障 害 年 金 人員	228	221	199	151	174	153
金額	194,424	181,852	164,309	124,570	141,579	128,319
母 子 年 金 人員	—	—	—	—	—	1
金額	—	—	—	—	—	814
準母子年金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
遺 児 年 金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
寡 婦 年 金 人員	4,621	4,514	4,167	3,859	3,577	3,450
金額	2,195,777	2,111,541	1,930,176	1,791,733	1,665,225	1,607,181

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 人員	21,652,589	22,543,518	23,431,323	24,393,056	25,419,830	26,387,421
金額	13,359,790,800	13,943,261,787	14,592,315,313	15,350,125,245	16,099,978,670	16,854,536,445
老齡基礎年金 人員	14,269,266	15,458,502	16,639,321	17,908,710	19,227,035	20,487,842
金額	9,527,065,079	10,248,095,417	11,008,660,116	11,874,757,715	12,735,113,815	13,592,406,648
障害基礎年金 人員	1,395,812	1,440,793	1,487,669	1,530,875	1,574,506	1,615,759
金額	1,273,290,567	1,298,644,619	1,332,928,775	1,368,041,077	1,400,259,810	1,434,527,065
遺族基礎年金 人員	308,770	303,542	297,507	289,880	281,832	273,096
金額	243,365,865	237,709,988	232,616,465	227,022,733	220,254,883	213,504,914
老 齡 年 金 人員	3,784,223	3,526,596	3,275,298	3,019,835	2,780,090	2,543,190
金額	1,788,854,586	1,658,107,685	1,541,010,822	1,426,600,245	1,314,823,273	1,208,014,599
通算老齡年金 人員	1,696,578	1,625,295	1,551,872	1,474,108	1,396,218	1,316,624
金額	369,173,144	352,153,401	336,849,050	321,648,752	305,415,827	289,464,422
障 害 年 金 人員	147,067	139,378	131,824	124,126	117,194	109,937
金額	133,119,446	124,937,859	117,723,476	110,807,246	104,272,344	97,788,307
母 子 年 金 人員	584	203	61	46	42	39
金額	544,704	189,842	61,571	47,825	43,600	40,768
準母子年金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
遺 児 年 金 人員	10	7	7	7	7	7
金額	7,469	5,011	4,996	4,996	4,981	4,981
寡 婦 年 金 人員	50,279	49,202	47,764	45,469	42,906	40,927
金額	24,369,940	23,417,965	22,460,042	21,194,657	19,790,138	18,784,743

資料：社会保険庁「事業年報」

第105表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	29	25	23	7	13	13
金額	11,948	10,208	9,363	2,850	5,275	5,275
老 齢 福 祉 年 金 件数	29	25	23	7	13	13
金額	11,948	10,208	9,363	2,850	5,275	5,275
老 齢 特 別 給 付 金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	110,048	84,619	64,020	47,289	34,578	24,252
金額	45,339,168	34,548,737	26,062,542	19,251,352	14,031,752	9,841,462
老 齢 福 祉 年 金 件数	110,046	84,617	64,020	47,289	34,578	24,252
金額	45,338,952	34,548,521	26,062,542	19,251,352	14,031,752	9,841,462
(再掲)						
一 部 支 給 停 止 件数	10,324	7,655	5,770	4,259	3,064	2,184
金額	2,366,294	1,690,518	1,266,252	926,322	657,335	463,718
全 部 支 給 停 止 件数	28,345	22,291	17,364	13,440	10,428	7,315
老 齢 特 別 給 付 金 件数	2	2	—	—	—	—
金額	216	216	—	—	—	—
(再掲)						
一 部 支 給 停 止 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
全 部 支 給 停 止 件数	—	—	—	—	—	—

(注) 「一部支給停止」金額は、支給年額である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第106表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《基礎年金勘定》						
収 入	15,966,496,187	16,745,977,288	17,557,477,711	18,430,180,542	19,138,101,434	19,961,067,044
抛出金等収入	15,943,720,229	16,732,360,996	17,544,818,348	18,417,461,460	19,122,146,829	19,940,228,816
運用収入	17,463,098	7,898,705	8,256,820	8,303,488	11,476,370	16,870,421
雑収入	5,312,859	5,717,587	4,402,543	4,415,593	4,478,236	3,967,807
支 出	14,599,325,058	15,217,449,565	16,008,558,685	17,015,999,288	17,705,870,653	18,393,517,322
基礎年金給付費	10,249,367,215	11,073,549,445	11,811,814,632	12,638,647,358	13,490,924,228	14,461,839,888
基礎年金相当給付費繰入及交付金	4,349,884,802	4,143,792,614	4,196,665,570	4,377,272,227	4,214,852,691	3,931,606,595
諸支出金	73,041	107,506	78,484	79,702	93,735	70,839
収支差引	1,367,171,129	1,528,527,724	1,548,919,026	1,414,181,254	1,432,230,781	1,567,649,722
翌年度へ繰越	1,367,171,129	1,528,527,724	1,548,919,026	1,414,181,254	1,432,230,781	1,567,549,722
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
《国民年金勘定》						
収 入	5,822,400,655	5,767,669,986	5,570,879,860	6,117,461,245	5,916,454,777	5,572,898,267
保険料収入	1,895,793,250	1,962,655,695	1,935,433,644	1,948,001,962	1,903,806,222	1,858,172,724
一般会計より受入	1,456,538,388	1,496,285,266	1,521,881,737	1,702,012,646	1,797,136,396	1,843,633,668
基礎年金勘定より受入	2,277,134,154	2,153,429,366	2,007,558,385	1,876,340,729	1,710,800,985	1,577,223,564
積立金より受入	—	—	—	453,863,809	282,813,531	149,026,491
運用収入	189,718,311	152,278,606	104,365,035	75,751,887	60,715,999	33,361,543
独立行政法人納付金	—	—	—	59,994,942	135,752,291	110,183,692
雑収入	3,216,551	3,021,053	1,641,059	1,495,269	25,429,353	1,296,584
支 出	5,870,881,372	5,817,680,878	5,741,559,772	6,224,524,548	6,035,845,725	5,932,229,924
国民年金給付費	2,381,898,322	2,229,305,316	2,088,781,846	1,952,710,849	1,814,902,434	1,686,246,522
基礎年金勘定へ繰入	3,369,340,268	3,485,304,301	3,543,719,527	3,897,559,415	4,100,247,108	4,115,110,738
諸支出金	25,956,835	26,117,887	27,199,888	29,982,936	33,268,510	39,295,596
業務勘定へ繰入	93,685,947	76,953,373	81,858,511	344,271,347	87,427,673	91,577,068
収支差引	—	—	—	—	—	—
超過受入	—	—	—	—	—	—
積立金へ繰入	—	—	—	—	—	—
積立金から補足	48,480,718	50,010,892	170,679,913	107,063,303	119,390,948	359,331,657
年度末現在積立金	9,910,835,492	9,861,171,654	9,699,147,638	9,151,357,067	8,766,010,565	8,269,193,945

《福祉年金勘定》							
収	入	45,900,834	34,525,069	28,460,839	21,294,601	17,378,067	11,833,433
一般会計より受	入	31,761,108	27,602,518	23,505,550	15,235,974	14,424,867	9,345,451
雑	収	14,139,726	6,922,551	4,955,289	6,058,627	2,953,200	2,487,981
支	出	39,057,445	29,620,153	22,442,777	18,386,285	14,930,140	11,790,574
福祉年金給付	費	39,057,441	29,620,016	22,442,777	16,480,782	11,828,572	8,417,564
特別障害給付金給付	費	.	.	.	1,905,504	3,101,562	3,373,010
諸	支	4	137	0	—	5	0
収	支	6,843,388	4,904,916	6,018,062	2,908,316	2,447,927	42,858
《業務勘定》							
収	入	233,867,782	150,207,273	155,886,422	424,985,150	167,927,079	526,215,397
一般会計より受	入	74,575,064	69,513,651	69,417,080	77,646,931	77,417,763	175,622,572
印紙売さばき	収	62,856,847	—	—	—	—	.
他勘定より受	入	303,380,708
国民年金勘定より受	入	93,685,947	76,953,373	81,858,511	344,271,347	87,427,673	91,577,068
厚生年金勘定より受	入	112,363,830
健康勘定より受	入	97,765,537
児童手当勘定より受	入	1,674,273
特別保健福祉事業資金より受	入	11,361,976
雑	収	2,749,924	3,740,249	4,610,831	3,066,872	3,081,643	19,982,690
前年度剰余金受	入	15,867,451
支	出	220,049,186	145,598,534	144,618,991	409,482,629	147,359,941	463,574,836
業務取	扱	140,891,547	131,007,614	132,078,642	128,196,715	129,228,764	281,603,463
施設整備	費	447,058	783,999	285,066	321,262	169,926	227,822
保険事業	費	70,658,777
福祉施設事業	費	89,553,351
特別保健福祉事業	費	1,230,000
独立行政法人福祉医療機構運営	費	5,579,948
特別保健福祉事業費補助	金	9,820,529
児童手当勘定へ繰	入	4,589,499
船員保険特別会計へ繰	入	311,447
諸支出金（印紙買戻	費	10,768,259	—	—	—	—	.
国民年金勘定へ繰	入	52,088,587	—	—	—	—	.
福祉施設	費	15,853,734	13,806,921	12,255,283	17,724,406	17,961,250	.
財政融資資金繰上償還等	資金	.	.	.	263,240,247	—	.
収	支	13,818,596	4,471,619	11,267,431	15,502,520	20,567,138	62,640,561
翌年度へ繰	越	3,517,308	4,124,565	2,611,535	2,365,980	3,709,161	31,653,530
国民年金勘定積立	金へ繰	10,301,288	347,054	8,655,897	13,136,540	16,857,977	11,541,528
厚生年金勘定積立	金へ繰	6,329,957
事業運営安定	資金へ繰	12,830,707
特別保健福祉事業	資金へ繰	284,839

(注) 1 平成18年度以前においては、「国民年金特別会計」の決算額による。平成19年度においては、「年金特別会計」の決算額による。

2 基礎年金勘定の「積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法（昭和34年法律141号）に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

3 国民年金勘定の「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革によって平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成13年度以降の積立金は、預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平成19年度末の時価ベースの積立金額は、約9.4兆円である。

資料：社会保険庁「事業年報」

6 農業者年金基金

第107表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	総数	通常加入	政策支援 加入	政策支援						未分類
				区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
平成13年度(2001)	61,756	28,677	33,079	13,022	18	850	1,447	42	17,700	0
14 (2002)	71,570	32,036	38,920	16,301	28	1,749	1,719	95	19,028	614
15 (2003)	68,320	29,994	37,902	16,464	23	1,961	1,485	93	17,876	424
16 (2004)	64,905	39,590	23,417	19,193	8	2,360	1,726	130	0	1,898
17 (2005)	63,382	38,791	24,033	19,644	6	2,657	1,607	119	・	558
18 (2006)	61,038	36,823	23,733	19,212	11	3,003	1,384	123	・	482

(注) 平成14年1月の制度改革により項目等の変更があった。

項目説明は、以下のとおり。

通常加入：保険料の助成を受けずに加入している者

政策支援区分1：認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分2：認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分3：区分1又は2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属の後継者

政策支援区分4：認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者

政策支援区分5：35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

政策支援区分6：旧制度加入者への特例措置による政策支援対象者(平成16年12月31日までの特例措置)

未分類：これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農年」

第108表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
経営移譲年金 人員	644,467	631,603	613,592	593,728	571,507	548,103
金額	74,258,334	76,754,826	77,813,151	78,305,555	78,338,422	78,068,864
農業者老齢年金 人員	567,646	551,412	531,711	510,433	487,252	463,395
金額	89,163,122	87,927,209	86,001,008	83,732,540	81,159,196	78,450,900

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農年」

第109表 農業者年金年金勘定経理状況

平成18年4月1日～平成19年3月31日 (単位 千円)

区 分	特例付加 年金勘定	農業者 老齢年金勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計
収 益	2,125,129	17,957,791	171,807,142	389,108	276,396	192,002,775
經常 収 益	2,125,129	17,957,791	171,807,142	382,009	276,396	191,995,676
運 営 費 交 付 金 収 益	383,469	1,015,989	2,152,235	92,782	—	3,644,476
保 險 料 収 入	—	14,300,103	—	—	—	14,300,103
運 用 収 益	347,786	2,613,004	—	—	—	2,960,790
農地等割賦利息収入	—	—	—	19,801	—	19,801
貸付金利息収入	—	—	276,396	136,841	276,396	136,841
補助金等収益	1,383,065	—	149,607,321	122,514	—	151,112,900
財源措置予定額収益	—	—	19,700,000	—	—	19,700,000
資産見返運営費交付金戻入	7,340	19,316	17,997	2,468	—	47,123
資産見返補助金戻入	3,343	6,048	19,123	4,532	—	33,048
財 務 収 益	—	—	0	2	—	2
雑 益	123	3,328	34,068	3,068	—	40,589
臨 時 利 益	—	—	—	7,098	—	7,098
当期純損失	—	—	—	—	—	—
費 用	2,125,129	17,957,791	171,807,142	389,108	276,396	192,002,775
經常 費 用	2,125,129	17,957,791	171,318,449	375,851	276,396	191,500,825
年金事業費	1,730,851	16,715,420	166,451,471	—	—	184,897,743
貸付事業費	—	—	—	—	—	—
その他の業務費	307,850	813,588	2,045,734	68,096	—	3,235,270
一般管理費	86,427	228,093	289,253	31,325	—	635,100
財 務 費 用	—	—	2,531,705	276,396	276,396	2,531,705
雑 損	—	200,689	284	33	—	201,006
臨 時 損 失	—	—	1,903	371	—	2,275
当期純利益	—	—	486,788	12,885	—	499,674

資料：独立行政法人農業者年金基金「事業年報」

7 国家公務員共済組合

第110表 国家公務員共済組合適用状況

区 分	組合員数						被扶養	
	計	長期組合員	短期組合員	継続長期	任意継続	(再掲)介護保険 第2号被保険者	計	長期短期
平成15年度(2003)	1,122,813	1,087,842	134	3,240	31,597	555,904	1,447,895	1,418,154
16 (2004)	1,116,494	1,082,841	141	3,274	30,238	554,105	1,419,223	1,390,137
17 (2005)	1,108,567	1,078,765	142	3,208	26,452	550,434	1,387,300	1,362,021
18 (2006)	1,104,106	1,073,269	141	3,144	27,552	545,555	1,353,917	1,327,771
19 (2007)	1,088,028	1,055,044	143	2,998	29,843	544,046	1,324,182	1,296,541
平成19年度								
衆議院	2,769	2,670	—	—	99	1,399	2,019	1,945
参議院	1,339	1,297	—	—	42	770	1,219	1,179
内閣	8,617	8,361	55	99	102	4,358	10,916	10,831
総務省	6,771	6,520	14	137	100	3,899	7,670	7,622
法務省	30,417	29,652	6	70	689	16,266	36,324	35,689
外務省	5,756	5,632	6	18	100	1,477	7,596	7,492
財務省	80,052	77,360	5	381	2,306	45,760	108,103	105,612
文部科学省	151,117	146,417	8	460	4,232	86,251	172,201	168,650
厚生労働省	31,102	30,352	18	434	298	17,233	36,143	35,925
農林水産省	30,076	29,169	5	180	722	19,542	47,614	46,805
経済産業省	12,991	12,454	5	318	214	7,319	15,128	14,935
国土交通省	66,494	64,639	17	794	1,044	36,322	99,203	98,174
防衛省	261,584	258,511	4	2	3,067	94,813	334,285	331,300
裁判所	29,426	27,638	—	47	1,741	14,305	25,731	24,842
会計検査院	1,317	1,274	—	17	26	757	1,296	1,279
刑務	22,433	21,927	—	—	506	12,984	33,592	33,101
厚生労働省第二	58,897	57,751	—	10	1,136	27,349	40,543	39,986
社会保険職員	15,834	15,503	—	—	331	6,960	15,779	15,504
林野庁	8,047	7,836	—	31	180	5,560	11,883	11,698
日本郵政	250,886	238,325	—	—	12,561	135,745	309,489	296,632
連合会職員	12,103	11,756	—	—	347	4,977	7,448	7,340

(注) 1 「長期組合員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組合員」は短期保険のみの適用者である。
2 長期組合員の「継続長期組合員」とは、公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員である。
3 短期組合員の「任意継続組合員」とは、退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

年度末現在

者数		組合員1人当り 被扶養者数		組合員1人当り標準報酬月額					
任意継続	(再掲) 介護保険	任意継続	任意継続	長期組合員	継続長期	短期組合員	任意継続	平均	
								短期適用	長期適用
29,741	283,626	1.30	0.94	402,216	547,034	980,000	356,295	407,764	402,646
29,086	280,870	1.28	0.96	406,133	542,181	980,000	353,448	412,154	406,543
25,279	277,090	1.26	0.96	408,446	538,716	980,000	354,371	414,625	408,832
26,146	271,058	1.24	0.95	409,228	535,900	980,000	358,005	415,421	409,598
27,641	265,633	1.23	0.93	412,818	533,002	1,171,818	359,277	419,843	413,158
74	498	0.73	0.75	456,472	—	—	453,636	491,535	456,472
40	320	0.91	0.95	495,150	—	—	491,190	536,751	495,150
85	2,333	1.29	0.83	462,701	535,556	1,163,091	393,824	492,492	463,553
48	1,828	1.17	0.48	450,690	483,139	1,167,143	368,600	466,435	451,358
635	8,304	1.20	0.92	434,835	551,857	1,190,000	396,255	447,008	435,110
104	1,006	1.33	1.04	469,979	610,000	1,210,000	474,200	506,741	470,425
2,491	25,761	1.37	1.08	462,619	533,517	1,210,000	411,463	469,109	462,966
3,551	39,563	1.15	0.84	451,213	487,609	1,180,000	393,393	460,569	451,327
218	7,797	1.18	0.73	428,120	545,484	1,166,667	376,477	433,241	429,775
809	10,098	1.60	1.12	439,981	544,222	1,210,000	369,889	445,785	440,620
193	3,592	1.20	0.90	492,952	543,019	1,210,000	423,037	516,393	494,199
1,029	23,483	1.52	0.99	449,520	547,544	1,142,941	358,987	456,517	450,709
2,985	51,763	1.28	0.97	359,822	620,000	1,210,000	322,968	362,373	359,824
889	5,576	0.90	0.51	419,457	535,532	—	283,515	438,051	419,654
17	347	1.00	0.65	482,763	560,000	—	374,615	509,931	483,780
491	7,876	1.51	0.97	445,568	—	—	363,320	447,990	445,568
557	6,202	0.69	0.49	381,719	531,000	—	334,261	408,882	381,745
275	2,760	1.00	0.83	380,111	—	—	344,924	380,235	380,111
185	3,243	1.49	1.03	407,866	586,452	—	327,056	410,670	408,570
12,857	61,670	1.24	1.02	409,410	—	—	353,839	409,511	409,410
108	1,613	0.62	0.31	404,284	—	—	361,931	436,480	404,284

第111表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数	21,812,475	21,733,002	21,810,088	22,689,476	22,355,660	22,427,281
	金額	232,894,791	226,253,525	223,496,125	227,777,261	221,739,175	221,419,681
組 合 員 分	件数	7,913,847	7,752,306	7,764,780	8,053,012	7,878,947	7,929,151
	金額	95,831,279	86,246,455	83,105,953	84,900,267	80,922,837	80,562,655
療 養 の 給 付	件数	6,133,430	5,904,572	5,841,968	5,961,114	5,745,650	5,691,413
	日数	11,658,049	11,095,787	10,686,514	10,607,338	10,042,434	9,780,295
訪問看護療養の給付	金額	80,935,998	71,345,656	67,719,041	68,230,432	64,266,455	63,250,517
	件数	605	486	507	618	649	617
入院時食事・生活療養の給付	日数	4,337	3,050	3,936	4,968	4,893	4,863
	金額	28,805	20,716	26,842	35,781	35,899	32,867
薬 剤 支 給	件数	80,347	76,072	72,275	70,049	69,190	66,057
	回数	848,247	781,542	729,641	687,873	1,555,704	1,624,913
療 養 費	金額	1,206,436	1,108,726	1,043,247	987,576	751,320	659,993
	件数	1,584,345	1,643,560	1,716,648	1,867,945	1,898,302	1,991,777
入院時食事・生活療養費	金額	9,248,245	9,518,224	10,107,834	11,376,513	11,536,425	12,494,137
	件数	185,911	194,148	196,184	213,937	224,532	235,865
移 送 費	金額	1,118,370	1,002,436	986,115	1,049,080	1,096,563	1,129,577
	件数	39	120	17	13	3	56
出 産 費	回数	322	1,078	75	119	33	2,291
	金額	364	1,511	99	165	3	644
埋 葬 料	件数	16	18	17	22	9	18
	金額	1,879	1,135	515	1,398	749	1,000
被 扶 養 者 分	件数	8,187	8,186	8,233	8,149	8,565	8,344
	金額	2,659,592	2,647,824	2,672,394	2,667,141	2,881,846	2,928,110
療 養 の 給 付	件数	1,353	1,336	1,223	1,227	1,240	1,117
	金額	631,589	600,228	549,866	552,180	353,577	65,808
訪問看護療養の給付	件数	13,898,628	13,980,696	14,045,308	14,636,464	14,476,713	14,498,130
	金額	137,063,512	140,007,071	140,390,172	142,876,994	140,816,338	140,857,026
入院時食事・生活療養の給付	件数	10,103,128	10,014,350	9,973,680	10,251,975	10,053,352	9,955,442
	日数	19,631,300	19,218,063	18,916,149	18,832,967	18,271,368	17,837,379
訪問看護療養の給付	金額	102,772,492	100,488,826	99,166,569	100,249,176	99,067,241	98,476,523
	件数	2,165	2,385	2,750	3,025	3,420	3,707
入院時食事・生活療養の給付	日数	14,323	13,755	15,610	16,903	22,038	26,452
	金額	81,715	90,668	107,041	116,108	135,698	152,827
薬 剤 支 給	件数	135,500	131,306	126,218	120,900	121,738	113,137
	回数	1,396,837	1,331,534	1,283,224	1,210,753	2,865,207	3,018,682
療 養 費	金額	1,910,705	1,838,956	1,761,952	1,671,056	1,331,968	1,178,398
	件数	3,535,018	3,695,245	3,794,994	4,081,147	4,109,955	4,211,239
移 送 費	金額	14,378,561	16,229,513	17,045,166	18,865,367	18,819,627	19,912,077
	件数	227,777	238,653	244,970	272,454	282,461	300,645
高額療養費	金額	1,300,823	1,362,774	1,392,291	1,508,340	1,554,694	1,663,403
	件数	83	163	44	15	12	52
高額療養の給付	回数	607	1,627	496	106	114	1,004
	金額	859	2,290	636	147	43	400
配 偶 者 出 産 費	件数	57,667	74,715	79,388	78,838	77,929	64,959
	金額	3,799,172	6,642,105	7,743,773	7,596,023	7,549,816	5,744,657
移 送 費	件数	35,315	33,130	34,464	32,943	31,468	59,459
	金額	3,075,175	3,811,829	3,962,509	3,978,277	3,684,718	5,263,868
家 族 埋 葬 料	件数	14	29	12	19	21	28
	金額	484	1,189	555	812	788	1,186
配 偶 者 出 産 費	件数	26,105	25,770	24,826	23,786	23,713	23,568
	金額	8,205,602	8,078,294	7,809,668	7,489,786	7,813,288	8,263,622
家 族 埋 葬 料	件数	4,421	4,264	4,076	4,058	3,791	3,501
	金額	1,537,925	1,460,627	1,400,012	1,401,902	858,458	200,066

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。
 2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。
 3 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。

(ii) 休業給付

(単位 金額:千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 83,192 日数 2,550,152 金額 7,774,387	86,264 2,667,605 8,015,117	89,491 2,752,774 8,296,767	89,099 2,799,963 8,503,662	89,637 2,728,515 8,570,584	86,149 2,646,293 9,080,778
傷病手当金	件数 14,047 日数 277,292 金額 1,273,659	14,823 289,455 1,315,046	16,455 320,808 1,413,274	19,340 377,011 1,770,682	22,102 432,599 2,054,821	21,277 416,658 2,258,808
出産手当金	件数 1,408 日数 35,872 金額 317,878	1,244 32,991 292,616	1,378 32,525 288,746	1,394 32,360 298,091	1,601 36,059 317,811	366 8,478 74,611
休業手当金	件数 104 日数 543 金額 3,981	141 1,358 7,770	68 350 2,071	88 191 1,387	121 1,110 5,439	93 318 1,733
育児休業手当金 (休業中分)	件数 60,803 日数 1,219,044 金額 4,770,515	62,970 1,253,354 4,871,938	64,371 1,282,035 5,012,919	60,926 1,215,313 4,811,397	59,133 1,179,363 4,647,878	58,045 1,164,471 4,635,300
育児休業手当金 (復職後分)	件数 5,922 日数 1,005,998 金額 1,336,390	6,316 1,080,550 1,466,094	6,257 1,104,736 1,503,101	6,387 1,164,044 1,556,619	5,731 1,067,168 1,474,619	5,513 1,045,408 2,048,467
介護休業手当金	件数 908 日数 11,403 金額 71,965	770 9,897 61,654	962 12,320 76,655	964 11,044 65,486	949 12,216 70,017	855 10,960 61,860

(iii) 災害給付

(単位 金額:千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 153 金額 116,678	213 131,641	749 366,003	348 209,866	182 107,809	338 148,876
弔 慰 金	件数 17 金額 8,090	19 7,610	12 4,840	18 7,190	12 4,140	14 5,540
家族弔慰金	件数 13 金額 4,858	13 4,606	15 5,173	18 6,531	8 2,779	3 1,176
災害見舞金	件数 123 金額 103,730	181 119,425	722 355,990	312 196,145	162 100,890	321 142,160

(iv) 附加給付

(単位 金額:千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 241,477 金額 8,266,365	265,465 9,545,868	245,722 9,010,425	236,564 8,865,779	233,196 9,337,143	233,858 9,388,288
家族療養費	件数 67,569 金額 1,829,429	72,699 2,369,740	63,640 2,185,161	59,925 2,073,004	60,358 2,135,439	61,624 2,414,434
出 産 費	件数 6,297 金額 253,112	6,483 262,546	6,525 264,533	6,217 246,817	4,519 166,750	1,008 20,350
配偶者出産費	件数 22,284 金額 793,448	22,077 787,539	21,368 756,502	20,466 714,117	15,999 500,980	9,752 195,370
埋 葬 料	件数 318 金額 8,604	336 8,735	325 8,635	334 9,126	603 76,489	773 83,448
家族埋葬料	件数 1,423 金額 39,932	1,490 41,336	1,454 42,069	1,389 39,814	2,264 297,217	2,520 281,245
傷病手当金	件数 5,301 金額 877,066	5,412 826,320	5,442 844,433	6,066 987,005	7,848 1,282,504	7,433 1,279,146
そ の 他	件数 138,285 金額 4,464,774	156,968 5,249,653	146,968 4,909,091	142,167 4,795,896	141,605 4,877,764	150,748 5,114,295

資料:財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第112表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
組 合 員 分 件数	6,133,430	5,904,572	5,841,968	5,961,114	5,745,650	5,691,413
日数	11,658,049	11,095,787	10,686,514	10,607,338	10,042,434	9,780,295
金額	80,935,998	71,345,656	67,719,041	68,230,432	64,266,455	63,250,517
一 般 診 療 件数	4,932,012	4,755,106	4,692,256	4,803,912	4,588,751	4,564,618
日数	8,911,002	8,392,866	8,067,258	8,034,921	7,537,411	7,352,309
金額	67,305,364	59,509,447	56,597,057	57,323,358	53,924,956	53,303,266
入 院 件数	88,216	84,717	79,377	77,369	76,999	70,908
日数	989,109	919,445	854,028	805,923	775,865	712,634
金額	24,512,060	21,170,968	19,883,048	19,684,625	19,333,833	19,149,255
外 来 件数	4,843,796	4,670,389	4,612,879	4,726,543	4,511,752	4,493,710
日数	7,921,893	7,473,421	7,213,230	7,228,998	6,761,546	6,639,675
金額	42,793,303	38,338,479	36,714,009	37,638,733	34,591,123	34,154,011
歯 科 診 療 件数	1,201,418	1,149,466	1,149,712	1,157,202	1,156,899	1,126,795
日数	2,747,047	2,702,921	2,619,256	2,572,417	2,505,023	2,427,986
金額	13,630,634	11,836,209	11,121,984	10,907,074	10,341,499	9,947,252
被 扶 養 者 分 件数	10,103,128	10,014,350	9,973,680	10,251,975	10,053,352	9,955,442
日数	19,631,300	19,218,063	18,916,149	18,832,967	18,271,368	17,837,379
金額	102,772,492	100,488,826	99,166,569	100,249,176	99,067,241	98,476,523
一 般 診 療 件数	8,347,395	8,269,554	8,187,574	8,469,622	8,271,961	8,220,730
日数	15,837,654	15,500,575	15,192,243	15,214,943	14,742,577	14,478,374
金額	88,424,753	86,448,952	84,992,625	86,409,212	85,630,163	85,500,205
入 院 件数	156,092	155,620	147,103	141,438	140,449	131,612
日数	1,659,151	1,593,579	1,642,842	1,445,737	1,419,092	1,318,439
金額	35,533,185	32,515,815	31,519,152	30,852,900	32,002,146	31,930,425
外 来 件数	8,191,303	8,113,934	8,040,471	8,328,184	8,131,512	8,089,118
日数	14,178,503	13,906,996	13,549,401	13,769,206	13,323,485	13,159,935
金額	52,891,568	53,933,137	53,473,473	55,556,312	53,628,017	53,569,780
歯 科 診 療 件数	1,755,733	1,744,796	1,786,106	1,782,353	1,781,391	1,734,712
日数	3,793,646	3,717,488	3,723,906	3,618,024	3,528,791	3,359,005
金額	14,347,739	14,039,874	14,173,944	13,839,964	13,437,078	12,976,318

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第113表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額:円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	
《組合員分》							
診療費	1000人当件数	5,446.06	5,273.64	5,252.35	5,404.63	5,227.78	5,207.94
	1件当日数	1.90	1.88	1.83	1.78	1.75	1.72
	1件当金額	13,196	12,083	11,592	11,446	11,185	11,113
	1人当金額	71,865	63,722	60,884	61,861	58,474	57,878
一般診療	1000人当件数	4,379.28	4,247.00	4,218.68	4,355.46	4,175.16	4,176.87
	1件当日数	1.81	1.77	1.72	1.67	1.64	1.61
	1件当金額	13,647	12,515	12,062	11,933	11,752	11,677
	1人当金額	59,762	53,151	50,885	51,972	49,065	48,775
入院	1000人当件数	78.33	75.66	71.37	70.15	70.06	64.88
	1件当日数	11.21	10.85	10.76	10.42	10.08	10.05
	1件当金額	277,864	249,902	250,489	254,425	251,092	270,058
	1人当金額	21,765	18,909	17,876	17,847	17,591	17,523
入院外	1000人当件数	4,300.95	4,171.34	4,147.31	4,285.31	4,105.10	4,111.98
	1件当日数	1.64	1.60	1.56	1.53	1.50	1.48
	1件当金額	8,835	8,209	7,959	7,963	7,667	7,600
	1人当金額	37,997	34,242	33,009	34,125	31,473	31,253
歯科診療	1000人当件数	1,066.77	1,026.64	1,033.67	1,049.17	1,052.62	1,031.08
	1件当日数	2.29	2.35	2.28	2.22	2.17	2.15
	1件当金額	11,345	10,297	9,674	9,425	8,939	8,828
	1人当金額	12,103	10,571	9,999	9,889	9,409	9,102
出産費	1000人当件数	7.27	7.31	7.40	7.39	7.79	7.64
埋葬料	1000人当件数	1.20	1.19	1.10	1.11	1.13	1.02
《被扶養者分》							
診療費	1000人当件数	8,970.87	8,944.27	8,967.06	9,294.93	9,147.22	9,109.76
	1件当日数	1.94	1.92	1.90	1.84	1.82	1.79
	1件当金額	10,172	10,034	9,943	9,779	9,854	9,892
	1人当金額	91,255	89,751	89,158	90,891	90,138	90,111
一般診療	1000人当件数	7,411.90	7,385.92	7,361.22	7,678.97	7,526.39	7,522.40
	1件当日数	1.90	1.87	1.86	1.80	1.78	1.76
	1件当金額	10,593	10,454	10,381	10,202	10,352	10,401
	1人当金額	78,515	77,212	76,415	78,343	77,912	78,237
入院	1000人当件数	138.60	138.99	132.26	128.23	127.79	120.43
	1件当日数	10.63	10.24	11.17	10.22	10.10	10.02
	1件当金額	227,643	208,944	214,266	218,137	227,856	242,610
	1人当金額	31,551	29,041	28,338	27,973	29,118	29,218
入院外	1000人当件数	7,273.30	7,246.93	7,228.97	7,550.73	7,398.60	7,401.97
	1件当日数	1.73	1.71	1.69	1.65	1.64	1.63
	1件当金額	6,457	6,647	6,651	6,671	6,595	6,622
	1人当金額	46,964	48,170	48,077	50,370	48,794	49,019
歯科診療	1000人当件数	1,558.97	1,558.36	1,605.84	1,615.97	1,620.83	1,587.35
	1件当日数	2.16	2.13	2.08	2.03	1.98	1.94
	1件当金額	8,172	8,047	7,936	7,765	7,543	7,480
	1人当金額	12,740	12,540	12,743	12,548	12,226	11,874
配偶者出産費	1000人当件数	23.18	23.02	22.32	21.57	21.58	21.57
家族埋葬料	1000人当件数	3.93	3.81	3.66	3.68	3.45	3.20

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 1000人当件数	73.87	77.05	80.46	80.78	81.56	78.83
1件当日数	30.65	30.92	30.76	31.43	30.44	30.72
1日当金額	3,049	3,005	3,014	3,037	3,141	3,432
傷病手当金 1000人当件数	12.47	13.24	14.79	17.53	20.11	19.47
1件当日数	19.74	19.53	19.50	19.49	19.57	19.58
1日当金額	4,593	4,543	4,405	4,697	4,750	5,421
出産手当金 1000人当件数	1.25	1.11	1.24	1.26	1.46	0.33
1件当日数	25.48	26.52	23.60	23.21	22.52	23.16
1日当金額	8,861	8,870	8,878	9,212	8,814	8,801
休業手当金 1000人当件数	0.09	0.13	0.06	0.08	0.11	0.09
1件当日数	5.22	9.63	5.15	2.17	9.17	3.42
1日当金額	7,331	5,721	5,917	7,262	4,900	5,451
育児休業手当金 1000人当件数	53.99	56.24	57.87	55.24	53.80	53.11
(休業中分) 1件当日数	20.05	19.90	19.92	19.95	19.94	20.06
1日当金額	3,913	3,887	3,910	3,959	3,941	3,981
育児休業手当金 1000人当件数	5.26	5.64	5.63	5.79	5.21	5.04
(復職後分) 1件当日数	169.87	171.08	176.56	182.25	186.21	189.63
1日当金額	1,328	1,357	1,361	1,337	1,382	1,959
介護休業手当金 1000人当件数	0.81	0.69	0.86	0.87	0.86	0.78
1件当日数	12.56	12.85	12.81	11.46	12.87	12.82
1日当金額	6,311	6,230	6,222	5,930	5,732	5,644

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 1000人当件数	0.14	0.19	0.67	0.32	0.17	0.31
1件当金額	762,601	618,033	488,656	603,063	592,357	440,462
弔 慰 金 1000人当件数	0.02	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01
1件当金額	475,882	400,526	403,333	399,444	345,000	395,714
家族弔慰金 1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.00
1件当金額	373,692	354,308	344,867	362,833	347,375	392,000
災害見舞金 1000人当件数	0.11	0.16	0.65	0.28	0.15	0.29
1件当金額	843,333	659,807	493,061	628,670	622,778	442,866

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第114表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	5,194,726	5,335,755	5,487,967	5,649,296	5,788,745	5,971,869
金額	1,685,207,997	1,684,914,721	1,677,860,198	1,669,280,291	1,668,638,136	1,673,370,481
退職共済年金 件数	2,356,494	2,523,635	2,702,442	2,888,687	3,047,697	3,262,375
金額	756,354,573	782,850,286	799,563,225	812,392,818	834,915,594	861,843,281
障害共済年金 件数	26,792	29,135	31,196	33,374	35,647	37,505
金額	4,243,718	4,604,790	4,901,889	5,193,035	5,575,139	5,884,625
遺族共済年金 件数	940,887	1,001,694	1,061,466	1,122,659	1,187,869	1,243,305
金額	237,343,634	249,960,025	262,959,938	276,349,092	288,899,669	300,807,213
退職年金 件数	998,787	940,710	883,794	827,346	772,049	716,819
金額	446,076,881	416,367,480	388,654,524	362,395,793	335,719,873	310,560,944
減額退職年金 件数	421,801	410,652	398,579	386,011	373,029	359,143
金額	141,080,207	136,231,193	131,484,331	127,165,447	122,402,089	117,610,037
通算退職年金 件数	37,952	35,883	33,999	31,857	29,805	27,646
金額	5,022,718	4,690,388	4,406,142	4,124,751	3,809,561	3,521,674
退職一時金 件数	187	182	193	178	270	251
金額	198,327	168,058	235,173	143,282	267,167	223,345
障害年金 件数	25,850	24,767	23,589	22,310	21,045	19,935
金額	8,912,401	8,453,631	7,976,278	7,469,735	6,943,765	6,548,979
障害一時金 件数	4	3	2	3	1	1
金額	10,630	7,062	5,779	7,305	1,647	1,413
遺族年金 件数	381,408	364,715	348,498	332,856	317,531	301,265
金額	84,989,661	80,681,276	76,790,435	73,206,044	69,319,910	65,619,588
通算遺族年金 件数	2,671	2,562	2,478	2,371	2,248	2,142
金額	151,656	143,050	138,389	132,437	123,685	116,818
死亡一時金 件数	25	18	35	24	15	20
金額	48,513	19,014	51,467	25,683	27,361	36,194
船員給付 件数	1,629	1,571	1,485	1,428	1,362	1,296
金額	691,826	659,234	620,178	607,610	570,813	538,060
公務災害給付 件数	239	228	211	192	177	166
金額	83,253	79,235	72,451	67,260	61,863	58,310

(注) 1 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第115表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 人員	86,237	92,113	91,871	90,647	94,571	108,955
金額	142,925,098	146,944,259	127,152,698	126,406,919	127,062,187	137,645,801
退職共済年金 人員	70,102	71,915	75,490	73,615	77,742	92,649
金額	118,912,619	115,139,251	103,476,655	101,839,879	103,029,041	114,411,493
障害共済年金 人員	1,227	1,327	1,313	1,260	1,261	1,276
金額	1,330,265	1,496,743	1,438,943	1,399,513	1,400,439	1,418,913
遺族共済年金 人員	14,619	15,979	14,881	15,636	15,419	14,865
金額	22,218,689	23,949,374	21,954,837	22,970,181	22,420,629	21,579,745
退職年金 人員	226	1,829	144	90	119	143
金額	376,213	4,814,639	223,881	135,404	170,976	202,625
減額退職年金 人員	24	383	8	3	7	2
金額	23,232	618,379	7,909	2,757	8,977	3,993
通算退職年金 人員	1	25	3	9	1	3
金額	1,141	23,981	1,565	3,866	1,317	453
障害年金 人員	23	57	19	25	16	14
金額	49,365	133,432	38,236	47,416	24,668	26,633
遺族年金 人員	14	597	13	9	6	2
金額	13,521	767,940	10,673	7,904	6,141	1,890
通算遺族年金 人員	1	1	0	0	0	1
金額	53	520	0	0	0	57
船員年金 人員	0	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0	0
公務災害給付 人員	0	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0	0

資料：財務省主計局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 人員	906,490	933,166	962,259	984,127	1,008,953	1,045,563
金額	1,765,592,874	1,769,015,199	1,758,836,900	1,762,071,935	1,763,408,985	1,758,797,338
退職共済年金 人員	420,179	450,577	483,275	509,393	538,509	580,439
金額	818,382,457	848,800,211	859,816,416	883,208,709	906,989,184	922,873,743
障害共済年金 人員	8,082	8,694	9,360	9,974	10,571	11,100
金額	8,406,114	8,966,708	9,584,600	10,196,021	10,780,139	11,289,383
遺族共済年金 人員	168,131	178,529	188,830	199,139	208,903	217,557
金額	255,465,972	268,002,104	281,540,749	295,718,044	307,853,178	319,399,164
退職年金 人員	163,415	153,701	144,371	134,637	125,480	116,653
金額	439,341,644	409,399,422	383,049,917	356,736,078	330,983,407	307,411,410
減額退職年金 人員	69,714	67,787	65,793	63,597	61,421	59,138
金額	141,048,971	135,937,724	131,592,948	127,298,269	122,618,361	118,087,661
通算退職年金 人員	6,228	5,920	5,590	5,236	4,879	4,533
金額	5,114,130	4,803,920	4,534,685	4,251,873	3,944,972	3,668,441
障害年金 人員	4,916	4,730	4,483	4,268	4,052	3,868
金額	10,129,234	9,633,271	9,039,953	8,521,431	7,997,960	7,614,089
遺族年金 人員	65,055	62,486	59,852	57,209	54,502	51,670
金額	86,767,837	82,588,398	78,842,266	75,330,160	71,485,044	67,739,823
通算遺族年金 人員	457	446	425	402	382	364
金額	163,184	158,201	149,893	142,616	133,556	125,910
船員年金 人員	273	259	246	241	226	215
金額	690,549	648,898	614,616	603,764	564,100	532,428
公務災害給付 人員	40	37	34	31	28	26
金額	82,781	76,342	70,858	64,970	59,083	55,287

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第116表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《年金》						
新 規 裁 定	1,657,352	1,595,261	1,384,035	1,394,496	1,343,564	1,263,327
退 職 共 済 年 金	1,696,280	1,601,046	1,370,733	1,383,412	1,325,269	1,234,892
障 害 共 済 年 金	1,084,161	1,127,915	1,095,920	1,110,725	1,110,578	1,112,001
遺 族 共 済 年 金	1,519,850	1,498,803	1,475,360	1,469,057	1,454,091	1,451,715
退 職 年 金	1,664,660	2,632,388	1,554,730	1,504,485	1,436,772	1,416,957
減 額 退 職 年 金	968,007	1,614,568	988,563	918,867	1,282,386	1,996,300
通 算 退 職 年 金	1,141,300	959,244	521,533	429,567	1,317,100	151,100
障 害 年 金	2,146,287	2,340,914	2,012,421	1,896,640	1,541,775	1,902,321
遺 族 年 金	965,771	1,286,332	820,981	878,222	1,023,433	944,800
通 算 遺 族 年 金	52,800	519,800	0	0	0	56,800
船 員 年 金	0	0	0	0	0	0
年 度 末 現 在	1,947,725	1,895,713	1,827,821	1,790,492	1,747,761	1,682,153
退 職 共 済 年 金	1,947,700	1,883,807	1,779,145	1,733,845	1,684,260	1,589,958
障 害 共 済 年 金	1,040,103	1,031,367	1,023,996	1,022,260	1,019,784	1,017,062
遺 族 共 済 年 金	1,519,446	1,501,168	1,490,975	1,484,983	1,473,666	1,468,117
退 職 年 金	2,688,503	2,663,609	2,653,233	2,649,614	2,637,738	2,635,264
減 額 退 職 年 金	2,023,252	2,005,366	2,000,106	2,001,640	1,996,359	1,996,815
通 算 退 職 年 金	821,151	811,473	811,214	812,046	808,562	809,274
障 害 年 金	2,060,463	2,036,632	2,016,496	1,996,587	1,973,830	1,968,482
遺 族 年 金	1,333,761	1,321,710	1,317,287	1,316,754	1,311,604	1,311,009
通 算 遺 族 年 金	357,077	354,711	352,690	354,765	349,623	345,907
船 員 年 金	2,529,484	2,505,397	2,498,438	2,505,243	2,496,019	2,476,409
公 務 災 害 給 付	2,069,530	2,063,303	2,084,050	2,095,813	2,110,096	2,126,423
《一時金》						
退 職 一 時 金	1,060,571	923,395	1,218,512	804,954	989,507	889,821
障 害 一 時 金	2,657,550	2,353,867	2,889,600	2,435,100	1,647,300	1,413,400

(注) 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

資料：財務省主計局調べ

第117表 国家公務員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
利益	520,664,687	526,252,058	534,427,693	542,563,492	540,992,608	548,703,289
負担金収入	225,808,292	221,734,769	238,931,626	245,326,309	244,082,302	238,214,188
短期負担金収入	213,125,738	207,718,594	222,281,637	226,942,363	223,980,959	219,329,321
介護負担金収入	12,682,553	14,016,175	16,649,988	18,383,945	20,101,344	18,884,867
掛金収入	233,947,241	228,730,887	246,021,285	251,725,622	251,080,266	245,980,264
短期掛金収入	220,523,007	213,905,928	228,531,916	232,532,038	230,139,766	226,124,033
介護掛金収入	13,424,233	14,824,959	17,489,369	19,193,584	20,940,501	19,856,231
移換金収入	—	104,058	—	—	—	—
雑収入	35	2,246	360	161	120	537
国庫補助金収入	155,841	189,766	200,623	—	—	—
交付金収入	543,000	545,309	500,000	500,000	500,000	500,000
支払準備金戻入	41,813,689	41,510,685	40,660,768	40,197,673	40,895,832	39,962,129
受取利息	938,940	477,594	458,224	811,959	1,191,038	1,478,825
短期受取利息	935,253	477,383	458,007	811,843	1,187,772	1,473,344
介護受取利息	3,687	211	217	116	3,265	5,481
有価証券利息	113,142	78,614	19,112	15,473	71,535	122,573
受取配当金	176,987	214,566	444,569	529,810	681,538	753,996
信託収益	—	—	—	—	—	—
有価証券売却益	2,227	2,978,666	44,252	—	—	11,177,248
貸付金利息	—	—	0	17,529	—	114,321
償還差益	5,140	280	115	—	183	520
付金収入	8,930	5,455	136,828	78,087	29,015	55,190
賠償金収入	302,844	370,997	257,975	293,555	258,603	189,410
雑益	186	2,254	478	774	320	18
前期損益修正	255,035	399,915	293,447	322,979	469,311	367,183
当期損失	16,593,158	28,905,995	6,458,031	2,743,561	1,732,545	9,786,884
当期短期損失	16,228,581	27,884,014	5,465,120	1,400,510	1,579,581	9,490,459
当期介護損失	364,577	1,021,982	992,912	1,343,051	152,964	296,426
損失	520,664,687	526,252,058	534,427,693	542,563,492	540,992,608	548,703,289
短期給付金	247,090,393	241,168,009	238,600,474	242,903,715	237,234,943	237,238,133
保健給付	222,586,635	216,472,147	214,552,696	219,343,179	215,356,168	215,540,732
直営保健給付	4,645,286	4,448,006	4,396,658	4,068,859	2,311,769	2,103,830
联合会直営給付	5,662,870	5,333,373	4,546,771	4,365,223	4,071,238	3,775,119
休業給付	7,774,387	8,015,117	8,296,767	8,503,662	8,570,584	9,080,778
災害給付	116,678	131,641	366,003	209,866	107,809	148,876
附加給付	6,304,537	6,767,725	6,441,580	6,412,926	6,817,375	6,588,798
老人保健拠出金	141,189,891	141,487,856	117,733,468	106,671,975	100,270,844	98,938,177
退職者給付拠出金	55,903,589	69,766,322	72,105,903	77,167,199	87,363,769	103,972,144
特別拠出金	—	—	—	—	—	—
介護納付金	26,239,380	29,757,731	34,784,751	38,647,885	38,828,115	38,191,713
一部負担金返還金	11,890	18,457	16,721	18,423	18,063	18,528
一部負担金払戻金	1,961,828	2,778,143	2,568,844	2,452,853	2,519,767	2,799,490
委託費	189,701	137,603	105,832	205,194	202,271	163,200
移換金	—	104,058	—	—	—	—
雑費	20	1	1	1,793	—	1
業務経理へ繰入	113,609	112,580	110,557	157,105	196,534	278,863
支払準備金繰入	41,510,685	40,660,768	40,197,673	40,895,832	39,962,129	40,009,358
有価証券売却損	14,192	2,002	—	—	13	5
前期損益修正	59,468	71,330	81,026	83,705	73,131	113,129
当期利益	6,380,040	182,347	28,099,514	33,342,922	34,322,972	26,980,547
当期短期利益	6,124,504	76,728	27,751,752	33,068,554	31,949,497	26,115,825
当期介護利益	255,536	105,618	347,762	274,368	2,373,475	864,723
支払利息	—	4,679	22,717	13,866	—	—
償還差損	—	—	210	—	—	—
雑損	—	173	—	1,025	57	—

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第118表 国家公務員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
利 益	2,095,566,790 (532,648,328)	2,106,412,327 (518,652,928)	2,123,384,057 (491,788,754)	2,184,463,900 (470,214,351)	2,152,057,167 (456,949,191)	2,125,712,331 (429,429,847)
負担金収入	1,177,559,190	1,174,389,156	1,156,354,236	1,145,134,634	1,136,788,403	1,119,900,371
掛金収入	505,336,108	510,656,402	509,820,585	512,913,254	515,619,171	516,513,148
基礎年金交付金収入	193,492,342	183,281,330	172,862,456	164,015,495	155,206,272	144,622,252
制度間調整交付金収入
財政調整拠出金収入	.	.	70,828,444	117,242,604	80,781,197	62,443,229
退職一時金等返還金収入	1,429,125	1,627,831	1,960,033	2,071,514	2,289,641	2,468,037
移換金収入	0	1,715	2,734	1,851	4,844	1,821
雑収入	430,089	2,574	7,428	19,234	87,325	68,858
受取利息	119,916,875	106,748,204	94,439,040	84,329,499	89,574,570	90,311,461
有価証券利息	40,368,406	775,322	—	—	—	—
受取配当金	289,300	267,708	—	—	—	—
信託収益	18,856,534	94,866,321	93,739,753	138,383,038	147,624,218	145,758,535
賃貸料	25,667,505	25,390,438	21,174,811	13,929,801	13,683,838	13,624,985
生命保険資産収益	—	—	—	—	—	—
有価証券売却益	10,066,271	1,530	—	—	—	—
償還差益	111,725	—	—	—	—	—
前期損益修正益	457,580	698,538	601,262	778,018	614,500	772,763
固定資産売却益	1,585,738	7,705,259	1,593,276	5,644,957	9,783,188	29,226,872
損 失	2,095,566,790	2,106,412,327	2,123,384,057	2,184,463,900	2,152,057,167	2,125,712,331
長期給付金	1,685,207,997	1,684,914,721	1,677,860,198	1,669,280,291	1,668,638,136	1,673,370,481
退職給付	1,348,732,705	1,340,307,405	1,324,343,395	1,306,222,091	1,297,114,283	1,293,759,282
障害給付	13,166,749	13,065,483	12,883,946	12,670,075	12,520,551	12,435,017
遺族給付	322,533,464	330,803,364	339,940,228	349,713,255	358,370,625	366,579,813
公務災害給付	83,253	79,235	72,451	67,260	61,863	58,310
船員給付	691,826	659,234	620,178	607,610	570,813	538,060
移換金	1,918,634	—	—	—	—	—
保険料	41,320	39,520	29,255	15,788	1,867	1,714
負担金	2,873,991	2,287,815	3,502,664	1,788,556	1,726,807	1,821,996
消費税	2,339,427	2,274,905	3,147,805	29,974	31,981	19,310
基礎年金拠出金	371,894,300	389,812,028	419,212,517	420,135,234	420,968,405	441,681,431
制度間調整拠出金
年金保険者拠出金	2,248,983	3,960,593	2,789,738	3,079,355	3,108,611	2,682,433
信託運用損	3,165,301	2,747,643	4,445,064	33,677,771	24,391	3,955,665
未収給付金償却額	.	.	53,002	35,036	44,772	41,952
雑費	92,000	128,388	63,194	98,433	96,918	172,325
業務経理へ繰入	1,067,037	1,140,766	1,790,542	1,707,595	1,574,156	1,478,280
前期損益修正損	21,332	25,143	893,604	19,514	44,412	49,336
当期利益金	24,678,469	19,080,805	9,595,776	54,596,354	55,795,757	437,406
固定資産売却損	.	.	698	—	953	—
有価証券売却損	18,000	—	—	—	—	—
年度末現在長期給付積立金	8,674,677,750	8,693,758,555	8,703,354,331	9,757,950,685	8,813,746,442	8,814,183,848

(注) ()内は、追加費用の再掲である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」、一部財務省主計局調べ

第119表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
利 益	4,880,228	5,100,188	4,963,572	5,015,768	5,130,610	23,391,551
負 担 金 収 入	3,542,146	3,759,158	3,018,011	3,034,022	3,273,222	21,494,086
移 換 金	—	1,245	—	—	—	—
雑 収 入	38,455	42,345	44,007	54,014	60,448	67,894
国 庫 補 助 金 収 入	・	・	・	・	・	68,138
短 期 経 理 よ り 受 入	113,609	112,236	110,557	157,105	196,534	278,863
長 期 経 理 よ り 受 入	1,067,037	1,140,766	1,790,542	1,707,595	1,574,156	1,478,280
受 取 利 息	56	23	18	312	914	2,756
雑 益	15	—	1	1	1	—
前 期 損 益 修 正 益	2,684	822	213	133	41	1,534
当 期 損 失 金	116,226	43,592	223	62,585	25,295	—
損 失	4,880,228	5,100,188	4,963,572	5,015,768	5,130,610	23,391,551
職 員 給 与	1,527,784	1,517,677	1,531,966	1,545,264	1,544,934	1,572,853
厚 生 費	8,864	8,189	7,544	7,223	7,066	9,806
旅 費	54,903	56,921	52,838	49,177	46,332	40,506
事 務 費	1,759,383	1,775,408	1,754,172	1,621,381	1,644,967	1,575,696
そ の 他	1,392,282	1,615,061	1,503,563	1,517,289	1,434,338	1,847,620
連 合 会 へ 繰 入	・	・	・	・	・	18,063,733
前 期 損 益 修 正 損	472	624	343	299	514	60
当 期 利 益 金	136,541	126,307	113,146	275,135	452,459	281,278

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第120表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
利 益	23,563,657	21,660,471	22,830,660	26,687,132	44,209,417	24,885,941
負担金収入	6,961,939	6,665,039	6,633,142	6,632,292	6,588,483	6,556,262
掛 金 収 入	7,286,218	6,953,241	6,889,752	6,837,964	3,819,854	6,818,037
移 換 金 収 入	—	96,897	—	—	—	—
施 設 収 入	537,110	511,113	458,230	416,716	389,722	276,196
受託業務手数料収入	・	・	183,054	1,966,245	1,693,830	1,474,900
国庫補助金収入	135,137	130,637	132,939	113,106	112,176	103,374
交付金収入	388,263	389,095	430,765	409,512	379,564	371,546
独立行政法人補助金収入	・	・	1,419,998	1,309,465	1,427,558	1,464,748
繰入金受入	7,311,565	6,536,927	6,511,035	7,006,802	6,717,739	7,478,210
受取利息等	126,889	125,947	137,543	148,158	173,053	222,583
その他の	10,635	9,643	7,348	5,808	19,656	4,247
前期損益修正益	3,082	4,525	7,870	4,998	3,740	14,688
固定資産売却益	16,478	1,340	593	1,796,290	17,898,462	37,831
当期損失金	786,340	236,066	18,392	39,777	1,985,581	63,319
損 失	23,563,657	21,660,471	22,830,660	26,687,132	44,209,417	24,885,941
職 員 給 与	458,347	445,855	442,526	432,499	433,693	402,639
厚 生 費	9,422,525	9,536,705	10,754,584	10,744,551	11,084,957	11,230,836
旅 費	45,641	41,187	37,850	34,611	32,577	25,899
事 務 費	63,820	57,272	56,168	50,441	47,640	50,647
移 換 金	・	38,781	—	—	—	—
連 合 会 繰 入 金	5,863,950	4,718,834	4,685,537	4,677,590	4,652,845	4,638,159
他 経 理 へ の 繰 入	6,281,847	5,085,524	4,807,599	4,784,586	4,688,808	4,691,278
他 経 理 へ 相 互 繰 入	61,794	—	—	2,048,625	1,634,512	1,461,395
そ の 他	890,642	904,405	814,940	824,630	778,125	906,336
前期損益修正損	12,157	6,390	4,809	7,267	22,067	5,806
固定資産売却損	550	750	—	—	205	176
固定資産除却損	14,886	9,286	71,002	4,400	128,300	5,147
医療経理へ特別繰入	・	・	・	27,000	13,217,486	—
当期利益金	447,498	815,483	1,155,643	3,050,934	7,488,202	1,467,625

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第121表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在(単位 金額:千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人 員	4,134	3,648	3,255	2,832	2,469	2,140	1,864
金 額	4,904,621	4,352,335	3,906,136	3,441,938	3,031,920	2,651,312	2,324,823
1人当金額	1,186	1,193	1,200	1,215	1,228	1,239	1,247
退 職 年 金 人 員	286	222	171	121	85	69	50
金 額	338,488	262,805	201,882	142,472	99,844	81,412	58,019
1人当金額	1,184	1,184	1,181	1,177	1,175	1,180	1,160
障 害 年 金 人 員	5	5	5	4	2	2	2
金 額	1,797	1,798	1,798	1,773	1,248	1,248	1,248
1人当金額	359	360	360	443	624	624	624
遺 族 年 金 人 員	3,071	2,703	2,410	2,087	1,814	1,550	1,340
金 額	2,865,879	2,514,535	2,239,538	1,936,970	1,679,633	1,430,851	1,235,753
1人当金額	933	930	929	928	926	923	922
公 務 傷 病 年 金 人 員	166	154	143	139	131	119	109
金 額	574,607	531,442	495,280	479,141	452,293	408,474	371,489
1人当金額	3,461	3,451	3,463	3,447	3,453	3,433	3,408
公 務 傷 病 遺 族 年 金 人 員	155	154	153	148	140	139	137
金 額	240,994	239,434	237,929	230,077	217,601	217,295	214,815
1人当金額	1,555	1,555	1,555	1,555	1,554	1,563	1,568
殉 職 年 金 人 員	451	410	373	333	297	261	226
金 額	882,856	802,321	729,709	651,505	581,301	512,032	443,499
1人当金額	1,958	1,957	1,956	1,956	1,957	1,962	1,962

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料: 国家公務員共済組合連合会調べ

第122表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

(単位 %))

区 分	短期給付			長期給付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合						
衆議院	37.36	37.36	74.72	75.770	76.170	発生額 負担方式
参議院	30.54	30.54	61.08			
内閣	36.41	36.41	72.82			
総務省	37.33	37.33	74.66			
法務省	36.57	36.57	73.14			
外務省(本土)	33.77	33.77	67.54			
(在外)	27.42	27.42	54.84			
財務省	36.85	36.85	73.70			
文部科学省	32.65	32.65	65.30			
厚生労働省	40.89	40.89	81.78			
農林水産省	46.57	46.57	93.14			
経済産業省	31.98	31.98	63.96			
国土交通省	46.37	46.37	92.74			
防衛省(自衛官)	41.30	41.30	82.60			
(文官)	49.38	49.38	98.76			
裁判所	40.07	40.07	80.14			
会計検査院	35.52	35.52	71.04			
刑務	40.90	40.90	81.80			
厚生労働省第二	34.47	34.47	68.94			
社会保険職員	47.72	47.72	95.44			
林野庁	49.96	49.96	99.92			
日本郵政	37.09	37.09	74.18			
連合会職員	31.18	31.18	62.36			
地方公務員共済組合						
地方職員	50.26	50.26	100.52	94.7125 (75.77)	94.7125 (75.77)	
	(40.20)	(40.20)	(80.40)			
公立学校	43.13	43.13	86.26			
	(34.50)	(34.50)	(69.00)			
警察	52.50	52.50	105.00			
	(42.00)	(42.00)	(84.00)			
東京都職員	53.1563	53.1563	106.3126			
	(42.525)	(42.525)	(85.05)			
指定都市職員	55.55~60.53125	55.55~60.53125	101.10~121.0625			
	(40.44~48.425)	(40.44~48.425)	(80.88~96.85)			
都市職員	59.70~65.4875	59.70~65.4875	119.4~130.975			
	(47.76~52.39)	(47.76~52.39)	(95.52~104.78)			
市町村職員	47.00~64.425	47.00~64.425	94.00~128.85			
	(37.60~51.54)	(37.60~51.54)	(75.20~103.08)			

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合、名古屋市職員共済組合及び大阪市職員共済組合のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合のものである。

2 長期給付は一般組合員に係る率である。

3 財源率は給料に対する率であり、() 書は期末手当等に対する率である。

4 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。

5 国家公務員共済組合は平成21年9月1日現在、地方公務員共済組合は平成21年9月1日現在である。

資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

8 地方公務員等共済組合

第123表 地方公務員等共済組合適用状況

区 分	組 合 数	組 合 員 数						
		合 計	短期長期	短期	長 期	特例継続(再掲)	任意継続	継続長期
平成14年度(2002)	83	3,238,417	2,794,869	0	384,266	0	57,753	1,529
15 (2003)	79	3,214,447	2,787,256	0	362,413	0	63,138	1,640
16 (2004)	73	3,178,816	2,800,276	0	309,193	0	67,881	1,466
17 (2005)	69	3,136,561	2,777,178	0	290,963	0	67,153	1,267
18 (2006)	68	3,097,055	2,752,450	0	281,754	0	61,678	1,173
19 (2007)	67	3,056,803	2,757,389	0	233,550	0	64,665	1,199
平成19年度								
地方職員共済組合	1	337,891	319,832	—	11,502	—	6,314	243
公立学校共済組合	1	1,004,417	979,150	—	—	—	25,255	12
警察共済組合	1	293,667	290,108	—	—	—	3,459	100
東京都職員共済組合	1	132,907	130,359	—	—	—	2,184	364
指定都市職員共済組合	10	184,404	53,168	—	130,171	—	674	391
市町村職員共済組合	47	26,100	—	—	—	—	26,100	—
都市職員共済組合	6	679	—	—	—	—	679	—
全国市町村職員共済組合連合会	—	1,076,738	984,772	—	91,877	—	—	89

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険の
に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける者である。

2 「本棒月額」は、年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。

3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。

4 平成19年度より「市町村職員共済組合」及び「都市職員共済組合」において行われていた長期給付事業を「全
資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

年度末現在

被扶養者数				組合員1人当り本俸月額					
被扶養者数	任意継続(再掲)	組合員1人当り		平均	短期長期	短期	長期	任意継続	継続長期
		被扶養者数	任意継続						
3,513,980	46,018	1.23	0.80	364,899	366,581	0	357,232	333,778	392,383
3,486,868	50,711	1.22	0.80	361,942	363,838	0	353,039	328,517	393,099
3,471,466	55,370	1.21	0.82	362,784	365,120	0	350,502	321,545	401,405
3,406,880	55,306	1.20	0.82	362,746	365,014	0	350,406	321,704	399,402
3,317,656	50,800	1.18	0.82	359,831	361,835	0	348,948	319,310	401,814
3,286,356	52,658	1.16	0.81	356,813	358,427	0	348,730	316,614	389,162
423,834	5,390	1.30	0.85	353,399	354,857	—	337,118	307,409	400,251
1,030,629	18,104	1.03	0.72	387,526	389,003	—	—	330,273	400,333
413,017	3,446	1.41	1.00	341,913	342,240	—	—	313,077	389,360
125,386	1,268	0.95	0.58	349,176	349,868	—	—	303,445	375,563
74,579	581	1.39	0.86	345,535	331,619	—	351,362	288,693	396,143
1,186,271	23,301	1.21	0.89	307,803	—	—	—	307,803	—
32,640	568	1.17	0.84	320,926	—	—	—	320,926	—
—	—	—	—	337,384	336,534	—	346,455	—	382,101

みの適用者、「任意継続」は退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等

国市町村職員共済組合連合会」に集約し、一元的に処理されることになった。

第124表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 61,034,904	61,305,305	61,553,518	64,630,700	64,131,483	65,052,664
	金額 655,314,554	634,850,079	630,421,794	654,045,267	639,379,362	641,499,989
組 合 員 分	件数 28,920,482	28,873,298	28,987,666	30,308,574	30,302,402	30,892,650
	金額 340,049,772	308,044,346	299,048,979	310,197,679	302,192,036	303,739,342
療 養 の 給 付	件数 21,361,302	21,059,620	20,927,150	21,547,056	21,492,600	21,601,500
	日数 41,206,388	39,645,628	38,602,353	39,148,979	37,763,570	37,288,232
	金額 277,823,032	246,134,540	236,490,063	242,689,754	235,890,742	234,769,692
入院時食事・生活療養の給付	件数 272,667	264,232	256,272	251,411	250,113	238,377
	回数 2,826,071	2,626,409	2,516,571	2,423,912	5,476,725	5,951,030
	金額 3,922,653	3,690,589	3,557,055	3,433,240	2,622,059	2,340,157
訪問看護療養の給付	件数 1,308	1,182	1,327	1,480	1,576	1,682
	日数 14,362	8,998	10,283	11,802	12,583	11,964
	金額 73,642	59,539	67,946	79,552	82,780	82,293
療 養 費	件数 845,219	883,789	901,523	960,761	1,023,566	1,129,624
	金額 4,970,078	4,548,575	4,505,693	4,738,528	4,988,265	5,408,474
入院時食事・生活療養費	件数 4	15	18	9	132	15
	回数 28	205	140	89	981	769
	金額 △ 82	△ 116	△ 444	52	1,458	95
薬 剤 支 給	件数 6,671,183	6,887,785	7,117,530	7,759,978	7,744,303	8,119,298
	金額 37,891,113	38,588,242	39,773,070	44,850,362	44,532,182	47,941,433
移 送 費	件数 33	36	27	21	24	37
	金額 4,223	2,453	2,482	898	1,012	1,322
出 産 費	件数 37,996	37,496	36,769	35,917	37,181	37,299
	金額 13,633,840	13,343,291	13,018,622	12,750,832	13,070,161	13,026,932
埋 葬 料	件数 3,441	3,390	3,340	3,361	3,152	3,210
	金額 1,731,273	1,677,233	1,634,492	1,654,461	1,003,377	168,944
被 扶 養 者 分	件数 32,114,422	32,432,007	32,565,852	34,322,126	33,829,081	34,160,014
	金額 315,264,782	326,805,733	331,372,815	343,847,588	337,187,326	337,760,647
療 養 の 給 付	件数 23,405,337	23,337,941	23,190,593	24,155,683	23,609,882	23,566,056
	日数 45,242,000	44,312,471	43,793,441	44,851,586	42,747,031	42,042,985
	金額 237,029,189	232,596,201	231,460,978	238,676,047	234,718,088	235,623,433
入院時食事・生活療養の給付	件数 256,183	292,635	283,558	279,124	275,597	260,751
	回数 2,870,938	3,207,685	3,115,448	3,022,176	7,182,154	7,610,573
	金額 3,955,472	4,419,443	4,318,985	4,218,948	3,332,732	3,000,257
訪問看護療養の給付	件数 4,667	5,582	6,315	6,937	7,332	7,997
	日数 30,140	35,664	40,017	42,935	45,462	50,110
	金額 196,915	227,411	262,283	287,357	314,921	356,145
高 額 療 養 の 給 付	件数 117,615	106,948	109,217	111,103	108,573	139,853
	金額 9,374,600	12,253,701	12,976,812	13,088,220	12,400,250	17,320,421

第4節 社会保険関係

療 養 費	件数	589,516	628,500	653,889	714,909	733,892	796,704
	金額	3,289,406	3,504,886	3,629,733	3,896,521	4,040,268	4,370,541
入院時食事・生活療養費	件数	46	101	106	429	101	146
	回数	326	843	901	3,905	1,193	3,274
	金額	479	1,010	1,008	5,282	772	1,304
高 額 療 養 費	件数	168,877	214,588	235,442	242,147	240,800	191,222
	金額	11,155,976	19,403,812	22,281,759	22,717,356	22,604,553	15,841,737
薬 剤 支 給	件数	8,062,057	8,407,434	8,663,169	9,394,076	9,427,043	9,738,206
	金額	32,921,415	37,355,054	39,663,668	44,568,336	44,567,193	47,618,088
移 送 費	件数	32	38	46	36	43	47
	金額	847	1,356	7,063	1,467	4,521	2,534
家 族 出 産 費	件数	37,658	37,829	36,777	35,280	36,182	36,969
	金額	11,782,485	11,735,719	11,392,370	10,930,474	11,772,031	12,903,190
家 族 埋 葬 料	件数	15,155	14,683	15,063	15,205	14,707	14,035
	金額	5,557,998	5,307,140	5,378,156	5,457,580	3,431,997	722,997

- (注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、「療養の給付」及び「療養費」の再掲である。
 2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、合計には含まれていない。
 3 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 453,210	465,657	466,171	463,715	475,132	494,213
	日数 8,351,793	8,316,128	8,501,219	8,496,768	8,661,947	9,137,543
	金額 55,591,969	56,772,655	57,283,675	57,100,236	58,297,810	65,575,910
傷病手当金	件数 27,985	31,436	33,911	36,697	41,490	46,160
	日数 567,038	629,843	686,080	738,425	838,853	936,999
	金額 6,624,696	7,220,263	7,912,942	8,553,593	9,781,549	11,541,789
出産手当金	件数 1,236	1,166	1,428	1,248	1,511	383
	日数 53,863	48,911	47,095	51,040	52,534	14,839
	金額 484,858	441,002	432,120	468,327	481,986	135,783
休業手当金	件数 1,149	1,648	1,191	1,060	953	875
	日数 18,008	27,910	18,515	16,460	14,841	12,482
	金額 193,115	257,542	206,565	250,367	162,902	138,990
育児休業手当金 (休業中支給分)	件数 377,602	383,531	381,174	377,505	382,855	399,270
	日数 7,591,443	7,490,144	7,630,500	7,566,931	7,637,065	8,051,948
	金額 36,443,999	36,308,936	36,020,969	35,429,835	35,586,413	36,821,475
育児休業手当金 (復職後支給分)	件数 37,506	40,056	40,850	38,996	40,406	39,566
	金額 10,802,946	11,498,186	11,691,836	11,484,702	11,448,618	16,084,942
介護休業手当金	件数 7,732	7,820	7,617	8,209	7,917	7,959
	日数 121,441	119,320	119,029	123,912	118,654	121,275
	金額 1,042,355	1,046,726	1,019,244	913,413	836,342	852,931

第3部 社会保障関係統計資料編

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	769	954	3,932	1,448	658	913
金額	555,790	621,038	2,061,796	942,128	469,523	664,994
弔 慰 金 件数	44	41	38	57	36	35
金額	20,618	18,454	17,780	26,319	17,451	16,474
家 族 弔 慰 金 件数	67	68	54	54	40	45
金額	24,073	23,566	18,998	19,812	14,613	15,240
災 害 見 舞 金 件数	658	845	3,840	1,337	582	833
金額	511,098	579,018	2,025,017	895,998	437,460	633,281

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	2,141,728	1,609,243	1,276,399	1,106,677	918,765	822,255
金額	29,867,605	31,329,177	29,676,451	27,597,429	26,645,699	28,022,343
家 族 療 養 費 件数	964,359	543,661	388,176	332,637	269,441	237,244
金額	10,808,289	10,302,742	8,955,384	8,429,033	8,068,626	8,233,229
家 族 訪 問 看 護 療 養 費 件数	468	355	254	179	151	172
金額	5,808	3,535	2,615	1,440	891	1,439
出 産 費 件数	33,079	32,726	32,038	31,089	32,145	32,718
金額	859,845	863,435	846,910	822,885	1,028,633	1,365,512
家 族 出 産 費 件数	33,052	32,984	32,112	30,765	31,571	32,315
金額	932,943	934,382	914,951	878,684	1,142,976	1,359,425
埋 葬 料 件数	2,168	2,161	2,043	2,145	2,086	2,302
金額	141,396	137,534	131,871	131,915	129,766	144,686
家 族 埋 葬 料 件数	10,386	10,169	10,345	10,323	10,995	10,986
金額	428,091	416,458	421,387	428,680	463,556	497,984
傷 病 手 当 金 件数	3,816	4,274	4,551	5,000	5,483	5,565
金額	761,702	857,404	947,004	1,044,748	1,153,141	1,236,575
弔 慰 金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
家 族 弔 慰 金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
災 害 見 舞 金 件数	807	1,130	4,991	1,623	743	1,004
金額	344,081	416,988	1,544,112	626,479	304,674	434,011
入 院 附 加 金 件数	138,686	131,336	125,229	111,326	108,704	102,784
金額	877,810	819,130	782,613	671,700	648,961	616,430
結 婚 手 当 金 件数	41,954	41,878	41,118	39,292	39,624	40,342
金額	2,363,955	2,390,055	2,342,610	2,328,755	2,366,715	2,435,190
一部負担金の額等の払戻し 件数	912,953	808,569	635,542	542,298	417,822	356,823
金額	12,343,684	14,187,513	12,786,994	12,233,109	11,337,760	11,697,864

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第125表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
組 合 員 分	件数 21,361,302	21,059,620	20,927,150	21,547,056	21,492,600	21,601,500
	日数 41,206,388	39,645,628	38,602,353	39,148,979	37,763,570	37,288,232
	金額 277,823,031	246,134,539	236,490,063	242,689,754	235,890,742	234,769,693
一 般 診 療	件数 17,377,375	17,060,715	16,888,798	17,740,137	17,330,834	17,509,591
	日数 31,721,791	30,328,092	29,369,036	29,988,607	28,747,386	28,549,821
	金額 231,847,565	205,803,605	198,078,651	204,595,681	199,067,721	198,790,444
入 院	件数 296,817	291,472	283,959	278,589	276,701	264,110
	日数 3,237,881	3,067,137	2,950,764	2,825,436	2,726,542	2,580,907
	金額 81,755,469	71,883,362	69,200,745	69,260,441	69,081,840	68,186,138
外 来	件数 17,080,558	16,769,243	16,604,839	17,461,548	17,054,133	17,245,481
	日数 28,483,910	27,260,955	26,418,272	27,163,171	26,020,844	25,968,914
	金額 150,092,096	133,920,243	128,877,906	135,335,240	129,985,881	130,604,306
歯 科 診 療	件数 3,983,927	3,998,905	4,038,352	3,806,919	4,161,766	4,091,909
	日数 9,484,597	9,317,536	9,233,317	9,160,372	9,016,184	8,738,411
	金額 45,975,466	40,330,934	38,411,412	38,094,073	36,823,021	35,979,249
被 扶 養 者 分	件数 23,405,337	23,337,941	23,190,593	24,155,683	23,609,882	23,566,056
	日数 45,242,000	44,312,471	43,793,441	44,851,586	42,747,031	42,042,985
	金額 237,029,188	232,596,201	231,460,978	238,676,047	234,718,088	235,623,434
一 般 診 療	件数 19,382,181	19,318,702	19,079,323	19,997,767	19,484,173	19,547,011
	日数 36,694,178	35,926,184	35,316,882	35,912,049	34,635,311	34,282,499
	金額 204,917,925	200,833,861	199,172,119	206,636,190	203,697,604	205,500,949
入 院	件数 332,916	329,701	318,802	312,069	310,088	298,010
	日数 3,862,753	3,732,278	3,625,712	3,513,730	3,422,772	3,292,233
	金額 80,575,040	73,803,099	72,498,770	73,137,775	74,818,964	75,505,943
外 来	件数 19,049,265	18,989,001	18,760,521	19,685,698	19,174,085	19,249,001
	日数 32,831,425	32,193,906	31,691,170	32,398,319	31,212,539	30,990,266
	金額 124,342,885	127,030,762	126,673,349	133,498,415	128,878,640	129,995,006
歯 科 診 療	件数 4,023,156	4,019,239	4,111,270	4,157,916	4,125,709	4,019,045
	日数 8,547,822	8,386,287	8,476,559	8,939,537	8,111,720	7,760,486
	金額 32,111,263	31,762,340	32,288,859	32,039,857	31,020,484	30,122,485

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第126表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額:円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	
《組合員分》							
診療費	1000人当件数	7,488.50	7,388.54	7,296.56	7,575.62	7,637.57	7,654.71
	1件当日数	1.93	1.88	1.84	1.82	1.76	1.73
	1件当金額	13,006	11,688	11,301	11,263	10,975	10,868
	1人当金額	97,395	86,354	82,456	85,326	83,826	83,193
一般診療	1000人当件数	6,091.88	5,985.56	5,888.53	6,237.16	6,158.65	6,204.70
	1件当日数	1.83	1.78	1.74	1.69	1.66	1.63
	1件当金額	13,342	12,063	11,728	11,533	11,486	11,353
	1人当金額	81,277	72,204	69,063	71,933	70,740	70,443
入院	1000人当件数	104.05	102.26	99.01	97.95	98.33	93.59
	1件当日数	10.91	10.52	10.39	10.14	9.85	9.77
	1件当金額	275,441	246,622	243,700	248,612	249,662	258,173
	1人当金額	28,661	25,219	24,128	24,351	24,549	24,162
入院外	1000人当件数	5,987.82	5,883.30	5,789.52	6,139.22	6,060.33	6,111.11
	1件当日数	1.67	1.63	1.59	1.56	1.53	1.51
	1件当金額	8,787	7,986	7,761	7,750	7,622	7,573
	1人当金額	52,617	46,984	44,935	47,582	46,192	46,281
歯科診療	1000人当件数	1,396.62	1,402.97	1,408.03	1,338.46	1,478.92	1,450.01
	1件当日数	2.38	2.33	2.29	2.41	2.17	2.14
	1件当金額	11,540	10,085	9,512	10,007	8,848	8,793
	1人当金額	16,117	14,150	13,393	13,393	13,085	12,750
出産費	1000人当件数	13.32	13.16	12.82	12.63	13.21	13.22
埋葬料	1000人当件数	1.21	1.19	1.16	1.18	1.12	1.14
《被扶養者分》							
診療費	1000人当件数	8,205.06	8,187.86	8,085.74	8,492.77	8,389.97	8,350.87
	1件当日数	1.93	1.90	1.89	1.86	1.81	1.78
	1件当金額	10,127	9,966	9,981	9,881	9,942	9,998
	1人当金額	83,094	81,604	80,702	83,915	83,409	83,496
一般診療	1000人当件数	6,794.69	6,777.75	6,652.29	7,030.91	6,923.86	6,926.68
	1件当日数	1.89	1.86	1.85	1.80	1.78	1.75
	1件当金額	10,572	10,396	10,439	10,333	10,455	10,513
	1人当金額	71,837	70,460	69,444	72,650	72,386	72,821
入院	1000人当件数	116.71	115.67	111.16	109.72	110.19	105.60
	1件当日数	11.60	11.32	11.37	11.26	11.04	11.05
	1件当金額	242,028	223,849	227,410	234,364	241,283	253,367
	1人当金額	28,247	25,893	25,278	25,714	26,588	26,756
入院外	1000人当件数	6,677.98	6,662.08	6,541.13	6,921.19	6,813.67	6,821.08
	1件当日数	1.72	1.70	1.69	1.65	1.63	1.61
	1件当金額	6,527	6,690	6,752	6,781	6,722	6,753
	1人当金額	43,590	44,567	44,167	46,936	45,798	46,065
歯科診療	1000人当件数	1,410.37	1,410.11	1,433.45	1,461.86	1,466.10	1,424.19
	1件当日数	2.12	2.09	2.06	2.15	1.97	1.93
	1件当金額	7,982	7,903	7,854	7,706	7,519	7,495
	1人当金額	11,257	11,143	11,258	11,265	11,023	10,674
家族出産費	1000人当件数	13.20	13.27	12.82	12.40	12.86	13.10
埋葬料	1000人当件数	5.31	5.15	5.25	5.35	5.23	4.97

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 1000人当件数	158.88	163.37	162.54	163.04	168.84	175.13
1件当日数	18.43	17.86	18.24	18.32	18.23	18.49
1日当金額	6,656	6,827	6,738	6,720	6,730	7,177
傷病手当金 1000人当件数	9.81	11.03	11.82	12.90	14.74	16.36
1件当日数	20.26	20.04	20.23	20.12	20.22	20.30
1日当金額	11,683	11,464	11,534	11,584	11,661	12,318
出産手当金 1000人当件数	0.43	0.41	0.50	0.44	0.54	0.14
1件当日数	43.58	41.95	32.98	40.90	34.77	38.74
1日当金額	9,002	9,016	9,176	9,176	9,175	9,150
休業手当金 1000人当件数	0.40	0.58	0.42	0.37	0.34	0.31
1件当日数	15.67	16.94	15.55	15.53	15.57	14.27
1日当金額	10,724	9,228	11,157	15,211	10,976	11,135
育児休業手当金 1000人当件数	132.37	134.56	132.90	132.73	136.05	141.49
(休業中支給分) 1件当日数	20.10	19.53	20.02	20.04	19.95	20.17
1日当金額	4,801	4,848	4,721	4,682	4,660	4,573
育児休業手当金 1000人当件数	13.15	14.05	14.24	13.71	14.36	14.02
(復職後支給分) 1件当金額	288,032	287,053	286,214	294,510	283,340	406,534
介護休業手当金 1000人当件数	2.71	2.74	2.66	2.89	2.81	2.82
1件当日数	15.71	15.26	15.63	15.09	14.99	15.24
1日当金額	8,583	8,772	8,563	7,371	7,049	7,033

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 1000人当件数	0.27	0.33	1.37	0.51	0.23	0.32
1件当金額	722,744	650,983	524,363	650,641	713,561	728,361
弔 慰 金 1000人当件数	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
1件当金額	468,591	450,098	467,895	461,737	484,750	470,686
家族弔慰金 1000人当件数	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02
1件当金額	359,299	346,559	351,815	366,889	365,325	338,667
災害見舞金 1000人当件数	0.23	0.30	1.34	0.47	0.21	0.30
1件当金額	776,745	685,228	527,348	670,156	751,649	760,241

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第127表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	12,097,442	12,444,073	12,805,235	13,142,042	13,426,521	13,824,792
金額	4,229,753,049	4,261,827,839	4,278,281,774	4,291,509,153	4,314,901,458	4,350,254,499
退職共済年金 件数	5,912,032	6,320,211	6,743,784	7,152,252	7,504,276	7,986,589
金額	2,037,717,082	2,133,550,013	2,207,015,957	2,271,735,484	2,352,259,555	2,443,232,442
障害共済年金 件数	61,670	67,313	73,661	80,401	87,481	92,451
金額	11,910,210	13,106,156	14,414,427	15,726,466	16,865,851	17,901,521
遺族共済年金 件数	1,983,524	2,109,854	2,234,656	2,355,276	2,477,266	2,584,480
金額	518,811,967	548,102,238	577,504,202	608,664,122	637,626,391	665,369,127
退職年金 件数	3,015,118	2,867,197	2,718,178	2,567,102	2,416,653	2,267,579
金額	1,407,188,512	1,324,765,986	1,248,087,182	1,174,697,151	1,098,661,439	1,024,762,697
減額退職年金 件数	127,851	125,333	122,842	120,085	117,145	113,938
金額	40,477,429	39,150,084	38,003,694	36,867,727	35,627,237	34,360,642
通算退職年金 件数	187,439	177,530	168,462	158,132	148,486	138,836
金額	24,438,676	22,943,104	21,556,360	20,200,003	18,751,720	17,434,407
退職一時金 件数	—	1	1	—	—	—
金額	—	21	△ 148	△ 75	△ 100	△ 494
脱退一時金 件数	18	25	29	20	23	39
金額	92,996	128,808	121,536	104,308	117,128	176,509
返還一時金 件数	55	84	73	61	52	53
金額	75,804	123,273	124,290	91,996	87,514	79,869
障害年金 件数	65,347	62,097	58,986	55,912	53,035	50,088
金額	24,786,049	23,261,889	21,852,585	20,592,040	19,294,922	18,097,233
障害一時金 件数	8	18	16	14	18	17
金額	19,854	49,846	44,468	35,588	46,411	44,020
遺族年金 件数	731,827	702,431	673,190	642,097	612,040	581,296
金額	163,434,406	155,896,612	148,851,778	142,128,068	134,934,941	128,231,368
通算遺族年金 件数	12,509	11,939	11,319	10,654	10,009	9,399
金額	731,576	698,067	654,328	615,079	572,249	531,992
特例死亡一時金 件数	14	6	5	5	10	5
金額	38,997	20,774	18,183	13,117	20,309	6,214
死亡一時金 件数	9	8	12	11	9	4
金額	8,805	5,348	6,220	16,398	14,616	2,382
短期在留脱退一時金 件数	21	26	21	20	18	18
金額	20,685	25,620	26,711	21,681	21,276	24,570

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。
資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第128表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 人員	104,651	112,198	114,084	103,846	111,300	147,425
金額	186,375,686	195,651,091	182,283,009	165,440,622	173,693,351	220,994,926
退職共済年金 人員	73,625	79,695	81,112	69,134	77,122	113,139
金額	137,408,505	144,856,935	130,790,161	111,108,627	120,510,661	166,668,193
障害共済年金 人員	1,977	2,191	2,388	2,365	2,429	2,410
金額	2,432,535	2,634,244	2,928,878	2,881,809	2,939,850	2,934,406
遺族共済年金 人員	28,897	30,163	30,435	32,234	31,653	31,793
金額	46,299,202	47,944,867	48,336,850	51,272,060	50,120,758	51,282,584
退職年金 人員	67	69	67	56	30	28
金額	167,925	155,853	156,179	128,586	70,107	61,747
減額退職年金 人員	7	9	8	2	2	2
金額	9,938	13,013	11,049	3,148	3,125	4,801
通算退職年金 人員	35	34	25	17	26	19
金額	3,759	3,889	2,373	1,460	3,185	2,096
障害年金 人員	20	13	18	18	24	22
金額	32,105	24,053	31,845	28,208	35,384	32,687
遺族年金 人員	20	19	26	16	11	8
金額	20,864	17,509	24,735	16,525	9,822	7,704
通算遺族年金 人員	3	5	5	4	3	4
金額	853	728	939	199	459	708

(注) 旧市町村共済給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：総務省自治行政局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 人員	2,109,455	2,174,278	2,239,631	2,289,298	2,345,195	2,435,602
金額	4,443,518,635	4,489,241,938	4,500,639,039	4,547,133,612	4,578,534,890	4,617,654,137
退職共済年金 人員	1,043,157	1,116,218	1,190,684	1,250,316	1,316,493	1,419,743
金額	2,176,527,752	2,284,131,149	2,345,720,878	2,436,326,206	2,521,292,700	2,609,959,905
障害共済年金 人員	20,513	22,599	24,681	26,767	28,835	30,976
金額	24,940,992	27,211,257	29,596,912	31,990,624	34,361,364	36,918,061
遺族共済年金 人員	357,877	379,979	401,558	423,488	443,731	462,989
金額	565,959,307	596,588,026	629,023,225	664,432,518	693,641,298	724,867,555
退職年金 人員	493,172	468,044	442,886	416,804	392,237	366,382
金額	1,408,146,482	1,325,435,169	1,251,363,356	1,179,738,323	1,105,995,371	1,033,689,258
減額退職年金 人員	21,224	20,818	20,346	19,870	19,346	18,791
金額	41,888,285	40,671,705	39,588,599	38,698,665	37,565,233	36,492,885
通算退職年金 人員	30,624	29,023	27,414	25,690	24,043	22,292
金額	25,145,416	23,676,920	22,316,382	20,935,425	19,534,941	18,188,224
障害年金 人員	13,108	12,525	11,968	11,424	10,858	10,298
金額	29,149,248	27,414,522	25,943,053	24,586,387	23,118,572	21,780,693
遺族年金 人員	127,676	123,064	118,182	113,143	107,968	102,557
金額	171,023,031	163,418,449	156,427,969	149,809,212	142,450,462	135,223,359
通算遺族年金 人員	2,104	2,008	1,912	1,796	1,684	1,574
金額	738,122	694,742	658,666	616,252	574,949	534,197

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第129表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《年金》						
新規裁定	1,780,926	1,743,802	1,597,796	1,593,134	1,560,587	1,499,033
退職共済年金	1,866,329	1,817,641	1,612,464	1,607,149	1,562,598	1,473,128
障害共済年金	1,230,417	1,202,302	1,226,498	1,218,524	1,210,313	1,217,596
遺族共済年金	1,602,215	1,589,526	1,588,199	1,590,620	1,583,444	1,613,015
退職年金	2,506,343	2,258,739	2,331,030	2,296,179	2,336,900	2,205,250
減額退職年金	1,419,714	1,445,889	1,381,125	1,574,000	1,562,500	2,400,500
通算退職年金	107,400	114,382	94,920	85,882	122,500	110,316
障害年金	1,605,250	1,850,231	1,769,167	1,567,111	1,474,333	1,485,773
遺族年金	1,043,200	921,526	951,346	1,032,813	892,909	963,000
通算遺族年金	284,333	145,600	187,800	49,750	153,000	177,000
年度末現在	2,106,477	2,064,705	2,009,545	1,986,257	1,952,305	1,895,898
退職共済年金	2,086,481	2,046,313	1,970,062	1,948,568	1,915,158	1,838,333
障害共済年金	1,215,863	1,204,091	1,199,178	1,195,152	1,191,655	1,191,828
遺族共済年金	1,581,435	1,570,055	1,566,457	1,568,952	1,563,202	1,565,626
退職年金	2,855,285	2,831,860	2,825,475	2,830,439	2,819,712	2,821,343
減額退職年金	1,973,628	1,953,680	1,945,768	1,947,593	1,941,757	1,942,041
通算退職年金	821,102	815,799	814,051	814,925	812,500	815,908
障害年金	2,223,775	2,188,784	2,167,702	2,152,170	2,129,174	2,115,041
遺族年金	1,339,508	1,327,914	1,323,619	1,324,070	1,319,377	1,318,519
通算遺族年金	350,818	345,987	344,491	343,125	341,419	339,388
《一時金》						
脱退一時金	5,166,444	5,152,320	4,190,897	5,215,400	5,092,522	4,525,872
返還一時金	1,378,255	1,467,536	1,702,603	1,508,131	1,682,962	1,506,962
障害一時金	2,481,750	2,769,222	2,779,250	2,542,000	2,578,389	2,589,412
特例死亡一時金	2,785,500	3,462,333	3,636,600	2,623,400	2,030,900	1,242,800
死亡一時金	978,333	668,500	518,333	1,490,727	1,624,000	595,500
短期在留脱退一時金	985,000	985,385	1,271,952	1,084,050	1,182,000	1,365,000

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

第130表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	1,559,100,556	1,543,139,887	1,574,168,406	1,587,212,860	1,576,454,002	1,605,526,898
短期負担金	612,549,220	614,680,573	634,542,205	633,010,336	623,685,656	619,480,113
介護負担金	36,251,378	40,481,637	51,648,415	57,823,871	57,900,712	57,498,310
短期掛金	600,695,790	604,342,412	624,062,980	622,314,312	610,235,858	606,082,686
介護掛金	36,220,548	40,465,944	51,649,907	57,810,833	57,889,478	57,437,666
短期任意継続掛金	22,494,647	18,525,631	20,028,605	20,424,790	19,587,456	20,358,185
介護任意継続掛金	1,805,654	1,593,233	2,129,795	2,377,736	2,304,877	2,446,112
雑 収 入	22,487	11,718	14,873	15,114	21,079	23,221
育児・介護休業手当金交付金	17,199,852	17,804,274	18,283,295	18,578,997	18,939,684	21,644,642
短期利息及び短期配当金	3,562,048	3,217,802	2,854,818	2,541,654	3,190,097	4,089,730
介護利息	372	276	256	151	1,716	5,537
償還差益	20,967	20,227	8,025	15,356	99,916	199,929
その他	48,741,839	47,922,316	45,958,865	48,631,092	49,653,334	61,331,584
前年度繰越支払準備金	123,414,563	120,394,871	117,309,217	116,640,858	119,789,655	117,379,832
前期損益修正益	289,639	209,795	244,546	246,683	333,613	284,479
当期短期損失金	55,607,437	29,334,402	5,125,454	5,838,409	12,171,984	36,770,264
当期介護損失金	224,113	4,134,777	307,149	942,665	648,888	494,606
支 出	1,559,100,556	1,543,139,887	1,574,168,406	1,587,212,860	1,576,454,002	1,605,526,898
保健給付	650,046,778	630,514,312	626,602,529	650,285,071	635,994,850	638,523,372
直営保健給付	5,267,775	4,335,768	3,819,267	3,760,195	3,384,510	2,976,616
休業給付	55,591,969	56,772,569	57,283,675	57,100,236	58,297,810	65,575,910
災害給付	555,790	621,038	2,061,796	942,128	469,523	664,994
附加給付	17,523,921	17,141,664	16,889,458	15,364,320	15,308,180	16,324,480
老人保健拠出金	392,895,015	355,436,041	296,107,757	251,717,146	236,100,418	239,489,183
退職者給付拠出金	151,592,241	191,083,833	198,335,565	218,550,423	243,040,347	279,182,452
介護納付金	73,158,469	86,252,437	102,089,610	115,149,536	116,053,127	114,648,153
一部負担金返還金	4,809	6,669	8,388	9,540	9,822	10,624
一部負担金払戻金	12,338,874	14,180,844	12,778,606	12,223,568	11,417,335	11,687,240
その他	59,763,667	59,750,879	60,649,971	61,113,051	63,894,830	78,610,627
繰入金	3,843,955	3,771,292	3,557,418	3,476,602	3,533,620	3,548,765
次年度繰越支払準備金	120,394,871	117,309,217	116,640,858	119,789,655	117,379,832	119,428,441
前期損益修正損	40,796	31,509	61,677	184,093	88,596	110,481
当期短期利益金	14,809,170	5,567,255	73,719,246	73,784,520	68,127,027	31,619,269
当期介護利益金	1,272,453	364,559	3,562,584	3,762,775	3,354,175	3,126,290

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第131表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	30,941,108,743	31,029,184,615	31,374,402,267	31,772,805,655	32,059,490,342	31,743,287,117
負 担 金	3,249,409,601	3,161,261,084	3,120,804,891	3,084,337,813	3,051,564,311	3,043,558,624
掛 金	1,474,097,917	1,471,784,661	1,478,755,155	1,498,022,957	1,509,883,193	1,514,336,591
基礎年金交付金	424,927,758	394,630,246	391,006,795	371,780,740	334,233,978	311,914,681
利息及び配当金	676,365,566	685,954,003	729,170,383	1,340,317,770	1,546,713,939	1,185,400,767
償 還 差 益	2,017,565	7,129,052	3,942,717	5,246,729	4,357,406	2,599,990
その他の収入	1,585,416,583	1,567,839,388	1,643,011,001	1,619,483,131	1,579,576,196	1,549,524,030
前年度繰越支払準備金	33,858	29,533	39,815	34,682	33,286	35,571
前年度繰越長期給付積立金	23,526,408,123	23,740,261,437	24,006,957,758	23,852,411,050	24,031,530,083	24,135,311,933
前年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	2,303	1,445	879	577	410	415
特 別 利 益	2,429,469	293,766	712,875	1,170,206	1,597,540	604,515
当 期 損 失 金	—	—	—	—	—	—
支 出	30,941,108,743	31,029,184,615	31,374,402,267	31,772,805,655	32,059,490,342	31,743,287,117
退 職 給 付	3,509,443,823	3,520,178,286	3,514,499,318	3,503,345,930	3,505,193,402	3,519,768,673
障 害 給 付	36,693,644	36,396,267	36,291,354	36,334,731	36,188,478	36,024,025
遺 族 給 付	680,583,110	702,496,844	725,008,691	749,608,500	771,553,837	792,729,696
基礎年金拠出金	1,010,752,540	1,055,670,025	1,123,499,337	1,122,555,746	1,115,897,535	1,168,715,731
負担調整拠出金
そ の 他	1,632,489,775	1,604,714,490	1,728,626,327	1,755,171,952	1,688,244,622	1,636,067,834
業務経理へ繰入金	5,480,183	5,492,066	7,258,465	6,822,236	7,102,651	8,796,760
次年度繰越支払準備金	29,533	39,315	35,182	33,286	35,571	45,487
次年度繰越長期給付積立金	23,740,261,437	23,809,739,125	24,013,602,512	24,037,336,341	24,165,532,846	23,989,485,308
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	1,445	879	577	410	415	97
特 別 損 失	100,063	33,374	47,656	157,318	4,896,722	201,641
当 期 利 益 金	325,273,192	294,423,943	225,532,850	561,439,204	764,844,263	591,451,862
年度末現在長期給付積立金	37,465,805,293	37,829,706,924	38,061,884,529	38,808,249,023	39,707,096,049	40,152,721,286

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第132表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	33,453,093	32,391,282	32,184,905	30,999,186	31,658,387	39,782,899
負担金	21,612,657	20,406,416	18,009,374	16,614,135	16,798,087	16,939,934
構成組合事務費負担金払込金	3,789,614
補助金	389,840	242,279	236,896	224,460	208,355	212,474
連合会交付金	4,762,204
利息及び配当金	112,576	101,244	100,464	112,161	159,390	236,886
その他の金	1,341,899	2,808,167	2,729,140	2,930,604	3,049,169	2,033,938
繰入金	9,876,427	8,720,048	10,804,875	10,275,390	10,582,929	11,575,525
特別利益	12,867	25,187	33,012	33,661	11,165	7,008
当期損失	106,828	87,940	271,145	808,774	849,291	225,315
支 出	33,453,093	32,391,282	32,184,905	30,999,186	31,658,387	39,782,899
役員報酬	396,652	370,725	355,623	355,066	367,308	371,589
職員給与	13,840,975	13,536,230	13,176,859	13,266,645	13,438,377	13,344,251
厚生費	32,495	31,517	30,817	28,363	27,195	26,234
旅費	407,216	366,141	378,265	325,426	339,965	284,695
事務費	2,084,633	2,040,830	2,083,572	1,953,527	2,138,651	2,141,160
事務費負担金払込金	3,789,614
構成組合交付金	4,762,204
その他の金	12,730,544	13,047,338	13,347,170	13,366,777	14,120,532	12,986,672
特別損失	108,975	230,366	28,007	82,290	13,334	38,955
当期利益	3,851,603	2,768,134	2,784,595	1,621,093	1,213,022	2,037,520

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第133表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	87,626,643	90,787,500	85,622,407	79,052,393	80,383,328	79,169,177
負担金	33,821,804	32,742,614	33,700,079	32,250,048	31,384,745	31,105,443
掛金	33,260,246	32,188,138	33,149,490	31,642,129	30,878,139	30,608,971
施設収入	2,110,808	1,904,013	2,722,808	1,684,608	1,588,175	1,300,991
補助金	5,426,072	5,390,001	6,750,149	5,438,269	5,767,633	5,152,966
利息及び配当金	504,862	409,889	286,866	486,481	491,223	601,013
その他の金	2,121,407	3,318,069	3,345,171	2,362,464	4,174,535	2,639,686
繰入金	7,836,862	12,401,281	2,012,561	2,387,196	2,039,981	4,862,296
特別利益	8,447	26,513	42,346	11,412	33,678	26,238
当期損失	2,536,137	2,406,981	3,612,938	2,789,786	4,025,218	2,871,572
支 出	87,626,643	90,787,500	85,622,407	79,052,393	80,383,328	79,169,177
職員給与	3,829,087	3,578,891	3,756,277	3,506,862	3,411,928	3,270,699
厚生費	44,346,841	44,762,653	47,322,384	44,570,782	44,090,400	45,252,038
旅費	153,709	136,596	125,977	110,651	114,467	105,709
事務費	437,801	397,505	440,561	324,256	314,524	312,637
その他の金	6,072,574	5,708,415	6,229,129	5,375,982	5,541,389	5,833,283
繰入金	24,678,554	24,461,447	24,034,389	20,933,645	20,583,573	18,310,538
特別損失	50,203	124,869	94,261	72,832	403,863	76,970
当期利益	8,057,873	11,617,124	3,619,432	4,157,381	5,923,188	6,007,301

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

9 私立学校教職員共済

第134表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

年度末現在

区 分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成15年度 (2003)	464,546	431,182	9,170 (8,744)	3,205	20,989	461,341	434,387	13,931	373,164	0.81
16 (2004)	471,377	438,300	9,132 (8,799)	3,238	20,707	468,139	441,538	13,907	371,196	0.79
17 (2005)	478,089	444,841	9,235 (8,896)	3,223	20,790	474,866	448,064	13,997	368,583	0.78
18 (2006)	487,336	454,329	9,199 (8,866)	3,229	20,579	484,107	457,558	14,063	366,750	0.76
19 (2007)	493,517	460,751	9,124 (8,795)	3,215	20,427	490,302	463,966	14,131	365,486	0.75
20 (2008)	497,115	468,804	5,273 (4,952)	3,228	19,810	493,887	472,032	14,236	346,290	0.70

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区 分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	丙4	丙5	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
											短期	長期			
平成20年度 (2008)	497,115	468,802	2	321	4,952	3,209	0	19	0	19,810	493,887	472,032	14,236	346,290	0.70
大 学	211,929	208,070	—	204	1,941	1,709	—	5	—	—	210,215	209,784	640	165,168	0.79
短 大	15,639	14,921	—	—	298	420	—	—	—	—	15,219	15,341	397	11,103	0.73
高 専	206	203	—	—	3	—	—	—	—	—	206	203	3	249	1.21
高 校	81,256	80,406	—	—	505	344	—	1	—	—	80,911	80,751	1,367	81,898	1.01
中 学	14,413	14,244	—	—	46	123	—	—	—	—	14,290	14,367	673	12,729	0.89
小 学	4,873	4,796	—	—	29	48	—	—	—	—	4,825	4,844	200	3,627	0.75
幼 稚 園	100,246	98,633	2	15	1,587	—	—	9	—	—	100,237	98,644	8,537	19,623	0.20
特別支援	364	362	—	—	2	—	—	—	—	—	364	362	15	223	0.61
各 種	7,164	7,010	—	101	53	—	—	—	—	—	7,164	7,010	370	6,150	0.86
専 修	39,697	38,643	—	—	485	565	—	4	—	—	39,128	39,212	2,016	31,403	0.80
事 業 団	1,518	1,514	—	1	3	—	—	—	—	—	1,518	1,514	18	1,181	0.78
任 継	19,810	—	—	—	—	—	—	—	—	19,810	19,810	—	—	12,936	0.65

(注) 1 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1種加入者（甲種校）：70歳未満で短期・長期適用

甲2種加入者（甲種校）：70歳以上で短期・長期適用

乙1種加入者（乙種校）：短期のみ適用

乙2種加入者（乙種校）：70歳以上で短期のみ適用

丙1種加入者（丙種校）：70歳未満で長期のみ適用

丙2種加入者（丙種校）：70歳以上で長期のみ適用

丙4種加入者（甲種校）：65～70歳未満で長期のみ適用

丙5種加入者（甲種校）：70歳以上で長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

2 甲種校とは短期給付・長期給付を適用する学校、乙種校とは短期給付のみを適用する学校、丙種校とは長期給付のみを適用する学校である。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第135表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区 分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2・4・5種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成15年度 (2003)	391,079	383,046	370,154	432,594	481,061	302,888	380,384	370,972
16 (2004)	380,025	381,820	368,853	431,488	483,153	303,221	379,312	369,692
17 (2005)	380,307	382,156	368,980	430,476	484,144	302,358	379,602	369,808
18 (2006)	379,425	381,182	367,815	428,649	480,726	302,734	378,749	368,611
19 (2007)	380,191	381,886	367,913	428,462	482,511	304,283	379,520	368,707
20 (2008)	380,390	382,189	368,220	435,081	484,789	306,255	379,708	369,017
平成20年度								
大 学	447,559	445,600	421,501	561,749	542,445	—	446,786	422,489
短 大	418,331	419,440	408,211	424,376	374,652	—	419,537	407,292
高 専	454,165	456,887	448,906	270,000	—	—	454,165	448,906
高 校	416,583	416,473	409,161	388,004	483,954	—	416,295	409,481
中 学	422,207	422,080	414,375	330,565	471,220	—	421,785	414,862
小 学	403,591	403,046	396,852	331,310	501,667	—	402,615	397,890
幼 稚 園	229,628	228,300	226,289	311,104	282,667	—	229,624	226,294
特 別 支 援	307,736	307,448	307,116	360,000	—	—	307,736	307,116
各 種	328,363	327,628	315,879	361,844	—	—	328,363	315,879
専 修	342,368	341,091	332,426	379,332	397,620	—	341,565	333,372
事 業 団	373,918	373,328	358,697	597,500	—	—	373,918	358,697
任 継	306,255	—	—	—	—	306,255	306,255	—

(注) 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1・2種加入者：短期・長期適用

乙1・2種加入者：短期のみ適用

丙1・2・4・5種加入者：長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第136表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）

平成21年3月末現在

標準給与		短期（除任継）			長期			任継給与	任継		
等級	月額 (千円)	計	男	女	計	男	女		計	男	女
総数		474,077	223,334	250,743	472,032	221,361	250,671	総数	19,810	12,624	7,186
第1級	98	1,482	562	920	1,308	455	853	98以下	221	112	109
2	104	538	146	392	516	132	384	100	17	4	13
3	110	1,020	288	732	989	266	723	104	40	24	16
4	118	1,934	660	1,274	1,897	635	1,262	105	37	17	20
5	126	2,141	636	1,505	2,106	607	1,499	110	58	29	29
6	134	2,968	835	2,133	2,921	803	2,118	112	40	17	23
7	142	3,496	784	2,712	3,552	754	2,798	118	88	43	45
8	150	5,442	1,087	4,355	5,340	1,012	4,328	119	40	21	19
9	160	8,046	1,343	6,703	7,931	1,256	6,675	126	125	60	65
10	170	10,918	1,557	9,361	10,845	1,502	9,343	133	42	14	28
11	180	13,855	1,591	12,264	13,774	1,526	12,248	134	116	60	56
12	190	15,561	1,874	13,687	15,491	1,817	13,674	140	101	46	55
13	200	23,432	3,667	19,765	23,272	3,529	19,743	142	155	83	72
14	220	27,125	5,858	21,267	26,999	5,714	21,285	150	195	113	82
15	240	23,431	6,689	16,742	23,337	6,594	16,743	154	144	73	71
16	260	23,102	7,958	15,144	22,954	7,823	15,131	160	250	129	121
17	280	20,994	7,611	13,383	20,895	7,528	13,367	168	147	68	79
18	300	20,483	7,801	12,682	20,373	7,694	12,679	170	279	125	154
19	320	19,559	7,783	11,776	19,453	7,687	11,766	180	290	129	161
20	340	18,771	7,933	10,838	18,693	7,861	10,832	182	167	99	68
21	360	17,715	8,085	9,630	17,623	7,996	9,627	190	349	140	209
22	380	19,962	9,739	10,223	19,854	9,643	10,211	196	144	66	78
23	410	21,768	11,550	10,218	21,621	11,423	10,198	200	701	279	422
24	440	20,378	11,982	8,396	20,277	11,880	8,397	210	152	84	68
25	470	19,515	12,394	7,121	19,450	12,305	7,145	220	817	391	426
26	500	19,141	12,926	6,215	19,108	12,858	6,250	224	173	87	86
27	530	17,932	12,830	5,102	17,961	12,816	5,145	238	153	80	73
28	560	15,984	11,909	4,075	15,995	11,886	4,109	240	737	372	365
29	590	14,160	11,057	3,103	14,187	11,062	3,125	252	155	83	72
30	620	12,142	9,705	2,437	63,310	54,297	9,013	260	689	393	296
31	650	10,152	8,383	1,769	—	—	—	266	197	103	94
32	680	8,711	7,362	1,349	—	—	—	280	601	328	273
33	710	8,447	7,317	1,130	—	—	—	287	254	137	117
34	750	7,742	6,816	926	—	—	—	300	528	300	228
35	790	5,614	5,146	468	—	—	—	308	268	144	124
36	830	3,750	3,419	331	—	—	—	320	510	305	205
37	880	2,272	2,061	211	—	—	—	329	336	192	144
38	930	1,271	1,158	113	—	—	—	340	446	246	200
39	980	796	722	74	—	—	—	350	429	255	174
40	1,030	560	515	45	—	—	—	360	453	257	196
41	1,090	496	445	51	—	—	—	371	556	395	161
42	1,150	377	354	23	—	—	—	380	458	285	173
43	1,210	894	796	98	—	—	—	383	8,152	6,436	1,716

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第137表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	件数	8,519,537	8,715,025	9,241,500	9,312,885	9,575,029	9,758,875
	金額	88,555,904	89,620,417	93,720,237	93,501,956	95,606,576	99,105,424
組 合 員 分	件数	4,794,904	4,939,892	5,283,607	5,364,599	5,568,251	5,717,822
	金額	49,944,616	50,130,286	43,183,771	53,549,315	55,863,602	58,417,910
療 養 の 給 付	件数	3,511,908	3,584,145	3,790,681	3,810,684	3,901,980	3,969,137
	日数	6,477,754	6,481,085	6,678,322	6,617,419	6,669,180	6,686,354
	金額	40,172,940	39,918,578	41,848,583	41,972,300	43,521,155	45,292,189
訪問看護療養の給付	件数	196	256	298	324	340	374
	日数	1,375	1,751	1,796	2,113	2,274	2,259
	金額	9,418	12,253	12,500	14,491	16,421	17,326
入院時食事・生活療養費	件数	38,124	38,174	38,957	40,061	39,792	39,855
	日数	359,870	355,446	360,596	847,898	951,511	945,594
	金額	512,106	508,357	516,884	408,258	383,417	381,516
調 剤	件数	1,128,362	1,187,825	1,314,124	1,362,545	1,452,424	1,518,423
	金額	6,316,845	6,738,390	7,782,286	7,991,645	8,822,823	9,429,645
療 養 費	件数	147,902	161,016	171,751	183,798	206,347	222,647
	金額	816,361	845,897	886,345	945,433	1,050,144	1,123,188
調 剤 費	件数	318	448	488	613	705	627
	金額	1,123	1,734	1,396	2,129	2,508	2,427
移 送 料	件数	20	9	4	5	5	7
	金額	1,276	732	310	100	242	780
出 産 費	件数	5,482	5,571	5,576	5,959	5,728	6,004
	金額	1,789,136	1,821,608	1,834,059	2,005,009	2,027,450	2,139,910
埋 葬 料	件数	716	622	685	671	722	603
	金額	325,410	282,738	301,409	209,950	39,440	30,930
被 扶 養 者 分	件数	3,724,633	3,775,133	3,957,893	3,948,286	4,006,778	4,041,053
	金額	37,786,630	38,653,673	39,653,870	39,067,859	38,839,511	39,688,586
療 養 の 給 付	件数	2,653,253	2,658,506	2,751,519	2,719,171	2,725,017	2,723,300
	日数	5,120,125	5,050,777	5,081,039	4,937,417	4,856,458	4,799,383
	金額	27,641,183	27,601,369	28,145,168	27,637,439	27,737,047	28,694,760
訪問看護療養の給付	件数	706	765	907	1,074	1,149	1,277
	日数	4,602	5,343	6,339	7,396	7,742	9,121
	金額	29,802	34,837	41,449	48,688	51,452	65,361
入院時食事療養費	件数	32,071	31,132	30,234	30,313	28,730	28,559
	日数	381,466	363,617	345,991	801,864	829,954	816,419
	金額	528,228	504,922	482,029	375,939	327,743	321,667
調 剤	件数	948,019	976,602	1,056,191	1,071,808	1,112,936	1,148,473
	金額	4,336,362	4,595,466	5,111,769	5,117,838	5,503,338	5,881,384
療 養 費	件数	84,311	92,815	99,365	102,619	112,775	116,483
	金額	508,294	560,695	585,618	603,825	669,130	685,152
高 額 療 養 費	件数	32,378	39,987	43,612	47,114	48,127	45,518
	金額	2,844,109	3,332,559	3,337,495	3,366,538	2,773,265	2,253,813
調 剤 費	件数	224	380	438	433	551	586
	金額	1,026	1,533	2,015	2,193	2,403	2,386
移 送 料	件数	11	8	5	6	0	4
	金額	515	209	141	217	0	228
家 族 出 産 費	件数	4,376	4,552	4,404	4,649	4,794	4,921
	金額	1,422,200	1,483,882	1,435,310	1,576,598	1,701,202	1,758,790
家 族 埋 葬 料	件数	1,355	1,518	1,452	1,412	1,429	491
	金額	474,911	538,200	512,875	338,583	73,930	25,045
支 払 基 金 審 査 費		824,658	836,458	882,597	884,783	903,463	998,928

- (注) 1 「入院時食事・生活療養費」、「家族入院時食事療養費」の件数・日数は、「(家族)療養の給付」の再掲であり合計には含まれていない。
- 2 「入院時食事・生活療養費」、「家族入院時食事療養費」の食事件数(食事1回につき1件)は平成18年度以降であり、平成17年度以前は食事日数である。
- 3 「入院時食事・生活療養費」は、70歳未満の組合員に係る「入院時食事療養費」と70歳以上の療養病棟に入院する組合員及び被扶養者に係る「入院時食事・生活療養費」の合計である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	13,516	14,589	14,898	16,223	15,812	16,472
日数	459,445	489,638	496,568	534,247	465,353	468,530
金額	4,076,784	4,402,768	4,476,688	4,869,563	4,295,995	4,357,001
傷病手当金 件数	9,263	10,130	10,533	11,499	12,279	13,022
日数	180,238	198,902	211,021	224,957	242,558	253,033
金額	1,757,545	1,942,837	2,068,422	2,234,772	2,398,267	2,506,981
出産手当金 件数	4,244	4,455	4,356	4,719	3,532	3,439
日数	279,045	290,680	285,414	309,218	222,788	215,338
金額	2,318,409	2,459,669	2,407,057	2,634,069	1,897,680	1,849,231
休業手当金 件数	9	4	9	5	1	11
日数	162	56	133	72	7	159
金額	830	263	1,209	721	48	789

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	100	209	113	32	72	30
金額	59,091	80,246	66,620	20,795	37,605	19,738
弔 慰 金 件数	10	2	3	1	1	1
金額	4,540	1,150	1,970	500	340	500
家族弔慰金 件数	6	6	4	—	1	—
金額	2,394	1,974	1,254	—	105	—
災害見舞金 件数	84	201	106	31	70	29
金額	52,157	77,122	63,396	20,295	37,160	19,238

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第138表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
組 合 員 分	件数 3,511,908	3,584,145	3,790,681	3,810,684	3,901,980	3,969,137
	日数 6,477,754	6,481,085	6,678,322	6,617,419	6,669,180	6,686,354
	金額 40,172,940	39,918,578	41,848,583	41,972,300	43,521,155	45,292,189
一 般 診 療	件数 2,827,853	2,872,191	3,056,934	3,057,021	3,147,466	3,195,856
	日数 4,907,473	4,879,372	5,068,577	5,001,242	5,081,539	5,083,008
	金額 33,482,476	33,317,110	35,197,083	35,418,096	37,020,265	38,599,780
入 院	件数 41,694	41,776	42,645	43,829	43,791	43,918
	日数 424,376	417,640	421,692	420,370	422,079	420,172
	金額 11,419,681	11,346,406	11,785,239	12,287,562	13,315,042	14,407,323
入 院 外	件数 2,786,159	2,830,415	3,014,289	3,013,192	3,103,675	3,151,938
	日数 4,483,097	4,461,732	4,646,885	4,580,872	4,659,460	4,662,836
	金額 22,062,794	21,970,704	23,411,843	23,130,535	23,705,223	24,192,457
歯 科 診 療	件数 684,055	711,954	733,747	753,663	754,514	773,281
	日数 1,570,281	1,601,713	1,609,745	1,616,177	1,587,641	1,603,346
	金額 6,690,464	6,601,467	6,651,500	6,554,203	6,500,891	6,692,409
被 扶 養 者 分	件数 2,653,253	2,658,506	2,751,519	2,719,171	2,725,017	2,723,300
	日数 5,120,125	5,050,777	5,081,039	4,937,417	4,856,458	4,799,383
	金額 27,641,183	27,601,369	28,145,168	27,637,439	27,737,047	28,694,760
一 般 診 療	件数 2,169,403	2,159,624	2,249,191	2,214,508	2,227,230	2,223,092
	日数 4,095,708	4,015,283	4,067,742	3,942,250	3,895,198	3,851,722
	金額 23,747,181	23,649,111	24,282,929	23,873,804	24,041,283	24,891,421
入 院	件数 35,756	35,131	34,069	34,303	32,916	32,804
	日数 435,088	419,284	398,779	383,067	358,996	352,692
	金額 8,932,408	8,796,695	8,829,344	8,788,639	8,886,530	9,510,827
入 院 外	件数 2,133,647	2,124,493	2,215,122	2,180,205	2,194,314	2,190,288
	日数 3,660,620	3,595,999	3,668,963	3,559,183	3,536,202	3,499,030
	金額 14,814,773	14,852,416	15,453,585	15,085,165	15,154,754	15,380,594
歯 科 診 療	件数 483,850	498,882	502,328	504,663	497,787	500,208
	日数 1,024,417	1,035,494	1,013,297	995,167	961,260	947,661
	金額 3,894,002	3,952,258	3,862,240	3,763,635	3,695,764	3,803,339

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第139表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分			平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《組合員分》								
診 療 費	1000人当件数		7,726.21	7,725.07	8,030.75	7,908.00	7,974.16	8,097.54
	1件当日数		1.84	1.81	1.76	1.74	1.71	1.68
	1件当金額		11,439	11,138	11,040	11,014	11,154	11,411
	1人当金額		88,381	86,038	88,658	87,102	88,941	92,402
一 般 診 療	1000人当件数		6,221.28	6,190.56	6,476.27	6,343.99	6,432.22	6,519.95
	1件当日数		1.74	1.70	1.66	1.64	1.61	1.59
	1件当金額		11,840	11,600	11,514	11,586	11,762	12,078
	1人当金額		73,662	71,810	74,567	73,500	75,655	78,748
入 院	1000人当件数		91.73	90.04	90.35	90.95	89.49	89.60
	1件当日数		10.18	10.00	9.89	9.59	9.64	9.57
	1件当金額		273,893	271,601	276,357	280,352	304,059	328,051
	1人当金額		25,123	24,455	24,968	25,499	27,211	29,393
入 院 外	1000人当件数		6,129.56	6,100.52	6,385.92	6,253.03	6,342.73	6,430.35
	1件当日数		1.61	1.58	1.54	1.52	1.50	1.48
	1件当金額		7,919	7,762	7,767	7,676	7,638	7,675
	1人当金額		48,538	47,354	49,599	48,001	48,444	49,356
歯 科 診 療	1000人当件数		1,504.92	1,534.51	1,554.48	1,564.02	1,541.94	1,577.59
	1件当日数		2.30	2.25	2.19	2.14	2.10	2.07
	1件当金額		9,781	9,272	9,065	8,696	8,616	8,655
	1人当金額		14,719	14,228	14,092	13,601	13,285	13,653
出 産 費	1000人当件数		12.06	12.01	11.81	12.37	11.71	12.25
	1000人当件数		1.58	1.34	1.45	1.39	1.48	1.23
家 族 埋 葬 料	1000人当件数		12.06	12.01	11.81	12.37	11.71	12.25
	1000人当件数		1.58	1.34	1.45	1.39	1.48	1.23
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数		5,837.16	5,730.00	5,829.23	5,642.87	5,568.90	5,555.87
	1件当日数		1.93	1.90	1.85	1.82	1.78	1.76
	1件当金額		10,418	10,382	10,229	10,164	10,179	10,537
	1人当金額		60,811	59,490	59,627	57,354	56,684	58,541
一 般 診 療	1000人当件数		4,772.69	4,654.73	4,765.02	4,959.59	4,551.61	4,535.39
	1件当日数		1.89	1.86	1.81	1.78	1.75	1.73
	1件当金額		10,946	10,951	10,796	10,781	10,794	11,197
	1人当金額		52,244	50,972	51,445	49,543	49,131	50,782
入 院	1000人当件数		78.66	75.72	72.18	71.19	67.27	66.92
	1件当日数		12.17	11.93	11.71	11.17	10.91	10.75
	1件当金額		249,816	250,397	259,161	256,206	269,976	289,929
	1人当金額		19,651	18,960	18,705	18,238	18,161	19,403
入 院 外	1000人当件数		4,694.03	4,579.01	4,692.85	4,524.40	4,484.34	4,468.46
	1件当日数		1.72	1.69	1.66	1.63	1.61	1.60
	1件当金額		6,943	6,991	6,976	6,919	6,906	7,022
	1人当金額		32,593	32,012	32,739	31,305	30,971	31,378
歯 科 診 療	1000人当件数		1,064.47	1,075.26	1,064.21	1,047.29	1,017.29	1,020.49
	1件当日数		2.12	2.08	2.02	1.97	1.93	1.89
	1件当金額		8,048	7,922	7,689	7,458	7,424	7,604
	1人当金額		8,567	8,518	8,182	7,810	7,553	7,759
家 族 出 産 費	1000人当件数		9.63	9.81	9.33	9.65	9.80	10.04
家 族 埋 葬 料	1000人当件数		2.98	3.27	3.08	2.93	2.92	1.00

(注) 組合員の数は、各年4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 1000人当件数	29.74	31.44	31.56	33.67	32.31	33.60
1件当金額	33.99	33.56	33.33	32.93	29.43	28.44
1日当金額	8,873	8,992	9,015	9,115	9,232	9,299
傷病手当金 1000人当件数	20.38	21.83	22.31	23.86	25.09	26.57
1件当金額	19.46	19.63	20.03	19.56	19.75	19.43
1日当金額	9,751	9,768	9,802	9,934	9,887	9,908
出産手当金 1000人当件数	9.34	9.60	9.23	9.79	7.22	7.02
1件当金額	65.75	65.25	65.52	65.53	63.08	62.62
1日当金額	8,308	8,462	8,434	8,518	8,518	8,588
休業手当金 1000人当件数	0.02	0.01	0.02	0.01	0.00	0.02
1件当金額	18.00	14.00	14.78	14.40	7.00	14.45
1日当金額	5,126	4,690	9,092	10,018	6,880	4,960

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 1000人当件数	0.22	0.45	0.24	0.07	0.15	0.06
1件当金額	590,910	383,952	589,557	649,844	522,292	657,917
弔 慰 金 1000人当件数	0.02	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00
1件当金額	454,000	575,000	656,667	500,000	340,000	500,000
家族弔慰金 1000人当件数	0.01	0.01	0.01	—	0.00	—
1件当金額	399,000	329,000	313,600	—	105,000	—
災害見舞金 1000人当件数	0.18	0.43	0.22	0.06	0.14	0.06
1件当金額	620,917	383,692	598,071	654,677	530,857	663,362

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第140表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	件数 1,390,998 金額 218,481,890	件数 1,453,705 金額 225,209,093	件数 1,520,598 金額 230,953,117	件数 1,587,922 金額 237,462,423	件数 1,665,808 金額 244,146,636	件数 1,761,263 金額 250,792,502
退職共済年金	件数 976,854 金額 156,690,964	件数 1,037,757 金額 164,187,950	件数 1,103,842 金額 170,456,485	件数 1,170,022 金額 177,638,732	件数 1,245,440 金額 184,658,020	件数 1,337,760 金額 191,640,502
障害共済年金	件数 6,798 金額 1,188,758	件数 7,328 金額 1,314,474	件数 7,953 金額 1,406,661	件数 8,432 金額 1,447,700	件数 9,091 金額 1,558,021	件数 9,688 金額 1,689,801
遺族共済年金	件数 221,846 金額 25,605,720	件数 235,147 金額 27,165,354	件数 248,011 金額 28,799,163	件数 261,156 金額 30,335,121	件数 274,634 金額 31,855,641	件数 288,710 金額 33,299,101
退職年金	件数 56,431 金額 20,346,417	件数 53,623 金額 18,966,831	件数 50,553 金額 17,780,538	件数 47,774 金額 16,611,072	件数 44,960 金額 15,549,409	件数 42,028 金額 14,459,315
減額退職年金	件数 2,204 金額 573,494	件数 2,192 金額 565,750	件数 2,153 金額 550,284	件数 2,084 金額 526,573	件数 2,029 金額 516,036	件数 2,028 金額 501,666
通算退職年金	件数 80,187 金額 7,929,484	件数 73,392 金額 7,166,235	件数 66,522 金額 6,436,596	件数 59,593 金額 5,722,471	件数 53,150 金額 5,072,862	件数 46,996 金額 4,517,375
返還一時金	件数 24 金額 31,993	件数 19 金額 16,144	件数 29 金額 32,576	件数 25 金額 37,437	件数 36 金額 30,087	件数 22 金額 23,153
脱退一時金	件数 15 金額 54,802	件数 8 金額 29,366	件数 12 金額 45,770	件数 14 金額 47,189	件数 12 金額 58,577	件数 22 金額 86,908
新脱退一時金	件数 241 金額 200,087	件数 281 金額 228,101	件数 248 金額 173,808	件数 228 金額 143,131	件数 286 金額 163,896	件数 243 金額 151,414
障害年金	件数 2,778 金額 735,701	件数 2,649 金額 703,975	件数 2,446 金額 668,193	件数 2,308 金額 628,010	件数 2,197 金額 592,570	件数 2,072 金額 560,698
障害一時金	件数 — 金額 —	件数 1 金額 1,930	件数 — 金額 —	件数 1 金額 1,339	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
遺族年金	件数 27,643 金額 4,284,278	件数 26,465 金額 4,095,182	件数 25,199 金額 3,889,260	件数 23,956 金額 3,687,862	件数 22,693 金額 3,507,657	件数 21,557 金額 3,340,617
通算遺族年金	件数 15,634 金額 767,915	件数 14,526 金額 707,202	件数 13,345 金額 650,547	件数 12,074 金額 586,796	件数 11,041 金額 536,664	件数 9,922 金額 480,516
死亡一時金	件数 1 金額 1,156	件数 — 金額 —	件数 2 金額 3,517	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
特例死亡一時金	件数 1 金額 3,444	件数 — 金額 —	件数 1 金額 6,388	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
恩給財団給付年金	件数 341 金額 67,679	件数 316 金額 59,467	件数 282 金額 53,331	件数 254 金額 47,857	件数 237 金額 44,931	件数 214 金額 40,305
恩給財団給付一時扶助金	件数 — 金額 —	件数 1 金額 1,133	件数 — 金額 —	件数 1 金額 1,133	件数 2 金額 2,265	件数 1 金額 1,133

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第141表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員	30,962	32,783	32,424	36,500	42,138	47,572
金額	30,658,749	29,964,904	30,276,377	33,063,895	36,861,552	39,641,360
退職共済年金 人員	26,970	29,043	28,529	32,370	37,984	43,124
金額	27,707,427	27,097,574	27,218,297	29,984,087	33,715,439	36,297,573
障害共済年金 人員	235	272	268	299	303	323
金額	261,639	280,582	308,213	301,948	322,818	335,814
遺族共済年金 人員	3,350	3,431	3,597	3,796	3,816	4,070
金額	2,529,974	2,538,907	2,712,582	2,734,346	2,787,967	2,971,489
退職年金 人員	35	18	12	10	10	7
金額	56,609	26,581	18,670	15,735	15,217	10,412
減額退職年金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
通算退職年金 人員	357	4	4	2	8	31
金額	85,387	3,438	2,171	2,134	2,518	8,038
障害年金 人員	8	8	9	11	10	9
金額	11,191	11,926	11,711	15,343	12,346	13,547
遺族年金 人員	6	7	5	12	5	5
金額	6,431	5,896	4,734	10,302	5,113	4,264
通算遺族年金 人員	1	—	—	—	2	3
金額	91	—	—	—	134	223

(注) 在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員	258,174	270,985	280,763	293,355	309,391	328,688
金額	267,520,333	272,941,898	280,317,864	288,782,608	294,629,638	303,544,180
退職共済年金 人員	187,737	200,149	209,736	221,726	237,137	255,750
金額	202,541,721	208,343,575	216,025,678	224,838,000	230,667,906	239,590,207
障害共済年金 人員	1,429	1,557	1,653	1,750	1,856	1,946
金額	1,483,001	1,598,575	1,707,295	1,771,563	1,885,927	1,967,502
遺族共済年金 人員	38,560	40,780	42,972	45,416	47,811	50,211
金額	28,629,975	30,281,723	32,039,726	33,713,146	35,521,957	37,412,345
退職年金 人員	9,310	8,836	8,342	7,901	7,450	6,959
金額	20,431,308	19,287,798	18,143,904	17,039,714	16,016,926	14,884,378
減額退職年金 人員	369	367	356	349	345	338
金額	592,555	587,074	568,027	553,383	546,112	531,480
通算退職年金 人員	13,062	11,992	10,856	9,751	8,750	7,812
金額	7,980,298	7,278,139	6,580,436	5,884,452	5,290,579	4,706,114
障害年金 人員	473	447	418	398	372	355
金額	753,319	704,644	659,066	630,399	581,066	563,145
遺族年金 人員	4,591	4,398	4,182	3,986	3,788	3,594
金額	4,282,282	4,098,949	3,897,296	3,710,415	3,536,767	3,357,892
通算遺族年金 人員	2,581	2,403	2,198	2,029	1,839	1,682
金額	755,647	697,991	639,802	586,034	533,693	484,677
恩給財団年金 人員	62	56	50	49	43	41
金額	70,227	63,431	56,635	55,502	48,706	46,441

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第142表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《年金》						
新 規 裁 定	990,206	914,038	933,764	905,860	874,782	833,292
退 職 共 済 年 金	1,027,343	933,016	954,057	926,292	887,622	841,702
障 害 共 済 年 金	1,113,357	1,031,550	1,150,049	1,009,858	1,065,406	1,039,671
遺 族 共 済 年 金	755,216	739,990	754,123	720,323	730,599	730,096
退 職 年 金	1,617,406	1,476,728	1,555,808	1,573,510	1,521,720	1,487,414
減 額 退 職 年 金	—	—	—	—	—	—
通 算 退 職 年 金	239,180	859,450	542,700	1,067,100	314,788	259,303
障 害 年 金	1,398,850	1,490,800	1,301,200	1,394,836	1,234,560	1,505,178
遺 族 年 金	1,071,883	842,329	946,800	858,517	1,022,540	852,860
通 算 遺 族 年 金	90,600	—	—	—	66,800	74,300
年 度 末 現 在	1,036,202	1,007,221	998,415	984,413	952,289	923,502
退 職 共 済 年 金	1,078,859	1,040,942	1,029,989	1,014,035	972,720	936,814
障 害 共 済 年 金	1,037,789	1,026,702	1,032,846	1,012,322	1,016,124	1,011,049
遺 族 共 済 年 金	742,479	742,563	745,595	742,319	742,966	745,103
退 職 年 金	2,194,555	2,182,865	2,175,006	2,156,653	2,149,923	2,138,867
減 額 退 職 年 金	1,605,841	1,599,657	1,595,581	1,585,626	1,582,933	1,572,426
通 算 退 職 年 金	610,955	606,916	606,157	603,472	604,638	602,421
障 害 年 金	1,592,640	1,576,384	1,576,712	1,583,917	1,562,006	1,586,324
遺 族 年 金	932,756	932,003	931,921	930,862	933,677	934,305
通 算 遺 族 年 金	292,773	290,467	291,084	288,829	290,208	288,155
恩 給 財 団 年 金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》						
返 還 一 時 金	1,333,046	849,689	1,123,324	1,497,460	835,759	1,052,400
脱 退 一 時 金	3,653,453	3,670,713	3,814,150	3,370,671	4,881,408	3,950,341
新 脱 退 一 時 金	830,237	811,747	700,840	627,768	573,062	623,103
障 害 一 時 金	—	—	—	1,338,900	—	—
死 亡 一 時 金	1,156,000	—	—	—	—	—
特 例 死 亡 一 時 金	3,444,200	—	—	—	—	—
恩 給 財 団 給 付 一 時 扶 助 金	—	1,132,700	—	1,132,700	1,132,700	1,132,700

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第143表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収 入	202,389,300	206,509,503	209,803,237	212,822,423	216,647,648	216,761,558
掛 金 収 入	182,888,870	185,387,943	186,829,045	188,806,664	192,248,205	192,769,682
掛 金	177,738,296	180,288,965	181,714,716	183,711,780	187,080,179	187,835,226
任 継 掛 金	5,150,574	5,098,978	5,114,329	5,094,884	5,168,026	4,934,456
介 護 掛 金 収 入	10,722,630	12,610,866	14,358,301	15,008,977	15,198,817	14,550,847
介 護 掛 金	10,524,945	12,377,042	14,095,477	14,751,304	14,938,615	14,308,452
任 継 介 護 掛 金	197,684	233,824	262,824	257,673	260,202	242,394
事 業 雑 収 入	—	—	—	—	—	—
支 払 準 備 金 戻 入	8,505,509	8,222,346	8,295,105	8,612,679	8,653,986	8,808,958
事 業 外 収 益	253,941	277,008	302,038	381,353	533,178	601,696
前 期 損 益 修 正 益	18,351	11,340	18,748	12,750	13,461	30,376
当 期 損 失 金	—	—	—	—	—	—
支 出	202,389,300	206,509,503	209,803,237	212,822,423	216,647,648	216,761,558
保 健 給 付	88,555,904	89,620,417	93,720,237	93,501,956	95,606,576	99,105,424
休 業 給 付	4,076,784	4,402,768	4,476,688	4,869,563	4,295,995	4,357,001
災 害 給 付	59,091	80,246	66,620	20,795	37,605	19,738
附 加 給 付	3,610,319	3,437,883	3,283,009	3,562,337	3,670,932	3,586,287
老 人 保 健 拠 出 金	47,905,676	50,493,570	48,238,741	45,233,220	45,099,515	3,231,541
退 職 者 給 付 拠 出 金	25,977,940	27,585,484	31,043,218	35,086,838	41,583,216	17,300,266
前 期 高 齢 者 納 付 金	・	・	・	・	・	22,110,049
後 期 高 齢 者 納 付 金	・	・	・	・	・	31,382,043
介 護 納 付 金	10,603,788	12,606,197	14,329,667	14,850,006	14,807,992	14,197,493
そ の 他	2,503,814	2,114,327	1,924,114	2,016,031	2,221,368	2,229,916
支 払 準 備 金 繰 入	8,222,346	8,295,105	8,612,679	8,653,986	8,808,958	9,101,757
事 業 外 費 用	—	—	—	—	—	—
前 期 損 益 修 正 損	21,724	17,477	18,696	18,125	21,714	21,587
財 産 処 分 損	853	—	3,006	—	13,113	13,525
当 期 利 益 金	10,851,061	7,856,029	4,086,562	5,009,565	480,665	10,104,933

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第144表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収 入	5,634,157,810	5,689,899,369	494,815,951	496,405,713	497,106,177	487,185,340
掛 金 収 入	265,836,192	268,009,073	278,884,210	291,757,687	304,887,005	318,984,488
掛 金	265,158,246	268,008,333	278,877,774	291,757,663	304,886,989	318,984,368
特 別 掛 金	677,946	740	6,436	24	16	120
基 礎 年 金 交 付 金	20,313,609	18,995,867	17,774,293	15,693,821	14,632,038	14,566,401
厚生保険特別会計からの繰入金	—	—	—	—	—	—
退 職 一 時 金 等 返 還 金	628,606	664,288	635,572	599,578	702,189	784,710
事 業 雑 収 入	—	—	—	—	—	—
運 用 収 入	66,967,519	73,761,317	135,921,955	124,986,501	87,284,340	51,272,011
事業費国庫補助金収益	45,228,737	49,903,561	53,695,873	55,727,155	60,523,121	63,682,191
都道府県補助金収益	7,783,099	7,745,421	7,646,296	7,431,143	7,277,466	6,600,194
助成勘定より受入	55,289	55,289	42,068	—	10,859	36,585
責 任 準 備 金 戻 入	5,084,362,997	5,270,506,997	—	—	—	—
延 滞 金	54,998	76,755	84,748	99,858	70,502	73,048
事 業 外 雑 益	1,925	3,508	741	3,328	1,131	1,075
前 期 損 益 修 正 益	87,176	114,545	130,195	106,641	73,818	111,002
固 定 資 産 売 却 益	101,492	62,749	—	—	21,643,709	—
当 期 損 失 金	142,736,169	—	—	—	—	31,073,634
支 出	5,634,157,810	5,689,899,369	494,815,951	496,405,713	497,106,177	487,185,340
退 職 給 付	185,827,241	191,160,377	195,476,057	200,726,605	206,048,887	211,380,332
障 害 給 付	1,924,458	2,020,379	2,074,854	2,077,049	2,150,592	2,250,499
遺 族 給 付	30,662,513	31,967,737	33,348,875	34,609,780	35,899,962	37,120,233
恩 給 財 団 給 付	67,679	60,600	53,331	48,989	47,196	41,438
基 礎 年 金 拠 出 金	126,342,523	140,126,874	145,195,787	148,454,736	159,220,793	169,095,165
年 金 保 険 者 拠 出 金	14,283,281	6,823,734	7,773,163	8,129,656	7,401,660	8,012,978
不 動 産 管 理 費	2,008	1,879	645	2,643	13,298	—
責 任 準 備 金 繰 入	5,270,506,997	—	—	—	—	—
事 業 外 支 出 等	4,540,155	17,156,153	3,116,392	1,487,646	1,665,109	59,241,918
固 定 資 産 売 却 損	・	・	・	・	1,601,921	—
財 産 処 分 損	・	・	3,430	19,226	14,722	42,482
前 期 損 益 修 正 損	955	2	7,868	437	13,719	294
当 期 利 益 金	—	5,300,581,635	107,765,548	100,848,945	83,028,318	—
年度末現在責任準備金	5,270,506,997	—	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第145表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収 入	5,185,657	4,962,499	4,882,714	5,520,256	5,009,880	5,050,338
掛 金	4,334,749	4,384,336	4,417,679	4,465,090	4,531,571	4,564,079
補 助 金	509,927	404,375	395,401	373,551	361,137	360,352
利息及び配当金	81,294	59,428	46,962	66,635	95,828	102,990
雑 益	19,769	23,344	21,796	21,364	21,110	20,853
退職給付引当金戻入	.	.	.	592,376	—	2,057
前期損益修正益	239,918	—	876	1,239	235	6
固定資産売却益	.	91,017	—	—	—	—
当 期 損 失 金	—	—	—	—	—	—
支 出	5,185,657	4,962,499	4,882,714	5,520,256	5,009,880	5,050,338
一 般 管 理 費	4,350,320	4,113,771	4,126,672	3,830,123	4,075,295	3,900,929
有価証券売却損	.	9,540	—	—	—	—
雑 損	.	541	—	—	—	—
前期損益修正損	615	208	232	11,329	1,686	254
固定資産除却損	741	47,368	1,148	1,597	1,494	355
財 産 処 分 損	15	—	2,836	—	—	43
当 期 利 益 金	833,966	791,071	751,826	1,677,206	931,405	1,148,757

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第146表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収 入	6,717,555	6,691,225	6,749,993	6,963,627	7,888,012	7,377,680
掛 金	6,559,040	6,631,267	6,682,912	6,754,057	6,853,407	6,887,476
施設収入	48,219	56,203	56,770	62,408	56,943	56,960
事業雑収入	—	—	—	—	—	—
特定健診国庫補助金	168,854
特別保健福祉
事業費助成金	1,390	1,310	1,978	2,085	19,210	—
利息及び配当金	2,150	1,580	1,752	25,423	48,563	51,427
その他	779	857	6,291	7,144	8,231	9,564
退職給付引当金戻入	.	.	.	112,471	—	—
前期損益修正益	105,977	7	290	39	52	1
当 期 損 失 金	—	—	—	—	901,606	203,397
支 出	6,717,555	6,691,225	6,749,993	6,963,627	7,888,012	7,377,680
保 健 事 業 費	1,877,975	1,865,281	1,862,844	1,882,986	1,976,581	2,143,050
特定健康診査当給付費	168,854
一 般 管 理 費	469,989	510,524	473,761	432,200	526,851	696,191
他経理への繰入	2,253,083	2,159,349	2,157,354	2,044,769	4,945,529	4,171,067
事業資産減価償却費	151,449	151,323	150,977	150,748	150,523	150,520
事業外費用	73,772	71,706	69,638	60,713	49,625	47,552
前期損益修正損	408	312	323	2,345	1,971	380
財 産 処 分 損	23	—	52	—	189	66
固定資産除却損	.	.	339	391	122	—
固定資産評価損	236,620	—
当 期 利 益 金	1,890,855	1,932,729	2,034,705	2,389,475	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

10 農林漁業団体職員共済組合

第147表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
団体数	7,079	6,754	6,522	6,285	6,040	5,844
組合員数	439,684	431,723	423,065	416,596	412,328	411,220
男	270,511	264,614	257,811	252,703	249,121	247,086
女	169,173	167,109	165,254	163,893	163,207	164,134
平均標準給与月額	295,961	295,482	295,097	295,681	295,174	294,895
男	335,801	335,291	335,393	334,976	334,218	333,872
女	232,257	232,444	232,234	235,092	235,577	236,219

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第148表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成20年度末現在

標準給与 月額 (千円)	組合員数			標準給与 月額 (千円)	組合員数		
	計	男	女		計	男	女
総数	411,220	247,086	164,134				
98	2,004	297	1,707	260	24,830	15,277	9,553
104	1,532	136	1,396	280	23,131	14,574	8,557
110	3,052	326	2,726	300	22,107	14,395	7,712
118	5,471	601	4,870	320	20,899	14,253	6,646
126	7,373	1,016	6,357	340	19,635	14,060	5,575
134	8,786	1,396	7,390	360	18,252	13,684	4,568
142	9,626	1,898	7,728	380	20,550	15,839	4,711
150	11,297	2,984	8,313	410	21,315	17,087	4,228
160	12,744	4,040	8,704	440	16,442	13,505	2,937
170	12,757	5,083	7,674	470	12,211	10,170	2,041
180	13,607	6,285	7,322	500	8,519	7,177	1,342
190	14,003	6,952	7,051	530	5,882	5,046	836
200	21,350	11,506	9,844	560	4,138	3,540	598
220	27,381	15,508	11,873	590	3,028	2,594	434
240	25,568	15,251	10,317	620	13,730	12,606	1,124

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第149表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)			20 (2008)		
	共済年金	移行年金	特例年金	共済年金	移行年金	特例年金
合 計	件数 242 金額 95,206	1,777,845 271,742,440	2,097,854 46,076,568	177 180,600	1,726,221 260,707,333	2,147,536 46,578,525
退職共済年金	件数 181 金額 26,004	1,067,910 134,905,675	1,071,879 23,018,850	105 75,618	1,051,476 131,174,636	1,061,481 22,768,699
障害共済年金	件数 10 金額 2,960	13,292 1,474,388	17,800 741,865	1 175	12,744 1,428,651	17,337 726,613
遺族共済年金	件数 12 金額 630	264,402 38,910,360	286,054 8,298,903	22 3,570	255,397 37,422,154	276,592 8,011,716
退職年金	件数 9 金額 44,342	239,288 70,490,090	234,673 6,703,473	18 82,073	224,929 66,054,582	220,276 6,279,755
減額退職年金	件数 1 金額 8,936	30,196 6,533,023	29,936 629,124	1 981	29,316 6,301,810	29,057 606,643
通算退職年金	件数 9 金額 186	69,356 5,329,425	69,273 516,203	5 6,077	63,464 4,850,734	63,402 470,003
退職一時金	件数 7 金額 184	・ ・	・ ・	12 160	・ ・	・ ・
脱退一時金	件数 ー 金額 ー	・ ・	・ ・	ー ー	・ ・	・ ・
障害年金	件数 2 金額 379	7,847 1,827,695	7,615 176,380	ー ー	7,410 1,735,363	7,196 164,319
障害一時金	件数 ー 金額 ー	・ ・	・ ・	ー ー	・ ・	・ ・
遺族年金	件数 ー 金額 ー	76,856 11,914,208	76,284 961,655	1 5,856	73,398 11,407,424	72,812 922,800
通算遺族年金	件数 ー 金額 ー	8,698 357,575	8,674 34,603	ー ー	8,087 331,978	8,063 32,135
返還一時金	件数 11 金額 11,585	・ ・	・ ・	4 2,610	・ ・	・ ・
死亡一時金	件数 ー 金額 ー	・ ・	・ ・	7 1,908	・ ・	・ ・
特例死亡一時金	件数 ー 金額 ー	・ ・	・ ・	1 …	・ ・	・ ・
外国人一時金	件数 ー 金額 ー	・ ・	・ ・	ー ー	・ ・	・ ・
特例老齢農林年金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	295,660 4,990,255	・ ・	・ ・	391,314 6,586,450
特例遺族農林年金	件数 ・ 金額 ー	・ ・	ー ー	・ ・	・ ・	ー ー
特例脱退一時金	件数 ・ 金額 ー	・ ・	3 3,731	・ ・	・ ・	ー ー
特例返還一時金	件数 ・ 金額 ー	・ ・	3 1,525	・ ・	・ ・	6 9,392

- (注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、「移行年金」は厚生年金から支給される年金であり、「特例年金」は職域加算部分(3階部分)の給付について農林漁業団体職員共済組合から支給される年金である。「共済年金」は、権利が発生していたにも関わらず未請求だったものである。
- 2 平成20年度の「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。そのため、平成20年度の金額合計は年金種別の計とは必ずしも一致しない。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第150表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	人員 15,277 金額 1,416,000	人員 16,442 金額 1,500,938	人員 12,984 金額 1,109,604	人員 15,878 金額 1,500,798	人員 24,006 金額 2,241,105	人員 24,878 金額 2,143,493
退職共済年金	人員 1,879 金額 74,813	人員 1,488 金額 44,249	人員 1,476 金額 35,680	人員 1,237 金額 26,622	人員 823 金額 17,473	人員 1,083 金額 18,901
障害共済年金	人員 79 金額 18,183	人員 65 金額 11,321	人員 58 金額 7,760	人員 24 金額 2,202	人員 30 金額 3,164	人員 29 金額 2,813
遺族共済年金	人員 59 金額 5,883	人員 35 金額 4,936	人員 59 金額 3,525	人員 16 金額 1,263	人員 16 金額 581	人員 79 金額 2,267
退職年金	人員 27 金額 4,116	人員 28 金額 3,767	人員 25 金額 3,143	人員 22 金額 2,683	人員 16 金額 2,094	人員 11 金額 1,451
減額退職年金	人員 2 金額 266	人員 1 金額 86	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —
通算退職年金	人員 40 金額 944	人員 45 金額 1,259	人員 40 金額 624	人員 43 金額 686	人員 49 金額 790	人員 54 金額 608
障害年金	人員 13 金額 2,299	人員 8 金額 1,762	人員 10 金額 1,482	人員 7 金額 701	人員 7 金額 1,705	人員 6 金額 593
遺族年金	人員 1 金額 1,165	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 1 金額 —
通算遺族年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 1 金額 —
特例老齢農林年金	人員 13,177 金額 1,308,332	人員 14,772 金額 1,433,558	人員 11,316 金額 1,057,391	人員 14,528 金額 1,465,614	人員 23,065 金額 2,215,297	人員 23,614 金額 2,116,848
特例障害農林年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —
遺族農林年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 1 金額 1,027	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。
 2 平成20年度の「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。そのため、平成20年度の金額合計は年金種別の計とは必ずしも一致しない。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	人員 363,799 金額 56,068,877	人員 371,224 金額 48,760,124	人員 375,077 金額 48,570,980	人員 381,076 金額 48,560,816	人員 395,970 金額 50,082,005	人員 412,377 金額 51,015,018
退職共済年金	人員 216,142 金額 30,746,077	人員 229,314 金額 27,250,955	人員 238,890 金額 27,886,866	人員 251,089 金額 28,829,431	人員 271,436 金額 31,050,012	人員 292,680 金額 32,732,492
障害共済年金	人員 3,555 金額 1,049,510	人員 3,516 金額 956,812	人員 3,466 金額 930,274	人員 3,384 金額 897,406	人員 3,308 金額 883,613	人員 3,260 金額 863,941
遺族共済年金	人員 53,188 金額 10,265,665	人員 51,967 金額 9,052,506	人員 50,720 金額 8,807,322	人員 49,282 金額 8,495,849	人員 47,924 金額 8,307,648	人員 46,809 金額 8,070,297
退職年金	人員 50,416 金額 10,318,284	人員 47,844 金額 8,476,491	人員 45,359 金額 8,047,951	人員 42,720 金額 7,580,913	人員 40,343 金額 7,176,736	人員 38,193 金額 6,798,488
減額退職年金	人員 5,621 金額 868,188	人員 5,488 金額 738,561	人員 5,347 金額 718,718	人員 5,209 金額 700,081	人員 5,087 金額 683,954	人員 4,953 金額 664,109
通算退職年金	人員 15,496 金額 825,950	人員 14,394 金額 668,318	人員 13,282 金額 617,754	人員 12,198 金額 565,967	人員 11,335 金額 524,672	人員 10,537 金額 485,742
障害年金	人員 2,068 金額 379,464	人員 1,990 金額 321,893	人員 1,904 金額 308,949	人員 1,814 金額 291,515	人員 1,740 金額 279,843	人員 1,673 金額 264,164
遺族年金	人員 15,477 金額 1,565,942	人員 14,959 金額 1,253,012	人員 14,435 金額 1,213,331	人員 13,805 金額 1,162,251	人員 13,297 金額 1,139,898	人員 12,848 金額 1,102,118
通算遺族年金	人員 1,836 金額 49,798	人員 1,752 金額 41,576	人員 1,674 金額 39,815	人員 1,575 金額 37,403	人員 1,500 金額 35,630	人員 1,424 金額 33,667

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。
 2 「退職共済年金」には、特例老齢農林年金を含む。
 資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第151表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《年金》						
新規裁定	92,688	91,287	85,459	94,521	93,356	86,160
退職共済年金	39,815	29,737	24,173	21,522	21,231	17,452
障害共済年金	230,161	174,165	133,791	91,758	105,450	97,000
遺族共済年金	99,707	141,023	59,739	78,944	36,338	28,695
退職年金	152,444	134,525	125,704	121,968	130,894	131,873
減額退職年金	133,050	86,100	—	—	—	—
通算退職年金	23,595	27,984	15,603	15,947	16,131	11,256
障害年金	176,877	220,225	148,180	100,100	243,629	98,800
遺族年金	1,164,600	—	—	—	—	…
通算遺族年金	—	—	—	—	—	…
特例老齢農林年金	99,289	97,046	93,442	100,882	96,046	89,644
特例遺族農林年金	・	・	・	1,027,000	—	—
年度末現在	154,120	131,350	129,496	127,431	126,479	123,710
退職共済年金	147,045	123,009	122,168	121,191	123,014	122,376
障害共済年金	295,221	272,131	268,400	265,191	267,114	265,012
遺族共済年金	193,007	174,197	173,646	172,375	173,333	172,391
退職年金	204,663	177,169	177,428	177,456	177,893	178,004
減額退職年金	154,454	134,577	134,415	134,398	134,451	134,082
通算退職年金	53,301	46,430	46,511	46,398	46,288	46,099
障害年金	183,493	161,755	162,263	160,703	160,829	157,899
遺族年金	101,179	83,763	84,055	84,191	85,726	85,781
通算遺族年金	27,123	23,731	23,784	23,748	23,754	23,642
特例老齢農林年金	100,528	97,088	95,142	95,499	95,480	93,873
特例遺族農林年金	・	・	・	1,027,000	—	…
《一時金》						
退職一時金	6,867	5,930	7,271	5,754	26,286	13,341
脱退一時金	5,438,250	—	—	—	—	—
障害一時金	—	2,369,950	1,615,800	2,095,700	—	—
返還一時金	1,048,545	586,478	463,438	3,250,300	1,053,136	652,450
死亡一時金	266,500	425,969	—	—	—	272,514
特例死亡一時金	—	—	—	—	—	…
外国人一時金	—	—	—	—	—	—
特例年金						
特例脱退一時金	2,977,100	2,164,800	3,103,933	100,000	1,243,800	—
特例返還一時金	8,364,400	2,764,700	—	—	508,300	1,565,400

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

2 一時金の特例年金以外は、共済年金(権利が発生していたにも関わらず未請求だったもの)である。

3 平成20年度の「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第152表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収 入	630,448,844	732,991,955	809,040,890	773,151,041	739,330,045	514,711,521
掛 金 収 入	33,031
国庫補助金	4,910,689	3,123,117	1,846,900	1,459,511	1,515,658	1,416,292
負担金収入	6,314,824	13,538,343	23,313,814	22,945,791	22,658,788	25,547,216
厚生年金保険料 相当額収入	25,781,358	14,657	69	—	—	—
厚生年金特別保険料 相当額収入	331,338	19	—	—	—	—
児童手当拠出金 相当額収入	145,394	—	—	—	—	—
基礎年金交付金	73,702	221,274	—	—	—	—
給付金返還金	424,116	295,806	255,225	161,625	70,433	55,859
雑 収 入	19	1	24	230	—	11
運 用 収 入	7,198,467	5,934,915	5,484,391	4,408,362	3,550,047	5,187,749
責任準備金戻入	401,974,941	420,504,775	492,195,037	472,275,020	440,276,571	418,417,791
不足責任準備金繰入	183,260,459	288,446,101	285,945,318	271,900,353	45,670,392	63,835,020
事業外収益	170	102	112	149	143	—
前期損益修正益	335	—	—	—	—	—
当期損失金	—	—	—	—	—	—
固定資産売却益	.	912,844	—	—	225,588,013	138,480
旧福祉経理より受入	113,104
支 出	630,448,844	732,991,955	809,040,890	773,151,041	739,330,045	514,711,521
退職給付金	40,934,601	39,441,737	35,330,879	35,175,924	35,943,317	36,876,177
障害給付金	1,275,176	1,137,610	1,041,706	963,089	921,087	890,782
遺族給付金	11,645,751	11,045,871	9,894,138	9,562,136	9,293,128	8,976,789
基礎年金拠出金	9,497,341	2,345,792	—	—	—	—
年金保険者拠出金	224,344	3,585	—	—	—	—
厚生年金移換金	29,737,832
厚生年金保険料	25,781,358	14,657	69	—	—	—
厚生年金特別保険料	331,338	19	—	—	—	—
児童手当拠出金	145,394	—	—	—	—	—
その他事業費用	2,102,494	2,389,283	857,587	103,711	1,785,137	152,919
業務経理へ繰入金	1,065,469	1,156,895	1,194,359	1,102,376	1,063,441	1,279,536
責任準備金繰入	420,504,775	492,195,037	472,275,020	440,276,571	418,417,791	420,856,736
不足責任準備金戻入	87,197,316	183,260,459	288,446,101	285,945,318	271,900,353	45,670,392
事業外費用	4,121	—	—	20,956	4,538	2,629
前期損益修正損	1,533	1,009	1,031	960	1,253	5,562
固定資産売却損	—	—	—	—	—	—
年度末現在給付準備金	420,504,775	492,195,037	472,275,020	440,276,571	418,417,791	420,856,736

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第153表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収 入	2,869,474	2,386,237	2,246,694	2,150,311	2,256,251	2,090,388
国庫補助金	448,202	344,425	341,628	331,758	320,691	317,369
事務受託料	825,979	726,133	700,447	698,765	596,185	471,226
助成金	513,000	100,000	—	—	—	—
給付経理より受入	1,057,252	1,149,435	1,189,704	1,096,463	1,063,441	1,279,536
資産見返繰入金戻入	20,375	63,690	15,902	16,345	256,264	4,030
受取利息	360	701	831	6,346	18,935	17,634
雑益	4,308	1,851	1,181	634	735	593
支 出	2,869,474	2,386,237	2,249,694	2,150,311	2,256,251	2,090,388
人件費	1,437,716	1,264,756	1,254,740	1,130,140	1,117,672	1,057,767
事務費	1,411,384	1,057,791	979,052	1,003,827	1,117,773	1,028,591
減価償却費	19,821	16,144	15,816	16,129	19,119	3,794
雑損	553	—	86	216	1,687	235
固定資産除却損	—	47,546	—	—	—	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

11 船員保険

第154表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《船舶所有者数》						
普通保険	6,611	6,460	6,347	6,292	6,237	6,173
漁船	2,651	2,628	2,550	2,516	2,483	32,461
その他	3,966	3,838	3,802	3,781	3,760	3,720
失業保険	4,363	4,205	4,121	4,036	3,958	3,908
《被保険者数》						
普通保険						
強制適用	66,818	63,288	61,935	60,831	59,732	59,282
漁船	24,498	23,090	21,750	20,367	19,457	18,892
その他	42,320	40,198	40,185	40,464	40,275	40,390
任意継続適用	6,620	5,661	4,146	4,003	3,767	3,522
失業保険	54,992	52,216	50,791	49,526	48,753	48,333
《被扶養者数》	124,341	116,197	107,503	103,118	97,846	94,602
被保険者1人当り被扶養者数	1.693	1.685	1.627	1.590	1.541	1.506
《平均標準報酬月額》						
普通保険						
強制適用	369,469	386,646	383,845	381,364	383,848	395,526
漁船	285,104	332,947	329,453	328,997	335,188	359,636
その他	418,305	417,491	413,285	407,723	407,356	412,312
任意継続適用	321,445	325,555	329,937	323,068	321,434	315,727
失業保険	396,882	410,448	407,874	406,203	408,697	419,944

(注) 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。

資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第155表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成20年3月末現在

標準報酬月額 月 額 (千円)	普通保険(強制適用)			失業保険
	合 計	漁 船	その他	
総 数	59,282	18,892	40,390	48,333
58	119	69	50	22
68	63	58	5	3
78	73	59	14	9
88	97	71	26	16
98	914	571	343	228
104	182	125	57	45
110	191	162	29	16
118	328	291	37	220
126	193	147	46	34
134	291	256	35	96
142	276	255	21	125
150	844	574	270	317
160	321	269	52	128
170	426	274	152	233
180	1,020	629	391	579
190	582	401	181	261
200	1,767	943	824	961
220	1,562	770	792	1,019
240	2,064	802	1,262	1,379
260	2,447	842	1,605	1,881
280	2,518	807	1,711	2,060
300	4,027	1,018	3,009	3,341
320	2,786	820	1,966	2,395
340	3,017	796	2,221	2,690
360	3,379	737	2,642	3,024
380	3,925	880	3,045	3,552
410	4,483	880	3,603	4,183
440	4,066	898	3,168	3,753
470	3,321	676	2,645	3,056
500	2,856	604	2,252	2,615
530	2,209	418	1,791	2,056
560	1,714	415	1,299	1,582
590	1,356	282	1,074	1,239
620	963	225	738	884
650	828	236	592	722
680	577	153	424	537
710	624	195	429	536
750	544	210	334	448
790	326	138	188	283
830	303	134	169	249
880	264	120	144	230
930	215	82	133	194
980	239	107	132	204
1,030	148	71	77	128
1,090	148	82	66	132
1,150	79	51	28	74
1,210	607	289	318	593

資料：社会保険庁「事業年報」

第156表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数	1,765,286	1,644,520	1,586,760	1,586,657	1,579,993	1,557,417
	金額	28,654,725	26,527,390	25,379,268	25,539,753	24,893,437	25,471,344
被 保 險 者 分	件数	659,101	594,798	570,184	566,828	564,308	561,647
	金額	15,879,337	14,173,773	13,531,100	13,365,444	12,888,658	13,167,816
診 療 費	件数	472,863	422,392	401,658	396,216	388,824	383,738
	日数	1,177,594	1,019,783	940,876	894,273	856,084	824,677
	金額	10,200,081	8,639,179	8,136,583	7,922,287	7,455,294	7,687,954
薬 剤 支 給	件数	153,004	141,712	138,921	141,557	145,513	148,828
	枚数	206,302	186,458	179,329	179,944	182,719	184,508
	金額	1,081,959	988,504	995,464	1,064,633	1,089,814	1,167,978
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	13,991	12,400	11,408	10,609	10,218	9,990
	回数	199,458	169,220	153,172	136,855	349,013	346,041
	金額	348,958	301,787	276,678	253,448	192,693	187,341
訪問看護療養費	件数	25	35	37	19	26	36
	日数	210	348	397	245	227	317
	金額	1,480	3,005	3,309	1,705	1,831	2,872
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	—	1	1	1	—	—
	回数	—	13	24	32	—	—
	金額	—	2	3	4	—	—
療 養 費	件数	15,641	13,932	13,842	13,724	14,476	14,496
	金額	159,787	165,593	168,674	170,374	179,982	160,534
移 送 費	件数	14	34	26	22	18	12
	金額	5,806	22,018	5,248	3,982	6,843	3,227
高 額 療 養 費	件数	2,084	2,258	2,071	1,851	2,102	1,401
	金額	182,417	265,052	273,371	239,714	265,936	164,541
傷 病 手 当 金	件数	15,160	14,142	13,355	13,141	13,086	12,875
	(6,145)	(5,588)	(5,320)	(5,375)	(5,307)	(5,114)	
	日数	465,960	443,982	418,952	409,221	416,126	412,978
	金額	3,683,739	3,593,351	3,480,840	3,503,423	3,519,707	3,604,654
	(1,786,747)	(1,744,859)	(1,669,701)	(1,789,235)	(1,792,508)	(1,738,512)	
	件数	271	272	246	256	234	252
葬 祭 料	(54)	(43)	(50)	(56)	(53)	(62)	
	金額	189,154	185,721	177,348	188,301	163,162	182,670
	(36,785)	(30,853)	(38,748)	(43,253)	(39,330)	(55,270)	
出 産 育 児 一 時 金	件数	14	6	10	12	10	3
	金額	4,200	1,800	3,000	3,600	3,200	1,050
出 産 手 当 金	件数	25	14	17	29	19	6
	日数	3,756	1,504	2,225	2,519	2,022	923
	金額	21,755	7,761	10,582	13,971	10,197	4,995
被 扶 養 者 分	件数	1,103,585	1,032,065	984,247	971,497	950,933	918,230
	金額	12,695,418	11,951,274	11,116,461	11,119,224	10,628,089	10,671,931
診 療 費	件数	794,688	734,755	693,682	678,611	654,632	626,150
	日数	1,703,656	1,545,242	1,422,323	1,361,457	1,284,920	1,212,112
	金額	9,962,261	9,069,053	8,337,141	8,278,828	7,811,951	8,017,029
薬 剤 支 給	件数	281,335	270,813	264,246	266,138	268,353	265,657
	枚数	417,715	396,553	380,210	375,356	374,727	368,277
	金額	1,290,254	1,391,968	1,350,733	1,399,013	1,402,495	1,459,108
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	13,661	12,395	10,866	10,601	10,099	9,570
	回数	179,454	157,493	141,104	132,987	342,883	326,027
	金額	247,909	216,208	196,513	186,773	137,235	129,386

訪問看護療養費	件数	181	187	204	255	325	338
	日数	867	896	1,053	1,461	2,083	1,928
	金額	5,849	6,002	7,105	9,725	13,562	12,566
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	1	—	1	1	7	3
	回数	61	—	92	86	2,463	160
	金額	17	—	26	11	229	11
療 養 費	件数	22,003	20,718	20,688	20,827	21,996	22,002
	金額	127,941	124,133	126,403	119,690	126,709	130,891
移 送 費	件数	5	4	3	5	—	3
	金額	83	46	128	276	—	35
高 額 療 養 費	件数	3,200	3,576	3,549	3,786	3,760	2,359
	金額	200,202	340,198	345,600	359,036	353,244	201,832
家 族 葬 祭 料	件数	886	784	773	774	768	658
	金額	475,101	435,266	422,512	435,872	431,414	350,174
家族出産育児一時金	件数	1,286	1,228	1,101	1,100	1,092	1,060
	金額	385,800	368,400	330,300	330,000	351,250	370,900
高齢受給者分(一般)	件数	2,028	15,632	29,362	43,773	58,582	70,299
	金額	40,253	302,158	605,732	904,770	1,166,141	1,421,744
診 療 費	件数	1,474	11,087	20,671	30,609	40,263	47,916
	日数	3,778	29,830	56,479	81,556	103,957	122,766
	金額	33,769	247,019	498,434	734,544	937,171	1,130,967
薬 剤 支 給	件数	554	4,545	8,691	13,150	18,303	22,360
	枚数	904	7,400	13,673	19,831	27,332	32,824
	金額	5,778	49,535	94,133	150,827	208,102	264,887
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	35	280	564	827	1,126	1,347
	回数	460	3,841	8,658	12,549	47,207	58,749
	金額	706	5,603	13,165	18,892	19,922	24,494
訪問看護療養費	件数	・	・	・	14	16	23
	日数	・	・	・	59	117	180
	金額	・	・	・	507	947	1,395
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	254	1,596	2,507	4,013	5,442	6,730
	金額	2,996	44,040	61,935	81,303	131,498	119,203
診 療 費	件数	184	1,207	1,873	2,865	3,769	4,675
	日数	401	3,526	5,314	6,807	8,586	10,295
	金額	2,458	39,058	54,684	69,808	114,032	98,067
薬 剤 支 給	件数	70	389	634	1,148	1,673	2,055
	枚数	92	588	1,000	1,631	2,261	2,777
	金額	523	3,744	5,575	9,817	15,529	19,307
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	3	56	66	81	124	117
	回数	13	703	1,007	1,066	4,209	4,016
	金額	15	1,239	1,676	1,677	1,937	1,829
世帯合算高額療養費	件数	318	429	460	546	728	511
	金額	36,721	56,146	64,040	69,013	79,050	90,651

(注) 1 ()内の数字は職務上(再掲)を示す。

2 「傷病手当金」「(家族)葬祭料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。

3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」及び「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び回数は診療費の再掲であり、件数及び日数の合計には含まれていない。

4 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。

5 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

6 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

7 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

8 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第157表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	
被 保 険 者 分	件数	472,863	422,392	401,658	396,216	388,824	383,738	
	日数	1,177,594	1,019,783	940,876	894,273	856,084	824,677	
	金額	10,200,081	8,639,179	8,136,583	7,922,287	7,455,294	7,687,954	
	一般診療	件数	383,412	341,334	324,182	318,335	314,394	312,890
	日数	938,941	805,214	739,911	695,167	672,090	653,070	
	金額	8,582,150	7,268,460	6,854,920	6,668,440	6,391,735	6,779,526	
	入院	件数	15,857	14,040	12,854	11,931	11,442	11,181
	日数	236,133	201,610	181,677	161,967	152,657	149,065	
	金額	4,941,664	4,269,620	4,010,891	3,816,031	3,623,836	4,030,969	
	入院外	件数	367,555	327,294	311,328	306,404	302,952	301,709
	日数	702,808	603,604	558,234	533,200	519,433	504,005	
	金額	3,640,486	2,998,840	2,844,029	2,852,409	2,767,899	2,748,557	
歯科診療	件数	89,451	81,058	77,476	77,881	74,430	70,848	
日数	238,653	214,569	200,965	199,106	183,994	171,607		
金額	1,617,932	1,370,720	1,281,663	1,253,846	1,063,559	908,429		
被 扶 養 者 分	件数	794,688	734,755	693,682	678,611	654,632	626,150	
	日数	1,703,656	1,545,242	1,422,323	1,361,457	1,284,920	1,212,112	
	金額	9,962,261	9,069,053	8,337,141	8,278,828	7,811,951	8,017,029	
	一般診療	件数	663,503	613,803	576,646	562,645	543,684	520,986
	日数	1,387,121	1,257,438	1,153,072	1,099,129	1,039,280	980,964	
	金額	8,705,862	7,910,837	7,261,710	7,226,724	6,842,151	7,093,626	
	入院	件数	14,993	13,582	11,948	11,783	11,117	10,512
	日数	201,665	176,830	158,099	150,875	138,353	131,040	
	金額	3,876,471	3,290,578	2,941,722	2,963,265	2,807,510	3,085,665	
	入院外	件数	648,510	600,221	564,698	550,862	532,567	510,474
	日数	1,185,456	1,080,608	994,973	948,254	900,927	849,924	
	金額	4,829,391	4,620,259	4,319,988	4,263,459	4,034,641	4,007,961	
歯科診療	件数	131,185	120,952	117,036	115,966	110,948	105,164	
日数	316,535	287,804	269,251	262,328	245,640	231,148		
金額	1,256,399	1,158,215	1,075,431	1,052,104	969,801	923,403		
高 齢 受 給 者 分 (一 般)	件数	1,474	11,087	20,671	30,609	40,263	47,916	
	日数	3,778	29,830	56,479	81,556	103,957	122,766	
	金額	33,769	247,019	498,434	734,544	937,171	1,130,967	
	一般診療	件数	1,365	10,237	19,017	28,078	37,247	44,048
	日数	3,502	27,588	52,127	74,923	95,938	113,109	
	金額	32,108	232,815	469,826	690,755	886,088	1,071,512	
	入院	件数	35	293	594	880	1,191	1,396
	日数	480	4,261	9,534	13,956	18,516	22,378	
	金額	16,099	108,558	241,461	354,101	452,070	566,749	
	入院外	件数	1,330	9,944	18,423	27,198	36,056	42,652
	日数	3,022	23,327	42,593	60,967	77,422	90,731	
	金額	16,009	124,257	228,365	336,654	434,018	504,763	
歯科診療	件数	109	850	1,654	2,531	3,016	3,868	
日数	276	2,242	4,352	6,633	8,019	9,657		
金額	1,661	14,205	28,608	43,789	51,082	59,456		
高 齢 受 給 者 分 (一 定 以 上 所 得 者)	件数	184	1,207	1,873	2,865	3,769	4,675	
	日数	401	3,526	5,314	6,807	8,586	10,295	
	金額	2,458	39,058	54,684	69,808	114,032	98,067	
	一般診療	件数	158	1,055	1,644	2,495	3,334	4,059
	日数	328	3,102	4,689	5,863	7,511	8,815	
	金額	2,006	36,562	50,943	64,715	107,851	90,839	
	入院	件数	3	57	73	85	128	124
	日数	14	782	1,201	1,146	1,713	1,568	
	金額	584	24,985	31,843	35,722	75,429	50,293	
	入院外	件数	155	998	1,571	2,410	3,206	3,935
	日数	314	2,320	3,488	4,717	5,798	7,247	
	金額	1,422	11,577	19,100	28,993	32,422	40,546	
歯科診療	件数	26	152	229	370	435	616	
日数	73	424	625	944	1,075	1,480		
金額	451	2,496	3,740	5,093	6,180	7,228		

(注) 1 老人保健による給付分を除く。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第158表 船員保険疾病部門給付諸率

(単位 金額：円)

区 分			平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	
《被保険者分》									
診 療 費	1000人当件数		6,280.59	6,013.37	6,041.33	6,064.99	6,105.16	6,127.78	
	1件当日数		2.49	2.41	2.34	2.26	2.20	2.15	
	1件当金額		21,571	20,453	20,257	19,995	19,174	20,034	
	1人当金額		135,478	122,991	122,382	121,269	117,060	122,766	
	一 般 診 療	1000人当件数		5,092.47	4,859.40	4,876.02	4,872.87	4,936.47	4,996.41
		1件当日数		2.45	2.36	2.28	2.18	2.14	2.09
		1件当金額		22,384	21,294	21,145	20,948	20,330	21,667
		1人当金額		113,988	103,477	103,105	102,076	100,360	108,259
	入 院	1000人当件数		210.61	199.88	193.34	182.63	179.66	178.55
		1件当日数		14.89	14.36	14.13	13.58	13.34	13.33
		1件当金額		311,639	304,104	312,034	319,842	316,713	360,520
		1人当金額		65,635	60,784	60,328	58,413	56,900	64,369
入 院 外	1000人当件数		4,881.88	4,659.51	4,682.68	4,690.21	4,756.83	4,817.89	
	1件当日数		1.91	1.84	1.79	1.74	1.71	1.67	
	1件当金額		9,905	9,163	9,135	9,309	9,136	9,110	
	1人当金額		48,353	42,693	42,777	43,663	43,460	43,891	
菌 科 診 療	1000人当件数		1,188.09	1,153.98	1,165.32	1,192.15	1,168.67	1,131.35	
	1件当日数		2.67	2.65	2.59	2.56	2.47	2.42	
	1件当金額		18,087	16,910	16,543	16,100	14,289	12,822	
	1人当金額		21,489	19,514	19,277	19,193	16,700	14,506	
看 護 費	1000人当日数		
	1日当金額		
傷 病 手 当 金	1000人当件数		199.72	199.50	198.91	198.72	202.65	202.53	
	1人当日数		6.14	6.26	6.24	6.19	6.44	6.50	
	1件当金額		242,991	254,091	260,639	266,602	268,967	279,973	
葬 祭 料	1000人当件数		3.57	3.84	3.66	3.87	3.62	3.96	
出 産 手 当 金	1000人当件数		0.33	0.20	0.25	0.44	0.29	0.09	
	1件当金額		870,212	554,348	622,497	481,768	536,685	832,568	
《被扶養者分》									
診 療 費	1000人当件数		7,047.77	7,026.53	7,170.01	7,328.96	7,456.75	7,441.72	
	1件当日数		2.14	2.10	2.05	2.01	1.96	1.94	
	1件当金額		12,536	12,343	12,019	12,200	11,933	12,804	
	1人当金額		88,351	86,728	86,174	89,411	88,984	95,281	
	一 般 診 療	1000人当件数		5,884.36	5,869.84	5,960.29	6,076.54	6,192.94	6,191.82
		1件当日数		2.09	2.05	2.00	1.95	1.91	1.88
		1件当金額		13,121	12,888	12,593	12,844	12,585	13,616
		1人当金額		77,209	75,652	75,058	78,048	77,937	84,306
	入 院	1000人当件数		132.97	129.89	123.50	127.26	126.63	124.93
		1件当日数		13.45	13.02	13.23	12.80	12.45	12.47
		1件当金額		258,552	242,275	246,210	251,486	252,542	293,537
		1人当金額		34,379	31,468	30,406	32,003	31,980	36,673
入 院 外	1000人当件数		5,751.37	5,739.97	5,836.81	5,949.28	6,066.33	6,066.92	
	1件当日数		1.83	1.80	1.76	1.72	1.69	1.66	
	1件当金額		7,447	7,698	7,650	7,740	7,576	7,851	
	1人当金額		42,830	44,184	44,652	46,045	45,958	47,634	
菌 科 診 療	1000人当件数		1,163.43	1,156.68	1,209.70	1,252.43	1,263.78	1,249.86	
	1件当日数		2.41	2.38	2.30	2.26	2.21	2.20	
	1件当金額		9,577	9,576	9,189	9,073	8,741	8,781	
	1人当金額		11,142	11,076	11,116	11,363	11,047	10,975	
看 護 費	1000人当日数		
	1日当金額		
家 族 葬 祭 料	1000人当件数		6.92	6.60	7.03	7.34	7.68	6.86	

第3部 社会保障関係統計資料編

《高齢受給者分（一般）》								
診 療 費	1000人当件数	7,255.13	15,299.45	15,526.54	15,839.07	16,143.95	16,252.81	
	1件当日数	2.56	2.69	2.73	2.66	2.58	2.56	
	1件当金額	22,910	22,280	24,113	23,998	23,276	23,603	
	1人当金額	166,214	340,873	374,387	380,100	375,770	383,617	
入 院	1000人当件数	172.27	404.32	446.17	455.37	477.55	473.51	
	1件当日数	13.71	14.54	16.05	15.86	15.55	16.03	
	1件当金額	459,959	370,505	406,500	402,388	379,572	405,980	
	1人当金額	79,238	149,804	181,368	183,235	181,263	192,238	
入 院 外	1000人当件数	6,546.35	13,722.17	13,838.01	14,074.00	14,457.10	14,467.30	
	1件当日数	2.27	2.35	2.31	2.24	2.15	2.13	
	1件当金額	12,037	12,496	12,396	12,378	12,037	11,834	
	1人当金額	78,798	171,467	171,531	174,206	174,025	171,212	
歯 科 診 療	1000人当件数	536.51	1,172.95	1,242.36	1,309.70	1,209.30	1,312.00	
	1件当日数	2.53	2.64	2.63	2.62	2.66	2.50	
	1件当金額	15,243	16,711	17,296	17,301	16,937	15,371	
	1人当金額	8,178	19,602	21,488	22,659	20,482	20,167	
《高齢受給者分（一定以上所得者）》								
診 療 費	1000人当件数	6,494.12	13,288.07	13,128.50	15,839.07	14,440.61	14,571.43	
	1件当日数	2.18	2.92	2.84	2.66	2.28	2.20	
	1件当金額	13,356	32,359	29,196	23,998	30,255	20,977	
	1人当金額	86,736	429,991	383,298	380,100	436,902	305,662	
入 院	1000人当件数	105.88	627.52	511.68	455.37	490.42	386.49	
	1件当日数	4.67	13.72	16.45	15.86	13.38	12.65	
	1件当金額	194,761	438,338	436,210	402,388	589,287	405,587	
	1人当金額	20,622	275,067	223,201	183,235	288,999	156,757	
入 院 外	1000人当件数	5,470.59	10,987.16	11,011.68	14,074.00	12,283.52	12,264.94	
	1件当日数	2.03	2.32	2.22	2.24	1.81	1.84	
	1件当金額	9,175	11,600	12,158	12,378	10,113	10,304	
	1人当金額	50,195	127,449	133,881	174,206	124,224	126,376	
歯 科 診 療	1000人当件数	917.65	1,673.39	1,605.14	1,309.70	1,666.67	1,920.00	
	1件当日数	2.81	2.79	2.73	2.62	2.47	2.40	
	1件当金額	17,347	16,419	16,333	17,301	14,208	11,734	
	1人当金額	15,919	27,475	26,216	22,659	23,680	22,529	

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 7 平成14年度の「高齢受給者（一般）（一定以上所得者）」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 8 平成19年度の平均被保険者数：62,623人（70歳未満）、63,570人（総数）
 平成19年度の平均被扶養者数：84,141人（70歳未満）、95,978人（総数）
 平成19年度の平均加入者数：2,948人（高齢（一般））、321人（高齢（一定以上所得者））

資料：社会保険庁「事業年報」

第159表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合計 人員	65	67	73	85	82	75
金額	133,950	142,022	152,163	201,668	189,977	180,088
障害年金 人員	16	26	20	24	15	9
金額	34,682	63,248	42,812	55,815	39,218	23,119
遺族年金 人員	49	41	53	61	67	66
金額	99,268	78,774	109,350	145,854	150,760	156,969

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合計 人員	1,983	2,027	2,067	2,127	2,172	2,212
金額	4,129,552	4,190,491	4,262,954	4,383,451	4,512,262	4,619,139
障害年金 人員	493	509	518	530	533	530
金額	1,047,291	1,084,064	1,100,981	1,125,401	1,146,037	1,145,401
遺族年金 人員	1,490	1,518	1,549	1,597	1,639	1,682
金額	3,082,261	3,106,427	3,161,973	3,258,050	3,366,224	3,473,737

資料：社会保険庁「事業年報」

第160表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合計 件数	118	98	100	90	91	76
金額	416,459	330,173	409,254	324,066	403,280	305,855
障害手当金 件数	107	93	88	81	80	70
金額	337,877	285,173	285,774	257,563	291,553	224,355
遺族一時金 件数	9	5	9	7	7	6
金額	57,960	45,000	100,080	57,312	64,181	81,500
その他の一時金 件数	2	—	3	2	4	—
金額	20,622	—	23,400	9,191	47,546	—

資料：社会保険庁「事業年報」

第161表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

(i) 年金

(単位 円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
新規裁定分	2,082,260	2,119,727	2,084,419	2,372,566	2,316,795	2,401,173
障害年金	2,085,463	2,432,612	2,140,630	2,325,604	2,614,507	2,568,733
遺族年金	2,081,111	1,921,312	2,063,208	2,391,043	2,250,143	2,378,324
年度末現在	2,082,477	2,067,337	2,062,387	2,060,861	2,080,027	2,088,218
障害年金	2,124,323	2,129,792	2,125,445	2,123,398	2,162,763	2,161,135
遺族年金	2,068,631	2,046,395	2,041,300	2,040,107	2,053,828	2,064,982

資料：社会保険庁調べ

(ii) 一時金

(単位 円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合計	3,529,309	3,369,108	4,092,537	3,600,731	4,431,646	4,024,409
障害手当金	3,157,725	3,066,372	3,247,428	3,179,794	3,644,408	3,205,067
遺族一時金	6,440,000	9,000,000	11,120,000	8,187,429	9,168,686	13,583,400
その他の一時金	10,310,950	—	7,800,000	4,595,250	11,886,590	—

(注) 「その他の一時金」は、障害年金差額一時金、遺族年金差額一時金、障害差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第162表 船員保険失業部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 36,882 金額 6,812,408	27,418 4,669,448	19,704 3,090,588	17,047 2,593,922	14,982 2,324,197	10,858 1,679,291
失 業 保 険 金	件数 32,954 日数 764,002 金額 5,766,922	24,400 560,871 4,051,500	17,283 392,205 2,614,813	14,522 327,057 2,170,664	12,734 290,297 1,908,737	9,035 198,246 1,304,933
傷 病 給 付 金	件数 187 日数 5,105 金額 40,272	116 3,109 23,210	98 2,653 17,599	69 2,159 14,498	63 1,770 10,991	40 1,181 7,834
技 能 習 得 手 当 受 講 手 当	件数 1,019 日数 20,549 金額 12,329	739 14,061 7,674	550 10,267 5,563	539 10,177 5,485	499 10,123 5,456	363 7,327 3,928
通 所 手 当	件数 716 月数 946 金額 8,239	500 581 5,831	386 410 3,652	352 366 2,943	335 626 3,566	228 438 2,303
教 育 訓 練 給 付 金	件数 420 金額 64,983	232 38,118	75 6,173	405 17,350	176 9,210	124 6,255
寄 宿 手 当	件数 126 日数 4,712 金額 1,656	96 3,163 1,117	63 1,759 622	69 2,029 746	67 1,844 648	39 1,337 475
就 業 手 当	件数 . 金額 .	132 9,139	149 9,369	114 6,142	120 7,095	46 1,969
再 就 職 手 当	件数 1,250 日数 . 金額 486,578	851 . . 248,338	768 . . 218,539	766 . . 208,674	767 . . 209,593	593 . . 167,260
高 齢 求 職 者 給 付 金	件数 926 日数 49,962 金額 431,428	852 44,325 284,522	718 35,615 214,258	563 27,950 167,420	556 27,924 168,901	618 30,717 184,335
移 転 に 要 す る 費 用	件数 225 金額 13,638	114 7,603	84 5,123	126 7,375	60 3,771	70 4,387
失 業 保 険 金 年 度 末 受 給 資 格 者	2,203	1,617	1,112	1,051	923	740
1000人当失業者数	38.65	30.20	24.13	21.02	21.21	16.69
1 件 当 日 数	23.18	22.99	22.69	22.52	22.80	21.94
1 日 当 金 額	7,548	7,224	6,667	6,637	6,575	6,582
1 件 当 金 額	174,999	166,045	151,294	149,474	149,893	144,431
傷 病 給 付 金 1 件 当 日 数	27.30	26.80	27.07	31.29	28.10	29.53
1 日 当 金 額	7,889	7,465	6,634	6,715	6,210	6,633
1 件 当 金 額	215,358	200,083	179,586	210,112	174,458	195,842
受 講 手 当 1 件 当 日 数	20.17	19.03	18.67	18.88	20.29	20.18
1 日 当 金 額	600	546	542	539	539	536
1 件 当 金 額	12,100	10,384	10,114	10,177	10,934	10,820
寄 宿 手 当 1 件 当 日 数	37.40	32.95	27.92	29.41	27.52	34.28
1 日 当 金 額	351	353	353	368	352	355
1 件 当 金 額	13,142	11,637	9,866	10,812	9,675	12,172

(注) 1 「通所手当」の件数は、「受講手当」の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まれていない。
また、「通所手当」の日数は、月数を示す。

2 「移転に要する費用」は、合計には含まれていない。

3 失業保険金「年度末受給資格者」は、平成17年度以前は「月末受給人員(年間平均)」である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第163表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	75,285,842	76,226,359	72,478,895	71,378,711	68,903,693	67,937,176
保 険 料	66,571,154	68,225,336	65,176,486	63,920,983	62,113,469	61,518,985
疾 病 給 付	45,486,776	47,085,952	41,348,484	40,455,309	39,315,663	39,909,512
医 療 分	41,322,443	44,301,274	38,188,182	37,381,853	36,374,055	36,545,884
介 護 分	4,164,333	2,784,678	3,160,302	3,073,456	2,941,608	3,363,628
年 金 給 付	10,675,947	10,585,450	13,799,703	13,649,631	13,227,914	13,483,456
失 業 給 付	5,726,196	5,750,423	5,458,464	5,311,740	5,181,892	3,694,358
そ の 他	4,682,235	4,803,511	4,569,835	4,504,303	4,388,000	4,431,659
福 祉 施 設 費	4,057,937	4,121,600	3,917,387	3,860,853	3,761,143	3,798,565
業 務 取 扱 費	624,298	681,911	652,448	643,450	626,857	633,094
利 子	2,447,318	1,954,179	1,530,761	1,651,862	1,322,570	1,256,919
国 庫 負 担 金	5,372,408	5,406,559	4,890,935	4,280,143	4,192,821	3,855,403
疾 病 給 付	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
年 金 給 付	22,254	20,165	19,002	18,058	16,209	14,577
失 業 給 付	1,226,297	1,327,839	860,136	331,274	312,899	111,803
事 務 費	1,123,857	1,058,555	1,011,797	930,811	863,713	729,023
積立金より受入	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 収 入	894,962	640,285	880,713	1,525,723	1,274,833	1,305,869
厚生保険特会業務勘定より受入	231,028	232,588	233,566	563,942	160,564	311,447
雑 収 入	391,004	372,635	318,402	439,396	814,797	865,697
前年度剰余金受入	282,929	35,033	328,745	522,385	299,472	128,725
支 出	79,498,402	73,117,772	66,850,492	63,681,384	63,449,733	63,279,413
保 険 給 付 費	39,692,742	35,495,593	32,673,383	31,879,213	32,432,232	31,743,387
疾 病 給 付	28,983,611	26,827,363	25,534,165	25,110,156	25,670,120	25,622,518
年 金 給 付	3,913,886	3,928,149	4,005,684	4,144,304	4,428,750	4,431,809
失 業 給 付	6,795,244	4,740,080	3,133,534	2,624,753	2,333,362	1,689,060
老 人 保 健 拠 出 金	13,432,683	11,783,976	8,951,246	6,930,565	6,355,883	6,861,689
退 職 者 給 付 拠 出 金	3,272,657	3,210,952	3,249,046	3,571,526	4,024,849	4,664,876
介 護 納 付 金	2,731,313	2,963,892	3,293,485	3,032,339	3,062,210	3,316,706
福 祉 事 業 費	4,330,623	4,051,253	3,569,860	3,693,589	3,461,739	3,262,666
事 務 費	2,041,780	1,950,713	1,753,895	1,639,789	1,552,211	1,290,283
そ の 他 の 支 出	13,996,604	13,661,392	13,359,577	12,934,363	12,560,609	12,139,806
諸 支 出 金	13,996,604	13,661,392	13,359,548	12,934,363	12,560,609	12,139,806
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	0	0	29	0	0	0
収 支 差 引 剰 余 金	△ 4,212,560	3,108,587	5,628,403	7,697,327	5,453,960	4,657,763
翌 年 度 へ 繰 越	35,032	328,745	522,385	299,472	128,725	57,599
積立金へ繰入	—	2,779,842	5,106,018	7,397,855	5,325,235	4,600,164
積立金から補足	△ 4,247,593	—	—	—	—	—
年 度 末 現 在 積 立 金	104,077,680	106,857,521	111,963,539	119,361,394	124,686,629	129,286,793

資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第164表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
徴 収 決 定 額	73,170,478	74,886,178	71,055,897	69,440,789	67,053,506	65,930,002
前年度からの繰越額	6,235,395	6,038,559	6,016,479	5,405,068	4,952,784	4,357,303
本 年 度 分	66,935,083	68,847,619	65,039,418	64,035,721	62,100,722	61,572,699
収 納 済 額	66,571,154	68,225,336	65,176,486	63,920,983	62,113,469	61,518,985
不 納 欠 損 額	559,280	643,999	471,899	568,763	582,735	324,960
収 納 未 済 額	6,040,044	6,016,843	5,407,511	4,951,044	4,357,303	4,086,058
収 納 率 (%)	91.0	91.1	91.7	92.1	92.6	93.3

資料：社会保険庁「事業年報」

12 雇用保険

第165表 雇用保険適用状況

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《一般、高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》						
適 用 事 業 所 数	2,018,978	2,005,579	2,000,557	2,001,152	2,012,349	2,024,722
新 規 加 入	82,778	81,281	83,042	87,966	95,295	100,285
廃 止 ・ 脱 退	93,506	95,967	89,308	88,904	85,525	89,461
被 保 険 者 数	33,624,383	33,939,485	34,602,550	35,233,937	36,150,645	37,249,239
資 格 取 得 者 数	578,725	594,837	627,660	645,540	686,839	688,262
資 格 喪 失 者 数	576,694	568,005	571,839	592,423	609,833	596,051
《日雇労働被保険者関係》						
被 保 険 者 数	37,675	35,161	31,872	28,434	25,057	24,298

(注) 1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第166表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成20年3月現在

区 分	総数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合 計	2,024,722	1,213,676	623,542	127,777	51,093	8,634
農 業	10,528	7,120	3,025	316	67	0
林 業	2,659	1,589	889	167	14	0
漁 業	2,283	1,666	564	43	7	3
鉱 業	3,148	1,575	1,342	202	26	3
建 設 業	309,468	207,637	92,207	7,719	1,687	218
製 造 業	334,493	166,030	118,853	33,507	13,828	2,275
電気・ガス・熱供給・水道業	1,932	875	612	229	127	89
情 報 通 信 業	52,080	28,336	16,386	4,686	2,214	458
運 輸 業	74,795	25,583	32,964	11,451	4,238	559
卸 売 ・ 小 売 業	403,813	256,504	116,238	21,172	8,295	1,604
金 融 ・ 保 険 業	24,062	11,324	8,310	2,555	1,398	475
不 動 産 業	41,333	30,583	8,692	1,411	545	102
飲 食 店 、 宿 泊 業	82,833	58,266	19,784	3,415	1,160	208
医 療 、 福 祉	193,247	105,039	66,085	15,165	6,362	596
教 育 、 学 習 支 援 業	28,778	13,273	11,751	2,569	981	204
複 合 サ ー ビ ス 業	34,723	20,392	11,597	1,547	997	190
サ ー ビ ス 業	407,624	268,869	109,040	20,177	8,058	1,480
公 務 類	14,943	7,642	4,726	1,353	1,059	163
分 類 不 能	1,980	1,373	477	93	30	7
《被保険者数》						
合 計	37,249,239	2,061,931	6,929,731	6,694,029	10,242,013	11,321,535
農 業	70,057	10,990	31,798	15,824	11,445	0
林 業	21,812	2,314	9,597	8,152	1,749	0
漁 業	13,079	1,800	6,245	2,033	1,072	1,929
鉱 業	36,270	2,710	15,585	9,879	5,845	2,251
建 設 業	2,193,570	334,344	929,371	372,298	320,436	237,121
製 造 業	9,177,483	290,182	1,415,213	1,769,493	2,739,291	2,963,304
電気・ガス・熱供給・水道業	206,194	1,527	7,787	12,971	24,656	159,253
情 報 通 信 業	1,541,950	43,146	196,025	250,232	453,010	599,537
運 輸 業	2,750,836	47,604	428,239	598,937	808,358	867,698
卸 売 ・ 小 売 業	6,891,925	420,804	1,268,424	1,094,029	1,670,961	2,437,707
金 融 ・ 保 険 業	1,354,413	18,079	114,836	132,737	336,652	752,109
不 動 産 業	469,475	46,035	91,300	72,448	108,231	151,461
飲 食 店 、 宿 泊 業	976,547	85,310	213,318	173,565	226,776	277,578
医 療 、 福 祉	3,545,930	227,188	720,100	835,733	1,240,926	521,983
教 育 、 学 習 支 援 業	783,696	22,144	148,041	135,984	196,445	281,082
複 合 サ ー ビ ス 業	614,234	47,991	101,399	80,825	229,223	154,796
サ ー ビ ス 業	6,051,197	445,075	1,172,559	1,049,463	1,637,024	1,747,076
公 務 類	520,817	12,474	54,746	74,684	223,865	155,048
分 類 不 能	29,754	2,214	5,148	4,742	6,048	11,602

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第167表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区 分	平成17年度 (2005)			18 (2006)			19 (2007)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失 業 給 付 計	—	—	1,365,366,151	—	—	1,270,054,257	—	—	1,250,914,923
I 一般求職者給付	—	—	994,391,998	—	—	905,989,036	—	—	872,248,828
基本手当	—	—	978,191,407	—	—	891,000,900	—	—	858,664,040
基本分	1,704,781	627,837	940,942,732	1,606,197	583,255	857,123,802	1,567,895	566,666	827,757,388
(うち短時間分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個別延長給付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訓練延長給付	110,159	23,642	37,055,073	101,578	21,538	33,739,555	88,988	19,594	30,743,499
広域延長給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例訓練給付	282	112	193,603	200	79	137,543	335	94	163,154
技能習得手当	—	—	12,739,504	—	—	11,746,519	—	—	10,066,213
受講手当	175,945	52,661	6,207,424	159,333	48,328	5,729,690	129,838	41,615	4,899,274
特定職種受講手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通所手当	168,052	49,988	6,532,080	152,028	45,892	6,016,828	123,915	39,452	5,166,939
寄宿手当	34	26	3,449	30	19	2,457	35	25	3,164
傷病手当	10,319	1,815	3,457,638	9,402	1,672	3,239,160	10,279	1,812	3,515,411
II 高年齢求職者給付	108,194	—	23,552,058	109,877	—	23,881,507	114,024	—	24,835,189
(うち短時間分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III 短期雇用特例求職者給付	235,339	—	58,216,471	220,509	—	54,534,408	199,512	—	41,858,170
IV 就職促進給付	—	—	57,346,967	—	—	65,024,754	—	—	64,455,630
就業手当	82,642	155,664	4,555,969	75,096	151,824	4,772,595	69,697	141,204	4,429,556
再就職手当	319,361	—	52,497,274	366,633	—	59,922,916	364,631	—	59,751,610
常用就職支度金	1,988	—	243,769	2,296	—	279,407	1,909	—	214,642
移 転 費	403	—	48,142	385	—	47,785	470	—	58,253
広域求職活動費	43	—	1,814	42	—	2,053	28	—	1,569
V 雇用継続給付	320,851	—	216,466,155	320,851	—	207,577,168	445,503	—	235,058,398
高年齢雇用継続給付	103,857	—	125,532,735	125,382	—	110,503,006	179,400	—	112,548,921
基本給付金	103,067	—	125,317,395	124,785	—	110,318,625	178,749	—	112,381,800
再就職給付金	790	—	215,340	597	—	184,381	651	—	167,121
育児休業給付	210,912	—	89,542,194	210,912	—	95,607,258	258,983	—	120,942,675
基本給付金	118,339	—	70,668,898	131,542	—	75,909,629	149,054	—	86,719,844
職場復帰給付金	92,573	—	18,873,296	97,893	—	19,697,629	109,929	—	34,222,832
介護休業給付	6,082	—	1,391,226	6,559	—	1,466,904	7,120	—	1,566,802
VI 日雇求職者給付	—	—	15,392,502	—	—	13,047,384	—	—	12,458,708
普通給付	—	17,232	15,390,424	—	15,103	13,046,361	—	14,259	12,457,157
第1級	—	14,067	13,250,650	—	12,251	11,140,965	—	11,535	10,612,144
第2級	—	2,020	1,508,378	—	1,780	1,304,959	—	1,746	1,284,344
第3級	—	1,201	647,566	—	1,115	592,510	—	1,022	551,630
第4級	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特例給付	7	2	2,078	5	1	1,023	7	2	1,551

(注) 1 給付額は決算値である。ただし「V雇用継続給付」については、暫定値である。

2 初回受給者数欄は、「II高年齢求職者給付」「III短期雇用特例求職者給付」「V雇用継続給付/職場復帰給付金、介護休業給付」については受給者数、「IV就職促進給付」については「就業手当」を除き支給人員数である。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第168表 一般求職者給付の状況

平成19年度

区 分	計(短時間を含む)	うち男	うち女
受給資格決定件数(件)	1,895,008	814,560	1,080,448
受給者実人員(人)	579,278	250,892	328,386
基本手当基本分(人)	566,666	244,890	321,776
一般求職者給付支給総額(円)	873,271,636,339	438,720,135,434	434,551,500,905
基本手当支給総額(円)	859,686,848,093	432,594,115,583	427,092,732,510

(注)「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

平成19年度

基本手当基本分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,567,895	647,207	920,688	566,666	244,890	321,776	1,167,923	427,822	740,101
特 定 受 給 資 格 者	435,032	242,341	192,691	189,946	102,052	87,894	248,443	120,937	127,506
29歳以下	66,710	31,337	35,373	18,105	8,272	9,832	39,303	17,398	21,905
被保険者期間1年未満(90日)	11,423	5,412	6,011	2,941	1,409	1,531	6,815	3,346	3,469
1～4年(90日)	41,240	19,164	22,076	10,688	4,863	5,826	24,770	11,021	13,749
5～9年(120日)	12,903	6,058	6,845	4,020	1,748	2,272	7,156	2,758	4,398
10～19年(180日)	1,144	703	441	455	252	203	561	273	288
旧法分	0	0	0	0	0	0	1	0	1
30～44歳	149,712	82,229	67,483	53,143	28,062	25,081	80,576	38,809	41,767
被保険者期間1年未満(90日)	13,819	7,443	6,376	3,656	1,994	1,662	8,952	4,962	3,990
1～4年(90日)	58,101	28,633	29,468	15,326	7,340	7,986	36,889	16,988	19,901
5～9年(180日)	34,415	17,778	16,637	13,876	6,589	7,287	17,144	7,460	9,684
10～19年(210日)	11,017	6,396	4,621	4,829	2,479	2,350	4,989	2,232	2,757
10～19年(240日)	24,681	16,386	8,295	11,752	7,183	4,569	10,072	5,650	4,422
20年以上(240日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年以上(270日)	7,677	5,592	2,085	3,704	2,477	1,226	2,530	1,517	1,013
旧法分	2	1	1	0	0	0	0	0	0
45～59歳	176,372	105,306	71,066	97,361	54,609	42,751	98,999	50,513	48,486
被保険者期間1年未満(90日)	11,186	7,607	3,579	3,017	2,063	955	7,437	5,083	2,354
1～4年(180日)	50,041	28,412	21,629	21,318	11,449	9,871	28,100	14,008	14,092
5～9年(240日)	30,606	13,533	17,073	16,681	6,558	10,123	17,215	6,066	11,149
10～19年(270日)	33,210	15,352	17,858	20,972	8,618	12,354	19,810	7,332	12,478
20年以上(330日)	51,329	40,402	10,927	35,373	25,924	9,449	26,435	18,022	8,413
旧法分	0	0	0	0	0	0	2	2	0
60～64歳	42,238	23,469	18,769	21,337	11,108	10,229	29,565	14,217	15,348
被保険者期間1年未満(90日)	1,581	1,120	461	422	301	121	1,056	751	305
1～4年(150日)	8,987	5,620	3,367	3,428	2,046	1,382	5,659	3,173	2,486
5～9年(180日)	7,664	3,529	4,135	3,605	1,521	2,085	5,493	2,077	3,416
10～19年(210日)	10,656	4,214	6,442	5,896	2,155	3,741	8,180	2,727	5,453
20年以上(240日)	13,350	8,986	4,364	7,987	5,087	2,900	9,176	5,488	3,688
旧法分	0	0	0	0	0	0	1	1	0

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第169表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

（単位 千円）

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
徴収決定済額	2,581,302,342	2,613,509,178	2,967,717,229	3,061,238,352	2,474,167,639	2,497,082,836
収納済歳入額	2,527,253,996	2,560,572,966	2,914,799,484	3,007,285,628	2,421,817,723	2,442,099,769
不納欠損額	3,478,330	4,102,621	4,124,635	4,102,579	4,793,175	6,152,160
収納未済歳入額	50,570,015	48,833,592	48,793,110	49,850,145	47,556,740	48,830,907
収納率 (%)	97.9	98.0	98.2	98.2	97.9	97.8
日本郵政公社より受入	678,834	625,757	577,960	524,212	506,375	475,840

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第170表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

（単位 千円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	3,480,943,735	3,044,433,143	3,057,093,508	3,423,188,357	3,416,525,205	2,738,117,733
徴収勘定より受入	2,447,165,500	2,528,435,677	2,557,462,354	2,910,817,474	2,992,869,789	2,428,197,567
一般会計より受入	642,575,054	450,212,500	427,559,000	347,039,000	196,129,500	119,869,500
運用収入	8,100,949	1,786,314	1,541,823	2,906,795	13,072,307	35,585,264
積立金より受入	276,403,833	0	0	0	・	・
雇用安定資金より受入	90,435,572	0	・	・	・	・
雑収入	14,654,395	34,632,352	19,500,425	11,203,641	10,787,029	8,570,833
前年度繰越資金受入	1,608,432	29,366,301	51,029,906	151,221,447	203,025,665	127,999,879
独立行政法人納付金	・	・	・	・	640,916	17,894,790
支 出	3,137,968,883	2,493,501,648	1,985,513,985	1,898,679,766	1,878,195,320	1,829,869,996
失業給付費	2,529,243,874	1,961,771,120	1,467,187,256	1,377,171,117	1,280,278,909	1,259,799,949
業務取扱費	90,128,916	83,055,205	82,781,579	81,630,842	81,188,595	84,775,965
施設整備費	10,305,992	7,601,024	7,845,088	3,222,326	4,023,457	4,272,392
雇用安定等事業費	469,560,779	387,640,015	270,613,288	254,933,479	248,471,990	217,738,568
独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構運営費等	・	9,419,512	18,442,557	18,032,299	17,655,328	17,130,421
独立行政法人労働政策 研究・研修機構運営費等	・	1,603,461	2,929,875	2,790,469	2,757,414	2,567,220
独立行政法人雇用・能力 開発機構運営費等	・	12,786,416	96,255,877	91,634,356	87,710,060	81,006,710
雇用・能力開発機構出資金	14,943,081	・	・	・	・	・
徴収勘定へ繰入	23,786,241	29,624,895	33,488,949	33,053,835	33,767,408	32,767,988
雇用安定資金へ繰入	・	・	5,969,515	36,211,043	122,342,159	129,810,784
収支差引残	342,974,852	550,931,495	1,071,579,523	1,524,508,592	1,538,329,885	908,247,737

（注）平成16年度以降の「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費等」「独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費等」「独立行政法人雇用・能力開発機構運営費等」には、施設整備費を含む。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

13 労働者災害補償保険

第171表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
適用事業場数	2,632,411	2,627,510	2,630,805	2,642,570	2,642,607	2,632,696
新規加入	274,325	264,144	272,779	916,853	282,490	273,885
消 減	288,200	269,045	269,484	905,088	282,453	283,796
適用労働者数	47,922,373	48,552,436	49,184,518	50,707,376	51,313,223	52,418,376
新規加入	7,371,136	7,679,756	7,334,397	24,411,611	8,307,421	8,099,701
消 減	7,643,468	7,049,693	6,702,315	22,888,753	7,701,574	6,994,548

《業種別》

年度末現在

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
全 業 種	2,632,411 (47,922,373)	2,627,510 (48,552,436)	2,630,805 (49,184,518)	2,642,570 (50,707,376)	2,642,607 (51,313,223)	2,632,696 (52,418,376)
林 業	19,464 (85,359)	18,584 (86,486)	17,640 (78,455)	17,027 (73,599)	16,376 (69,307)	15,876 (69,132)
漁 業	4,708 (34,238)	4,546 (33,466)	4,376 (31,564)	4,319 (31,255)	4,172 (31,635)	4,119 (30,318)
鉱 業	4,635 (34,357)	4,428 (31,936)	4,235 (29,223)	4,061 (27,839)	3,901 (26,700)	3,749 (25,656)
建設事業	637,218 (4,854,618)	633,587 (4,705,357)	630,470 (4,703,587)	631,240 (4,712,649)	626,860 (4,648,196)	618,767 (4,540,764)
製造業	467,993 (9,512,901)	461,738 (9,166,398)	454,238 (9,100,642)	447,847 (9,137,088)	436,539 (9,218,981)	425,263 (9,340,569)
運輸業	71,939 (2,396,322)	72,287 (2,451,410)	72,711 (2,461,425)	73,296 (2,509,933)	73,767 (2,557,490)	73,729 (2,801,776)
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	2,252 (169,504)	2,218 (152,127)	2,155 (155,757)	2,129 (156,267)	2,127 (158,894)	2,120 (157,572)
その他の事業	1,424,202 (30,835,074)	1,430,122 (31,925,256)	1,444,980 (32,623,865)	1,462,651 (34,058,746)	1,478,865 (34,602,020)	1,489,073 (35,452,589)

(注) () は適用労働者数。
資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第172表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	5,360,775	5,391,028	5,411,047	5,467,506	5,500,314	5,525,818
金額	787,034,062	777,261,231	772,303,933	780,587,908	776,128,449	770,673,343
療養補償給付 件数	3,091,723	3,129,054	3,155,612	3,203,930	3,237,563	3,268,026
日数	63,569,026	63,682,714	63,676,536	64,431,782	64,620,659	65,225,464
金額	207,560,279	207,241,609	205,108,497	204,637,051	205,806,072	205,651,733
休業補償給付 件数	674,337	660,941	656,083	657,421	649,507	644,524
日数	20,573,915	20,102,318	19,972,891	20,189,981	19,871,469	19,675,413
金額	120,440,463	116,730,607	115,399,389	116,695,127	114,214,738	112,434,675
障害補償一時金 件数	24,543	23,776	23,387	22,787	22,811	22,404
金額	43,570,356	41,648,882	40,213,943	38,969,224	38,884,344	37,338,758
遺族補償一時金 件数	757	770	759	1,091	940	926
金額	5,902,261	5,826,242	6,120,923	9,597,156	7,964,899	7,683,467
葬 祭 料 件数	3,399	3,322	3,444	4,017	3,865	3,703
金額	2,337,577	2,230,023	2,359,806	2,775,021	2,666,368	2,595,710
介護補償給付 件数	45,109	45,587	45,871	52,111	54,590	54,945
金額	6,130,941	6,102,901	6,106,794	6,709,481	6,911,018	6,991,380
二次健康診断等給付 件数	12,606	15,687	16,518	19,292	20,255	22,786
金額	357,021	448,169	473,717	557,752	585,479	647,266
年金等給付 件数	1,508,301	1,511,891	1,509,373	1,506,857	1,510,783	1,508,504
金額	400,735,164	397,032,798	396,520,864	400,647,096	399,095,532	397,330,355
障害補償年金 件数	573,599	575,335	575,292	575,043	574,701	572,440
金額	153,291,595	152,446,324	151,865,353	151,562,140	151,268,915	150,546,074
遺族補償年金 件数	655,642	660,814	666,201	675,756	686,347	692,122
金額	192,954,166	191,595,188	193,280,337	200,282,114	200,831,849	200,937,434
傷病補償年金 件数	72,737	71,223	68,651	65,416	62,368	60,628
金額	34,012,707	33,064,429	31,551,461	30,052,116	28,575,045	27,651,891
傷病補償年金に係る 療養補償給付 件数	206,323	204,519	199,229	190,642	187,367	183,314
金額	20,476,695	19,926,856	19,823,713	18,750,726	18,419,723	18,194,956

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第173表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）

(単位 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
徴収決定済額	1,080,641,590	1,082,555,152	1,101,661,222	1,082,647,987	1,100,812,279	1,103,719,525
収 納 済 額	1,040,725,302	1,044,660,581	1,067,643,240	1,050,343,579	1,069,010,485	1,070,933,903
不納欠損額	3,160,420	4,079,700	3,830,091	3,284,067	3,528,460	4,167,931
収納未済入額	36,755,868	33,814,870	30,187,890	29,020,341	28,273,334	28,617,690
収納率 (%)	96.31	96.50	96.91	97.02	97.11	97.03

資料：厚生労働省労働基準局調べ

第174表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 金額：円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	
療 養 補 償 給 付	1件当日数	20.6	20.4	20.2	20.1	20.0	20.0
	1日当金額	3,265	3,254	3,221	3,176	3,185	3,153
休 業 補 償 給 付	1件当日数	30.5	30.4	30.4	30.7	30.6	30.5
	1日当金額	5,854	5,807	5,778	5,780	5,748	5,714
障 害 補 償 一 時 金	1件当金額	1,775,266	1,751,719	1,719,500	1,710,152	1,704,631	1,666,611
遺 族 補 償 一 時 金	1件当金額	7,796,910	7,566,547	8,064,457	8,796,660	8,473,297	8,297,481
葬 祭 料	1件当金額	687,725	671,289	685,193	690,819	689,875	700,975
介 護 補 償 給 付	1件当金額	135,914	133,874	133,130	128,754	126,599	127,243
平均給付基礎日額		9,757	9,678	9,630	9,633	9,579	9,524
1日当り療養費の平均 給付基礎日額に対する比(%)		33.5	33.6	33.4	33.0	33.2	33.1

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第175表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	1,613,610,692	1,409,505,154	1,407,910,992	1,396,880,659	1,377,749,897	1,432,699,840
徴収勘定より受入	1,219,033,361	1,041,163,485	1,044,725,943	1,051,843,547	1,032,229,031	1,085,709,513
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,208,860	1,242,434	495,758
未経過保険料受入	28,431,909	27,182,360	23,743,260	23,038,788	23,252,896	22,332,454
支払備金受入	195,605,611	191,010,332	189,395,062	186,836,619	185,777,114	187,809,037
運用収入	105,419,386	108,498,829
独立行政法人納付金	1,102,503	355,988
雑収入	168,865,086	147,490,348	147,327,258	133,005,442	28,242,930	26,585,441
前年度繰越資金受入	367,725	1,351,629	1,412,468	875,403	483,603	912,821
支 出	1,197,948,983	1,153,015,311	1,126,437,274	1,111,024,623	1,119,152,681	1,104,983,358
保 険 給 付 費	794,166,504	787,034,062	777,261,231	772,303,933	780,587,908	776,128,449
業務取扱費等	53,275,990	54,749,851	53,711,147	48,354,049	48,679,383	48,200,860
社会復帰促進等事業費	254,136,469	251,129,714	205,134,922	201,364,722	199,298,968	189,496,463
独立行政法人運営費等	1,926,126	2,420,420	28,388,330	26,905,586	25,544,374	23,770,580
労働福祉事業団出資	19,412,565
徴収勘定へ繰入	75,031,329	57,681,264	61,941,645	62,096,335	65,042,048	67,387,005
収 支 差 引 残	415,661,709	256,489,843	281,473,718	285,856,036	258,597,216	327,716,482

(注) 平成18年度以前の「社会復帰促進等事業費」は、「労働福祉事業費」である。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

14 公務災害補償

第176表 国家公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 25,735 金額 10,991,747	29,234 11,219,939	27,359 10,404,843	26,466 10,088,503	25,484 10,624,912	21,154 8,552,769
療 養 補 償	件数 19,535 日数 396,073 金額 4,139,128	22,592 389,444 4,240,241	20,891 376,180 3,931,283	19,774 344,297 3,562,026	19,387 347,711 3,933,733	14,816 304,373 3,073,479
休 業 補 償	件数 3,723 日数 216,115 金額 1,183,776	4,003 213,380 1,101,104	4,120 226,984 1,061,800	4,073 211,453 1,010,767	3,511 228,201 1,062,796	4,161 210,899 987,696
傷 病 補 償 年 金	件数 38 金額 144,152	38 125,249	31 105,862	33 117,406	38 147,785	33 176,271
障 害 補 償 年 金	件数 537 金額 1,338,562	553 1,370,636	529 1,272,624	530 1,276,712	541 1,347,296	422 1,018,518
障 害 補 償 一 時 金	件数 185 金額 344,643	303 400,964	79 102,367	343 314,150	288 385,674	278 401,405
介 護 補 償 常 時	件数 53 金額 42,355	55 37,725	55 40,582	47 33,324	46 34,769	33 26,103
介 護 補 償 随 時	件数 34 金額 14,756	35 12,611	33 10,982	33 12,641	39 14,803	24 8,574
遺 族 補 償 年 金	件数 1,598 金額 3,685,035	1,608 3,788,532	1,605 3,841,940	1,607 3,705,406	1,611 3,650,722	1,357 2,783,655
遺 族 補 償 一 時 金	件数 9 金額 81,952	11 101,284	2 21,077	3 25,394	4 29,054	7 54,871
葬 祭 補 償	件数 23 金額 17,388	35 33,270	13 9,724	19 14,300	19 18,280	22 19,136
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数 — 金額 —	1 8,322	1 6,601	2 16,377	— —	1 3,061
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —	— —

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。

2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

第177表 国家公務員災害補償1件当り金額

(単位 円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
療 養 補 償	211,883	187,688	188,181	180,137	202,906	219,587
休 業 補 償	317,963	275,070	257,719	248,163	302,705	230,612
傷 病 補 償 年 金	3,793,463	3,296,021	3,414,901	3,557,754	3,889,092	5,219,471
障 害 補 償 年 金	2,492,667	2,478,547	2,405,717	2,408,891	2,490,381	2,462,695
障 害 補 償 一 時 金	1,862,936	1,323,312	1,295,784	915,891	1,339,146	1,455,776
介 護 補 償 常 時	799,150	685,917	737,849	709,027	755,851	758,641
介 護 補 償 随 時	434,007	360,301	332,801	361,180	379,561	324,471
遺 族 補 償 年 金	2,306,029	2,356,052	2,393,732	2,305,791	2,266,121	2,072,025
遺 族 補 償 一 時 金	9,105,764	9,207,681	10,538,500	8,464,667	7,263,461	7,838,734
葬 祭 補 償	755,981	950,582	748,028	752,620	962,124	499,186
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	—	8,321,868	6,600,631	8,188,274	—	3,061,453
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	—	—	—

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

第178表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	42,944	44,024	43,382	42,301	43,182	41,483
療 養 補 償	21,043,866	20,474,290	20,503,161	20,506,254	21,062,379	20,480,914
件数	35,300	36,481	35,812	35,014	35,895	34,223
日数	577,784	564,585	614,843	533,243	586,058	495,234
金額	6,870,561	6,922,692	6,738,098	6,836,080	7,091,950	6,703,276
休 業 補 償	2,566	2,499	2,532	2,218	2,139	2,125
日数	106,288	108,971	97,921	93,965	91,788	96,235
金額	990,741	990,919	902,342	873,599	841,268	885,324
傷 病 補 償 年 金	68	63	62	53	54	45
金額	298,859	233,559	250,256	207,943	225,563	171,051
障 害 補 償 年 金	1,226	1,220	1,236	1,260	1,271	1,276
金額	3,323,970	3,225,105	3,366,639	3,420,383	3,403,045	3,357,210
障 害 補 償 一 時 金	405	403	343	360	416	394
金額	995,259	996,731	819,258	832,857	1,028,589	930,053
介 護 補 償	147	150	150	142	143	143
金額	95,186	97,231	102,765	90,002	88,297	86,174
遺 族 補 償 年 金	3,154	3,156	3,171	3,193	3,197	3,212
金額	8,223,203	7,881,683	8,180,258	8,103,264	8,242,981	8,199,012
遺 族 補 償 一 時 金	13	6	7	5	8	6
金額	152,660	79,190	76,465	84,506	91,741	56,166
葬 祭 補 償	63	45	68	55	59	55
金額	57,252	39,311	61,554	56,322	48,945	47,385
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	2	—	1	—	—	4
金額	36,177	—	5,525	—	—	45,262
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	1	—	—	—	—
金額	—	7,867	—	—	—	—
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
行 方 不 明 補 償	—	—	—	1	—	—
金額	—	—	—	1,298	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第179表 地方公務員災害補償1件当り補償費

(単位 円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
療 養 補 償	194,633	189,762	188,152	195,238	197,575	195,871
休 業 補 償	386,103	396,526	356,375	393,868	393,300	416,623
傷 病 補 償 年 金	4,394,989	3,707,292	4,036,391	3,923,455	4,177,086	3,801,133
障 害 補 償 年 金	2,711,231	2,643,529	2,723,818	2,714,590	2,677,455	2,631,042
障 害 補 償 一 時 金	2,457,429	2,473,279	2,388,508	2,313,492	2,472,570	2,360,540
介 護 補 償	647,522	648,207	685,099	633,816	617,461	602,618
遺 族 補 償 年 金	2,607,230	2,497,365	2,579,709	2,537,822	2,578,349	2,552,619
遺 族 補 償 一 時 金	11,743,074	13,198,333	10,923,553	16,901,279	11,467,621	9,360,967
葬 祭 補 償	908,761	873,587	905,212	1,024,036	829,572	861,541
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	18,088,433	—	5,525,110	—	—	11,315,559
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	7,867,200	—	—	—	—
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	—	—	—
行 方 不 明 補 償	—	—	—	1,297,998	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

15 介護保険

第180表 介護保険適用状況

年度末現在（単位 人）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
保 険 者 数	2,863	2,729	2,249	1,681	1,669	1,662
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	17,183,112	17,574,655	18,009,851	18,543,601	19,154,020	19,653,999
被 保 険 者 数						
第1号被保険者数	23,933,684	24,493,527	25,111,368	25,877,564	26,763,282	27,511,881
65歳以上75歳未満	13,708,839	13,736,013	13,871,221	14,124,955	14,501,386	14,707,645
75歳以上 (再掲)	10,224,845	10,757,514	11,240,147	11,752,609	12,261,896	12,804,236
外国人被保険者	91,561	94,452	97,563	101,491	105,722	109,799
住所地特例被保険者	80,245	76,526	69,301	65,694	90,642	96,920
第2号被保険者数(万人)	4,265	4,262	4,272	4,276	4,239	4,233

(注) 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第181表 介護保険要介護(要支援)認定者数

平成19年度末現在(単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被 保 険 者 数	550,307	627,062	1,715	768,624	801,941	705,442	574,815	499,038	4,528,944
第1号被保険者数	541,086	605,894	1,681	747,647	767,752	678,973	556,199	478,908	4,378,140
65歳以上75歳未満	86,100	100,862	242	104,074	121,858	97,710	72,266	64,582	647,694
75歳以上	454,986	505,032	1,439	643,573	645,894	581,263	483,933	414,326	3,730,446
第2号被保険者数	9,221	21,168	34	20,977	34,189	26,469	18,616	20,130	150,804

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第182表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

区分	総人口(A)	計(B)	要支援1(C)		要支援2(D)		
			(B/A)	(C/A)	(D/A)		
総数	127,767,994	4,769,464	3.7	583,128	0.5	665,352	0.5
65歳未満	101,613,648	172,113	0.2	11,529	0.0	24,553	0.0
65～70歳未満	7,432,610	222,800	3.0	26,118	0.4	33,633	0.5
70～75歳未満	6,637,497	426,399	6.4	60,773	0.9	67,546	1.0
75～80歳未満	5,262,801	788,234	15.0	127,844	2.4	129,109	2.5
80～85歳未満	3,412,393	1,151,969	33.8	179,651	5.3	183,838	5.4
85～90歳未満	1,849,260	1,094,638	59.2	127,688	6.9	149,465	8.1
90～95歳未満	840,870	646,769	76.9	42,332	5.0	63,437	7.5
95歳以上	236,574	266,542	112.7	7,193	3.0	13,771	5.8
男性	62,348,977	1,440,995	2.3	151,962	0.2	179,672	0.3
65歳未満	51,182,646	94,375	0.2	5,803	0.0	12,756	0.0
65～70歳未満	3,545,006	113,812	3.2	10,716	0.3	14,814	0.4
70～75歳未満	3,039,743	187,272	6.2	18,456	0.6	23,667	0.8
75～80歳未満	2,256,317	284,620	12.6	31,790	1.4	35,571	1.6
80～85歳未満	1,222,635	342,165	28.0	42,774	3.5	44,246	3.6
85～90歳未満	555,126	247,010	44.5	29,027	5.2	30,957	5.6
90～95歳未満	210,586	129,192	61.3	11,186	5.3	14,278	6.8
95歳以上	45,186	42,549	94.2	2,210	4.9	3,383	7.5
女性	65,419,017	3,328,469	5.1	431,166	0.7	485,680	0.7
65歳未満	50,431,002	77,738	0.2	5,726	0.0	11,797	0.0
65～70歳未満	3,887,604	108,988	2.8	15,402	0.4	18,819	0.5
70～75歳未満	3,597,754	239,127	6.6	42,317	1.2	43,879	1.2
75～80歳未満	3,006,484	503,614	16.8	96,054	3.2	93,538	3.1
80～85歳未満	2,189,758	809,804	37.0	136,877	6.3	139,592	6.4
85～90歳未満	1,294,134	847,628	65.5	98,661	7.6	118,508	9.2
90～95歳未満	630,284	517,577	82.1	31,146	4.9	49,159	7.8
95歳以上	191,388	223,993	117.0	4,983	2.6	10,388	5.4

(注)1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。

2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

3 「総数総人口」「男性総人口」「女性総人口」には、不詳人口を含む。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成17年国勢調査」（平成17年10月1日現在）
人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

平成21年5月末現在（単位 人、%）

要介護1(F)	(F/A)	要介護2(G)	(G/A)	要介護3(H)	(H/A)	要介護4(I)	(I/A)	要介護5(J)	(J/A)
799,574	0.6	833,934	0.7	748,762	0.6	605,713	0.5	533,001	0.4
24,411	0.0	38,848	0.0	30,253	0.0	20,845	0.0	21,674	0.0
34,605	0.5	44,000	0.6	35,812	0.5	25,385	0.3	23,247	0.3
68,883	1.0	77,423	1.2	63,100	1.0	47,029	0.7	41,645	0.6
134,976	2.6	131,026	2.5	109,851	2.1	82,553	1.6	72,875	1.4
209,868	6.2	188,041	5.5	161,047	4.7	122,601	3.6	106,923	3.1
198,316	10.7	191,011	10.3	172,086	9.3	137,671	7.4	118,401	6.4
100,765	12.0	119,345	14.2	121,173	14.4	107,786	12.8	91,931	10.9
27,750	11.7	44,240	18.7	55,440	23.4	61,843	26.1	56,305	23.8
236,589	0.4	285,123	0.5	251,870	0.4	187,174	0.3	148,605	0.2
13,146	0.0	21,792	0.0	17,488	0.0	11,720	0.0	11,670	0.0
16,898	0.5	24,040	0.7	20,452	0.6	14,406	0.4	12,486	0.4
28,245	0.9	38,542	1.3	33,055	1.1	24,748	0.8	20,559	0.7
45,850	2.0	55,330	2.5	49,032	2.2	36,756	1.6	30,291	1.3
59,844	4.9	63,802	5.2	56,499	4.6	42,204	3.5	32,796	2.7
44,608	8.0	46,883	8.4	41,898	7.5	30,766	5.5	22,871	4.1
22,061	10.5	25,911	12.3	24,249	11.5	18,675	8.9	12,832	6.1
5,937	13.1	8,823	19.5	9,197	20.4	7,899	17.5	5,100	11.3
562,985	0.9	548,811	0.8	496,892	0.8	418,539	0.6	384,396	0.6
11,265	0.0	17,056	0.0	12,765	0.0	9,125	0.0	10,004	0.0
17,707	0.5	19,960	0.5	15,360	0.4	10,979	0.3	10,761	0.3
40,638	1.1	38,881	1.1	30,045	0.8	22,281	0.6	21,086	0.6
89,126	3.0	75,696	2.5	60,819	2.0	45,797	1.5	42,584	1.4
150,024	6.9	124,239	5.7	104,548	4.8	80,397	3.7	74,127	3.4
153,708	11.9	144,128	11.1	130,188	10.1	106,905	8.3	95,530	7.4
78,704	12.5	93,434	14.8	96,924	15.4	89,111	14.1	79,099	12.5
21,813	11.4	35,417	18.5	46,243	24.2	53,944	28.2	51,205	26.8

第183表 介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成18年度(2006)			19(2007)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	30,874,081	29,745,734	1,128,347	31,500,014	30,348,019	1,151,995
要 支 援	471,164	464,728	6,436	.	.	.
予 防 給 付	3,950,487	3,860,295	90,192	8,462,623	8,267,777	194,846
要 支 援 1	1,956,038	1,929,460	26,578	3,888,299	3,835,032	53,267
要 支 援 2	1,994,449	1,930,835	63,614	4,574,324	4,432,745	141,579
介 護 給 付	26,452,430	25,420,711	1,031,719	23,037,391	22,080,242	957,149
経過的要介護	2,514,359	2,483,362	30,997	176,587	174,799	1,788
要 介 護 1	9,915,728	9,610,402	305,326	6,985,970	6,794,794	191,176
要 介 護 2	5,647,424	5,373,636	273,788	6,515,200	6,208,847	306,353
要 介 護 3	3,978,258	3,790,088	188,170	4,656,075	4,440,928	215,147
要 介 護 4	2,640,380	2,514,733	125,647	2,870,857	2,737,822	133,035
要 介 護 5	1,756,281	1,648,490	107,791	1,832,702	1,723,052	109,650

(注) 1 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 平成18年度の「要支援」は平成18年3月サービス分、「予防給付」「経過的要介護」は平成18年4月サービス分から平成19年2月サービス分である。「要介護1～5」は平成18年3月サービス分から平成19年2月サービス分である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第184表 介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成18年度(2006)			19(2007)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	1,734,078	1,710,804	23,274	2,232,797	2,202,565	30,232
予 防 給 付	10,968	10,830	138	31,794	31,476	318
要 支 援 1	3,009	2,968	41	10,017	9,935	82
要 支 援 2	7,959	7,862	97	21,777	21,541	236
介 護 給 付	1,723,110	1,699,974	23,136	2,201,003	2,171,089	29,914
経過的要介護	4,865	4,810	55	494	493	1
要 介 護 1	390,936	386,940	3,996	439,117	434,286	4,831
要 介 護 2	469,477	464,030	5,447	580,097	573,529	6,568
要 介 護 3	473,402	467,248	6,154	643,091	634,667	8,424
要 介 護 4	274,625	270,331	4,294	377,295	371,491	5,804
要 介 護 5	109,805	106,615	3,190	160,909	156,623	4,286

(注) 1 平成18年度累計は、平成18年4月サービス分から平成19年2月サービス分までである。

2 平成19年度累計は、平成19年3月サービス分から平成20年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第185表 介護保険施設介護サービス受給者数

平成19年度累計（単位 人）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
合計	3,835	23,328	540,565	1,202,476	2,195,855	2,920,529	2,946,885	9,833,473
介護老人福祉施設	1,967	12,340	192,439	481,417	1,038,139	1,591,462	1,595,287	4,913,051
第1号被保険者	1,943	12,199	190,605	475,683	1,027,178	1,574,009	1,574,905	4,856,522
第2号被保険者	24	141	1,834	5,734	10,961	17,453	20,382	56,529
介護老人保健施設	1,828	10,530	329,529	671,150	1,011,738	990,246	639,682	3,654,703
第1号被保険者	1,796	10,297	324,745	658,860	991,245	970,159	624,988	3,582,090
第2号被保険者	32	233	4,784	12,290	20,493	20,087	14,694	72,613
介護療養型医療施設	52	486	20,398	54,291	157,085	356,697	724,560	1,313,569
第1号被保険者	50	480	20,088	52,885	152,961	348,019	700,799	1,275,282
第2号被保険者	2	6	310	1,406	4,124	8,678	23,761	38,287

(注) 1 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者数を1人と計上しているため、3施設の合算と総数が一致しない。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第186表 居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況

区 分	計	要支援1	要支援2	経過的要介護
《居宅サービス》				
総 数	2,785,865	346,256	449,015	29
65歳未満	94,271	4,664	12,974	—
65～70歳未満	135,894	13,335	20,695	2
70～75歳未満	256,028	32,451	42,122	9
75～80歳未満	472,089	72,528	83,315	12
80～85歳未満	695,312	109,276	125,919	3
85～90歳未満	648,923	82,270	107,831	2
90～95歳未満	358,001	27,259	46,303	1
95歳以上	125,347	4,473	9,856	—
《地域密着型サービス》				
総 数	232,674	1,579	3,098	—
65歳未満	3,041	15	26	—
65～70歳未満	6,015	52	91	—
70～75歳未満	13,891	122	217	—
75～80歳未満	32,603	288	460	—
80～85歳未満	59,227	478	870	—
85～90歳未満	65,285	434	886	—
90～95歳未満	38,663	165	435	—
95歳以上	13,949	25	113	—
《施設サービス》				
総 数	829,888	4	9	・
65歳未満	13,314	—	—	・
65～70歳未満	21,707	—	—	・
70～75歳未満	48,331	—	1	・
75～80歳未満	99,718	3	3	・
80～85歳未満	169,109	—	2	・
85～90歳未満	209,874	—	2	・
90～95歳未満	168,744	1	1	・
95歳以上	99,091	—	—	・

(注) 居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・施設サービス受給者を被保険者番号で名寄せした人数である。
資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」

平成21年5月サービス分（単位 人）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
561,955	583,892	427,977	258,052	158,689
13,574	25,517	18,118	10,640	8,784
22,629	32,293	23,466	13,844	9,630
46,216	56,191	40,059	23,910	15,070
93,723	94,556	66,800	38,499	22,656
150,068	134,149	93,082	52,446	30,369
144,447	132,524	95,031	55,021	31,797
72,492	80,916	64,250	41,604	25,176
18,806	27,746	27,171	22,088	15,207
43,215	56,933	67,028	41,633	19,188
410	628	857	611	494
1,211	1,413	1,632	1,003	613
3,027	3,315	3,718	2,286	1,206
7,194	7,979	8,990	5,228	2,464
12,366	14,887	16,685	9,685	4,256
12,036	16,536	19,010	11,351	5,032
5,620	9,281	11,826	7,903	3,433
1,351	2,894	4,310	3,566	1,690
37,918	98,159	193,220	248,367	252,211
476	1,499	2,991	3,658	4,690
1,064	2,736	5,213	6,132	6,562
2,302	5,883	11,407	14,153	14,585
4,695	11,514	23,353	29,182	30,968
8,547	20,291	39,986	49,238	51,045
10,432	26,368	49,565	61,718	61,789
7,287	20,070	39,506	51,766	50,113
3,115	9,798	21,199	32,520	32,459

第187表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区 分	予防給付			経過的要介護	要介護1
	要支援1	要支援2	計		
《件数》					
合 計	8,459,838	10,595,236	19,055,074	374,530	18,526,065
居宅介護(介護予防)サービス	8,445,234	10,548,926	18,994,160	374,063	17,531,506
地域密着型(介護予防)サービス	10,867	23,314	34,181	467	447,661
施設介護サービス	3,737	22,996	26,733	—	546,898
《単位数》					
合 計	11,023,870	22,560,551	33,584,421	658,396	74,012,692
居宅介護(介護予防)サービス	10,898,309	21,710,251	32,608,559	656,418	52,760,200
地域密着型(介護予防)サービス	42,485	338,523	381,009	1,978	9,055,429
施設介護サービス	83,076	511,778	594,853	—	12,197,064
《費用額》					
合 計	118,457,228	237,615,008	356,072,236	6,772,293	759,922,382
居宅介護(介護予防)サービス	117,190,484	229,064,350	346,254,834	6,752,741	545,230,259
地域密着型(介護予防)サービス	428,148	3,404,589	3,832,737	19,552	91,608,155
施設介護サービス	838,596	5,146,070	5,984,666	—	123,083,968
《支給額》					
合 計	108,183,394	215,552,089	323,735,483	6,233,522	690,915,866
居宅介護(介護予防)サービス	107,041,636	207,829,236	314,870,872	6,215,925	497,419,923
地域密着型(介護予防)サービス	385,263	3,064,961	3,450,224	17,597	82,458,812
施設介護サービス	756,495	4,657,891	5,414,387	—	111,037,131

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

平成19年度累計 (単位 件、千円、千単位数)

介護給付					合計
要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
20,744,153	17,867,875	13,824,789	11,147,398	82,484,810	101,539,884
18,933,160	14,975,674	10,470,078	7,985,581	70,270,062	89,264,222
592,354	660,024	389,584	167,721	2,257,811	2,291,992
1,218,639	2,232,177	2,965,127	2,994,096	9,956,937	9,983,670
107,303,234	137,299,014	142,948,517	135,663,107	597,884,960	631,469,382
65,191,326	64,721,584	50,325,037	38,852,830	272,507,395	305,115,954
12,781,754	14,588,647	8,548,939	3,450,481	48,427,227	48,808,236
29,330,154	57,988,783	84,074,542	93,359,796	276,950,338	277,545,192
1,098,234,211	1,399,160,714	1,451,505,808	1,374,101,548	6,089,696,955	6,445,769,191
672,525,046	665,797,890	516,039,843	397,090,372	2,803,436,151	3,149,690,985
129,401,365	147,762,911	86,661,408	35,057,167	490,510,559	494,343,296
296,307,800	585,599,912	848,804,557	941,954,008	2,795,750,245	2,801,734,911
995,399,374	1,266,132,273	1,312,036,898	1,242,414,778	5,513,132,711	5,836,868,194
611,669,010	604,948,380	467,929,899	359,523,913	2,547,707,051	2,862,577,923
116,452,282	133,052,295	78,006,357	31,552,287	441,539,631	444,989,855
267,278,081	528,131,597	766,100,642	851,338,578	2,523,886,029	2,529,300,416

第188表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）

(i) 件数

年度累計

区 分	平成18年度 (2006)			19 (2007)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	1,104,957	8,139,396	9,244,353	1,072,129	8,676,043	9,748,172
利用者負担第一段階	10,023	842,803	852,826	6,293	898,761	905,054
利用者負担第二段階	251,763	5,248,018	5,499,781	255,804	5,963,535	6,219,339
利用者負担第三段階	340,103	1,420,436	1,760,539	264,185	1,224,968	1,489,153
利用者負担第四段階	503,068	628,139	1,131,207	545,847	588,779	1,134,626
利用者負担第二段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第二段階の適用）	448	2,954	3,402	869	5,120	5,989
利用者負担第三段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第三段階の適用）	10,083	39,984	50,067	17,497	53,703	71,200

(ii) 支給額

年度累計（単位 千円）

区 分	平成18年度 (2006)			19 (2007)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	8,273,318	81,564,150	89,837,467	7,902,705	89,125,792	97,028,497
利用者負担第一段階	121,133	8,947,804	9,068,954	69,378	9,645,525	9,714,903
利用者負担第二段階	2,427,536	61,094,115	63,521,663	2,425,152	69,279,285	71,704,436
利用者負担第三段階	2,696,524	7,504,516	10,201,036	2,140,223	6,412,982	8,553,205
利用者負担第四段階	3,028,105	4,017,726	7,045,857	3,267,952	3,788,000	7,055,953
利用者負担第二段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第二段階の適用）	3,302	31,833	35,143	6,342	53,961	60,303
利用者負担第三段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第三段階の適用）	71,576	331,431	402,998	118,212	341,237	459,449

(注) 1 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 平成18年度累計は、平成18年3月サービス分から平成19年2月サービス分までである。ただし、「利用者負担第二段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第二段階の適用）」「利用者負担第三段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第三段階の適用）」は、平成18年4月サービス分から平成19年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第189表 介護保険における保険料収納額

平成19年度（単位 千円）

区 分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合 計	1,336,555,858	1,313,717,123	1,586,249	1,472	22,825,478	555,913
特別徴収	1,172,619,302	1,172,607,517	1,405,760	—	—	272,892
普通徴収	163,936,556	141,109,606	180,489	1,472	22,825,478	283,021

(注) 1 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

2 この他滞納繰越分は、調停額累計43,040,175千円、収納額累計6,296,222千円である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第190表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）

（単位 千円）

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	5,486,275,110	5,930,853,320	6,231,256,607	6,568,831,430	6,918,882,676
介護保険料	939,265,821	956,451,746	983,535,673	1,262,073,670	1,321,618,330
分担金及び負担金	8,895,532	8,023,314	4,875,718	3,551,948	3,846,822
使用料及び手数料	113,314	109,930	116,884	568,176	634,892
国庫支出金	1,345,760,597	1,424,605,840	1,495,027,443	1,458,260,590	1,463,005,026
介護保険給付負担金	1,048,103,954	1,138,862,571	1,196,754,809	1,110,610,987	1,114,030,219
調整交付金	261,666,904	283,511,726	295,937,324	306,902,850	301,052,933
地域支援事業交付金	・	・	・	37,983,042	44,218,545
事務費交付金	30,083,977	—	—	—	—
その他の	5,905,762	2,231,543	2,335,311	2,763,712	3,703,329
支払基金交付金	1,646,363,477	1,798,811,875	1,877,152,943	1,823,255,906	1,936,081,134
都道府県支出金	645,247,338	705,523,904	741,609,088	911,306,907	948,744,780
相互財政安定化事業交付金	178,966	161,629	155,934	6,760	7,414
財産収入	109,221	119,746	113,658	201,901	747,101
寄附金	15,353	2,101	3,005	1,815	7,749
繰入金	826,102,253	941,816,254	1,003,668,419	983,066,614	1,015,853,298
一般会計繰入金	636,756,610	696,576,739	731,824,078	735,460,323	768,928,055
円滑導入基金繰入金	—	—	—	—	—
その他の	189,345,643	245,239,514	271,844,340	247,606,291	246,925,244
繰越金	63,834,397	72,137,236	91,798,016	119,934,971	217,553,662
市町村債	4,321,483	15,306,859	20,508,128	752,930	615,465
諸収入	6,067,358	7,782,885	12,691,698	5,849,240	10,167,003
支 出	5,407,033,671	5,828,865,752	6,105,335,764	6,340,094,133	6,743,671,124
総務費	194,877,071	190,277,371	202,986,661	199,187,261	204,709,914
保険給付費	5,110,099,881	5,564,176,114	5,811,913,727	5,884,177,294	6,170,094,747
介護サービス等諸費	4,914,423,872	5,334,660,489	5,460,220,501	5,406,677,654	5,517,676,349
介護予防サービス等諸費	152,080,031	182,397,270	204,958,226	164,011,852	319,063,902
高額介護サービス等費	33,716,976	37,425,502	51,405,392	89,990,811	97,087,450
特定入所者介護サービス等費	・	・	84,661,967	213,522,324	226,135,595
市町村特別給付費	933,354	1,227,190	1,269,419	1,372,883	1,364,941
審査支払手数料	8,767,840	8,298,332	8,508,822	8,315,027	8,543,529
その他の	177,808	167,333	889,400	286,743	222,981
地域支援事業	・	・	・	101,889,314	119,217,907
財政安定化基金拠出金	4,976,461	5,129,565	4,979,947	4,368,771	4,138,358
相互財政安定化事業負担金	178,766	164,734	160,015	6,760	82
保健福祉事業費	299,884	326,168	302,092	357,772	438,254
基金積立金	53,750,822	32,802,143	25,007,473	55,251,730	107,959,658
公債費	10,589,896	8,007,391	9,059,741	17,273,368	16,474,759
予備費	7,847	5,346	—	—	—
諸支出金	32,253,043	27,976,920	50,926,108	77,581,865	120,637,443
収入支出差引残額	79,241,439	101,987,568	125,920,844	228,737,297	175,211,553
うち基金繰入額	21,755,413	22,303,522	26,076,683	57,919,911	52,141,421
国庫支出金精算額等	54,137,630	58,757,295	79,885,126	106,816,363	71,868,421
国庫支出金精算額等差引額	25,103,809	43,230,273	46,035,717	121,920,934	103,343,132
介護給付費準備基金保有額	225,934,213	202,093,433	166,256,523	214,015,025	317,781,343

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第5節 高齢者保健(医療)福祉

1 総 括

第191表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設 介 護 保 険	介護療養型医療施設(～平成23年度末)
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者であって、カテーテルを装着している等の常時医学的管理が必要な要介護者(右に該当する者を除く)
指 定 基 準	居室(1人当たり10.65㎡以上) 医務室 機能訓練室 食堂 浴室 等	療養室(1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 等	病室(1人当たり6.4㎡以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等
	廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 居室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室 等	廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 療養室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室 等	廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 病室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 等
	医師(非常勤) 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人 その他 生活相談員 等	医師 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士 1人 介護支援専門員 1人 その他 支援相談員 等	医師 3人 看護職員 17人 介護職員 17人 介護支援専門員 1人 その他 薬剤師・栄養士等
その他	・法施行時の特別養護老人ホームは「みなし指定」 ・旧措置入所者に対する経過措置…平成21年度末まで ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・地域密着型介護老人福祉施設あり(なお、サテライト型居住施設は、人員基準等を緩和)	・法施行時の老人保健施設は「みなしの開設許可」 ・短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・サテライト型、医療機関併設型、分館型には人員基準等の緩和あり	・短期入所療養介護等の「みなし指定」あり ・平成23年度末までの経過措置…「経過型介護療養型医療施設」(人員基準等を緩和)

(注) 1 人員基準については100人当たり。

2 サテライト型小規模介護老人保健施設：本体施設(老健)と密接な連携。定員29人以下。

3 医療機関併設型小規模介護老人保健施設：病院又は診療所に併設。定員29人以下。

4 分館型介護老人保健施設：東京都区部・市部、政令指定都市、過疎地域等に設置。基本型介護老人保健施設と一体として運営。

資料：厚生労働省老健局調べ

医療保険適用の療養病床	
医療保険	
<p>病状が安定している長期療養患者のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者 ・40歳未満の者及び40～65歳未満の特定疾病以外の者 	
<p>病室（1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等</p>	
<p>廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上</p>	
医師	3人
看護職員	17人
介護職員	17人
<p>その他 薬剤師・栄養士等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設等への転換を都道府県知事に届け出た病床については人員配置基準、設備基準上の緩和あり 	

2 老人福祉

第192表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 数	33,419	36,475	39,475	43,285	44,432	9,446
施設数	456,598	476,866	497,483	517,088	535,583	143,624
在所者数	954	959	962	964	962	958
養護老人ホーム	63,780	63,833	63,913	63,287	62,563	62,406
施設数	4,870	5,084	5,291	5,535	5,759	.
特別養護老人ホーム	326,159	341,272	357,891	376,328	393,425	.
施設数	1,714	1,842	1,928	1,966	2,016	2,059
軽費老人ホーム	66,659	71,761	75,679	77,473	79,595	81,218
施設数	5,149	5,439	5,657	6,216	6,664	.
老人短期入所施設	2,263	2,265	2,298	2,284	2,260	2,234
施設数	10,485	12,498	14,725	17,652	21,893	.
老人デイサービスセンター	7,984	8,388	8,614	8,668	4,878	4,195
施設数						

- (注) 1 「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値であり、平成18年は地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。
 2 「老人デイサービスセンター」は、「介護サービス施設・事業所調査」において通所介護事業所として把握した数値であり、平成18年は認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含む。
 3 「老人短期入所施設」は、「介護サービス施設・事業所調査」において短期入所生活介護事業所として把握した数値である。
 4 平成19年の「特別養護老人ホーム」「老人短期入所施設」「老人デイサービスセンター」は、制度改正により調査対象範囲が変更になったため掲載されていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第193表 介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所者数

(i) 介護予防サービス

各年10月1日現在

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
介護予防居宅サービス事業所 (訪問系)					
介護予防訪問介護	施設数	.	.	19,269	20,455
	利用者数	.	.	159,791	306,458
介護予防訪問入浴介護	施設数	.	.	1,888	1,885
	利用者数	.	.	193	344
介護予防訪問看護ステーション	施設数	.	.	5,090	5,237
	利用者数	.	.	10,747	18,760
(通所系)					
介護予防通所介護	施設数	.	.	18,055	20,396
	利用者数	.	.	149,705	280,652
介護予防通所リハビリテーション	施設数	.	.	5,826	6,179
	利用者数	.	.	54,701	104,231
(その他)					
介護予防短期入所生活介護	施設数	.	.	5,915	6,608
	在所者数	.	.	3,827	7,443
介護予防短期入所療養介護	施設数	.	.	4,917	4,919
	在所者数	.	.	959	1,617
介護予防特定施設入居者生活介護	施設数	.	.	1,859	2,498
	在所者数	.	.	7,243	17,009
介護予防福祉用具貸与	施設数	.	.	5,605	5,445
	利用者数	.	.	74,686	104,356
特定介護予防福祉用具販売	施設数	.	.	5,267	5,439
介護予防地域密着型サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護	施設数	.	.	2,306	2,696
	利用者数	.	.	515	803
介護予防小規模多機能型居宅介護	施設数	.	.	145	738
	利用者数	.	.	217	1,216
介護予防認知症対応型共同生活介護	施設数	.	.	8,057	8,622
	在所者数	.	.	1,105	2,852
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	施設数	.	.	3,292	3,851
	利用者数	.	.	331,495	633,988

(ii) 介護サービス

各年10月1日現在

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
居宅サービス事業所					
(訪問系)					
訪問介護	施設数 15,701 利用者数 899,167	17,274 972,266	20,618 1,090,112	20,948 882,556	21,069 738,793
訪問入浴介護	施設数 2,474 利用者数 70,948	2,406 67,208	2,402 67,288	2,245 62,219	2,124 64,396
訪問看護ステーション	施設数 5,091 利用者数 262,925	5,224 274,567	5,309 279,914	5,470 281,160	5,407 274,079
(通所系)					
通所介護	施設数 12,498 利用者数 920,869	14,725 995,903	17,652 1,097,273	19,409 955,506	20,997 882,596
通所リハビリテーション	施設数 5,732 利用者数 419,510	5,869 439,754	6,093 461,687	6,278 412,044	6,380 366,665
(その他)					
短期入所生活介護	施設数 5,439 在所者数 175,858	5,657 192,781	6,216 210,688	6,664 224,163	7,030 237,257
短期入所療養介護	施設数 5,758 在所者数 56,666	5,821 60,277	5,513 60,633	5,437 58,069	5,278 56,089
特定施設入居者生活介護	施設数 … 在所者数 …	904 33,921	1,375 49,927	1,941 66,070	2,617 84,355
福祉用具貸与	施設数 5,016 利用者数 702,733	5,391 739,212	6,317 965,245	6,051 652,262	5,649 670,700
特定福祉用具販売	施設数 .	.	.	5,299	5,456
地域密着型サービス事業所					
夜間対応型訪問介護	施設数 . 利用者数	12 51	69 764
認知症対応型通所介護	施設数 . 利用者数	2,484 37,017	2,885 44,753
小規模多機能型居宅介護	施設数 . 利用者数	187 1,643	962 10,407
認知症対応型共同生活介護	施設数 3,665 在所者数 43,519	5,449 70,161	7,084 94,907	8,350 115,644	8,818 123,479
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数 . 在所者数	23 396	62 893
地域密着型介護老人福祉施設	施設数 . 在所者数	43 878	94 1,951
居宅介護支援事業所	施設数 23,184 利用者数 1,909,598	24,331 2,083,382	27,304 2,264,525	27,571 1,889,213	28,248 1,643,451
介護保険施設					
介護老人福祉施設	施設数 5,084 在所者数 341,272	5,291 357,891	5,535 376,328	5,716 392,547	5,892 405,093
介護老人保健施設	施設数 3,013 在所者数 245,268	3,131 256,809	3,278 269,352	3,391 280,589	3,435 285,265
介護療養型医療施設	施設数 3,817 在所者数 129,365	3,717 129,111	3,400 120,448	2,929 111,099	2,608 102,753

(注) 1 「施設数」には、利用者・在所者なし、利用者・在所者数不詳の事業所・施設を含む。

2 複数サービスを行っている事業所は、各々に計上している。

3 「介護予防訪問看護ステーション」は、介護保険法の利用者と「要支援認定申請中」「その他」を含む。

4 「訪問看護ステーション」は、介護保険法・健康保険法の利用者と「要介護認定申請中」「その他」を含む。

5 「短期入所生活介護」には、空床利用型の事業所を含まない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

5

第194表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

区 分	(介護予防) 訪問介護			(介護予防) 訪問入浴介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	172,753	88,895	83,858	9,295	6,057	3,238
平成18年10月1日現在	176,527	88,147	88,380	9,580	6,301	3,279
看 護 師	1,382	632	750
看 護 師	1,762	1,101	662
健 師
産 師
学 療 法 士
業 療 法 士
語 聴 覚 士
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	163,742	81,561	82,181	5,642	3,940	1,702
介 護 福 祉 士 (再 掲)	43,674	33,045	10,629	1,489	1,251	239
介 護 職 員 基 礎 研 修 課 程 修 了 者 (再 掲)	1,378	1,064	314	67	50	17
ホ ー ム ヘ ル パ ー 1 級 (再 掲)	15,544	11,407	4,136	276	200	76
ホ ー ム ヘ ル パ ー 2 級 (再 掲)	93,179	31,927	61,252	3,154	2,047	1,108
ホ ー ム ヘ ル パ ー 3 級 (再 掲)	704	236	468	19	6	13
オ ペ レ ー タ ー
面 接 相 談 員
そ の 他 の 職 員	9,011	7,334	1,677	509	384	124
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 (再 掲)	46,318	・	・	・

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 (介護予防)訪問介護の「サービス提供責任者(再掲)」は、(介護予防)訪問介護従事者の再掲であり、実人数である。

平成19年10月1日現在

(介護予防) 訪問看護ステーション			夜間対応型訪問介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
27,071	19,588	7,483	424	286	137
27,015	19,610	7,405	99	87	12
19,879	14,393	5,486	…	…	…
2,541	1,803	738	…	…	…
556	483	73	…	…	…
30	22	9	…	…	…
1,889	1,357	533	…	…	…
936	680	256	…	…	…
67	37	30	…	…	…
…	…	…	250	158	93
…	…	…	83	63	20
…	…	…	—	—	—
…	…	…	19	12	7
…	…	…	110	62	48
…	…	…	—	—	—
…	…	…	117	75	42
…	…	…	57	54	3
1,173	814	359	…	…	…
・	・	・	・	・	・

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 通所介護

区 分	(介護予防) 通所介護			(介護予防) 通所リハビリテーション (介護老人保健施設)		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	188,235	129,695	58,540	32,437	26,856	5,581
平成18年10月1日現在	177,094	124,078	53,016	31,689	26,532	5,157
医 師	158	122	36	1,821	1,675	146
看 護 師	10,771	6,240	4,530	1,522	1,122	400
准 看 護 師	13,210	8,767	4,443	1,922	1,518	404
機 能 訓 練 指 導 員	11,311	6,966	4,345	…	…	…
理 学 療 法 士	614	359	255	2,184	1,880	305
作 業 療 法 士	363	241	122	1,736	1,560	176
言 語 聴 覚 士	48	31	17	291	247	44
柔 道 整 復 師	454	298	156	…	…	…
あん摩マッサージ指圧師	1,019	635	384	…	…	…
歯 科 衛 生 士	233	122	111	78	52	26
介 護 支 援 専 門 員	…	…	…	…	…	…
生活相談員・支援相談員	27,893	26,207	1,686	…	…	…
社 会 福 祉 士 (再 掲)	3,470	3,318	152	…	…	…
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	100,801	67,531	33,270	22,883	18,803	4,080
介 護 福 祉 士 (再 掲)	23,648	19,495	4,153	8,635	8,132	503
管 理 栄 養 士	918	778	140	…	…	…
栄 養 士	1,188	965	223	…	…	…
調 理 員	10,373	5,060	5,313	…	…	…
そ の 他 の 職 員	11,381	6,938	4,443	…	…	…

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 (介護予防) 短期入所生活介護には、空床利用型のみに従事者を含まない。
 3 (介護予防) 通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

(iii) 居宅介護等

区 分	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護			(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	107,724	89,161	18,563	8,668	6,767	1,902
平成18年10月1日現在	101,917	84,201	17,716	1,594	1,226	368
看 護 師	…	…	…	…	…	…
准 看 護 師	…	…	…	…	…	…
保 健 師	…	…	…	…	…	…
機 能 訓 練 指 導 員	…	…	…	…	…	…
専 門 職 員	…	…	…	…	…	…
社 会 福 祉 主 事 (再 掲)	…	…	…	…	…	…
介 護 支 援 専 門 員	6,398	5,733	665	625	568	57
生活相談員・支援相談員	…	…	…	…	…	…
社 会 福 祉 士	…	…	…	…	…	…
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	95,377	78,434	16,943	7,458	5,773	1,685
介 護 福 祉 士 (再 掲)	21,546	20,278	1,269	385	255	130
看 護 師 (再 掲)	1,820	1,347	473	480	359	121
准 看 護 師 (再 掲)	2,533	2,056	477	1,771	1,615	156
福 祉 用 具 専 門 相 談 員	…	…	…	…	…	…
そ の 他 の 職 員	5,948	4,994	954	585	426	159

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型特定施設入居者生活保護の「社会福祉士」は、「生活相談員・支援相談員」の再掲である。
 3 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の「看護師」「保健師」「介護支援専門員」「社会福祉士」は、「専門職員」の再掲である。

第5節 高齢者保健(医療)福祉

平成19年10月1日現在

(介護予防)通所リハビリテーション (医療施設)			(介護予防) 短期入所生活介護			(介護予防) 特定施設入居者 生活保護			(介護予防) 認知症対応型通所介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
26,770	21,714	5,056	104,628	88,819	15,809	52,239	43,103	9,136	18,443	13,196	5,247
25,824	21,134	4,690	97,550	82,992	14,558	41,422	34,543	6,878	15,990	11,546	4,444
1,968	1,883	85	856	258	598	24	17	7
2,791	2,322	469	4,080	3,395	685	3,327	2,539	788	1,005	610	395
2,018	1,672	346	5,251	4,443	807	2,941	2,326	615	1,057	677	380
...	2,247	1,964	283	1,201	1,004	197	998	616	382
2,203	1,810	394	163	91	73	103	61	42	45	20	25
1,208	1,042	166	115	93	22	59	40	19	38	29	9
156	132	24	14	10	4	10	6	4	7	6	2
...	48	38	10	42	34	8	14	7	7
...	227	201	26	161	138	22	59	36	23
48	31	17	23	11	12
...	2,335	2,303	32	2,054	1,924	130
...	4,515	4,459	56	2,758	2,712	45	3,483	3,301	183
...	1,167	1,153	14	485	480	5	481	462	19
16,378	12,821	3,557	69,392	59,733	9,659	39,959	32,598	7,361	10,020	6,849	3,171
4,606	4,155	451	28,337	27,305	1,032	9,369	8,761	608	2,593	2,202	391
...	1,848	1,807	41	116	104	13
...	1,036	994	42	84	62	22
...	5,801	4,290	1,511	705	354	351
...	7,267	5,173	2,095	928	594	333

平成19年10月1日現在

(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売			地域密着型特定施設入居者 生活介護			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
21,347	19,907	1,440	670	598	72	17,412	16,039	1,373	70,483	63,615	6,868
22,160	20,774	1,385	248	224	24	13,024	12,247	777	71,488	64,620	6,868
...	39	33	6	2,213	1,944	269
...	44	41	4
...	3,143	3,037	106
...	24	22	3
...	15,798	14,493	1,305
...	472	450	22
...	35	33	2	6,000	5,300	700	64,529	58,940	5,589
...	44	43	1
...	6	6	—	3,725	3,539	186
...	483	428	56
...	114	105	10
...
...
16,942	15,965	977
4,405	3,942	463	1,614	1,546	68	5,955	4,676	1,279

(iv) 施設等

区 分	地域密着型介護老人福祉施設			介護老人福祉施設		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	1,600	1,417	183	250,451	215,432	35,018
平成18年10月1日現在	776	698	79	240,683	207,240	33,443
施 設 長	49	49	0	4,548	4,548	1
医 師	14	2	12	1,221	231	990
歯 科 医 師	2	—	2	63	10	53
薬 剤 師	…	…	…	…	…	…
看 護 師	65	59	5	9,492	8,095	1,396
准 看 護 師	72	61	11	11,285	9,735	1,550
機 能 訓 練 指 導 員	42	36	6	4,297	3,899	397
理 学 療 法 士	2	2	0	312	194	118
作 業 療 法 士	3	3	1	228	187	42
言 語 聴 覚 士	—	—	—	35	28	7
柔 道 整 復 師	0	0	—	89	76	13
あん摩マッサージ指圧師	2	2	0	540	496	44
精 神 保 健 福 祉 士 等	…	…	…	…	…	…
介 護 支 援 専 門 員	62	62	—	6,580	6,496	85
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	75	74	1	7,646	7,585	61
社 会 福 祉 士 (再 掲)	27	27	0	2,134	2,118	17
障 害 者 生 活 支 援 員	—	—	—	33	32	1
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	986	885	101	164,291	142,785	21,506
介 護 福 祉 士 (再 掲)	438	423	16	73,834	71,237	2,597
管 理 栄 養 士	31	31	1	4,538	4,489	49
栄 養 士	21	19	1	1,850	1,809	41
調 理 員	90	68	21	14,428	11,219	3,209
そ の 他 の 職 員	92	70	22	20,179	14,499	5,680

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。
 3 「看護師」には、保健師を含む。
 4 介護療養型医療施設には、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査の概況」

平成19年10月1日現在

介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
177,900	161,179	16,721	81,779	75,549	6,230
176,170	160,570	15,600	90,941	84,599	6,342
...
3,691	3,201	489	5,857	4,454	1,403
9	2	6	93	72	21
902	396	506	2,169	2,009	160
14,202	12,480	1,722	12,409	11,395	1,014
19,877	17,900	1,977	16,978	15,800	1,178
...
3,955	3,561	394	2,795	2,693	102
3,805	3,528	277	1,407	1,380	27
616	552	65	587	569	19
...
...
...	150	147	3
4,865	4,760	106	2,731	2,673	58
5,736	5,678	58
2,272	2,254	18
...
95,719	88,479	7,240	34,131	31,944	2,187
47,384	46,448	936	8,570	9,436	134
3,508	3,472	36	1,713	1,684	29
1,026	1,006	20	759	729	30
6,163	5,004	1,159
13,827	11,161	2,667

第195表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数

平成19年 (単位 千人)

区 分	手助けや見守りを要する者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	不詳
総 数	5,232	1,906	1,514	587	538	687
6 ～ 39 歳	626	301	115	13	19	177
40 ～ 64 歳	641	337	139	54	38	73
65 ～ 69 歳	337	137	84	33	28	55
70 ～ 74 歳	526	207	142	60	48	68
75 ～ 79 歳	785	296	230	86	83	89
80 ～ 84 歳	941	314	315	121	93	99
85 歳 以上	1,366	311	485	219	228	122
(再掲) 65歳以上	3,955	1,267	1,256	520	480	433
男 総 数	2,108	843	521	222	202	321
6 ～ 39 歳	336	169	63	8	9	87
40 ～ 64 歳	354	211	61	28	18	36
65 ～ 69 歳	183	76	42	17	15	32
70 ～ 74 歳	253	92	66	33	25	38
75 ～ 79 歳	311	104	80	39	45	43
80 ～ 84 歳	313	100	91	44	37	41
85 歳 以上	352	90	117	52	53	40
(再掲) 65歳以上	1,413	462	396	185	174	195
女 総 数	3,123	1,063	993	365	336	366
6 ～ 39 歳	290	132	53	5	10	90
40 ～ 64 歳	286	126	78	25	21	36
65 ～ 69 歳	154	61	41	15	14	23
70 ～ 74 歳	272	115	77	28	23	30
75 ～ 79 歳	474	192	150	48	38	46
80 ～ 84 歳	628	214	224	77	56	57
85 歳 以上	1,014	221	369	167	175	82
(再掲) 65歳以上	2,542	804	861	335	305	237

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第196表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率

平成19年(単位 千人)

区 分				世帯人員数	手助けや見守りを 要する者の数	手助けや見守りを 要する者率 (人口千対)
総		数		126,083	5,232	41.5
6	～	39	歳	48,212	626	13.0
40	～	64	歳	43,355	641	14.8
65	～	69	歳	8,346	337	40.4
70	～	74	歳	7,145	526	73.6
75	～	79	歳	5,643	785	139.1
80	～	84	歳	3,693	941	254.8
85		歳	以 上	2,758	1,366	495.3
		(再掲)	65歳以上	27,584	3,955	143.4
男		総	数	61,044	2,108	34.5
6	～	39	歳	24,170	336	13.9
40	～	64	歳	21,247	354	16.7
65	～	69	歳	3,986	183	45.9
70	～	74	歳	3,349	253	75.5
75	～	79	歳	2,456	311	126.6
80	～	84	歳	1,465	313	213.7
85		歳	以 上	863	352	407.9
		(再掲)	65歳以上	12,120	1,413	116.6
女		総	数	65,039	3,123	48.0
6	～	39	歳	24,042	290	12.1
40	～	64	歳	22,107	286	12.9
65	～	69	歳	4,360	154	35.3
70	～	74	歳	3,796	272	71.7
75	～	79	歳	3,186	474	148.8
80	～	84	歳	2,227	628	282.0
85		歳	以 上	1,895	1,014	535.1
		(再掲)	65歳以上	15,464	2,542	164.4

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

3 老人医療

第197表 老人医療受給対象者数

(単位 人)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 数	15,926,449	15,480,275	14,837,542	14,176,160	13,526,826	12,966,018
政府管掌健康保険 一般被保険者	2,005,212	1,844,060	1,695,698	1,570,095	1,458,165	1,365,510
法第3条第2項被保険者	2,994	2,353	1,955	1,522	1,232	856
組管管掌健康保険	823,334	750,783	682,237	619,442	566,931	525,870
船員保険	16,440	14,559	13,109	11,952	10,805	9,844
国民健康保険	12,654,938	12,469,321	12,070,033	11,623,354	11,165,495	10,763,530
共済組合	423,532	399,199	374,510	349,796	324,199	300,408

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第198表 老人医療費の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 数	402,904,976	412,413,157	407,263,616	398,752,547	388,173,765	380,092,630
件数						
金額	11,730,013,493	11,652,324,563	11,576,342,506	11,644,341,603	11,259,364,980	11,275,296,995
診 療 費						
件数	282,733,398	277,633,363	269,921,200	261,551,740	251,718,894	242,960,340
金額	9,715,497,427	9,565,265,164	9,442,858,225	9,444,139,606	9,149,164,490	9,104,812,346
薬 剤 支 給						
件数	110,295,526	113,304,014	114,357,431	113,998,895	113,539,611	113,451,653
金額	1,391,271,814	1,471,060,994	1,514,346,762	1,577,693,075	1,557,860,533	1,624,474,290
入院時食事療養費・ 入院時生活療養費						
件数	11,656,819	11,541,693	11,491,944	11,483,576	11,192,991	10,968,364
金額	468,933,867	464,535,523	465,385,310	467,861,166	396,969,351	387,669,856
老人訪問看護						
件数	302,567	270,431	284,203	296,310	317,683	332,476
金額	19,210,375	17,365,588	19,034,260	20,454,283	22,463,489	23,913,459
医療費の支給						
件数	9,574,347	21,206,141	22,701,146	22,905,644	22,597,596	23,348,161
金額	135,219,546	134,179,457	134,745,203	134,197,602	132,908,609	134,427,043
老人保健施設療養費						
件数	△ 862	△ 792	△ 364	△ 42	△ 19	—
金額	△ 119,535	△ 82,163	△ 27,254	△ 4,128	△ 1,492	—
1人当り老人医療費 (円)	736,512	752,721	780,206	821,403	832,373	869,604

(注) 1 金額は一部負担金、「入院時食事療養費・入院時生活療養費」の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。

2 「入院時食事療養費・入院時生活療養費」の件数については、再掲である。

平成17年度以前の「入院時食事療養費・入院時生活療養費」は、「食事療養」である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第199表 制度別老人医療費の状況

(単位 金額: 億円)

区 分	被 用 者 保 険						国 民 健 康 保 険			合 計
	政管一般	組 合	3条の2	船 保	共 済	小 計	市町村	組 合	小 計	
《実 額》										
平成9年度(1997)	16,828	7,686	26	182	3,275	27,996	72,390	2,400	74,790	102,786
10 (1998)	17,273	7,687	23	175	3,326	28,484	78,023	2,425	80,448	108,932
11 (1999)	17,872	7,703	23	170	3,463	29,230	86,276	2,534	88,810	118,040
12 (2000)	15,841	6,604	18	144	3,045	25,653	84,012	2,332	86,344	111,997
13 (2001)	15,552	6,377	17	136	3,028	25,110	89,082	2,368	91,450	116,560
14 (2002)	14,821	5,848	14	122	2,886	23,690	91,284	2,326	93,610	117,300
15 (2003)	13,935	5,385	12	111	2,791	22,233	92,068	2,221	94,290	116,523
16 (2004)	13,298	5,022	10	102	2,705	21,137	92,497	2,129	94,627	115,763
17 (2005)	12,944	4,786	8	99	2,649	20,488	93,882	2,074	95,956	116,443
18 (2006)	12,097	4,423	7	93	2,458	19,078	91,568	1,949	93,516	112,594
19 (2007)	11,773	4,253	4	86	2,349	18,465	92,390	1,898	94,288	112,753
《構成比(%)》										
平成9年度(1997)	16.37	7.48	0.02	0.18	3.19	27.24	70.43	2.33	72.76	100.00
10 (1998)	15.86	7.06	0.02	0.16	3.05	26.15	71.63	2.23	73.85	100.00
11 (1999)	15.14	6.53	0.02	0.14	2.93	24.76	73.09	2.15	75.24	100.00
12 (2000)	14.14	5.90	0.02	0.13	2.72	22.91	75.01	2.08	77.09	100.00
13 (2001)	13.34	5.47	0.01	0.12	2.60	21.54	76.43	2.03	78.46	100.00
14 (2002)	12.63	4.99	0.01	0.10	2.46	20.20	77.82	1.98	79.80	100.00
15 (2003)	11.96	4.62	0.01	0.10	2.39	19.08	79.01	1.91	80.92	100.00
16 (2004)	11.49	4.34	0.01	0.09	2.34	18.26	79.90	1.84	81.74	100.00
17 (2005)	11.12	4.11	0.01	0.09	2.28	17.59	80.62	1.78	82.41	100.00
18 (2006)	10.74	3.93	0.01	0.08	2.18	16.94	81.33	1.73	83.06	100.00
19 (2007)	10.44	3.77	0.00	0.08	2.08	16.38	81.94	1.68	83.62	100.00

(注) 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

資料: 厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第200表 老人医療費(診療費)の状況

(単位 金額: 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 数						
件数	282,733,398	277,633,363	269,912,200	261,551,740	251,718,894	242,960,340
日数	912,908,320	876,743,541	845,815,384	814,857,848	773,708,499	741,035,132
金額	9,715,497,427	9,565,265,164	9,442,858,225	9,444,139,606	9,149,164,490	9,104,812,346
入 院						
件数	12,482,585	12,384,693	12,340,244	12,331,974	11,991,294	11,717,958
日数	236,725,668	234,193,972	233,591,110	233,782,365	226,973,721	222,576,908
金額	5,119,831,635	5,182,766,939	5,204,830,209	5,286,740,278	5,182,243,029	5,216,664,653
入 院 外						
件数	246,980,492	242,220,237	234,933,539	226,884,107	218,194,010	210,693,478
日数	613,920,785	582,069,929	554,129,262	525,188,591	494,070,508	468,946,432
金額	4,143,422,822	3,960,883,228	3,837,057,863	3,772,573,378	3,612,923,163	3,552,406,900
歯 科						
件数	23,270,321	23,028,433	22,647,417	22,335,659	21,533,590	20,548,904
日数	62,261,867	60,479,640	58,095,012	55,886,892	52,664,270	49,511,792
金額	452,242,969	421,614,997	400,970,153	384,825,950	353,998,297	335,740,794

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料: 厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第201表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

区分	老人医療受給対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当り老人医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
昭和50年度 (1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51 (1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52 (1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53 (1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54 (1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55 (1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56 (1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
57 (1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58 (1983)	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59 (1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60 (1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61 (1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62 (1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63 (1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元 (1989)	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2 (1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3 (1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4 (1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5 (1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
6 (1994)	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1
7 (1995)	11,853	4.5	89,152	9.3	752	4.6
8 (1996)	12,440	5.0	97,232	9.1	782	3.9
9 (1997)	13,013	4.6	102,786	5.7	790	1.1
10 (1998)	13,605	4.5	108,932	6.0	801	1.4
11 (1999)	14,186	4.3	118,040	8.4	832	3.9
12 (2000)	14,778	4.2	111,997	△ 5.1	758	△ 8.9
13 (2001)	15,405	4.2	116,560	4.1	757	△ 0.2
14 (2002)	15,926	3.4	117,300	0.6	737	△ 2.7
15 (2003)	15,480	△ 2.8	116,523	△ 0.7	753	2.2
16 (2004)	14,838	△ 4.2	115,763	△ 0.7	780	3.7
17 (2005)	14,176	△ 4.5	116,443	0.6	821	5.3
18 (2006)	13,527	△ 4.6	112,594	△ 3.3	832	1.3
19 (2007)	12,966	△ 4.1	112,753	0.1	870	4.5

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第202表 老人医療費と国民医療費の推移

区 分	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合	国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費
	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和50年度 (1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51 (1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52 (1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53 (1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54 (1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55 (1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.05	5.89
56 (1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.15	6.07
57 (1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.30
58 (1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.43	6.29
59 (1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.21
60 (1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.56	6.13
61 (1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.66	6.37
62 (1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.71	6.41
63 (1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.70	6.17
平成元 (1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.72	6.12
2 (1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.70	5.92
3 (1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.73	5.88
4 (1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.88	6.36
5 (1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.02	6.60
6 (1994)	81,596	9.5	257,908	5.9	31.6	2.18	6.89
7 (1995)	89,152	9.3	269,577	4.5	33.1	2.38	7.20
8 (1996)	97,232	9.1	284,542	5.6	34.2	2.55	7.48
9 (1997)	102,786	5.7	289,149	1.6	35.5	2.69	7.57
10 (1998)	108,932	6.0	295,823	2.3	36.8	2.95	8.02
11 (1999)	118,040	8.4	307,019	3.8	38.4	3.24	8.43
12 (2000)	111,997	△ 5.1	301,418	△ 1.8	37.2	3.01	8.11
13 (2001)	116,560	4.1	310,998	3.2	37.5	3.23	8.61
14 (2002)	117,300	0.6	309,507	△ 0.5	37.9	3.30	8.70
15 (2003)	116,523	△ 0.7	315,375	1.9	36.9	3.25	8.81
16 (2004)	115,763	△ 0.7	321,111	1.8	36.1	3.18	8.82
17 (2005)	116,443	0.6	331,289	3.2	35.1	3.18	9.05
18 (2006)	112,594	△ 3.3	331,276	△ 0.0	34.0	3.01	8.87
19 (2007)	112,753	0.1	3.01	...

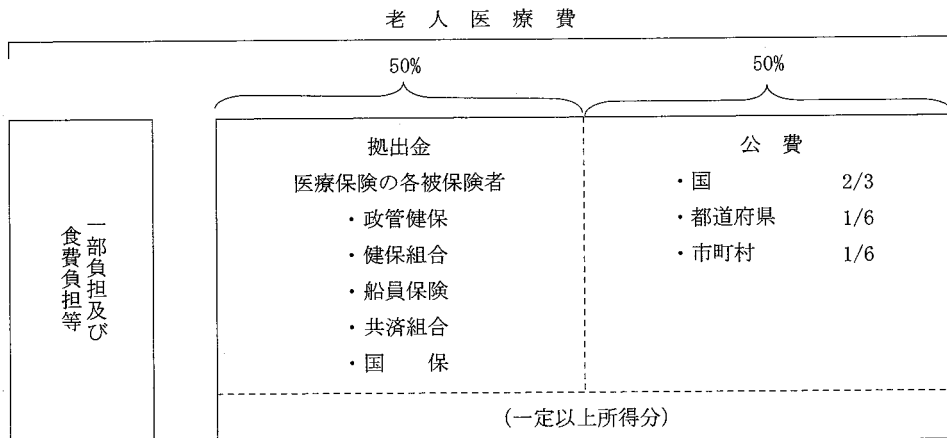
(注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。

2 「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。

3 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第203表 老人医療費の負担



(注) 1 平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い、老人医療の給付は全て、拠出金70%、公費30%となった。
 なお、平成14年改正により、公費負担割合は平成14年10月から毎年10月に4%ずつ引き上げられ平成18年10月以降は50%になることになった。

2 図は、平成18年10月以降の負担割合である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第204表 老人医療費の負担の状況

(単位 金額：億円、%)

区分	平成14年度 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
合計	117,300	100.0	116,523	100.0	115,763	100.0	116,443	100.0	112,594	100.0	112,753	100.0
公費	32,945	28.1	35,485	30.5	39,435	34.1	43,920	37.7	45,709	40.6	47,609	42.2
国	21,964	18.7	23,657	20.3	26,290	22.7	29,280	25.1	30,473	27.1	31,739	28.1
都道府県	5,491	4.7	5,914	5.1	6,573	5.7	7,320	6.3	7,618	6.8	7,935	7.0
市町村	5,491	4.7	5,914	5.1	6,573	5.7	7,320	6.3	7,618	6.8	7,935	7.0
保険者	74,179	63.2	70,718	60.7	66,310	57.3	62,610	53.8	57,036	50.7	55,083	48.9
被用者保険	43,996	37.5	41,844	35.9	38,909	33.6	36,624	31.5	33,246	29.5	32,090	28.5
政管一般	21,358	18.2	20,952	18.0	19,772	17.1	18,727	16.1	17,201	15.3	16,808	14.9
組合	17,023	14.5	15,619	13.4	14,310	12.4	13,400	11.5	12,001	10.7	11,435	10.1
法第3条第2項	16	0.01	14	0.01	13	0.01	11	0.00	9	0.00	6	0.00
船保	124	0.1	109	0.1	94	0.1	87	0.1	77	0.1	70	0.1
共済	5,475	4.7	5,151	4.4	4,721	4.1	4,400	3.8	3,957	3.5	3,771	3.3
国保	30,183	25.7	28,874	24.8	27,400	23.7	25,986	22.3	23,790	21.1	22,992	20.4
患者負担	10,175	8.7	10,320	8.9	10,018	8.7	9,913	8.5	9,849	8.7	10,061	8.9

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第205表 老人医療費拠出金積算内訳

平成19年度(単位 億円)

区 分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	法第3条第2項	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医 療 費	11,773	4,253	4	86	2,349	18,465	92,390	1,898	94,288	112,753
一部負担金等	1,196	100	0	8	206	1,811	8,043	207	8,250	10,061
医療給付費	10,576	3,853	4	78	2,143	16,654	84,346	1,691	86,038	102,692
特定費用額	1,443	238	0	2	43	1,726	5,391	382	5,773	7,500
拠 出 金	16,808	11,435	6	70	3,771	32,090	21,158	1,835	22,992	55,083
調整対象外医療費	0	3	0	0	0	3	1	0	1	4
老人加入率(%)	3.759	1.704	3.621	5.964	3.141	2.863	22.314	5.806	21.067	10.145
負担調整対象額	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8
負 担 調 整 額	2	2	0	0	1	5	3	0	3	8
加入者調整率(%)	2.797	5.597	2.894	1.756	3.449	3.493	0.471	1.770	0.501	1.000
特定費用率(%)	0.136	0.062	0.008	0.020	0.020	0.104	0.064	0.226	0.067	0.073

(注) 1 医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。

2 拠出金の年度計の額は、消滅保険者分を債務継承した後の数値である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

4 老人保健施設

第206表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

各年10月1日現在

区 分	平成16年度 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
総 数	3,131	282,513	3,278	297,769	3,391	309,346	3,435	313,894
都 道 府 県	4	228	4	228	4	228	4	228
市 区 町 村	119	8,509	129	9,232	128	9,138	130	9,296
広域連合・一部事務組合	30	2,331	21	1,639	18	1,373	19	1,473
日本赤十字社・ 社会保険関係団体	62	5,573	64	5,763	69	6,144	67	5,944
医 療 法 人	2,297	209,577	2,417	222,389	2,509	231,976	2,534	234,754
社会福祉協議会	2	140	1	84	2	154	1	84
社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)	498	45,346	518	47,075	533	48,601	545	49,734
社 団 ・ 財 団 法 人	95	8,694	99	9,144	104	9,537	107	9,767
そ の 他 の 法 人	24	2,115	25	2,215	24	2,195	28	2,614

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

5 老人保健(ヘルス事業)

第207表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)						
	総 数	15,790,878	15,123,006	14,551,977	13,908,145	13,232,603	13,061,207
	75歳以上	15,369,551	14,671,636	14,055,856	13,343,779	12,602,344	12,405,733
	65～74歳	421,327	451,370	496,121	564,366	630,259	655,474
	医療受給者以外の者(年度中)	666,677	1,517,528	1,398,847	1,392,024	1,393,734	1,257,416
健康教育	個別健康教育						
	基本健診要指導者						
	指導開始	26,765	29,692	25,975	22,821	18,797	15,608
	指導終了	22,560	24,726	21,831	19,439	15,464	12,073
	集団健康教育						
	開催回数	313,974	316,108	311,681	295,718	194,665	181,139
	参加延人員	8,795,082	8,796,599	8,263,339	7,739,241	4,180,667	3,934,437
	1回当たり参加人員	28.0	27.8	26.5	26.2	21.5	21.7
健康相談	開催回数	525,009	527,226	511,232	471,316	319,192	314,096
	被指導延人員	7,188,203	7,034,027	6,498,984	5,881,773	2,944,465	2,563,583
	1回当たり被指導延人員	13.7	13.3	12.7	12.5	9.2	8.2
基本健康診査	受診者数						
	基本診査	12,305,933	12,910,022	12,954,892	13,009,843	13,062,408	13,416,486
	(再掲)要指導・要医療者						
	総 数	10,613,018	11,206,648	11,331,440	11,438,922	11,572,359	11,886,827
がん検診	受診者数						
	胃が ん	4,369,358	4,508,041	4,376,699	4,344,918	4,227,730	4,262,048
	肺が ん	7,490,412	7,841,092	7,769,635	7,537,013	7,387,430	7,506,113
	大腸が ん	6,052,473	6,403,659	6,430,450	6,630,503	6,824,088	7,176,312
	子宮が ん	3,863,380	4,087,444	3,995,021	3,439,094	3,320,265	3,538,132
	子宮体がん(再掲)	349,118
	乳が ん	3,337,202	3,488,074	2,698,947	2,267,189	2,132,014	2,349,971

第3部 社会保障関係統計資料編

機能訓練	訓練実施施設数	9,482	9,379	9,165	8,084	1,232	957
	実施回数	206,305	202,671	186,763	166,317	34,182	23,624
	被指導実人員	233,767	220,933	226,604	205,592	15,264	9,090
	被指導延人員	2,368,397	2,370,550	2,193,365	1,944,634	191,286	123,975
	1回当り被指導延人員	11.5	11.7	11.7	11.7	5.6	5.2
	従事者延人員	795,247	760,280	617,364	552,024	108,984	75,957
訪問指導	被訪問指導実人員	954,663	943,501	893,365	742,332	333,645	293,851
	被訪問指導延人員	1,743,752	1,642,720	1,498,020	1,243,433	498,220	429,465
	訪問従事者延人員	933,327	840,921	743,436	661,915	308,218	258,401

(注) 1 「健康相談」は、重点健康相談と介護家族健康相談と総合健康相談の合計。

2 平成18年度以降は、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設(平成18年4月1日施行)により、65歳以上の「健康教育」「健康相談」「機能訓練」「訪問指導」は地域支援事業で実施のため対象者を変更している。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第208表 老人保健健康手帳の交付状況

(単位 人)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《総数》						
新規交付	305,909	335,619	334,161	381,453	628,119	829,939
資格喪失	541,831	948,472	939,549	957,234	1,270,796	986,859
年度末	15,790,878	15,123,006	14,551,977	13,908,145	13,232,603	13,061,207
《75歳以上の者(再掲)》						
新規交付	249,769	241,133	233,451	265,146	502,671	726,094
資格喪失	512,130	908,450	897,855	913,189	1,218,080	911,652
年度末	15,369,551	14,671,636	14,055,856	13,343,779	12,602,344	12,405,733

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第209表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

(単位 人)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《総数》						
受 診 者						
基本健康診査	12,305,933	12,910,022	12,954,892	13,009,843	13,062,408	13,416,486
判定・指導区分						
異常認めず	1,693,883	1,704,022	1,652,051	1,598,750	1,514,457	1,552,998
要 指 導	4,512,021	4,680,141	4,715,165	4,659,379	4,523,234	4,618,037
要 医 療	6,100,997	6,526,507	6,616,275	6,779,543	7,049,125	7,268,790
《70歳以上の者(再掲)》						
受 診 者						
基本健康診査	4,295,197	4,702,399	4,882,304	5,128,324	5,399,106	5,706,413
判定・指導区分						
異常認めず	397,528	419,003	419,632	419,118	416,693	446,231
要 指 導	1,364,786	1,475,308	1,539,839	1,596,222	1,590,631	1,676,461
要 医 療	2,533,528	2,808,496	2,945,914	3,136,065	3,414,085	3,605,442

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第210表 基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

(単位 人)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《総 数》						
血 圧	4,138,263	4,413,283	4,410,460	4,370,977	4,240,051	4,243,353
総 コレステロール	5,436,006	5,757,364	5,804,701	5,820,782	6,020,267	6,198,784
糖 尿 病	1,820,998	2,064,302	2,145,207	2,362,267	2,583,601	2,617,298
貧血(疑いを含む)	1,788,788	1,805,107	1,874,201	1,939,140	1,946,187	2,095,863
肝疾患(疑いを含む)	1,876,579	1,927,633	1,953,137	2,005,873	1,872,406	1,906,400
腎機能障害(疑いを含む)	1,190,142	1,255,584	1,300,628	1,308,189	1,353,421	1,427,226
《70歳以上の者(再掲)》						
血 圧	1,853,340	2,042,334	2,102,391	2,162,190	2,194,612	2,244,501
総 コレステロール	1,664,941	1,831,467	1,899,892	1,997,416	2,166,937	2,275,816
糖 尿 病	781,362	916,249	978,110	1,119,095	1,280,016	1,330,534
貧血(疑いを含む)	866,191	911,369	978,996	1,054,886	1,104,390	1,209,149
肝疾患(疑いを含む)	547,392	591,184	622,614	687,550	676,044	715,172
腎機能障害(疑いを含む)	561,286	611,623	648,550	679,813	733,878	800,932

(注) 1 「血圧」は、軽症高血圧・中等度高血圧・重症高血圧の合計である。

2 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第211表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

(単位 人)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《総数》						
胃がん						
受診人員	4,371,784	4,508,041	4,376,699	4,344,918	4,227,730	4,262,048
要精密検査者	501,337	518,753	486,437	470,103	444,248	427,949
がん・がんの疑いのある人員	7,762	8,197	7,826	7,842	7,880	7,587
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	7,490,412	7,208,156	7,138,878	6,963,844	6,960,605	7,066,168
要精密検査者	207,830	211,941	200,931	194,677	199,709	196,932
がん・がんの疑いのある人員	7,485	6,971	6,691	6,528	6,929	6,733
喀痰細胞診受診人員	443,625	45,298	30,437	23,066	10,120	8,087
要精密検査者	5,131	259	224	249	97	42
がん・がんの疑いのある人員	375	37	22	15	15	6
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	・	587,638	600,320	550,103	416,705	431,858
要精密検査者	・	17,329	15,418	15,041	14,702	14,180
がん・がんの疑いのある人員	・	958	900	831	780	936
大腸がん						
受診人員	6,052,473	6,403,659	6,430,450	6,630,503	6,824,088	7,176,312
要精密検査者	432,191	466,172	448,555	476,229	488,980	521,695
がん・がんの疑いのある人員	11,941	13,014	12,345	13,892	13,924	14,514
子宮がん						
頸部受診人員	3,863,380	3,650,689	3,587,439	3,439,094	3,320,265	3,538,132
要精密検査者	38,173	38,875	40,033	41,372	38,505	40,023
がん・がんの疑いのある人員	7,432	7,229	7,034	7,023	6,377	6,623
体部受診人員	349,118	・	・	305,150	300,492	337,490
要精密検査者	5,647	・	・	3,895	3,513	3,621
がん・がんの疑いのある人員	711	・	・	508	455	429
頸部及び体部受診人員	・	436,755	407,582	・	・	・
要精密検査者	・	7,909	7,661	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	・	1,175	1,205	・	・	・
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	2,774,120	2,770,371	1,599,234	662,632	500,203	457,137
要精密検査者	121,236	140,958	75,867	32,597	24,496	22,554
がん・がんの疑いのある人員	4,645	4,867	3,292	1,368	1,080	1,124
マンモグラフィ併用方式受診人員	563,082	717,703	1,099,713	1,604,557	1,631,811	1,892,834
要精密検査者	45,411	59,207	98,036	142,985	144,470	161,971
がん・がんの疑いのある人員	1,524	2,203	4,164	6,842	6,876	8,039

第3部 社会保障関係統計資料編

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《70歳以上の者（再掲）》						
胃がん						
受診人員	1,158,197	1,258,060	1,275,811	1,330,678	1,337,057	1,389,703
要精密検査者	153,798	167,990	164,064	165,994	159,662	158,846
がん・がんの疑いのある人員	3,679	3,936	3,924	4,056	4,191	4,226
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	2,442,553	2,443,232	2,508,800	2,558,156	2,675,065	2,787,454
要精密検査者	97,556	104,210	102,263	100,551	105,970	105,845
がん・がんの疑いのある人員	4,281	4,071	4,045	3,990	4,313	4,261
喀痰細胞診受診人員	141,440	15,703	11,372	8,894	3,620	2,743
要精密検査者	1,879	118	84	125	37	24
がん・がんの疑いのある人員	220	26	15	9	11	4
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	・	193,913	204,230	186,853	151,854	159,415
要精密検査者	・	7,463	6,838	6,680	6,681	6,727
がん・がんの疑いのある人員	・	547	517	465	492	527
大腸がん						
受診人員	1,856,359	2,067,768	2,168,284	2,351,907	2,548,293	2,774,316
要精密検査者	164,754	189,234	190,250	211,919	227,948	251,264
がん・がんの疑いのある人員	5,321	6,195	5,930	6,859	7,130	7,578
子宮がん						
頸部受診人員	359,204	376,096	385,644	357,819	352,995	381,907
要精密検査者	2,438	2,477	2,356	2,329	2,159	2,028
がん・がんの疑いのある人員	475	457	431	434	418	387
体部受診人員	14,698	・	・	15,978	16,415	19,119
要精密検査者	335	・	・	266	250	279
がん・がんの疑いのある人員	71	・	・	38	55	50
頸部及び体部受診人員	・	22,345	22,319	・	・	・
要精密検査者	・	500	493	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	・	83	98	・	・	・
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	354,811	377,187	292,389	135,916	111,777	110,394
要精密検査者	9,811	12,086	9,517	4,513	3,722	3,656
がん・がんの疑いのある人員	540	594	541	279	207	225
マンモグラフィ併用方式受診人員	60,941	87,252	144,144	227,637	239,679	279,136
要精密検査者	3,902	5,293	9,798	15,456	16,305	18,022
がん・がんの疑いのある人員	173	260	574	999	1,046	1,281

(注) 1 平成15年度より調査区分の変更により、肺がんの「胸部エックス線検査受診人員」は「胸部エックス線検査のみ受診人員」に、「喀痰細胞診受診人員」は「喀痰細胞診のみ受診人員」になる。

2 平成15年度より調査区分の変更により、子宮がんの「頸部受診人員」は「頸部のみ受診人員」になる。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第6節 医療供給と医療費

1 総 括

第212表 国民医療費推計額

区 分	推 計 額 (億円)					構 成 割 合 (%)				
	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
国民医療費	315,375	321,111	331,289	331,276	341,360	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	20,908	21,671	21,987	22,125	23,002	6.6	6.7	6.6	6.7	6.7
生活保護法	12,511	12,952	13,453	13,444	13,119	4.0	4.0	4.1	4.1	3.8
結核予防法	95	89	80	53	.	0.0	0.0	0.0	0.0	.
精神医療及び精神障害者福祉に関する法律	1,134	1,242	1,350	65	66	0.4	0.4	0.4	0.0	0.0
障害者自立支援法	.	.	.	1,508	2,424	.	.	.	0.5	0.7
その他	7,168	7,389	7,104	7,054	7,393	2.3	2.3	2.1	2.1	2.2
感染症法(結核)(再掲)	49	0.0
医療保険等給付分	141,032	147,514	155,377	159,272	167,576	44.7	45.9	46.9	48.1	49.1
医療保険	138,171	144,673	152,566	156,480	164,782	43.8	45.1	46.1	47.2	48.3
被用者保険	71,436	72,779	74,714	75,411	78,163	22.7	22.7	22.6	22.8	22.9
被保険者	36,368	36,755	37,440	37,344	38,838	11.5	11.4	11.3	11.3	11.4
被扶養者	34,131	34,301	34,516	34,464	34,848	10.8	10.7	10.4	10.4	10.2
高齢者	938	1,723	2,757	3,603	4,477	0.3	0.5	0.8	1.1	1.3
政府管掌健康保険	34,765	35,671	36,798	37,268	38,871	11.0	11.1	11.1	11.2	11.4
組管掌健康保険	27,113	27,532	28,195	28,563	29,640	8.6	8.6	8.5	8.6	8.7
船員保険	219	210	211	204	210	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国家公務員共済組合	2,190	2,188	2,192	2,152	2,153	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6
地方公務員共済組合	6,273	6,286	6,405	6,306	6,345	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
私立学校教職員共済	876	892	913	918	944	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	66,734	71,894	77,852	81,069	86,619	21.2	22.4	23.5	24.5	25.4
高齢者以外	62,286	62,783	63,403	61,721	61,908	19.7	19.6	19.1	18.6	18.1
高齢者	4,448	9,112	14,449	19,347	24,711	1.4	2.8	4.4	5.8	7.2
退職者医療制度(再掲)	17,793	20,803	24,278	24,899	27,888	5.6	6.5	7.3	7.5	8.2
その他	2,861	2,841	2,811	2,792	2,793	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
労働者災害補償保険	2,266	2,257	2,249	2,234	2,242	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
その他	595	584	562	558	551	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
老人保健給付分	106,686	105,730	106,353	102,325	102,785	33.8	32.9	32.1	30.9	30.1
患者負担分	46,749	46,196	47,572	47,555	47,996	14.8	14.4	14.4	14.4	14.1
全額自費	4,038	3,954	4,119	4,027	4,147	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2
公費・保険又は老人保健の一部負担	42,711	42,242	43,453	43,528	43,850	13.5	13.2	13.1	13.1	12.8

- (注) 1 平成19年4月から、結核予防法が感染症法に統合された。
2 身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により負担していた医療費の一部が平成18年4月から「障害者自立支援法」に組み込まれた。
3 母子保健法、児童福祉法、感染症法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
4 被用者保険及び国民健康保険適用の高齢者は70歳以上である。
5 国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、防衛庁職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害救済制度による救済給付による医療費である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第213表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）

区分	総 数					病 院			
	平成8年 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	20 (2008)	平成8年 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)
総 数	8,810.3	8,318.5	7,929.0	8,555.2	8,257.4	3,656.8	3,534.0	3,330.1	3,258.0
全額自費	193.7	196.2	173.9	237.3	267.1	86.4	83.0	73.9	80.8
健保・共済の本人	1,787.7	1,481.7	1,282.9	1,271.4	1,277.1	607.2	514.8	426.9	379.8
健保・共済の家族	1,594.6	1,456.0	1,293.6	1,413.3	1,351.9	527.9	475.8	403.5	377.6
国 保	1,701.4	1,599.9	1,517.6	1,787.7	2,307.1	720.4	683.1	624.3	659.5
老人保健法	2,642.3	2,666.9	2,643.0	2,560.1	2,325.0	1,255.3	1,295.1	1,235.6	1,129.6
労災・公災	49.5	48.0	38.5	37.5	34.3	35.2	33.7	26.9	24.2
自 賠 法	36.5	44.1	43.0	43.7	42.7	21.6	22.5	19.2	16.2
そ の 他	760.5	787.2	777.9	1,049.4	487.2	388.5	409.5	395.3	464.8
介護保険のみ	・	・	117.5	115.1	88.1	・	・	111.8	107.3
自費診療と介護保険の併用	・	・	1.5	1.9	2.3	・	・	1.5	1.8
不 詳	44.2	38.6	39.3	37.9	74.6	14.3	16.7	11.3	16.8
(再掲)									
結核予防法	12.1	10.8	7.6	5.0	12.6	10.6	10.5	7.5	4.9
精神保健福祉法	48.1	45.1	77.6	85.5	152.6	31.5	32.3	49.6	55.8
障害者自立支援法	・	・	・	・	1.3	・	・	・	・
生活保護法	232.9	255.0	271.3	301.9	279.7	161.4	178.0	178.9	187.0
その他の公費負担によるもの	・	・	445.9	775.4	788.2	・	・	246.0	342.4
介護保険	・	・	132.0	128.0	109.7	・	・	119.6	114.8

- (注) 1 全国推計数である。
 2 船員保険は、「その他」に含む。
 3 日雇健保・退職者医療の本人・家族を「その他」に含む。
 4 平成20年の「老人保健法」は、「高齢者の医療の確保に関する法律」である。
 5 平成20年の「結核予防法」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」である。
 6 平成20年の「精神保健福祉法」は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」である。
 7 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
 8 3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

6

第214表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）

区分	総 数					病 院			
	平成8年 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	20 (2008)	平成8年 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)
《全国推計患者数》									
総 数	8,810.3	8,318.6	7,929.0	8,555.2	8,257.3	3,656.8	3,534.0	3,330.1	3,258.0
入 院	1,480.5	1,482.6	1,451.0	1,462.8	1,392.4	1,396.2	1,401.3	1,337.6	1,391.6
外 来	7,329.8	6,835.9	6,478.0	7,092.4	6,865.0	2,260.6	2,132.7	1,952.5	1,866.4
《受療率(人口10万対)》									
総 数	7,000	6,566	6,222	6,696	6,466	2,905	2,789	2,613	2,550
入 院	1,176	1,170	1,139	1,145	1,090	1,109	1,106	1,081	1,089
外 来	5,824	5,396	5,083	5,551	5,376	1,796	1,683	1,532	1,461

- (注) 1 歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。
 2 平成11年以降の歯科診療所については、外来のみの調査である。
 3 平成14年以降は、分娩後の母親に伴い入院している正常な新生児は、推計患者数に含まれていない。
 4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
 5 3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

(単位 千人)

20 (2008)	一般診療所					歯科診療所				
	平成8年 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	20 (2008)	平成8年 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	20 (2008)
3,060.1	3,851.9	3,634.9	3,451.0	4,020.1	3,887.8	1,301.6	1,149.7	1,147.9	1,277.2	1,309.4
72.3	95.1	92.4	84.3	123.8	153.2	12.2	20.8	15.7	32.7	41.5
365.8	775.6	634.7	552.4	579.3	590.1	404.6	332.2	303.8	312.4	321.1
339.0	744.2	707.6	638.1	754.9	738.1	322.6	272.5	252.1	280.9	274.7
858.3	667.1	646.4	611.7	801.2	1,033.5	313.9	270.4	281.8	327.0	415.2
1,042.3	1,218.7	1,192.8	1,203.5	1,233.4	1,077.9	168.3	178.9	203.9	197.1	204.8
19.9	14.3	14.3	11.6	13.3	14.4	—	0.0	0.0	0.0	0.0
11.8	14.9	21.5	23.9	27.5	30.8	—	0.0	0.0	0.0	0.1
243.2	301.6	308.2	293.9	460.6	202.5	70.3	69.5	88.5	124.0	41.4
80.2	・	・	5.7	7.8	7.5	・	・	0.0	0.0	0.3
2.2	・	・	0.0	0.1	0.1	・	・	0.0	0.0	0.0
24.8	20.3	16.8	25.8	18.2	39.6	9.6	5.2	2.2	3.0	10.2
4.9	1.4	0.3	0.1	0.0	7.7	—	—	0.0	0.0	0.0
79.9	16.6	12.8	27.9	29.8	72.8	—	—	0.0	0.0	0.0
0.0	・	・	・	・	1.3	・	・	・	・	0.0
168.6	64.2	64.9	75.7	98.6	91.3	7.3	12.0	16.6	16.3	19.8
329.9	・	・	181.3	388.3	406.2	・	・	18.8	44.7	52.1
90.0	・	・	10.2	13.0	18.9	・	・	2.1	0.1	0.8

(単位 千人)

20 (2008)	一般診療所					歯科診療所				
	平成8年 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	20 (2008)	平成8年 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	20 (2008)
3,060.1	3,851.9	3,634.9	3,451.0	4,020.0	3,887.8	1,301.6	1,149.7	1,147.9	1,277.2	1,309.4
1,332.6	84.2	81.3	73.4	71.2	59.8	—	・	・	・	・
1,727.5	3,767.7	3,553.6	3,377.6	3,948.9	3,828.0	1,301.6	1,149.7	1,147.9	1,277.2	1,309.4
2,397	3,060	2,869	2,708	3,147	3,045	1,034	907	901	1,000	1,025
1,044	67	64	58	56	47	—	・	・	・	・
1,353	2,993	2,805	2,650	3,091	2,998	1,034	907	901	1,000	1,025

2 医療機関

第215表 病院・診療所数（開設者別）

各年10月1日現在

区 分	病 院				一 般 診 療 所			歯科診療所
	総数	精神病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	総数
平成14年 (2002)	9,187	1,069	2	8,116	94,819	16,178	78,641	65,073
15 (2003)	9,122	1,073	2	8,047	96,050	15,371	80,679	65,828
16 (2004)	9,077	1,076	2	7,999	97,051	14,765	82,286	66,557
17 (2005)	9,026	1,073	1	7,952	97,442	13,477	83,965	66,732
18 (2006)	8,943	1,072	1	7,870	98,609	12,858	85,751	67,392
19 (2007)	8,862	1,076	1	7,785	99,532	12,399	87,133	67,798
平成19年								
国	291	3	—	288	631	230	401	5
厚生労働省	22	—	—	22	28	—	28	—
独立行政法人国立病院機構	146	3	—	143	2	1	1	—
国立大学法人	48	—	—	48	122	—	122	2
独立行政法人労働者健康福祉機構	35	—	—	35	8	—	8	—
その他の	40	—	—	40	471	229	242	3
公的医療機関	1,325	51	—	1,274	3,827	245	3,582	289
都道府県	277	40	—	237	283	13	270	10
市町村	744	6	—	738	3,224	226	2,998	279
日赤	93	—	—	93	207	1	206	—
済生会	82	1	—	81	45	1	44	—
北海道社会事業協会	7	—	—	7	—	—	—	—
厚生連	121	4	—	117	66	4	62	—
国民健康保険団体連合会	1	—	—	1	2	—	2	—
社会保険関係団体	123	—	—	123	700	5	695	12
全国社会保険協会連合会	52	—	—	52	13	—	13	—
厚生年金事業振興団	7	—	—	7	3	—	3	—
船員保険会	3	—	—	3	23	1	22	—
健康保険組合及びその連合会	14	—	—	14	405	2	403	5
共済組合及びその連合会	46	—	—	46	243	2	241	7
国民健康保険組合	1	—	—	1	13	—	13	—
公益法人	402	65	—	337	906	47	859	166
医療法人	5,702	891	1	4,810	34,317	6,892	27,425	9,922
学校法人	104	2	—	102	161	2	159	18
社会福祉法人	186	9	—	177	6,723	35	6,688	26
医療生協	84	2	—	82	322	25	297	43
会社	55	—	—	55	2,293	7	2,286	21
その他の法人	57	4	—	53	642	26	616	76
個人	533	49	—	484	49,010	4,885	44,125	57,220
医療機関（再掲）	159	2	—	157	・	・	・	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

第216表 病床数（開設者・種類別）

各年10月1日現在

区 分	病 院							一般診療所 病床数
	病院病床数合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	経過的旧 その他の病床	
平成14年(2002)	1,642,593	355,966	1,854	17,558	113,534	249,858	903,823	196,596
15(2003)	1,632,141	354,448	1,773	14,507	342,343	919,070	.	187,894
16(2004)	1,631,553	354,927	1,690	13,293	349,450	912,193	.	181,001
17(2005)	1,631,473	354,296	1,799	11,949	359,230	904,199	.	167,000
18(2006)	1,626,589	352,437	1,779	11,129	350,230	911,014	.	159,898
19(2007)	1,620,173	351,188	1,809	10,542	343,400	913,234	.	155,143
平成19年								
国	123,208	8,368	107	4,494	277	109,962	.	2,301
厚生労働省	12,635	1,055	4	40	—	11,536	.	—
独立行政法人国立病院機構	58,452	4,927	32	4,168	196	49,129	.	5
国立大学法人	32,766	1,878	18	131	36	30,703	.	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	13,688	—	—	12	—	13,676	.	—
その他	5,667	508	53	143	45	4,918	.	2,296
公的医療機関	338,200	25,792	1,506	3,100	18,372	289,430	.	2,931
都道府県	75,734	14,897	328	1,283	577	58,649	.	132
市町村	161,919	6,659	890	1,342	11,999	141,029	.	2,727
日赤	38,205	1,078	138	324	816	35,849	.	19
済生会	22,854	479	34	80	1,572	20,689	.	8
北海道社会事業協会	1,880	54	4	—	353	1,469	.	—
厚生連	37,438	2,625	112	71	3,055	31,575	.	45
国民健康保険団体連合会	170	—	—	—	—	170	.	—
社会保険関係団体	36,357	307	48	417	1,489	34,096	.	42
全国社会保険協会連合会	14,471	50	42	304	213	13,862	.	—
厚生年金事業振興団	2,813	—	—	—	318	2,495	.	—
船員保険会	816	—	—	—	—	816	.	10
健康保険組合及びその連合会	2,960	—	—	—	305	2,655	.	22
共済組合及びその連合会	14,977	257	6	113	653	13,948	.	10
国民健康保険組合	320	—	—	—	—	320	.	—
公益法人	95,128	26,802	64	861	14,604	52,797	.	609
医療法人	847,587	267,991	28	1,020	278,743	299,805	.	95,470
学校法人	54,209	2,298	18	48	185	51,660	.	27
社会福祉法人	32,626	5,303	—	171	6,717	20,435	.	417
医療生協	13,778	488	—	—	2,752	10,538	.	316
会社	12,380	261	4	2	658	11,455	.	39
その他の法人	17,639	1,761	34	286	1,550	14,008	.	318
個人	49,061	11,817	—	143	18,053	19,048	.	52,673
医療機関（再掲）	93,331	4,581	38	269	221	88,222	.	.

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

第217表 医療法人数の推移

各年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
全医療法人数	37,306	38,754	40,030	41,720	44,027	45,078	45,396
厚生労働大臣所管	525	585	642	695	746	771	783
都道府県知事所管	36,781	38,169	39,388	41,025	43,281	44,307	44,613

資料：厚生労働省医政局「医療法人数の推移」

第218表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

各年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
薬 局 数	49,332	49,956	50,600	51,233	51,952	52,539	53,304
開設者が自ら管理している薬局	10,519	9,926	9,432	9,150	9,819	8,634	8,549
開設者が自ら管理していない薬局	38,813	40,030	41,168	42,083	42,133	43,905	44,755
無 薬 局 町 村	621	583	380	187	191	186	172
医 薬 品 販 売 業	48,900	46,953	45,129	42,218	41,371	40,366	39,415
一 般 販 売 業	12,397	12,080	11,813	11,216	11,286	11,051	10,948
薬 種 商 販 売 業	14,986	14,393	13,830	13,197	12,715	12,412	12,140
特 例 販 売 業	9,905	9,405	8,757	7,558	7,233	6,981	6,850
配 置 販 売 業	11,612	11,075	10,729	10,247	10,137	9,922	9,477

資料：平成14年度は、厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」
平成15年度以降は、同部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第219表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成19年6月

区 分	一 般 病 院						精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体		法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 入	244,735	100.0	74,649	100.0	236,929	100.0	104,522	100.0	73,130	100.0	103,599	100.0
1. 入 院 収 入	166,667	68.1	45,686	61.2	161,115	68.0	88,206	84.4	62,548	85.5	87,452	84.4
2. 特別の療養環境収入	3,071	1.3	574	0.8	2,956	1.2	400	0.4	0	0.0	388	0.4
3. 外 来 収 入	69,045	28.2	27,177	36.4	67,123	28.3	14,874	14.2	10,532	14.4	14,747	14.2
4. その他の医業収入	5,952	2.4	1,211	1.6	5,735	2.4	1,041	1.0	49	0.1	1,012	1.0
II 医 業 費 用	258,731	105.7	70,384	94.3	250,087	105.6	109,662	104.9	58,081	79.4	108,145	104.4
1. 給 与 費	135,033	55.2	36,248	48.6	130,499	55.1	73,152	70.0	40,769	55.7	72,200	69.7
2. 医 薬 品 費	36,042	14.7	10,861	14.5	34,886	14.7	8,954	8.6	7,038	9.6	8,897	8.6
3. 委 託 費	17,006	6.9	3,436	4.6	16,383	6.9	5,545	5.3	2,793	3.8	5,464	5.3
4. 減 価 償 却 費	14,286	5.8	1,748	2.3	13,710	5.8	5,347	5.1	1,371	1.9	5,230	5.0
5. 設 備 関 係 費	10,051	4.1	5,340	7.2	9,835	4.2	3,013	2.9	980	1.3	2,953	2.9
6. 経 費	17,304	7.1	6,983	9.4	16,830	7.1	9,282	8.9	2,907	4.0	9,095	8.8
7. そ の 他	29,010	11.8	5,768	7.7	27,943	11.9	4,369	4.2	2,223	3.0	4,304	4.1
III 医業収支差額（I－II）	△13,996	△5.7	4,265	5.7	△13,158	△5.6	△5,140	△4.9	15,048	20.6	△4,546	△4.4
IV その他の医業関連収入	14,656	6.0	1,019	1.4	14,030	5.9	7,878	7.5	191	0.3	7,652	7.4
V その他の医業関連費用	6,595	2.7	1,121	1.5	6,344	2.7	2,891	2.8	266	0.4	2,813	2.7
VI 総収支差額（III＋IV－V）	△ 5,936	△2.4	4,164	5.6	△ 5,472	△2.3	△ 152	△0.1	14,974	20.5	293	0.3
病 院 数	395		19		414		99		3		102	

(注) 1 「II医業費用」の「7.その他」は、診療材料費、給食用材料費などの費用の合計額である。
2 「II医業費用」の「6.経費」には、福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等が含まれる。
3 個人立の病院の総収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

資料：中央社会保険医療協議会「平成19年6月医療経済実態調査報告」

第220表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成19年6月

区 分	有 床 診 療 所						無 床 診 療 所					
	個 人		そ の 他		全 体		個 人		そ の 他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 入	11,309	100.0	16,897	100.0	14,606	100.0	6,211	100.0	10,853	100.0	8,094	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	9,649	85.3	14,208	84.1	12,338	84.5	5,884	94.7	10,119	93.2	7,602	93.9
2. 公 害 等 診 療 収 入	46	0.4	297	1.8	194	1.3	32	0.5	83	0.8	53	0.7
3. そ の 他 の 診 療 収 入	1,332	11.8	1,988	11.8	1,719	11.8	178	2.9	452	4.2	289	3.6
4. そ の 他 の 医 業 収 入	282	2.5	405	2.4	354	2.4	117	1.9	200	1.8	151	1.9
II 医 業 費 用	7,949	70.3	15,698	92.9	12,520	85.7	3,985	64.2	9,847	90.7	6,363	78.6
1. 給 与 費	4,087	36.1	8,448	50.0	6,660	45.6	1,524	24.5	5,511	50.8	3,141	38.8
2. 医 薬 品 費	1,512	13.4	2,472	14.6	2,078	14.2	1,274	20.5	1,789	16.5	1,483	18.3
3. 材 料 費	354	3.1	791	4.7	612	4.2	101	1.6	256	2.4	164	2.0
4. 委 託 費	641	5.7	1,014	6.0	861	5.9	222	3.6	419	3.9	302	3.7
5. 減 価 償 却 費	399	3.5	573	3.4	502	3.4	260	4.2	499	4.6	357	4.4
6. そ の 他 の 医 業 費 用	956	8.5	2,400	14.2	1,808	12.4	604	9.7	1,373	12.6	916	11.3
III 医 業 収 支 差 額 (I - II)	3,360	29.7	1,199	7.1	2,085	14.3	2,226	35.8	1,007	9.3	1,731	21.4
施 設 数	57		82		139		526		359		885	

(注) 1 個人立の一般診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

2 「有床、無床診療所」の「その他」とは、医療法人、市町村立、国民健康保険組合、社会福祉法人、医療生協などの診療所である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成19年6月医療経済実態調査報告」

第221表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）

平成19年6月

区 分	個 人		そ の 他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 入	3,455	99.9	6,771	99.7	4,005	99.9
1. 保 険 診 療 収 入	2,984	86.3	5,375	79.2	3,380	84.3
2. 労 災 等 診 療 収 入	3	0.1	14	0.2	5	0.1
3. そ の 他 の 診 療 収 入	423	12.2	1,304	19.2	570	14.2
4. そ の 他 の 医 業 収 入	45	1.3	78	1.2	50	1.3
II 介 護 収 入	2	0.1	18	0.3	5	0.1
居 宅 サ ー ビ ス 収 入	2	0.1	18	0.3	5	0.1
そ の 他 の 介 護 収 入	0	0.0	0	0.0	0	0.0
III 医 業 費 用	2,228	64.4	6,028	88.8	2,859	71.3
1. 給 与 費	990	28.6	3,678	54.2	1,436	35.8
2. 医 薬 品 費 ・ 材 料 費	255	7.4	504	7.5	296	7.4
3. 委 託 費	374	10.8	588	8.7	410	10.2
4. 減 価 償 却 費	162	4.7	291	4.3	183	4.6
5. そ の 他 の 医 業 費 用	447	12.9	967	14.2	533	13.3
IV 医 業 収 支 差 額 (I + II - III)	1,229	35.6	760	11.2	1,151	28.7
施 設 数	593		118		711	

(注) 1 個人立の歯科診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

2 「その他」とは、医療法人、市町村立などである。

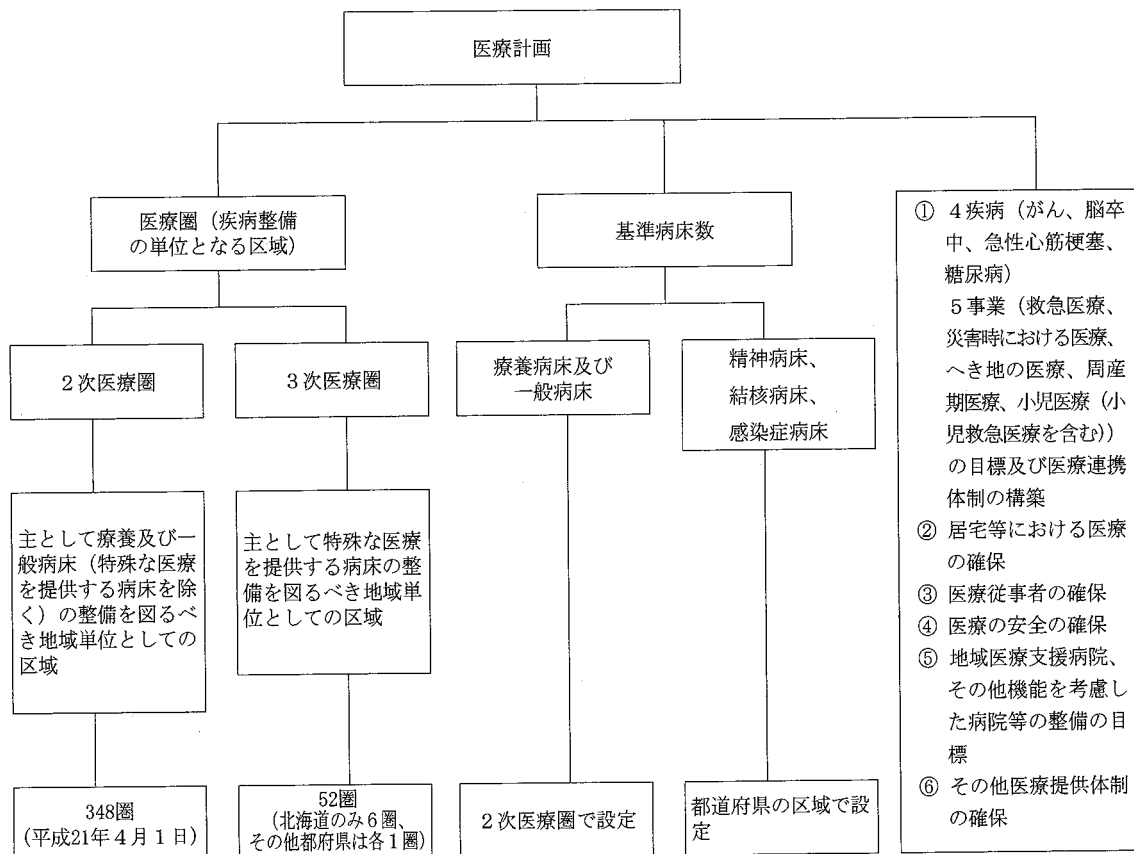
3 「構成比率」は、収入にあつては「I 医業収入」と「II 介護収入」を合算した金額に対する各収入科目の金額の割合であり、費用にあつては「I 医業費用」と「II 介護費用」を合算した金額に対する各費用科目の金額の割合である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成19年6月医療経済実態調査報告」

3 地域医療計画

第222表 地域医療計画の内容

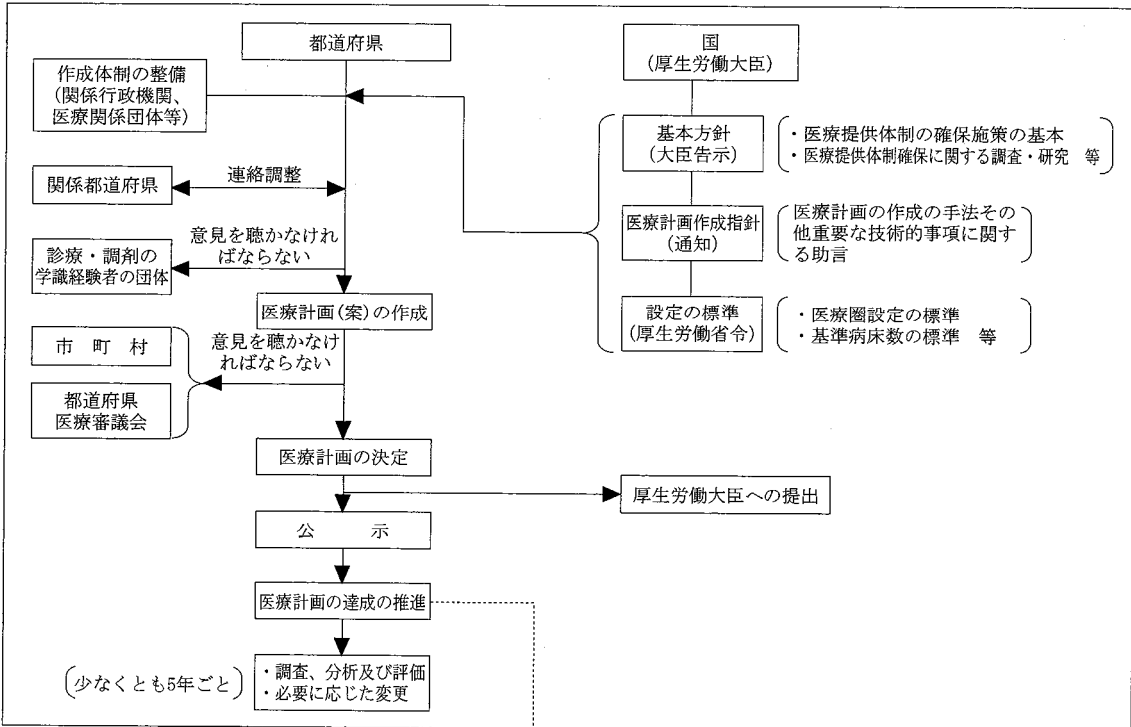
医療計画の内容



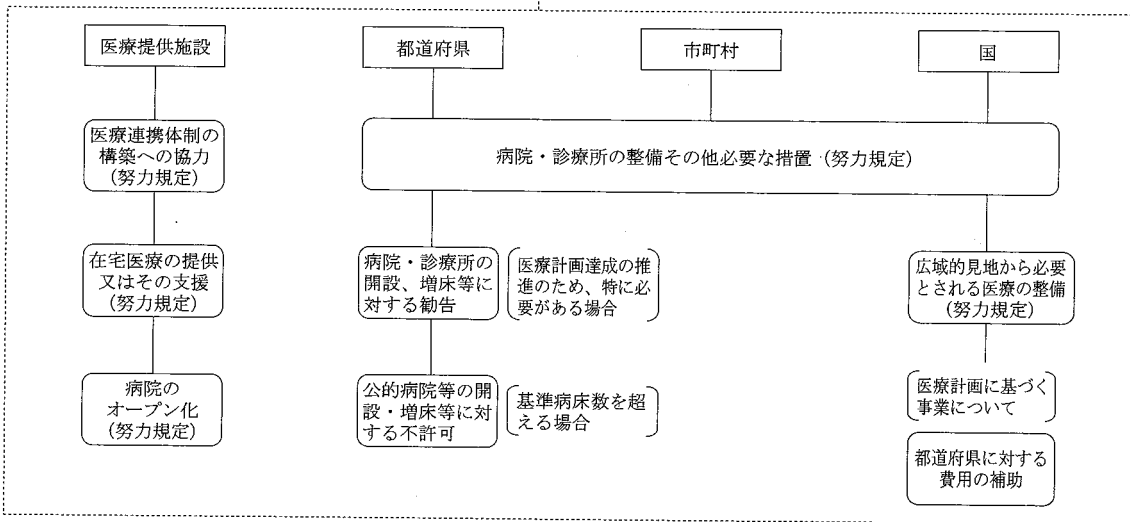
資料：厚生労働省医政局作成

第223表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成から推進、評価、変更まで



医療計画の達成に向けた各関係者の取組



資料：厚生労働省医政局作成

第224表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況

平成20年4月現在

区分	公示年月日 (平成)	一般病床及び療養病床			精神病床		結核病床		感染症病床	
		二次医療圏数	基準 病床数	既存 病床数	基準 病床数	既存 病床数	基準 病床数	既存 病床数	基準 病床数	既存 病床数
総数		348	1,097,068	1,265,756	311,326	350,661	7,182	10,325	1,887	1,724
北海道	20. 3. 28	21	64,393	80,997	19,615	20,863	205	534	98	90
青森	20. 7. 18	6	13,258	14,428	4,932	4,632	98	112	32	20
岩手	20. 4. 18	9	13,451	14,743	4,497	4,796	126	216	40	38
宮城	20. 4. 1	7	18,402	19,635	4,627	6,495	100	140	28	28
秋田	20. 3. 28	8	10,636	12,211	3,508	4,350	51	89	36	30
山形	20. 3. 18	4	11,551	11,678	3,003	4,090	59	50	22	18
福島	20. 4. 8	7	16,879	21,670	6,568	7,730	78	241	36	36
茨城	20. 3. 31	9	22,587	25,881	5,038	7,716	113	213	48	48
栃木	20. 3. 31	5	15,418	16,774	4,669	5,315	65	134	28	26
群馬	20. 3. 31	10	19,383	19,464	4,536	5,261	161	79	48	46
埼玉	20. 2. 22	9	46,033	48,699	11,343	14,474	203	273	58	44
千葉	20. 4. 18	9	44,241	45,537	13,334	13,291	258	365	59	53
東京	20. 3. 28	13	95,744	104,433	22,810	25,320	739	856	130	104
神奈川	20. 3. 28	11	57,403	59,034	14,716	14,127	267	334	74	74
新潟	20. 12. 26	7	20,875	23,257	6,852	6,985	60	100	36	36
富山	20. 3. 31	4	11,461	15,377	3,372	3,468	107	107	20	20
石川	20. 4. 1	4	12,634	15,612	3,592	3,849	62	142	18	18
福井	20. 3. 31	4	8,224	9,769	2,116	2,419	35	112	20	16
山梨	20. 3. 27	4	7,473	9,002	1,980	2,468	22	94	20	28
長野	20. 3. 31	10	19,815	19,614	4,766	5,244	87	134	46	44
岐阜	20. 3. 25	5	18,101	16,620	4,038	4,278	188	157	30	30
静岡	20. 3. 28	8	32,196	33,703	7,422	7,178	317	198	50	48
愛知	20. 3. 28	11	46,982	55,590	13,160	13,095	280	396	70	64
三重	20. 10. 17	4	14,320	16,254	3,727	4,818	96	80	24	20
滋賀	20. 4. 1	7	11,150	12,304	2,398	2,403	102	132	32	32
京都	20. 4. 4	6	26,202	29,381	6,086	6,449	424	345	30	36
大阪	20. 3. 31	8	69,587	89,256	16,512	19,217	814	1,061	78	78
兵庫	20. 4. 1	10	50,849	53,037	11,151	11,535	339	391	56	52
奈良	17. 4. 22	5	13,657	13,666	2,938	2,987	231	100	28	18
和歌山	20. 3. 14	7	9,267	11,832	1,475	2,369	46	166	32	24
鳥取	20. 5. 13	3	6,151	7,306	1,853	2,031	34	34	12	12
島根	20. 3. 28	7	9,075	9,186	2,539	2,602	25	88	30	34
岡山	20. 3. 28	5	20,298	23,526	5,643	5,858	94	301	26	26
広島	20. 3. 27	7	29,603	32,823	8,158	9,379	116	155	36	24
山口	20. 5. 27	8	17,034	21,894	5,827	6,162	46	145	40	40
山徳	20. 4. 22	6	7,354	12,136	3,032	4,071	47	103	21	14
香川	20. 3. 28	5	9,478	12,666	3,501	3,831	99	135	28	18
愛媛	20. 4. 1	6	15,965	18,690	4,398	5,211	68	153	28	26
高知	20. 3. 31	4	9,547	14,969	2,745	3,853	60	212	11	11
福岡	20. 3. 31	13	51,638	66,324	19,130	21,720	173	526	66	56
佐賀	20. 4. 1	5	9,652	11,085	3,661	4,366	58	70	24	22
長崎	20. 4. 11	9	16,018	21,469	6,668	8,136	104	235	40	38
熊本	20. 4. 1	11	19,716	26,289	7,126	9,013	137	246	48	48
大分	20. 3. 31	6	13,096	15,489	4,321	5,397	46	150	54	44
宮崎	20. 4. 1	7	11,735	14,496	4,376	6,225	84	110	32	30
鹿児島	20. 4. 1	9	18,675	25,355	8,683	9,974	214	230	38	44
沖縄	20. 4. 1	5	9,861	12,595	4,884	5,610	44	81	26	18

(注) 公示年月日については、平成20年12月26日現在で適用されている基準病床数に基づき記載。

資料：厚生労働省医政局調べ

第7節 公衆衛生

1 結核等

第225表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合計	717	580	511	505	373	377

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第226表 結核医療費予算額

(単位 百万円)

区分	合計	法第34条1項による一般患者に対する適正医療費	法第35条1項による措置患者に対する医療費
平成14年度 (2001)	8,365	565	7,800
15 (2002)	7,866	508	7,358
16 (2003)	7,313	464	6,849
17 (2004)	6,864	453	6,429
18 (2005)	6,356	330	6,026
		法第37条の2第1項による一般患者に対する適正医療費	法第37条1項による入院患者に対する医療費
19 (2007)	5,255	460	4,840
20 (2008)	4,537	434	4,103

(注) 平成19年度に法改正があり、平成18年度までは結核予防法、平成19年度以降は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律である。

資料：厚生労働省健康局調べ

第227表 結核登録者

(i) 結核登録者数

区分	総数	活動性全結核		活動性肺結核(再掲)		活動性肺外結核(再掲)	不活動性結核	不明
		患者数	有病率 (人口10万対)	患者数	有病率 (人口10万対)			
平成14年(2002)	82,974	32,396	25.4	26,552	20.8	5,844	35,828	14,750
15 (2003)	77,211	29,717	23.3	24,261	19.0	5,456	34,553	12,941
16 (2004)	72,079	26,945	21.1	21,811	17.1	5,134	32,887	12,247
17 (2005)	68,508	23,969	18.8	19,269	15.1	4,700	33,949	10,590
18 (2006)	65,695	21,976	17.2	17,445	13.7	4,531	33,857	9,862
19 (2007)	63,556	20,637	16.2	16,099	12.6	4,538	31,232	11,687
20 (2008)	62,244	20,021	15.7	15,518	12.2	4,503	30,423	11,800

(ii) 新登録結核患者数

区 分	全 結 核		活動性肺結核 (再掲)		菌陽性肺結核 (再掲)		喀痰塗抹陽性肺結核 (再掲)	
	実数	罹 患 率 (人口10万対)	実数	罹 患 率 (人口10万対)	実数	罹 患 率 (人口10万対)	実数	罹 患 率 (人口10万対)
平成14年(2002)	32,828	25.8	26,472	20.8	17,534	13.8	11,933	9.4
15 (2003)	31,638	24.8	25,478	20.0	17,316	13.6	11,857	9.3
16 (2004)	29,736	23.3	23,829	18.7	16,721	13.1	11,445	9.0
17 (2005)	28,319	22.2	22,655	17.7	16,313	12.8	11,318	8.9
18 (2006)	26,384	20.6	20,856	16.3	15,315	12.0	10,492	8.2
19 (2007)	25,311	19.8	19,893	15.6	16,170	12.7	10,204	8.0
20 (2008)	24,760	19.4	19,393	15.2	15,882	12.4	9,809	7.7

資料：厚生労働省健康局調べ

第228表 結核病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
結 核 病 床 数	17,717	15,690	13,201	12,089	11,355	10,676
1日平均在院患者数	8,187	7,261	6,433	5,512	4,509	3,927
病床利用率(%)	45.3	46.3	48.6	45.3	39.8	37.1

(注) 「病床数」は、6月末現在の値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第229表 ハンセン病療養所入所者数

区 分	前年度 繰越入所者数	本年度 入所者数	退所者数	本年度末 入所者数
平成14年度 (2002) 計	4,227	46	485	3,788
国立療養所	4,201	46	484	3,763
公益法人立病院	26	0	1	25
15 (2003) 計	3,788	26	268	3,546
国立療養所	3,763	26	264	3,525
公益法人立病院	25	0	4	21
16 (2004) 計	3,546	42	259	3,329
国立療養所	3,525	42	259	3,308
公益法人立病院	21	0	0	21
17 (2005) 計	3,329	28	240	3,117
国立療養所	3,308	28	239	3,097
公益法人立病院	21	0	1	20
18 (2006) 計	3,116	13	196	2,933
国立療養所	3,097	13	196	2,914
公益法人立病院	19	0	0	19
19 (2007) 計	2,933	24	211	2,746
国立療養所	2,914	24	209	2,729
公益法人立病院	19	0	2	17
20 (2008) 計	2,746	33	188	2,591
国立療養所	2,729	33	187	2,575
公益法人立病院	17	0	1	16

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
「公益法人立病院」は、同健康局調べ

7

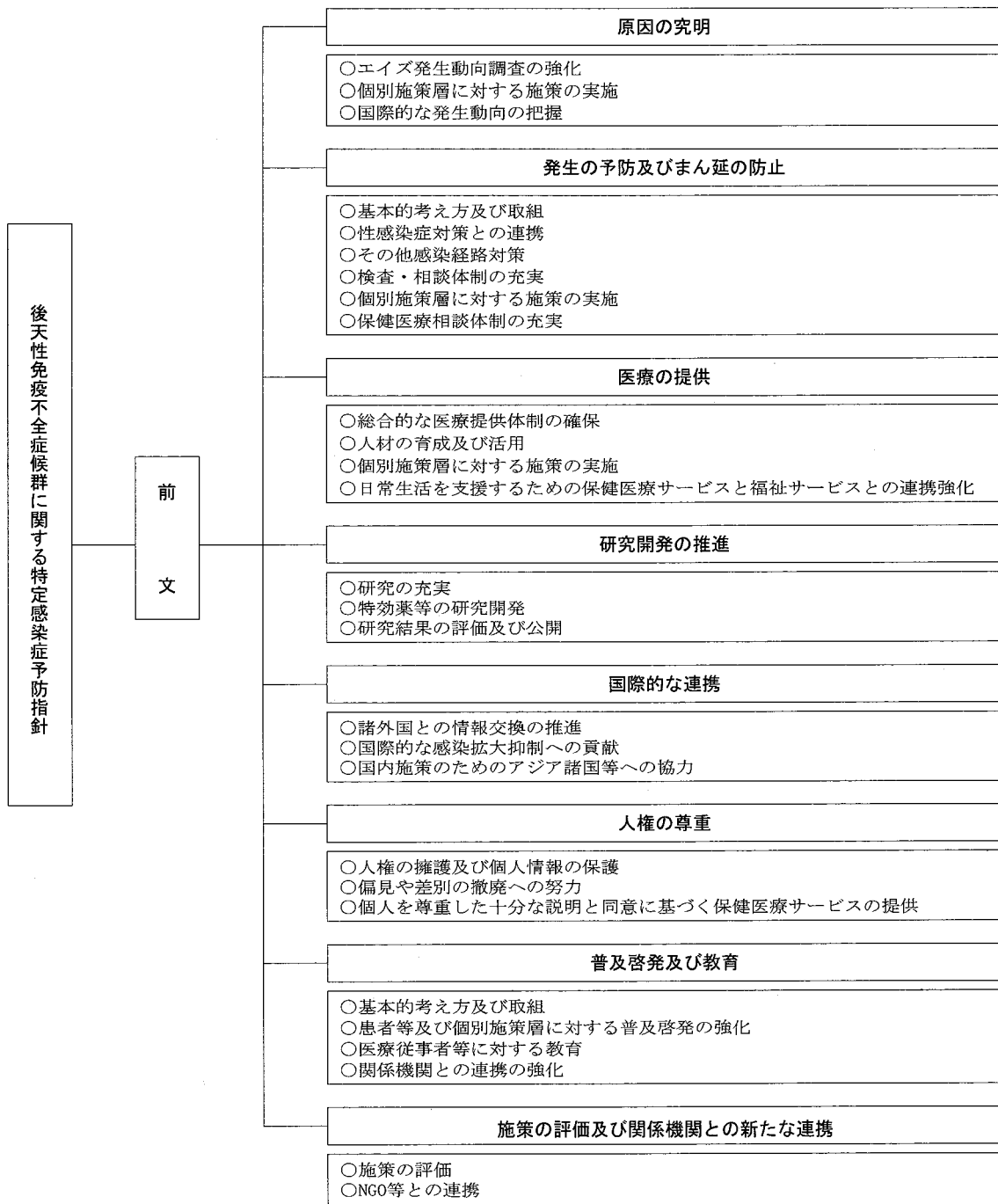
第230表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区 分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成14年度 (2002)	139	41,640	263
15 (2003)	123	41,142	253
16 (2004)	87	40,768	241
17 (2005)	74	40,794	239
18 (2006)	53	40,102	238
19 (2007)	53	39,619	236
20 (2008)	46	38,466	240

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
それ以外は、同健康局調べ

第231表 エイズ対策の概要



資料：厚生労働省健康局作成

第232表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成21年6月28日現在

区分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	1,895	548	2,443	330	771	1,101	2,225	1,319	3,544
	同性間の性的接触	5,258	3	5,261	321	1	322	5,579	4	5,583
	静注薬物濫用	25	2	27	23	3	26	48	5	53
	母子感染	13	8	21	4	7	11	17	15	32
	その他	159	33	192	39	21	60	198	54	252
	不明	688	81	769	318	516	834	1,006	597	1,603
	合計	8,038	675	8,713	1,035	1,319	2,354	9,073	1,994	11,067
エイズ患者	異性間の性的接触	1,467	174	1,641	244	187	431	1,711	361	2,072
	同性間の性的接触	1,504	2	1,506	106	2	108	1,610	4	1,614
	静注薬物濫用	16	3	19	20	1	21	36	4	40
	母子感染	9	3	12	1	4	5	10	7	17
	その他	108	18	126	21	11	32	129	29	158
	不明	737	66	803	302	133	435	1,039	199	1,238
	合計	3,841	266	4,107	694	338	1,032	4,535	604	5,139
凝固因子製剤による感染者	1,421	18	1,439	—	—	—	1,421	18	1,439	

(注) 1 平成21年は6月28日現在の速報値の累計である。

2 「同性間の性的接触」には、両性間性的接触を含む。

3 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

4 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

5 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2008年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数。

6 平成21年3月31日現在累積死亡者数は、1,506名(『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数638名を含む)。

資料：厚生労働省健康局調べ

2 感染症(伝染病)

第233表 感染症患者数

《全数把握》

区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
1 類感染症					
エボラ出血熱	0	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
南米出血熱	—	—	—	0	0
ペルー出血熱	0	0	0	0	0
マールブルグ熱	0	0	0	0	0
ラッサ熱	0	0	0	0	0
2 類感染症					
急性灰白髄炎	0	0	0	0	2
結核(新登録患者数)	29,736	28,319	26,384	21,946	28,419
重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0
3 類感染症					
細菌性赤痢	86	56	45	13	45
腸管出血性大腸菌感染症	594	553	490	452	320
腸チフス	67	50	72	47	57
パラチフス	88	20	26	22	27
4 類感染症					
オウゴン熱	40	34	22	29	9
つばき紅斑熱	313	345	417	382	442
日マレソ	66	62	49	98	132
ジラオネラ	75	67	62	52	56
マレソ	161	281	518	668	893
その他	291	357	526	397	405
5 類感染症					
アウグ後ジメ	610	698	752	801	872
急性ウイルス性脳脊髄炎	293	276	282	237	241
クローン病	166	188	167	228	190
後天性免疫不全症候群	176	152	178	157	152
後天性免疫不全症候群	1,162	1,203	1,348	1,493	1,568
梅毒	94	86	86	53	76
破傷風	533	543	637	719	839
麻しん	101	115	117	89	123
風しん	—	—	—	—	11,015
その他	—	—	—	—	303
その他	233	153	221	202	213

(注) 1 平成15年11月の法改正により項目等の変更があった。

1～5類感染症は、以下のとおり。

1 類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症

2 類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症

3 類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症

4 類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症

5 類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症

2 2 類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。

3 4 類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)、A型肝炎、エキノкокクス症、黄熱、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、乳児ボツリヌス症、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱である。

4 5 類感染症の「その他」は、クリプトスポリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症である。

5 5 類感染症の「ウイルス性肝炎」は、平成15年11月5日以前はE型肝炎及びA型肝炎を含むが、それ以後は含まない。

6 5 類感染症の「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎、日本脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラ脳炎及びリフトバレー熱を含まず、平成15年11月5日から全数把握に変更となった。

7 5 類感染症の「麻しん」「風しん」は、平成20年度から全数把握に変更となった。

8 対象感染症の類型及び疾病名称は、平成19年12月31日時点である。

《定点把握》

区 分	平成18年(2006)		19(2007)		20(2008)	
	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数
5類感染症						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	900,181	201.07	1,212,042	259.04	621,447	131.89
RSウイルス感染症	24,738	—	49,768	16.52	53,252	17.65
咽頭結膜炎	96,046	31.87	50,198	16.67	65,943	21.86
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	265,484	88.08	262,697	87.22	278,990	92.47
感染性胃腸炎	1,148,962	381.21	989,647	328.57	1,056,747	350.26
水痘	265,453	88.07	245,880	81.63	224,835	74.52
手足口病	99,936	33.16	93,699	31.11	145,185	48.12
伝染性紅斑	60,587	20.10	78,938	26.21	19,257	6.38
突発性発疹	103,393	34.30	103,770	34.45	103,305	34.24
百日咳	1,504	0.50	2,932	0.97	6,753	2.24
風しん	509	0.17	463	0.15	—	—
ヘルパンギーナ	115,151	38.21	126,105	41.87	113,709	37.69
麻しん(成人麻しん除く)	516	0.17	3,133	1.04	—	—
流行性耳下腺炎	200,639	66.57	67,803	22.51	65,361	21.66
急性出血性結膜炎	823	1.30	824	1.25	843	1.25
流行性角結膜炎	31,399	49.53	23,537	35.82	24,266	36.06
性器クラミジア感染症	32,112	33.95	29,939	30.93	28,398	29.25
性器ヘルペスウイルス感染症	10,447	11.04	9,223	9.53	8,292	8.54
尖圭コンジローマ	6,420	6.79	6,197	6.40	5,919	6.10
淋菌感染症	12,468	13.18	11,157	11.53	10,218	10.52
クラミジア肺炎(オウム病除く)	294	0.68	489	1.06	659	1.42
細菌性髄膜炎	350	0.81	388	0.83	410	0.89
マイコプラズマ肺炎	9,505	21.90	9,565	20.79	9,738	21.03
成人麻しん	39	0.09	975	2.12	—	—
無菌性髄膜炎	1,140	2.63	797	1.73	744	1.61
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	5,294	11.56	4,840	10.32	5,257	11.14
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	23,098	50.43	24,926	53.15	24,898	52.75
薬剤耐性緑膿菌感染症	646	1.41	528	1.13	460	0.97

(注) 1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点(指定届出医療機関)より報告された感染症。

2 対象感染症の類型及び疾病名称は、平成19年12月31日時点である。

資料：厚生労働省健康局調べ

第234表 予防接種被接種者数

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
D P T	1,177,855	1,166,912	1,208,089	1,091,985	1,124,060
急性灰白髄炎	1,135,584	1,057,122	1,023,976	1,039,217	1,043,463
麻しん・風しん(混合)	.	.	.	1,019,314	1,077,883
麻しん	1,188,872	1,051,743	1,066,942	.	.
風しん	1,168,877	1,119,849	1,585,128	.	.
日本脳炎	1,080,531	969,925	254,483	45,158	149,918

(注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

3 精神保健

第235表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
精神病床数	356,621	355,269	354,923	354,313	352,721	351,762
1日平均在院患者数	332,022	329,990	327,206	325,027	321,634	317,350
病床利用率(%)	93.1	92.9	92.3	91.7	91.1	90.2

(注) 「病床数」は、6月末現在の数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第236表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
措置入院患者数	2,418	2,222	2,000	1,770	1,774	1,713
措置入院医療費国庫負担額	4,321	4,758	4,620	4,550	4,695	4,081

(注) 1 「国庫負担額」は、当初予算額である。

2 「措置入院患者数」は、3月末現在。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」、一部厚生労働省社会・援護局調べ

第237表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
承認件数	608,088	588,394	689,965	1,231,502	1,174,558	1,283,849
通院医療費国庫補助額	44,773	47,647	54,666	70,410	77,403	85,831

(注) 1 「国庫補助額」は、当初予算額である。

2 「承認件数」は、3月末現在。

3 平成18年度より制度改正のため、有効期間が2年から1年となり件数が増加した。

資料：平成17年度以前は、厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」

平成18年度以降は、同部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

一部厚生労働省社会・援護局調べ

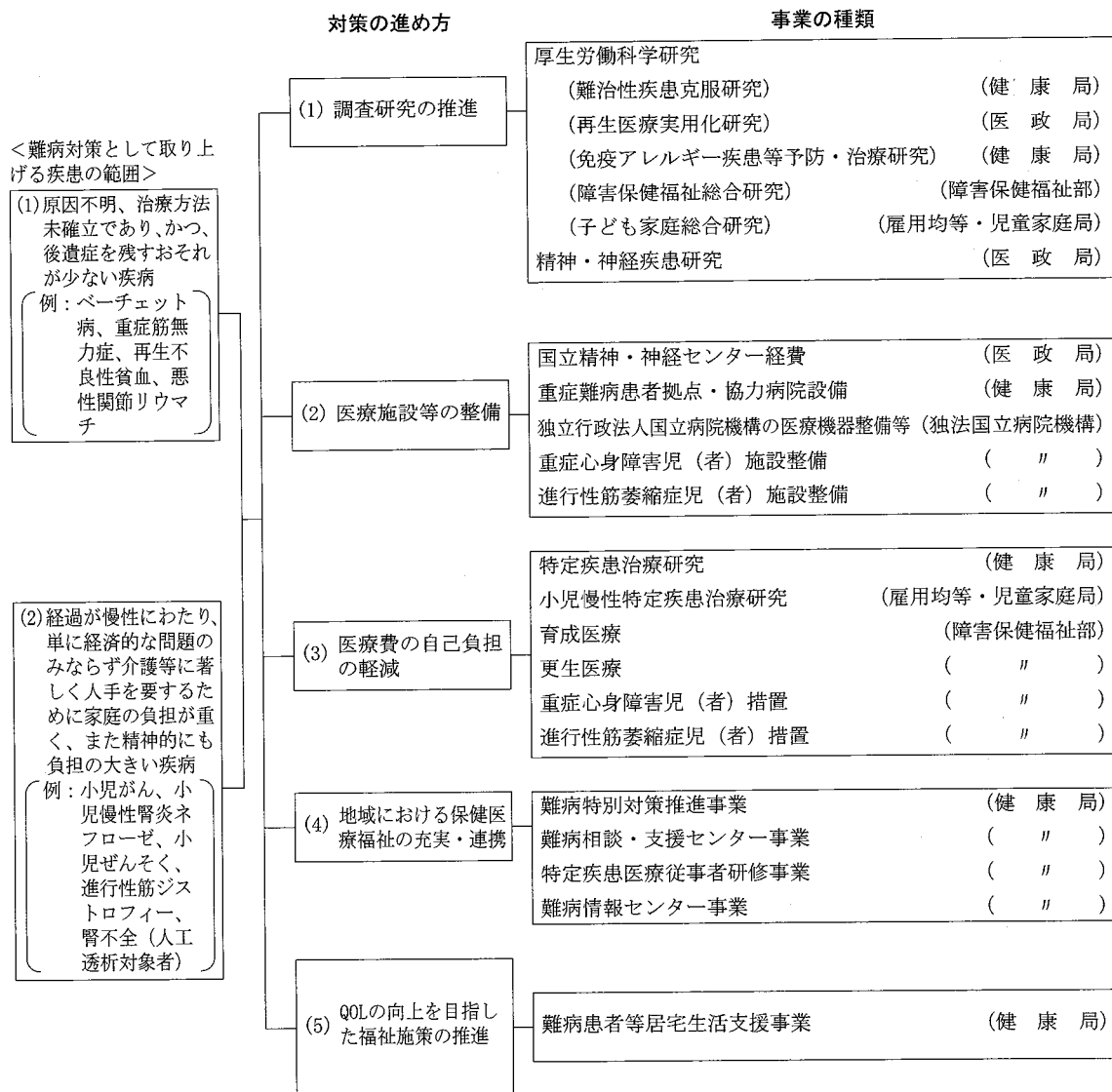
第238表 医療保護入院届出件数

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
入院届出数	151,160	161,587	163,370	170,700	175,414	184,000

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」

4 難 病

第239表 難病対策の概要



資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第240表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成20年度末現在

疾 患 名		受給者証 交付件数	疾 患 名		受給者証 交付件数
1	ペーチェット病	17,346	24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	12,241
2	多発性硬化症	13,435	25	ウェゲナー肉芽腫症	1,511
3	重症筋無力症	16,431	26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	21,027
4	全身性エリテマトーデス	56,272	27	多系統萎縮症	10,737
5	スモン	1,804	28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	323
6	再生不良性貧血	9,301	29	膿疱性乾癬	1,599
7	サルコイドーシス	19,279	30	広範脊柱管狭窄症	3,635
8	筋萎縮性側索硬化症	8,285	31	原発性胆汁性肝硬変	16,112
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	39,970	32	重症急性膵炎	1,131
10	特発性血小板減少性紫斑病	22,945	33	特発性大腿骨頭壊死症	12,802
11	結節性動脈周囲炎	6,459	34	混合性結合組織病	8,658
12	潰瘍性大腸炎	104,721	35	原発性免疫不全症候群	1,117
13	大動脈炎症候群	5,489	36	特発性間質性肺炎	5,020
14	ビュルガー病	7,789	37	網膜色素変性症	25,435
15	天疱瘡	4,341	38	プリオン病	375
16	脊髄小脳変性症	22,239	39	原発性肺高血圧症	1,140
17	クローン病	29,301	40	神経線維腫症	2,763
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	257	41	亜急性硬化性全脳炎	93
19	悪性関節リウマチ	5,905	42	バッド・キアリ症候群	241
20	パーキンソン病関連疾患	98,356	43	特発性慢性肺血拴塞栓症(肺高血圧型)	977
21	アミロイドーシス	1,323	44	ライソゾーム病	644
22	後縦靭帯骨化症	27,846	45	副腎白質ジストロフィー	167
23	ハンチントン病	762			
			合 計		647,604

- (注) 1 「パーキンソン病関連疾患」は、「パーキンソン病」「進行性核上性麻痺」「大脳皮質基底核変性症」である。
 2 「多系統萎縮症」は、「シャイ・ドレーガー症候群」「線条体黒質変性症」「オリブ橋小脳萎縮症(脊髄小脳変性症から移行)」である。
 3 「プリオン病」は、「クロイツフェルト・ヤコブ病」「ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病」「致死性家族制不眠症」である。
 4 「ライソゾーム病」には、「ファブリー病」が含まれる。

資料：厚生労働省健康局調べ

5 環境衛生

第241表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区 分	平成15年度 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	17,719	123,753	17,459	124,008	17,109	124,122	17,041	124,363	16,978	124,577
上水道	1,936	117,039	1,811	117,465	1,602	117,788	1,572	118,183	1,556	118,589
簡易水道	8,360	6,124	8,068	5,981	7,794	5,788	7,630	5,623	7,413	5,460
専用水道	7,314	590	7,473	562	7,611	545	7,737	558	7,907	527
水道用水供給 普及率 (%)	109	—	107	—	102	—	102	—	102	—
	96.9		97.1		97.2		97.3		97.4	

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」

第242表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当り)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
下水道終末処理 (万人)	8,257	8,458	8,637	8,802	8,961	9,111
ごみ処理 (トン)	198,874	193,856	195,952	189,458	190,015	189,144
し尿処理 (kl)	98,219	100,764	99,329	95,420	97,200	93,555

(注) 現有処理能力 (着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局「汚水処理人口普及状況について」
「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

第243表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
下水道終末処理 総事業費	2,188,779	2,017,746	1,799,506	1,772,931	1,696,309	1,601,426
国庫支出金	672,099	663,852	595,312	579,176	525,984	503,156
地方債	1,143,501	1,010,971	889,261	883,986	870,090	837,790
その他の	373,179	342,923	314,933	309,769	300,235	260,480
ごみ処理 総事業費	1,975,961	1,750,387	1,709,195	1,683,360	1,862,654	1,859,902
国庫支出金	53,354	37,276	50,178	31,033	56,650	46,752
地方債	235,627	91,539	76,539	61,551	125,949	107,184
その他の	1,686,982	1,621,572	1,582,479	1,590,776	1,680,054	1,705,966
し尿処理 総事業費	271,738	258,423	253,962	263,478	271,782	246,107
国庫支出金	4,434	3,824	5,181	8,321	6,869	4,870
地方債	8,565	4,285	8,072	16,186	21,706	8,241
その他の	258,740	250,314	240,710	238,971	243,207	232,996

(注) 1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみの数値である。

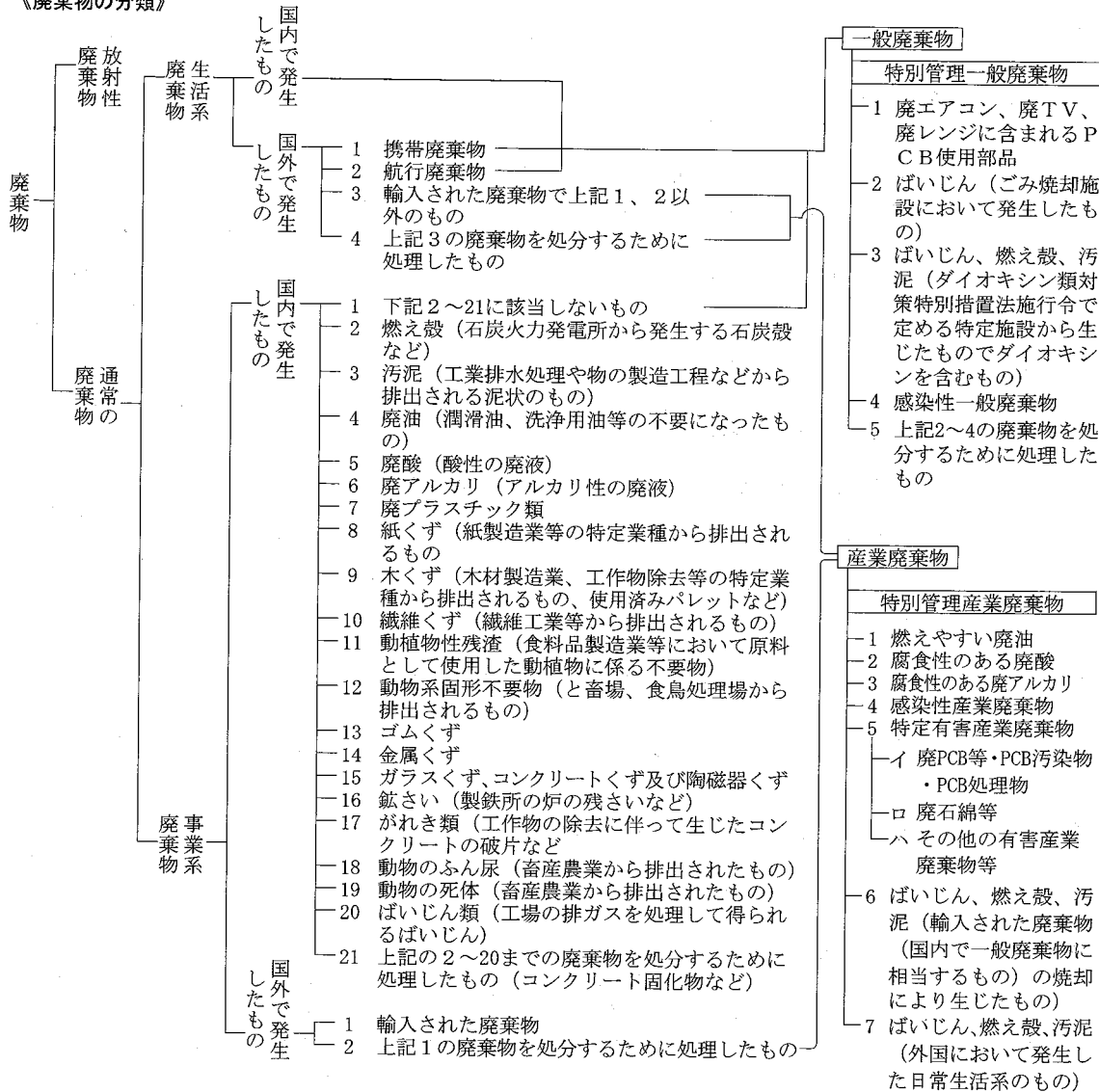
3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

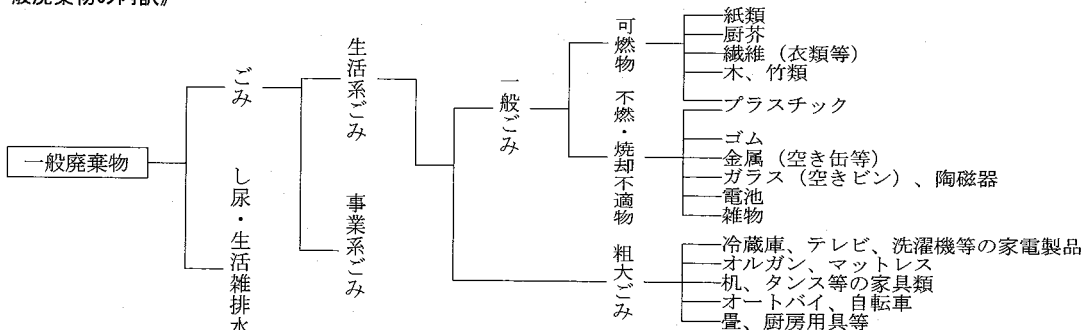
第244表 廃棄物の分類と処理体制

《廃棄物の分類》



(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

《一般廃棄物の内訳》

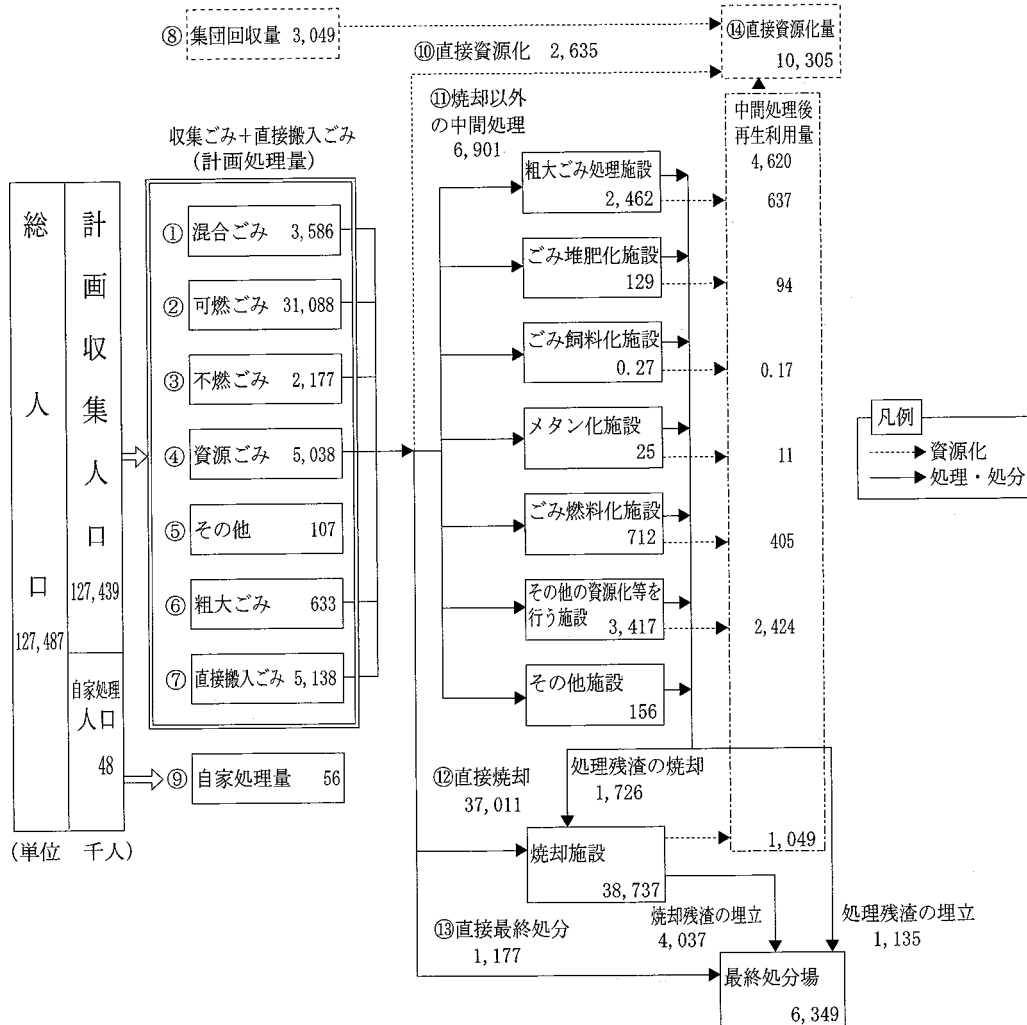


資料：「一般廃棄物」は、「市町村による分別収集品目例」による環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課調べ
「産業廃棄物」は、同部産業廃棄物課調べ

第245表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ
(平成19年度実績)

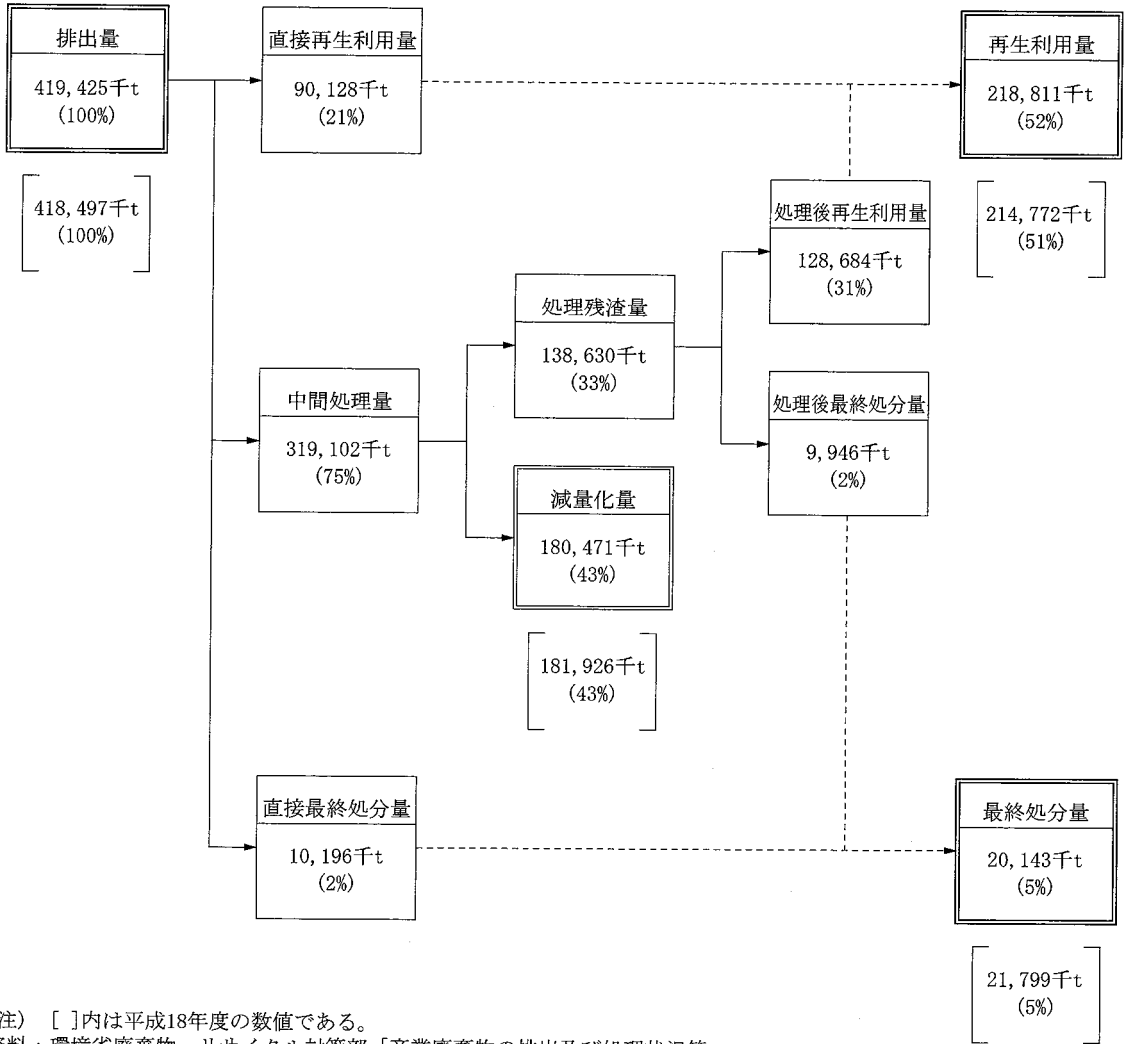
(単位 千t/年)



- ・ 収集ゴミ=①+②+③+④+⑤+⑥=42,629千トン
- ・ 収集ゴミ+直接搬入ゴミ=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=47,767千トン (計画処理量)
- ・ ゴミ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=50,816千トン
- ・ 1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口/366=1,089g/人・日
- ・ ゴミの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=47,725千トン
- ・ 総資源化量=⑨+⑭=10,305千トン
- ・ リサイクル率=(⑨+⑭)/(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)=20%
- ・ 中間処理による減量化量=(⑪+⑫)-中間処理後再生利用量-残渣の埋立量=34,120千トン

*平成19年度において、容器包装リサイクル法に基づく市町村等の分別収集量は282万トン、再商品化量は275万トンであり、容器包装のリサイクル量は総資源化量(1,030万トン)に含まれている。また、平成19年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は47万トン、再商品化量は38万トンであり、これを含めると総資源化量は1,068万トンである。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ
(平成19年度)



第246表 市町村のごみ処理費用の推移

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
処理費用総額(百万円)	2,395,621	1,960,037	1,934,330	1,902,500	1,862,654	1,859,902
対前年度増加率 (%)		△ 8.0	△ 18.2	△ 1.3	△ 1.6	△ 2.1
国民1人当りの処理費用 (円)	18,800	15,400	15,200	14,900	14,600	14,600
対前年度増加率 (%)		△ 8.3	△ 18.1	△ 1.3	△ 2.0	△ 2.0
						0.0

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

6 公 害

第247表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区 分	あっせん			調 停			仲 裁			裁 定			業務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47 (1972)	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48 (1973)	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49 (1974)	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50 (1975)	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51 (1976)	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52 (1977)	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53 (1978)	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54 (1979)	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55 (1980)	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56 (1981)	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57 (1982)	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58 (1983)	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59 (1984)	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60 (1985)	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61 (1986)	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62 (1987)	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63 (1988)	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2 (1990)	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3 (1991)	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4 (1992)	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5 (1993)	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6 (1994)	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7 (1995)	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8 (1996)	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9 (1997)	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10 (1998)	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11 (1999)	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12 (2000)	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13 (2001)	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14 (2002)	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15 (2003)	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16 (2004)	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17 (2005)	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18 (2006)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19 (2007)	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20 (2008)	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(16)	2	1	1	26	12	8	18
計	3	3	—	704	703	—	1	1	—	90(26)	74(20)	—	5	4	—	—	803	785	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 「調停」の平成8年度の受付件数のうち、2件は分離事件である。

3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で内数である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第248表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区 分	受 付 件 数						終 結 件 数					年度末 係属件数
	合 計	あっせん	調 停	仲 裁	業務履行勧告	合 計	成 立	打切り	取下げ	その他		
昭和45・46年度	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10	
47 (1972)	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21	
48 (1973)	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23	
49 (1974)	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20	
50 (1975)	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19	
51 (1976)	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20	
52 (1977)	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30	
53 (1978)	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31	
54 (1979)	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29	
55 (1980)	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34	
56 (1981)	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32	
57 (1982)	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24	
58 (1983)	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31	
59 (1984)	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27	
60 (1985)	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35	
61 (1986)	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32	
62 (1987)	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33	
63 (1988)	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39	
平成元 (1989)	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50	
2 (1990)	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67	
3 (1991)	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67	
4 (1992)	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82	
5 (1993)	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73	
6 (1994)	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53	
7 (1995)	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51	
8 (1996)	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58	
9 (1997)	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69	
10 (1998)	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63	
11 (1999)	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53	
12 (2000)	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49	
13 (2001)	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52	
14 (2002)	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47	
15 (2003)	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46	
16 (2004)	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42	
17 (2005)	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47	
18 (2006)	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44	
19 (2007)	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47	
20 (2008)	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45	
計	1,206	36	1,152	4	14	1,161	501	500	132	28	—	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄の「あっせん」1件は、職権によるあっせんである。
 資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第249表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区分	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
昭和45年度(1970)	59,467	12,911	8,913	67	22,568		11	14,997
55 (1980)	54,809	9,282	8,269	230	21,063	3,031	34	12,900
平成2年度(1990)	49,359	9,496	7,739	233	18,287	2,144	37	11,423
7 (1995)	42,701	10,013	6,763	213	13,492	2,060	29	10,131
12 (2000)	63,782	26,013	8,272	308	13,505	1,640	31	14,013
13 (2001)	67,632	28,456	8,983	295	14,114	1,758	22	14,004
14 (2002)	66,727	27,429	8,863	271	14,834	1,722	19	13,589
15 (2003)	67,197	26,793	9,273	342	15,295	1,797	28	13,669
16 (2004)	65,535	24,741	8,909	268	15,689	1,916	28	13,984
17 (2005)	66,992	25,658	9,595	281	15,767	2,100	40	13,551
18 (2006)	67,415	24,825	9,825	271	16,692	2,081	24	13,697
19 (2007)	64,529	23,628	9,383	281	15,913	2,000	34	13,290

第250表 典型7公害以外の種類別苦情件数

区分	合計	廃棄物 投棄	生活系				その他
			生活系	農業系	建設系	産業系	
平成12年度(2000)	20,099	7,158	4,447	68	1,325	1,318	12,941
13 (2001)	27,135	12,397	8,890	60	1,657	1,790	14,738
14 (2002)	29,886	13,649	10,013	93	1,808	1,735	16,237
15 (2003)	33,126	15,911	12,216	91	1,823	1,781	17,215
16 (2004)	28,786	14,113	10,296	342	1,913	1,562	14,673
17 (2005)	28,663	14,424	10,409	396	2,025	1,594	14,239
18 (2006)	30,298	15,064	10,951	471	1,984	1,658	15,234
19 (2007)	27,241	13,511	10,118	399	1,606	1,388	13,730

(注) 平成16年度より項目等の変更があった。新区分は、以下のとおり。

生活系：主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空き瓶・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ゴミ等による「一般廃棄物」の投棄

農業系：主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死がい及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄

建設系：主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄

産業系：主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃えがら、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄

その他：高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第251表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成20年12月末現在

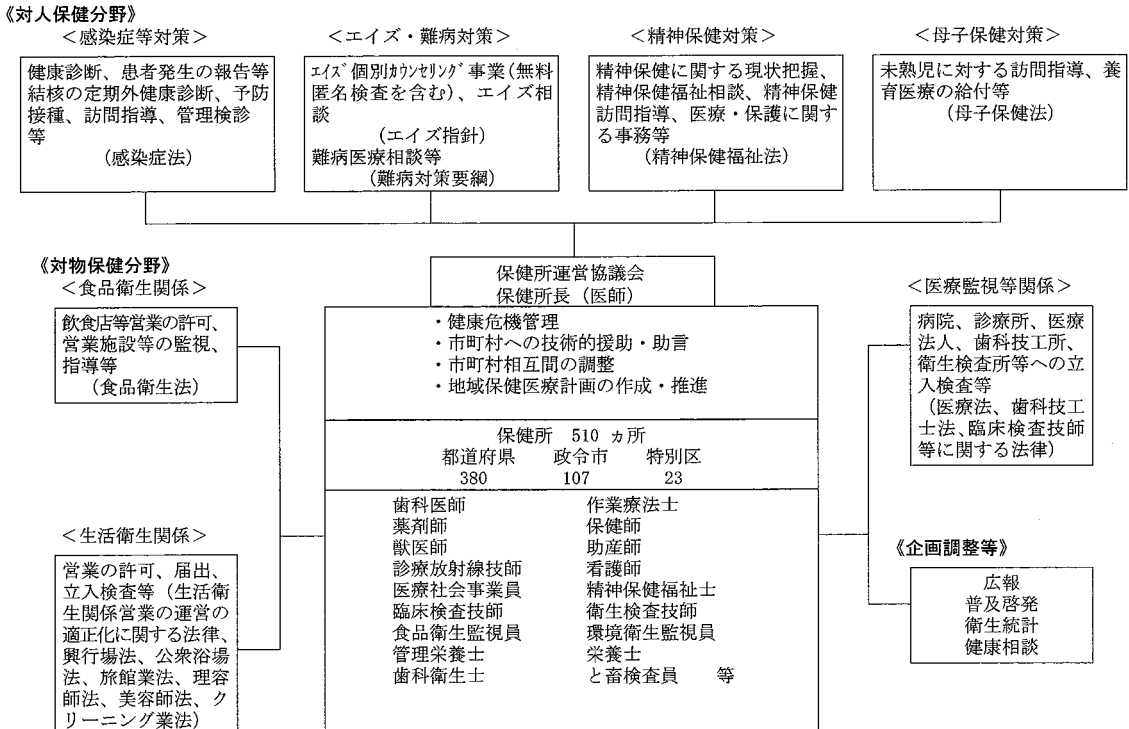
地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
	総	千 葉 市 南 部 臨 海 地 域 東 京 都 千 代 田 区 全 域	千 葉 市 千 代 田 区	昭 和 49. 11. 30	329		
		東 京 都 中 央 区 全 域	東 京 都 中 央 区	昭 和 50. 12. 19	140		
		東 京 都 港 区 全 域	東 京 都 港 区	昭 和 49. 11. 30	229		
		東 京 都 新 宿 区 全 域	東 京 都 新 宿 区	昭 和 49. 11. 30	408		
		東 京 都 文 京 区 全 域	東 京 都 文 京 区	昭 和 49. 11. 30	1, 123		
		東 京 都 台 東 区 全 域	東 京 都 台 東 区	昭 和 50. 12. 19	477		
		東 京 都 品 川 区 全 域	東 京 都 品 川 区	昭 和 50. 12. 19	464		
		東 京 都 大 田 区 全 域	東 京 都 大 田 区	昭 和 49. 11. 30	893		
		東 京 都 目 黒 区 全 域	東 京 都 目 黒 区	昭 和 49. 11. 30	1, 957		
		東 京 都 澁 谷 区 全 域	東 京 都 澁 谷 区	昭 和 50. 12. 19	536		
		東 京 都 豊 島 区 全 域	東 京 都 豊 島 区	昭 和 49. 11. 30	553		
		東 京 都 北 区 全 域	東 京 都 北 区	昭 和 50. 12. 19	668		
		東 京 都 板 橋 区 全 域	東 京 都 板 橋 区	昭 和 50. 12. 19	1, 083		
		東 京 都 墨 田 区 全 域	東 京 都 墨 田 区	昭 和 50. 12. 19	1, 671		
		東 京 都 江 東 区 全 域	東 京 都 江 東 区	昭 和 49. 11. 30	637		
		東 京 都 荒 川 区 全 域	東 京 都 荒 川 区	昭 和 49. 11. 30	1, 458		
		東 京 都 足 立 区 全 域	東 京 都 足 立 区	昭 和 50. 12. 19	775		
		東 京 都 葛 飾 区 全 域	東 京 都 葛 飾 区	昭 和 50. 12. 19	1, 738		
		東 京 都 江 戸 川 区 全 域	東 京 都 江 戸 川 区	昭 和 50. 12. 19	1, 129		
		東 京 都 江 戸 川 区 全 域	東 京 都 江 戸 川 区	昭 和 50. 12. 19	1, 649		
		東 京 都 計			17, 588		
旧第一種地域 非特異的疾患	慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症	横 濱 市 鶴 見 臨 海 地 域 川 崎 市 川 崎 区 ・ 幸 区	横 濱 市 川 崎 市	昭 和 47. 2. 1 昭 和 44. 12. 27 昭 和 47. 2. 1 昭 和 49. 11. 30	510 1, 757		
		富 士 市 中 部 地 域	富 士 市	昭 和 47. 2. 1 昭 和 52. 1. 13	454		
		名 古 屋 市 中 南 部 地 域	名 古 屋 市	昭 和 48. 2. 1 昭 和 50. 12. 19 昭 和 53. 6. 2	2, 384		
		東 海 市 北 部 ・ 中 部 地 域 四 日 市 市 臨 海 地 域 楠 町 全 域	愛 知 県 四 日 市 市	昭 和 48. 2. 1 昭 和 44. 12. 27 昭 和 49. 11. 30	406 478		
		大 阪 市 全 域	大 阪 市	昭 和 44. 12. 27 昭 和 49. 11. 30 昭 和 50. 12. 19	7, 916		
		豊 中 市 南 部 地 域 吹 田 市 南 部 地 域	豊 中 市 吹 田 市	昭 和 48. 2. 1 昭 和 49. 11. 30	230 232		
		守 口 市 南 全 域	守 口 市	昭 和 52. 1. 13	1, 307		
		東 大 阪 市 中 西 部 地 域	東 大 阪 市	昭 和 53. 6. 2	1, 461		
		尾 市 中 西 部 地 域	尾 市	昭 和 〃	865		
		堺 市 西 部 地 域	堺 市	昭 和 48. 8. 1 昭 和 52. 1. 13	1, 926		
		神 戸 市 臨 海 地 域 尼 崎 市 東 部 ・ 南 部 地 域	神 戸 市 尼 崎 市	昭 和 〃 昭 和 45. 12. 1 昭 和 49. 11. 30	925 2, 310		
		倉 敷 市 水 島 地 域	倉 敷 市	昭 和 50. 12. 19	1, 467		
		備 前 市 南 部 臨 海 地 域	岡 山 県	昭 和 〃	43		
		北 九 州 市 片 上 湾 周 辺 地 域	北 九 州 市	昭 和 〃	58		
		大 牟 田 市 洞 海 湾 沿 岸 地 域	大 牟 田 市	昭 和 48. 2. 1 昭 和 48. 8. 1	992 1, 029		
			計			44, 667	
		特異的疾患	水 俣 病 慢性砒素中毒症	阿 賀 野 川 下 流 地 域	新 潟 県 潟 市	昭 和 44. 12. 27	93
				水 俣 湾 沿 岸 地 域	新 潟 県 鹿 児 島 県	昭 和 〃	135
				伊 豆 半 島 南 部 地 域	熊 本 県 山 根 県	昭 和 〃	169
				神 通 川 下 流 地 域	富 山 県 富 山 県	昭 和 〃	434
島 根 県 土 呂 久 地 域	島 根 県 宮 崎 県			昭 和 49. 7. 4	6		
宮 崎 県 土 呂 久 地 域	宮 崎 県			昭 和 48. 2. 1	3		
	計			48			
		計			888		

(注) 1 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。
 2 四日市市の被認定者数には、平成17年2月に合併された楠町を含む。
 資料：環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」

7 保健所及び保健センター

第252表 保健所の活動

平成21年4月1日現在



(注) これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等(薬事法)、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等(狂犬病予防法)、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等(あん摩マッサージ指圧師等に関する法律)の業務を行っている。

資料：厚生労働省健康局調べ

第253表 保健所数及び保健所職員総数

各年度末現在

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
保健所数	582	576	571	549	535	518
都道府県	448	438	433	411	396	394
政令市	111	115	115	115	116	101
特別区	23	23	23	23	23	23
職員総数	30,301	29,044	28,719	28,636	27,750	28,309
医師	1,027	964	930	906	856	844
歯科医師	88	81	100	96	81	87
薬剤師・獣医師	4,912	4,800	4,735	4,756	4,700	4,743
保健師	7,837	7,487	7,609	7,602	7,576	7,641
看護師	205	193	192	219	212	234
助産師	65	63	84	60	59	57
放射線・X線技師	888	840	800	748	730	715
管理栄養士	1,078	1,068	1,063	1,083	1,045	1,057
栄養士	177	142	113	176	105	158
歯科衛生士	350	336	331	334	323	338
検査技師	1,257	1,124	1,117	1,076	1,066	1,067
理学療法士・作業療法士	115	109	117	116	102	94
その他	12,302	11,837	11,528	11,464	10,895	11,274

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。

2 「職員総数」は、常勤職員数である。

3 「看護師」は、准看護師を含む。

資料：「保健所数」は、厚生労働省健康局調べ

「職員総数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第254表 保健所活動状況

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
健康診断 受診延人数	3,102,473	3,214,697	2,529,517	2,356,354	2,145,031
母子保健(保健所活動分)					
妊婦保健指導延人員	87,202	80,532	97,490	107,675	111,437
産婦保健指導延人員	71,381	73,616	77,786	79,870	77,209
乳児保健指導延人員	226,874	228,675	256,376	244,292	261,053
幼児保健指導延人員	248,336	271,158	271,125	258,976	257,915
歯科保健					
検診・保健指導受診延人員	1,045,503	1,026,298	957,441	938,623	1,055,494
予防処置延人員	182,455	179,902	185,019	180,010	172,257
治療延人員	4,604	2,499	2,667	4,922	5,129
健康増進					
個別指導					
栄養指導延人員	417,743	415,117	447,386	384,088	363,583
集団指導					
栄養指導延人員	962,217	988,083	1,040,476	999,106	980,230
衛生教育開催回数	141,547	132,868	134,005	126,801	118,669
環境衛生監視指導施設数	348,914	364,485	359,040	336,855	325,271
試験検査検体数	7,337,442	6,391,499	5,212,480	4,557,102	4,265,316

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第8節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第255表 障害者数

(単位 千人)

区 分				総 数	在宅者	施設入所者
身 体 障 害 者 総 数	18 歳 未 満	18 歳 以 上	詳 細	3,663 (29)	3,576 (28)	87 (1)
	18 歳 未 満	18 歳 以 上	詳 細	98	93	5
	18 歳 未 満	18 歳 以 上	詳 細	3,564	3,483	81
知 的 障 害 者 総 数	18 歳 未 満	18 歳 以 上	詳 細	547 (4)	419 (3)	128 (1)
	18 歳 未 満	18 歳 以 上	詳 細	125	117	8
	18 歳 未 満	18 歳 以 上	詳 細	410	290	120
精 神 障 害 者 総 数	18 歳 未 満	18 歳 以 上	詳 細	12	12	0
	18 歳 未 満	18 歳 以 上	詳 細	3,028 (24)	2,675 (21)	353 (3)
	18 歳 未 満	18 歳 以 上	詳 細	164	161	3
18 歳 未 満	18 歳 以 上	詳 細	2,858	2,508	350	
18 歳 未 満	18 歳 以 上	詳 細	6	5	1	

- (注) 1 () 内の数字は、平成17年国勢調査人口による総人口千人当たりの人口(単位 人)。
 2 「精神障害者」は、ICD-10(国際疾病分類)の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応しており、「患者調査」の外來患者を在宅者、入院患者を施設入所者とみなしている。
 3 「身体障害者」の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。
 4 「身体障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成18年身体障害児・者実態調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成18年社会福祉施設等調査」による。
 5 「知的障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成17年知的障害児(者)基礎調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成17年社会福祉施設等調査」による。
 6 「精神障害者」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成17年患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部にて作成。
 7 「身体障害児・者実態調査」「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：内閣府「障害者白書」

第256表 障害別障害者数(在宅)の推移

(単位 千人)

区 分	昭和30年 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	55 (1980)	62 (1987)	平成3 (1991)	8 (1996)	13 (2001)	18 (2006)	参考値 20年度 (2008)
身 体 障 害 者	785	829	1,048	1,314	1,977	2,413	2,722	2,933	3,245	3,483	5,032

- (注) 1 参考値以外は、推計値である。
 2 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
 3 「身体障害児・者実態調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

(単位 千人)

区 分	昭和36年 (1961)	41 (1966)	46 (1971)	平成2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	参考値 20年度 (2008)
知 的 障 害 者	343	505	356	459	413	329	419	786

- (注) 1 昭和36年は、15歳以上が対象である。
 2 参考値以外は、推計値である。
 3 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
 4 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：昭和36年は厚生省児童局「精神薄弱児の実態と保護指導の基礎資料」、昭和41年は厚生省児童家庭局「精神薄弱児(者)実態調査」、昭和46年は厚生省「厚生白書」、平成2年は厚生省児童家庭局「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」、平成7年は厚生省大臣官房障害保健福祉部「精神薄弱児(者)基礎調査」、平成12、17年は厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

第257表 身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度・原因別）

平成18年7月1日現在（単位 千人）

区 分	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害 (再掲)
総 数	3,483 (100.0)	310 (8.9)	343 (9.8)	1,760 (50.5)	1,070 (30.7)	310 (8.9)
《年齢階級別》						
18 ～ 19 歳	12 (0.3)	1	2	7	3	5
20 ～ 29 歳	65 (1.9)	5	7	44	8	9
30 ～ 39 歳	114 (3.3)	12	18	63	20	8
40 ～ 49 歳	182 (5.2)	21	20	101	40	14
50 ～ 59 歳	470 (13.5)	46	24	256	145	31
60 ～ 64 歳	394 (11.3)	33	33	197	130	36
65 ～ 69 歳	436 (12.5)	33	34	220	150	36
70 歳 以 上	1,775 (51.0)	153	198	857	568	167
《障害の程度別》						
1 級	1,171 (33.6)	110	15	449	597	151
2 級	504 (14.5)	82	97	312	13	72
3 級	580 (16.7)	19	73	293	195	32
4 級	713 (20.5)	29	50	392	243	21
5 級	225 (6.5)	32	3	190	—	6
6 級	175 (5.0)	26	77	72	—	7
《障害の原因別》						
事 故	341 (9.8)	25	17	284	15	—
交 通 事 故	106 (3.0)	11	6	89	1	—
労 働 災 害	113 (3.2)	2	3	96	11	—
そ の 他 事 故	100 (2.9)	8	6	86	1	—
戦 傷 病 戦 災	21 (0.6)	3	2	14	2	—
疾 病	722 (20.7)	61	51	394	216	—
感 染 症	58 (1.7)	4	3	36	15	—
中 毒 性 疾 患	8 (0.2)	1	—	2	6	—
そ の 他 疾 患	656 (18.8)	56	47	356	195	—
出 生 時 損 傷	79 (2.3)	14	7	53	6	—
加 齢	166 (4.8)	7	29	70	60	—
そ の 他	356 (10.2)	41	29	145	142	—
不 明	446 (12.8)	58	51	163	174	—
(参考)						
平成3年(1991)	2,722 (100.0)	353 (13.0)	358 (13.2)	1,553 (57.1)	458 (16.8)	121 (4.4)
8 (1996)	2,933 (100.0)	305 (10.4)	350 (11.9)	1,657 (56.5)	621 (21.2)	179 (6.1)
13 (2001)	3,245 (100.0)	301 (9.3)	346 (10.7)	1,749 (53.9)	849 (26.2)	175 (5.4)

(注) 1 ()内の数字は、構成割合(%)である。
 2 総数は、不詳を含む。
 3 「身体障害児・者実態調査」は、5年ごとの調査である。
 資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

第258表 知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）

平成17年推計値（単位 人）

区 分	総 数	男	女	不 詳	最重度	重 度	中 度	軽 度	不 詳
総 数	419,000 (100.0)	243,300 (58.1)	166,400 (39.7)	9,300 (2.2)	62,400 (14.9)	102,200 (24.4)	106,700 (25.5)	97,500 (23.3)	50,100 (12.0)
18 歳 未 満	117,300 (100.0)	75,500 (64.4)	41,400 (35.3)	400 (0.3)	22,000 (18.8)	28,100 (23.9)	26,200 (22.4)	33,300 (28.4)	7,700 (6.5)
0 ～ 4	15,600	9,900	5,700	—	3,600	2,000	4,000	4,800	1,000
5 ～ 9	39,800	25,400	14,100	200	6,700	10,100	8,500	12,700	1,800
10 ～ 14	36,300	25,400	10,900	—	6,100	11,300	8,500	7,300	3,200
15 ～ 17	25,600	14,800	10,700	200	5,600	4,600	5,200	8,500	1,600
18 歳 以 上	289,600 (100.0)	165,800 (57.3)	123,400 (42.6)	400 (0.1)	39,800 (13.7)	73,700 (25.5)	78,700 (27.2)	63,000 (21.8)	34,300 (11.9)
18 ～ 19	20,600	12,700	7,900	—	4,400	4,200	5,000	5,700	1,200
20 ～ 29	83,600	47,700	35,900	—	16,800	22,400	20,000	16,600	7,900
30 ～ 39	85,000	51,700	33,100	200	10,700	25,000	22,400	20,000	6,900
40 ～ 49	43,800	24,400	19,400	—	3,200	7,500	16,000	10,100	7,100
50 ～ 59	31,500	16,600	14,700	200	1,400	6,900	10,300	6,500	6,500
60 ～ 64	9,700	5,400	4,200	—	1,400	2,600	2,000	1,800	1,800
65 歳 以 上	15,300	7,300	8,100	—	1,800	5,000	3,000	2,400	3,000
不 詳	12,100 (100.0)	2,000 (16.7)	1,600 (13.3)	8,500 (70.0)	600 (5.0)	400 (3.3)	1,800 (15.0)	1,200 (10.0)	8,100 (66.7)

平成12年推計値（単位 人）

区 分	総 数	男	女	不 詳	最重度	重 度	中 度	軽 度	不 詳
総 数	329,200 (100.0)	184,500 (56.0)	130,900 (39.8)	13,800 (4.2)	45,500 (13.8)	92,600 (28.1)	77,600 (23.6)	73,200 (22.2)	40,300 (12.2)
18 歳 未 満	93,600 (100.0)	58,900 (63.0)	34,100 (36.4)	600 (0.6)	17,800 (19.1)	30,700 (32.8)	17,800 (19.1)	18,300 (19.5)	9,000 (9.6)
0 ～ 4	12,400	7,800	4,600	—	2,400	3,000	1,600	3,000	2,400
5 ～ 9	30,100	19,600	10,400	—	5,000	10,800	7,400	4,600	2,200
10 ～ 14	33,100	20,000	12,600	400	7,200	11,200	5,800	6,200	2,600
15 ～ 17	18,000	11,400	6,400	200	3,200	5,600	3,000	4,400	1,800
18 歳 以 上	221,200 (100.0)	124,000 (56.0)	94,600 (42.8)	2,600 (1.2)	26,700 (12.1)	59,700 (27.0)	57,400 (25.9)	52,100 (23.6)	25,300 (11.4)
18 ～ 19	15,600	10,000	5,600	—	2,200	4,400	3,400	4,800	800
20 ～ 29	79,800	45,500	33,500	800	12,000	24,100	19,000	18,000	6,600
30 ～ 39	50,700	27,700	22,100	1,000	5,600	12,000	12,800	13,200	7,000
40 ～ 49	37,700	21,300	16,200	200	3,400	9,400	9,800	9,800	5,200
50 ～ 59	22,500	12,400	9,600	400	2,000	6,200	6,800	4,200	3,200
60 ～ 64	5,600	2,600	3,000	—	800	1,400	1,800	1,000	600
65 歳 以 上	9,200	4,400	4,600	200	600	2,200	3,600	1,000	1,800
不 詳	14,400 (100.0)	1,600 (11.1)	2,200 (15.3)	10,600 (73.6)	1,000 (6.9)	2,200 (15.3)	2,400 (16.7)	2,800 (19.4)	6,000 (41.7)

(注) 1 () 内の数字は、構成割合 (%) である。

2 総数は、不詳を含む。

3 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

第259表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分		平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
旧法による身体障害者更生援護施設	施設数	1,200	1,302	1,397	1,466	1,508	1,188
	在所者数	52,099	54,739	56,319	57,507	58,276	49,085
肢体不自由者更生施設	施設数	36	88	84	84	81	63
	在所者数	744	4,623	4,285	4,103	3,949	3,118
視覚障害者更生施設	施設数	14	19	20	20	19	11
	在所者数	880	1,166	1,196	1,137	1,009	518
聴覚・言語障害者更生施設	施設数	3	3	3	3	3	2
	在所者数	100	100	89	91	100	54
内部障害者更生施設	施設数	6	6	7	7	7	6
	在所者数	304	327	326	328	315	296
身体障害者療護施設	施設数	427	450	472	484	499	455
	在所者数	24,530	25,689	26,447	26,885	27,679	25,564
重度身体障害者更生援護施設	施設数	73	・	・	・	・	・
	在所者数	4,334	・	・	・	・	・
身体障害者福祉ホーム	施設数	58	62	65	67	71	・
	在所者数	624	657	710	742	745	・
身体障害者授産施設	施設数	80	206	206	202	197	176
	在所者数	3,304	11,273	11,047	10,838	10,429	8,963
重度身体障害者授産施設	施設数	129	・	・	・	・	・
	在所者数	8,123	・	・	・	・	・
身体障害者通所授産施設	施設数	277	296	315	326	330	256
	在所者数	6,914	7,490	7,928	8,260	8,381	6,425
身体障害者小規模通所授産施設	施設数	61	136	189	237	265	193
	在所者数	918	2,119	2,991	3,811	4,349	3,200
身体障害者福祉工場	施設数	36	36	36	36	36	26
	在所者数	1,324	1,295	1,300	1,312	1,320	947
身体障害者社会参加支援施設	施設数	822	862	866	828	844	377
身体障害者福祉センター	施設数	256	248	250	248	243	223
在宅障害者デイサービス施設	施設数	417	463	465	430	453	・
障害者更生センター	施設数	9	9	8	7	6	6
補装具製作施設	施設数	22	21	21	19	18	17
盲導犬訓練施設	施設数	7	9	9	9	9	10
点字図書館	施設数	72	72	72	72	73	74
点字出版施設	施設数	13	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	施設数	26	27	28	30	29	34
旧法による知的障害者援護施設	施設数	3,650	4,014	4,321	4,525	4,682	3,873
	在所者数	165,384	175,407	182,649	188,646	196,683	175,971
知的障害者デイサービスセンター	施設数	198	240	257	235	234	・
知的障害者更生施設	施設数	1,773	1,856	1,915	1,968	2,006	1,850
	在所者数	104,914	108,545	110,183	111,833	114,665	104,188
知的障害者授産施設	施設数	1,285	1,402	1,539	1,652	1,779	1,633
	在所者数	53,521	57,918	62,152	65,523	70,839	64,777
知的障害者小規模通所授産施設	施設数	141	254	343	399	405	243
在所者数	2,087	3,847	5,112	5,975	6,046	3,671	
知的障害者通勤寮	施設数	124	125	124	124	121	112
在所者数	2,729	2,808	2,762	2,761	2,632	2,441	
知的障害者福祉ホーム	施設数	72	76	79	82	68	・
	在所者数	750	788	823	861	701	・
知的障害者福祉工場	施設数	57	61	64	65	69	35
	在所者数	1,383	1,501	1,617	1,693	1,800	894

(注) 1 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法)の施設である。

2 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第260表 身体障害者に対する補装具購入等の状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
購	入 件 数	1,250,400	1,382,189	1,425,255	85,431	157,601	162,680
	公費負担額	21,900,433	22,738,422	24,032,746	6,971,667	16,518,776	18,143,731
義 肢	義 手 件 数	2,059	1,835	1,904	695	1,646	1,572
	公費負担額	279,525	254,255	277,603	87,747	233,162	240,688
義 足	義 足 件 数	6,995	6,754	7,037	2,617	6,031	6,098
	公費負担額	2,297,758	2,308,341	2,502,191	823,301	2,037,144	2,130,567
装 具	装 具 件 数	29,389	29,253	29,314	18,864	45,431	45,495
	公費負担額	1,890,344	1,899,441	1,924,450	1,325,253	3,266,017	3,368,811
盲人安全つえ	盲人安全つえ 件 数	7,479	7,064	7,006	3,957	7,915	8,122
	公費負担額	26,205	23,952	24,068	14,059	31,046	56,161
補 聴 器	補 聴 器 件 数	38,194	38,482	39,636	19,692	42,042	42,904
	公費負担額	2,127,718	2,156,481	2,250,931	1,129,985	2,455,621	2,633,690
車いす・電動車いす	車いす・電動車いす 件 数	25,873	25,576	26,196	11,952	28,787	30,944
	公費負担額	4,588,503	4,729,912	4,934,265	1,968,816	5,355,146	5,913,814
歩 行 補 助 つ え	歩 行 補 助 つ え 件 数	10,655	10,899	9,893	3,554	5,273	5,513
	公費負担額	48,672	67,623	111,012	21,386	44,603	44,167
そ の 他	そ の 他 件 数	1,129,756	1,262,326	1,304,269	24,100	20,476	22,032
	公費負担額	10,641,708	11,298,417	12,008,226	1,245,120	3,096,037	3,755,833
修 理	修 理 件 数	139,150	144,503	120,710	50,875	107,632	111,869
	公費負担額	3,290,649	3,407,411	3,594,693	1,668,260	4,038,735	4,269,921
義 肢	義 手 件 数	905	819	897	317	770	753
	公費負担額	69,323	65,005	73,145	23,028	63,999	62,630
義 足	義 足 件 数	6,354	6,277	6,742	2,809	6,756	6,914
	公費負担額	865,514	916,095	1,044,076	353,043	934,345	1,002,479
装 具	装 具 件 数	11,862	11,787	11,888	7,016	15,488	15,913
	公費負担額	205,317	206,905	207,188	126,347	259,386	261,636
盲人安全つえ	盲人安全つえ 件 数	64	65	59	29	55	71
	公費負担額	116	98	82	173	514	731
補 聴 器	補 聴 器 件 数	75,636	81,291	56,819	17,785	29,647	29,718
	公費負担額	330,362	373,035	317,816	217,470	424,579	440,909
車いす・電動車いす	車いす・電動車いす 件 数	39,475	39,797	40,572	20,387	47,883	50,619
	公費負担額	1,731,640	1,751,198	1,844,820	793,107	1,887,855	1,966,410
歩 行 補 助 つ え	歩 行 補 助 つ え 件 数	2,076	1,968	1,276	102	132	161
	公費負担額	3,066	6,111	4,387	286	842	485
そ の 他	そ の 他 件 数	2,778	2,499	2,457	2,430	6,901	7,720
	公費負担額	85,311	88,964	103,179	154,806	467,215	534,641

(注) 1 車いすには電動車いすを含む。

2 平成16年度は、報告書の記載が「基準内補装具」と「基準外補装具」に分割されたため、2表を積算した値である。

3 平成18年度は、障害者自立支援法施行後の平成18年10月から平成19年3月までを対象としている。

4 平成18年度は、障害者自立支援法施行により報告書の記載が「身体障害者」から「身体障害者・児」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第261表 身体障害者更生援護状況

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	332,979	367,332	347,336	356,168	348,681	352,573
更生援護取扱実人員	1,986,910	2,136,850	2,201,430	2,261,936	2,163,829	2,109,582
相談指導及び措置件数	2,395,037	3,178,153	3,281,237	3,382,771	3,276,071	3,070,056
身体障害者更生援護施設等への 入所その利用及び紹介(再掲)	53,360	51,609	46,661	49,882	53,476	56,023
補 装 具 件 数						
交 付	1,111,827	1,250,400	1,382,189	1,425,255	85,431	157,601
修 理	127,559	139,150	144,503	120,710	50,875	107,632
更生医療給付決定件数	139,277	174,086	200,585	204,984	211,319	221,688

(注) 1 平成18年度の「補装具件数」は、障害者自立支援法による平成18年10月から平成19年3月までの件数である。
 2 平成18年度の「更生医療給付決定件数」は、障害者自立支援法による平成18年4月から平成19年2月までの件数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第262表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件 数	174,086	200,585	204,984	211,319	221,688	258,272
公費負担額	18,350,995	20,663,118	23,419,790	17,450,720	94,338,668	108,437,400
視 覚 障 害 件 数	77	87	114	76	68	43
公費負担額	9,483	7,536	20,822	2,777	29,569	10,135
聴覚・平衡機能障害 件 数	166	195	231	238	174	150
公費負担額	12,879	26,232	22,908	12,510	17,028	8,734
音声・言語・そしゃく機能障害 件 数	372	377	424	544	585	556
公費負担額	20,967	20,687	23,782	17,837	18,892	13,188
肢 体 不 自 由 件 数	18,627	20,597	23,490	18,174	16,152	18,338
公費負担額	2,032,872	2,336,725	2,633,871	1,329,884	1,481,580	1,696,268
心 臓 機 能 障 害 件 数	53,232	57,779	58,236	40,192	32,790	32,021
公費負担額	5,605,323	5,990,308	6,504,286	3,568,134	3,978,495	4,312,526
じ ん 臓 機 能 障 害 件 数	97,460	115,084	115,254	145,465	166,117	198,292
公費負担額	9,729,671	10,946,443	12,389,096	10,638,483	85,934,855	98,780,221
小 腸 障 害 件 数	349	71	214	136	93	145
公費負担額	31,430	18,047	27,276	19,661	50,095	29,841
免 疫 機 能 障 害 件 数	3,557	5,756	6,709	6,386	5,640	8,668
公費負担額	866,658	1,197,989	1,782,246	1,853,363	2,823,642	3,581,000
訪 問 看 護 件 数	246	639	312	108	69	59
公費負担額	41,712	119,151	15,503	8,071	4,512	5,487

(注) 1 平成18年度の「件数」は、障害者自立支援法施行後の平成18年4月から平成19年2月までを対象としている。

2 平成18年度の「公費負担額」は、平成18年4月診療分から平成19年2月診療分までを対象としている。

3 平成19年度以降の「公費負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第263表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況

(単位 人)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
入 校 者 数	1,602	1,603	1,615	1,661	1,692	1,641
障 害 種 別						
視 覚	47	47	47	52	63	57
聴 覚 ・ 言 語	310	249	254	240	240	219
上 肢 障 害	403	421	399	424	422	381
下 肢 障 害	610	620	614	656	636	590
体 幹 障 害	159	144	156	169	134	104
内 臓 機 能	140	168	133	150	164	151
知 的 障 害	361	375	410	404	406	407
精 神 障 害	28	22	39	57	55	147
そ の 他 障 害	16	13	41	39	53	119

(注) 1 重複障害があるため、障害種別の合計と入校者数とは必ずしも一致しない。

2 当該年度に入校した者のみを対象としており、前年度から継続して受講している者は含まない。

資料：厚生労働省職業能力開発局調べ

第264表 知的障害者の就労状況

《就労形態》

(単位 人、%)

区 分	総 数		正規の職員	臨時雇	日雇	内職	家の仕事の 手伝い	その他	作業所	不 詳
平成 2年(1990)	100,300	100.0	22.2	11.2	4.8	1.8	11.8	2.6	43.2	2.4
7 (1995)	129,500	100.0	18.9	10.3	・	1.7	11.3	3.8	51.1	3.0
12 (2000)	138,100	100.0	19.6	10.9	・	1.2	7.5	6.4	50.5	3.9
17 (2005)	779	100.0	15.7	14.9	・	0.6	4.5	5.1	58.3	0.9

《給料》

(単位 人、%)

区 分	総 数		ない	～1万円	1～3万円	3～5万円	5～7万円	7～10万円	10～13万円	13～15万円	15万円～	不 詳
平成 2年(1990)	100,300	100.0	8.5	25.2	10.1	8.1	11.6	10.5	5.5	0.7	2.8	17.1
7 (1995)	129,500	100.0	6.8	30.6	9.8	5.1	7.4	11.2	7.4	2.1	2.0	17.6
12 (2000)	138,100	100.0	6.0	33.8	11.3	7.0	7.0	11.0	7.3	2.0	2.5	12.2
17 (2005)	779	100.0	3.5	44.7	13.0	6.2	6.7	9.0	5.8	3.0	2.1	6.3

(注) 1 「総数」の実数は、平成12年以前は推計値、平成17年は有効回答数である。

2 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

2 児童福祉

第265表 児童相談所処理件数

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
総 数	341,629	351,838	349,911	381,757	367,852	364,414
訓 戒 ・ 誓 約	1,036	1,230	1,143	1,263	1,308	1,223
児 童 福 祉 司 の 指 導	3,872	3,916	3,802	3,843	3,975	4,641
福祉事務所へ送致又は通知	510	584	625	500	532	610
児 童 委 員 の 指 導	32	18	32	46	44	47
里 親 委 託	1,315	1,267	1,296	1,166	1,302	1,321
児童福祉施設に入所通所	23,157	22,868	22,944	19,519	11,685	11,373
法第27条の3により家庭裁判 所に送致されたもの(再掲)	47	52	43	31	38	41
障害児施設等への利用契約	16,696	19,377
他の機関にあつた紹介	3,863	4,732	4,328	4,332	5,138	4,502
面 接 指 導	274,716	281,368	281,203	300,490	294,792	290,186
そ の 他	33,128	35,855	34,538	50,598	32,380	31,134
年度末現在未処理件数	24,064	24,902	24,111	22,322	16,254	18,154

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第266表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 数	33,266	33,383	33,406	33,545	33,464	33,524
施設数	2,078,026	2,121,144	2,164,040	2,191,996	2,192,088	2,207,034
助産施設	492	478	460	456	425	419
乳児院	114	115	117	117	120	121
母子生活支援施設	2,942	2,840	2,938	3,077	3,143	3,190
施設数	285	288	285	282	278	272
在所者数	11,560	11,740	11,608	11,224	10,822	10,588
保育所	22,288	22,391	22,494	22,624	22,720	22,838
施設数	2,005,002	2,048,324	2,090,374	2,118,079	2,118,352	2,132,651
児童養護施設	552	554	556	558	559	564
施設数	30,042	30,014	30,597	30,830	30,764	30,846
知的障害児施設	266	259	258	255	254	251
施設数	11,618	10,676	10,346	10,155	9,808	9,423
自閉症児施設	7	7	7	7	7	6
施設数	240	213	240	257	235	172
知的障害児通園施設	240	247	252	256	254	257
施設数	8,216	8,669	8,829	9,089	8,981	9,830
盲児施設	13	12	11	11	10	10
施設数	149	131	138	139	137	177
在所者数	15	14	14	14	13	14
ろうあ児施設	222	207	203	193	165	168
施設数	25	25	25	25	25	25
難聴幼児通園施設	740	727	748	749	746	750
施設数	66	64	63	63	62	63
肢体不自由児施設	3,801	3,635	3,236	3,060	2,730	2,703
施設数	88	93	98	99	99	98
肢体不自由児通園施設	2,809	2,671	3,047	2,793	2,608	2,448
施設数	6	6	6	6	6	6
肢体不自由児療護施設	240	237	236	228	237	241
施設数	101	103	108	112	115	124
重症心身障害児施設	9,582	10,246	10,326	10,489	11,215	11,395
施設数	20	25	25	27	31	31
情緒障害児短期治療施設	764	840	910	1,030	1,131	1,151
施設数	57	58	58	58	58	58
児童自立支援施設	1,659	1,714	1,872	1,828	1,836	1,889
施設数	35	45	49	57	61	67
児童家庭支援センター	2,834	2,870	2,881	2,897	2,886	2,836
施設数	1,610	1,643	1,663	1,691	1,708	1,738
児童センター	16	16	18	17	18	18
大型児童館A型	4	4	4	4	4	4
大型児童館B型	1	1	1	1	1	1
大型児童館C型	146	139	126	106	101	103
その他の児童館	3,985	3,926	3,827	3,802	3,649	3,600
児童遊園						

(注) 「母子生活支援施設」の在所者数は世帯人員数であり、在所者総数に含まない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第267表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度未現在

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
登 録 里 親 数	7,285	7,542	7,737	7,882	7,934	7,808
児童が委託されている里親数	2,015	2,184	2,370	2,453	2,582	2,727
里親に委託されている児童数	2,811	3,022	3,293	3,424	3,633	3,870
登 録 保 護 受 託 者 数	166	40
児童が委託されている保護受託者数	—	—
保護受託者に委託されている児童数	—	—

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 「保護受託者」とは、義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

3 保護受託者の制度は、平成17年度より廃止。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第268表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《育成医療》						
給付決定件数	68,640	71,171	69,144	57,253	50,996	52,712
肢体不自由	13,709	14,107	13,926	10,344	9,394	9,785
視覚障害	7,457	7,392	7,688	5,865	4,785	5,097
聴覚・平衡機能障害	3,809	4,159	3,787	2,962	2,798	2,668
音声・言語・そしゃく機能障害	15,427	17,440	16,396	17,514	16,739	17,439
心臓機能障害	9,293	9,547	9,332	9,342	8,051	8,403
腎臓機能障害	1,014	1,140	941	835	574	700
その他の障害	17,931	17,386	17,074	10,391	8,655	8,620
公費負担額	4,971,628	5,076,179	5,077,107	2,960,579	2,854,534	2,686,184
社会保険負担額	53,440,239	54,863,151	54,901,314	41,540,027	40,599,721	39,403,248
《養育医療》						
給付決定件数	31,851	32,866	31,485	31,032	30,616	31,164
公費負担額	5,925,299	6,129,701	5,797,125	6,053,086	7,309,235	6,881,956
社会保険・結核予防法による負担額	58,255,956	61,768,334	64,658,039	67,957,844	71,934,479	73,553,949
《療育の給付》						
給付決定件数	57	32	22	15	8	14
骨関節結核	8	7	—	—	2	—
骨関節結核以外の結核	49	25	22	15	6	14
公費負担額	24,689	13,408	8,679	5,985	4,468	4,624
社会保険・結核予防法による負担額	67,945	31,279	34,795	13,992	10,586	19,496
《補装具交付》						
決定件数	182,630	89,759	91,266	・	・	・
義肢	87	69	54	・	・	・
義手	378	360	336	・	・	・
義手足具	25,272	24,149	24,720	・	・	・
装具	150	181	102	・	・	・
盲人安全つえ器	5,125	5,105	4,621	・	・	・
歩行補助つえ器	1,715	1,947	1,320	・	・	・
歩車補助つえ器	10,828	9,577	9,774	・	・	・
その他の	139,075	48,371	50,339	・	・	・
児童福祉法による公費負担額	9,441,241	7,039,153	7,411,642	・	・	・
《補装具修理》						
決定件数	37,522	35,820	29,192	・	・	・
義肢	11	6	9	・	・	・
義手	134	120	127	・	・	・
義手足具	2,509	2,316	2,396	・	・	・
装具	17	2	2	・	・	・
盲人安全つえ器	25,791	25,331	18,267	・	・	・
歩行補助つえ器	134	116	57	・	・	・
歩車補助つえ器	4,728	4,788	4,822	・	・	・
その他の	4,198	3,141	3,512	・	・	・
児童福祉法による公費負担額	695,492	700,122	763,253	・	・	・

(注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

3 平成17年度以前の《育成医療》「社会保険負担額」は、「社会保険・結核予防法による負担額」である。

4 平成18年度の《育成医療》「給付決定件数」は、障害者自立支援法試行後の平成18年4月から平成19年2月までを対象としている。

5 平成18年度の《育成医療》「公費負担額」「社会保険負担額」は、平成18年4月診療分から平成19年2月診療分までを対象としている。

6 平成18年度以降の《補装具交付》《補装具修理》は、障害者自立支援法施行により報告書の記載が「身体障害児童」から「身体障害者・児」に変更されたため、第8節1身体障害者及び知的障害者の項に掲載。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第269表 1歳6か月児健康診査実施件数、受診者数

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
件数	1,086,075	1,179,122	1,055,377	.	.	.
受診者数	1,085,159	1,088,110	1,050,631	1,044,192	1,015,480	1,018,329

(注) 「件数」は、平成16年度に当該事業が終了した。
 資料: 「件数」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ
 「受診者数」は、厚生労働省統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第270表 3歳児健康診査受診者数

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
受診者数	1,053,813	1,066,639	1,047,333	1,047,349	1,022,946	1,007,257
精密健康診査受診実人数	62,492	60,371	60,333	.	.	.

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第271表 児童扶養手当受給世帯数

区分	年度末現在					
	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
総数	871,161	911,470	936,579	955,741	955,941	966,266
生別母子世帯						
離婚	768,580	803,559	824,654	840,609	838,592	845,543
その他	1,448	1,560	1,626	1,645	1,637	1,503
死別母子世帯	9,462	9,480	9,325	9,256	8,881	8,629
未婚の母子世帯	64,219	67,827	70,543	73,655	75,246	78,245
障害者世帯	2,808	2,803	2,714	2,662	2,629	2,615
遺棄世帯	5,975	5,618	5,382	4,943	4,612	4,318
その他の世帯	18,669	20,623	22,335	22,971	24,344	25,413

(注) 1 生別母子世帯の「その他」とは、父が生死不明の児童、父が引続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。
 2 「その他の世帯」とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。
 資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第272表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

区分	年度末現在					
	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
特別児童扶養手当受給者数	156,836	162,026	163,670	168,558	173,582	178,715
受給対象障害児数	161,451	166,836	168,819	174,141	179,844	185,494
障害児福祉手当受給者数	58,666	59,880	60,728	61,981	63,255	63,995
特別障害者手当受給者数	106,068	105,896	105,647	107,298	108,942	111,216
経過的福祉手当受給者数	15,605	14,175	12,323	11,057	9,960	8,943

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第273表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

平成21年2月末現在（単位 金額：千円）

区 分	受給者数				支給対象児童数及び支給額	
	総 計	支給対象児童数別			支給対象児童数	支 給 額
		1 人	2 人	3人以上		
総 計	9,291,086	6,185,988	2,637,181	467,917	12,904,846	998,053,768
児 童 手 当	2,659,663	2,382,010	262,894	14,759	2,954,011	348,696,335
特 例 給 付	97,206	88,798	7,883	525	106,186	12,444,397
小学校修了前特例給付	6,534,217	3,715,180	2,366,404	452,633	9,844,649	636,913,036
市 町 村 支 給 分 計	8,489,661	5,686,649	2,386,383	416,629	11,746,491	908,114,800
児 童 手 当	2,438,549	2,187,913	238,161	12,475	2,703,361	320,420,386
特 例 給 付	78,915	72,490	6,073	352	85,732	9,851,647
小学校修了前特例給付	5,972,197	3,426,246	2,142,149	403,802	8,957,398	577,842,767
被 用 者	6,251,933	4,178,432	1,787,047	286,454	8,632,061	666,147,099
児 童 手 当	1,831,444	1,649,252	174,608	7,584	2,021,941	239,609,851
特 例 給 付	78,915	72,490	6,073	352	85,732	9,851,647
小学校修了前特例給付	4,341,574	2,456,690	1,606,366	278,518	6,524,388	416,685,601
非 被 用 者	2,237,728	1,508,217	599,336	130,175	3,114,430	241,967,701
児 童 手 当	607,105	538,661	63,553	4,891	681,420	80,810,535
小学校修了前特例給付	1,630,623	969,556	535,783	125,284	2,433,010	161,157,166
公 務 員 分	801,425	499,339	250,798	51,288	1,158,355	89,938,968
児 童 手 当	221,114	194,097	24,733	2,284	250,650	28,275,949
特 例 給 付	18,291	16,308	1,810	173	20,454	2,592,750
小学校修了前特例給付	562,020	288,934	224,255	48,831	887,251	59,070,269

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第274表 児童手当拠出金徴収状況

(単位 円)

区 分	平成19年度 (2007)		20 (2008)	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総 計	208,902,461,808	207,909,438,509	210,742,020,066	209,334,749,873
厚生年金保険関係	201,113,634,491	200,120,611,192	202,886,021,060	201,478,750,867
共済組合関係	7,788,827,317	7,788,827,317	7,855,999,006	7,855,999,006

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第275表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

平成20年度（単位 人）

区 分	平成20年2月末現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用者 の区分の変更 による増減数	平成21年2月末現在 受給者数
総 計	9,295,555	2,021,910	2,026,379	0	9,291,086
児 童 手 当	2,648,145	942,497	930,979	0	2,659,663
特 例 給 付	96,011	76,471	75,276	0	97,206
小学校修了前特例給付	6,551,399	1,002,942	1,020,124	0	6,534,217
市 町 村 支 給 分 計	8,488,599	1,838,261	1,837,199	0	8,489,661
児 童 手 当	2,430,693	871,967	864,111	0	2,438,549
特 例 給 付	74,650	66,858	62,593	0	78,915
小学校修了前特例給付	5,983,256	899,436	910,495	0	5,972,197
被 用 者	6,187,712	1,336,122	1,347,120	75,219	6,251,933
児 童 手 当	1,807,706	625,990	625,659	23,407	1,831,444
特 例 給 付	74,650	66,858	62,593	0	78,915
小学校修了前特例給付	4,305,356	643,274	658,868	51,812	4,341,574
非 被 用 者	2,300,887	502,139	490,079	△ 75,219	2,237,728
児 童 手 当	622,987	245,977	238,452	△ 23,407	607,105
小学校修了前特例給付	1,677,900	256,162	251,627	△ 51,812	1,630,623
公 務 員 分	806,956	183,649	189,180	0	801,425
児 童 手 当	217,452	70,530	66,868	0	221,114
特 例 給 付	21,361	9,613	12,683	0	18,291
小学校修了前特例給付	568,143	103,506	109,629	0	562,020

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第276表 児童手当制度の費用負担

平成20年度

		被用者（サラリーマン）		非被用者（自営業者）		<所得制限額> ← 860.0万円	公務員	
		事業主拠出金	10/10	国	地方		国	地方
費用負担	特例給付 (法附則第6条給付) →	事業主拠出金 10/10				← 780.0万円	国	地方
	児童手当 →	事業主拠出金 7/10	国 1/10	地方 2/10	国 1/3		地方 2/3	10/10
		被用者（サラリーマン）		非被用者（自営業者）		← 860.0万円	公務員	
		国	地方	国	地方		国	地方
費用負担	小学校修了前特例給付 (法附則第8条給付) →	1/3	2/3			← 780.0万円	国	地方
	小学校修了前特例給付 (法附則第7条給付) →	1/3	2/3	1/3	2/3		10/10	10/10
拠出金率	標準報酬月額及び標準賞与額それぞれの1,000分の1.3厚生年金等の保険料に上乗せして徴収							

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第277表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
福 祉 事 務 所						
事 務 所 数 都 道 府 県	333	321	293	246	239	228
区 市 町 村	879	905	934	987	1,003	1,009
職 員 数 査 察 指 導 員	2,951	3,031	・	・	・	・
現 業 員	18,890	19,581	・	・	・	・
身体障害者福祉司	77	80	・	・	・	・
知的障害者福祉司	75	79	・	・	・	・
老人福祉指導主事	84	90	・	・	・	・
家庭児童福祉主事	29	27	・	・	・	・
身体障害者更生相談所 相 談 所 数	71	73	74	73	74	76
知的障害者更生相談所 相 談 所 数	75	77	75	74	75	77
児 童 相 談 所 相 談 所 数	182	182	187	191	196	197
児 童 福 祉 司 数	1,733	1,813	1,989	2,139	2,263	2,358
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 数	224,582	226,914	226,582	226,821	228,287	228,427

(注) 1 福祉事務所は4月1日現在。平成16年度以前は10月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。福祉事務所の「職員数」は、平成17年度より調査が廃止された。

2 身体障害者更生相談所は、4月1日現在。

3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。

4 児童相談所は、4月1日現在。平成18年度以前は5月1日現在。

5 民生委員・児童委員数については、主任児童委員数を含む(平成6年に主任児童委員制度を創設)。各年度末現在。

資料: 「福祉事務所」は、厚生労働省社会・援護局調べ

「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ

「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

「民生委員・児童委員数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第278表 社会福祉施設数（施設の種別別）

各年10月1日現在

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 数	82,270	86,352	90,098	94,612	96,286	61,804
保 護 施 設	292	294	297	298	298	302
救 護 施 設	180	180	181	183	183	188
更 生 施 設	17	18	20	20	19	19
医 療 保 護 施 設	63	63	63	62	63	64
授 産 施 設	22	22	21	21	21	21
宿 所 提 供 施 設	10	11	12	12	12	10
老 人 福 祉 施 設	33,419	36,475	39,475	43,285	44,432	9,446
養護老人ホーム（一般）	906	911	914	916	912	909
養護老人ホーム（盲）	48	48	48	48	50	49
特別養護老人ホーム	4,870	5,084	5,291	5,535	5,759	・
軽費老人ホーム（A型）	241	242	243	240	234	233
軽費老人ホーム（B型）	36	34	34	33	32	31
軽費老人ホーム（介護利用型）	1,437	1,566	1,651	1,693	1,750	1,795
老人福祉センター（特A型）	270	268	268	267	260	260
老人福祉センター（A型）	1,606	1,609	1,603	1,590	1,569	1,545
老人福祉センター（B型）	387	388	427	427	431	429
老人デイサービスセンター	10,485	12,498	14,725	17,652	21,893	・
短期入所生活介護事業所	5,149	5,439	5,657	6,216	6,664	・
老人介護支援センター	7,984	8,388	8,614	8,668	4,878	4,195
障 害 者 支 援 施 設 等	・	・	・	・	・	2,233
障 害 者 支 援 施 設	・	・	・	・	・	197
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	・	・	・	・	・	1,859
福 祉 ホ ー ム	・	・	・	・	・	177
旧法による身体障害者更生援護施設	1,200	1,302	1,397	1,466	1,508	1,188
肢体不自由者更生施設	36	88	84	84	81	63
視 覚 障 害 者 更 生 施 設	14	19	20	20	19	11
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	3	2
内 部 障 害 者 更 生 施 設	6	6	7	7	7	6
身 体 障 害 者 療 護 施 設	427	450	472	484	499	455
重 度 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	73	・	・	・	・	・
身 体 障 害 者 福 祉 ホ ー ム	58	62	65	67	71	・
身 体 障 害 者 授 産 施 設	80	206	206	202	197	176
重 度 身 体 障 害 者 授 産 施 設	129	・	・	・	・	・
身 体 障 害 者 通 所 授 産 施 設	277	296	315	326	330	256
身 体 障 害 者 小 規 模 通 所 授 産 施 設	61	136	189	237	265	193
身 体 障 害 者 福 祉 工 場	36	36	36	36	36	26
身 体 障 害 者 社 会 参 加 支 援 施 設	822	862	866	828	844	377
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー (A 型)	41	40	40	39	39	37
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー (B 型)	215	208	210	209	204	186
在 宅 障 害 者 デ イ サ ー ビ ス 施 設	417	463	465	430	453	・
障 害 者 更 生 セ ン タ ー	9	9	8	7	6	6
補 装 具 製 作 施 設	22	21	21	19	18	17
盲 導 犬 訓 練 施 設	7	9	9	9	9	10
点 字 図 書 館	72	72	72	72	73	74
点 字 出 版 施 設	13	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	26	27	28	30	29	34
婦 人 保 護 施 設	50	50	50	50	49	49
児 童 福 祉 施 設	33,266	33,383	33,406	33,545	33,464	33,524
助 産 施 設	492	478	460	456	425	419
乳 児 院	114	115	117	117	120	121
母 子 生 活 支 援 施 設	285	288	285	282	278	272
保 育 所	22,288	22,391	22,494	22,624	22,720	22,838
児 童 養 護 施 設	552	554	556	558	559	564
知 的 障 害 児 施 設	266	259	258	255	254	251

第3部 社会保障関係統計資料編

区 分	昭和14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
自閉症児施設	7	7	7	7	7	6
知的障害児通園施設	240	247	252	256	254	257
盲児施設	13	12	11	11	10	10
ろうあ児施設	15	14	14	14	13	14
難聴幼児通園施設	25	25	25	25	25	25
肢体不自由児施設	66	64	63	63	62	63
肢体不自由児通園施設	88	93	98	99	99	98
肢体不自由児療護施設	6	6	6	6	6	6
重症心身障害児施設	101	103	108	112	115	124
情緒障害児短期治療施設	20	25	25	27	31	31
児童自立支援施設	57	58	58	58	58	58
児童家庭支援センター	35	45	49	57	61	67
小児型児童館	2,834	2,870	2,881	2,897	2,886	2,836
児童センター	1,610	1,643	1,663	1,691	1,708	1,738
大型児童館A型	16	16	18	17	18	18
大型児童館B型	4	4	4	4	4	4
大型児童館C型	1	1	1	1	1	1
その他の児童館	146	139	126	106	101	103
旧法による知的障害者援護施設	3,985	3,926	3,827	3,802	3,649	3,600
知的障害者サービスセンター	3,650	4,014	4,321	4,525	4,682	3,873
知的障害者更生施設(入所)	198	240	257	235	234	・
知的障害者更生施設(通所)	1,389	1,430	1,454	1,470	1,470	1,385
知的障害者授産施設(入所)	384	426	461	498	536	465
知的障害者授産施設(通所)	227	227	227	225	226	209
知的障害者小規模通所授産施設	1,058	1,175	1,312	1,427	1,553	1,424
知的障害者通所授産施設	141	254	343	399	405	243
知的障害者福祉ホーム	124	125	124	124	121	112
知的障害者福祉工場	72	76	79	82	68	・
母子福祉施設	57	61	64	65	69	35
母子福祉センター	91	85	84	80	73	72
母子休養ホーム	74	72	73	71	68	67
旧法による精神障害者社会復帰施設	17	13	11	9	5	5
精神障害者生活訓練施設	1,082	1,363	1,530	1,687	1,697	935
精神障害者福祉ホーム	246	263	274	286	289	264
精神障害者入所授産施設	159	195	212	233	241	109
精神障害者通所授産施設	28	29	29	30	30	24
精神障害者小規模通所授産施設	208	245	261	285	296	228
精神障害者福祉工場	109	215	306	375	395	298
精神障害者地域生活支援センター	14	17	18	18	18	12
その他の社会福祉施設等	318	399	430	460	428	・
授産施設	8,398	8,524	8,672	8,848	9,239	9,805
宿所提供施設	154	149	130	125	113	78
盲人ホーム	149	207	220	224	222	233
無料低額診療施設	28	28	28	28	24	22
隣保館	231	232	236	234	233	241
へき地保健福祉館	1,216	1,211	1,206	1,177	1,187	1,181
へき地保健育所	151	141	130	123	119	112
地域福祉センター	1,104	1,027	941	866	813	748
老人憩の家	419	431	434	446	445	446
老人介護ホーム	4,383	4,352	4,253	4,173	4,079	4,041
有料老人ホーム	55	52	49	46	36	32
有	508	694	1,045	1,406	1,968	2,671

- (注) 1 「老人福祉施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により調査対象範囲が変更になった。
 2 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」「旧法による精神障害者社会復帰施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。
 3 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。
 4 「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値であり、平成18年は同調査において地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。
 5 「老人デイサービスセンター」は、「介護サービス施設・事業所調査」において通所介護事業所として把握した数値であり、平成18年は同調査において認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第279表 生活福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度(2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	17,955	16,151,050	12,681	13,441,201	11,034	11,263,005	11,191	11,844,156	14,865	14,562,002
更生資金	524	703,108	461	597,813	355	456,727	319	376,613	347	398,096
障害者更生資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福祉資金	1,362	1,029,262	1,197	855,855	1,044	737,727	1,033	884,994	1,016	840,559
住宅資金	296	406,685	232	364,076	185	293,956	—	—	—	—
修学資金	7,641	6,499,805	7,163	6,431,171	6,664	5,818,920	6,732	5,446,715	7,906	6,031,801
療養・介護等資金	639	448,542	581	405,859	484	331,129	408	279,812	356	233,654
災害援護資金	198	201,784	59	65,503	36	38,407	39	46,871	17	17,587
緊急小口資金	4,520	396,015	1,543	75,125	1,174	55,428	1,514	99,193	3,127	235,730
離職者支援資金	2,636	4,032,866	1,303	1,826,216	969	1,393,804	870	1,247,176	1,610	2,300,586
長期生活支援資金	139	2,432,983	142	2,819,583	123	2,136,907	141	2,455,193	119	2,009,353
要保護世帯向け 長期生活支援資金	・	・	・	・	・	・	135	1,007,589	367	2,494,636

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第280表 母子福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度(2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	56,540	23,921,867	53,752	23,609,826	51,460	23,365,669	48,635	22,731,653	47,781	22,561,351
事業開始資金	78	178,079	79	179,567	43	90,781	45	95,604	36	71,758
事業継続資金	33	34,830	21	23,870	22	27,823	23	28,190	13	13,248
修学資金	38,761	18,090,844	37,210	17,726,724	36,032	17,674,159	34,509	17,475,014	33,476	17,171,766
技能習得資金	1,215	461,964	1,108	438,382	1,017	423,986	995	420,936	963	425,575
修業資金	1,058	433,650	991	401,028	870	358,114	779	318,641	733	299,270
就職支度資金	124	26,632	135	28,481	116	24,599	121	24,144	133	28,034
医療介護資金(療養資金)	57	11,891	53	10,959	31	6,149	21	4,791	26	5,104
生活資金	1,767	772,060	1,490	756,924	1,386	757,978	1,327	725,161	1,357	826,520
住宅資金	74	66,334	48	37,115	54	53,672	51	34,606	40	18,971
転宅資金	1,182	272,920	1,019	232,439	831	187,778	710	160,726	726	160,406
就学支度資金	12,052	3,558,544	11,522	3,766,058	11,014	3,754,570	10,043	3,442,500	10,276	3,540,099
結婚資金	10	2,920	6	1,800	11	3,300	3	900	2	600
特例児童扶養資金	129	11,199	70	6,479	33	2,760	8	440	0	0

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第281表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
法適用都道府県延数	4	22	7	7	5	5
法適用都道府県実数	4	15	7	6	5	5
法適用市町村延数	14	150	38	21	15	11
災害救助費国庫負担額	336,495	21,205,696	1,860,868	597,753	6,981,866	292,872
国庫負担対象都道府県数	4	13	7	5	4	4

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第9節 生活保護

第282表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
被保護世帯数						
年度合計	11,295,238	11,986,644	12,498,099	12,909,835	13,263,296	13,785,189
1か月平均	941,270	998,887	1,041,508	1,075,820	1,105,275	1,148,766
被保護人員						
年度合計	16,131,921	17,080,661	17,710,054	18,166,704	18,519,854	19,111,434
1か月平均	1,344,327	1,423,388	1,475,838	1,513,892	1,543,321	1,592,620
保護率(人口千対)	10.5	11.1	11.6	11.8	12.1	12.5
総人口(千人)	127,619	127,687	127,768	127,770	127,771	127,692

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。平成17年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第283表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
被保護実世帯数	941,270	998,887	1,041,508	1,075,820	1,105,275	13,785,189
現に保護を受けた世帯数	939,733	997,149	1,039,570	1,073,650	1,102,945	13,750,955
世帯主が働いている世帯	91,082	99,141	105,505	110,687	115,738	1,455,527
常 用	60,651	66,559	71,493	76,315	80,644	1,020,349
日 雇	12,443	14,028	15,302	15,725	16,233	203,187
内 職	6,456	6,480	6,526	6,617	6,781	82,956
そ の 他	11,532	12,074	12,184	12,029	12,080	149,035
そ の 他 の 世 帯	848,651	898,008	934,065	962,963	987,206	12,295,428
世帯員が働いている世帯	22,885	24,390	25,039	25,313	25,944	326,031
働いている者のいない世帯	825,766	873,618	909,026	937,650	961,262	11,969,397
保護停止中の世帯	1,537	1,738	1,938	2,170	2,330	34,234

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第284表 扶助別人員

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
被 護 実 人 員	1,344,327	1,423,388	1,475,838	1,513,892	1,543,321	1,592,620
扶 助 人 員 総 数	3,607,903	3,858,843	4,053,603	4,158,788	4,247,903	4,379,289
生 活 扶 助	1,201,836	1,273,502	1,320,413	1,354,242	1,379,945	1,422,217
住 宅 扶 助	1,069,135	1,143,310	1,194,020	1,233,105	1,262,158	1,304,858
教 育 扶 助	124,270	132,019	135,734	137,129	135,503	134,734
介 護 扶 助	127,164	147,239	164,093	172,214	184,258	195,576
医 療 扶 助	1,082,648	1,154,521	1,207,814	1,226,233	1,248,145	1,281,838
入 院	132,578	132,285	131,104	130,487	125,900	123,279
単 給	65,271	63,164	61,364	59,423	56,570	55,298
併 給	67,306	69,120	69,741	71,065	69,330	67,982
入 院 外	950,070	1,022,236	1,076,710	1,095,746	1,122,245	1,158,558
単 給	22,060	21,955	21,604	20,770	21,030	20,789
併 給	928,010	1,000,281	1,055,106	1,074,976	1,101,216	1,137,769
出 産 扶 助	116	113	112	116	116	133
生 業 扶 助	793	1,091	29,253	33,487	35,343	37,383
葬 祭 扶 助	1,942	2,049	2,165	2,262	2,436	2,551

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第285表 保護開始世帯数（世帯類型・構造別）

平成20年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	16,310	4,188	1,414	6,506	978	3,224
世 帯 主 の 傷 病	6,567	882	319	4,224	506	636
世 帯 員 の 傷 病	271	41	12	76	8	134
急 迫 保 護 で 医 療 扶 助 単 給	1,605	199	15	1,300	21	70
要 介 護 状 態	84	57	1	7	8	11
働 っ て い た 者 の 死 亡	54	24	5	6	3	16
働 っ て い た 者 の 離 別 等	602	87	373	44	21	77
定 年 ・ 失 業	905	135	91	105	26	548
老 齢 に よ る 収 入 減 少	769	718	・	8	4	39
事 業 不 振 ・ 倒 産	121	46	4	11	5	55
そ の 他 の 働 き に よ る 収 入 減 少	766	134	127	81	33	391
社 会 保 障 給 付 金 の 減 少 ・ 喪 失	203	107	9	30	21	36
貯 金 等 の 減 少 ・ 喪 失	2,842	1,199	293	401	202	747
仕 送 り の 減 少 ・ 喪 失	536	281	49	68	45	93
そ の 他	985	278	116	145	75	371

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第286表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）

平成20年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	11,198	3,953	715	4,016	731	1,783
世帯主の傷病治療	1,270	145	3	1,069	23	30
世帯員の傷病治療	10	1	—	5	2	2
死	3,488	2,367	8	757	261	95
失 業	1,521	241	20	868	53	339
働きによる収入の増加・取得	1,409	85	318	341	53	612
働き手の手転入	103	13	47	17	8	18
社会保障給付金の増加	512	207	13	137	80	75
仕送りの増加	80	35	17	14	7	7
親類・縁者等の引取り	331	111	62	82	28	48
施設入所	256	190	4	30	22	10
医療費の他法負担	61	38	—	11	7	5
その他の	2,157	520	223	685	187	542

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第287表 保護費（扶助別）

（単位 千円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 額	2,218,138,226	2,388,111,346	2,508,966,934	2,594,192,922	2,633,333,556	2,617,464,651
生活扶助費	760,195,683	818,217,352	840,128,460	849,360,208	863,829,575	870,844,851
住宅扶助費	252,144,753	282,264,039	307,271,220	327,186,408	343,867,264	359,008,689
教育扶助費	9,768,178	10,666,539	11,335,600	11,791,646	11,901,606	11,794,966
介護扶助費	29,119,258	35,841,137	41,880,243	47,040,105	50,214,892	53,927,879
医療扶助費	1,162,217,743	1,236,139,923	1,302,859,287	1,347,045,434	1,349,997,807	1,307,104,330
出産扶助費	227,619	267,382	250,595	222,112	256,642	262,558
生業扶助費	255,062	297,422	316,953	6,218,998	7,643,027	8,158,797
葬祭扶助費	4,209,930	4,417,553	4,924,576	5,328,011	5,624,742	6,062,582
《1人当り月額（円）》						
総 額	148,742	148,036	146,890	146,481	144,954	141,333
生活扶助費	57,304	56,734	54,975	53,604	53,156	52,589
住宅扶助費	21,540	22,001	22,396	22,835	23,239	23,703
教育扶助費	7,127	7,153	7,155	7,239	7,233	7,254

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第288表 医療扶助決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	20,967,568	23,249,002	24,837,679	26,529,305	26,255,402	26,554,992
金額	1,064,435,714	1,140,763,554	1,190,842,212	1,235,391,699	1,256,942,765	1,200,321,713
一般診療 件数	19,311,290	21,383,682	22,797,016	24,443,342	23,993,194	24,282,968
金額	1,027,740,309	1,099,715,517	1,147,392,208	1,189,562,141	1,211,935,648	1,154,986,344
入院 件数	1,880,038	1,985,430	1,995,745	2,010,280	1,944,797	1,886,973
金額	722,195,460	757,761,657	780,070,740	789,869,197	796,905,494	784,199,875
入院外 件数	17,431,252	19,398,252	20,801,271	22,433,062	22,048,397	22,395,995
金額	305,544,849	341,953,860	367,321,468	399,692,944	415,030,154	370,786,469
歯科診療 件数	1,656,278	1,865,320	2,040,663	2,085,963	2,262,208	2,272,024
金額	36,695,405	41,048,037	43,450,004	45,829,558	45,007,117	45,335,369

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第289表 生活保護基準額改定の推移

区分	実施年月日	生活扶助	改定率(%)		住宅扶助
第1回	21. 3. 13	199.80	—		—
第1次	21. 4. 1	252	126.6		—
第5次	22. 7. 1	912	144.8		—
第10次	24. 5. 1	5,200	114.7		—
第15次	34. 4. 1	9,346	105.6		—
第16次	35. 4. 1	9,621	102.9		—
第17次	36. 4. 1	10,344	116.0		—
第20次	39. 4. 1	16,147	113.0		2,000
第21次	40. 4. 1	18,084	112.0		2,000
第25次	44. 4. 1	29,945	113.0		2,800
第30次	49. 4. 1	60,690	120.0		5,500
第35次	54. 4. 1	114,340	108.3		9,000
第40次	59. 4. 1	152,960	102.9		9,000
第42次	61. 4. 1	126,977	102.0		9,000
第43次	62. 4. 1	129,136	101.7		9,000
第44次	63. 4. 1	130,944	101.4		9,000
第45次	元. 4. 1	136,444	104.2		13,000
第46次	2. 4. 1	140,674	103.1		13,000
第47次	3. 4. 1	145,457	103.4		13,000
第48次	4. 4. 1	149,966	103.1		13,000
第49次	5. 4. 1	153,265	102.2		13,000
第50次	6. 4. 1	155,717	101.6		13,000
第51次	7. 4. 1	157,274	101.0		13,000
第52次	8. 4. 1	158,375	100.7		13,000
第53次	9. 4. 1	161,859	102.2		13,000
第54次	10. 4. 1	163,316	100.9		13,000
第55次	11. 4. 1	163,806	100.3		13,000
第56次	12. 4. 1	163,970	100.1		13,000
第57次	13. 4. 1	163,970	100.0 (据置)		13,000
第58次	14. 4. 1	163,970	100.0 (据置)		13,000
第59次	15. 4. 1	162,490	99.1		13,000
第60次	16. 4. 1	162,170	99.8		13,000
第61次	17. 4. 1	162,170	100.0 (据置)		13,000
第62次	18. 4. 1	162,170	100.0 (据置)		13,000
第63次	19. 4. 1	162,170	100.0 (据置)		13,000
第64次	20. 4. 1	162,170	100.0 (据置)		13,000
第65次	21. 4. 1	162,170	100.0 (据置)		13,000

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。
 なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。
 第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。
 第43次以降は1級地-1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第290表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 数	292	294	297	298	298	302
施設数						
在所者数	19,759	19,900	19,982	19,935	19,649	19,822
救護施設						
施設数	180	180	181	183	183	188
在所者数	16,911	16,957	16,940	16,969	17,018	17,307
更生施設						
施設数	17	18	20	20	19	19
在所者数	1,736	1,769	1,899	1,820	1,604	1,581
医療保護施設						
施設数	63	63	63	62	63	64
授産施設						
施設数	22	22	21	21	21	21
在所者数	681	666	651	631	582	559
宿所提供施設						
施設数	10	11	12	12	12	10
在所者数	431	508	492	515	445	375

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第291表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
		千円	円		千円	円		千円		
平成14年度 (2002)	40,710	48,166,117	1,183,152	6,602	9,558,821	1,447,868	260	848,797	3,264,602	35
15 (2003)	36,966	43,750,889	1,183,544	5,760	8,602,396	1,493,472	245	797,960	3,256,979	33
16 (2004)	33,632	39,723,248	1,181,115	5,051	7,719,509	1,528,313	226	741,245	3,279,845	28
17 (2005)	30,476	35,933,437	1,179,073	4,359	6,883,397	1,579,123	207	681,317	3,291,386	24
18 (2006)	27,455	32,038,521	1,166,947	3,744	5,812,520	1,552,489	186	608,513	3,271,576	20
19 (2007)	24,742	28,865,047	1,166,642	3,281	5,299,813	1,615,304	172	560,710	3,259,941	17
平成19年度										
文 官	12,428	14,352,772	1,154,874	1,050	1,215,993	1,158,088	73	237,294	3,250,603	11
教育職員	2,640	3,540,733	1,341,187	328	516,095	1,573,460	16	45,834	2,864,606	2
警察監獄職員	8,439	7,451,727	883,011	1,161	1,008,859	868,957	82	274,307	3,345,202	3
待遇職員	88	91,020	1,034,315	2	1,991	995,300	1	3,276	3,275,600	1
執行官	118	202,402	1,715,267	118	202,402	1,715,267	—	—	—	—
傭外国人	107	181,591	1,697,114	107	181,591	1,697,114	—	—	—	—
国会議員	922	3,044,802	3,302,389	515	2,172,883	4,219,190	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調へ

第292表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
		千円	円		千円	円		千円	円		千円
平成14年度(2002)	1,295,662	1,107,171,505	854,522	386,979	251,360,286	649,545	15,681	52,535,770	3,350,282	27,929	36,700,800
15 (2003)	1,235,378	1,042,643,763	843,988	345,855	224,184,912	648,205	14,071	47,056,917	3,344,248	25,234	33,100,559
16 (2004)	1,175,374	980,467,866	834,175	307,216	198,781,355	647,041	12,568	41,896,054	3,333,550	22,659	29,639,470
17 (2005)	1,111,608	916,273,125	824,277	269,431	174,045,872	645,976	11,088	36,889,541	3,326,979	20,157	26,306,857
18 (2006)	1,049,161	854,573,393	814,530	234,975	151,468,797	644,617	9,716	32,314,385	3,325,894	17,884	23,272,246
19 (2007)	982,395	791,764,341	805,953	202,505	130,258,865	643,238	8,418	27,959,522	3,321,397	15,578	20,236,426

資料：総務省人事・恩給局調へ

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務関係扶助料					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
46,493	1,328,377	30,487	31,176,700	1,022,623	3,299	6,521,705	1,976,873	27	13,601	503,750
43,987	1,332,939	27,859	28,282,309	1,015,195	3,042	6,010,636	1,975,883	27	13,601	503,750
37,306	1,332,357	25,517	25,722,398	1,008,049	2,783	5,489,188	1,972,400	27	13,601	503,750
31,638	1,318,267	23,331	23,345,099	1,000,604	2,528	4,978,385	1,969,298	27	13,601	503,750
25,849	1,292,430	21,178	21,058,751	994,369	2,301	4,519,791	1,964,273	26	13,098	503,750
21,862	1,286,024	19,191	18,927,714	986,281	2,056	4,042,084	1,965,994	25	12,864	514,550
13,683	1,243,891	9,672	9,723,184	1,005,292	1,602	3,152,327	1,967,745	20	10,291	514,550
2,647	1,323,500	2,176	2,730,663	1,254,900	118	245,494	2,080,459	—	—	—
4,250	1,416,800	6,866	5,542,622	807,256	322	619,116	1,922,720	5	2,573	514,550
1,282	1,282,200	70	59,325	847,496	14	25,147	1,796,186	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	407	871,920	2,142,308	—	—	—	—	—	—

特例傷病恩給		扶助料						傷病者遺族特別年金				
		普通扶助料			公務関係扶助料							
平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
円		千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
1,314,075	716	1,280,137	1,787,900	657,293	403,505,186	613,889	133,403	349,898,231	1,907,811	23,661	11,891,095	502,561
1,311,744	666	1,197,228	1,797,639	655,473	400,619,367	611,191	170,560	324,666,433	1,903,532	23,519	11,818,348	502,502
1,308,066	606	1,081,140	1,784,060	650,549	396,824,327	609,984	158,185	300,391,913	1,898,991	23,591	11,853,606	502,463
1,305,098	547	979,911	1,791,428	641,573	390,602,423	608,820	145,585	275,779,697	1,894,286	23,227	11,668,824	502,382
1,301,289	500	900,808	1,801,616	629,550	382,600,117	607,736	133,678	252,533,898	1,889,121	22,858	11,483,143	502,369
1,299,039	451	806,425	1,788,081	611,448	371,247,951	607,162	121,626	229,777,163	1,889,211	22,369	11,477,990	513,120

10

第293表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円
平成14年度(2002)	45,796	58,351,909	1,274,170	11,872	17,592,497	1,481,848	69	200,095	2,899,929
15 (2003)	41,567	52,241,496	1,256,802	10,350	15,143,078	1,463,099	63	178,804	2,838,151
16 (2004)	37,455	46,443,163	1,239,972	8,882	12,832,118	1,444,733	59	164,248	2,783,856
17 (2005)	33,710	41,242,412	1,223,447	7,629	10,887,908	1,427,174	54	151,923	2,813,394
18 (2006)	30,182	36,345,988	1,204,227	6,561	9,208,657	1,403,545	50	139,605	2,792,100
19 (2007)	26,884	31,915,498	1,187,156	5,625	7,779,104	1,382,952	48	133,196	2,774,913
平成19年度									
文 官	1,920	2,298,976	1,197,383	115	196,464	1,708,386	7	18,723	2,674,714
教育職員	11,840	16,908,587	1,428,090	3,052	4,926,049	1,614,040	5	16,497	3,299,320
警察監獄職員	13,046	12,633,129	968,353	2,458	2,656,591	1,080,794	36	97,976	2,721,561
待遇職員	78	74,806	959,050	—	—	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

傷病年金			扶助料						傷病者遺族特別年金		
			普通扶助料			公務関係扶助料					
人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
	千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
3	5,110	1,703,467	33,150	39,168,120	1,181,542	691	1,380,545	1,997,894	11	5,541	503,750
3	5,110	1,703,467	30,498	35,623,566	1,168,062	643	1,285,901	1,999,847	10	5,038	503,750
1	1,686	1,686,000	27,892	32,219,409	1,155,149	610	1,220,263	2,000,431	11	5,440	494,550
—	—	—	25,450	29,070,505	1,142,260	566	1,126,635	1,990,522	11	5,440	494,550
—	—	—	23,045	25,977,319	1,127,243	515	1,014,967	1,970,809	11	5,440	494,550
—	—	—	20,737	23,065,644	1,112,294	464	932,542	2,009,789	10	5,012	501,190
—	—	—	1,757	1,996,409	1,136,260	41	87,380	2,131,224	—	—	—
—	—	—	8,700	11,779,259	1,353,938	83	186,782	2,250,388	—	—	—
—	—	—	10,202	9,215,170	903,271	340	658,380	1,936,411	10	5,012	501,190
—	—	—	78	74,806	959,050	—	—	—	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第294表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	43	2,517	103	9,094	273	25,915	389	40,165	319	23,635	286	29,953
帰郷旅費	22	20	10	9	19	17	3	3	0	0	0	0
葬祭料	13	2,457	48	8,870	131	25,283	195	39,197	160	31,840	147	29,253
遺骨引取経費	8	40	45	215	123	615	191	965	159	795	139	700

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第295表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	21,852	1,402,163	19,651	1,221,890	17,451	1,076,422	15,136	891,500	13,404	765,213	11,598	637,498
療養の給付	20,728	1,284,794	18,650	1,113,245	16,613	975,594	14,528	817,115	12,891	704,173	11,130	578,219
療養手当	130	3,835	75	2,205	71	2,087	55	1,617	37	1,088	25	735
葬祭費	38	7,182	36	7,312	23	4,439	27	5,355	26	5,174	22	4,378
補装具給付費	956	106,352	890	99,128	745	94,302	526	67,413	450	54,778	421	54,166

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第296表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交付	600	85,548	602	79,608	475	73,603	340	54,245	275	39,457	266	39,362
修理	356	20,804	326	19,606	270	20,699	186	13,168	175	15,321	155	14,804

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第297表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額: 千円)

区 分	平成15年度 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	31,313	60,864,464	28,590	55,565,968	26,035	50,851,794	23,781	46,652,320	21,210	41,842,044	18,985	37,718,682
障害年金	2,983	6,731,950	2,798	6,561,183	2,638	6,085,564	2,502	5,785,464	2,339	5,445,110	2,201	5,026,733
遺族年金	19,960	37,492,724	18,232	34,310,446	16,585	31,026,630	15,121	28,568,969	13,450	25,832,777	11,980	23,257,685
遺族給与金	8,370	16,639,790	7,560	14,694,339	6,812	13,739,600	6,158	12,297,887	5,421	10,564,157	4,804	9,434,264
弔慰金 (国債) 支給人数	2,084,707		2,084,779		2,084,828		2,084,886		2,084,921		2,084,979	

(注) 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ

第298表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額: 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
健康手帳交付	273,918	266,598	259,556	251,834	243,692	235,569
認定被爆者(再掲)	2,271	2,251	2,280	2,242	2,188	4,415
健康診断受診者証交付	12,782	12,863	12,715	12,462	12,189	11,914
医療給付総額	20,073,800	19,788,217	19,735,496	19,284,755	19,376,926	19,906,265
原爆疾病						
支払総額	185,148	137,180	154,652	149,722	134,362	213,581
件数	5,571	5,110	4,799	4,465	3,685	4,633
1件当り金額(円)	33,234	26,845	32,226	33,532	36,462	46,100
一般疾病						
支払総額	19,888,652	19,651,037	19,580,844	19,135,033	19,242,564	19,692,684
件数	3,224,257	3,328,780	3,435,616	3,520,410	3,607,439	3,470,761
1件当り金額(円)	6,168	5,903	5,699	5,435	5,334	5,674

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料: 厚生労働省健康局調べ

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第299表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数(住宅の所有関係別)

平成15(2003)年10月1日現在

区分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り 居住室数	1住宅当り 居住室の 畳数	1住宅当り 延べ面積 (㎡)	1人当り 居住室の 畳数
総数	46,862,900	47,164,900	125,074,400	4.77	32.69	94.85	12.17
一戸建	26,491,200	26,720,300	82,332,900	6.08	42.44	128.54	13.61
長屋建	1,482,600	1,490,100	3,457,300	3.71	22.19	62.24	9.43
共同住宅	18,732,800	18,796,600	38,840,100	2.93	19.16	47.67	9.23
その他	156,300	157,900	444,100	5.11	37.90	131.18	13.07
持ち家	28,665,900	28,891,800	88,186,100	5.92	41.57	123.93	13.51
一戸建	24,245,400	24,457,800	76,584,400	6.24	43.81	132.87	13.87
長屋建	397,900	401,400	1,070,800	4.97	32.04	94.33	11.90
共同住宅	3,922,300	3,931,100	10,219,700	4.03	28.66	71.00	11.00
その他	100,400	101,500	311,200	5.69	42.46	149.85	13.69
借家	17,166,000	17,239,600	34,912,500	2.85	17.86	46.30	8.78
一戸建	2,086,700	2,102,600	5,521,900	4.18	26.49	78.26	10.01
長屋建	1,015,200	1,019,100	2,256,200	3.21	18.33	49.66	8.25
共同住宅	14,016,200	14,069,800	27,015,700	2.62	16.50	41.14	5.86
その他	47,800	48,200	118,600	3.88	28.34	91.98	11.42
公営の借家	2,182,600	2,184,500	5,241,100	3.42	19.52	51.56	8.13
公団・公社の借家	936,000	937,800	2,133,300	3.13	18.40	48.99	8.07
民営借家	12,561,300	12,612,800	24,106,300	2.70	17.24	44.31	8.98
木造	4,909,000	4,930,500	10,114,800	3.02	18.55	50.18	9.00
非木造	7,652,300	7,682,300	13,991,400	2.49	16.40	40.55	8.97
給与住宅	1,486,100	1,504,600	3,431,800	3.14	20.33	53.63	8.80

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「総数」には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第300表 住宅の所有関係別普通世帯数

各年10月1日現在

区 分	平成5年 (1993年)	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)
世 帯 総 数	40,934,000	44,133,900	47,082,800
持 家	24,376,200	26,467,800	28,665,900
借 家	15,691,000	16,730,000	17,166,000
公 営	2,033,000	2,086,700	2,182,600
公 団 ・ 公 社	845,000	864,300	936,000
民 営	10,762,500	12,049,800	12,561,300
木 造 ・ 設 備 専 用	5,453,900	.	.
木 造 ・ 設 備 共 用	285,200	.	.
木 造	.	5,426,200	4,909,000
非 木 造	5,023,400	6,623,600	7,652,300
給 与 住 宅	2,050,500	1,729,200	1,486,100
住 宅 所 有 関 係 不 詳	706,100	724,400	1,031,000
同 居	81,900	156,600	191,100
住 宅 以 外 の 建 物 に 居 住	78,800	55,100	28,800

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。

したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯である。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第301表 住宅の所有関係別世帯数（地域別）

平成15(2003)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部	人口集中地区
総 数	47,164,900	38,906,000	33,006,900
持 ち 家	28,891,800	22,269,700	17,508,400
借 家	17,239,600	15,641,400	14,555,900
公 営 ・ 公 団 ・ 公 社 の 借 家	3,122,200	2,733,900	2,488,200
民 営 借 家	12,612,800	11,599,400	10,871,000
給 与 住 宅	1,504,600	1,308,100	1,196,600

(注) 1 世帯数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。

2 「総数」は、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第302表 1か月当たり家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

区 分	総数	50円未満	50～ 5,000	5,000～ 10,000	10,000～ 15,000	15,000～ 20,000	20,000～ 25,000	25,000～ 30,000	30,000～ 40,000
全 国	171,660	3,912	2,424	5,811	7,140	7,191	7,093	6,441	20,545
専 用 住 宅	169,674	3,544	2,409	5,783	7,094	7,158	7,017	6,396	20,365
公 営 の 借 家	21,812	196	1,412	2,756	3,628	3,672	3,005	2,222	2,550
公 団 ・ 公 社 の 借 家	9,356	—	3	20	80	403	220	308	1,968
民 営 借 家（木 造）	47,866	1,312	151	330	675	879	1,821	2,200	8,449
民 営 借 家（非 木 造）	76,065	784	97	271	386	333	537	864	6,247
給 与 住 宅	14,575	1,252	746	2,406	2,324	1,872	1,435	801	1,151
店 舗 そ の 他 の 併 用 住 宅	1,986	367	15	28	46	33	75	45	180

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第303表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成17年度(2005)		18(2006)		19(2007)		20(2008)	
	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数
建 設 戸 数 合 計	61,000	24,058	・	21,863	・	21,473	・	18,747
公 営 住 宅	25,000	19,222	・	18,091	・	17,977	・	15,429
木 造	・	1,399	・	1,273	・	1,181	・	1,032
簡易耐火構造平家建	・	52	・	57	・	20	・	37
簡易耐火構造2階建	・	880	・	791	・	828	・	740
準耐火構造3階建	・	73	・	72	・	72	・	0
中高層耐火構造	・	16,818	・	15,898	・	15,876	・	13,620
地域優良賃貸住宅(一般)	13,000	473	・	402	・	379	・	326
地域優良賃貸住宅(高齢者型)	23,000	4,363	・	3,370	・	3,117	・	2,992
予 算 額 (千 円)	169,000,000		186,130,000		193,165,000		194,000,000	

(注) 1 予算戸数は、年度当初予算に係るものである。

2 予算額については、公営住宅建設費等補助と地域住宅交付金の合計額である。

3 平成18年度以降の「予算戸数」は、平成18年度に策定された住生活基本計画に基づき、公営住宅の供給については都道府県が目標量を定めることとなったため設定していない。

4 特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編し、平成19年9月より地域優良賃貸住宅制度を創設。

5 「地域優良賃貸住宅(一般)」には、特定優良賃貸住宅等を含み、「地域優良賃貸住宅(高齢者型)」には、高齢者向け優良賃貸住宅等を含む。

6 実績戸数については、「地域優良賃貸住宅(高齢者型)」では管理個数を計上。

資料：国土交通省住宅局調べ

平成15(2003)年10月1日現在(単位：百戸)

40,000～ 50,000	50,000～ 60,000	60,000～ 70,000	70,000～ 80,000	80,000～ 90,000	90,000～ 100,000	100,000～ 110,000	110,000～ 120,000	120,000～ 150,000	150,000～ 200,000	200,000 円以上	不詳
24,375	24,459	20,639	13,338	8,375	4,347	3,485	2,131	3,907	1,508	609	3,929
24,221	24,256	20,505	13,223	8,273	4,298	3,389	2,097	3,818	1,440	553	3,834
987	599	322	166	102	63	40	21	17	6	1	50
1,808	1,227	828	573	474	333	274	214	391	174	39	19
8,706	7,866	6,122	3,376	1,776	724	635	285	577	290	111	1,581
12,180	14,128	12,906	8,850	5,735	3,064	2,319	1,514	2,677	904	374	1,896
539	436	328	259	187	114	121	63	157	68	27	288
154	203	134	115	102	49	96	35	89	67	56	95

② 雇用関係一般

第304表 労働力人口・非労働力人口（年平均）

（単位 万人）

区 分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率 (%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他	
《男女計》										
平成13年(2001)	12,715	10,886	6,752	6,412	340	4,125	1,792	801	1,533	62.0
14(2002)	12,740	10,927	6,689	6,330	359	4,229	1,758	788	1,683	61.2
15(2003)	12,758	10,962	6,666	6,316	350	4,285	1,751	780	1,754	60.8
16(2004)	12,767	10,990	6,642	6,329	313	4,336	1,728	772	1,836	60.4
17(2005)	12,766	11,007	6,650	6,356	294	4,346	1,721	750	1,874	60.4
18(2006)	12,761	11,220	6,657	6,382	275	4,355	1,718	726	1,910	60.4
19(2007)	12,776	11,043	6,669	6,412	257	4,367	1,704	709	1,954	60.4
20(2008)	12,771	11,050	6,650	6,385	265	4,395	1,695	702	1,998	60.2
《男》										
平成13年(2001)	6,211	5,273	3,992	3,783	209	1,277	42	429	806	75.7
14(2002)	6,224	5,294	3,956	3,736	219	1,333	38	419	877	74.7
15(2003)	6,228	5,308	3,934	3,719	215	1,369	38	416	914	74.1
16(2004)	6,229	5,318	3,905	3,713	192	1,406	38	414	954	73.4
17(2005)	6,224	5,323	3,901	3,723	178	1,416	39	404	973	73.3
18(2006)	6,220	5,327	3,898	3,730	168	1,425	44	392	989	73.2
19(2007)	6,230	5,342	3,906	3,753	154	1,432	47	379	1,006	73.1
20(2008)	6,226	5,344	3,888	3,729	159	1,453	47	375	1,032	72.8
《女》										
平成13年(2001)	6,504	5,613	2,760	2,629	131	2,848	1,750	372	726	49.2
14(2002)	6,517	5,632	2,733	2,594	140	2,895	1,720	369	807	48.5
15(2003)	6,529	5,654	2,732	2,597	135	2,916	1,713	364	840	48.3
16(2004)	6,538	5,672	2,737	2,616	121	2,930	1,690	358	882	48.3
17(2005)	6,542	5,684	2,750	2,633	116	2,929	1,681	346	902	48.4
18(2006)	6,542	5,693	2,759	2,652	107	2,930	1,674	335	921	48.5
19(2007)	6,546	5,701	2,763	2,659	103	2,935	1,657	330	948	48.5
20(2008)	6,545	5,706	2,762	2,656	106	2,942	1,648	327	966	48.4

（注）統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第305表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）

（単位 %）

区分	総数	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
《男女計》												
平成13年 (2001)	62.0	17.7	71.9	83.5	78.3	80.2	84.0	84.8	82.2	75.8	55.1	21.8
14 (2002)	61.2	17.3	70.8	83.4	78.8	79.7	84.0	84.8	82.0	75.6	54.8	20.7
15 (2003)	60.8	16.8	70.0	84.0	78.7	80.1	83.9	84.8	82.0	75.9	54.8	20.2
16 (2004)	60.4	16.3	68.8	84.3	79.3	79.7	83.8	84.9	82.0	76.3	54.7	19.8
17 (2005)	60.4	16.3	69.3	84.4	79.7	80.0	84.0	85.3	82.2	76.7	54.7	19.8
18 (2006)	60.4	16.5	69.5	85.1	79.9	80.3	84.3	85.4	83.1	76.5	55.1	19.9
19 (2007)	60.4	16.3	69.8	85.1	80.6	80.7	84.5	86.4	83.3	76.9	57.8	20.1
20 (2008)	60.2	16.2	69.3	85.3	81.0	81.0	84.2	86.1	83.7	77.0	59.8	20.2
《男》												
平成13年 (2001)	75.7	17.9	71.9	95.4	97.2	97.8	97.7	97.2	96.3	93.9	72.0	32.9
14 (2002)	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1
15 (2003)	74.1	16.6	70.8	94.4	96.7	96.9	97.5	97.2	96.0	93.5	71.2	29.9
16 (2004)	73.4	16.3	68.5	94.0	96.6	96.8	97.2	97.0	95.7	93.2	70.7	29.2
17 (2005)	73.3	16.2	68.6	93.6	96.4	97.0	97.0	96.7	95.7	93.6	70.3	29.4
18 (2006)	73.2	16.4	69.1	93.9	96.5	96.7	97.0	96.9	95.7	93.2	70.9	29.2
19 (2007)	73.1	16.4	70.0	94.0	96.9	96.6	97.1	96.9	95.8	93.1	74.4	29.8
20 (2008)	72.8	16.1	69.1	94.4	96.5	96.7	96.9	96.9	95.7	92.5	76.4	29.7
《女》												
平成13年 (2001)	49.2	17.5	72.0	71.1	58.8	62.3	70.1	72.7	68.2	58.4	39.5	13.8
14 (2002)	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39.2	13.2
15 (2003)	48.3	16.6	69.4	73.4	60.3	63.1	70.3	72.5	68.1	58.9	39.4	13.0
16 (2004)	48.3	16.3	68.9	74.0	61.4	62.4	70.4	73.0	68.4	59.6	39.7	12.9
17 (2005)	48.4	16.5	69.8	74.9	62.7	63.0	71.0	73.9	68.8	60.0	40.1	12.7
18 (2006)	48.5	16.6	70.1	75.7	62.8	63.6	71.4	74.0	70.5	60.3	40.2	13.0
19 (2007)	48.5	16.2	69.5	75.8	64.0	64.3	72.0	75.6	70.8	60.8	42.2	12.9
20 (2008)	48.4	16.2	69.7	76.1	65.1	64.9	71.1	75.5	71.6	61.6	43.6	13.1

(注) 労働力人口比率＝(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第306表 就業者数（産業別、年平均）

《男女計》
就業者数

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
平成10年(1998)	6,514	317	26	6	662	1,382	442		
11 (1999)	6,462	307	28	6	657	1,345	443		
12 (2000)	6,446	297	29	5	653	1,321	449		
13 (2001)	6,412	286	27	5	632	1,284	441		
14 (2002)	6,330	268	28	5	618	1,222	435		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	6,316	266	27	5	604	1,178	32	164	332
16 (2004)	6,329	264	22	4	584	1,150	31	172	323
17 (2005)	6,356	259	23	3	568	1,142	35	176	317
18 (2006)	6,382	250	22	3	559	1,161	36	181	324
19 (2007)	6,412	251	21	4	552	1,165	33	197	323
20 (2008)	6,385	246	23	3	537	1,144	32	209	320

産業別構成割合

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
平成10年(1998)	100.0	4.9	0.4	0.1	10.2	21.2	6.8		
11 (1999)	100.0	4.8	0.4	0.1	10.2	20.8	6.9		
12 (2000)	100.0	4.6	0.4	0.1	10.1	20.5	7.0		
13 (2001)	100.0	4.5	0.4	0.1	9.9	20.0	6.9		
14 (2002)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.8	19.3	6.9		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.6	18.7	0.5	2.6	5.3
16 (2004)	100.0	4.2	0.3	0.1	9.2	18.2	0.5	2.7	5.1
17 (2005)	100.0	4.1	0.4	0.0	8.9	18.0	0.6	2.8	5.0
18 (2006)	100.0	3.9	0.3	0.0	8.8	18.2	0.6	2.8	5.1
19 (2007)	100.0	3.9	0.3	0.1	8.6	18.2	0.5	3.1	5.0
20 (2008)	100.0	3.9	0.4	0.0	8.4	17.9	0.5	3.3	5.0

(単位 万人)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
1,741				.	.	.	1,685	217
1,735				.	.	.	1,686	214
1,722				.	.	.	1,718	214
1,713				.	.	.	1,768	211
1,678				.	.	.	1,804	217
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
1,133	161	71	350	502	279	79	845	227
1,123	159	71	347	531	284	81	881	233
1,122	157	75	343	553	286	76	916	229
1,113	155	79	337	571	287	75	938	222
1,113	155	85	342	579	284	72	933	226
1,105	164	83	334	598	288	57	944	223

(単位 %)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
26.7				.	.	.	25.9	3.3
26.8				.	.	.	26.1	3.3
26.7				.	.	.	26.7	3.3
26.7				.	.	.	27.6	3.3
26.5				.	.	.	28.5	3.4
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
17.9	2.5	1.1	5.5	7.9	4.4	1.3	13.4	3.6
17.7	2.5	1.1	5.5	8.4	4.5	1.3	13.9	3.7
17.7	2.5	1.2	5.4	8.7	4.5	1.2	14.4	3.6
17.4	2.4	1.2	5.3	8.9	4.5	1.2	14.7	3.5
17.4	2.4	1.3	5.3	9.0	4.4	1.1	14.6	3.5
17.3	2.6	1.3	5.2	9.4	4.5	0.9	14.8	3.5

第3部 社会保障関係統計資料編

《男》
就業者数

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
平成10年(1998)	3,858	166	20	5	555	892	362		
11 (1999)	3,831	164	21	5	555	873	363		
12 (2000)	3,817	160	21	5	555	860	366		
13 (2001)	3,783	155	20	5	536	842	359		
14 (2002)	3,736	148	20	4	526	811	354		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	3,719	147	20	4	515	785	27	120	279
16 (2004)	3,713	147	16	3	498	772	27	126	271
17 (2005)	3,723	146	17	3	487	774	31	131	263
18 (2006)	3,730	142	16	3	478	788	32	135	268
19 (2007)	3,753	142	16	3	471	800	29	147	268
20 (2008)	3,729	140	17	2	459	792	29	157	264

産業別構成割合

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
平成10年(1998)	100.0	4.3	0.5	0.1	14.4	23.1	9.4		
11 (1999)	100.0	4.3	0.5	0.1	14.5	22.8	9.5		
12 (2000)	100.0	4.2	0.6	0.1	14.5	22.5	9.6		
13 (2001)	100.0	4.1	0.5	0.1	14.2	22.3	9.5		
14 (2002)	100.0	4.0	0.5	0.1	14.1	21.7	9.5		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	100.0	4.0	0.5	0.1	13.8	21.1	0.7	3.2	7.5
16 (2004)	100.0	4.0	0.4	0.1	13.4	20.8	0.7	3.4	7.3
17 (2005)	100.0	3.9	0.5	0.1	13.1	20.8	0.8	3.5	7.1
18 (2006)	100.0	3.8	0.4	0.1	12.8	21.1	0.9	3.6	7.2
19 (2007)	100.0	3.8	0.4	0.1	12.5	21.3	0.8	3.9	7.1
20 (2007)	100.0	3.8	0.5	0.1	12.3	21.2	0.8	4.2	7.1

(単位 万人)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
864				・	・	・	802	171
857				・	・	・	800	168
849				・	・	・	811	166
840				・	・	・	834	166
823				・	・	・	847	170
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
569	81	44	142	116	132	53	471	179
560	78	44	140	123	133	54	495	185
555	79	46	141	130	129	49	518	180
549	77	50	136	135	130	49	527	175
549	76	54	138	139	131	47	522	176
546	80	52	137	144	130	35	530	172

(単位 %)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
22.4				・	・	・	20.8	4.4
22.4				・	・	・	20.9	4.4
22.2				・	・	・	21.2	4.3
22.2				・	・	・	22.0	4.4
22.0				・	・	・	22.7	4.6
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
15.3	2.2	1.2	3.8	3.1	3.5	1.4	12.7	4.8
15.1	2.1	1.2	3.8	3.3	3.6	1.5	13.3	5.0
14.9	2.1	1.2	3.8	3.5	3.5	1.3	13.9	4.8
14.7	2.1	1.3	3.6	3.6	3.5	1.3	14.1	4.7
14.6	2.0	1.4	3.7	3.7	3.5	1.3	13.9	4.7
14.6	2.1	1.4	3.7	3.9	3.5	0.9	14.2	4.6

第3部 社会保障関係統計資料編

《女》
就業者数

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
平成10年(1998)	2,656	151	7	1	107	490	81		
11 (1999)	2,632	143	8	1	102	471	80		
12 (2000)	2,629	137	8	1	98	461	83		
13 (2001)	2,629	131	7	1	96	442	82		
14 (2002)	2,594	120	7	1	92	411	81		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	2,597	119	7	1	89	394	5	44	53
16 (2004)	2,616	117	5	1	86	378	4	46	52
17 (2005)	2,633	113	6	1	81	368	4	46	54
18 (2006)	2,652	108	6	1	82	373	4	47	56
19 (2007)	2,659	109	6	1	81	365	3	51	55
20 (2008)	2,656	105	6	0	78	352	3	53	56

産業別構成割合

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
平成10年(1998)	100.0	5.7	0.3	0.0	4.0	18.4	3.0		
11 (1999)	100.0	5.4	0.3	0.0	3.9	17.9	3.0		
12 (2000)	100.0	5.2	0.3	0.0	3.7	17.5	3.2		
13 (2001)	100.0	5.0	0.3	0.0	3.7	16.8	3.1		
14 (2002)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.5	15.8	3.1		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.4	15.2	0.2	1.7	2.0
16 (2004)	100.0	4.5	0.2	0.0	3.3	14.4	0.2	1.8	2.0
17 (2005)	100.0	4.3	0.2	0.0	3.1	14.0	0.2	1.7	2.1
18 (2006)	100.0	4.1	0.2	0.0	3.1	14.1	0.2	1.8	2.1
19 (2007)	100.0	4.1	0.2	0.0	3.0	13.7	0.1	1.9	2.1
20 (2008)	100.0	4.0	0.2	0.0	2.9	13.3	0.1	2.0	2.1

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 産業別構成比は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

(単位 万人)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
877				・	・	・	883	46
878				・	・	・	887	46
873				・	・	・	907	47
872				・	・	・	935	46
855				・	・	・	957	47
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
564	80	27	209	386	148	26	374	47
563	81	27	207	408	151	28	386	48
567	79	28	202	424	157	27	397	49
564	77	29	201	436	157	26	411	47
564	78	31	204	440	153	25	411	51
559	84	31	198	454	159	22	415	51

(単位 %)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
33.0				・	・	・	33.2	1.7
33.4				・	・	・	33.7	1.7
33.2				・	・	・	34.5	1.8
33.2				・	・	・	35.6	1.7
33.0				・	・	・	36.9	1.8
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
21.7	3.1	1.0	8.0	14.9	5.7	1.0	14.4	1.8
21.5	3.1	1.0	7.9	15.6	5.8	1.1	14.8	1.8
21.5	3.0	1.1	7.7	16.1	6.0	1.0	15.1	1.9
21.3	2.9	1.1	7.6	16.4	5.9	1.0	15.5	1.8
21.2	2.9	1.2	7.7	16.5	5.8	0.9	15.5	1.9
21.0	3.2	1.2	7.5	17.1	6.0	0.8	15.6	1.9

第307表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

区 分	総 数	全産業						専門的・ 技術的職 業従事者
		自営業主	家族従事者	雇用者				
				計	常 雇	臨時雇	日 雇	
《男女計》								
平成13年 (2001)	6,412	693	325	5,369	4,677	570	122	873
14 (2002)	6,330	670	305	5,331	4,604	607	120	890
15 (2003)	6,316	660	296	5,335	4,598	615	122	906
16 (2004)	6,329	656	290	5,355	4,608	631	115	920
17 (2005)	6,356	650	282	5,393	4,631	650	112	937
18 (2006)	6,382	633	247	5,472	4,702	659	110	937
19 (2007)	6,412	622	236	5,523	4,751	664	108	938
20 (2008)	6,385	607	224	5,524	4,767	649	108	950
《男》								
平成13年 (2001)	3,783	506	60	3,201	2,971	177	54	480
14 (2002)	3,736	495	58	3,170	2,925	191	54	485
15 (2003)	3,719	488	58	3,158	2,908	197	54	491
16 (2004)	3,713	487	58	3,152	2,896	205	51	496
17 (2005)	3,723	485	56	3,164	2,901	212	51	506
18 (2006)	3,730	472	45	3,194	2,927	218	50	500
19 (2007)	3,753	467	42	3,226	2,956	222	48	505
20 (2008)	3,729	458	41	3,212	2,942	222	48	507
《女》								
平成13年 (2001)	2,629	187	265	2,168	1,706	393	68	393
14 (2002)	2,594	175	247	2,161	1,679	417	66	405
15 (2003)	2,597	172	238	2,177	1,690	418	68	415
16 (2004)	2,616	169	232	2,203	1,712	426	65	425
17 (2005)	2,633	166	226	2,229	1,730	438	61	431
18 (2006)	2,652	160	202	2,277	1,775	442	61	438
19 (2007)	2,659	155	194	2,297	1,796	442	60	433
20 (2008)	2,656	148	182	2,312	1,825	428	60	443

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 職業は、国勢調査の職業分類に基づいて分類している。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

(単位 万人)

職業別								
管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	保安職業、サービス職業従事者	農林漁業作業者	運輸・通信従事者	採掘作業者	製造・制作・機械運転及び建設作業者	労務作業者
202	1,249	968	693	309	214	3	1,506	353
187	1,228	934	717	291	211	4	1,468	349
185	1,230	917	729	289	210	4	1,437	353
189	1,244	901	748	284	201	3	1,415	360
189	1,247	892	757	279	204	3	1,415	363
185	1,260	881	772	269	206	3	1,432	370
173	1,262	888	787	269	205	3	1,441	376
172	1,292	870	789	264	199	3	1,401	377
183	487	600	306	176	204	3	1,119	197
168	475	584	317	169	200	4	1,108	196
167	481	576	320	169	200	4	1,081	198
170	487	563	327	166	192	3	1,067	204
171	486	551	330	165	193	3	1,075	203
166	490	544	337	161	196	3	1,086	210
156	489	551	340	161	196	3	1,096	215
156	503	542	343	158	191	3	1,702	212
18	762	368	386	134	10	0	387	155
18	753	350	401	122	11	—	361	153
18	750	341	409	121	10	0	356	155
19	758	339	421	118	9	0	347	156
19	761	341	427	114	11	0	341	160
19	770	337	436	108	11	0	346	161
16	773	337	447	109	9	0	345	161
16	789	328	445	105	8	0	328	165

第308表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	0.56	0.70	0.88	0.96	1.05	1.00	0.79
19歳以下	2.20	2.74	3.72	4.17 (0.84)	4.76 (0.93)	5.05 (0.97)	4.50 (0.85)
20歳～24歳	0.78	0.97	1.15	1.15 (1.17)	1.23 (1.25)	1.07 (1.10)	0.81 (0.83)
25歳～29歳	0.58	0.73	0.87	0.86 (1.29)	0.92 (1.35)	0.77 (1.16)	0.55 (0.84)
30歳～34歳	0.72	0.86	0.99	0.95 (1.27)	0.98 (1.34)	0.81 (1.16)	0.58 (0.84)
35歳～39歳	0.87	1.03	1.19	1.16 (1.15)	1.14 (1.22)	0.93 (1.08)	0.64 (0.80)
40歳～44歳	0.79	0.94	1.13	1.15 (0.96)	1.22 (1.04)	1.07 (0.98)	0.76 (0.75)
45歳～49歳	0.50	0.64	0.83	0.97 (0.77)	1.08 (0.86)	1.07 (0.89)	0.83 (0.73)
50歳～54歳	0.26	0.34	0.48	0.65 (0.63)	0.79 (0.74)	0.94 (0.84)	0.85 (0.73)
55歳～59歳	0.19	0.23	0.31	0.44 (0.52)	0.50 (0.63)	0.65 (0.79)	0.65 (0.75)
60歳～64歳	0.15	0.19	0.29	0.50 (0.50)	0.69 (0.61)	0.78 (0.79)	0.64 (0.71)
65歳以上	0.62	0.75	1.09	1.77 (0.48)	2.00 (0.61)	2.54 (0.83)	2.04 (0.79)

(注) 1 各年10月の常用労働者(新規学卒者を除き、常用的パートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。

2 ()内は「就職機会積み上げ方式」による年齢別有効求人倍率である。この方式は、個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級の総有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げることにより年齢別有効求人倍率を算出する方法であり、平成17年1月まで遡って集計されている。

資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第 309 表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	23,770,694	24,181,986	23,307,279	22,100,272	20,970,350	22,630,551	21,390,791
就 職 促 進 手 当	2,695,143	3,434,697	2,895,318	1,463,546	478,495	469,047	410,243
職 業 転 換 特 別 給 付 金	351,646	414,121	263,167	266,080	98,459	76,988	86,748
職 業 転 換 訓 練 費 負 担 金	3,269,961	3,168,797	3,055,708	3,346,132	3,254,818	2,767,973	2,461,252
職 業 転 換 訓 練 費 補 助 金	・	・	・	・	・	・	・
高年齢者労働能力活用事業費等補助金	・	・	・	・	・	・	・
地域人材育成推進事業費等補助金	130,101	42,570	0	0	・	・	・
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	13,721,338	13,692,216	13,675,848	13,675,621	13,789,685	15,967,650	15,133,888
職 業 転 換 訓 練 費 交 付 金	3,602,505	3,429,585	3,417,238	3,348,893	3,348,893	3,348,893	3,298,660

(注) 平成14～20年度は補正後予算額である。

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第310表 地域別最低賃金額の改定状況

平成21年度(単位 円)

	答申最低賃金 時間額		引上げ額	発効予定年月日		答申最低賃金 時間額		引上げ額	発効予定年月日
北海道	678	(667)	11	21.10.10	滋賀	693	(691)	2	21.10.1
青森	633	(630)	3	21.10.1	京都	729	(717)	12	21.10.17
岩手	631	(628)	3	21.10.4	大阪	762	(748)	14	21.9.30
宮城	662	(653)	9	21.10.24	兵庫	721	(712)	9	21.10.8
秋田	632	(629)	3	21.10.1	奈良	679	(678)	1	21.10.17
山形	631	(629)	2	21.10.18	和歌山	674	(673)	1	21.10.31
福島	644	(641)	3	21.10.18	鳥取	630	(629)	1	21.10.8
茨城	678	(676)	2	21.10.8	島根	630	(629)	1	21.10.4
栃木	685	(683)	2	21.10.1	岡山	670	(669)	1	21.10.8
群馬	676	(675)	1	21.10.4	広島	692	(683)	9	21.10.8
埼玉	735	(722)	13	21.10.17	山口	669	(668)	1	21.10.4
千葉	728	(723)	5	21.10.3	徳島	633	(632)	1	21.10.1
東京	791	(766)	25	21.10.1	香川	652	(651)	1	21.10.1
神奈川	789	(766)	23	21.10.16	愛媛	632	(631)	1	21.10.1
新潟	—	(669)	—	—	高知	631	(630)	1	21.10.1
富山	679	(677)	2	21.10.18	福岡	680	(675)	5	21.10.16
石川	674	(673)	1	21.10.10	佐賀	629	(628)	1	21.10.1
福井	671	(670)	1	21.10.1	長崎	629	(628)	1	21.10.10
山梨	677	(676)	1	21.10.1	熊本	630	(628)	2	21.10.18
長野	681	(680)	1	21.10.1	大分	631	(630)	1	21.10.1
岐阜	—	(696)	—	—	宮崎	629	(627)	2	21.10.14
静岡	713	(711)	2	21.10.26	鹿児島	630	(627)	3	21.10.14
愛知	732	(731)	1	21.10.11	沖縄	629	(627)	2	21.10.18
三重	702	(701)	1	21.10.1	全国加重平均額	713	(703)	10	

(注)1 ()内は、平成20年度最低賃金額である。

2 「発効予定年月日」は、原則として異議申出がない場合のものである。

北海道、茨城、群馬、石川、静岡、愛知は、異議申出等があった。

3 「—」は、本年度は現行どおりとの答申がなされたものである。

資料：厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金改正の答申状況」

第311表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

平成21年3月31日現在(単位 件、人)

業 種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総 合 計	251	129,300	3,806,300
新 産 業 別 計	248	128,500	3,802,600
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	7	400	17,300
織 維 工 業 関 係	10	1,800	26,100
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	100	1,100
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	100	1,700
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	3	200	15,200
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	2	1,400	13,000
塗 料 製 造 業 関 係	4	200	6,600
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	200	6,200
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	5	1,700	23,100
鉄 鋼 業 関 係	23	3,400	157,200
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	900	36,800
金 属 製 品 製 造 業 関 係	6	1,500	32,700
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	27	30,800	578,500
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	46	31,700	1,256,700
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	34	19,500	863,500
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	9	1,400	43,700
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	2	2,800	57,900
各 種 商 品 小 売 業 関 係	32	3,900	430,800
自 動 車 小 売 業 関 係	24	25,400	22,900
自 動 車 整 備 業 関 係	1	900	3,600
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	200	1,900
従 来 の 産 業 別 計	3	800	3,700
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	600	2,900
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	100	400
全 国 非 金 属 鉱 業 (厚 生 労 働 大 臣 決 定) 関 係	1	100	400

(注) 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成18年事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料：労働調査会「最低賃金決定要覧」

第312表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

平成20年6月1日現在

企業数	雇 用 状 況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
	常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	55.1
(71,224)	(19,504,649)	(302,716.0)	(1.55)	(56.2)

(注) () 内は前年度の状況。

《規模別》

56～99人	1.42%
100～299人	1.33%
300～499人	1.54%
500～999人	1.59%
1,000人以上	1.78%

《主な産業別》

製 造 業	1.75%
サ ー ビ ス 業	1.48%
建 設 業	1.48%
金融・保険・不動産業	1.52%
卸 売 ・ 小 売 業	1.37%

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

平成21年3月現在

区 分	総 数	身体障害者		身体障害者以外	
			重度身体障害者		知的障害者
登 録 者 数	533,828	317,352	133,483	216,476	151,865
(%)	100.0	59.4	25.0	40.6	28.4
有 効 求 職 者	143,533	80,313	34,505	63,220	30,200
(%)	26.9	15.0	6.5	11.8	5.7
就 業 中 の 者	323,687	197,633	81,425	126,054	106,500
(%)	60.6	37.0	15.3	23.6	20.0
保 留 中 の 者	66,608	39,406	17,553	27,202	15,165
(%)	12.5	7.4	3.3	5.1	2.8

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第313表 定年制等の状況

(単位 %))

区 分	平成17年 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
全 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
定年制を定めている企業	95.3 (100.0)	95.3 (100.0)	93.2 (100.0)	94.7 (100.0)	92.7 (100.0)
一律に定めている	(97.6)	(98.1)	(98.4)	(98.4)	(98.8)
職種別に定めている	(1.8)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.0)
その他の	(0.6)	(0.8)	(0.4)	(0.5)	(0.2)
定年制を定めていない企業	4.7	4.7	6.8	5.3	7.3

(注) () 内は、定年制を定めている企業に対する割合である。

《一律定年制を定めている企業の内訳》

区 分	平成17年 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
一律定年制を定めている企業	(97.6)	(98.1)	(98.4)	(98.4)	(98.8)
定 年 年 齢 階 級 別	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
60歳	91.1	90.5	86.6	86.0	82.5
61歳	0.5	0.5	0.2	0.1	0.3
62歳	1.1	1.7	2.5	1.2	1.2
63歳	0.9	0.9	1.5	2.6	2.2
64歳	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
65歳	6.1	6.2	9.0	9.8	12.8
66歳以上	0.1	0.2	0.0	0.2	0.9
(再掲) 63歳以上	7.1	7.3	10.6	12.7	16.0
(再掲) 65歳以上	6.2	6.3	9.1	10.0	13.6
勤務延長制度、再雇用制度の有無	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
制 度 が あ る 企 業	77.0	76.3	90.2	91.6	90.1
勤 務 延 長 制 度 の み	14.1	13.6	12.6	11.2	11.5
再 雇 用 制 度 の み	50.5	53.1	66.7	72.2	65.6
両 制 度 併 用	12.4	9.6	10.9	8.2	12.9
(再掲) 勤務延長制度 (両制度併用含む)	26.5	23.2	23.5	19.4	24.5
(再掲) 再雇用制度 (両制度併用含む)	62.9	62.7	77.6	80.4	78.5
制 度 が な い 企 業	23.0	23.7	9.8	8.4	9.9

(注) 1 () 内は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業数割合である。

2 調査対象は、「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」である。

3 平成17年の「一律定年制を定めている企業」には、「59歳以下」を含む。

資料：厚生労働省統計情報部「就労条件総合調査結果の概況」

2 関係機関

第314表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	786,664,849	799,846,650	830,535,927	840,317,655	863,714,819	833,417,344
金額	10,087,121,934	10,052,711,424	10,323,230,648	10,214,409,934	10,578,777,725	9,420,394,137
《審査及び支払取扱分》						
医療保険合計 件数	668,805,965	683,737,936	716,209,141	727,621,122	749,130,699	760,553,274
金額	6,686,867,479	6,691,021,407	6,958,296,823	6,968,117,931	7,332,055,183	7,574,460,924
協会けんぽ 件数	315,161,874	323,585,517	338,734,273	344,607,542	355,384,288	359,617,710
金額	3,331,080,905	3,343,259,592	3,483,774,065	3,498,597,417	3,708,321,620	3,822,400,472
船員保険 件数	1,598,194	1,520,057	1,542,883	1,517,433	1,509,713	1,483,949
金額	21,121,193	19,969,027	20,087,869	19,538,913	20,198,115	20,276,249
共済組合 件数	87,693,476	88,957,566	92,536,407	92,326,485	93,211,220	93,651,369
金額	830,994,401	829,899,250	857,180,751	841,734,552	861,375,948	881,739,901
健康保険組合 件数	264,352,421	269,674,796	283,395,578	289,169,662	299,025,478	305,800,246
金額	2,503,670,981	2,497,893,538	2,597,254,137	2,608,247,048	2,742,159,500	2,850,044,302
医療保険以外の合計 件数	117,841,586	116,092,853	114,312,516	112,684,004	114,572,961	72,854,610
金額	3,400,254,453	3,361,690,020	3,364,933,826	3,246,292,002	3,246,722,543	1,845,933,215
老人保健 件数	73,236,205	68,826,496	64,890,211	61,107,249	57,934,802	4,991,308
金額	1,977,837,548	1,882,580,281	1,828,755,048	1,696,206,682	1,634,108,302	149,801,370
自衛官等 件数	763,444	775,132	816,378	814,339	840,188	835,207
金額	9,304,659	9,011,323	9,125,974	8,873,580	9,455,475	9,582,231
結核予防 件数	204,625	192,008	159,802	133,018	.	.
金額	6,548,446	5,907,650	4,347,813	3,605,000	.	.
生活保護 件数	28,041,093	30,344,386	32,292,863	31,634,126	32,559,292	33,803,831
金額	1,229,477,578	1,278,936,629	1,329,686,774	1,336,035,750	1,298,537,749	1,336,616,050
戦傷病者 件数	2,429	2,019	1,714	1,431	1,218	936
金額	290,019	212,749	189,293	150,549	125,067	100,487
自立支援 件数	373,436	403,559	439,597	9,203,939	10,130,118	10,947,816
金額	7,833,596	8,758,569	10,089,349	101,984,613	189,628,163	206,958,314
児童福祉 件数	100,051	99,537	101,043	38,840	92,469	89,514
金額	3,788,271	3,940,689	4,075,574	2,592,245	6,676,486	6,580,319
原爆医療 件数	1,064,819	993,209	933,936	869,764	821,431	747,826
金額	9,509,548	9,098,587	8,891,229	8,398,421	8,209,033	8,151,977

精神保健	件数	6,539,547	7,543,326	8,441,347	13,871	13,438	13,425
	金額	74,035,978	82,848,663	91,044,372	4,043,944	4,075,993	4,158,913
麻薬取締	件数	2	—	—	1	—	—
	金額	84	—	—	359	—	—
母子保健	件数	51,420	52,890	53,389	55,264	56,066	55,172
	金額	4,785,665	4,970,232	4,936,513	5,210,145	5,657,886	5,618,264
中国残留邦人等	件数	・	・	・	・	・	168,620
	金額	・	・	・	・	・	4,046,803
感染症	件数	140	220	104	111	125,936	122,808
	金額	8,535	12,786	5,746	6,612	3,246,372	3,292,814
医療観察	件数	・	・	275	2,998	6,705	10,812
	金額	・	・	388,827	3,366,258	6,652,979	9,603,197
肝炎治療	件数	・	・	・	・	・	120,995
	金額	・	・	・	・	・	2,521,327
老人被爆	件数	717,335	662,710	615,413	569,302	534,614	45,663
	金額	2,309,513	2,172,539	2,040,075	1,972,894	1,974,554	178,450
特定疾患	件数	3,204,091	2,633,953	2,669,547	2,743,588	2,932,568	2,796,688
	金額	30,032,924	29,022,890	30,681,897	32,380,387	36,136,181	36,328,325
小児慢性	件数	1,645,663	1,625,383	952,619	707,811	724,792	744,217
	金額	20,879,686	20,799,222	17,382,760	16,948,468	17,949,867	18,472,362
措置医療	件数	1,092,766	1,094,962	1,103,135	585,965	426,877	431,422
	金額	20,910,663	20,685,391	20,732,916	13,821,165	6,707,433	7,163,972
石綿救済	件数	・	・	・	543	2,041	2,531
	金額	・	・	・	23,565	75,762	91,383
自治体医療	件数	804,520	843,063	841,143	4,201,844	7,370,406	16,925,819
	金額	2,701,740	2,731,820	2,559,666	10,671,365	17,505,241	36,666,657
《審査のみ取扱分》							
戦傷病者・引揚患者	件数	17,298	15,861	14,270	12,529	11,159	9,460

(注) 1 「自立支援」は、平成17年度以前は「身体障害」である。「自立支援」には、更生医療、育成医療、精神通院医療、療養介護医療が含まれる。

2 平成17年度以前の「精神保健」には、通院患者が含まれる。

3 「協会けんぽ」は、平成19年度以前は「政府管掌健康保険」である。

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

第315表 年金資金運用基金の運用資産状況

年度末現在 (単位 億円、%)

区分	平成17年度(2005)		18(2006)		19(2007)		20(2008)	
	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比
合計	722,176	100.00	849,753	100.00	913,073	100.00	925,397	100.00
国内債券	349,242	48.36	441,997	52.01	569,443	62.37	618,887	66.88
国内株式	189,789	26.28	190,676	22.44	137,923	15.11	113,986	12.32
外国債券	75,515	10.46	90,694	10.67	96,641	10.58	100,135	10.82
外国株式	107,617	14.90	126,376	14.87	109,057	11.94	90,781	9.81
短期資産	13	0.00	10	0.00	9	0.00	1,608	0.17
財投債(簿価)	306,538	—	295,525	—	285,794	—	250,888	—

(注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。

2 「時価総額」は、未収収益及び未払費用等を含む。

3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を加えたもの。

資料：年金積立金管理運用独立行政法人「資金運用業務概況書」

第316表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）

（単位 金額：百万円）

区 分	平成15年度 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》												
総 数	1,352	250,299	677	266,500	440	185,162	301	116,308	265	101,811	280	54,220
病 院	260	156,550	193	151,533	129	125,935	85	72,724	85	69,223	71	30,006
介護老人保健施設	192	73,153	190	100,652	98	46,828	74	36,504	56	26,238	62	18,964
診 療 所												
一般診療所	571	17,996	250	13,533	202	11,234	129	6,626	113	5,972	112	4,862
歯科診療所	326	2,216	36	392	7	173	12	254	10	175	34	376
共同利用施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助 産 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	12
薬 局	1	10	2	14	—	—	—	—	—	—	—	—
医療従事者養成施設	1	370	6	376	4	992	1	200	1	203	—	—
歯 科 技 工 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛 生 検 査 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施 術 所	1	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国立病院等購入資金	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
指定老人訪問看護事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
《資金種類別》												
総 数	1,352	250,299	677	266,500	440	185,162	301	116,308	265	101,811	280	54,220
新 築 資 金	303	99,178	324	126,003	226	61,546	168	51,381	130	32,210	103	22,817
甲種増改築資金	104	65,314	108	52,402	106	66,743	35	24,523	60	31,994	18	7,504
乙種増改築資金	132	73,778	131	85,598	66	55,975	51	38,625	45	36,415	35	19,203
国立病院等購入資金	3	377	3	322	—	—	—	—	—	—	—	—
機 械 購 入 資 金	55	1,697	46	1,350	28	822	19	465	19	609	12	410
長 期 運 転 資 金	755	9,956	65	826	14	77	28	1,314	11	583	112	4,287
(再掲)療養病床転換支援資金	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	—	—

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第317表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

（単位 金額：千円）

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	件数 1,384 金額 168,299,900	895 189,300,000	875 217,400,000	992 160,177,600	675 115,024,200	652 103,347,800
保 護 施 設	件数 4 金額 612,000	2 368,400	5 1,211,600	5 590,000	3 690,100	1 225,600
老 人 福 祉 施 設	件数 565 金額 135,755,500	490 166,379,400	443 192,288,000	365 132,142,800	323 98,284,400	301 84,132,500
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	件数 127 金額 6,537,600	42 3,268,100	27 2,118,700	20 2,363,400	2 210,800	2 15,000
婦 人 保 護 施 設	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —	— —
児 童 福 祉 施 設	件数 298 金額 13,253,900	234 11,894,100	283 15,407,700	326 15,558,200	211 11,540,000	217 12,568,300
知 的 障 害 者 援 護 施 設	件数 299 金額 10,335,100	101 4,636,300	93 5,146,800	75 3,264,100	3 191,600	— —
母 子 福 祉 施 設	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —	— —
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設	件数 28 金額 996,800	17 583,000	18 517,500	5 176,600	— —	— —
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	件数 ・ 金額 ・	・ ・	・ ・	194 6,053,300	127 3,735,700	113 5,899,700
社 会 福 祉 法 に 規 定 す る そ の 他 の 施 設	件数 57 金額 582,700	1 72,800	— —	1 8,200	— —	1 20,000
そ の 他 の 施 設	件数 2 金額 165,600	1 189,000	2 361,400	— —	— —	— —
有 料 老 人 ホ ー ム	件数 — 金額 —	3 1,462,000	1 210,000	— —	— —	2 291,200
在 宅 サ ー ビ ス 事 業 等	件数 4 金額 60,700	4 446,900	3 138,300	1 21,000	6 371,600	15 195,500
償 還 額	107,463,697	112,385,007	112,585,597	114,561,956	109,656,543	118,664,258

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第318表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	123	124	120	117	114	111	108
労 災 病 院	37	37	36	36	34	33	32
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1	1	1
勤労者予防医療センター	4	6	9	9	9	9	9
健康診断センター	4	2	0	0	0	0	0
海外勤務健康管理センター	1	1	1	1	1	1	1
看護専門学校	13	13	11	11	11	9	9
リハビリテーション大学校	1	1	0	0	0	0	0
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	1	1	1
産業保健推進センター	45	47	47	47	47	47	47
労災リハビリテーション作業所	8	8	8	8	8	8	6
労 災 保 険 会 館	1	1	1	1	0	0	0
休 養 所	5	4	3	0	0	0	0
納 骨 堂	1	1	1	1	1	1	1

資料：独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

第319表 独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	143,719	142,258	141,618	141,491	141,211	140,847	137,837
職業能力開発総合大学校	1	1	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校	10	10	10	10	10	10	10
職業能力開発短期大学校	1	1	1	1	1	1	1
職業能力開発促進センター	60	62	62	62	62	62	62
私のしごと館	・	1	1	1	1	1	1
雇用促進住宅	143,056	142,082	141,522	141,416	141,136	140,772	137,762
全国勤労青少年会館	1	1	・	・	・	・	・
簡易宿泊所	15	7	6	・	・	・	・
福祉センター等	575	93	15	・	・	・	・

(注) 平成15年度より「移転就職者用宿舎」が「雇用促進住宅」に変更となった。

資料：独立行政法人雇用・能力開発機構調べ

第320表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成20年度末現在

区分	合計	農・林・漁業	鉱業	建設業	製造業	運輸・通信・公益事業	商業	金融・保険・不動産業	サービス業
共済契約者数	373,774	4,297	644	62,720	87,886	14,463	88,037	7,776	107,951
被共済者数	2,951,352	27,864	6,443	388,316	1,039,358	247,537	528,375	37,084	676,375

(ii) 規模別

平成20年度末現在

区分	合計	1~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人以上
共済契約者数	373,774	135,577	102,807	69,722	27,912	19,227	13,133	4,242	781	373
被共済者数	2,951,352	244,448	386,975	521,182	374,314	418,308	508,725	316,501	100,812	80,087

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第321表 中小企業退職金共済支給状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合計 件数	293,572	273,107	263,278	270,201	282,656	309,588
金額	385,636,378	351,822,946	333,146,112	348,941,374	394,459,579	427,032,382
退職金 件数	276,242	258,565	249,920	259,594	271,742	297,247
金額	370,420,424	339,539,886	321,324,663	339,511,442	383,206,383	415,992,461
解約手当金 件数	17,330	14,542	13,358	10,607	10,914	12,341
金額	15,215,954	12,283,060	11,821,448	9,429,932	11,253,196	11,039,921
1件当り金額(円)	1,313,601	1,288,224	1,265,378	1,291,414	1,395,546	1,379,357

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第322表 医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成12年 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	255,792	262,687	270,371	277,927	286,699
医療施設の従事者	243,201	249,574	256,668	263,540	271,897
病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	5,898	5,834	5,745	5,482	5,398
診療所の開設者又は法人の代表者	69,274	69,936	70,828	71,192	71,913
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	106,845	110,159	114,515	118,157	122,305
診療所の勤務者	19,339	20,507	22,157	24,021	25,718
医育機関附属病院の勤務者	41,845	43,138	43,423	44,688	46,563
介護老人保健施設の従事者	2,114	2,315	2,668	2,891	3,095
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	275	263	324	320	330
介護老人保健施設の勤務者	1,839	2,052	2,344	2,571	2,765
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	8,154	8,611	8,607	8,696	8,923
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	5,426	5,374	5,260	5,319	5,223
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	2,728	3,237	3,347	3,377	3,700
そ の 他	2,323	2,178	2,421	2,785	2,771

(注) 1 隔年報。

2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

3 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第323表 歯科医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成12年 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	90,857	92,874	95,197	97,198	99,426
医療施設の従事者	88,410	90,499	92,696	94,593	96,674
病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	14	12	10	13	13
診療所の開設者又は法人の代表者	56,866	57,784	58,545	58,956	59,560
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	2,267	2,502	2,550	2,741	2,876
診療所の勤務者	20,018	21,041	22,513	23,368	25,052
医育機関附属病院の勤務者	9,245	9,160	9,078	9,515	9,173
介護老人保健施設の勤務者	6	11	8	15	16
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	1,252	1,273	1,318	1,336	1,373
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	1,039	1,021	1,092	1,105	1,131
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	213	252	226	231	242
そ の 他	1,189	1,088	1,174	1,245	1,357

(注) 1 隔年報。

2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

3 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第324表 歯科衛生士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	56,466	61,331	67,376	73,297	79,695	86,939	96,442
保 健 所	781	593	634	648	634	518	615
市 町 村	799	1,427	1,481	1,613	1,682	1,751	1,918
病 院	3,288	3,575	3,604	3,881	3,903	4,217	4,536
診 療 所	50,403	54,402	60,428	65,761	71,961	78,519	87,446
介護老人保健施設	2	109	27	54	83	173	241
事 業 所	197	235	204	352	371	464	495
学校又は養成所	561	587	574	550	610	685	703
そ の 他	435	403	424	438	451	612	488

(注) 1 隔年報。

2 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第325表 歯科技工士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	36,652	36,569	37,244	36,765	35,668	35,147	35,337
技 工 所	21,377	22,309	23,194	23,552	23,065	23,438	24,142
病 院 ・ 診 療 所	14,492	13,667	13,097	12,534	11,998	11,140	10,694
そ の 他	783	593	953	679	605	569	501

(注) 隔年報。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第326表 薬剤師数（業務別）

年末現在

区 分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	194,300	205,953	217,477	229,744	241,369	252,533	267,751
薬局の開設者又は法人の代表者	20,460	20,500	20,608	20,446	19,935	19,492	19,288
薬 局 の 勤 務 者	49,410	60,720	74,152	86,446	96,368	105,762	116,428
病 院 ・ 診 療 所 の 従 事 者	48,984	49,039	48,150	47,536	48,094	48,964	50,336
大 学 の 従 事 者	5,708	6,038	6,393	7,077	8,046	8,845	9,276
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	5,441	5,592	5,691	5,673	5,860	5,951	6,280
医薬品関係企業の従事者	45,116	45,821	44,803	45,542	45,261	45,415	47,643
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	・	・	・	・	・	・	・
その他の化学工業従事者	・	・	・	・	・	・	・
そ の 他	19,181	18,243	17,680	16,998	17,804	18,086	18,476

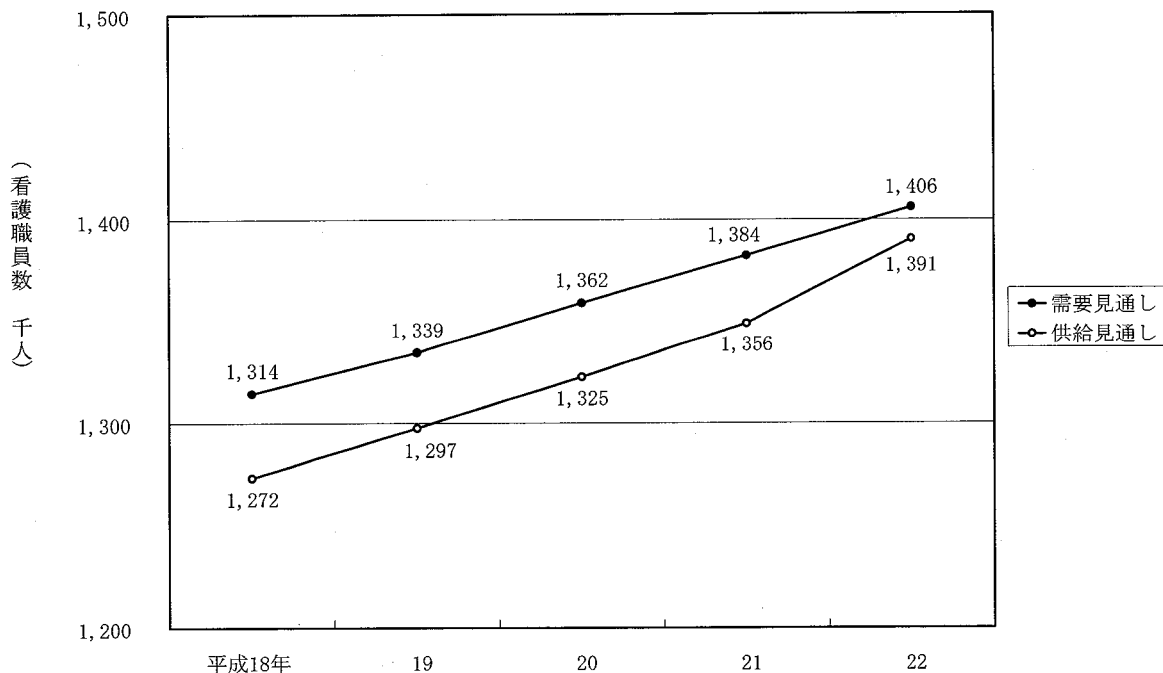
(注) 1 隔年報。

2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

3 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第327表 看護職員需給見通し



(単位 人)

区 分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
需要見通し	1,314,100	1,338,800	1,362,200	1,383,800	1,406,400
①病院	813,900	830,400	846,100	860,100	874,800
②診療所	246,200	247,900	249,600	251,300	253,100
③助産所	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
④介護保険関係	172,600	178,500	183,800	188,800	194,200
⑤社会福祉施設(④除く)	15,600	16,100	16,600	17,100	17,600
⑥保健所・市町村	36,300	36,400	36,600	36,700	36,800
⑦教育機関	15,900	15,900	15,800	15,900	15,900
⑧事業所、学校、その他	11,700	11,800	12,000	12,100	12,200
供給見通し	1,272,400	1,297,100	1,325,100	1,355,900	1,390,500
①年当初就業者数	1,251,100	1,272,400	1,297,100	1,325,100	1,355,900
②新卒就業者数	51,400	51,100	51,500	51,600	52,500
③再就業者数	85,000	88,200	91,200	94,600	98,400
④退職者数	115,000	114,600	114,800	115,400	116,300
需要見通しと供給見通しの差	41,600	41,700	37,100	27,900	15,900
供給見通し／需要見通し	96.8%	96.9%	97.3%	98.0%	98.9%

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第328表 保健師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成10年 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	34,468	36,781	38,366	39,195	40,191	43,446
看護師学校・養成所	519	641	826	841	884	983
保健所			7,670	7,635	7,185	6,927
所内勤務	7,755	7,570
市町村駐在	59	60
病 院	18,410	20,646	21,645	22,313	23,455	24,299
診療所	1,744	1,770	1,653	1,858	1,904	2,770
老人保健施設	1,448	1,388	1,323	1,193	1,257	1,392
訪問看護ステーション	54	52
管理者	.	.	213	178	131	110
従事者	.	.	284	309	178	166
介護保険施設等	.	.	629	542	571	533
社会福祉施設	.	.	472	471	337	390
助産所従事者	.	.	4	7	3	4
事業所	1,659	1,672	1,910	2,415	2,437	3,524
その他の	2,820	2,982	1,737	1,433	1,849	2,348

(注) 1 隔年報。

2 平成14年より保健婦（士）が保健師と変更になった。

3 平成14年より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第329表 助産師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成10年 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	24,202	24,511	24,340	25,257	25,775	27,789
看護師学校・養成所	559	638	960	1,048	1,027	1,223
保健所	257	249	222	231	221	227
市 町 村	.	.	480	477	557	667
病 院	17,486	17,914	17,336	17,539	17,352	18,180
診療所	2,746	2,864	3,389	4,111	4,952	5,686
助産所	2,078	1,858	1,706	1,654	1,550	1,653
開設者	805	802	730	722	683	788
従事者	166	150	195	205	281	284
出張のみによる者	1,107	906	781	727	586	581
訪問看護ステーション	.	.	13	12	8	4
社会福祉施設	.	.	11	7	12	6
事業所	.	.	11	13	12	38
その他の	1,076	988	212	165	84	106

(注) 1 隔年報。

2 平成14年より助産婦が助産師と変更になった。

3 平成14年より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第330表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

年末現在

区 分	平成10年 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	985,821	1,042,468	1,097,326	1,146,181	1,194,121	1,252,224
《就業場所別》						
看護師学校・養成所	9,651	10,102	11,120	11,492	11,726	12,586
保健所	1,392	1,323	1,376	1,028	1,128	954
市 町 村	.	.	7,570	7,934	8,690	8,514
病 院	720,905	736,646	761,961	781,377	802,255	836,895
診療 所	181,324	196,506	202,183	210,738	222,172	230,320
助産所従事者	.	.	82	78	93	85
訪問看護ステーション	14,498	21,667	23,287	25,935	26,990	27,382
介護保険施設等	.	.	67,396	83,430	94,820	102,840
老人保健施設	20,422	26,749
社会福祉施設	22,098	31,363	13,119	13,582	15,292	18,145
事業 所	.	.	4,091	5,198	5,164	7,295
学 校	1,436	1,265
派出看護婦
その他の	14,095	16,847	5,141	5,389	5,791	7,208
《資格別》						
看護師	.	.	703,913	760,221	811,972	877,182
准看護師	.	.	393,413	385,960	382,149	375,042
看護婦	576,640	631,428
准看護婦	370,885	367,582
看護士	17,807	22,189
准看護士	20,489	21,269

(注) 1 隔年報。

2 平成14年より看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。

3 平成14年より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第331表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区 分	平成10年 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
あん摩マッサージ指圧師	94,655	96,788	97,313	98,148	101,039	101,913
はり 師	69,236	71,551	73,967	76,643	81,361	86,208
き ゃ う 師	67,746	70,146	72,307	75,100	79,932	84,629
柔 道 整 復 師	29,087	30,830	32,483	35,077	38,693	43,946

(注) 隔年報。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第332表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

年末現在

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
理 学 療 法 士	33,439	37,068	41,271	46,115	52,114	58,672	65,600
作 業 療 法 士	19,817	22,757	26,070	29,516	33,697	38,097	42,357

資料：厚生労働省医政局調べ

第333表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区 分	社会福祉士	介 護 福 祉 士				合 計
		法第39条1号	法第39条2号	法第39条3号	法第39条4号	
平成4年(1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825
5 (1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867
6 (1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754
7 (1995)	5,347	23,498	227	2,441	36,655	62,821
8 (1996)	7,549	31,798	325	3,118	45,906	81,147
9 (1997)	10,323	41,529	439	3,936	57,671	103,575
10 (1998)	13,734	53,412	555	4,893	73,195	132,055
11 (1999)	18,456	67,125	676	6,045	93,899	167,745
12 (2000)	24,111	82,298	837	7,380	120,670	211,185
13 (2001)	30,077	99,439	974	8,811	147,213	256,437
14 (2002)	38,304	117,840	1,130	10,081	172,034	301,085
15 (2003)	48,585	134,958	1,289	11,371	204,060	351,678
16 (2004)	59,141	151,922	1,403	12,680	243,814	409,819
17 (2005)	71,167	170,240	1,537	14,002	282,299	468,078
18 (2006)	83,249	188,412	1,684	15,407	342,745	548,248
19 (2007)	95,420	205,875	1,858	16,720	415,631	640,084
20 (2008)	109,014	221,037	2,016	18,082	488,188	729,323
21 (2009)	122,314	234,149	2,142	19,095	556,539	811,925

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号：高卒後養成施設(2年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号：福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号：高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号：介護福祉士試験に合格した者
 資料：社会福祉振興・試験センター調べ

第334表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）

各年10月1日現在

区 分	平成8年 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	20 (2008)
総 数	2,568,253.5	2,690,373.0	2,518,338.8	1,673,152.9	1,771,435.8
医 師	277,325.4	283,654.2	290,286.0	180,022.3	187,947.6
常 勤	223,731	234,263	242,311	143,311	150,238
非 常 勤	53,594.4	49,391.2	47,975.0	36,711.3	37,709.6
歯 科 医 師	92,942.1	97,601.8	100,498.0	9,553.0	9,981.3
常 勤	82,779	85,995	90,828	7,600	8,326
非 常 勤	10,163.1	11,606.8	9,670.0	1,953.0	1,655.3
介 介 輔	12.0	7.0	5.0
薬 劑 師	51,555	52,087	46,015.3	40,119.6	41,760.0
保 健 師	6,962	8,106	7,458.3	2,782.0	3,983.6
助 産 師	20,017	21,048	20,508.0	17,068.5	18,130.7
看 護 師	527,004	597,138	614,128.3	567,968.9	636,970.8
准 看 護 師	384,493	380,520	326,855.0	181,695.1	170,782.5
看 護 業 務 補 助 者	240,512	250,358	232,902.7	199,141.8	189,838.3
理 学 療 法 士 (P T)	15,620	20,736	25,486.4	28,508.5	38,675.3
作 業 療 法 士 (O T)	6,397	9,145	12,961.7	17,070.2	24,456.7
視 能 訓 練 士	2,463	3,176	3,445.6	2,564.9	2,956.4
言 語 聴 覚 士	.	2,492	3,777.1	5,197.8	7,869.2
義 肢 装 具 士	121	132	128.2	64.6	60.6
歯 科 衛 生 士	65,276	71,936	64,831.3	3,988.3	4,266.6
歯 科 技 工 士	17,705	16,100	13,288.8	817.1	781.1
歯 科 業 務 補 助 者	107,951	107,014	82,525.3
診 療 放 射 線 技 師	35,599	38,892	39,587.2	35,484.3	37,443.2
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	2,703	2,726	1,962.2	452.4	312.8
臨 床 検 査					
臨 床 検 査 技 師	53,258	54,753	54,475.2	45,676.8	47,371.9
衛 生 検 査 技 師	1,099	831	705.9	244.8	202.2
そ の 他	2,698	2,032	.	.	.
臨 床 工 学 技 士	6,544	8,174	10,320.8	9,405.4	11,931.9
あん摩マッサージ指圧師	11,561	10,751	9,354.6	3,632.4	2,743.4
柔 道 整 復 師	.	1,610	2,396.3	693.1	630.1
管 理 栄 養 士	13,355	14,765	14,973.6	15,623.2	17,489.3
栄 養 士	17,863	16,511	14,049.8	6,585.4	5,917.6
精 神 保 健 福 祉 士	.	1,625	3,603.7	5,378.1	6,766.2
社 会 福 祉 士	.	705	2,737.3	2,695.5	4,581.2
介 護 福 祉 士	.	8,005	25,630.4	20,600.5	27,481.0
そ の 他 の 技 術 員	33,807	29,775	28,263.4	17,100.1	15,900.2
医 療 社 会 事 業 従 事 者	6,837	9,096	10,299.4	8,809.7	9,200.9
事 務 員	353,544	363,828	343,440.5	154,303.8	162,736.1
そ の 他 の 職 員	213,030	205,043	111,438.5	89,904.8	82,267.1

(注) 1 非常勤職員を含む。

2 平成11年までは非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。

3 平成14年以降は、全ての職種を常勤換算している。

4 平成11年までの「介輔」には、歯科介輔を含む。

5 平成14年より保健婦(士)が保健師、助産婦が助産師、看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。

6 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

第13節 財 政

第335表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

（単位 億円、％）

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
一般会計予算	849,871	826,524	812,300	817,891	821,109	821,829	796,860	829,088	830,613	885,480
対前年度伸び率	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4	0.1	△ 3.0	4.0	0.2	6.6
1.国債費	219,653	171,705	166,712	167,981	175,686	184,422	187,616	209,988	201,632	202,437
対前年度伸び率	10.8	△ 21.8	△ 2.9	4.6	4.6	5.0	1.7	11.9	△ 4.0	0.4
2.地方交付税交付金	149,304	168,230	170,116	173,988	164,935	160,889	145,584	149,316	156,136	165,733
対前年度伸び率	10.4	12.7	1.1	2.3	△ 5.2	△ 2.5	△ 9.5	2.6	4.6	6.1
3.一般歳出	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320	472,829	463,660	469,784	472,845	517,310
対前年度伸び率	2.6	1.2	△ 2.3	0.1	0.1	△ 0.7	△ 1.9	1.3	0.7	9.4
4.産業投資特別 会計へ繰入等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社会保障関係費	167,666	175,552	182,795	189,907	197,970	203,808	205,739	211,409	217,824	248,344
対前年度伸び率	4.1	4.7	3.8	3.9	4.2	2.9	0.9	2.8	3.0	14.0
一般会計に占める割合	19.7	21.2	22.5	23.2	24.1	24.8	25.8	25.5	26.2	28.0
一般歳出に占める割合	34.9	36.1	38.4	39.9	41.6	43.1	44.4	45.0	46.1	48.0
厚生労働省予算	172,644	180,421	186,684	193,787	201,910	208,178	209,417	214,769	221,223	251,568
対前年度伸び率	…	4.5	3.5	3.8	4.2	3.1	0.6	2.6	3.0	13.7
一般会計に占める割合	20.3	21.8	23.0	23.7	24.6	25.3	26.3	25.9	26.6	28.4
一般歳出に占める割合	35.9	37.1	39.3	40.7	42.4	44.0	45.2	45.7	46.8	48.6
防衛関係費	49,358	49,553	49,560	49,530	49,030	48,564	48,139	48,016	47,797	477,414
対前年度伸び率	0.1	0.4	0.0	△ 0.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.1
一般会計に占める割合	5.8	6.0	6.1	6.1	6.0	5.9	6.0	5.8	5.8	5.4
一般歳出に占める割合	10.3	10.2	12.5	10.4	10.3	10.3	10.4	10.2	10.1	92.3

（注）平成12年度厚生労働省予算の対前年度伸び率は、平成13年1月の省庁再編により厚生労働省となったため比較に不適当のため不計上。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第336表 一般会計歳入・歳出（目的別）

（単位 百万円）

区 分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
歳 入	86,878,703	86,704,827	83,458,343	83,804,191	88,911,213	88,548,001
租税及び印紙収入	44,041,000	47,042,000	50,468,000	52,551,000	46,429,000	46,103,000
租 税	42,893,000	45,928,000	38,298,000	40,361,000	35,549,000	36,253,000
印 紙 収 入	1,148,000	1,114,000	12,170,000	12,190,000	10,880,000	9,850,000
官業益金及び官業収入	16,704	16,719	16,974	16,167	16,054	16,065
政府資産整理収入	261,771	255,700	240,588	280,789	311,286	262,977
雑 収 入	4,478,233	4,239,650	3,696,407	4,695,635	8,351,471	8,871,960
公 債 金	36,590,000	33,469,000	27,470,000	25,432,000	33,168,000	33,294,000
前年度剰余金受入	1,490,996	1,681,759	1,566,373	828,601	635,402	—
歳 出	86,878,703	86,704,827	83,458,343	83,804,191	88,911,213	88,548,001
国 家 機 関 費	4,448,659	4,463,331	4,508,606	4,553,451	4,516,141	4,388,742
地 方 財 政 費	17,704,252	17,504,732	16,817,606	14,955,425	15,702,984	16,592,966
防 衛 関 係 費	4,936,379	4,919,010	4,891,323	4,862,032	4,838,542	4,794,598
国土保全及び開発費	8,732,838	7,564,889	7,003,690	6,670,131	6,581,252	6,429,372
産 業 経 済 費	3,272,784	3,059,037	2,805,752	3,237,857	4,085,951	2,857,430
教 育 文 化 費	6,012,772	5,848,783	5,155,726	5,309,319	5,417,645	5,080,131
社 会 保 障 関 係 費	21,919,267	22,217,630	21,972,115	22,416,869	23,908,537	25,877,635
社 会 保 険 費	15,769,161	16,126,804	16,425,273	16,969,346	17,803,027	20,273,817
生 活 保 護 費	1,952,750	1,973,780	2,006,227	1,982,011	2,047,261	2,096,888
社 会 福 祉 費	1,857,919	1,942,854	1,711,829	1,705,793	2,133,081	1,819,968
住 宅 対 策 費	921,698	830,821	717,900	685,256	671,212	626,615
失 業 対 策 費	40,945	40,550	41,590	37,528	185,333	33,684
保 健 衛 生 費	890,620	850,687	703,319	640,079	679,246	621,604
そ の 他	486,174	452,134	365,976	396,857	389,377	405,059
恩 給 費	1,131,195	1,068,451	998,051	948,098	851,446	786,461
文 官 恩 給 費	42,947	39,269	35,125	31,304	28,080	26,169
旧軍人遺族等恩給費	1,023,253	968,085	907,248	840,158	775,987	718,114
そ の 他	64,994	61,097	55,679	76,636	47,378	42,177
国 債 費	18,278,442	19,620,327	18,915,109	20,467,584	19,940,082	20,243,731
経 済 緊 急 対 応 予 備 費	1,000,000
予 備 費	300,000	300,000	250,000	250,000	250,000	350,000
そ の 他	142,116	138,638	140,364	133,425	2,818,633	146,936

(注) 平成21年度は当初予算額、他は補正後予算額。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第337表 地方財政（普通会計）歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
歳 入 合 計	103,260,764	101,006,786	99,645,528	99,173,124	97,800,131	97,745,350
地 方 税	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160	40,266,817
地 方 譲 与 税	634,222	694,045	1,164,074	1,848,962	3,728,536	714,562
市町村たばこ税都道府県交付金	.	.	.	1,873	3,818	2,350
利 子 割 交 付 金	210,551	148,888	138,681	98,090	76,987	103,791
配 当 割 交 付 金	.	.	28,010	47,339	69,525	81,234
株式等譲渡所得割交付金	.	.	28,365	68,982	60,967	53,478
地方消費税交付金	1,083,730	1,212,844	1,349,047	1,249,432	1,306,180	1,288,033
ゴルフ場利用税交付金	52,288	48,404	45,422	43,576	42,741	42,791
特別地方消費税交付金	188	77	52	29	22	15
自動車取得税交付金	285,223	309,987	316,999	316,687	325,107	295,965
軽油引取税交付金	107,762	108,274	108,521	112,840	115,523	125,420
地方特例交付税	903,588	1,006,168	1,104,834	1,518,006	815,960	311,983
地方交付税	19,544,863	18,069,295	17,020,109	16,958,719	15,995,350	15,202,745
交通安全対策特別交付金	75,700	81,611	78,961	79,232	83,546	82,373
分担金及び負担金	1,219,864	1,132,679	1,068,716	1,025,030	979,120	972,015
使 用 料	1,897,784	1,906,733	1,891,528	1,873,278	1,794,339	1,776,943
手 庫 数 料	587,481	585,381	600,191	601,290	601,165	595,725
国 庫 支 出 金	13,068,995	13,030,356	12,349,718	11,778,086	10,415,576	10,221,573
義務教育費負担金	2,988,008	2,738,637	2,545,577	2,063,775	1,661,210	1,664,997
生活保護費負担金	1,669,225	1,803,426	1,933,111	1,974,026	2,004,758	1,982,452
児童保護費負担金	708,871	701,553	549,676	542,920	476,396	503,914
障害者自立支援給付費等負担金	52,853
結核医療費負担金	8,289	7,440	6,830	5,791	5,102	.
精神衛生費負担金	40,331	47,822	48,865	54,229	41,764	.
老人保護費負担金	71,474	70,500	61,239	8,150	2,206	2,769
普通建設事業費支出金	4,109,965	4,192,682	3,576,118	3,340,668	3,112,135	2,866,352
災害復旧事業費支出金	212,112	184,115	265,771	495,476	330,501	221,846
失業対策事業費支出金	6,524	6,175	5,794	5,520	8,020	1,565
委 託 金	229,478	276,471	250,709	304,402	159,859	214,540
財 政 補 給 金	15,159	14,788	14,439	14,236	12,705	11,295
そ の 他	3,009,559	2,986,747	3,091,589	2,968,891	2,600,921	2,698,989
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	30,150	30,150	31,150	31,540	31,540	32,540
都 道 府 県 支 出 金	2,268,460	2,255,441	2,106,622	2,230,353	2,183,629	2,398,166
財 産 収 入	673,769	600,232	632,558	684,413	692,698	695,019
寄 附 金	103,524	89,584	95,557	79,166	88,552	77,971
繰 入 金	3,050,909	2,939,715	3,208,015	2,419,274	2,005,062	2,468,075
繰 越 金	2,457,978	2,225,740	2,181,720	2,093,812	2,091,666	2,210,802
諸 収 入	7,473,346	7,232,125	7,306,240	7,920,030	7,196,609	7,085,884
地 方 債	13,382,616	13,857,697	12,443,044	10,428,448	9,664,651	9,621,440
特別区財政調整交付金・納付金	769,255	775,632	808,091	860,228	925,103	1,017,640

(単位 百万円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
歳 出 合 計	100,929,961	98,701,602	97,451,206	96,933,997	95,482,402	95,711,569
議 会 費	562,557	541,422	530,189	488,430	456,136	435,749
総 務 費	9,110,647	9,650,462	9,545,592	9,350,015	9,150,593	9,620,034
民 生 費	15,642,331	15,897,224	16,486,286	17,223,553	17,877,562	18,714,589
社 会 福 祉 費	4,044,516	4,146,351	4,218,790	4,751,233	5,029,561	5,507,951
老 人 福 祉 費	4,351,716	4,310,619	4,446,130	4,522,791	4,541,708	4,651,841
児 童 福 祉 費	4,764,054	4,786,760	4,963,560	5,050,991	5,384,994	5,616,854
生 活 保 護 費	2,476,305	2,645,352	2,771,270	2,868,656	2,911,736	2,901,841
災 害 救 助 費	5,740	8,142	86,536	29,883	9,563	36,102
衛 生 費	6,618,004	6,057,305	5,940,764	5,839,983	5,634,953	5,556,263
公 衆 衛 生 費	3,439,267	3,385,999	3,321,424	3,257,322	3,147,560	3,094,782
結 核 対 策 費	36,782	33,227	32,024	25,533	24,521	23,554
保 健 所 費	267,268	256,500	253,465	245,062	238,316	245,700
清 掃 費	2,874,687	2,381,579	2,333,851	2,312,066	2,224,555	2,192,227
労 働 費	548,067	437,849	421,632	322,055	301,731	280,668
失 業 対 策 費	74,720	53,014	52,688	22,752	29,641	7,838
そ の 他	473,346	384,835	368,945	299,303	272,090	272,830
農 林 水 産 業 費	5,952,342	5,399,474	4,928,427	4,515,731	4,234,274	3,894,299
商 工 費	5,036,887	4,889,116	4,950,928	4,667,691	4,798,668	4,993,322
土 木 費	17,988,269	16,727,449	15,501,158	14,664,192	14,088,470	13,611,304
消 防 費	1,935,738	1,893,804	1,907,999	1,894,050	1,884,575	1,895,063
警 察 費	3,407,457	3,362,165	3,338,032	3,317,750	3,353,993	3,374,650
教 育 費	17,741,614	17,278,976	16,981,254	16,644,416	16,544,349	16,500,553
災 害 復 旧 費	374,843	333,882	541,471	809,901	558,436	402,049
公 債 費	13,167,667	13,289,622	13,209,773	14,054,676	13,370,114	13,108,163
諸 支 出 金	308,232	311,979	323,535	317,151	286,138	268,978
前年度繰上充用金	26,312	26,766	20,480	27,198	20,255	47,517
利子割交付金	210,551	148,888	138,681	98,090	76,987	103,791
配当割交付金	.	.	28,010	47,339	69,525	81,234
株式等譲渡所得割交付金	.	.	28,865	68,982	60,967	53,478
地方消費税交付金	1,083,730	1,212,844	1,349,047	1,249,432	1,306,180	1,288,033
ゴルフ場利用税交付金	52,288	48,404	45,422	43,576	42,741	42,791
特別地方消費税交付金	188	77	52	29	22	15
自動車取得税交付金	285,220	309,987	316,999	316,687	325,107	295,965
軽油引取税交付金	107,762	108,274	108,521	112,840	115,523	125,420
特別区財政調整交付金・納付金	769,255	775,632	808,091	860,228	925,103	1,017,640

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第338表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

区 分	平成19年度(2007)					
	都道府県		市 町 村		純 計	
合 計	5,169,661	100.0	13,544,929	100.0	16,976,069	
社 会 福 祉 費	1,960,748	37.9	3,547,203	26.2	4,762,115	
老 人 福 祉 費	1,972,356	38.2	2,679,485	19.8	4,250,625	
児 童 福 祉 費	979,753	19.0	4,637,101	34.2	5,084,514	
生 活 保 護 費	236,601	4.6	2,665,240	19.7	2,858,946	
災 害 救 助 費	20,203	0.4	15,900	0.1	19,869	

その2 性質別内訳

区 分	平成19年度(2007)					
	都道府県		市 町 村		純 計	
合 計	5,169,661	100.0	13,544,929	100.0	16,976,069	
人 件 費	251,217	4.9	1,673,152	12.4	1,924,369	
物 件 費	90,005	1.7	741,138	5.5	831,143	
扶 助 費	632,898	12.2	7,082,062	52.3	7,714,960	
補 助 費 等	3,890,759	75.3	550,165	4.1	2,717,899	
普 通 建 設 事 業 費	100,275	1.9	272,979	2.0	359,408	
補 助 事 業 費	26,358	0.5	79,388	0.6	100,066	
単 独 事 業 費	73,917	1.4	193,500	1.4	259,342	
県 営 事 業 負 担 金	—	—	91,101	5	—	
貸 付 金	36,565	0.7	28,190	0.2	63,105	
繰 出 金	2,699	0.1	3,137,444	23.2	3,140,143	
そ の 他	165,242	3.2	59,799	0.4	225,042	

その3 財源内訳

区 分	平成19年度(2007)					
	都道府県		市 町 村		純 計	
合 計	5,169,661	100.0	13,544,929	100.0	16,976,069	
国 庫 支 出 金	383,653	7.4	3,509,971	25.9	3,893,624	
都 道 府 県 支 出 金	—	—	1,338,812	9.9	—	
使 用 料 ・ 手 数 料	44,171	0.9	255,481	1.9	299,652	
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	22,247	0.4	342,602	2.5	326,789	
地 方 債	37,226	0.7	81,256	0.6	116,047	
そ の 他 特 定 財 源	197,693	3.8	184,506	1.4	378,123	
一 般 財 源 等	4,484,672	86.7	7,832,301	57.8	11,961,834	

(単位 百万円、%)

額	平成18年度(2006)		比較			
	純	計 額	増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	16,258,515	100.0	717,553	100.0	4.4	3.6
28.1	4,425,972	27.2	336,144	46.8	7.6	5.6
25.0	4,069,451	25.0	181,173	25.2	4.5	2.9
30.0	4,888,128	30.1	196,386	27.4	4.0	4.1
16.8	2,868,327	17.6	△ 9,381	△ 1.3	△ 0.3	1.5
0.1	6,638	0.0	13,231	1.8	199.3	△ 68.5

(単位 百万円、%)

額	平成18年度(2006)		比較			
	純	計 額	増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	16,258,515	100.0	717,553	100.0	4.4	3.6
11.3	1,953,906	12.0	△ 29,537	△ 4.1	△ 1.5	△ 1.4
4.9	776,173	4.8	54,970	7.7	7.1	△ 6.0
45.4	7,267,498	44.7	447,461	62.4	6.2	2.2
16.0	2,518,772	15.5	199,127	27.8	7.9	17.9
2.1	443,102	2.7	△ 83,694	△ 11.7	△ 18.9	△ 9.0
0.6	175,737	1.1	△ 75,672	△ 10.5	△ 43.1	△ 5.1
1.5	267,365	1.6	△ 8,022	△ 1.1	△ 3.0	△ 11.4
—	—	—	—	—	—	—
0.4	70,383	0.4	△ 7,278	△ 1.0	△ 10.3	△ 25.9
18.5	3,048,720	18.8	91,423	12.7	3.0	2.3
1.3	179,961	1.1	45,080	6.3	25.1	145.5

(単位 百万円、%)

額	平成18年度(2006)		比較			
	純	計 額	増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	16,258,515	100.0	717,553	100.0	4.4	3.6
22.9	3,794,056	23.3	99,568	13.9	2.6	△ 5.7
—	—	—	—	—	—	—
1.8	304,833	1.9	△ 5,181	△ 0.7	△ 1.7	△ 4.2
1.9	324,622	2.0	2,167	0.3	0.7	2.0
0.7	130,374	0.8	△ 14,327	△ 2.0	△ 11.0	△ 1.4
2.2	308,817	1.9	69,306	9.7	22.4	△ 11.0
70.5	11,395,813	70.1	566,021	78.9	5.0	8.0

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

区 分	平成19年度(2007)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,385,211	100.0	4,171,052	100.0	5,435,815
公 衆 衛 生 費	1,192,854	86.1	1,901,928	45.6	3,004,126
結 核 対 策 費	5,844	0.4	17,709	0.4	23,348
保 健 所 費	124,869	9.0	120,830	2.9	243,742
清 掃 費	61,643	4.5	2,130,584	51.1	2,164,599

その2 性質別内訳

区 分	平成19年度(2007)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,385,211	100.0	4,171,052	100.0	5,435,815
人 件 費	288,684	20.8	972,336	23.3	1,261,018
物 件 費	113,054	8.2	1,638,051	39.3	1,751,105
扶 助 費	198,220	14.3	145,214	3.5	343,434
補 助 費 等	466,674	33.7	583,923	14.0	948,956
普 通 建 設 事 業 費	86,882	6.3	470,040	11.3	538,630
補 助 事 業 費	17,644	1.3	171,291	4.1	187,973
単 独 事 業 費	69,239	5.0	297,069	7.1	350,657
県 営 事 業 負 担 金	—	—	1,680	0.0	—
貸 付 金	104,836	7.6	25,745	0.6	130,066
繰 出 金	10,635	0.8	92,616	2.2	103,250
そ の 他	116,228	8.4	243,128	5.8	359,356

その3 財源内訳

区 分	平成19年度(2007)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,385,211	100.0	4,171,052	100.0	5,435,815
国 庫 支 出 金	145,930	10.5	161,793	3.9	307,723
都 道 府 県 支 出 金	—	—	78,803	1.9	—
使 用 料 ・ 手 数 料	29,009	2.1	343,969	8.2	372,978
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	29,009	0.2	51,377	1.2	24,268
地 方 債	46,003	3.3	226,652	5.4	269,873
そ の 他 特 定 財 源	104,422	7.5	184,682	4.4	285,937
一 般 財 源 等	1,056,497	76.3	3,123,775	74.9	4,175,035

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

(単位 百万円、%)

額	平成18年度(2006) 純 計 額		比較			
			増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	5,510,248	100.0	△ 74,433	100.0	△ 1.4	△ 3.4
55.3	3,052,519	55.4	△ 48,393	65.0	△ 1.6	△ 3.2
0.4	24,289	0.4	△ 941	1.3	△ 3.9	△ 4.2
4.5	236,645	4.3	7,097	△ 9.5	3.0	△ 2.7
39.8	2,196,795	39.9	△ 32,196	43.3	△ 1.5	△ 3.8

(単位 百万円、%)

額	平成18年度(2006) 純 計 額		比較			
			増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	5,510,248	100.0	△ 74,433	100.0	△ 1.4	△ 3.4
23.2	1,293,588	23.5	△ 32,570	43.8	△ 2.5	△ 3.0
32.2	1,714,694	31.1	36,412	△ 48.9	2.1	0.5
6.3	401,544	7.3	△ 58,110	78.1	△ 14.5	△ 8.1
17.5	960,763	17.4	△ 11,807	15.9	△ 1.2	△ 2.3
9.9	613,645	11.1	△ 75,015	100.8	△ 12.2	△ 11.7
3.5	233,198	4.2	△ 45,225	60.8	△ 19.4	△ 23.7
6.5	380,447	6.9	△ 29,790	40.0	△ 7.8	△ 2.4
—	—	—	—	—	—	—
2.4	140,739	2.6	△ 10,673	14.3	△ 7.6	8.4
1.9	101,199	1.8	2,051	△ 2.8	2.0	△ 13.4
6.6	284,077	5.2	75,279	△ 101.1	26.5	△ 6.9

(単位 百万円、%)

額	平成18年度(2006) 純 計 額		比較			
			増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	5,510,248	100.0	△ 74,433	100.0	△ 1.4	△ 3.4
5.7	356,918	6.5	△ 49,195	66.1	△ 13.8	△ 14.4
—	—	—	—	—	—	—
6.9	373,623	6.8	△ 645	0.9	△ 0.2	△ 0.4
0.4	26,024	0.5	△ 1,756	2.4	△ 6.7	9.2
5.0	299,106	5.4	△ 29,233	39.3	△ 9.8	△ 9.4
5.3	311,172	5.6	△ 25,235	33.9	△ 8.1	0.5
76.8	4,143,405	75.2	31,630	△ 42.5	0.8	△ 2.5

第339表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
国内総支出 (A)	4,898,752	4,937,475	4,984,906	5,031,867	5,109,247	5,158,579
歳出総額						
国 (B)	924,941	887,920	916,446	934,347	909,468	879,327
地方 (C)	948,394	925,818	912,479	906,973	892,106	891,476
国から地方に対する支出 (D)	350,045	329,410	317,488	322,145	310,705	265,771
地方から国に対する支出 (E)	14,770	12,812	12,987	12,731	12,749	12,657
歳出純計額						
国 (B) - (D) (F)	574,896	558,510	598,958	612,202	598,763	613,556
地方 (C) - (E) (G)	933,624	913,006	899,492	894,242	879,357	878,820
合計 (F) + (G) (H)	1,508,520	1,471,516	1,498,450	1,506,444	1,478,120	1,492,376
国内総支出に対する比率 (%)						
(F) / (A) × 100	11.7	11.3	12.0	12.2	11.7	11.9
(G) / (A) × 100	19.1	18.5	18.0	17.8	17.2	17.0
(H) / (A) × 100	30.8	29.8	30.1	29.9	28.9	28.9

(注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算 (93SNA、平成12年基準)」によっており名目値である。

2 「国の歳出額」は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業 (治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険 (児童手当勘定のみ) 及び電源開発促進対策 (電源立地勘定のみ) の特別会計との純計決算額である。

3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税 (地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む)、地方譲与税及び国庫支出金 (交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を含む) の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金 (地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額) である。

5 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第340表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
国 税 及 び 地 方 税 合 計	816,417	870,949	906,231	929,226	873,708	845,756
国 税	481,029	522,905	541,169	526,558	480,007	478,155
直 接 税	279,858	315,413	335,007	323,273	282,325	285,110
所 得 税	146,705	155,859	140,541	160,800	155,230	155,720
源 泉 分	121,846	129,558	114,943	129,285	125,720	126,610
申 告 分	24,859	26,301	25,598	31,515	29,510	29,110
法 人 税	114,437	132,736	149,179	147,444	111,590	105,440
法 人 特 別 税	—	—	—	—	—	—
相 続 税	14,465	15,657	15,186	15,026	15,500	15,220
地 価 税	2	2	7	2	—	—
旧 税	1	0	0	0	—	—
法人臨時特別税(特)	—	—	—	—	—	—
所得税(譲与分)(特)	4,249	11,159	30,094	—	—	—
地方法人特別税(特)	—	—	—	—	5	8,730
間 接 税 等	201,171	207,492	206,162	203,285	197,682	193,045
地 方 税	335,388	348,044	365,062	402,668	393,701	367,601
道 府 県 税	144,870	152,269	183,452	186,642	178,369	157,095
市 町 村 税	190,518	195,775	181,610	216,026	215,332	210,506

(注) 国・地方税とも平成19年度以前は決算額、平成20年度は補正後予算額(地方財政計画額)、平成21年度は当初予算額(地方財政計画額)である。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第341表 高齢社会対策関係予算(一般会計分)の推移

(単位 億円)

区 分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
総 計	123,901	126,982	130,246	136,287	141,295	172,547
就 業 ・ 所 得	59,943	64,355	68,260	72,294	76,684	103,194
健 康 ・ 福 祉	63,098	61,960	61,400	63,541	64,035	68,097
学 習 ・ 社 会 参 加	277	266	216	195	240	164
生 活 環 境	130	128	125	39	124	853
調 査 研 究 等 の 推 進	453	274	246	217	212	239

(注) 本表の予算額は、高齢者社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。

資料：内閣府「高齢社会白書」

第342表 市町村税納税義務者数

平成20年7月1日現在(単位 人)

区 分	市町村数	個人均等割	法人均等割		市町村民税所得割	法人税割	固定資産税
			法人	法人でない 社団等			
合 計	1,788	60,381,477	3,755,652	5,200	56,094,658	3,590,826	46,794,056
人口50万以上の市	27	18,598,160	1,587,345	1,686	17,829,506	1,464,696	12,534,632
人口5万以上50万未満の市	510	31,748,254	1,674,816	1,923	29,513,301	1,654,088	24,611,123
人口5万未満の市	247	4,006,020	200,137	1,107	3,494,301	195,534	3,835,756
町 村	1,004	6,029,043	293,354	484	5,257,550	276,508	5,812,545

資料：総務省自治税務局調べ

第14節 国際統計及び比較

1 人 口

第343表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

(単位 千人)

区 分	1950年	1975年	2000年	2010年	2025年	2050年	年平均人口増加率(%)		
							1950～ 55年	2000～ 2010年	2045～ 50年
世界全域	2,529,346	4,061,317	6,115,367	6,908,688	8,011,533	9,149,984	1.77	1.18	0.34
先進地域	812,026	1,046,894	1,194,967	1,237,228	1,277,113	1,275,243	1.21	0.34	△ 0.07
発展途上地域	1,717,320	3,014,422	4,920,400	5,671,460	6,734,421	7,874,742	2.03	1.37	0.41
アフリカ	227,270	418,765	819,462	1,033,043	1,400,184	1,998,466	2.18	2.29	1.14
東部アフリカ	64,847	124,044	252,710	327,186	468,766	711,430	2.26	2.59	1.34
中部アフリカ	26,116	46,712	98,060	128,909	182,891	272,969	1.93	2.60	1.27
北部アフリカ	52,982	98,624	179,525	212,921	263,120	321,077	2.34	1.71	0.54
南部アフリカ	15,588	29,088	51,387	57,968	62,674	67,388	2.30	1.04	0.19
西部アフリカ	67,736	120,298	237,781	306,058	422,733	625,601	2.04	2.51	1.29
ラテンアメリカ	167,307	323,323	521,228	588,649	669,533	729,184	2.71	1.12	0.10
カリブ海	17,132	27,744	38,650	42,312	46,824	49,491	1.90	0.84	△ 0.01
中央アメリカ	37,764	80,687	135,171	153,115	177,281	196,844	2.93	1.19	0.11
南アメリカ	112,411	214,893	347,407	393,221	445,428	482,850	2.76	1.13	0.10
北部アメリカ	171,615	242,360	318,654	351,659	397,522	448,464	1.71	0.96	0.37
アジア	1,402,887	2,379,374	3,698,296	4,166,741	4,772,523	5,231,485	1.89	1.14	0.15
東部アジア	659,649	1,079,675	1,472,444	1,563,951	1,660,250	1,600,005	1.80	0.56	△ 0.36
南部・中央アジア	515,809	879,410	1,518,322	1,780,473	2,137,252	2,493,681	1.85	1.51	0.38
南東部アジア	175,905	318,964	517,193	589,615	681,584	765,966	2.10	1.24	0.22
西部アジア	51,524	101,325	190,336	232,702	293,437	371,833	2.66	1.95	0.68
ヨーロッパ	547,460	676,207	726,568	732,759	729,264	691,048	1.00	0.09	△ 0.26
東部ヨーロッパ	220,198	285,737	304,088	291,485	275,413	239,961	1.48	△ 0.37	△ 0.57
北部ヨーロッパ	78,093	89,011	94,359	98,909	105,451	112,524	0.39	0.51	0.22
南部ヨーロッパ	108,259	132,288	145,119	153,778	157,558	153,654	0.87	0.54	△ 0.19
西部ヨーロッパ	140,909	169,172	183,001	188,587	190,842	184,908	0.66	0.24	△ 0.22
オセアニア	12,807	21,286	31,160	35,838	42,507	51,338	2.15	1.31	0.59

(注) 1 UN, *World population Prospects: The 2008 Revision* (中位推計) による。

2 先進地域: ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

3 発展途上地域: 先進地域以外の地域。

4 ラテンアメリカ: カリブ海諸国、中央アメリカ及び南アメリカ。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第344表 平均寿命の国際比較

区 分	1926～1930年	1947年	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	直近の 実 績
《男》								
日 本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	76.38	79.19 (2007)
アメリ カ	57.71 (1929～31)	…	66.60	66.80	68.70	71.20	72.50	62.00 (2007)
イギ リス	58.74 (1930～32)	66.39 (1948)	67.50	68.30 (1963～65)	69.60 (1974～76)	71.20 (1984～87)	74.10	62.00 (2007)
ドイ ツ	55.97 (1924～26)	57.72 (1946～47)	66.21 (1957～58)	67.41 (1963～65)	68.30 (1974～76)	71.54 (1984～86)	73.30 (1994～96)	77.00 (2007)
フラ ンス	54.30 (1928～33)	61.87 (1946～49)	65.00 (1952～56)	67.80	69.00 (1974)	71.30 (1984～86)	73.90	77.00 (2007)
スウェー デン	60.97 (1921～30)	69.04 (1946～50)	70.50 (1951～55)	71.60 (1961～65)	72.10	73.80	76.10 (1994)	79.00 (2007)
《女》								
日 本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	82.85	85.99 (2007)
アメリ カ	60.99 (1929～31)	…	72.70	73.70	76.50	78.20	78.90	73.00 (2007)
イギ リス	62.88 (1930～32)	71.15 (1948)	73.00	74.40 (1963～65)	75.80 (1974～76)	77.50 (1984～87)	79.30	73.00 (2007)
ドイ ツ	58.82 (1924～26)	63.44 (1946～47)	71.34 (1957～58)	73.22 (1963～65)	74.81 (1974～76)	78.10 (1984～86)	79.70 (1994～96)	82.00 (2007)
フラ ンス	59.02 (1928～33)	67.43 (1946～49)	71.20 (1952～56)	75.00	76.90 (1974)	79.50 (1984～86)	81.90	84.00 (2007)
スウェー デン	63.16 (1921～30)	71.58 (1946～50)	73.40 (1951～55)	75.70 (1961～65)	77.40	79.70	81.40 (1994)	83.00 (2007)

- (注) 1 1995年までの日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」による。1995年までの諸外国は UN, *Demographic Yearbook*による。
 2 直近の実績の日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」による。直近の実績の諸外国は WHO, *World Health Statistics, 2009*による。
 3 1982年以前のイギリスは、イングランド＝ウェールズ。1957～86年までのドイツは、旧西ドイツである。
 4 () 内の年次は、作成基礎期間。
 5 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第345表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要国の65歳以上人口割合(1850~2050年)

区 分	日 本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ ¹⁾
1850年	5.87 ¹⁵⁾	...	5.45	6.47 ²³⁾	...
1860	5.64 ¹⁶⁾	...	5.20	6.89 ²⁴⁾	...
1870	3.92 ¹²⁾	5.88 ¹⁷⁾	...	5.81	7.41 ²⁵⁾	...
1880	5.72 ²⁾	4.39	6.10	...	6.08	8.11 ²⁶⁾	4.72
1890	5.49 ³⁾	4.87	5.98	5.62 ¹⁸⁾	6.97	8.28 ²⁷⁾	5.10
1900	5.49 ⁴⁾	5.07 ⁷⁾	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66	8.20 ⁷⁾	4.88
1910	5.25 ⁵⁾	4.66 ⁸⁾	4.30	5.27	5.84	5.34 ¹⁹⁾	6.62 ⁸⁾	8.36 ⁸⁾	5.04
1920	5.26	4.78 ⁹⁾	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 ⁹⁾	9.05 ⁹⁾	5.77 ²⁸⁾
1930	4.75	5.56 ¹⁰⁾	5.41	6.77 ¹³⁾	6.91	5.21 ²⁰⁾	7.52 ²¹⁾	9.35 ¹⁰⁾	7.36 ²⁹⁾
1940	4.80 ⁶⁾	6.67 ¹¹⁾	6.85	8.81 ¹⁴⁾	8.38 ²²⁾	11.42	8.86 ³⁰⁾
1950	4.94	7.67	8.26	10.42	11.01	6.73	9.13	11.39	9.72
1960	5.73	7.50	9.19	12.22	11.99	7.51	10.59	11.72	11.52
1970	7.07	7.90	9.84	14.05	13.38	9.59	12.27	12.93	13.69
1980	9.10	9.40	11.21	15.36	14.43	11.86	14.41	14.02	15.60
1990	12.80	11.27	12.34	14.95	14.95	13.14	15.60	14.20	14.96
2000	17.36	12.61	12.38	15.45	16.92	13.57	14.83	16.13	16.36
2005	20.16	13.11	12.38	16.21	17.26	17.17	15.13	16.46	18.86
2010	23.13	14.12	12.96	17.57	17.40	17.59	16.68	16.96	20.47
2020	29.25	18.08	16.11	19.92	20.35	20.52	20.12	20.92	22.95
2030	31.82	22.71	19.76	24.79	24.12	23.12	22.73	24.25	28.22
2040	36.45	24.45	20.99	28.52	26.29	26.32	24.67	26.47	31.77
2050	39.56	25.53	21.57	29.40	26.60	30.33	23.83	26.91	32.48

1) 全ドイツ。 2) 1884年。 3) 1888年。 4) 1898年。 5) 1908年。 6) 国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。 7) 1901年。 8) 1911年。 9) 1921年。 10) 1931年。 11) 1941年。 12) 1869年。 13) 1927年。 14) 1939年。 15) 1846年。 16) 1856年。 17) 1866年。 18) 1893年。 19) 1905年。 20) 1934年。 21) 1935年。 22) 1945年。 23) 1851年。 24) 1861年。 25) 1872年。 26) 1881年。 27) 1891年。 28) 1925年。 29) 1933年。 30) 西ドイツ 1946年。 31) 1879年。 32) 1889年。 33) 1907年。 34) 1928年。 35) 1871年。 36) 1936年。 37) 1849年。 38) 1859年。 39) 1909年。 40) 1855年。 41) 1865年。 42) 1875年。 43) 1864年。 44) 1878年。

(単位 %)

区分	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1850年	4.75 ³⁷⁾	4.78	...	4.64 ²³⁾	...
1860	...	4.19 ²⁴⁾	4.89 ³⁸⁾	5.75 ⁴⁰⁾	4.67 ⁴³⁾	5.22	5.11	4.68 ²⁴⁾	...
1870	3.63	5.11 ³⁵⁾	5.52 ¹²⁾	6.23 ⁴¹⁾	...	5.43	5.54	4.79 ³⁵⁾	...
1880	3.53 ³¹⁾	5.12 ²⁶⁾	5.45 ³¹⁾	6.10 ⁴²⁾	4.73 ⁴⁴⁾	5.90	5.53	4.62 ²⁶⁾	...
1890	3.51 ³²⁾	...	6.01 ³²⁾	7.63 ²⁷⁾	6.00	7.68	5.81 ³⁾	4.77 ²⁷⁾	...
1900	...	6.16 ⁷⁾	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 ⁷⁾	...
1910	4.13 ³³⁾	6.50 ⁸⁾	6.12 ³⁹⁾	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 ⁸⁾	4.29 ⁸⁾
1920	5.66 ⁹⁾	6.75 ⁹⁾	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 ⁹⁾	4.42
1930	5.86 ³⁴⁾	...	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 ¹⁰⁾	6.49 ²⁹⁾
1940	6.31	7.43 ³⁶⁾	7.01	...	6.46	9.41	8.56	8.97 ¹⁴⁾	...
1950	6.79	8.09	7.74	9.68	6.98	10.25	9.49	10.73	8.13
1960	8.25	9.59	9.01	11.11	7.89	11.97	10.23	11.68	8.46
1970	11.15	11.18	10.16	12.89	9.43	13.67	11.36	13.04	8.35
1980	13.14	13.47	11.51	14.76	11.31	16.29	13.84	14.93	9.62
1990	13.69	15.17	12.84	16.31	13.42	17.78	14.56	15.73	11.23
2000	16.49	18.43	13.59	15.04	16.15	17.20	15.39	15.88	12.54
2005	17.99	19.65	14.15	14.51	17.06	17.15	15.98	16.10	12.94
2010	18.32	20.44	15.36	15.00	17.85	18.32	17.25	16.59	13.90
2020	20.72	22.97	19.75	17.99	20.60	20.98	20.16	18.51	17.34
2030	23.98	26.75	23.83	20.74	24.46	22.63	24.05	20.86	20.74
2040	28.26	31.81	26.29	23.39	28.77	24.11	26.31	22.61	22.90
2050	31.30	33.25	25.60	23.82	32.12	24.09	26.03	22.87	23.78

(注) 1 1940年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降はUN, *World Population Prospects: The 2008 Revision* (中位推計) による各年央推計人口に基づく。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)による人口(〔出生中位(死亡中位)〕推計値)。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(ii) 主要国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

区 分	65歳以上人口割合(到達年次)								倍化年数(年間)	
	7%	10%	14%	15%	20%	21%	25%	30%	7%→14%	10%→20%
シンガポール	2000	2010	2016	2017	2023	2024	2028	2034	16	13
韓 国	2000	2007	2018	2020	2026	2028	2033	2040	18	19
日 本	1970	1985	1994	1996	2005	2007	2013	2024	24	20
中 国	2002	2017	2027	2029	2037	2039	—	—	25	20
フィンランド	1958	1973	1994	2001	2015	2017	2030	—	36	42
ルーマニア	1962	1977	2002	2012	2032	2034	2042	—	40	55
ドイ ツ	1932	1952	1972	1976	2009	2014	2025	2033	40	57
ポルトガル	1951	1975	1992	1996	2019	2022	2032	2043	41	44
ブルガリア	1952	1972	1993	1995	2019	2022	2037	2049	41	47
ギリシャ	1951	1968	1992	1995	2018	2021	2033	2045	41	50
オーストリア	1929	1945	1970	1976	2021	2023	2031	—	41	76
ス ペ イ ン	1947	1972	1992	1995	2024	2027	2035	2044	45	52
ポーランド	1966	1978	2012	2015	2023	2025	2042	—	46	45
イギリス	1929	1946	1975	1981	2028	2031	—	—	46	82
ロ シ ア	1968	1979	2017	2019	2037	2044	—	—	49	58
ベルギー	1925	1946	1976	1991	2019	2022	2033	—	51	73
ス イ ス	1931	1958	1983	1998	2020	2023	2033	—	52	62
デンマーク	1925	1957	1978	1985	2020	2024	—	—	53	63
イタリ ア	1927	1964	1988	1990	2008	2013	2027	2037	61	44
オランダ	1940	1969	2004	2009	2021	2024	2034	—	64	52
カナダ	1945	1984	2010	2013	2025	2027	2045	—	65	41
オーストラリア	1939	1983	2011	2014	2028	2031	—	—	72	45
アメリ カ	1942	1972	2014	2018	2032	2041	—	—	72	60
スウェーデン	1887	1948	1972	1975	2015	2021	—	—	85	67
ノルウェー	1885	1954	1977	1982	2028	2031	—	—	92	74
フ ラ ンス	1864	1943	1979	1994	2018	2021	2033	—	115	75

- (注) 1 1950年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956) 及び *Demographic Yearbook*による。
1950年以降はUN, *World Population Prospects: The 2008 Revision* (中位推計)による。
- 2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)による人口([出生中位(死亡中位)]推計値)。
- 3 1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものである。それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。
- 4 「—」は、2050年までその割合に到達しないことを示す。
- 5 倍化年数は、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。国の配列は、倍化年数7%→14%の短い順。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第346表 主要先進国の合計特殊出生率

区分	日本	カナダ	アメリカ合衆国	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	…	2.35	…	2.58	2.90	…
1955	2.37	3.75	3.51	2.22	2.39	2.38	2.58	2.68	…
1960	2.00	3.81	3.64	2.70 E	2.53	2.30	2.54	2.70	2.37 E
1965	2.14	3.11	2.92	2.68	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50 E
1970	2.13	2.26	2.44	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.03 E
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.93	1.96	1.48 E
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.69	2.06	1.54	1.99	1.56 E
1985	1.76	1.65	1.84	1.48	1.51 E	1.98	1.45	1.81	1.37 E
1986	1.72	1.67	1.84	1.45	1.54	2.04	1.48	1.83	1.41 E
1987	1.69	1.66	1.87	1.43	1.54	1.95	1.50	1.80	1.43 E
1988	1.66	1.77	1.92	1.44	1.58 E	1.97	1.56	1.80	1.46 E
1989	1.57	1.77	2.02	1.45	1.59 E	1.86	1.62	1.79	1.42 E
1990	1.54	1.83	2.08 U	1.45	1.62 E	1.73	1.67	1.78	1.45 E
1991	1.53	1.70 C	2.07	1.50	1.66 E	1.54	1.68	1.77	1.33
1992	1.50	1.69	2.07	1.51	1.65	1.45	1.76	1.73	1.30 E
1993	1.46	1.66	2.05	1.48	1.60 E	1.37	1.75	1.65	1.28
1994	1.50	1.66	2.04	1.44	1.55 E	1.23	1.81	1.65	1.24
1995	1.42	1.64	2.02	1.40	1.56 E	1.23	1.81	1.70	1.25
1996	1.43	1.62	2.03	1.42	1.59 E	1.23 E	1.75	1.72	1.32
1997	1.39	1.55	2.03	1.37	1.60 E	1.09	1.75 E	1.73	1.36
1998	1.38	1.54 C	2.06	1.35	1.59 E	1.11 E	1.72	1.76	1.36 E
1999	1.34	1.53	2.01 U	1.32	1.61	1.23	1.73	1.79	1.36
2000	1.36	1.49	2.06	1.36	1.66 E	1.27	1.77	1.88	1.38
2001	1.33	1.51	2.03	1.33	1.64 E	1.24	1.75	1.88	1.35
2002	1.32	1.50	2.01	1.39	1.62 E	1.21	1.72	1.87	1.34
2003	1.29	1.53	2.04	1.38	1.64 E	1.23	1.76	1.88	1.34
2004	1.29	1.53	2.05	1.42	1.64 S	1.29	1.78	1.90	1.36
2005	1.26	1.54	2.05	1.41	…	1.31	1.80	1.92	1.34
2006	1.32	…	2.10	1.41	…	1.38	1.85	1.98	1.33
2007	1.34	…	2.12 U*	1.38	1.81	1.42	1.85	1.96	1.37

区 分	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1950年	…	2.52	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	…	3.04	2.76	…	2.24	2.33	2.16	3.27
1960	2.02	2.29	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.57	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.92	2.94 E	2.39	2.57	2.86 E	2.98
1970	1.96	2.43 E	2.58	2.54	2.82	1.94	2.09	2.43 E	2.86
1975	2.38	2.15	1.67	1.99	2.80 E	1.78	1.60	1.81 E	2.22
1980	1.93	1.62	1.60	1.73	2.20 E	1.68	1.55	1.89 E	1.90
1985	1.83	1.45	1.51	1.68	1.63	1.73	1.52	1.80	1.89
1986	1.83	1.37	1.55	1.71	1.54	1.79	1.53	1.78	1.87
1987	1.81	1.35	1.56	1.75	1.48	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.38	1.55	1.84	1.43	1.96	1.57	1.84	1.84
1989	1.78	1.35	1.55	1.89	1.37	2.02	1.56	1.81	1.84
1990	1.85	1.36	1.62	1.93	1.33	2.14	1.59	1.84	1.91
1991	1.86	1.33	1.61	1.92	1.33	2.12	1.58	1.82	1.86
1992	1.77	1.33	1.59	1.89	1.32	2.09	1.58	1.79	1.89
1993	1.69	1.26	1.57	1.86	1.27	2.00	1.51	1.76	1.87
1994	1.64	1.22	1.57	1.87	1.21	1.89	1.49	1.74	1.85
1995	1.57	1.19	1.53	1.89	1.17	1.74	1.48	1.71	1.82
1996	1.46	1.19 E	1.53	1.89	1.16	1.61	1.50	1.73	1.80
1997	1.38	1.21	1.56 E	1.86	1.18	1.53	1.48 E	1.72	1.78
1998	1.33	1.21	1.63	1.81	1.17	1.51	1.47	1.71	1.76
1999	1.29	1.23	1.65	1.84	1.20	1.50	1.48	1.69	1.76
2000	1.33	1.26	1.72	1.85	1.23	1.57	1.50	1.64	1.76
2001	1.31	1.25	1.71	1.78	1.24	1.57	1.38	1.63	1.73
2002	1.31	1.27	1.73	1.75	1.26	1.65	1.39	1.64	1.76
2003	1.28	1.29	1.75	1.80	1.31	1.72	1.39	1.71	1.75
2004	1.29	1.33	1.73	1.83	1.33	1.75	1.42	1.78	1.76
2005	1.32	1.32	1.71	1.84	1.35	1.77	1.42	1.79	1.79
2006	1.35	1.35	1.72	1.90	1.37	1.85	1.44	1.84	1.82
2007	1.32	1.37	1.72	1.90	1.40	1.88	1.46	1.90	1.93

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による (5歳階級の年齢別出生率に基づくため年齢各歳で計算した値とは異なることがある)。

2 日本は、国立社会保障・人口問題研究所の算出による。

3 E=Council of Europe, *Recent Demographic developments in Europe*

4 U=U.S. Department of Health and Human Services, *National Vital Statistics Reports*

5 S=Eurostat, *Population and Social Conditions*

6 A=Australian Bureau of Statistics, *Births*

7 C=Statistics Canada, *Births*

8 *印は、暫定値である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第347表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区 分	昭和45年 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2 (1990)	7 (1995)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
日 本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.0	9.6	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7
エジプト	34.8	36.0	…	37.5	…	27.9	26.5	26.2	25.7	25.5	25.7
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	15.2	12.9	10.5	10.6	10.5	10.6	10.7
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.6	14.8	14.0	14.1	14.0	14.0	14.2
アルゼンチン	22.9	…	24.7	21.5	20.9	18.9	18.5	18.4	19.3	18.5	…
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.2	28.3	25.0	24.8	24.1	23.8	23.5
タイ	41.9 ¹⁾	37.9 ²⁾	32.3 ³⁾	27.8 ⁴⁾	19.4 ⁵⁾	16.2	…	…	…	…	…
チェコ共和国	15.9	19.6	16.3	14.6	13.4	9.3	9.6	9.2	9.6	10.0	10.3
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.3	13.3	11.9	12.0	12.0	11.9	12.0
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.4	12.5	12.7	12.6	12.7	12.7	13.0
ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.4	9.4	8.7	8.6	8.6	8.3	8.2
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.8	9.2	9.4	9.4	9.7	9.5	9.5
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.9	12.5	11.3	11.7	12.0*	12.0*	12.4*
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	15.4	14.2	12.8	12.6	12.6	12.7	12.9*
ロシア	17.4	18.1	18.3	19.4	13.4	9.2	9.6	10.2	10.4	10.2	10.4

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook*による。

2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

3 国連人口部による推計。1)1965～1970年、2)1970～1975年、3)1975～1980年、4)1980～1985年、5)1985～1990年。

4 1990年以前のチェコ共和国は、旧チェコスロバキア。

5 1990年以前のドイツは、西ドイツ。

6 *印は、暫定値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

2 社会保障

第348表 ILO条約及び勧告(社会保障関係)

(i) ILO条約

2009年12月31日現在

総会会期	条約 番号	条 約 の 名 称	批准 国数	日本批准登録
1(1919)	2	失業ニ関スル条約	56	大11. 11. 23
1(1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	34	
2(1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	60	昭30. 8. 22
3(1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	77	
7(1925)	17	労働者災害補償に関する条約	74	
7(1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	68	昭 3. 10. 8
7(1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	121	昭 3. 10. 8
9(1926)	23	海員の送還に関する条約	47	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	29	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	21	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に 家内労働者及家庭使用人の為の強制老齢保険に関する条約	11	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老齢保険に関する条約	10	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に 家内労働者及家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	11	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に 家内労働者及家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	8	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約(1934年改正)	53	昭11. 6. 6
18(1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	14	
19(1935)	48	廃疾、老齢並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に 関する条約	12	
21(1936)	55	海員の疾病、傷病又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	18	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	20	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	13	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	46	昭51. 2. 2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	41	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	38	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	24	昭49. 6. 7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	16	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	15	
67(1981)	156	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	40	平 7. 6. 9
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	4	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	35	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	80	平 4. 6. 12
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	14	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	3	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	7	
81(1994)	175	パートタイム労働に関する条約	11	
83(1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	6	
85(1997)	181	民間職業仲介事業所に関する条約	21	平11. 7. 28
87(1999)	182	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約	171	平13. 6. 18
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約(改正)に関する改正条約	17	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約	12	
94(2006)	—	海事労働条約	5	
96(2007)	188	漁業労働条約	0	

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
2 (1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3 (1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7 (1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7 (1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7 (1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7 (1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9 (1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10 (1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
18 (1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26 (1944)	67	所得保障に関する勧告
26 (1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26 (1944)	69	医的保護に関する勧告
28 (1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告
28 (1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35 (1952)	95	母性保護に関する勧告
48 (1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51 (1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53 (1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66 (1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67 (1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68 (1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69 (1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69 (1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75 (1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告
81 (1994)	182	パートタイム労働に関する勧告
83 (1996)	184	在宅形態の労働に関する勧告
85 (1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88 (2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告
96 (2007)	199	漁業労働に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部（医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付）を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。

2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。

3 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表 I（職業病の一覧表）の改正（第121号）」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

(参考) ILOの現勢

各年12月31日現在

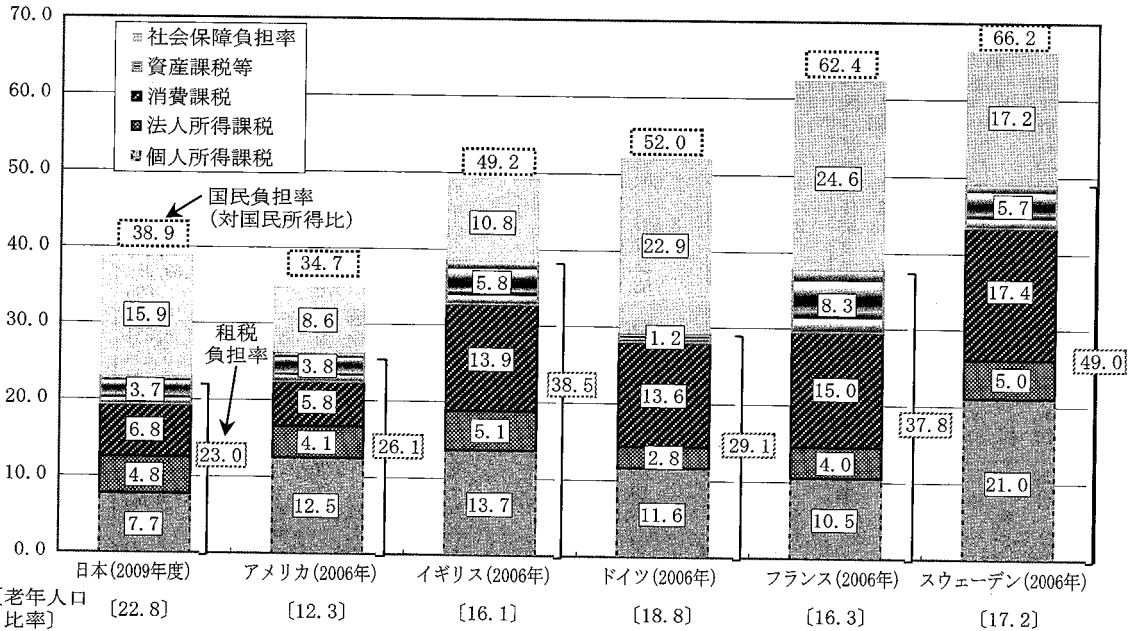
	平成15年 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
加盟国数	177	177	178	179	181	182	183
条約数	185	185	185	187	188	188	188
勧告数	194	195	195	198	199	199	199
加盟国の平均批准数	41	41	42	42	42
OECD諸国の平均批准数	72	72	73	73	74
日本の批准条約数	46	46	47	47	48	48	48

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

第349表 国民負担率の国際比較等

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率]

(%)



[老年人口比率]

- (注) 1 日本は平成21(2009)年度予算ベース。諸外国は、OECD “Revenue Statistics 1965-2007” 及び同 “National Accounts 1995-2006” 等による。
 2 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。
 4 老年人口比率については、日本は2009年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 “World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database” による)である。

資料：財務省「国民負担率の内訳の国際比較」

第350表 国民負担率の推移 (対国民所得比)

(単位 %)

区分	国税 ①	一般会計 税収	地方税 ②	租税負担 ③=①+②	社会保障 負担 ④	国民 負担率 ⑤=③+④	財政赤字 ⑥	潜在的な 国民負担率 ⑦=③+④+⑥	国民所得 (NI) (兆円)
昭和45年度(1970)	12.7	12.0	6.1	18.9	5.4	24.3	0.5	24.9	61.0
50 (1975)	11.7	11.1	6.6	18.3	7.5	25.7	7.5	33.3	124.0
55 (1980)	14.2	13.5	8.0	22.2	9.1	31.3	8.2	39.5	199.6
60 (1985)	15.0	14.7	9.0	24.0	10.4	34.4	4.9	39.3	260.3
平成2年度(1990)	18.0	17.3	9.6	27.6	10.6	38.2	—	—	348.3
7 (1995)	14.7	13.9	9.0	23.7	12.5	36.2	9.1	45.3	374.3
12 (2000)	15.2	13.6	9.6	23.7	13.6	37.3	9.9	47.2	371.8
17 (2005)	14.3	13.4	9.5	23.8	14.6	38.4	6.3	44.7	365.9
18 (2006)	14.5	13.1	9.8	24.3	14.8	39.1	4.6	43.7	373.6
19 (2007)	14.1	13.6	10.7	24.8	15.2	40.0	3.8	43.9	374.8
20 (2008)	13.0	12.6	10.7	23.7	15.7	39.4	7.3	46.7	369.0
21 (2009)	13.0	12.5	10.0	23.0	15.9	38.9	8.8	47.7	367.7

- (注) 1 平成19年度までは実績、平成20年度は実績見込み、平成21年度は見通しである。
 2 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、昭和60年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。
 3 「財政赤字」の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。具体的には、平成17年度は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響、平成18年度、20年度、21年度は財政投融资特別会計(平成18年度は財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れを除いている。

資料：財務省「国民負担率」

第351表 日本の公的社会支出

(単位 百万円)

区分	2004年度	2005
高	41,852,554	43,367,845
現	36,068,782	37,322,992
退	35,997,328	37,253,564
国	12,472,913	13,412,803
厚	17,596,756	17,869,382
農	715,061	796,118
林	191,194	195,435
漁	1,707	1,800
業	1,331,471	1,308,619
共	1,932	2,368
済	3,574,883	3,567,375
組	8,245	7,048
合	42,678	38,765
済	60,488	53,849
体	—	—
济	71,454	69,429
体	10,671	9,570
济	27	20
体	17	13
济	275	252
体	235	143
济	7	1
体	27	22
济	60,195	59,408
体	5,783,772	6,044,852
济	5,783,729	5,989,684
体	113,404	11,397
济	0	0
体	126	13,285
济	5,620,921	5,911,031
体	45,779	50,675
济	3,499	3,297
体	43	55,168
济	0	0
体	43	55,168
族	6,363,410	6,481,680
給	6,249,985	6,364,947
年	6,149,936	6,264,690
年	132,385	128,591
性	1,084,333	1,016,903
保	3,776,428	3,925,197
組	11,045	9,894
合	31,968	33,339
済	336,874	346,691
体	35,108	37,457
济	735,027	760,185
体	4,032	3,591
济	2,739	2,842
体	0	0
济	100,048	100,257
体	93,591	93,882
济	6,393	6,317
体	1	0
济	0	10
体	51	26
济	13	22
体	0	0
济	113,425	116,733
体	113,286	116,592
济	19,763	20,641
体	14,444	14,188
济	59,817	63,537
体	608	626
济	2,010	1,992
体	2,230	2,360
济	4,707	4,556
体	0	0
济	9,628	8,615
体	10	14
济	70	62
体	0	0
济	139	140
体	139	140

区分	2004年度	2005
障	3,719,190	3,526,946
害	2,891,518	2,920,878
業	1,707,122	1,729,870
災	1,351,141	1,373,360
害	299,616	300,833
給	1,133	1,040
年	2,018	2,075
年	11,928	11,711
金	5,253	4,931
(34,438	34,381
業	34	31
務	1,560	1,509
災	169,959	468,902
害	895	948
保	4,043	4,023
險	6,531	6,611
補	6,444	6,542
償	16,724	16,669
害	6,227	6,128
災	429,095	427,981
害	119,093	117,673
保	407	388
險	116,731	115,399
補	1,427	1,372
償	495	471
害	33	44
災	244,374	258,944
害	133,188	137,203
保	92,698	101,830
險	3,428	3,438
補	2,034	2,186
償	2,260	2,759
害	0	0
災	9,067	9,849
害	1,700	1,679
保	350,971	345,488
險	375	354
者	378	287
合	5	2
済	2	0
險	295,157	289,423
補	470	1,133
償	3,726	3,371
害	46,607	46,521
災	4,252	4,398
害	827,672	606,068
保	274,619	227,789
險	8,290	4,061
補	17	14
償	1,124	537
害	0	0
災	265,188	223,177
害	38	41
保	38	41
險	553,014	378,238
補	508,211	328,353
償	44,804	49,885
害	30,613,807	31,795,019
災	—	—
害	30,613,807	31,795,019
保	3,913,611	4,073,502
險	1,723,985	1,753,682
者	1,139,152	1,171,149
合	598,989	636,135
済	85,346	87,500
險	454,817	447,514
補	582,490	580,204
償	170,927	170,072
害	152,698	150,601

第352表 日本の義務化されている私的社會支出
(単位 百万円)

区分	2004年度	2005
国民健康保険	74,618	70,720
船舶員共済	349	355
私立学共済	6,133	6,043
国家公務員共済	18,385	17,849
旧地方公共企業体	0	0
地方公務員共済	75,337	73,679
雇用保険	84,043	90,884
その他現物給付	2,343	2,329
現物給付	2,343	2,329
ケア、ホームヘルプサービス	2,189,627	2,319,820
児童手当	1,620,203	1,616,515
社福	56,528	29,438
就学前教育	1,096,726	1,120,012
その他現物給付	466,948	467,066
児童手当	569,424	703,305
社福	4,003	33,422
社福	565,421	669,883
積極的労働市場政策	1,365,492	1,277,545
雇用対策	1,058,469	960,541
職業訓練	1,058,469	960,541
成人失業者の再訓練	185,319	196,390
若年者対策	185,319	196,390
若年者対策	—	—
失業者対策補助	113,890	113,351
補償金付	113,890	113,351
障害者補助金付	7,814	7,263
障害者対策	7,814	7,263
失業給付	1,766,355	1,685,865
失業給付	1,766,355	1,685,865
雇用保険	1,766,355	1,685,865
船舶員共済	1,761,292	1,681,289
労働市場理由による早期退職	5,063	4,576
現物給付	—	—
住宅手当	—	—
住宅手当	—	—
その他の現物給付	—	—
現物給付	—	—
住宅手当	—	—
住宅手当	—	—
その他の現物給付	—	—
生活保護	1,334,145	1,328,511
現物給付	1,297,302	1,315,149
所得補給	1,187,292	1,209,220
生活保護	1,187,292	1,209,220
その他現物給付	110,010	105,929
社会福祉	2,615	1,201
社会福祉	105,069	103,429
地方公務員共済	2,327	1,298
現物給付	36,843	13,362
社会福祉	26,195	3,504
社会福祉	26,195	3,504
その他の現物給付	10,648	9,858
社会福祉	5,936	6,018
社会福祉	4,712	3,840
合計	90,928,565	93,536,913
現物給付	51,363,420	52,641,059
現物給付	39,565,145	40,895,854

区分	2004年度	2005
高年齢	2,038,378	1,751,543
現物給付	2,038,378	1,751,543
退職年金	1,642,163	1,604,943
厚生年金基金等	1,456,341	1,415,397
農業者年金基金等	185,822	189,546
早期退職年金	—	—
その他の現金給付	396,214	146,601
厚生年金基金等	379,649	133,720
農業者年金基金等	16,565	12,881
現物給付	—	—
介護、ホームヘルプサービス	—	—
その他の現物給付	—	—
遺族	—	—
現物給付	—	—
遺族年金	—	—
その他の現金給付	—	—
農業者年金基金等	—	—
現物給付	—	—
埋葬費	—	—
その他の現物給付	—	—
障害、業務災害、傷病	934,818	910,650
現金給付	934,818	910,650
障害年金	—	—
年金(業務災害)	—	—
休業給付(業務災害)	—	—
休業給付(傷病手当)	—	—
その他の現金給付	934,818	910,650
自動車損害賠償責任保険	934,818	910,650
現物給付	—	—
介護、ホームヘルプサービス	—	—
復旧支援(リハビリテーション)	—	—
その他の現物給付	—	—
保健	—	—
家族	—	—
積極的労働市場政策	—	—
失業者	—	—
住宅	—	—
他の社会政策分野	—	—
合計	2,973,195	2,662,194
現金給付	2,973,195	2,662,194
現物給付	—	—

(注) 区分の項目については、「第I部第3節 社会保障給付費について」の「参考：機能別社会保障給付費の項目説明」を参照。
資料：国立社会保障・人口問題研究所にて作成

(注) 1 区分の項目については、「第I部第3節 社会保障給付費について」の「参考：機能別社会保障給付費の項目説明」を参照。
2 「社会福祉」の詳細な区分は以下のとおり。
1) 老人福祉費、2) 社会福祉諸費(高齢者居宅介護事業費補助金など)、3) 社会福祉諸費(セーフティネット支援対策等事業費補助金など)、4) 特別児童扶養手当等給付諸費、5) 児童扶養手当給付諸費
資料：国立社会保障・人口問題研究所にて作成

3 医 療

第 353 表 医療費費用負担制度の国際比較

		日本	アメリカ	イギリス		
社会保険制度		Yes	No	No		
強制加入		Yes	No	Yes		
適用	被用者	協会けんぽ	中小企業の被用者	任意加入		
		組合管掌健康保険	大企業の被用者			
		健康保険法第3条の2項被保険者				
		船員保険	船員			
		国家公務員共済組合	国家公務員			
		地方公務員共済組合	地方公務員			
	私学教職員共済組合	私学教職員	民間保険			
	自営業者	国民健康保険	医師・歯科医師等の同業者が国民健康保険組合を設立することも可能			
	高齢者	長寿医療制度(後期高齢者医療制度)	75歳以上の高齢者。独立の医療保険制度。75歳以上の方及び65～74歳以上で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人		メディケア	全国民が対象となる(一定期間以上滞在する外国人含む)
	無業の者	国民健康保険	(厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる者で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある、国民健康保険加入者のうち長寿医療制度の適用を受けていない者とその扶養家族は退職者医療制度に加入)		メディケイド(低所得者)	
			強制加入の対象となるのは、①6歳以下の児童又は妊婦のうち世帯収入が連邦貧困水準の133%以下、②連邦貧困水準の100%以下の19歳未満の者 任意加入となるのは、③強制加入対象とならない連邦貧困レベルの185%以下の家庭の1歳までの子供と妊婦、施設入所者、収入が連邦貧困レベル250%以下で障害を持つ勤労者など。さらには④医療困窮者も対象			

ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ		
Yes	Yes	No	Yes		
Yes	Yes	Yes	Yes		
<p>これまでは被保険者は強制被保険者、任意被保険者、家族被保険者に分類されていた 2009年1月以降は全住民が、公的医療保険か民間医療保険のいずれかに強制加入となった 1996年以降、被保険者は地区疾病金庫・企業疾病金庫・同業組合疾病金庫・職員代替金庫・労働者代替金庫の中から自らの保険者を自由に選択できることとなっている。保険者にはこの他、農業者疾病金庫、海員疾病金庫及び連邦鉱夫組合がある</p>	<p>医療保険は一般制度、自営業者社会制度、特別制度、農業制度に分類 また、自己負担分をカバーする疾病補足保険も存在</p>	<p>疾病保険（社会保険庁が管轄する疾病時の所得保障保険）</p>	<p>保健医療サービス（現物給付）をランスタイングが、関連する社会サービスをコミュニケーションが提供</p>		
				<p>年収が64,000ギルダ以下 の被用者</p>	<p>疾病基金保険</p>
				<p>公務員</p>	<p>公務員保険</p>
			<p>特別医療費保険（長期医療保険）</p>		
			<p>一定以上所得の被用者、自営業者、退職者</p>		
			<p>私的保険</p>		

	日本	アメリカ	イギリス
保 険 料 率	協会けんぽ (全国健康保険協会) : 8.2% 国民健康保険 : 応益割と応能割で賦課 船員保険 : 9.1% 健康保険法第3条の2項被保険者 : 150円～3,010円 (日額)	オリジナルメディケアプランにおけるメディケアPart Aの財源は社会保障税 (所得の2.9%、被用者は雇用主と折半) Part Bは毎月96.4ドル メディケイドは連邦政府と州の歳入から支出	2006年において、国民保険料からの拠出は188.38億ポンドであり、NHS総収入の18.4%を占める
公 的 支 出 規 模	給付費に対する公費負担部分は、 市町村国民健康保険 : 給付費等の34% (都道府県調整交付金9%) 後期高齢者 : 約50% (支援金は約40%) 協会けんぽ (全国健康保険協会) : 給付費の13% (後期高齢者支援分の16.4%) 健康保険組合 : 定額補助 (平成21年度予算で給付費28億円)	メディケアPart Aの全額とPart Bの75% (メディケアの支出総額は4,013億ドル : 2006年) メディケイド費用 (3,237億ドル : 2006年)	税金からの支出は822.47億ポンド (2006年)
保 険 料 の 徴 収	各医療保険者が実施	—	—
自 己 負 担 の 状 況	原則として費用の3割を負担。70～74歳の者は2割負担。75歳以上の者については1割負担。ただし、70歳以上の者であっても現役並みの所得者は3割負担。義務教育就学前 (小学校入学前) は2割負担	メディケアPart Aにおいては、入院医療の最初の60日に対して1,068ドルまで免責額 (自己負担額) となる。入院61日から90日は1日につき267ドルの自己負担。91日以上期間については全額自己負担。生涯に一度だけ1日につき534ドルの自己負担で60日間の給付を受けられる Part Bについては、医師サービスは最初の135ドル、その後の費用の20%を負担する。病院外来については費用の20%を自己負担する。この他にもサービスによって自己負担が設定されている	薬剤については、一処方当たり7.10ポンドの自己負担があるが、患者の支払能力に応じて免除される場合がある 歯科医サービスについては、救急の場合は16.20ポンドまで その他については、16.20ポンドから198ポンドまで

資料 : 医療経済研究機構「イギリス医療保障制度に関する調査研究報告書(2008)」、「アメリカ医療関連データ集(2008)」、「ドイツ医療関連データ集(2008)」、「フランス医療関連データ集(2008)」、「スウェーデン医療制度関連データ集(2008)」、「オランダ医療制度関連データ集(2004)」、厚生労働省「平成21年版 厚生労働白書」、財政調査会「平成21年度補助金総覧」

ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
<p>2008年現在において、旧西ドイツ地域における平均保険料率は13.97%、旧東ドイツ地域は13.54%となっていた</p> <p>2009年1月より連邦議会が決定する全国統一の法定保険料率が導入された。料率は15.5%。ただし、世界同時不況に対応するために0.6%引き下げられ、連邦政府の税財源から補填されている</p>	<p>被用者負担は総賃金の0.75%</p> <p>事業主負担は総賃金の12.80%</p> <p>一般社会税 (CSG)は稼働所得に対して疾病部門分が5.29%</p>	—	<p>10.25%</p> <p>疾病基金保険は、所得比例保険料と定額保険料の2種類</p> <p>所得比例保険料は、雇業者6.25%、被用者1.70%、年金受給者は年金受給額の7.95%、他の所得の5.95%</p> <p>私的保険の保険料は定額</p>
<p>「保険になじまない給付」のために2007年改革により段階的に増額されることとなった。2007年、2008年は25億ユーロ、2009年は40億ユーロ、2010年以降は140億ユーロが上限とされている</p>	<p>総医療消費額は159,683百万ユーロ (2006年)</p> <p>医療費財源に占める国・地方自治体の支出割合は1.4%</p>	<p>疾病保険に関する支出は97,573百万クローナ (2006年時点)</p>	<p>1,631百万ユーロ (2002年時点)</p>
各医療保険者が実施	—	—	
<p>自己負担としては、入院：1日10ユーロ (年28日まで)</p> <p>(外来)診察：四半期ごとに10ユーロ</p> <p>外来は家庭医制度に参加している場合は、家庭医制度への参加料20ユーロ (年額)を支払う代わりに自己負担は免除される</p> <p>薬剤：販売価格の10% (ただし、下限負担額が5ユーロ、上限負担額が10ユーロ) など</p>	<p>開業医の診療行為は30%</p> <p>薬剤は35%から65%まで</p>	<p>入院：上限が80クローナである</p> <p>外来：地方自治体ごとに自己負担が定められている。公的医療機関での外来受診では、上限額は年間900クローナ</p> <p>薬剤：年間1,800クローナを超える薬剤費については無料となる。900クローナまでは全額自己負担、901クローナ以上1,700クローナまでは50%、1,701クローナから3,300クローナの場合は25%、3,301クローナ以上4,300クローナの場合は10%が自己負担となり、4,301クローナ以上の部分については無料</p>	<p>医療制度における自己負担金の総額は、3,874百万ユーロ (2002年時点)</p>

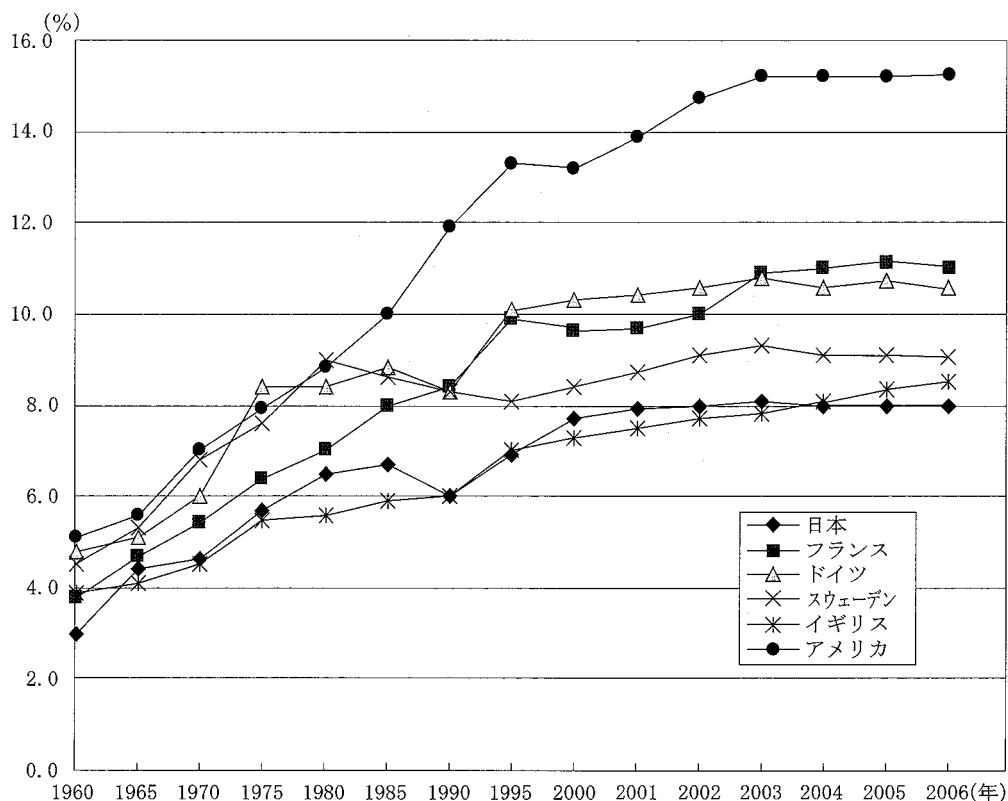
第354表 医療費の対国内総生産比の国際比較

(単位 %)

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.8	4.8	4.5	3.9	5.1
1965	4.4	4.7	5.1	5.3	4.1	5.6
1970	4.6	5.4	6.0	6.8	4.5	7.0
1975	5.7	6.4	8.4	7.6	5.5	7.9
1980	6.5	7.0	8.4	9.0	5.6	8.8
1985	6.7	8.0	8.8	8.6	5.9	10.0
1990	6.0	8.4	8.3	8.2	5.9	12.2
1995	6.9 b	10.4 b	10.1	8.0	6.8	13.6
2000	7.7	10.1	10.3	8.2	7.0	13.6
2001	7.9	10.2	10.4	9.0 b	7.3	14.3
2002	8.0	10.5	10.6	9.3	7.6	15.1
2003	8.1	10.9 b	10.8	9.4	7.8	15.6
2004	8.0	11.0	10.6	9.2	8.1	15.6
2005	8.2	11.1	10.7	9.2	8.2	15.7
2006	8.1	11.0	10.5	9.1	8.5	15.8

(注) b: 不連続。

資料: OECD "HEALTH DATA 2009"



第355表 医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当たり）

（単位 人、床）

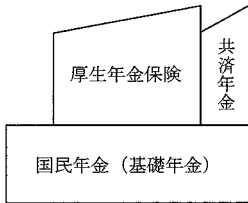
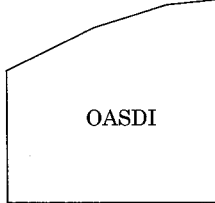
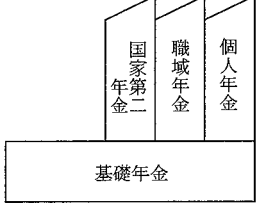
区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医 師 数	2.1	2.3	2.2	3.4	3.4	3.3
看護師・助産師数	9.5	9.4	...	8.0	8.0	10.9
病 床 数	14.3	3.3	3.9	8.4	7.5	3.6

（注） 2000～2006年のうちでとれる最新年次の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計」

4 年 金

第356表 諸外国の公的年金制度の概要

	日 本	アメリカ	イギリス
制 度 体 系	2階建て 	1階建て 	2階建て 
対 象 者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保 険 料 率 (2007年)	(一般被用者) 15.350% (2008.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2009.4～、月あたり14,660円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人：11.0% 事業主：12.8%
支 給 開 始 年 齢 (2007年)	国民年金（基礎年金）：65歳 厚生年金：60歳 ※男子は2025年までに、女子は 2030年までに、65歳に引上げ	65歳10ヶ月 ※2027年までに67歳に引上げ	男子：65歳 女子：60歳 ※女子は2010年から2020年にか けて65歳に引上げ ※さらに、2024年から2046年 にかけて男女ともに65歳から68 歳に引上げ
国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/2	なし	原則なし

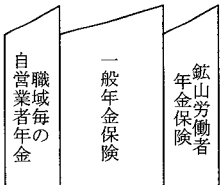
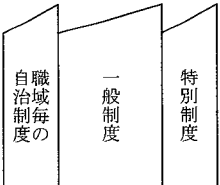
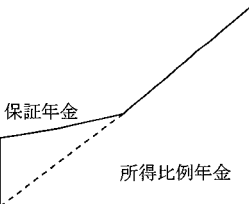
(注) 資料出所は以下のとおり。

Social Security Programs Throughout the World:Europe;2008/ The Americas;2007

The Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union

先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ（東京大学出版会）

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

ドイツ	フランス	スウェーデン
<p>1階建て</p>  <p>自営業者毎の年金 一般年金保険 鉱山労働者年金保険</p>	<p>1階建て</p>  <p>自営業者毎の年金 一般制度 特別制度</p>	<p>1階建て</p>  <p>保証年金 所得比例年金</p>
<p>民間被用者及び特定の職業に従事する自営業者（弁護士、医師等）</p>	<p>被用者及び自営業者</p>	<p>被用者及び自営業者</p>
<p>19.9% (労使折半)</p>	<p>(一般被用者) 16.65% 本人：6.75% 事業主：9.90%</p>	<p>17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる (老齢年金とは別制度)</p>
<p>65歳 ※2012年から2029年までに67歳に引上げ</p>	<p>60歳</p>	<p>65歳 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)</p>
<p>給付費の約27.5% (2006年)</p>	<p>一般税、一般社会拠出金(CSG)等より約24% (2006年)</p>	<p>保証年金部分</p>

5 児童手当

第357表 主要国の児童手当制度等

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）、は扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

国名		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
児 童 手 当 等	支 給 対 象	・小学校修了までの児童 ・第1子から	制度なし	・16歳未満の児童（全日制教育又は就労訓練を受けている場合は20歳未満） ・第1子から
	支 給 月 額 (2009年)	・3歳まで 月10,000円 ・3歳～小学校卒業 第2子まで 月 5,000円 第3子以降 月10,000円		・第1子 週20.00ポンド (月額換算約1.1万円) ・第2子以降 週13.20ポンド (月額換算約0.7万円)
	所 得 制 限	・非被用者780万円未満、被用者860万円未満（夫婦、子2人の世帯）		なし
	財 源	・国、地方公共団体及び事業主拠出金（拠出金率0.13%）		・全額国庫負担
税 制	とられている措置 (2009年)	・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円(所得税)、33万円(住民税)が所得控除(16～23歳の扶養家族については25万円控除額が割増し)	・被扶養者にかかる人的控除 被扶養者1人当たり3,650ドル(約34.7万円)の所得控除 ・子女税額控除 17歳未満の被扶養子女1人当たり、最大1,000ドル(9.5万円)の税額控除 (夫婦の所得が一定額を超えると減額)	・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1世帯当たり545ポンド(約7.6万円)及び児童1人当たり2,085ポンド(約29.0万円)を全額給付(所得が一定額を超えると減額)
	児童手当と税制上の措置との関係、経緯	・児童手当制度と扶養控除制度は併存	〔子女税額控除の額は本来500ドルであるが、2010年までは時限的に1,000ドル〕	・1977年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から) ・その後、2001年に新たに児童税額控除を創設(児童手当制度と併存) ・2003年に全額を給付する仕組みに変更

(注) 換算レートは、平成21年7～12月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。

1ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円、1クローネ=12円

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

賃金体系（欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系）、税制（イギリス、スウェーデン

ド イ ツ	フ ラ ン ス	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童（失業者は21歳未満、学生等は25歳未満） ・第1子から 	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の児童 ・第2子から 	<ul style="list-style-type: none"> ・16歳未満の児童（多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象） ・第1子から
<ul style="list-style-type: none"> ・第1・2子 164ユーロ (約2.1万円) ・第3子 170ユーロ (約2.1万円) ・第4子以降 195ユーロ (約2.4万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2子 123.92ユーロ(約1.5万円) ・第3子以降 158.78ユーロ(約2.0万円) ・11歳以上の児童には加算 11～15歳 34.86ユーロ(約0.4万円) 16歳以上 61.96ユーロ(約0.8万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子1人当たり 1,050クローネ(約1.3万円) ・多子割増手当 2人 100クローネ(約0.1万円) 3人 454クローネ(約0.5万円) 4人 1,314クローネ(約1.6万円) 5人 2,364クローネ(約2.8万円)
なし (ただし、所得が大きい場合には児童控除(所得控除)が適用)	なし	なし
<ul style="list-style-type: none"> ・全額公費負担(連邦政府74%、州政府及び自治体26%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主拠出金(拠出金率5.4%)と一般社会税(CSG、年金や医療保険等充当分を合わせ税率7.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全額国庫負担
<ul style="list-style-type: none"> ・子女控除 扶養する児童1人当たり6,024ユーロ(約75.3万円)の所得控除(夫婦の場合) (児童手当と子女控除のうち、納税者にとってどちらか有利な方を適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・N分N乗方式 夫婦及び子ども(家族)を課税単位とし、世帯員の所得を合算し分割課税を行う(この方式によると、税率表に当てはめる際の課税所得額を世帯人員数の増加に応じて小さくすることになるので、家族構成や所得額によっては、適用税率を引下げる効果がある) 	なし
<ul style="list-style-type: none"> ・1996年に児童手当と子女控除の選択制を導入、額も引上げ ・かつて、1975年に子女控除を廃止し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から)したが、1983年に児童扶養控除が復活 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族手当制度は、N分N乗方式と併存 	<ul style="list-style-type: none"> ・1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設(児童手当制度に一本化)

6 労働

第358表 主要国の失業者数及び失業率

(単位 万人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1994年	192	2.9	800	6.1	280	9.8	370	9.6	306	12.3
1995	210	3.2	740	5.6	244	8.6	361	9.4	300	11.5
1996	225	3.4	724	5.4	239	8.3	397	10.4	309	12.1
1997	230	3.4	674	4.9	209	7.2	438	11.4	305	12.3
1998	279	4.1	621	4.5	182	6.3	428	11.1	292	11.6
1999	317	4.7	588	4.2	180	6.1	410	10.5	258	11.0
2000	320	4.7	569	4.0	159	5.4	389	9.6	215	9.5
2001	340	5.0	680	4.7	147	5.0	385	9.4	220	8.7
2002	359	5.4	838	5.8	153	5.2	406	9.8	240	8.8
2003	350	5.3	877	6.0	149	5.1	438	10.5	268	9.8
2004	313	4.7	815	5.5	142	4.8	438	10.6	241	8.9
2005	294	4.4	759	5.1	147	4.9	486	11.7	243	8.9
2006	275	4.1	700	4.6	167	5.4	449	10.8	243	8.8
2007	257	3.9	708	4.6	165	5.3	378	9.0	222	8.0

(注) 1 ドイツは、統一ドイツの数値。

2 日本：総務省統計局「労働力調査」

アメリカ：連邦労働省労働統計局HP

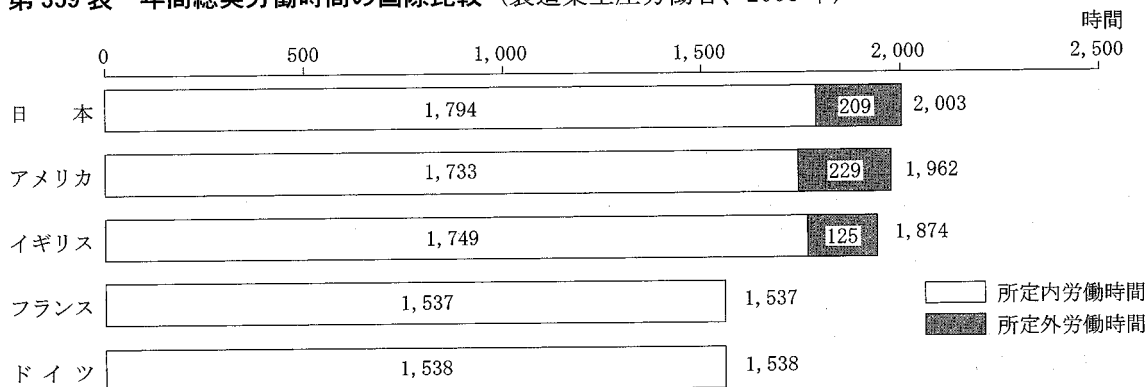
イギリス：国家統計局HP

ドイツ：連邦雇用庁「Arbeitsmarkt 2006」

フランス：国立統計経済研究所HP

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第359表 年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2006年）



(注) 1 フランス、ドイツは、総労働時間である。

2 事業所規模は、日本は5人以上、アメリカは全規模、その他は10人以上。

3 日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」

諸外国はEU及び各国資料より厚生労働省労働基準局推計

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第360表 国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）

(単位 週当たり時間)

区 分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1998年	37.5	41.4	41.8	37.7	37.4
1999	37.4	41.4	41.4	37.5	37.6
2000	38.0	41.3	41.3	37.9	36.3
2001	37.6	40.3	41.3	37.8	35.7
2002	37.8	40.5	41.0	37.6	35.3
2003	38.2	40.4	40.9	37.7	35.6
2004	38.7	40.8	41.0	37.6	36.0
2005	38.5	40.7	40.6	37.6	36.3
2006	…	41.1	40.7	37.9	36.4
2007	…	41.2	40.9	…	36.5

- (注) 1 日本・フランスは実労働時間、アメリカ・イギリス・ドイツは支払労働時間である。
 実労働時間：実際に労働者が使用者の指揮命令下において労働した時間数で、休憩時間等は除かれたもの。
 支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のごとで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日、賃金が支払われる病気休暇などを含むものである。
- 2 イギリスは、4月の数値。フルタイム雇用者。時間外勤務を含む。
- 3 フランスは、全雇用者。2003年以前は3月の数値。
- 4 ILO「Yearbook of Labour Statistics 2007」による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第361表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区 分	日本 2006年	アメリカ 2007年	イギリス 2004年	ドイツ 2004年	フランス 2004年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	79.8	77.7	75.0	75.3	63.4
賃金・俸給	62.4	69.9	68.0	65.5	59.2
不就業給	17.4	7.8	7.0	9.8	4.2
その他の労働費用計	20.2	22.3	25.0	24.4	36.3
法定福利費	10.3	8.4	6.1	15.3	25.1
法定外福利費	2.4	13.9	14.0	7.7	4.6
退職金等の費用	6.8		1.2	0.5	3.1
現物給与	0.2		1.5	0.7	0.2
教育訓練費	0.3		2.2	0.5	1.7
その他	0.2		0.0	0.3	2.2

- (注) 1 日本は企業規模30人以上、アメリカは1人以上、EUは10人以上の全労働者。
- 2 イギリス、ドイツ、フランスは見習の福利費を含む。
- 3 日本は、厚生労働省「就労条件総合調査」による。
 アメリカは、Bureau of Labor Statistics「Employer Costs for Employee Compensation, March 2007」
 その他は、Eurostat「Labour Costs Survey 2004」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

7 国際協力

第362表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位 %))

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
日 本	15.38	19.67	20.24	20.24	19.35	19.35	19.20	19.47	19.47	19.47	16.63
ド イ ツ	8.90	9.65	9.70	9.70	9.69	9.69	9.61	8.66	8.66	8.66	8.58
フ ラ ン ス	6.31	6.44	6.44	6.44	6.41	6.41	6.36	6.03	6.03	6.03	6.30
イギリス	5.23	5.01	5.01	5.01	5.49	5.49	5.45	6.13	6.13	6.13	6.64

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第363表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

(単位 人)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
研 修 員 等 受 入	1,406	1,312	1,222	1,221	1,094	1,394
国際協力機構(JICA)	770	824	838	792	702	862
世界保健機関(WHO)	22	29	14	40	12	12
国際労働機関(ILO)	39	33	0	0	0	0
そ の 他	575	426	370	389	380	520
専 門 家 派 遣	338	344	256	239	172	190
国際協力機構(JICA)	329	332	256	237	172	190
国際厚生事業団(JICWELS)他	9	12	0	2	0	0

(注) 研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会(JAVADA)、国際厚生事業団(JICWELS)等である。
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

8 国民所得

第364表 国民総所得

(単位 億ドル)

区 分	1999年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
アメリカ	93,999	100,705	103,891	106,614	111,413	119,113	127,565	136,292	141,414
日本	44,448	47,258	41,642	39,939	43,135	46,981	46,654	44,860	45,292
ドイツ	21,206	18,824	18,722	19,920	24,250	27,715	28,215	29,786	33,911
イギリス	14,960	14,748	14,797	16,359	18,862	22,296	23,155	24,484	28,399
イタリア	11,955	10,891	11,100	12,094	14,947	17,179	17,721	18,602	21,011
カナダ	6,389	7,060	6,952	7,163	8,455	9,720	11,125	12,647	14,092
スペイン	6,120	5,758	5,993	6,759	8,734	10,304	11,142	12,142	14,076
オーストラリア	4,044	3,887	3,704	4,126	5,302	6,356	7,100	7,529	9,051
オランダ	4,159	3,934	4,037	4,418	5,444	6,262	6,416	6,959	7,896
スウェーデン	2,545	2,435	2,230	2,478	3,138	3,564	3,655	3,997	4,642
ベルギー	2,588	2,372	2,352	2,551	3,144	3,629	3,775	4,018	4,609
スイス	2,855	2,683	2,667	2,876	3,496	3,889	4,076	4,210	4,397
インドネシア	1,293	1,541	1,545	1,898	2,257	2,451	2,720	3,490	4,143
南アフリカ	1,300	1,297	1,147	1,081	1,620	2,117	2,374	2,518	2,747
オーストリア	2,072	1,880	1,861	2,034	2,496	2,905	3,000	3,178	3,632
デンマーク	1,725	1,567	1,582	1,718	2,113	2,459	2,613	2,795	3,139
ベネズエラ	966	1,159	1,210	902	814	1,091	1,435	1,836	2,309
ノルウェー	1,577	1,660	1,711	1,925	2,265	2,591	3,041	3,370	3,913
フィンランド	1,290	1,209	1,248	1,357	1,635	1,903	1,964	2,116	2,458
韓国	4,404	5,097	4,813	5,485	6,090	6,828	7,904	8,898	9,713
ギリシャ	1,417	1,274	1,319	1,478	1,935	2,290	2,389	2,583	3,009
タイ	1,193	1,208	1,136	1,248	1,402	1,586	1,723	2,021	2,376
ニュージーランド	545	492	494	573	770	932	1,033	998	1,206

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"

その他の国はIMF "International Financial Statistics"

内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付海外担当で集計

第365表 1人当り国民総所得

(単位 ドル)

区 分	1999年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
アメリカ	33,687	35,689	36,448	37,054	38,390	40,668	43,160	45,680	46,936
日本	35,111	37,259	32,755	31,349	33,795	36,780	36,520	35,116	35,452
ドイツ	25,854	22,911	22,754	24,159	29,397	33,598	34,214	36,162	41,226
イギリス	25,492	25,045	25,032	27,575	31,671	37,256	38,439	40,411	46,575
イタリア	20,946	19,044	19,355	21,043	26,006	29,848	30,483	31,833	35,685
カナダ	21,015	23,008	22,412	22,844	26,722	30,431	34,502	38,824	42,797
スペイン	15,329	14,300	14,717	16,360	20,792	24,136	25,675	27,553	31,367
オーストラリア	21,368	20,297	19,077	20,998	26,650	31,582	34,815	36,373	42,953
オランダ	26,304	24,702	25,157	27,360	33,553	38,461	39,311	42,574	48,197
スウェーデン	28,734	27,442	25,069	27,761	35,035	39,627	40,471	44,019	50,739
ベルギー	25,307	23,137	22,862	24,687	30,297	34,821	36,023	38,118	43,388
スイス	39,961	37,343	36,910	39,482	47,635	52,616	54,805	56,252	58,227
インドネシア	639	751	743	900	1,057	1,132	1,241	1,573	1,844
南アフリカ	2,940	2,891	2,520	2,340	3,459	4,459	4,938	5,178	5,587
オーストラリア	25,601	23,176	23,138	25,166	30,742	35,115	36,468	38,436	43,751
デンマーク	32,410	29,346	29,524	31,974	39,228	45,520	48,240	51,429	57,520
ベネズエラ	4,035	4,748	4,866	3,562	3,157	4,154	5,368	6,752	8,348
ノルウェー	35,346	36,967	37,899	42,423	49,629	56,420	65,776	72,297	83,089
フィンランド	24,973	23,367	24,065	26,101	31,357	36,393	37,440	40,169	46,469
韓国	9,475	10,896	10,229	11,601	12,824	14,319	16,511	18,519	20,142
ギリシャ	13,021	11,672	12,042	13,450	17,553	20,703	21,510	23,170	26,879
タイ	1,929	1,938	1,804	1,958	2,174	2,429	2,613	3,039	3,547
ニュージーランド	14,218	12,758	12,738	14,522	19,122	22,791	24,998	23,853	28,522

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"

その他の国はIMF "International Financial Statistics"

内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付海外担当で集計

